KAIZO

改造

學生事件批判

十月號

1926



サロメチール

神經痛……ロイマチス……肩凝……腰痛……運動痛……關節炎

即効ある外用鎭痛藥

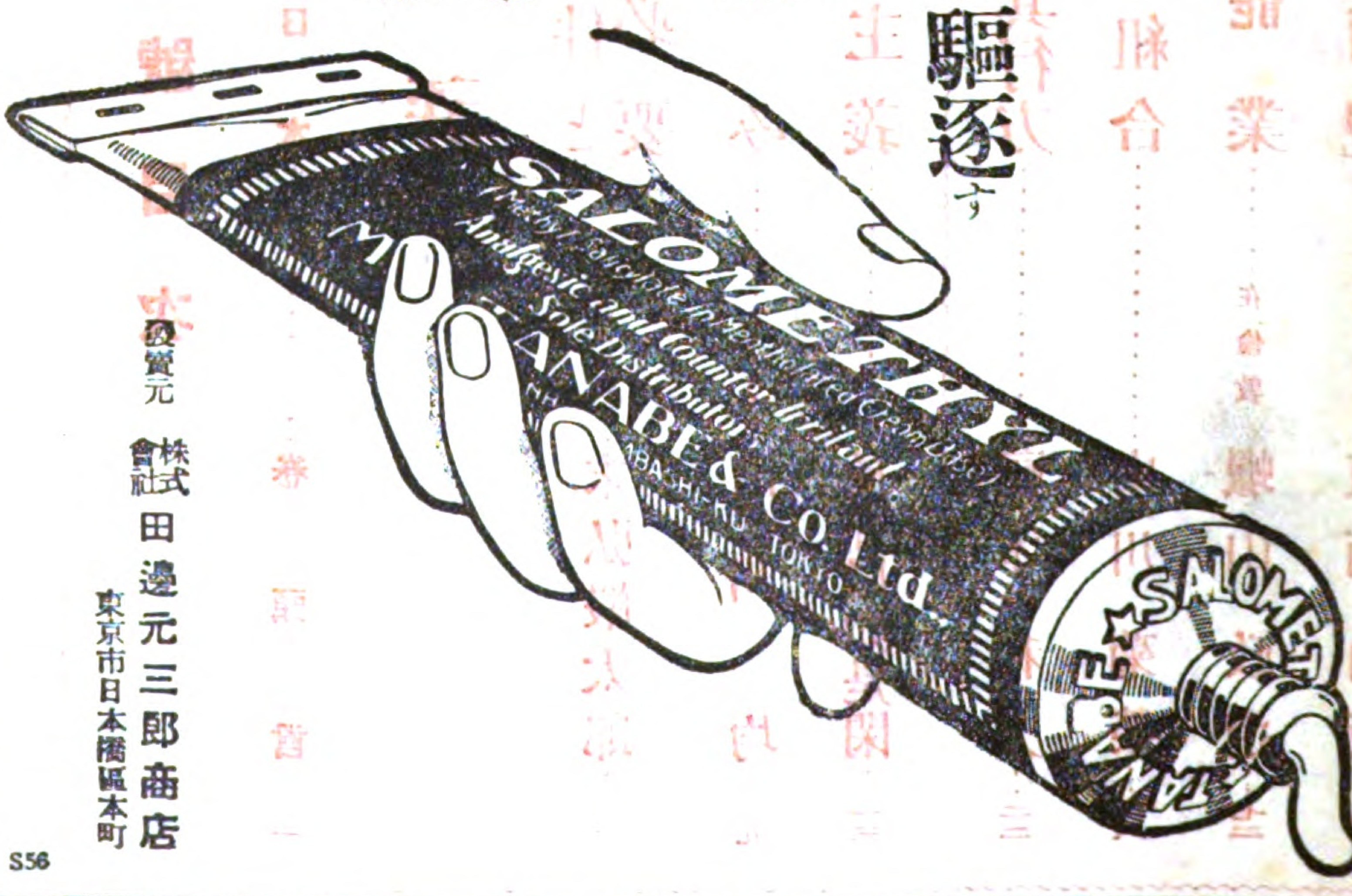
筋肉及關節の疼痛、疲勞、腫脹を迅速・愉快に驅逐す

痛みある局所に塗擦するときは上皮より直ちに吸收され、快き溫熱感を與へ、劇甚なる疼痛は極めて愉快に消失す。

◆

その効力頗る迅速、注射又は劇藥にあらずして、サロメチールの如く即効ある鎭痛藥は他に殆んど類例を有せず。

二十五瓦……一圓
七十五瓦……二圓七十錢
各藥店にあり



發賣元 株式會社 田邊元三郎商店
東京市日本橋區本町

S56

改造十月號目次

「新自由主義」批判

作

關西學院教授
法學士 松澤兼人譯

マリオン・ダットン
サヴエージ 著

最新刊

產業別勞働組合主義

—その米國に於ける發展—

四六判五百頁
總ポイント組

定價 貳圓五拾錢
送料十五錢

資本主義の攻勢は最近に於て何よりも顯著な事實である。これは必然的に勞働階級の陣營に於ける構造と哲學の再組織の問題を招來した。我國の勞働組合は力の分散に於て弱點をもつてゐる。このために勞働組合の内部に陣列の產業的政治的再編制が論議せられてゐる。總聯合、勞働農民黨が刻下の緊急問題であるのはこの理由からである。組合が將來を約束するものならば、產業別勞働組合主義の眞精神に甦生することは缺く可らざる緊急事である。本書はこの產業別勞働組合主義のあらゆる問題を明快に解決し、勞働者解放戰に關心を有する凡ての人々にその進む可き發展過程に就いて不可缺なる暗示を豐富に與へるものである。

發兌 東京神田 西紅梅町 同人社 振替東京二七〇六五 電話神田三四四〇

十年間に貳千五百圓の貯金の通帳を無くして仕舞ふも同しだと云ふ
煙草も一度『カロット』を口にすれば
再び煙草は吸へぬ、乞ふ明かなる事實に聞け!!
實業之日本社代理部と榮川堂主人

先年十月十三日煙草代用品「カロット」發賣元の榮川堂へ電話があつて實業之日本社代理部から「カロット」の御註文がありました店員が此事を主人に報告しますと主人は「明日私自身で代理部へ上つて「カロット」を御説明申さう」と云つて主人は翌十五日午前十時「カロット」一組を携へて實業之日本社代理部を御訪問申しました。丁度社員の諸君は熱心に執務の最中でありましたが快く迎へて與れました、其處で榮川堂主は自身來社せる眞意を述べて「カロット」發賣に至る迄の苦心と確信を申上げました、其うして先づ一社員の煙草好きな方に御試を願ひました、すると其社員の方は早速カロット」を取上てお試しになりました、暫して其方は「カロット」を口より放して今度は卷煙草をお吸ひになりましたが、社員の方「やつ!之は驚いた、之は全く煙草が吸へない、煙草がいやになりました、到底煙草等吸へないですね!」驚いたと仰有いたしました、此時迄發賣主の言葉に對して半信半疑の眼を持つて見てお出になつた他の社員の方々も「どれ僕も一つ、」「僕もやつて見よう」「僕も」と云ふ風に全社員の方が總立になつて「カロット」を取り上げてお試しになりました。

「やあこれでは煙草は吸へませんね!」「全く煙草が不味くなつて仕舞つた、驚いた」と口々に御賞讃下さいました。其處で更に店主は口を開いて一度「カロット」を御用ひになれば何等の努力を要せずして斷じて再び煙草は吸へなくなると云ふ事と、幸ひに近來「カロット」が多くの人に認められて來た事の本懐を述べて暇をして參りました、歸るに先だつて社員の方々は此品の將來に對する御奬勵の言葉を述べて下さいました。

天下堂は銀座、時事新報社に向つて左の通り左側八軒目です。何うか一度誰方も御來店御試しの上ニコチンの中毒の害からのがれて下さいまし、兎に角弊堂は確信を以つて發賣致して居りますから御來店御實驗の程願ひます。……

特徴

外見恰も卷煙草を用ゆるに異なざるを以て手持無沙汰の事なく適量朝鮮人蔘の精氣を含有せるを以て朝鮮人蔘が具有せる諸效用の凡てを人體に與ふると同時に温雅なる香氣と忘れ難き清涼なる甘い味とは輕き刺戟と快感とを永く口中に殘し一度之を口に試みたる者は全く煙草に對する永き嗜好を離れて斷じて再び顧みざるに至る殊に口中惡臭を發する時又は食後夜中に至りて口中「ねばり」を生ずる時其他散歩等に之を常用する者は身心の健康期して待つべく且永年の「ニコチン」中毒を完治すべし。

カロット(凡百日分)

金貳圓五十錢(ベークライト製パイプ付)

金參圓五十錢(サック入象牙製パイプ付)

送料	(内地十八錢 臺、朝、樺四十五錢)
引替送料	(内地三十錢 臺、朝、樺五十五錢)

御註文は振替利用を便とすれども御都合によりては端書にて御申越次第引換小包にて送品可仕候

東京府大森不入斗四五一
榮川堂
振替東京五二九壹壹

東京市京橋區瀧山町十三番地
代理店 **天下堂**

福本和夫氏著

社會の構成並に變革の過程

マルクスの意圖に從ひ、その後の資本主義の發展と諸學者の研究とを參照して、社會の構成され變革さるゝ過程を最も系統的、統一的に解明したものであつて、實に世界的意義を有する一大研究である。該博なる考證、辛辣なる批評、獨創的なる表式の間を貫く著者の唯物辯證法的立場は冷靜至純にして、而も熱烈なる社會學徒の心琴を共鳴させずには置かない。

菊判箱入布表紙
二百五十餘頁
定價金貳圓
送料金廿一錢

經濟學批判の方法論

經濟學批判の方法論は、眞理を究明せざれば止まぬ青年社會學徒の必讀不可缺のものである。其知識を持つと否とは、我々日常生活に必要な血となり肉となる知識を摑むか、知識の屑籠を摑むかの分岐點である。本書はマルクス學徒として本邦第一人者の稱ある著者がマルクス的辯證法に從ひ、經濟學の研究方法——進んで經濟學批判の方法を闡明せるものであつて、我學界に於て空前の一大收獲である。讀者は本書に接して始めて社會現象を經濟學上の諸問題を正視し批判し得る。

菊判箱入布表紙
四百四十餘頁
定價金參圓八拾錢
送料金廿七錢

月刊 マルキシズムの旗の下に（第五冊）

內容

一、今日に於ける左右兩翼の對立（四）
二、學生運動の方向轉換
三、唯物論的辯證法と自然科學（デボクン）（二）
四、レーニンとロシア農村問題（マルテイノフ）（四）

九月拾五日發行
價（送料共）一冊廿七錢
半年壹圓五拾七錢

東京神田美土代町二ノ一
白揚社
振替東京二五四〇〇

校註日本文學大系

第二版 豫約募集

▲全二十五卷 貳萬餘頁大本の提供▼

校註日本文學大系は我が民族が產出した文藝上の一大勞作を總集し、現代學界最高の權威者に依り、其の內容の脈絡、製作の年代を辿つて、之を一貫せる體系の下に編纂したるものである。國民の一大寶典たると共に、世界的文獻として燦然として特異の光輝を放つものである。

從來此種叢書の刊行せられたるもの二三に止らずと雖も、多くは其の編纂に何等の方針も統一もなく、或るものは收容書目極めて貧弱に、或るものは校訂註釋頗る杜撰に、又或は徒に大册として單に書齋の裝飾に止らしめ、或は用不用を顧みずして雜然と古書を網羅し、無意味に卷數の多きを計つて購讀の不便を感ぜしむ。

これ等の缺點を指摘し來れば、遂に現代の讀書人及び研究家を滿足せしむるもの皆無といふも恐らく過言であるまい。

校註日本文學大系は即ち此に生れざるを得ずして生れたる、我出版界空前の產物であつて、學界の誇であり同時に社會の一大惠澤である。

武者小路實篤著 最新刊

孤獨の魂

四六判上製
定價 金壹圓六拾錢
送料十八錢

武者氏の存在は日本の誇りだ。氏の抒情は恒にゲーテを突き、氏の氣魄は恒に石濤を覆ふ。而も奔放にして深き詩魂は遂ひに「孤獨の魂」「或る畫室の主」を得た。先きに「愛慾」を投じて一世の文人を驚倒せしめ、今またこの神品を物するに至りしは實に驚嘆の外ない。その珠玉の如く美しき筆致と、その氣韻の朗々さは誠に散文藝術至完のもの、今、本書を敢へて高く揭げ、江湖千載の青年に俟つ所以のものは繙讀數葉、自ら明らかなるであらう。

武者小路實篤著
愛慾
定價一圓六十錢 送料十八錢

武者小路實篤著
第三の隱者の運命
定價一圓九十錢 送料二十錢

武者小路實篤著
文學に志す人に
定價一圓三十錢 送料十八錢

武者小路實篤著
筆の向くまゝ
定價一圓十錢 送料十四錢

發行所 改造社 東京芝區愛宕下町 振替東京八四〇二

永見徳太郎編◆附録解説

長崎版画集

◎異國情調を生命とせる史料
◎絢爛素朴を兼ねた美術品

▼木版數十度摺二十枚台紙
▼及優美なる紙挾附
▼定價金參拾五圓　送料荷造費不要
▼内容見本　御申越次第進呈
▼實物見本　壹枚金貳圓
▼送附方法　代金引換小包郵便

發行所　東京市外高井戸町字中高井戸三八　書肆　夏汀堂

部數僅少

一　おらんだ船の祝砲
二　大清人男女之圖
三　駝鳥
四　紅毛人康樂
五　アメリカ人
六　大清朝人
七　各國人
八　唐人蛇躍
九　阿蘭陀人巡見
十　朝鮮人山狩
十一　阿蘭陀美人と狆
十二　ヲロシヤ人と獅子
十三　唐船入津
十四　蘭人饗宴
十五　韃靼人
十六　阿蘭陀船
十七　唐館交加遊女
十八　道中ハヤシ方行列
十九　長崎港
二十　象に乗る唐人

アルス文化大講座

會員募集

内容見本申込送呈

ハガキにて御申込の事

進展して止まざる現代に生き、燦然たる文化の中に呼吸し、我等何を知るべきか？何を求むべきか？　此の現代人共通の要望を充たすもの實に本講座であつて、吾人の内的生活を擴充し、活動の原動力たるべき生命の糧―最高の學術、知識の源泉、思想の叢淵、普遍の常識を整然たる體系の下に講述せんとするものである。講師は各大學の教授を中心に朝野學界の權威百數十氏、宛然として全日本聯盟の民衆的綜合的文化大學の壯觀を現出する。これ實に現代文化の百科全書であり、人生の縮圖であり、活社會の活知識である。敢て江湖の賛同を求む。

略規

◆全十二卷一ヶ年完了。
◆各卷菊判四百五十頁。全卷四百字詰原稿紙壹萬枚の尨然たる内容を有す。
◆申込金貳圓五拾錢（最後の會費に充當）毎月會費貳圓五拾錢。一時拂は全額貳拾七圓五拾錢に割引
◆申込締切十一月一日限。
◆十一月下旬より毎月一卷宛發行。

東京小石川表町百九

アルス

電話小石川三五七〇・四八一三

振替東京二四八八八番

アルス文化大講座の科目と講師

必らず内容見本を御請求下さい

◆第一部　學術篇

- 社會科學講座　長谷川如是閑
- 政治學講座　大山郁夫
- 經濟學講座　高橋龜吉
- 財政學講座　牧野輝智
- 法律學講座　高柳賢三
- 社會學講座　新明正道
- 社會主義講座　安部磯雄
- 社會思想史講座　北澤新次郎
- 自然科學講座　石原純
- 物質科學講座　竹內時男
- 物理學講座　岡村周諦
- 生物學講座　小泉丹
- 進化論講座　國崎定洞
- 社會衛生學講座　西村眞次
- 人類學講座　勝部謙造
- 哲學講座　村松正
- 美學講座　荻原擴
- 倫理學講座　永野芳夫
- 論理學講座　桑田芳藏
- 心理學講座　安田徳太郎
- 精神分析學講座　佐野勝也
- 宗教學講座　土田杏村
- 社會教育學講座　森數樹
- 一般統計學講座　西村眞次
- 世界文化史講座　片上伸
- 藝術概論講座　山口剛
- 日本文學講座　吉江喬松
- 外國文學講座　脇本十九郎
- 日本美術講座　中川勝之助
- 東洋美術講座
- 西洋美術講座　坂崎坦
- 日本演劇講座　岡本綺堂
- 西洋演劇講座　小山內薰
- 日本音樂講座　田邊尚雄
- 西洋音樂講座　小松耕輔

特別講座

- 近代文化の意義　金子馬治
- 政治問題　吉野作造
- 政治問題　末廣重雄
- 經濟問題　河田嗣郎
- 社會思想問題　堀經夫
- 勞働問題　鈴木文治
- 農村問題　那須皓
- 自然科學問題　桑木彧雄
- 人類學問題　鳥居龍藏
- 哲學宗教問題　石原謙
- 文化科學問題　平林初之輔
- 文藝問題　島崎藤村
- 文藝問題　深田康算
- 文藝問題　中村吉藏
- 美術問題　山本鼎
- 美術問題　一氏義良

◆第二部　現代篇

- 現代世界の大勢　米田實
- 現代の政治　板倉卓造
- 現代の經濟　堀江歸一
- 現代の外交　信夫淳平
- 現代の軍備　水野廣徳
- 現代の社會思想　青野季吉

◆第三部　生活篇

- 現代の社會政策　永井亨
- 現代の勞働運動　北澤新次郎
- 現代の農村問題　橋本傳左衛門
- 現代の婦人問題　山川菊榮
- 現代の産業　野村兼太郎
- 現代の科學　岡邦雄
- 現代の小說戲曲　千葉龜雄
- 現代の詩歌　北原白秋
- 現代の兩性問題　山本宣治
- 現代の美術　川路柳虹
- 現代の音樂　前田三男
- 現代のスポーツ　針重敬喜
- 現代の國際語　秋田雨雀

家庭

- 新樣式の住宅　横山信
- 文化的家具設備　森谷延雄
- 室內裝飾新樣式　杉山赤四郎
- 家庭化學の知識　伊藤靖
- 家庭備忘の話　佐々木好母
- 急救療法の話　正木不如丘
- 健康法　岡田道一

社交

- 社交の話　若林要
- 演說と座談の話　鶴見祐輔
- 洋式の服裝と禮式　大丸徳
- 美容と整容の話　藤井若三郎

スポーツ

- 野球の話　橋戸信
- 庭球の話　福田雅之助
- 蹴球の話　橋本[illegible]三郎・野津謙
- ホッケーの話　榊原濟一
- ヴァレー・ボール　多[illegible]德雄
- バスケット・ボール　藥師寺惇正
- ゴルフの話　大谷光明
- トラック・フィールド　野口[illegible]

趣味及娯樂

水上競技の話　擊劍の話　角力の話　乘馬の話　登山の話　スキー及スケート　キャムピングの話　釣の話　狩獵の話　旅行の話　ラヂオの話　蓄音器とレコード　寫眞の話　撞球の話　將棋の話　圍碁の歷史　圍碁の實技　酒の話　煙草の話　和洋食品通　映畫の話　ダンスの話

飯田光太郎　東龍太郎　針重敬喜　友田元效　河上壽雄　河上壽雄　茂木緻雄　中村星湖　小杉未醒　谷口梨花　服部風大　服部龍太郎　高桑勝雄　秋田貢司　馬場孤蝶　本因坊秀哉　岩佐銈　水島爾保布　下田將美　龜尾[illegible]五山　橋[illegible]高廣　永山龍七

知識

讀書法　圖書館の利用法　新聞研究　經濟記事の話　今日の租稅　陪審制借地借家法　犯罪の種々相　普通選擧の話　利殖の話　保險の知識　青少年の指導　國際聯盟とインターナショナル　消費組合　國語國字問題

內田魯庵　和田萬吉　城戸元亮　下村宏　太田正孝　稻垣伯勝　成瀬義作　布施辰治　小酒井不木　清瀬一郎　太田正孝　下田將美　三島章道　小牧近江　岡本利吉　上田萬年

野間五造氏著

菊判箱入三八〇頁
クロース裝　定價貳圓五拾錢（送料廿六錢）

立法一元論　上卷

貴族院無用論

好評五版發行

時事新報批評

政治に關して最近上梓せられた著書の中で最も異色あるものは野間氏の立法一元論である：：著者が本書の材料蒐集に當つて一方ならぬ苦心を拂はれた事は嘗て慶應大學の講演に於て親しく聽いた所である：：廣く歐米諸學者の學說を參酌引用せられたるは誠に敬服に値する、殊に武勳華族文勳華族の前身を洗ひ解剖する所宛然秋水を華冑諸公の胸に擬せんとする慨がある、是を日本貴族論として各國語に飜譯し廣く世界に問はれたらんには貴族研究の有力の文獻として必ずや賞讃を博するであらう。

報知新聞批評

第五十議會は將來上院の權限が縮少さるる事を暗示し如何に政治が一元化傾向に進みつつあるかが看取せらるる、此際立法一元論の著あるは頗る有意義の事と思ふ、上院の存在が政治哲學上必要とせらるる時代は既に過ぎ去つてゐる、本書は上院存在の理由として擧げらるる諸學說を粉碎し竭し：：下卷の出版を見なければ全體の理論は判らぬが唯上卷より窺ふも其の力作であり趣味に富む研究である事が判る。

やまと新聞批評

本書は元來著者が早稻田大學に於ける講述を增補訂正して上梓した者である：：氏は哲學的見地から新舊文獻を涉獵し單院の制度的最善に對し理論的是正を與へてゐる。猶ほ東西の制例を廣く引用し一院制の必然性不動性を立證してゐる。本書は日本憲法の側面秘史、院制學の理論的寶庫とし得難き價値のものである。

東京日々新聞批評

著者の曰ふ貴族院廢止立法一元論は理論に於て正しく感情に於て純理である。著者の義憤と上院缺點の研究に尊敬すべき努力の拂はれた事は我學界にとつて近事の一大快事である。

東京市神田區美土代町二ノ一　**白揚社**　振替東京二五四〇〇　電話神田(25)二二八五

カッセル著　大野信三譯

社會經濟學原論

▼菊大判壹千餘頁
▼クロース裝函入
▼定價六圓八拾錢
▼送料内地書留　參拾六錢

今や世界の經濟學界を獨歩する巨人たる原著者は、此の書に依つて、新正統派をも含む從來の經濟學者が例外なく陷つた方法論上の二元を排して、終始一貫純正社會的な見地を持し、大膽にも所謂價値論を一擲して、凡ての經濟問題を價格形成の問題とし、同時に全然新規な貨幣の説明を提示して、經濟學を平明確實な根柢に据ゑようと試み、然かも完全に成功した。一度小氣味の良い程に透徹した論理のメスを振つて複雜な價格形成の機構を解剖し去つた後は、實在的經驗的な基礎に立つて分配の諸問題を詳説し、從來の原論には殆んど見る事の出來なかつた景氣の變遷、恐慌の理論に多年の蘊蓄を傾けて居る。故に本書を手にした者は諸般の經濟問題を把握する最も確實な見地を獲るであらう。因に原著は瑞典科學協會賞を得たものである。

新刊發賣

■ 經濟法則の論理的性質　左右田喜一郎著　勝本鼎一譯
◆定價貳圓參拾錢
◆送料書留廿七錢

■ 經濟政策學原理〔第壹卷〕　那須皓著
◆定價貳圓五拾錢
◆送料書留廿七錢

發兌　東京神田南神保町　岩波書店　振替東京二六二四〇番　電話四谷五八〇七番・七一六七番

學生事件批判

社會科學運動の犯罪性と文化史的意義

森戸辰男

一

「妖靈がヨーロッパに出沒する――共産主義の妖靈がそれだ」此の一句を以てマルクスは嘗て夫の共産黨宣言の筆を起したのは、もう八十年前のことだ。其時からといふもの舊ヨーロッパの列强は勿論、新ヨーロッパの諸政府も亦一再ならずこの妖靈に對する「神聖なる怪物狩り」において力を協はせた。而も彼等の度々の十字軍をあざ笑ひつつ、妖靈は今やその出沒區域を全世界に擴め、遂に我國にもその姿を現ずるやうになつた。さうして我が權力的視靈者たちは支配階級的敎化の照明し得ない社會的闇所の到る處に、この社會的妖靈の出沒するのを見た。或は不逞なる朝鮮人の間に、

或は進步的思想團體の中に、或は左傾勞働團體の中に、或は無産的政治團體の中に、のみならず、最後に、彼等は我國における支配階級的教化の神聖なる一大靈場である大學内においてその學生間に、この怪物のうろつくのを、驚きと憤りとを以て發見したのである。今日、京都學生事件として社會の視聽を集めてゐる治安維持法違反事件がそれである。

私は子供の時度々オバケを見たといふ人の話を聞いたことがある。學校ではオバケなんてゐないものと聞いてゐながら、つい話につり込まれて妙な氣持になり、しまいには自分の目の前にそのオバケが出て來さうでこわくてたまらなくなつたことを覺えてゐる。だから、親切な古人は、妖怪談を聞くときには眉に唾きをつけろと吾々に戒めてくれたのだらう。實際、社會的枯尾花の搖らぎを妖靈の姿と見誤つて、慌はて騷いだ强迫觀念患者の例は外國には多々あることだから、我國の視靈者だけが全然斯樣な幻覺に煩はされないとは誰人も斷言し得まい。だから、吾々は彼等の物語を聞くに當つては、漫然と又は興奮して、描き出された怖ろしい怪物の存在を信ずる前に、先づ彼等の報告と獨立して、冷靜に嚴密に、斯樣な怪談の生れる客觀的な社會的條件を明かにし、それによつて所謂『妖靈』の合理的正體を捕捉するの用意がなければならぬ筈である。それにも拘らず、一般社會は社會的怪談に接する場合には、巷間の怪談を聽くに方つて守るべき心得をすつかり忘れて了ふのが常だ。そして彼等は漫然として之を信じ、小膽者は慄然として之に戰慄き、現代の宮本武藏たちは武者振ひして怪物退治の出征を誓ふ、といふやうな結果になる。最近、やたらに怪文書や怪寫眞やが新聞を賑はし、而も、それが忽ち『由々しき問題』化するのも、恐らくはこの同じ理由のためであらう。

京都學生事件はこれら一聯の社會的妖怪談に更に一の輪を加へた。さうして、凡ての妖怪談と同じく、忽ち世間に擴布して「由々しき問題」視せられ、不用意なる一般社會の裡に輕信と驚駭と戰慄と憤激とを呼び起しつつあるやうだ。新聞紙の語調に從へば、本事件によつて「京大を中心に、全國に亘る學生の共産主義聯盟」の存在が曝露せられた。彼等は「思想研究に名を藉つて恐ろしい計畫を立て」「ロシアの政治組織を引用して、共産政治の實現を期し」つつあつたのである。そこで、之を探知した官憲は「國家のために涙を以て」彼等を檢擧し、同時に「荷車三台の證據文書」と――恐らくは共産政治實現のために――隱匿したる「ピストル一挺彈丸數發」を押收した。「本分を忘れて盲動せる一味學

生」三十七名は間もなく治安維持法違反で起訴せられたが、最近に至り、豫審々理の結果、全部有罪と決定した。それは「餘りにも嘆はしい聖代の不祥事」である。

しかし學生事件が特に反動的意味において　かくも世間にショックを與へたことには、相當理由がある。なぜとならば、學生事件の被告三十七名はその名の示すやうに、殆んど全部、我國に於ける有力なる官私大學に籍を有する青年學徒である。さうして最高學府に學ぶ青年のかやうに多數な一團が、重大なる政治的犯罪の嫌疑で法廷に立つといふことは、恐くらは我國において前代未聞のことであらう。殊に、我國諸大學の中樞たる官立大學は「國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ　玆ニソノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スベキ」施設である。「人格ノ陶冶」と「國家思想ノ涵養」に留意すべき此の如き大學の學生が　國本擁護を目的とすると云はれてゐる特別法に對する侵犯を以て問はれたといふのだから、事柄は一段と皮肉でもあり、また、深刻でもある。社會的考察に慣れぬ世間が　之に驚き、或は憐み、或は憾み、或は憤るのはさもあるべきことだ。さうして、その程度に應じて事件の描く波紋も亦それだけ大きくそれだけ深い。

二

か、所謂學生事件の最も重要視すべき點は、單に多數の大學生が治維法違反の罪に問はれたといふことではなく、この事件が學生社會科學運動として知られてゐる思想運動と關聯して居る點である。社會科學運動は人の知る如く無産階級的見地よりする社會科學の研究及普及を目的とする研究團體たる社會科學研究會をその主體とするもので、數年前から漸次進歩的學生間に勢力と信望とを加へて來、文部當局の不當なる解散命令の行はるる直前には、殆んど全國の高級諸學校に亘り三千の會員を持つ一大文化運動であつた。此の如き研究を主眼とする一大學問的團體――恰も煽動專門の徒黨であるが如き逆宣傳に對して、このことは特に强調されねばならぬ。――の文化運動が治維法に違反するものであるとすれば、それは、反動的意味においてではなく、我國における文化發展の見地から「由々しき問題」でなければな

らぬ。

幸にも、權力者はその程度にまでは猪突しない賢明さを持つてゐるやうだ。學生事件は嚴密な意味における社會科學運動事件にまでは發展しなかつた。從つて全體としての社會科學運動は、學生三十七名に係はる本事件とは法律上沒交渉であり、それ故にこの運動は依然として適法に從來の文化的諸行動を繼續し得るのである。そしてそれは當然のことだ。何となれば、新聞紙によると、學生事件の重點は、一定見地よりする無產階級敎化の普及を計畫したといふことにあるらしいが、——思想の宣傳普及が治維法の對象となるや否については法律上大なる疑義がある——これは研究を中心とする社會科學研究團體から見れば、むしろ附隨的な活動であるのみならず、現に問題とされてゐる具體的な敎育要綱や組織が社會科學運動において可能なる唯一絕對なものであるとは何人も斷言し得ない所であらうし、假りに、傾向として之を認めるとして、現在、右樣な形において之を具體化することの妥當便宜については、多くの異論のある所だらうから。換言すれば、學生事件の中心事實は社會科學全運動の事項でもなく、その中心目的でもなく、附屬的目的ではあるが、その唯一絕對の形態でもないのだから、それによつて全運動を累すべきものではない。だから、社會科學運動其者の適法性は、此度の學生事件によつては、毫末も傷けられはしないのである。

併し、それは法律上形式上の話であるが、他方、實質上、社會上において兩者の間に種々なる關聯の存することを私は同樣に承認するものだ。何となれば、被告學生の三十七名の悉く社會科學研究會であり、特に問題とされてゐる無產階級敎化の組織的普及といふことは——その特定形態は別として——たとへ、附隨的であるとは云へ、ともかく社會科學運動の目的とする事項の一つである。のみならず、官權の該運動に對する從來の措置から綜合して見ると、此度の事件は直接には被告たる少數學生にのみ關係してゐるものの、間接には、社會科學の全運動に脅威と彈壓を加へることを目的としてゐるものの如くである。即ち、學校當局から文部當局へ、それから內務へと遞增し來つた彈壓が、此度の司法官憲の活動においてそのクライマックスに達したものと私は見てゐる。故に、學生事件の經過如何に係らず、諸學校における社會科學研究會の活動は全然合法的なもので、何等治維法と抵觸するものでないにも拘らず、而も、この運動

は學生事件を通して、治維法によつて著しき脅威を受けると共に、之を口實にして不當の拘束、制壓を被る危險に曝されざるを得ない。と同時に、世人の幻覺には、社會科學運動は『學生共產主義聯盟』の妖靈としてゆがめられた怖ろしい姿が映ずるのである。

三

所謂、學生事件が、官權の主張する如く治維法違反に該當するや否やについては、法律上幾多の疑義がある。併し、この點はすべてそれぞれの專門家の研究に讓り、私は爰には、萬が一、それが謂ふところの犯罪を、構成するものと假想して見よう。

思想事件については、世人は、多くの場合、先づ不當に犯罪の成立を豫斷し、次に、この犯罪といふ色目鏡を通して全事件全運動を見がちである。即ち恰も違法か合法かといふことが事件若くは之を生んだ運動を批判する事件批判唯一の基準であるかのやうに、それだけによつて事件運動の全般に對して一定の判斷を下さうとする。現に、世間は治安維持法の侵犯と聞いてすつかり逆上して「聖代の不祥事」を言ひつつある次第である。

けれども、一寸でも考へ直して見ればわかるやうに、法律上の價値判斷は事件や運動に對する唯一の價値判斷ではなく、それは倫理上、社會上、政治上のそれと列ぶ一つの價値判斷であるにすぎない。だから、單なる成法の侵犯といふ事實から、事件全體に對する歷史的文化的批判を下さうとするのは非常な間違である。現に、吾々はイエスがユダヤの權力者によつて十字架にかけられたからと言ふのでキリスト教を犯罪の宗教とせず、吉田松陰や賴三樹三郎が德川幕府によつて斬罪に處せられたからと言うて、彼等を動かした勤王思想を犯罪思想と思うてゐないではないか。

違法性は啻に事件運動を批判する唯一の目安でないばかりでなく、國粹的近視症に犯されない文化史的考察にとつては、それはむしろ頗る不適當な基準であるとさへ言はねばならぬ。何となれば成法は社會の所謂、上層建築であり、從つてそれは社會の基礎工事であるその經濟的構成によつて規定せられる。だから根本においては、社會組織の進化の欲

求に適應して成法が改廢せられて行くので、成法の要求するところに從つて社會が進化して行くのではない。それゆゑ特定の事件又は運動の文化史的意義を探ねる場合には、その事件の起つた國又は地方における當時の成法が之を犯罪と見るか否かに捉はれることなく、それが當時における全社會の歷史的進化の趨勢に順應するか、逆行するかを中心にして之を考察しなければならぬ。吾々の社會的批評が根本的であるがためには、吾々は自らの立場を社會的に根本的なるものの上に置いてかかるべきである。

殊に社會の現存狀態の改革を目的とする進步的運動の考察においては、就中、このことが肝腎だ。何となれば、一般に、成法は現存する社會秩序の形式を固定化する傾向を持つてゐる。然るに、社會生活の實質は生產力の發展に伴うて不斷に變化する。だから、社會の實質的變化に適應せんとする諸運動は、それが成法の支配圈內のものであり、そして成法の合法的改正を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、現存する社會秩序は、階級社會においては、、、、、、、、、、、、、、、、、を固定化する傾向を持ち、意識的に之を擴充し、擁護する手段として彼等によつて把握せられ勝である。この故に、被支配階級の見地にたつところの進步的諸運動は、政治上のものなると、思想上のものなるとを問はず、それが何等かの形において、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、は之に犯罪の極印を押捺するのを常とする。

此度の學生事件も亦、、、、、と社會的解放運動との衝突の一例である。さうしてそれは例によつて怖ろしき犯罪の極印を打たれんとしてゐる。いふまでもなく此の見方は、、、、、、、、よりする社會的解放運動の批判であつて、それは事件に對する一面の、、――――、、、、、、、、、、、、、、、、、――、、、、、、、、、、、、、、、、、。即ち、社會的解放運動の立場よりする、、、の批判がそれだ。さうして前者は、結局、裁判所の判決として現はれ來たるものであるが、後者は事實による成法の批評として、犯罪視せられた社會的解放運動其

者の中に含蓄されてゐるのである。故に、此の如き事件に對する社會的批評の任務は、警察、裁判所流の一面的な皮相的見解に追從し唱和することではなく、、、、、、、、、、、、、、、、、に對する批判を理論的に把握し、その歷史的社會的意味を闡明することに存するものと言はねばならぬ。

學生事件は單なる犯罪嫌疑であるに留らず、國本擁護を目的とする特別法治維法の侵犯であるがために世間では特に之を重大視してゐるやうである。が、私の見る所を以てすれば、丁度このことのために、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、何となれば、この犯罪はこの治維法上の犯罪であり、從つて治維法なかりせば、、存在しなかつたらうところの犯罪である。ところが、この治維法たるや放火を罰したり、殺人を罰したりする法規とは餘程その性質を異にする。階級的性質の濃厚な立法であるのだから。

治維法は、人も知る如く各方面からの不評判で遂に握り潰された過激社會運動取締法案の蒸返しとして、昨年議會に提出せられ、思想團體、勞働團體及少數議員の激烈なる反對にも拘らず、有產階級政黨の共同戰線のために大多數を以て議會を通過したところの法律だ。そしてそれは其後も引續き、無產大衆と進步的思想家によつて、階級的、反動的惡法として呪咀せられ來つた謂はば札つきの法律である。換言すればこの法律は選擧權に財產上の制限が附せられてゐた議會即ち有產階級の意志が制度上獨占的に代表せられて、小產者並に無產大衆の意志が制度上全然其處に代表せられてゐなかつたを議會において階級的に意識した無產階級の院外における強烈なる反對を無視して成立した典型的な有產階級的立法だ。だから、普通選擧が徹底して小產者並に無產大衆の意志が十分議會に代表せられるようになれば、この法律の如きはその改廢が眞先に實現せられる底のものだ。さうして實際上にも、勞働農民黨を始めとして、右翼にしろ左翼にしろ苟しくも今日無產政黨を名乘るところの團體にして、無產階級運動に暴壓脅威を加へつゝある諸法令——その先頭には問題の治維法がある——の改廢をその行動綱領の重要項目の一項として揭げてゐないものはない。だから、、治維法は——、、も亦法であるから、法としての威力と尊嚴とを持つことは勿論である。名前の仰山なにも拘らずその成立の歷史からも、存續の見込からも社會的には頗る影の薄い法律だと云はねばならぬ。

それだけではない、この法律は日本でこそ堂々たるものであれ、文明世界では思切つて時代に遅れた法律なのだ。歐米でも近頃過激的社會運動を取締る反動的立法が出來ないではない。併し、我が治維法の如く、その具體的手段の合法と否とに拘りなく、それが思想運動であると實行運動であるとに論なく、、、、、、、、、、、、、、をする國體運動は凡て之を彈壓し得るような解釋の成立つが如き野蠻な立法は殆んどその例を見ないさうである。それもその筈本法の如き法律が世界に行はれたと假定したら、どんな結果になるか。ロシヤの人民委員長ルイコフを初めて二十五萬のロシア共産黨員が犯罪者となるばかりではなく、二百餘の代議士と百萬の黨員を有する世界各國の共産黨はその槍玉に上るのは驚くに足らぬ。——序ながら、、、を非合法として禁遏してゐる國は、歐洲ではブルガリヤやリツアニアのやうな第三流國だけだ。が、危いのは彼等だけではない。ドイツの前大統領エーベルトも、墺太利の前首相レンナアも共に立派に罪人だ。ドイツやオートスリーは共和國だから、之を引合に出してはいけぬといふのか。それなら王國でもよい、王國にも同じ罪人候補者がその國政府の最高地位において見出される。英國に於ける先きの『陛下の政府』の首班たりし勞働黨總理マクドウナルドはどうだ、先きのスエーデンの首相ブランチンクも、デンマークの首相スタウニンクもこの法網を免れることはできぬであらう。なぜなら彼等は均しく、、、、、、、、、、、、、とする政黨に所屬してゐるのだから。今日苟くもヨーロッパで社會黨勞働黨を名乘つてゐる程の政黨で、上記の目的を追求しないものは殆どない。從つて、勞働社會黨『國際』に屬する諸黨派も、世界各國に亘る二千に近い代議士と六百萬に近い大衆でさへもが亦悉く本法の侵犯者でなければならぬ。即ち、、、。だから、治維法に對する侵犯事件は、日本においてこそ、重大事件であれ、日本以外の凡ての文明國においては、、、、、、、、、、、、、て日日公然と行はれつゝあるところのものである。を私は指摘して置きたい。故に冷靜なる社會考察者の眼には、、、をふ言ならば、世界史の歸嚮する所に向はんとする我國の社會的解放運動の此の如き進展にわざと人爲的障害を設けて、その潮流を激化せしめること、、、、、、、、、、、、、、、、、、。

取扱に於て見ると治維法違反事件を――――――――――――のは全く謂はれのないことだ。にも拘らず、現に學生事件が反動的意味において一大センセイションを惹起しつゝあるのは何故か。それは、主として、、、、とにバックせられてゐる有產者的宣傳の優越と、更には之を可能ならしめる有產者的敎化の普及との結果に外ならぬ。かくてこそ彼等の笛に合はせて輿論は亂舞するのだ。然り、諸條件がそれを許す限り、彼等をして笛を吹かしめよ。輿論をしてその樂曲に亂舞せしめよ。、、。同時に、有產者的敎化は、その井蛙的國粹主義と反動的階級性と社會科學的不姙症とを曝露せられ、新なる無產階級的科學と思想との確立と深化とによつて對抗せられつゝあるではないか。、、、、、、、、、、吾々の問題とする學生社會科學運動が中心的目標として追求しつゝあるところのものにほかならぬ。

四

學生事件を機會として社會科學運動の犯罪性が妄想されつゝある現在、特に我々は社會科學運動の文化史的意味を攷究して見る必要がある。私の見る所を以てすれば、この運動は我國の思想史上に極めて重要なる思想運動である。第一に、社會科學運動は思想鬪爭が本塁に肉迫し來つたことを意味する。もちろん從來とても思想戰は斷えず行はれてゐた。が、それは未だ散兵戰であつて、思想觀念の生產分配を掌る中樞機關たる學校の本陣は久しく安全地帶であつた。然るに最近、勞働學校と無產農民學校とが大手より、社會科學運動が搦手よりこの支配階級敎化の根據にまで進擊し來つた。これはたしかに容易ならざる形勢である。次に、從來とても、學校に對し、又は、學校內部において學問並に敎育に對する思想鬪爭は色々あつた。併し、その多くは現代敎育並に科學の根底に觸れる所のない謂はゞ、改良意見の爭ひであつた。然るに、社會科學運動は現代學校敎育と共處に敎へられてゐる社會科學の根本に對して疑を挾み、或

は之に對して戰を挑まんとするものである。更に、注意すべきことは、この運動が我國最高諸學府における少數であるが、、、、青年學徒の運動だといふ點だ。社會の變轉期に方り、その轉向の方向を卜知しようとする者の特に注意すべき指標はその人的なるものにあつては、當時における文化的教養に惠まれて而も之に滿足し得ない、、、、青年と、その地位と力とを意識するに至つたところの被壓階級との動きであると云はれてゐるが、廣い意味に解した青年學徒の社會科學運動の如きは正にその一つではないかと私は常々考へてゐる。何となればこの運動は單に教養ある眞摯なる青年學徒の運動である上に、更に、現代における被壓階級たるプロレタリアの立場をその思想的立場としてゐるものであるから。この事實、即ち社會科學運動が思想鬪爭において無産階級的立場に立つといふ事實――それが第四點である――は、この運動の文化史的考察において最も重視すべき點である。即ち、この運動は學問と教育の世界へ、、、、、、入れようとするのだ。從來とても學説、主義、思潮の鬪爭はあつた、がそれは階級的に把握されなかつた。他方には又、階級間の鬪爭もあつたが、それは意識的に思想鬪爭と結付けては戰はれなかつた。然るに、今や、社會科學運動は――獨立無産階級教育運動と共に――思想鬪爭を階級鬪爭の一方面として理解し、學問と思想と教育とを、、、、、、、、、、、、、、、、、、に至つたのである。

五

社會科學運動の根本的特質はそれが無産者的立場に立つて、學問と教育の世界に、、、、、移入しようと努める點にある。

從つてこれがまたこの運動の文化史的意義を理解しようとする者にとつての躓の石となる、之を越え得る者は之の運動を理解し得、之に躓く者にはその理解が永久に鎖される。我國の當局者は勿論、多數の學者及教育者は此の石に躓くところの人である。

彼等は第一に考へる、學校教育や學問研究は階級鬪爭と全然分離し得るものであり、その上に超然たる中立的地位を

占めるべきものだ。論より證據、今日の科學は超階級的な眞理であり、日本現代の學校教育は世界中稀に見るデモクラテイックな超階級的なものであるではないかと。

次に、彼等は生活する、學問研究並に學校教育と階級鬪爭との分離は啻に可能であるのみならず、望ましきことだ。社會科學運動並に無産階級學校の如く、強いてこの兩者を結びつけんとするのは甚だ怪しからぬ攪亂運動だ、此の如きもの、宜しく之れを彈壓し去るべし、と。

吾々は不幸にして、社會事象の斯樣な見方に對して全然反對するものである。

第一に、學問並に教育は階級鬪爭と不可分に結びついてゐる。この點については『社會科學の階級性』並に『鬪爭手段としての現代教育』の題下に、嘗て本誌上に論述したことがあるから、茲には之を繰返さない。思想、學問そして教育などは、一部の學者の考へるやうに、天から降つて來た超越的のものではなくて、その時代の社會の地盤から生え出たものだ。從つて、その生れ出た母體たる社會の階級的組織に應じて、一定の階級的特質を帶びざるを得ない。歷史上においても、近代社會科學近代教育は主として封建階級に對するブルジョアジイの階級鬪爭の心的手段として發達したものである。更に、我國現代の社會科學や學校教育も亦決して說者の如き超階級的のものではない。このことは形式的には一方では新興無産階級が現代教育と現代科學の階級性を發露し、之に對して無産階級的科學と教化とを樹立しようと努力してゐる事實において、他方では、支配階級者が、これらの無産階級的立場よりする科學及教化運動の學校教育の領域内の侵入に對して激烈なる抑壓を加へつつある事實において十分表明されてゐる。なほ、この主張は進んで個々の事實について具體的にも之を論證し得るけれどもそれは上掲の論文を讀んで貰ふことにして爰には書くまい。要するに、現代の社會科學と學校教育とは有産階級諸黨の相互黨爭の上には超然として政治的に中立してゐるが、有産階級の無産階級に對する鬪爭においては決して中立ではなく、斷乎として黨派的だ。換言すれば、それは有産階級的である。

科學や教化の階級性が斯樣に根本的な社會事實に根ざしてゐるとすれば、新興階級たるプロレタリアの發展に伴ふて、これらの領域へ彼等の見地よりする階級鬪爭が移入されることは避け難い所であらう。それは單なる流行ではなくて階

級社會其者の中に根ざした事實である。

第二に、然らば、學問教育の領域に學校教育を導き入れることは呪はしく、排撃すべきことであるか。否、それは望ましく且つ歡迎すべきことである。何となれば私の見る所を以てすれば、階級鬪爭の移入にも沈滯し梗塞せる我國の學校教育と社會科學の世界に新なる衝動と活力とを與へるものであるから。人々は階級鬪爭に就いて誤つた見解を持つてゐる。勿論、階級鬪爭は多くの悲慘事を伴うた。併し、客觀的な歴史的考察は階級社會の如何なる進化も曾てこの鬪爭なしには行はれなかつたことを吾々に教へてゐる。階級社會における文化の進展は天の攝理によつて行はれるのでもなく、精神の自己發展によつて行はれるのでもなく、支配階級の智と善意とによつて行はれるのでもない。、、、、こそこの社會における文化進展の、、ある。フランス革命を拔きにして歐洲の近代文化を考へ得るか。明治革新なしに大正の日本を想像し得るか。階級鬪爭なしに階級社會における文化の進展を希ふのは、足を動かさずして歩むことを希うに均しい。現實の世界において鬪ひ始められた新興階級の、、、、は、觀念の世界思想、學問、教育の世界においても鬪はれねばならぬ。さうしてこの鬪ひの中にこそ新なる文化と教化が芽生え育つのであり、我國學校教育と社會科學研究との停頓的現狀は此の如き階級的見地の移入による新なる活力の注入を待ちわびつゝある。歴史の上から見ても、明治以降における我國學校教育の進化は私のこの主張を裏書するものの如く思はれる。

六

明治變革當時における政治並に思想上の鬪爭は大まかに言へば、王政維新か王政復古かと云ふ二つの標語によつて之を象徴し得るであらう。むろん、維新派にも復王派にもそれぞれ色々な小分けがあり、而もそれが當面の問題の異るに從つて色々な名稱と色々な組み合せで現はれて來るが、根本においては維新派は歐米の資本主義的思想を代表し、復古派は東洋の封建的思想を代表してゐたらしい。革新の直後は混沌として秩序定まらず、一時は維新派が優勢なやうにも見受けられたが、其後、明治政府の基礎が固まり、その教育方針が樹立せらるるに至るや、その根本方針となつたもの

は時勢の要求に從うて開明的な外装は纏ふたとは云へ—その心髓においては依然たる復古的封建思想であつた。

我國政治の根本組織の手本となつたものは、人も知る如く、開國以來我國における文明思想に多大な影響を與へて來た米佛の急進的民權主義でもなく、英國の穩健なる立憲主義でもなく、實に封建的軍國的色彩の濃厚なるドイツ帝國の超然國家主義であつた。即ち、明治變革の勝利者にして封建的餘臭の拔け切らない薩長の藩閥を背景とする超然的官僚國家が出來上つたのである。云ふまでもなく、官學はこの新なる形勢によつて影響せられ、官立大學はこの官僚國家の繁榮に必要なる學術技藝を敎授し、之に奉仕すべき忠順なる官吏と廣義の技術家とを養成することを以て使命とした。從つて、この官立大學においては、國家に服事する忠順なる臣隸たるにふさはしき道德的、知的、技術的、資格は涵養されたが、獨立自尊の精神、自立自營の能力の育成は多く之を顧る所がなかつた。また、超然的官僚國家主義を基礎づけるやうな學問は法學でも政治學でも經濟學でも切りにその研究を奬勵しその普及に努めたが、之に不利益なる學問、就中民衆の權利自由を主張しデモクラシイを說くが如き學說は、すべて之を等閑視し若くは敵視した。それ故に、獨立自尊を旨とする個人格の敎育、自由主義の上に立つ社會諸科學の自由なる討究は我が官學においては到底望み難き所であつた。而もそれは開國以來久しきに亘つて英、米、佛の文明思想に著しく影響せられた我が國の中間的な市民にとつても、更に又、漸次成長しつつあつたブルジョアジイの一部にとつても抑え難き强烈な欲求であつたのである。

民間におけるこの要求に應じて、官學に對抗する私的敎育機關として出來たのが我國における私立諸大學の起源である。即ち、我國の私學は官學における敎育並に學問に國家主義化、官僚化、封建化に對する思想鬪爭にその源を有するものといふことができる。

七

私學派の敎育上の根本方針と敎育上の理想は根本においては、先に述べたやうに、復古思想に對する文明開化の思想の、國粹主義に對する歐化主義の、封建的の考へ方にする近代資本主義的考へ方の對峙鬪爭であつた。

明治時代を通じて、我國文化の上に最も重大な影響を及ぼした二人の偉大なる教育家がある。それは福澤諭吉先生と新島襄先生である。なほ、教育家としての價値については、これら兩者と段違ひであるが、併し、我國の民間教育、就中、政治的教育のためになした貢献については、決して閑却し得ないものに、早稲田の大隈侯がある。と同時に、これらの教育家は我國の教育史上最も重要なる三大學、慶應義塾と同志社と早稲田大學との創立者であつた。さうして、これら三系統の私學は、それぞれ經濟的、道徳的、政治的教育に於て、その各々の特質を發揮しながら、官學の封建主義的國家主義的教育に對抗したのである。吾々は姑らくこれら私學の創立當時を顧み、その革新的思想と之がために受けなければならなかつた諸々の迫害と之に對する鬪爭の跡を訪ねて見たい。而もそれは、これら私學がその反對的地位から逆轉して實質上の官學となり、政府官學と相携へて官的思想の擁護者となり此の如き思想に反對する者に彈壓を加へる今日において、特に意味のあることのやうに思はれる。

× × ×

我國私學の內その起源の一番古いのは慶應義塾である。それが今日の名稱をもつに至つたのは——設立はもつと古い安政五年に溯る——その名の示すやうに、明治元年に當る慶應四年である。明治元年は上野に大戰爭のあつたとき、江戸市中の芝居も寄席も料理茶屋も凡て休み、全市大混亂の渦中にある間、福澤氏は銃聲を聞きながら、ウエーランドの經濟の講義をしてゐたといふ。當時、福澤氏は勤王佐幕兩黨の政治的鬪爭の外に超然としてゐた。そのわけは、福澤翁自身の言によれば、

「第一、私は幕府の門閥、壓制、鎖國主義が極々嫌ひで之に力を盡す氣はない、第二、さればとて彼の勤王家と言ふ一類を見れば幕府よりなほ一層甚だしい攘夷論で、こんな亂暴者を助ける氣は固よりなかつた」

即ち、先生はその勢力を爭ふ二派を色合の違ふが何づれ劣らぬ頑迷連と見切りをつけ、來るべき新世代に望を囑して靜かに青年に洋學の教育をなしたのである。

兵馬倥偬の折にも拘らず、文明の洋學を學ばうとする學生がだんだん塾に集つて來た。之に反して、幕府の學校は變

社のために潰れて了ひ、明治政府はまた學校どころの場合でない。故に「日本國中苟も書を讀んでゐる處は唯、慶應義塾ばかりと言ふ有樣で」あつた。當時、先生は生徒に語つて云つたさうだ。曾て和蘭はナポレオンのために攻取されて、本國にも植民地にもその國旗を掲げる所がなくなつた。唯、日本長崎における出島の居留地には歐洲兵亂に累されずに、和蘭の國旗は玆にヘンペンと飜つてゐた、そこで和蘭人は和蘭國は曾て滅亡したることなしと誇つてゐる。「シテ見ると此の慶應義塾は日本の洋學のためには和蘭の出島と同樣、世の中に如何なる騷動があつても變亂があつても未だ曾て洋學の命脈を斷やしたことはないぞよ、慶應義塾は一日も休業したことはない、此の塾のあらん限り大日本は世界の文明國である、世間に頓着するな」と。(自傳三四一―二頁)

福澤先生の、從つて慶應義塾の教育上の抱負は「慶應義塾を西洋文明の案内者にして」「大に西洋文明の空氣を吹込み、全國の人心を根底から轉覆し、絶遠の東洋に一新文明國を開き、東に日本、西に英國と相對して後れを取らぬやうに」することにあつたのである。

當時、福澤翁の考へた所によると、西洋諸國が東洋に比べて、國富み、兵強く、民教の進んでゐるのは色々の原因があらうが、その最も重要なるものの一つは兩者の國民教育法の相異である。そうしてこの東西兩洋の國民教育法の相違即ち東洋の儒教主義と西洋の文明主義との相違は何處にあるかといふに「有形において數理學と無形において獨立心と此二點である」だから、西洋の富强なのは、文明主義が徹底し自然科學的實證主義的知識と獨立自營の精神とが國民に普及してゐるがためであり、之に反して、東洋における儒教主義は虚文空論を貴び、奴隸根性を養ひ、數理に基く實學と獨立自尊の精神を輕く見、これがために東洋諸國の國勢の伸張し得なかつたのである。この考へから慶應義塾の教育の根本方針は當然割出される。即ち、それは「東洋の儒教主義」に對抗して「西洋の文明主義」を執ることであつた。故にそれは、積極的には實證的知識、即ち「文明の實學」の普及を計り、「獨立自尊」の精神の涵養に努力すると共に、他方には儒教主義に對する勇敢なる闘爭をなしたのである。頑迷なる儒教主義は、單に維新前の幕府の教育方針であるだけではない、それは開明された形において、明治政府の教育方針として受繼がれたもので、國粹主義、國家主義の教育

はその一變形たるに過ぎない。從つて、福澤氏は、其後我國の官學教育の根本方針となつたところのものに對して抗爭したものと考へられる。而もその鬪爭の如何に猛烈であつたかは夫の楠公權助論でもわかることだ。彼は「單に漢學も不信仰で、漢學に重きを置かぬ計りでない、一歩を進めて、所謂腐儒の腐說を一掃してやらう」「日本國中の漢學者は皆來い乃公一人で相手にならうといふ」意氣込であつた。從つて先生は決して開明化された儒教主義に妥協する人ではなかつた。彼の言に從へば、「吾輩は、西洋文明の學問を修め、之を折衷して漢學說に附會せんとする者にあらず、古來の學說を根抵より顚覆して更に文明學の門を開かんと欲する者なり、即ち學問を以て學問を滅さんとするの本願にして畢生の心事唯こゝにあるのみ。」「されば我輩は一切の學說に就き東洋流を棄てゝ西洋文明の主義に歸せんとする者にして、これを棄つるや殆んど吝む所なしと雖も、世間或は然らず、時としてはなほ舊物に戀々して儒流の殘夢を貪る者なきにあらず、世に言ふ文明開化の人にして能く明暗の利害を辨じ、身に洋服を服し、口に洋食を食し、西洋の便法を便利なりとして其利用を拒まず、工事に武事に之を採用して其利益を知るのみならず、政治法律經濟の事に至るまで西洋流を許しながら其心の底を叩けば、自ら一片の儒魂を存して脫然たるを得ず、……十數年前教育社會に一時の波瀾を生じて古學復活の奇相を呈し、所謂嘉言善行忠勇武烈など云ふ極端の主義を奬勵して天下の人心を刺衝し、其影響は歲月の後に發して種々無量の困難危險を醸し今日に至るまでも尙未だ拭ひ去るを得ざるは、畢竟するに、彼の儒魂の不滅に由來するものと云はざるを得ず。是れ即ち我輩が東西學說の折衷を云はずして儒流を根抵より排斥せんと欲する所以なり」と。

學問教育に對する此如き根本的に非妥協的な鬪爭的態度は勿論國粹主義者反動主義者の喜ばう筈はない。福澤氏は多くの洋學者と共に「賣國奴」として彼等につけねらはれ、辛うじて死地を脫れたことも一度ならずあつた。だもんだら、文久二三年から明治六、七年に至る十二三年の間といふものは、先生はいつもじつと「東京にゐて夜分は決して外出せず」餘儀なく旅行する時は姓名を僞はり人目を忍んでコツソリと往來するといやうな有様であつたといふ。其後に至つては、もう身邊の危險はなくなつたが、福澤先生の所說は依然として保守主義者にとつては此上なく危險なものであつた。その證據には、「明治十四五年の頃なり、政府が教育に儒教主義とて不思議なることを唱へ出し、文部省にて

は學校讀本の檢定と稱して世上一般の著譯書を集め省の役人が集會してその書の可否を議定し又は時代後れの老儒者を呼び集めて讀本の編纂を囑託するなど恰も文明世界に古流回復の狂言を演ずる其最中に福澤の著譯書は學校の讀本として有害無益と認められ、唯の一部も檢査に及第せざりしこそおかしけれ。」

慶應義塾は此樣な起源を有し、從ては斯樣な教育上の抱負と方針とを以て、當代の反動思想と鬪ひ、官學派の教育に抗爭し、我國における進歩思想の發展を促進し來つたのである。創立以來ほゞ六十年慶應義塾大學は六千の學生を持つ堂々たる大大學である。從てその塾長はたしか文部大臣になつたことさへある。遂に功なり名遂げたわけだ。が、同時に從て官學的教育の痛烈なる批評者抗爭者たりしその創立者の精神は之を取り落しはしなかつたか。今日福澤先生の慶應義塾はその思想においては全然官學化して了つたかの觀がある。否、恐らく政府者の見地からすれば、現在の慶應義塾は東京商科大學に列んで日本の諸大學中、最も穩健にして健全なる教授と學生の集團であるであらう。

八

慶應義塾に次いで古い我國の私學は、京都の同志社であり、その創立者は熱心なるキリスト教徒新島襄先生である。新島氏は十餘年米國に苦學した人であるが彼國文明の盛大とそのよつて來る處を考へ、更に歐米諸國教育實況取調べの文部理事官に隨行して歐米の諸國を巡歷し諸般の學制を觀察した結果、歐米文明の基礎は國民の教化にあるを確信し、我邦をして歐米文明の諸國と對立せしめようと思へば獨り其の外形上の文明を模倣するに留らず、その根本に向つて力を盡さなければならぬことを悟つた。彼によれば、日本國民將來の「安危禍福は獨り政治の改良に存せず、獨り物質的文明の進歩に存せず、實に專ら國民の教化の力にある」のであつた。併し、支那古風の道德には斯樣な力はない。否、むしろ東洋の不振は儒教道德の祟りだ、換言すれば「自由とキリスト教道德なきに因由する。」之に反して歐洲諸國の文運を煥發せし所以のものは、「要するに自由の擴張と學問の發達と政事の進歩と道義の能力に」歸着する、そして此四者を致した所以は乃ち「キリスト教の道德を主本として日新の學術を攻究する」がためである。これ故に、日本にキリス

ト教主義の私立大學を興し、國民教化の新なる原動力を造ることこれが先生の牢乎たる心願となつたのである。「今や吾人は己に舊日本を出發して改進の洋に浮べり、是より天下の公衆と自由の港に安着して眞理の郷を開拓し以て新日本國を經營」し得せしめるもの、それは我が新島先生にとつてはこのキリスト教主義を奉ずる私立大學の方舟に外ならなかつたのである。

歸國後直ちに新島氏はキリスト教的私立學校設立を計畫した。先づその地を大阪にトしたが、當局が外國宣教師招聘を許さなかつたために、更に京都に轉じた。玆でもまた多くの困難が彼を待ち構へてゐた。即ち、多年我國の帝都たりし京都府内に公然キリスト教主義の學校を開設し、外國宣教師を招聘することの許可を得ることは、非常に困難であつた。が、先生の誠意と熱心の結果、府内の治安を紊さざることを條件として、遂に學校設立が許可せられ玆に同志社の基礎は据えられた。併し、このことが府民に知れるや、府民の反對きびしく、當初は、學校のために又外國宣教師のために家屋を見出すことにすら困難な狀況であつた。就中、佛教徒は屢々集會を開き、遂に政府に建白して新島氏及宣教師を府外に追放しようと試み、この方面からの壓迫の結果、府吏も亦極めて冷淡な態度を示すやうになつた。その結果、外國宣教師の招聘の許可は渉らず學校內で聖書を教えることも府から禁止せられるといふ有様であつた。斯様な妨害と壓迫の下に明治八年末同志社英語學校は京都に開校されたのである。

京都府官民による壓迫其他の事情によつて危急存亡の狀態に迫つてゐたとき同志社の歴史にとつて重大な出來事が起つた。それはゼンスが熊本洋學校の卒業者十數名を同志社に送つたことである。熊本洋學校は維新改革の初め熊本藩の有志がその子弟教育のために設立したもので、ゼンスはその教師として招聘せられた米國士官であつた。併し彼は熱心なクリスチャンであり、熱心に學生の間にキリスト教を宣傳し、遂に學生の信仰を告白するもの四十餘名に達した。一日彼等は熊本の西南の花岡山に登り、嚴粛なる祈の中に福音宣傳のため一身を捧げる旨の誓約をなした。我が近代キリスト教史の一事件である熊本バンドの花岡山の誓約はこれである。同志社の現總長海老名彈正先生はこの熊本バンドの一人である。

花岡山誓約のことが一度に知れ渡るや、學校關係者並に父兄は痛く失望し且つ憤慨した。「學生たちはキリスト教の坊主になつた、ゼンスは學生をキリスト教徒たらしめた。若し今の中に之を抑止しなければ、我々の希望は水泡に歸するであらう」と彼等は絶叫した。當時ゼンスの身邊は頗る危險であり、學生も亦色々な方法で迫害せられた。或人の母親はその子を戒めて曰ふた、「お前が若しキリスト教を棄てなければ、母はお前の祖先に對して印した汚點を拭ふためにお前を殺さなければならぬ」と。或者の父親は彼を脅かして曰ふた、「若しお前がヤソ教をすてねば即座にお前を切殺して了ふぞ」と。或者は勘當せられ、或者も百日も室内に幽閉せられ、一人として迫害を被らないものはなかつた。かかる四面楚歌の裡にあつて、彼等はその操守を曲げず、その信仰は益々固うせられた。彼等はよく六ケ月に亘る迫害と戰うた。彼等の父兄は遂に改宗を斷念した。試錬の勝利者として、彼等は之の年の秋一冊の聖書と一枚の衣とを以て勇んで同志社に赴いたのであつた。

キリスト教主義のために官民の迫害に鬪ひつゝありし同志社の教師は、今や同じ迫害の下に鍛煉せられし有爲なる學生を得ることが出來た。それは彼等にとつては天來の激勵でもあり、援軍でもあつたに違ひない。これら眞摯にして勇敢なる教師と學生とは頑迷なる舊勢力と舊思想に對して協同戰線を張り、その不斷の努力の裡に同志社は成長し來たつたのである。

同志社は本年創立五十週年を迎え、一千の學生を持ち、關西に於ける私學界の第一人者である。併し、この外形の成功の裏にはその精神的凋落が匿されてはゐはしまいか。創立當初に於ける自由とキリスト教主義とのためにする熱切なる鬪爭的精神は今日もなほ昔日の如く躍如してゐるかどうか。この名譽あるキリスト教主義の學校が進んで軍事教育を採用したのはまだしも、神聖なるべきチャペルにおいて軍事講話を學生に聽かしめたといふ噂がある。更に、風評によれば、同校の資本家理事の或者が某々進歩的教授放逐の陰謀を企てたといふことだ。私は同志社の名譽のためにこれが凡てが誤聞ならんことを切望して止まざる次第である。最近の京都事件は、その立場こそ違へ、最もよく夫の、、、、、、に似てゐる。キリスト教主義を奉ずる學校が、就中、熊本バンドの精神的傳統を誇とし、現にその一人を現總長

に就く同志社は、大正の、、、、、、、、て官立諸大學に對比して特に吾等を、、させるやうな處置に出でるであらうことを私はひそかに期待してゐる。

九

最後に、官學に對する第三の反對者は早稻田大學である。慶應の反對が功利主義とその中心的學問たる經濟學の强調であり、同志社の反對がキリスト教道德の力說であるに對して、早稻田は政治的デモクラシイの提唱によつて官學に對立したのである。早稻田大學の起源は前二者に比しては大分新しい。明治十六年である。之より先き、西南の役後我國には議會開設を要求する運動が漸次盛になり、遂に明治十四年、二十三年を期し議會をすると云ふ詔勅が發せられ、それと共に時の政府の要職にあつた大隈參議はその急進的意見のために諭旨免官となつた。斯樣にして野に下つて大隈侯は同志と共に改進黨を組織して議會開設に備へ、同時に早稻田に專門學校を起して「大に靑年を薰陶して以て將來立憲國民たるの資格を養成しようと欲した。蓋し侯の考ふる所によれば、國民をして自治獨立の精神を持せんとせば、須く先づ學問の獨立を計らなければならず、そして學問の獨立を完うする道は、權勢情實のキハンを脫したる一大私立學校を起し、學に志する者をして自由に必要の諸學科を修めしむるにあつたからである（開國五十年史上卷八〇五―六頁）

即ち、早稻田大學はその創立の起源より見れば、我國第一の政黨の一つである改進黨と密接な關係があるのである。然らば改進黨は如何なる主義主張を持つてゐたか。その宣言書は次のやうに書いてゐる、「幸福ハ人類ノ得ンコトヲ期スル所ナリ、然レ共少數專有ノ幸福ハ我黨コレヲ與セズ……若シ一二私黨ノ我ガ帝國ヲ專ラニシ王室ノ尊榮ト人民ノ幸福ヲ蔑ニシ、目前ノ苟安ヲ偸ミ遠永ノ禍害ヲ顧ミザルモノアラバ我黨ハ之ヲ目シテ公敵トナサントス。……政治ノ改良前進ハ我黨ノ冀ウテ止マラザル所ナリ。……然レ共急激ノ變革ハ我黨ノ望ム所ニアラズ、蓋シ其順序ヲ逐ヘズシテ遽ニ變革ヲ爲サント謀ルハ即チ社會ノ秩序ヲ紊亂シ却ツテ政治ノ進行ヲ妨碍スルモノナレバナリ、是ヲ以テ夫ノ頑見ニ惑ヒ、徒ラニ守舊ヲ主トシ、夫ノ急躁ヲ競ヒ好ンデ激昂ヲ務ムルモノノ如キハ我黨ノ郤ケテ共ノ冀望ヲ與ニセザルモノナ

す。……」即ち、改進黨は一方、薩長の藩閥を中心とする保守的官僚に對すると共に、他方にはフランス流の過激なる自由思想を奉じたる自由黨に對立し、主として英國流のデモクラシイを手本にした穩健にして秩序ある政治の改良前進即ち政治の民主化を主張したのである。勿論、改進黨はその中間的立場であつたがために、反動主義者から極端な迫害を被ることはなかつた、而もなほ大隈侯は、明治二十二年條約改正の衝に當つて、刺客の爆彈のためにその雙脚を喪はざるを得なかつた。この雙脚の校主の下に早稻田大學は、政府の權威に對して卓立不羈の地位に立ち、學問の自由を尊重すると共に、官僚的國家主義に對して政治的デモクラシイの旗印を高く掲げ來つたのである。

早稻田大學は創立以來四十年にならんとし、その大學は五千餘の學生を持つてゐる。寔に隆昌と言はねばならぬ。その總長は屢々廟堂に立つたことがあり、その流れを掬む憲政會は現に我が政權を握つてゐる。併し何の皮肉であるか、その政治の改良前進は治安維持法の制定となり、第一回無産政黨の解散となり、社會科學運動の彈壓となり、最後に問題の學生事件となつて現はれつつある。のみならず、當の大學においても、嘗て官權に對して學問の獨立を高唱した大學の當局はその研究室を官權に蹂躙せられながら、之と鬪ふことをせず、更に官權の無理解なる意を迎えて、學問の自由のために健鬪しつつある少數教授に直接間接の壓迫を加へんとしてゐるが如くである。唯、僅かに、學校の傳統的精神に忠實なる學生と少數教授と校友との努力によつてその名譽が維持せられつつあるのは、何となくいたいたしい氣さへがする。

十

以上述べ來つたやうに、我國の有力なる私學は官學流の學問並教育の反動主義、開明的封建主義、超然國家主義に對する對抗と鬪爭との裡に、そして一般社會の無理解と迫害との下に、成長し來つたものである。その初期においては彼等の或者が受けた迫害、彈壓は、たとへ今日のやうな組織的強力の形は採らなかつたにしても、極めて峻烈なものであつた。それは恰も今日社會科學運動が被りつつある迫害や彈壓やに比較することができよう。しかも、これら色々な

形の彈壓や迫害を以てしても、當時における時勢の趨嚮であつたところの私學の勃興の機運は到底之を阻止することは出來ず、そして不斷の思想鬪爭の裡に、彼等はその擔うてゐる文化促進の使命を果し得たのである。

或は、私のこの見方に對して次の疑問を挾む人があるかも知れない。嘗て戰はれた官學に對する私學の鬪爭は、思想の鬪爭ではあつたが、階級鬪爭ではなかつたではないか、と。私は之に對して、「然り」とも「否」とも答へることができると思ふ。

『然り』と云ふのは、この相爭ふた二つの思想系統が共に階級的特質を帶びてゐたからだ。即ち、官學は、屢々誌るすやうに、開明的封建主義、警察國家主義、超然國家主義を代表する、さうして此のやうな諸主義の階級的基礎をなしてゐるものは、統一國家時代にその勢力を持ち越したところの封建階級と、これに奉仕する臣隷、即ち官僚である。之に對して、私學は主として英米流の資本主義の諸特相を代表してゐるやうに見える。即ち、吾々は慶應においては資本主義の倫理學たる功利主義とその體化たる資本家的經濟學とが、次に、同志社においては、資本主義化されたキリスト敎、特に英米流の新敎とこれに基づくキリスト敎道德とが、最後に、早稻田においては資本主義の政治形態たる資本家的デモクラシイが、主として代表されてゐるのを發見する。斯樣にして、官私兩大學の標榜するところの思潮には、ちやんとそれぞれの階級的極印が捺されてゐるのを知ることができる。

私が『否』と答へるのは、これらの階級的思想が之に照應する階級を現實の社會に持たなかつたからだ。即ち、明治の初期において、我國においては西洋の資本主義思想を高く掲げてこのために封建遺物たる支配階級に斷乎たる鬪爭を敢てし得るほどに强力なブルジョアジイは存在してゐなかつた。從つて資本主義的文明思想のために封建的反動主義と鬪うたものは大ブルジョアジイではなく、主として薩長の超然國家主義に對する政治革命の第二次的强藩であつた、土肥兩藩であるかさもなければ、其他の諸藩の、主として不平士族や小市民連であつたやうだ。斯樣な次第で明治前期において行はれた官學對私學の思想鬪爭は、封建主義的思想に對する資本主義的思想の鬪爭ではありながら、未成熟なるブルジョアジイは未だ一人前の鬪爭當事者として舞台に現はれることができなかつたために、ブルジョア階級による思想

闘爭、即ち階級闘爭といふ形を採り得なかつたのである。これがために彼等の闘爭は唯思想、主義、學説のみの爭であると解せられ、その階級的基礎が蔽ひかくされてゐたのである。

それとともに、私學によつて代表せられた思想が資本家的特質を持つてゐながら、その戰を闘ふべき當事者である強大なるブルジョア階級が現實の社會に存在しなかつたことは、私學によつて戰はれた文化闘爭の上に次のやうな結果を齎した。即ち、第一には、この闘爭は特にその初期にはかなりに烈しくはあつたものの、それでも何となく底力と凄味とがそれに欠けて居たこと、第二には、この闘爭はその發展とともに根本的な現實闘爭の地盤へ益々深く喰ひ入る代りに、皮相な觀念的闘爭又は極めて低温な現實的改良運動として蒸散し、時代の進歩に伴うて却つてその影を薄うするに至つたこと、これである。

十一

併し、我國においても日清日露の戰爭を經て資本主義はだんだん發達し、とにもかくもブルジョアジイは「實業家」として所謂官僚と政治家とに對してその社會的存在を主張するに至つた。彼等が「町人」の代りに誇りを以て自らを「實業家」と呼ぶに至つたことは、實に社會の一進展を象徴する。爰に彼等は始めて社會的に、開明的封建階級の隷屬階級としてではなく、之と相列び相爭ふところの階級として、自らを意識するに至つたのである。ところで、この新なるブルジョア階級は、その先驅者によつて先づ思想の世界において火蓋を切られてゐた階級闘爭を、その當事者として、相續し、ヨリ大なる力とヨリ斷乎たる態度とを以て繼續したか。

否、彼等は大體、資本家的見地よりする封建的諸勢力に對する階級闘爭を全勢力を以て戰ひ抜く代りに、却つてその敵と妥協して了つた。さうしてそれはまた十分な社會的理由があつたのである。何となれば、先づ第一に我國現在のブルジョアジイ超然國家の支配階級であつた封建的諸勢力の擁護の下に、その恩惠に浴しつつ、之と提携しつつ成長して來たので、彼等との闘爭において成長して來たのではない。第二に、我國のブルジョアジイは生れ出る前から既に外國

資本家の壓迫裡にあつた。そしてこの外國資本家との競爭において、自分の地位を確立して行くのは、內國において保護政策、外部、就中、極東に對しては侵略主義が必要であつた。即ち、外國資本家との競爭に對して我國ブルジョアを援護するものは夫の封建的諸勢力に外ならぬ。だから、彼等の敵は外國資本家で、封建的支配勢力はむしろ彼等の味方である。我國資本家階級の愛國心と國家的精神との源泉は實に此處にある。終りに、我國のブルジョアジイは自らの勢力の增大を意識するやうになると略ぼ時を同うしてプロレタリアが階級として彼等と對立するに至つた。この新興階級の前進に對して自ら陣頭に立つて堂々として思想上經濟上政治上の應戰をなすには餘りに怯懦であり、餘りに狡猾であつた。彼等はこの世間體の惡い、併し絕體に必要な、無產階級彈壓の仕事を封建的、、、――同じ利害關係から、而しヨリ多くの封建的忠誠と蠻勇とを持つて之を斷行し得る封建的、、、に委ねた。即ち、我國のブルジョアジイは、嘗てヨーロッパであつたやうに、封建的支配勢力に對する鬪爭においてプロレタリアと協力することなしに、始めから新興階級に對する鬪爭において、反動勢力と協同戰線を張るに至つたのである。

これらの理由から、我國においては、支配勢力たる封建階級並にその殘存勢力に對する資本家階級の鬪爭は極めて不徹底の裡に終りて兩者の妥協となり、これら兩階級の協同戰線は最近、新興の無產階級の前進運動に對する彈壓において、はつきりと吾々の目前に展開されつつある。だから、我國の現在の社會は資本主義と超然國家主義との混血兒であるといふことができよう。即ち、一切の階級とこれらの鬪爭の上に超然としてゐると自ら妄想しつつある、、、、、は、その社會的基礎として封建的、官僚的階級とブルジョアジイとが相擁して立つてゐるのである。

ところで、社會的進化のかやうな形勢は、その敎育と學問の上にも反映せざるを得ない。一方では、私學派の官學の開明的封建主義に對する鬪爭が鈍り、私學は漸次新なる意味において國家主義化し官僚化し、それ故にまた官學化し、嘗てその反對的地位のために有した文化史的意義を全然喪うて了つた。他方、官學も亦從來の超然的官僚國家主義の敎育學問だけでは時勢の要求に添ふことができず、經濟的、政治的、精神的諸方面において資本主義的見地が多かれ少かれ採り入れらるやうになつた、即ち、思想的意味において官學は私學化したのである。

官學の私學化、私學の官學化によつて、微弱ながらにも闘はれ來つた我國の學校教育における階級鬪爭は停止された。それと共に、官學私學を合せて、有力なる教育機關は擧げて支配階級の獨占的教化機關となつて了つた。今日では、嘗てあつたやうな根本的立場から、支配的教化に對して鬪爭的な反對地位に立つ有力なる教育機關は一つもない。階級鬪爭の推進的刺戟を失うた教育界は沈滯せざるを得ない。學生は何等全身全靈を傾倒すべき有意味なる社會的理想を與へられず、僅かにカフーとスポーツと軍國主義の宣傳との安價な興奮によつて試驗奴隷としての彼等の生活の散文的單調と、倦怠とを破りつつある現狀ではないか。更に、我々は現代の所謂教育者の間に、夫の福澤先生の如き、新島先生の如き、眞の教育家——新しき社會に對する燃ゆるが如き熱意と新しき文化に對する不拔な確信とそのためにする非妥協的な鬪志とを備へた立派な教育家の跡に從はうとする者が果して幾人あるであらうか。同時に、有產階級の立場に立つところの社會科學も亦同じ理由から同樣の袋路に行き詰つて了つた。法律學も政治學も經濟學も社會學も共に、現代活社會の諸現象をありのままに掴み、之を法則的に理解して行かうとする者にとつては、不十分な認識手段であることがだんだん曝露されて來てゐる。

教育學問のこの沈滯停頓はどうして打開さるべきか。救はどこから來るか。それが來るのは天からではなく地からだ。學問と教育の生え出てた社會からだ、その新なる階級鬪爭の新なる展開からだ、この新なる階級鬪爭に於ける向上的階級の階級的見地からだ。即ち、階級鬪爭の新なる局面が、即ち、無產階級的見地が學問研究と學校教育の範圍に導き入れられることによつて呪の圈は破られるであらう。恰も先に我國の文化的、思想的進步が、有產階級的見地の移入によつて行はれたやうに。

けれども思想鬪爭の斯樣な展開は、官學からはもちろん、既に官學化したところの私學にも之を求めることはできない。要するに、此の如き思想鬪爭は、我國今日の如何なる公的教育機關によつても代表され得ないであらう。それとは正反對に、無產的見地に立つところの學問と教化とを代表する新運動は、現在の公的機關の外において起るか、又は諸學校內に散在する少數教授又は學生の間に起るものと考へられる。さうして實際にもこれら二つの場合が實現した。即

ち、前者は我國にその勢を張りつつある獨立無産階級教育運動であり、後者は吾々の現に問題としてゐる學生の社會科學運動である。

故に、私の見る所を以てすれば、學生社會科學運動は、我國における社會進化の過程の現在において、必然的に生れ出すべき約束にある新なる思想的文化運動の一方面を代表するものである。從つて據つて來る所は極めて深く、強く我國社會の階級的構成に根ざしてゐるものだ。この運動の社會的根據を無視して、かれこれの勞働運動者や學校教授にその責を歸さうとしたり、或は單なる好奇心や若げの誤りにその因を求めようとするのとんでもない見當違ひだ。放蕩息子に意見でもするつもりで、この運動を批評するものは、全然時代を洞察するの明なきものと云はねばならぬ。

社會科學運動はプロレタリアの立場から學問研究と學校教育との中に、、、、を移入せんとする運動である。この階級性のためにこの運動は、必然に反對階級者からの嫌忌、憎惡、脅威、彈壓を被らざるを得ない。それは、嘗て、資本家的文明の見地に立つ洋學者やキリスト教主義の學徒が種々の迫害の下に置かれたと同じことである。併し、これらの迫害制壓は遂にこの運動を窒息せしめることはできないであらう。何となれば、我國における無産的思想鬪爭は夫の資本家的思想鬪爭に比べては、遙かに深刻に、遙かに非妥協的に、遙かに持續的に行はれるであらうと豫測される。

といふのは、この思想運動は既に始めから階級鬪爭として把握されて居り、單純なる思想鬪爭としてのみ行はれてゐるのではない。のみならず、この土台となるところの階級、即ち無産階級の成長は、我國にあつては、ブルジョアジイのそれとは著しく異つてゐる。先に記したやうに我國のブルジョアジイは大體封建的舊勢力の庇護によつて生育したのであるに對して、プロレタリアは鬪爭の裡に生れ、鬪爭の中に成長しつつある。又、我國のブルジョアジイは外國資本家と相接觸すれば、之を競爭者として敵視し却つて反動勢力に援護を求めるのであるが、プロレタリアは相接觸すればするほど、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、との隔りは益々深くなるばかりである。のみならず、封建的舊勢力と妥協したブルジョアジイはあらゆる、、、、、、、て新興階級の壓迫を企圖するのであらうから、そして兩者の共同の敵となるやうな新階級の發生は到底想像し得ないから、我國のブルジョアジイが封建

的舊勢力となしたやうな妥協は恐らくは起らないであらう。さうだとすれば、無産階級的立場においてする文化鬪爭は嘗て我國において私學によつて代表された資本家的立場よりする文化鬪爭よりも遙かにその根底が深く、從つて遙かに根本的に遙かに永續的に行はるべき社會的根據を持つてゐるのである。

之を要するに、我國の社會的進化の史的發展とその現勢から考へると、現在、學問研究と學校教育の世界へプロレタリアの、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。而も、このことは我國の文化發展途上に避け難きことである、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。社會的科學運動は獨立無産階級教育運動とならんで、この必然にして文化史的意義の、、、、、、、、、、、、、、、。しかし階級社會の不幸なる宿命は文化の進展が階級鬪爭によつて行はれることであり、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。社會科學運動もまた、その階級性のために、凡ての史的意義ある文化運動と同じく、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。そして人々は勝手の名前を以て之を呼ぶであらう。が、吾々は冷靜に率直にこの投影の存在を認識し、之を以て文化史的意義ある運動の實體が階級社會において投する必然の陰影であるとする。社會科學運動の投影のみを見て、その實體を正視することのできない近眼の人には、或は之を敎ゆべきであらう。暗影を妖靈にとり違へて驚愕し、「幽靈が出た」と天下に呼號する强迫觀念患者はなほ同情すべきであるかも知れぬ。唯、已の暗影を取除くがために文化促進の一動力たる實體其者を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。

近代國家と學問的犯罪

長谷川如是閑

四十有餘名の大學生が、一纏めに檢擧されるといふことは、その犯罪が如何なる種類のものであらうとも、兎に角、

日本では珍しい事件である。而も、新聞紙の傳へる如く、社會の變革を企てる實行を計畫したといふやうなことが眞實であるならば、熊本私學校以來の出來事である。然もその大多數は私學に屬せずして官學に屬してゐるのも、皮肉な現象である。

學生等の行動が果して新聞紙の傳ふるやうな性質のものであつたかどうかは無論疑はしく思はれるが、然し、日本の現在の法律が目して犯罪とする行動の中には、その法律を離れて之を見れば、犯罪的行動又は反社會的行動若くは現に社會に於いて許されてゐない行動と見ることの出來ないものを含んでゐる。全然同じ性質の行動が一方に於いては國家的に奬勵され他方に於いては國家的に犯罪とされてゐる。例へば、產業の私有を主張するのと、公有を主張するのとは、共に社會組織に對する一定の見地を代表するのであるが、前者は奬勵され、後者は犯罪視される。從つて吾々がゆるされた社會的行動と認むる行動を取つても、それが犯罪となることが少くない。これは日本に限つたことではなく、アメリカなぞは殊に甚だしい。アメリカでは日本で國家的又は宗教的乃至道德的儀式に於いて公然と用ゐてる酒を飲めば、それが犯罪になる。日本の學校で講義してゐる進化論をアメリカの學校で講義すると縛られる。此種の行動は、それが犯罪であるかないかは、社會的標準道德的標準では分らないのであつて、殊にある國の法律の標準に依つて定めらるゝのである。即ちその行爲はその法律の上だけでの犯罪であるから、その法律を制定した階級の意識を離れれば普通の社會的行爲となつて了ふ。

さういふ種類の社會的行爲は、社會がそれを要求すると同時に學問がそれを刺戟する。從つて社會的意識と學問的意識の無い所には起り得ない犯罪がある。其の二つの意識が强ければ强い程さういふ行動は刺戟される。即ち國家の下に於ては、社會的乃至學問的意識による行動が犯罪を構成する場合のあるのは普通のことである。それは犯罪學者が犯罪の範圍に入れない行動である。さうしてそれが特にある學問的意識に刺戟されたものであつた場合を、假りに學問的犯罪と呼ぶならば、今度の學生の行動も恐らくそれに該當するものではなかつたらうか。或はそんなものでは無く、社會病理學的の犯罪であるかも知れないが、一樣にその學生連が學徒として頗る優秀な人々であるといふやうなことから推

して、先づそれを歷史上に屢々起る學問的犯罪であると假定するのである。

昔から學問的犯罪は自然科學の學徒に多い。自然科學者はその科學的態度としては單純に自然現象の客觀的法則を發見しやうとするものであつて、その態度も所謂客觀的である。正確な認識を得るといふのが最初のそして最後の科學的態度である。實際又科學者はこの正しい認識に全能力を集中するが故に、その他の人間的衝動が科學者に於いて弱めらるゝといふ事實がある。その結果科學的知識自體に絕對的信仰を持つやうになり、その認識の喜びに於いて人間的生活が終るといふやうに考へる傾きを持つものである。だから原則として自然科學は社會的行動と沒交涉であるといふことになつて、そこから國家は自然科學を安全視するのである。然るに所謂る學問的犯罪の歷史を尋ねれば、國家がその種の犯罪者と認めたものゝ多くは自然科學者又は自然科學者的態度のものである。學問が犯罪を構成するといふ場合に、最も危險視されたのは科學的學說であつた。文明の初に於いて勃興した科學的意識が國家成立と共に衰退して哲學的意識が之に代つた所を見ても國家はその成立の始めに於いて科學的意識を危險視すべき立場にあつたことが考へらるゝ。所謂る思想の鬪爭の歷史はつまり科學的思想と國家哲學との鬪爭である。國家は其の場合後者に加擔して權力を以つて前者を壓迫したのである。

科學が國家に依つて危險視されるといふことは、言ひ換へれば正しい客觀的認識が國家構成の根底となつてゐないといふことである。科學的認識が國家に取つて危險であるといふのは、國家が正しい認識以外の何かの――信仰か迷信か又は信仰でも迷信でもない壓迫か――機構の上に築かれてゐることを示すものである。然し一般に人類社會の維持と進步とは正しい認識の上に築かれてゐるのであつて、國家と雖も社會的構造物の一つである以上は、それが正しい認識に依つて維持され向上されて來たことは疑ひない。封建國家が立憲國家に進んだのは、正しい認識に依る人間的努力の結果である。然し斯樣な國家的進步は、之を意識の方面から見れば或國家的認識が破れて他の國家的認識が成立したのである。それは言ひ換へれば或國家的認識を持つた階級が破れて他の國家的認識を持つた階級が成立したのである。國家は一つでもそこに內部鬪爭があり、階級の生存競爭が行はれたのである。即ち封建的軍國階級の認識は、立憲的市民階

級の認識に依つて打ち破られたのである。言ひ換へれば、一つの科學が破れて他の科學が成立したのである。それは即ちより正しい認識が前の支配を崩壊せしめたのである。正しい科學的認識が既成の支配によつて危險視される所以はそこにある。

科學的認識は決して認識自體に終るものでは無い。認識の態度は、本來社會的生存の衝動に依つて決定されるもので、全く超越的な認識自體の動因といふやうなものは有り得ない。天文學は天文に關する知識それ自體の、所謂る好奇心から起つたものではなく、天體現象が人間の生活を支配するものである所から人間はその天體の法則を全く知らないで生存することは出來ないので天體に關する智的要求が起つたのである。自然科學は知識自體の要求ではなく生存の要求に動機してゐる。從つて自然科學的認識は、自然法則であると同時にそれが人間的生活の態度を決定する。人間の集團生活の現象でも民族移動の現象でも、凡て自然科學的認識が生活法則に影響した結果である。從つて自然現象よりも一層人間生活に密接した社會現象に對する認識は、直接に生存に關する意識を決定する。人生觀は社會に關する認識の結果である。昔の國家が自然科學の認識を壓迫したのは、原始國家の基礎が天體や生物やに關する迷信的意識に基く神話的信仰の上に成立してゐたからである。今日のアメリカでさへ進化論を壓迫する位である。社會現象に關する自然科學的態度は一層直接に國家的意識の信仰上の基礎に觸れるので、國家の教化は自然現象の科學的認識に對しては大眼に見ることは有つても、社會現象の正確の認識はそれを壓迫する以上に一般にさういふ正しい認識の起らないやうな教化の組織を持つのである。文明國家では自然科學に就いては唯科學的認識の起り得ないやうにするといふ消極的の施設を持つに止まるが、社會現象の認識に就いては積極的に國家的意識に基く社會現象の歪められた認識の系統を組み立てる。だから社會現象に關して言へば、各の階級は彼等自身の社會的認識を持つのである。その認識の科學的である場合は即ち各の階級が格別の社會科學を持つといふことになる。故に前に擧げた封建國家の崩壞は封建國家の意識に基く科學的認識の崩壞であるといひ得るのである。この事は封建國家に就いては稍、瞬味であるが、市民國家に於いては甚だ明瞭となり、近代國家はその社會現象に關する學問に於て、彼等の階級的形而上學を持つやうに階級的科學を持つてゐ

るのである。嚴格に言へば無論階級的主觀によつて歪められた認識が科學的認識であり得る筈は無いのだが、所謂る近代科學の方法が國家的形而上學を支持する爲に適用されてゐる所からそれが科學の名を犯し得るのである。それがより正しい認識に依つて取つて代られる所に國家的生活の進步が生み出さるゝのである。

今日の社會科學の地位は恰度、封建階級の社會科學に對し市民階級の社會科學の勃興した時代と同じ形である。科學的意識は、社會的生存の衝動に動機するものであるといふことはそこでも一層明かにされる。或る科學的意識が先に成立してそれが社會的衝動を起さしめるのではなく、その反對に社會的衝動が先に起り、然る後にその衝動の組織的發動の條件として科學的意識は起るのである。ルツソーの學問が市民革命の衝動を起さしめたのではなく、市民革命の社會的衝動が凡て十八九世紀の社會科學を生み出したのである。

然し國家は初めから成立しない社會觀の上に立つてゐたのではない。市民國家の社會觀は封建國家のそれを打破して市民國家を成立せしめる組織の基礎となつたのである。然し斯くして成立した國家の意識による一定の認識は、社會生活の動的變化に一致してその認識の體系を進化せしむるとは限らない。動的變化とは畢竟成立した社會制度の內部崩壞であつて、そこから新な組織の芽生が起るのであるが、成立した制度とそれが崩壞する過程とは、不幸にして別々の認識の系統を組立てる。實際の社會は、それ自體が、內部的に有機的變化を起してゐるのであるが、認識としては靜的な外部構造と動的な內的變化とが異る意識の系統を組立てる。そこで崩壞する制度の支持者は外部構造の靜的科學に執着し、その動的現象の意識は、生活の動態を體驗する生活者の意識となる。科學的認識は、生活の體驗の背景なしには起り得ない。生活現象が動的狀態を引き起した時に新な科學が起るのであつて、社會生活の動態が學問的衝動の窮極の動機である。故に學問が社會狀態から孤立して發生せしめられ又は、壓迫せしめらるといふことは迚も徹底的に可能なことではない。學問は無論生活自體ではなく、それが意識系統となれば、意識の法則に依つて發展するのであるが、然し如何なる意識の構成でも具體的な社會現象の基礎なしには成立しない。科學的認識も社會的衝動を刺戟するが、その以上に、社會的衝動が科學的認識を刺戟するのである。若しその衝動から科學的認識を奪ひ去つたならば衝動は寧ろ盲目

的發動を取つて、破壞的に陷るであらう。

或る國家が社會現象に關する科學的認識を壓迫する場合は、その科學が社會的衝動を刺戟するものであると見るのであるが、實は反對で社會的衝動が科學を選ぶに過ぎない。食物があつて食慾が起るのでなく、食慾があつて食物が選び取られるのである。社會科學を壓迫することに依つて社會的衝動を抑制し得ると考るのは本末轉倒である。

更に國家的政策の立場から見ても、近代國家の性質は、封建國家的政策を必要とするものであるかどうかは問題である。國家組織の進化は、人間生活の進化が次第に生物學的競爭の形式から離れて行くに隨つて自らその進化過程の形が變つてゐる。生物學的競爭は、自然現象的であつて、物理的勢力が生存を決定する。所謂る强い集團が弱い集團を犧牲とし全滅せしむる傾向を取る。國家組織の進化も初期に於いてはその通りであつた。全滅、驅逐、奴隷等に依つて弱い集團を除外した社會を新に建設するのが國家組織の進化であつた。その狀態が殊に急激に變つて來たのは封建國家滅亡後の歷史である。即ち近代國家は、さういふ自然の生存競爭を不可能にする特殊の內部鬪爭の形式を作り出したのである。即ち組織の變化を突發的から有機的に移した所に近代國家の特徴がある。此の事情は、或る意味に於いて內部構造の中に新陳代謝作用を持ち來すことに依つて突發的變化を防がうとしたものと見ることが出來る。此の目的が徹底的に達し得らるゝや否やは別の問題として、之が爲めに、組織の突發的變化を困難ならしめたことは確である。イギリスに暴力革命が起り得ないといふのは、近代國家として最も右のやうな內部構造が發達してゐる爲めである。その意味の國家的性質が徹底的に完成されるならば、如何なる國家變化もその內臟の生理的過程の常態である新陳代謝作用で成し遂げられる筈である。果してそれが成し遂げらるゝや否は兎に角、近代國家の性質は生物學的競爭に代るに內部變化に依つてその生存を支持する傾向を持つてゐるのである。自由主義は畢竟さういふ過程の認識である。故に最も自由主義の國家は、最も自由にその自由主義を撤廢する自由を持つ國家である。思想の自由、行動の自由とは、思想行動を自由主義に縛りつけることではなく、その社會的背景に伴つて如何樣にも思想行動の發展し得る自由である筈である。學問の自由

もそれが社會現象の動的認識を妨げない爲めであつて、或る一定の學問を固守する爲めではない。それは國家組織の進化が社會現象の動態に伴つてその內的變化を國家生理の常態に於いて持ち來たさうとする意識である。近代國家は、思想行動の自由に於いて國家組織の內的新陳代謝を期待してゐるのである。次第に武器が不用となるといふ形勢も要するに、生物學的要素が減退すれば、動物の爪や牙や昆蟲の針や甲殼やが不用となるのと同じである。

この意味から言へば、國家的意識を社會的動態に一致せしむる思想傾向は、寧ろ近代國家の傾向に一致してゐると言はねばならぬ。一致してゐればこそ、近代國家に至つて初めてさういふ學問的系統が完成された譯である。近代に至つて急激に起つた社會科學は社會の內部鬪爭即ち、階級間の鬪爭を生物學的競爭狀態に於いてでなく、社會有機的の新陳代謝作用に依つて完成せしめやうとする人間生活の傾向と一致して起つたものである。されば最もさういふ思想行動の自由を持ち得る國家が最も平和な國家であるといふ事實がある。

國家の大學に於いて社會科學が起り得なかつたのは寧ろ近代國家としては變態的である。それは全く軍國的國家意識の餘波と市民階級の國家完成がその軍國國家意識と野合した結果とによつたのである。社會現象に關する自然科學的研究は、社會現象の動的進化を正しく認識するものであつて、その認識に基づいて國家組織の內部變化が生理的に進行する過程に外ならない。その過程を國家自から妨げるといふことは、生理的新陳代謝を心臟の硬化に依つて妨げてゐるやうなものである。

殊に社會科學は宗教と異り、衝動の盲目的發動を刺戟するものではなく、社會進化の有ゆる條件を認識せしめるものであるから、進化の條件を無視する盲動的暴力行動は正しい科學的認識の結果としては起り得ない。所謂社會的行動を社會的條件に應じて組織立てる秩序的態度が社會科學的態度である。さうでないとすればそれは軍國的態度と變りのないものになる。この秩序的態度が國家的進化を持ち來すやうになつたのも近代國家に於いてゞある。それを壓迫するのは自から種子を蒔いてその芽を刈つてゐるのである。その行爲が近代國家の政策と一致しないものであることは言ふまでもない。

以上の意味から云へば元來治安維持法といふやうな法律が近代國家的で無いのである。それは思想行動の有機的進化を却つて突發的にする性質のものである。今回の事件は果して新聞紙の報ずるやうにそれに觸れたものかどうかは明かでないが、恐く或る解釋に依つてはそれに觸れ他の解釋によつてはそれに觸れないといふ程度のものであらう。然もその程度の行動ならば、社會の多くの人々、殊に反動的な人々が常に他の意味で行つてゐることである。偶々學生がその科學的態度の自己の解釋からそれに觸れたやうな場合は、近代國家の政策としては恐らくそれを犯罪的に處置することが問題である。もつと內容を詳かにしなければ斷定は出來ないが、學生の學問的態度が重大な犯罪として取扱はるゝといふことは、近代國家の歷史としては汚點を止むるものに相違ない。(九、一七)

京大事件

清瀨一郎

一　私有財產制度と資本主義

京大事件の豫審終結決定書の全文はまだ之を手にしない。本件については小生も多少聞き込んで居る所もあるが、事既に天下の公廷の問題となつた以上は、區々たる臆斷を以て之を評論するを避けた方がよいと思ふ。何れ全記錄を精讀したる上嚴正なる批判を試みる機會もあるであらう。たゞこれだけは今日と雖も確言が出來る。本件起訴の事實は被告學生等が資本主義經濟組織の變革につき協議したといふ事を以て骨子として居るといふ事である。

治安維持法は資本主義經濟組織の變革を處罰するとは書いて居らぬ。治安維持法の處罰する所は「私有財產制度を否

認することを目的とする」結社及び協議である。如何に我國の反動立法者でも、法文に資本主義擁護の文字を露骨には使用し得なかつた。資本主義と國體とを同一の重さのものと取扱ふ事に躊躇した。それで、こゝに私有財産制度の文字を置き換へ、財産私有制は人類本然の天性である。我帝國憲法にも此を保障して居る。それ故其否認は國體變革と同一に處罰するのである。手段が合法であつても、なほ且之を處罰するのであると說明したのである。

それ故、治安維持法の「私有財産制度の否認」といふ事と「資本主義經濟組織の變革」といふ事とは異語同義(シノニム)ではないのである。私有財産制度は私人が其財産に對し自由の支配權を有つことを許す制度(所有權制度)である。其觀察點は法律的である。資本主義は生産事業の專權を資本主が掌握するといふ經濟組織である。其觀察點は社會的である。私有財産を法律的には承認しても、經濟的資本主義は否定が出來る。太古より德川中世までの我國にも私有財産制度は確立して居つたが、まだ資本主義は其萠芽だもなかつたのである。歐州諸國に於ても、資本主義經濟組織は十八世紀末より始まつた。産業革命の結果である。希臘、羅馬の古代より私有財産制度はあつた。所有權といふ文字即ちProprietas は拉典語であるが、羅馬には資本主義生産はなかつた。資本主義と私有財産制度との異ることは斯の如く明白である。それ故資本主義の經濟組織の變革を闘つたからといつて、私有財産制度の否認を企てるものであるとはいへない。

昨年內務、司法兩省より治安維持法釋義なるものを出したが、私有財産制度と資本主義とは同一なりとはいつて居らぬ。少々危かしいことはいつてゐるが、まさか資本主義は人類社會の根本秩序であるとはいへなかつたのであらう。參考のためにこの問題に關する右釋義の全文を引用する。曰く。

「私有財産制度とは私人が財産に對して自由に支配することを認むる制度を謂ひ、所有權を中心となす觀念なり。自由に支配するとは、各人が其の欲する所に從ひ他人を斥けて財貨を處分することを得るの謂ひなり、而して斯の制度は、國民共有の準則として、其の存在の必要を前提となすものにして、從つて吾人社會生活の根基を爲すものと謂ひ得るなり。」

と。以て國體と其重さを均ふする私有財産制といふもの丶何であるかが判らう。

學生の抱懷して居つた思想は、資本主義經濟組織の變革である。マルキシズムである。と報せられて居る。尤も言語は不正確に用ゐられる場合もある。言葉を以て意を誤つてはならぬ。これはお互に注意すべきことである。しかし乍ら、今日所謂資本主義、即ち生産を支配する專制者が私有資本主義であるといふ事を批難し、其改革を求めやうといふ事ならば、峻嚴冷酷なる治安維持法と雖も之を處罰したいものである。餘談のやうではあるが、今日我國經濟は行きつまつたといはれて居る。人口食糧問題の解決は焦眉の急を告げたといはれて居る。我國土の收穫は收穫遞減法に支配せられつゝあるといはれる。此行きつまりは何であるか。それは二つである。今日の生産技術と今日の生産組織が行きつまつたのである。ちようど、十八世紀末の歐洲も行きつまつた。德川末期の日本も行きつまつた。それは其當時の生産技術と生産組織で行きつまつたのである。收穫遞減の法則は同一の技術と同一の組織の場合に行はれる。往時の行きつまりを打開したのは蒸汽力の應用と資本主義生産組織の採用であつた。それ故資本主義も過去に於ては功勞ありし制度であつた。しかし乍ら今日となつてはこれでは行かないのではないか。新技術と新組織が生れなければ、我民族生活は立つて行かないのではないか。資本主義と所有制度とを取つ違へ、此行き詰りに萎縮して居る政治家があつたならば、それは藥を毒と錯覺し、其飲用を拒む精神病者と似たものである。

二　相變らずの人權蹂躙

日本の政治家は今、司法官や刑務所員が、朴準植といふ被告人を優遇したのは怪しからんと怒つて居る。しかし京大事件で學生を酷遇したのに憤慨する人がない。警察官は管理者の許可も得ずして寄宿舍に闖入して學生を拉致し去つた。連れ歸つた者は行政執行法に依つて檢束した。此法律は街路に在る酩酊者等を保護するが爲めに使用すべき筈のものであるのに、非現行の、而も思想犯に適用するとは一寸驚かされる。此法規により檢束した場合には翌日の日沒前には釋放せねばならぬ。之れ此檢束が本來豫防の目的に出て居るからである。然るに學生は連日に亙り檢束せられた。或

學生が之を詰つたのに、初は相手にしなかつたが、やがて本部に電話をかけ、歸宅せしめるから其用意をせよと指し、裏門より出でしめ、表に廻らしめ　表門より入らしめたといふ。それは裏門より出た後道路に彷徨したといつて警察犯處罰令で拘留に處したのである。

こんな事はしない樣にといふので　先年の改正刑事訴訟法が出來たのであるが　やはり今日に至るも全國一般に行はれて居るやうである。先般發覺した神戸の檢事收賄事件といひ　本件の如き不法監禁事件といひ　我國司法部には一大改革を施さねばならぬ時機に到達して居るものと信ずる。

三　世論の淺薄

本件は檢擧以來七ケ月に亘つて新聞に掲載禁止となつて居た。(何故に禁止したのか一寸判りかねるが)。本月十五日其解禁となるや、新聞紙は大々的に本件の報導を爲し且之を評論した。其論評は概ね少年、血氣の過誤であるとして之を憫み、又は學校教師の不監督を責めて居る。此評論は多く學生同情の論であるやうであるが、少々もの足りぬ。本件の如きものが起つたのは、政府や政治家が思想問題、社會問題についての理解が足らぬからではないか。もし學生の思想が誤であるならば其誤であることを說破するだけの理論と熱誠とを持たぬからではないか。政府には多數の御用學者といふものを持つて居る筈である。學生の持つて居る思想の錯誤なることを明々白々、痛快切實に說破し指導しなければ幾ら長く刑務所に入た所で此思想を撲滅するわけには行かぬ。切に政府の御勉强を禱る。もし之を說破するの理論が立たないならば他山の石だ、以て璧を磨くの用に供せられたらよからう。(一五、九、十九)

學生檢擧の△△△む支配階級の△△

淡德三郎

今回の檢擧事件の重點は、治安維持法に於ける『實行』云々にある。我々の運動は果して『實行』であつたか否か、そこに問題は懸る。之に對する答は肯定否定共になされ得る。曰くそれはある場合に於ては實行でありある場合にはそうではない。然らば何が社會科學運動――無產階級解放理論、マルクス主義を硏究し之を宣傳普及する運動――を『實行』と見做し犯罪と考へしめたか、それは一に無產階級と支配階級との力の問題に歸する。

私は敢ていふ。今日の事件を全面的な階級鬪爭から切り離して、單なる血氣にはやる世間知らずのお坊ちやん學生の過誤であると見做す者は、彼が學生側に同情を有すると否とに不拘、意識的にか無意識的にか支配階級の、、、、、、全無產階級解放運動を裏切るものであることを。我々は知らねばならない。、、、の反動的封建的彈壓を無產階級運動に加へると共に、他方に於て、、、、、、、、、、、、、、以て無產階級の陣營を分裂させるといふ賢明なる方法を知つてゐる。此の政策の延長が全面的反マルクス主義戰である。

、、、、に全面的反マルクス主義、、、、せしめた事情は大體四つある。

(一)甞て無政府主義運動の徹底的彈壓に成功したといふ自信と經驗。(二)總同盟の分裂(三)組合幹部の買收(四)中央派の成立。

、、、、、、、眞に無産階級的立場に立つて闘ふ者を粉碎すべく充分なる援軍を、しかも無産階級の陣營それ自身の間に有する、彼等は唯その鎖の弱い所を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。

これによつて支配階級は何を獲るか。先づ如何にマルクス主義といふものが恐ろしいものであるかといふ漠然たる印象を、批判力のない、又批判力はあつても之を批判する爲に何らの材料を與へられない（、、、、、、、、、、、、、、プルジョア新聞は、、、、、、、）民衆に與へる。他方に於て右翼幹部はその『現實政策』の勝利を聲高らかに誇る。冷靜にして上品なるジエントルマンマルクス主義者は言ふ、學生はもつと研究すべきであつた、我々はパンフレツトマルキシストになる輕薄さから脱しなければならないと。かくて此の、、、マルクス主義的無産階級運動の本陣に突進してくる事は容易に豫想出來る。彼等が昨年治安維持法を制定し乍ら今迄一回もこゝに之を適用しようとしなかつたのは、、、、、、、、、、、、。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、又右翼幹部並に中央派の小兒將よばはりと、若い者だから寛大にといふ彼等の僞善的嘆願との間に、、、、、、、、、、、、、、。（ブルジョア新聞が今回の事件を一見不思議にも殆ど默殺してゐるのは、治安維持法の判決例に對する勞働大衆の關心を喚起させない爲の用心だと思はれる。）、、、、、、、、、、。彼等の見る眼は遠い。

かくて私は再び繰返す、今回の、、、、、、、、、、、、、、、、であり、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、その成功は更に第二段、第三段へと發展してゆく性質のものである。然らば翻つて研究會の側より見て今回の犧牲は、、、、、、、、、、、、。研究會が此の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、なかつたのは確に失敗であつたといへる。反マルクス主義的勞働組合幹部『批判的』社會主義者は必ずや此の點を強調するに

違ひない。だが彼等の所謂失敗とは、固定した、動きのとれない、何處にでも適用する事の出來る一概念に外ならない。、、、、、、、、、、、、。彼等の失敗に對する用意とは、右の如き支配階級の攻勢に對して退却し、順應する事を意味する。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。ある時に失敗であり、宣傳は即ち『實行』なりしものも、、、、、、、、無產階級解放理論の宣傳は即ち合法的な公然たる行爲となる。今回の檢擧は、、、、、、、、。我等は此の點に反省しなければならぬ。、、、、、、、、を與へた者は抑々誰であつたか。

若し我々が今回の失敗によつて、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、實現の第一段に對して、、、、、、、、、、、、、、、、、。、、、、恐れるのは學生でもなく、又『マルクス主義』でもない、彼等が恐ろしいのは、、、、學生運動を壓迫し、『マスクス主義』を彈壓する。(しかも彼等は尙自らマルクス主義を公然と攻擊せずして、、、、、、、、、たさしめるの賢明さを有する)のは、唯大衆の勢力を分散し、之を完全に柔順なる、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、必然に伴ふ失業貧困の增大を運命とあきらめ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、爲の手段に過ぎない。之を自覺せる戰鬪的無產階級は常に治安維持法反對の〇〇〇運動を起すべきであり、而してそれは必ずや今回の〇〇〇〇、、、、影響を及ぼすであらう、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。、、、、、、、、に對してなされた威嚇は、必ずや無產階級の戰線擴大に大なるモメントを形成するであらう。今日の場合、單に學生の出來事たるの故を以て、好意的同情にとどまつて、その全無產階級的意義を理解せず、之に對して、、、、、、、、りとせば、、と味方たるを問はず　それは猶組合主義經濟主義の偏見にとらはれてゐる議論ではないかと、私は、私自身今回の事件の當事者の一人でありながら、敢て世に問いたいのである。

今回の事件は學生大衆に向つて如何なる反響を與へるか。

帝國主義下に於ける知識階級の失業の增大、生活の不安、又中間階級の沒落は、突然に學生大衆の間に動搖を生む、社會科學の研究はその所産であり、その指導によつて學生大衆を反封建反官僚自由主義的勢力に結成さす事が出來るといふ見解を抱く人々がある。だが帝國主義治下に於ては純粹なる自由主義運動といふものはありえない。そこには唯無產階級運動としての自由主義運動とブルジョアの反動とあるのみである、嘗て自由主義の王國であつた英米に於てさへ、金融資本の支配の下に於て如何に反動的封建的勢力が擡頭して來たかを見よ。かゝる時期に於て學生群は如何なる方面に走るか。學生大衆は果して無產階級解放運動を支持するか（自由主義の支持は必然に無產階級的性質を帶びるが故に。）斷じと否と答へねばならぬ。先づ彼等が卒業後如何なる場所に地位を占めるかを考へよ、それは即ちブルヂョアの代理人となつて無產階級を、、、る機關へである。而してかゝる機關はその性質上必然に反動的である。更に又失業の不安、就職口の減少といふも、學生の此の種の不安は無產階級のそれと全然性質を異にしてゐる、後者にあつては無職といふ事は直に明日より食へないといふ事を意味する。だが前者にあつては全般的に見て遙かに余裕がある。彼等は決して無產階級的變革運動の支持者たり得ない。而してそれは同時に、彼等が反動的となる事を意味する。

現在に於て我々はもはや抽象的な、言葉だけの、階級性を隱蔽した自由主義の看板を以て學生大衆に迎合し、彼等を反封建的勢力に結成さす事は不可能である。彼等は直ちに衣の下の鎧を見通すであらう。

隨つて此の度の事件が學生大衆に與へる反響は、反動勢力の結成といふ事以外の何ものでもない。現に京都大學に於ても我らの檢擧以後直ちに愛國の徒が相集つて○○會なる反動團體が組織され露骨に研究會に向つて挑戰しようとしてゐる。全體としての學生群そのものは決して今回の檢擧に對して、自由主義的義憤から、治安維持法反對の勢力たる事は出來ない。努力と誠意によつて出來るといふのは、宛も金融資本家を說得する事によつて『忌はしき』階級鬪爭なき變革が實現出來ると信ずると同程度に粗朴なるイリユージョンであり、痴人の夢である。彼等は徒に鸚鵡の樣に繰返す、『研究はいいが實行はいけない』と、何が研究であり、何が實行であるか。彼等は金融資本家の解釋をそのまゝに受けいれる。要するに研究はいいが、合法ならざる、即ち、、、、、、、、、、はいけないのだ。資本家の利益に一致

した實行なら、軍事教育でも、完全に無智なる反社會主義逆宣傳でもストライキ破りでも何でも宜しい。それが『研究』の結果であらうと否とは問題でない。

かくの如きが全體としての學生群の性質である。露西亞に於てもさうであつた。獨逸に於てもさうである。英國に於ても米國に於ても。日本に於ても、從來こそぼんやりしてゐた此の反動化の傾向は、今後階級鬪爭の尖銳化と共に益々明確となりゆくであらう。社會科學研究會は此の反動的地盤から咲き出でた例外的現象である。勿論それは激化し尖銳化せる階級鬪爭——それは社會の隅々に迄何らかの反影を及ぼさずにはゐない——の必然的產物ではあるが、決して經濟的範疇としての學生生活の必然的產物ではない。學生社會科學研究會が帝國主義治下に於ける全無產階級戰線の一部に屬して如何なる使命を果すべきかは、右に述べた所よりかなり明かである。だが此の問題に就いては限られた紙面とさし迫れる締切時間とに於て、こゝに論ずる事は不可能である故、他の機會に讓る事とする。

唯恐れるのは社會科學研究會それ自身が　一方、、、、、、、、無意識的にでも恐怖を感じ　他方反動的學生大衆の間に於ける自らの孤獨感から、明確なる目的意識を失ひ、大衆の自由主義化のイリユージヨンの下に、知らず〳〵日和見主義化してゆきはしないかである。我々を支持する大衆は學生ではない　、、、、、、、、、、、、、、、、、。勿論かくいふは學生大衆を反動の手の跳梁の儘にまかしておけといふ意味ではない。否、しかし唯我々は明確なる理論を以て之と抗爭すべきである。空虛なる研究の自由、學問の神聖のスローガンの下に之と抗爭するは、、の笑を招くのみである。大阪每日新聞でも此の位の事は言つてゐる。かくいふ時我々は支配階級的意味に於ける實行の絕對的不可能　それが學生の『本分』に反するといふ事を暗默に承認してゐる譯であり、治安維持法を許容する事となる。何となれば何も治安維持法には『研究』はいけないとは書いてないのだから。而して我々は斷言する、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。

再び言ふ、問題は、何が研究であり　何が實行であるかといふ事にある。而して之を決定するものは、、、、、、、、。更に而して、、、、、、、、、、、、、、、、るものである。徒に右顧左眄し　大勢順應主義をとる者をこ

そ日和見主義者といふ。しかも此の危險は元來がプチ・ブルジョアの集りである學生社會科學研究會に於てそう無根據なものではないのだ。現在に於て絶對にその徴候がないと言へようか。

工場の中に　礦坑の中に汗と油に染まつてゐるあの大衆こそ我々の同志であるといふ、、、かの反軍事教育運動と同樣に重大なる　當面せる學生社會科學研究會の任務ではあるまいか。（九　一八）

學生事件と研究の自由

山川　均

十ケ月の間、疑惑のうちに秘められてゐた謂ゆる『全國的學生大檢擧』事件の眞相が發表された。けれどもこの眞相の發表は、却つてこの事件の眞相に對する一般世人の疑惑を深からしめたにすぎぬ。

曰く『日本帝國の根本的組織に大變革を加へ、且つ經濟組織を根底から覆へし、同時に私有財產制度をも覆へして、共產主義社會を建設しやうと企劃し、この信念を目標として運動を進めたものである』。曰く『日本帝國の經濟文化の中心をなす關西地方を選み』。曰く『……事務所に密議を開き新社會實現の實行に着手すべく決議した』。曰く『ピストル』、曰く『變裝』、曰く『國禁書の密輸入』、曰く『秘密出版物』等々々——新聞記事のうちから、こうした大きな活字の文字を拾ひ出してつゞくり合せて見ると、如何にも物騷な怪物——赤色の怪物——が立ちはたかつてゐるかのように思はれる。（まして自分自身の體内に進行してゐる、、、、、、、、、、、、、、、そう見えるにちがひない！）。今にも、、、、、、、、、そうだ！

ところがこの『大陰謀』の加擔者はたつた三十八人であつて、行李の底から『暴露され』たピストルが生憎一挺であ

る！三十八人と一挺のピストルは、鬼熊征伐の決死隊を編制するには與合ひな人數かも知れないが、日本帝國の經濟組織を根底から覆へす大計畫の實行擔手の決議をするには、どんなものだらう。そして『全國三十萬の學生と無產階級に對して、組織的に革命思想を普及』するために、『印刷の上宣傳配布』したといふ秘密出版物は、三十八名の研究會員の數よりも二つ多い四十部なのである！この三十八名の學生の多數は、たしかに『日本帝國の經濟文化の中心をなす關西地方』にゐた。たゞしこの重要な地方を選んで學校を置いたのは、文部省なのである！若しそれ『國禁の書』などゝいふものに至つては、一たいどんな書物のことだか、恐らく知つてゐる人はないだらう。日本以外の國では、一とかどの、、、でも公然刊行せられてゐる書物が、日本では輸入禁止になつてゐるものがあるさうだ、といふ位の奇怪千萬な噂は誰しも聞いてはゐるが、いよ〳〵どんな書物が何時からその『國禁の書』といふものになり、輸入禁止になつたのか、それを又、いつ國民には公けに知らされたのか、そしてそれを讀むことはならぬといふ御法度は一たい何時ごろ出たものか、恐らく何人も知らぬだらう。(證據物件として押收されたといふ、新聞記事の書名が、ほんとなら、輸入禁止書目の公表できないのは、外國の野蠻國への手前、尤もなことかも知れぬ)。かうした性質の謂ゆる『國禁の書』といふものが、車に何台出たからと云つて驚くには當らない。それよりも、苟めにも社會科學を研究する學生の本棚から、二宮尊德や河村瑞軒の一攫千金の夢物語を書いた修身教科書ばかりが出るだらうと豫期する頭の方が、當今では遙かに驚くに値ひする品物なのである。

これが新聞によつて公表された『事件の眞相』である。この眞相を知つて何人も受けなければならぬ印象は、、、、けようとする『大陰謀』の大きさと、これを證據だてるところの實行の計畫とが、あまりにも釣合はぬといふことである。苟も物の『割合』といふ觀念をもつてゐる正常な頭は、この眞相の發表によつて、却つて深刻な疑惑を起こさずにはゐられない。

そこで假りに裁判官の立場に身をおいて考へて見ても、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、

、、——、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。それ故にこそこの大検擧は、昨年十二月七日に、検束者全部の釋放となつて一度び終りを告げたのではあるまいか。

『……尨大な證據物件を携へて、事件の一切を京都検事局の發動に待たんと打合せを行つたが、違法と見るべき證據の薄弱なため、検事局はこれを受理せず、よつて事件は……轟々たる非難のうちに龍頭蛇尾に終熄する形勢であつた……斯くては警察當局の威信にも關するといふので、騎虎の勢ひやみがたく、久保田特高課長は單身東上して内務當局と何事かを打合せ……』、こゝに大検擧のやり直ほしが行はれたのである。（正確を期するため、特に政府與黨と關係の深い『名古屋新聞』（九月十六日）より）。一月十五日の再度の検擧この方、この二つの事柄を結びつけて治安維持法上の犯罪の嫌疑充分なりといふ決定の與へられるまでに、二百四十日間に亘る——この單純極はまる事件のために！——判検事の極度の努力を必要としたといふことも、この困難を證據だてゝゐるものではあるまいか。

□

しかるにこの絶望的な困難も或る、一つの方法によると、譯なく解決することができる。一つの方法とは何だらう。『研究の自由』といふ概念を、少しばかり——ほんの少しばかり——取り擴ろげることである。決して澤山取り擴ろげるわけではない。徳川幕府の二百年間の密偵政治に慣れきつた『人民』の息子らであるところの日本の爲政者の、『研究の自由』に對する考へを、せめて外國の文明國、ないしは一かどの、、、なみに取り擴ろげたならば、この事件に現はれてゐる謂ゆる『實行』は、當然、ことごとく研究の範圍に屬するからである。

學生が社會科學の研究のために團體を組織することが、何故、研究の範圍内にあつてはならぬだらうか。

、、何故研究の範圍内にあつてはならぬだらうか。

この研究に基づいて、無產者教育がかくあらねばならぬと、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、研究の範圍內に屬してはならぬだらうか。

この三十八名の學生が、社會科學研究會の代りに、軍事思想研究會を組織して居つたらどうだらう。そしてその研究資料を、謄寫版刷りにして分け合つたらどうだらう。馬に乘つたらどうだらう。鐵砲をうつ稽古をしたらどうだらう。そして軍國主義の立場から、勞働者や農民はかくの如き方針で教育しなければならぬといふ、教育の論綱を協議起草したらどうだらう。

岡田文相は、これは研究の範圍を越えて實行に移つたものである『この事あるは遺憾』と云つたらうか。

或る人は云ふかも知れぬ、それは刑事上の犯罪行爲であつて、これは軍國の國民たるものゝ心得べき事柄である。それとこれとは同一でない、と。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、あるか否かは、それが研究の範圍に屬、、、、、、、、、、、、。軍事思想の場合に研究の範圍內にあることは、社會科學の場合にも、同じく研究の範圍にあるべきである。

『京大事件の內容經過を見るに、學生が研究に名をかりて、實行若くは實行に移る協議をしたものゝやうである。これが法が觸れたといふのであるが、自分の意見としては、學生の研究も眞に批判的態度をもつて研究するのなら差支へはないが、社會科學研究會の如く、その所屬會員が舉つてマルクス主義レーニン主義の研究をなし、それ等各種の翻譯を交換し合ふのは、研究の範圍に屬するものかどうかを疑ふ……この種のことは法に觸れると觸れざることに拘らず、決して好ましいことゝは思はない……』。(九月十六日東京朝日新聞、松村警保局長)

この『マルクス主義レーニン主義』といふ十二字を、テイラー主義二宮尊德主義といふ活字と差し替へたらどうだらう。これはたしかに、研究の範圍外に屬するものかどうかを疑ふに値ひする。

□

それ故に全問題は『研究の自由』の範圍の問題である。もつと精確にいへば、すべての他の研究部門においては、研究の範圍外に屬するかどうかゞ疑はしいことが、社會科學の方面では、反對に、研究の範圍内に屬するかどうかゞ（爲政者の見地から）疑はれてゐるといふ問題である。さらに適切にいふならば、資本主義制度に對して『眞に批判的態度をもつて研究する』ことだけは、研究の範圍を踏み越えたものとして、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。こゝにこの問題の階級的性質がある。

□

舊るい秩序は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。階級と階級とに分裂してゐる社會においては、この二つの秩序は、おの〳〵異つた階級によつて代表される。活きたる現實の社會を研究の對照とする社會科學は、必然この現實を反映せざるを得ぬ。社會科學は必然に、階級的な性質をもつて染められた科學である。、、、、、、代表した社會科學の下から、新しい秩序と新興階級の見解とを代表して新しい社會科學が現はれる。そして衝も舊るい秩序に對して『眞に批判的態度を取る』社會科學は、支配階級から危險思想として彈壓され、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。過去の歴史的時期（たとへば明治維新）については、支配者階級の何人もこの事實に疑を挿さたい。けれども彼等の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。

學生の、——憐むべきこれ等の學生の、——は、彼等の研究の對象が、舊るい秩序を代表する社會科學ではなくて、新しい秩序を代表する社會科學であつたといふ一點に歸着する。行爲の問題ではなくて人の問題であり、人の問題ではなくて思想の問題であり、思想の問題ではなくて、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。（九月十八日）

學生檢擧事件についての感想二三

末弘嚴太郎

一

今回の學生檢擧事件はあらゆる方面から見て頗る遺憾な出來事である、就中、前途多忙なる多數の俊秀が一旦の蹉跌によつて囹圄の身となり、その結果終に一生をも誤らうとして居るのを見るとき、吾人は實に衷心からその運命を悲しまざるを得ないのである。

しかしながら私は今茲に過去を顧みて徒にくやみ悲しまうとは思はない。今回の事件の事極めて重大なるを考へれば考へる程、徒に過去を想ふて消極的批判的の態度をとるよりは寧ろ將來を考へて積極的に善後の策を講ずるのが、吾人當面の責務であると確信するものである。殊に、未だ豫審決定書の發表すらされて居ない今日、具體的事件の詳細について何等精確な智識をもたない吾々は、殆ど事件に向つて具體的な批評的意見を述ぶべき資格をもたないのである。此故に、私は以下事件の今後將來に向つて及ぼすべき影響を考へつゝ、この點についての感想二三を述べたいと考へる。

二

先づ第一に吾々の考へねばならないのは、今回の事件に對して爲政者のとらねばならない態度の如何である。

事件にして若し治安維持法其他現行刑罰法令に觸るゝものがあるならば、爲政者の之に臨むに法律所定の刑罰を以て

する素より其所なりと謂はねばならぬ。乍併、若しも、彼等が今回の事件を以て單に外來思想の影響乃至外部の誘導に基く偶發的事件なりと考へ、關係者に臨むに嚴罰を以てしさへすれば事のすべてが終局的に落着するもの丶やうに考へるならば、そは甚しき誤謬なりと謂はねばならぬ。

抑も薪のないところに火を燃すことは出來ない。火の燃ゆるが爲めには必ずや何等か其所に燃ゆべき材料がなければならない。世人は動もすれば今回の事件を目して奇嬌の學説青年學徒を誤りたるものと爲すの傾向があるけれども、純眞にして敏感なる青年學徒をして社會主義學説の主張に心醉せしめ、——若しも新聞紙の傳ふる所を眞なりとすれば——彼等を導いて實行行爲にまで到らせようとした所以のものは、我國の社會そのものに社會主義學説の批評に該當すべき何等かの缺陷が存在するからである。元來社會主義學説の所説はそれが全部そのまゝ眞理ではないとしても、現代資本主義社會の掩ふべからざる瑕瑾を解剖批判して居る點に否定すべからざる鋭き主張の存立して居ることは廣く何人も認むる所である。此故に、今日青年學徒の一旦の蹉跌に際會して、徒に唯彼等の不逞を非難し、惹いては社會科學の究研それ自身までをも罪惡視するのみにして、現代社會それ自身に內在する缺陷が軈て彼等青年を導いて社會主義學説に赴かしむる動機を爲したことを忘れるならば、そは決して公正賢明なる君子人の執るべき態度なりと謂ふことが出來ない。我國の現代社會に改革を要すべき短所缺陷の存在することは心あるもの丶すべて均しく認むる所である。然るに、世人は動ともすれば自らも亦その缺陷に氣附いて居りながら、兎角外部からの批評攻撃が鋭いのに驚いて只管その排撃にのみ專念し、その結果自らを顧みて自ら改むる暇さへない有樣である。

成程、吾國體の國情に適合しない過激な社會主義學説の所説をそのまゝ鵜呑みにして現代の吾國に施すことは決して吾國社會全體を幸福に導く所以ではあるまい。併乍、世人がとかく社會主義所説の鋭い批評を恐るゝの餘り、全く自らを省て自ら改むることを忘れ、或は暴力に訴へてまでも批評家を排斥せむとし、或は防禦の牆壁を固むるが爲め現在以上に反つて反動的態度をとらむとするが如きは、右にも增して吾國社會の幸福を招來する所以ではない。爲政者並に現在攻撃の目標になつて居る人々の今日正に力むべきは、現在制度の合理的改革を急ぐことである。そうして、外來奇嬌

の學說も尙靑年學徒に向つて何等の誘惑刺戟を與へ得ざるが如き健全なる社會を作爲することでなければならない。

然るに、今日彼等の一般に爲しつゝある所を見ると、只管自己の立場を防衛することにのみ專念してそれが爲め手段を擇ぶ暇さへない有樣である。反動的立法の制定、反動的政策の實施、甚しきに至つては暴力を借り用ひてまでも自己の立場を救はうとして居る。かくの如くにして攻擊者は益々いらだつて益々奇矯過激に赴き、防禦者亦多少の讓步を申出づべき機會をすら見出さずして益々防禦の壘を固むるのみならず、反つて防禦的攻擊の態度にまでも出でやうとするとき、社會の將來は暗澹として、誠に恐るべきものありと謂はねばならない。

此故に、私は言ひたい。學徒にして奇矯過激に常軌を逸するものがあるならば、國家のこれを罰せむとする必ずしもこれを不可としまい。けれども、爲政者並に資本家地主の類が只管自己の立場の防衛にのみ專念して、吾國社會を永遠に向つて生長せしむべき方策を考慮實施することを忘れ、一面攻擊者を擊滅すると同時に他面防禦の壘を高くしさへすれば社會も亦永遠に安泰なるべしと夢想するが如きは甚しき誤りである。彼等が今日の機會に於て力むべきは寧ろ反省と自覺とである。そうして潔く改むべきもの〻すべてを改め盡すことこそ眞に吾國社會を平和に生長せしむべき唯一の途であると謂はねばならぬ。

三

第二に、今回の事件に關聯して私の最も恐れるのは、社會科學研究の壓迫乃至衰微である。

從來社會科學はとかく爲政者その他によつて白眼視され來つた。昔は天文學その他自然科學の進步發達をすら恐れた權力者が居つた。蓋し科學はとかく權力の據つて以て立つ所それ自身を直接に脅かす虞があるからである。然るに、今日世の中は最早自然科學に向つてかくの如き無理解な壓迫を加へる必要を感じないまでに進步して來たにも拘らず、社會科學に向つては未だ毫も同樣の理解が示されて居ない。世人は人體の病氣を救ふが爲め醫學の獎勵すべきことを知つて居る。それにも拘らず、社會をその病から救ひ出す爲めに社會科學の研究を獎勵すべき所以を知らない。彼等は社會

學科の教ゆる所が無遠慮に社會組織の缺陷を指摘するのを見て只管恐れ戰くばかりであつて、彼等のかくの如き態度は正にその昔地動說の前に戰慄して天文學者を燒き殺したローマ法皇廳の人々のそれに酷似して居ると言はねばならないのである。

社會は生きて居る。社會は成長する。成長するが故に生き、生きて居るが故に又成長するのである。而して社會も亦成長の中途に於て或は病氣にかゝり又或は怪我をする。かくの如き場合之を治癒して社會の健全なる成育を計るべき責任は正に社會科學にあるのであつて、社會科學の發達は社會の健全なる成長にとつて最も大切である。醫學はチブス菌を發見して之を驅除し以て人命を救ふことが出來る。その場合人々は心から喜こんで醫學の德を讃へるけれども、恐らく發見せられ驅除されたチブス菌それ自身は心から醫學を憎み恐るゝに違ひないのである。私は吾々の社會亦屢々チブス菌の犯す所となるのを見るとき、この病菌を發見驅除すべき責任は正に社會科學の双肩にあることを確信すると同時に、その發見驅除を喜ぶものは社會それ自身であり、之を恐るゝものは病菌それ自身に外ならないことを確信するものである。

この故に私は謂ひたい。社會科學研究者の所說行動が時に常軌を逸することがあるとしても、この故を以て直に社會科學それ自身及びその研究を憎み恐れてはならない。世人は動もすれば今回の事件に臨んで徒に社會科學の罪を鳴らし以てこの研究に不當の壓迫を加へやうとする。けれども、かくの如きは病源の發見を恐れて醫師の診斷を避けやうとするのにも增して愚な考へである。私は今回の事件が社會科學研究抑壓の結果を生ますして反つて益々これを奬勵すべき機緣とならむことを切望して止まないものである。

四

終に、世人は動ともすれば今回の事件を目して專らこれを大學及び大學教授の責任に歸せむとする傾向がある。黃口未熟の教授濫に泰西の異說を移して奇をてらひ異を誇らむとするもの蓋し青年學生を誤るの最も甚しきものとするのが

彼等普通の所論である。

乍併、私を謂はしめるならば、大學が少くとも社會科學に關する限り眞に學術の淵叢を窮むべきその責任を盡して居ないことこそ反つて、不祥の事件を生むべき原因を成して居ると考へるのである。吾國現在の大學中法學部並に經濟學部は今も尙依然として官吏養成所たる舊態を保持して居る。其所で敎へられる敎科目も敎授內容もすべて高等文官試驗を標準として立てられて居るのであつて、社會科學研究の府たるべき面目は充分に發揮されて居ない。その結果、一面に於ては官界實業海等に向つて眞に生きた社會科學を理解して居ない多數の『人材』を供給する結果、社會須要の地位にある人々をして動ともすれば『病源の發見を恐れて醫師を憎み避けやうとする』傾向に陷らせ易い。そうして、日夕社會の健全にして合理的な成長に貢獻盡力すべき立場にある人々をして兎角その責任を盡さしめ得ざるのみならず、反つて彼等をして反動的傾向に向はしめ其結果惹いては社會的不安を激成すべき形勢を馴致し易いのである。

而して他面に於ては、社會科學の研究に志す所の新進氣鋭な優秀の學生が正に官吏養成所化して居る現在の大學に失望して、その研究慾を自修その他の方法により大學の外に於て滿足せしむとするの傾向あることは、今回の事件に關聯して吾人の到底見逃がし難き事柄である。世人は動ともすれば學生が敎授の指導を俟たずして濫に所定敎科目の外に走りたることを非難する。成程、若しも彼等が敎授によつて適當に指導されて居たならば、今回新聞紙によつて傳へられて居る程度の行動にまでは立ち至らなかつたかも知れない。併乍、不幸にして今日の大學には眞に社會科學の研究に志す眞面目な學徒を滿足せしめるに足るだけの設備がないのである。高等文官試驗を受けるに必要な科目に至つては素より何等缺くる所はない。そうして敎授も勉強し學生の大多數も亦之に滿足し乃至は少くとも迎合して只管勉强して居る。しかし、眞に科學探求者の良心に燃えつく現代社會の病源及びその治療方法を科學的に研究せむことを志して大學に入り來る青年學生がどうしてか能く之に滿足することが出來やう。彼等が熱心の餘り大學敎課の外に走つて同志と共に社會科學の研究を試みむとする。その志や蓋し同情に値すと謂はねばならぬ。

然るに、世人はこの點に氣付かずして反つて大學それ自身の社會科學研究を壓迫せむとし、大學自らは又學生が大學

教課を蔑しろにして啻にその外に走りたることを非難せむとして居る。けれども、かくの如きはいづれも甚しく見當違ひの態度であると謂はねばならない。私は寧ろ反つて絶叫したい。大學に向つて眞の意味に於ける社會科學研究の自由を與へよ。教授にも學生にもすべて均しく之を與へよ。教科目も教授内容もすべてこれを標準として之を一新せよ。かくしてこそ大學も亦眞の社會科學研究所として社會の健全なる育成を指導し行くべく、又能く學生をしてその研究行動を大學所定の埒内に止まらしむることが出來るであらう。今回の事情を機縁として大學並に世の中がこの點に目醒るならば吾人の喜びこれに過ぐるものがないのである。

社會科學研究の受難時代

大山郁夫

一

昨年の十二月に於ける京大及び同志社の社會科學研究會員の幾名かの檢束に端を發し、その後段々と全國的に擴大して行つた多數學生の檢擧事件は、最近まで新聞紙に對して記事掲載禁止事項となつてゐたが、九月の十四日に至つて始めてその禁が解かれたので、兎に角それの大體の輪廓だけは、諸新聞紙によつて一齊に世上に傳へられた。が、その事件の内容に亘る詳細の事項は、今尚ほ依然として公衆の視聽から遮ぎられてゐるので、少くとも本文執筆の當時に於ては、それは我々に取つて、一の解き難き謎として殘つてゐる。いかにも、多くの新聞紙は、『恐るべき學生の共産主義的陰謀計畫』といつた意味を示唆するやうな調子で、それに關して非常に煽情的な報道を掲げてゐることは事實である。けれども、何分にも、肝腎の事件の内容が具さに示されてゐないのであるから、それが果してその通りのものであつ

たか否かの判斷が、我々には附きかねるのである。即ち、我々は先づ第一に、それに關聯する學生たちの行動が、果して『陰謀計畫』の言葉に該當するやうな程度のものであつたか否かも知らないし、次に我々はまた、假りにそれが『陰謀計畫』といへるほどのものであつたとしても、それが果して『恐るべき』といふやうな大袈裟な形容詞に値するほどのものであつたか否かさへも知らないのである。殊にそれが『恐るべき陰謀計畫』としての條件を具備するためには、それは當然、關係學生たちの內部に於ける相當に重大視すべき實力とか、若しくは彼等の外部から來た相當に有力なる支持とかの上に立つてゐるものだとしなければならぬ。だが、諸新聞紙に揭げられた記事のうちには、さうしたことを我々に想像させるやうな材料は、一向に見當らなかつたのである。

で、我々は更らに立場を變へて、かうも考へてみた。即ち、假りに關係學生たちが企てたと言はれてゐる『陰謀計畫』が、さうした彼等の內部の實力とか、彼等の外部から來た支持とかの上に立つてゐるものでなかつたにしても、若し現在當面の社會事情が、その『陰謀計畫』をすら、或る程度に危險なものとするほどまでに、一種の容易ならざる不安狀態の上にあるものとするならば、それはそれなりでも、尙ほ一の『恐るべき陰謀計畫』といへなくはないであらう、——と。

だが、かう考へて我々の周圍の世間を見渡しても、そこにもそれほどの不安狀態を示唆するほどの何物もが認められないのである。なるほど、刻下の世情は、相當に騷がしくないとは言へないであらう。けれどもそれは、我々の見るところでは、急進的諸分子の『妄動』のためであるよりは、寧ろ明かに反動的諸分子の『活躍』のためであるやうに思はれる。現在に於ては、所謂『左傾』的諸勢力は、正直のところ、一般に不振狀態を示してゐる。そして勞働運動の上に於てさへ、例の『現實主義』の大旆を振り翳さす『右傾』的諸派が、時を得顏に跋扈してゐるやうな始末である。無論かうした形勢がいつまで永續するものであるかは、全然別問題であるが、しかし差し當り我々の面前の社會事情は、いかなる保守派の連中の眼にも、決して危殆なる不安狀態に瀕してゐるものとしては映じないだらう、と我々には考へられる。だとして見ると、諸新聞紙が問題の事件を指して、『恐るべき學生の陰謀計畫』としてかのやうに示唆しようとしてゐることの眞意が、我々には一層理解し得られなくなるのである。

もとより、關係學生たちの行動のうちには、新聞紙上に公表されたもの以外に、眞に戰慄すべき實現の可能性のある計畫が包含されてゐて、そして諸新聞紙の職務に忠實なる探訪記者たちが、彼等の日頃からの誇りとしてゐるその驚くべき『第六感』によつて、後でからそれを正確に嗅ぎ出して居たところから、彼等は記事掲載禁止の解除の機會を待つて、彼等が實際した通りに、その片鱗をだけでも仄めかさうとして、ああした調子にそれを報道したのかも知れない。けれども、それにしても肝腎の事件の內容が拔きにしてあつたのだから、それらの新聞記事によつてのみ該事件の性質を知らうとした我々は、今尙ほ依然として、五里霧中に放置されてゐるやうな感じから離れることが出來ないでゐるのである。我々の眼前には、『恐るべき學生の共產主義的陰謀計畫』といつたやうな文字が無氣味にちらつくけれども、我々はその正體が何であるかを突き留めることが出來ない。それが枯尾花の類ひであるか、それとも正眞正銘の怪物であるか、でないか、さへも、我々には全然知られない。で、結局我々は、少くとも今のところ、あの事件を批判するやうなことは徒勞だ、といふ結論に落ちつかざるを得ないのである。

二

右に述べたやうな理由から、私は所謂京大學生事件に關しては、少くともその眞相が或る程度に分明になるまでは、兎角の批判の口を噤むがうとしてゐるものである。けれども、それと同時に、私はこの機會に於て、學生の社會科學研究の前途の不安といふ問題を中心として、聊か私の意見を述べて見たい。この問題は、昨今になつてから始めて突發したものでなくて、年來多くの青年學生たちの腦裡に蟠まつてゐたものである。殊に一昨年の末頃から、例の中等以上の諸學校に於ける軍事教練の立案及び實施と時機を共にして、急に緊切化したものである。それ以來、高等學校及び專門學校に於ける學生の社會科學研究團體に對する壓迫問題も出て來た。かくして、學生の社會科學研究の上に掛る不安は、益々濃厚になつて行つたものである。けれども、所謂京大學生事件の輪廓が世上に發表された今日となつては、それは不安の程度を通り越して、そのも一つ次の段階に入つたものとも見ることが出來る。更に突込んでいへば、學生の社會科學

研究は今まさに完全に受難時代の第一期に入つたといふことすらも、さして誇張的には響かないやうにさへ考へられるのである。

學生の社會科學研究の上に深刻な受難時代が早晩押し迫つて來るべきことは、京大學生事件がなくとも、既に早くから豫感されてゐたことであつた。學生の思想の『惡化』は、既に久しく世間で問題にされてゐたことであつた。殊に第五十一議會に於ては、衆議院でも貴族院でも、それが辛辣味を多分に含まされた論議の題目とされた。かうした狀態の下に於て、學生の社會科學研究は、今日までに於て既に相當に手きびしき試練を經て來てゐるのである。で、それが今や完全にその受難時代の第一期に入つたと云つても、それに携はつてゐる學生たちに取つては、別に驚くに足らないことではあらう。

けれども、私たちのやうに、日頃から社會科學の研究に携はつてゐる多くの學生たちに接觸する機會を持つてゐるものは、縱しそのことが如何に當然だと考へられるにもせよ、單に當然のことだといふだけでそれを無關心に默過することは出來ない。殊に私たちは、彼等との實際上の接觸から、彼等が社會科學に赴いたことが一の必然不可抗の過程にほかならないことを親しく知つて居ると信じてゐるところから、彼等が權力階級及び一般世間から、彼等の負擔力に餘るどの重荷を益〻多く負はされようとしてゐるのを見てゐながら、それに一臂の力を差し向けようともしないで傍觀してゐるとは出來ない。しかも私たちは、彼等の苦悶がこの上倍加されるか、それとも些なりとも輕減されるかは、世間の人々が彼等の動機及び立場に對して持つであらう理解と同情との多少に依つて影響される程度が決して少くないことを意識するが故に、私たちの直接經驗から彼等に就いて知つて居ることの幾分かをでも披瀝して、彼等に代つて世間に訴へようとする衝動を感じないで居らることは出來ないのである。

いふまでもなく、現在に於て見られるやうな反動時代下の支配階級は、一般の學生たちの社會科學研究に對しては、すべての無産階級運動に對してと同樣に、頭ごなしに彈壓的態度を採ることに決心してゐることが容易に看取されるのであるから、私たちは始めから、彼等に向つて寬容を要求しようなどとはしない。更らにまた、一般社會内に於ても、

支配階級の宣傳政策によつて注入された一種の先入見の下に、充分の惡意と色眼鏡とを以て學生の社會科學研究の傾向を見ようとしてゐる人々も決して少くないことは、私たちにはよく知られてゐる事實であるから、私たちは無論、さうした手合ひに對しても、何等のメッセージをも持ち合はしてゐない。だが、それと同時に、そこにはまた、單に學生の社會科學研究の實情に暗いといふ理由だけから、一旦は或る疑惑の眼を以てそれを眺めてはゐるものの、それに關する理解が進むだけづつ、その態度を改めて行かうとしてゐるやうな人々も非常に多くあるだらうといふことが、私たちには當然のこととして想像される。さういふ人々に向つて、私は學生の社會科學研究の實情に關して、私が私自身の直接經驗から知つてゐる事柄を些かなりと報告して、隔意なき意見を交換してみたいのである。實は私は、さういふことを既に一再ならず試みて來た。だが、私はこの際今一度、私がこの問題に關聯して過去に於て述べて來たことを總括して、出來るだけ簡單にそれを再現したいのである。私はもとより、京大學生事件の經過の公表が、私にそれをする機會を與へた事實を拒まないが、しかし同時に私は、それとこれとを全然切り離して、以下單に一般の學生の社會科學研究だけについて語らうとしてゐるのである。

三

今日の學生間に於て、社會科學研究の傾向が段々と深く廣くなつて行つてゐる事實の諸原因に關しては私は數個月前に本誌で詳述しておいたから、今はそれを一々反復しようとは思はない。だが、今日のやうに動搖の烈しい社會生活の浪に揉まれつつある人類の總員の中にあつて、ひとり青年學生たちだけが社會現象へ探求の眼を向けないで甘んじてゐるであらうといふやうなことを期待するとは、何人とも出來ない筈のことであらねばならぬ。のみならず、今日の青年學生たちの學窓の生活は、最早や現實社會生活との接觸のない――若しくは比較的に少い――一隅に安置されてゐるものではない。彼等はまづ第一に、學校生活中に一度は、否でも應でも必然的に、卒業後の就職問題に直面しないで居られない。そしてこの就職問題が一般の經濟界の動搖と緊密の關係にあるものだといふことは、誰れにでも解り切つてゐ

る筈のことである。しかもこの就職問題は、單に當該學生たちの一人々々の個人的問題に留まるものではない。それは同時に、現在當面の轉變窮まりなき社會に於ける知識階級全體の前途に關する問題に必然的に聯繫することによつて、また直ちに一個の重大なる社會問題ともなるのである。

だが、この就職問題の如きも、さうしたことのただ一例にすぎないものである。今日では、學生生活のすべての方面が、一般社會生活の脈搏を鋭敏に感ずるやうになつてゐるのである。かくて今日の青年學生たちは、曾て平靜そのもののやうに見られてゐた學術研究の上に於ても、現實社會生活上の變動から來た影響に直接に晒されるやうになつてゐるのである。たとへば、現代世界に於ける帝國主義の支配の增進、及びそれに伴生した反動的傾向の高潮は、我國の政府の高等政策へのそれの影響を通して、我國の學校教育の上へ軍事教練を送り込んだと同時に、社會科學研究壓迫の形勢をも醸し出したのである。青年學生たちは、單に彼等の肉眼を以てかうした具體的事實を見て來たばかりでなく、彼等の肉體の上に直接にその事實からの壓力を感じてゐるのである。かういふところから、彼等は彼等の學生としての生活が、現實社會生活の有機的一部であることを學ぶやうになつたのである。從つて、彼等から見れば、現實社會生活を知ることは、同時に彼等自身の生活を知ることになるのである。彼等が實現社會現象の科學的認識の欲求を感ずるやうになつたのは、それ故に必然不可抗の過程に外ならないのである。

四

現實社會現象の科學的認識への欲求のことは姑らく措いて、社會主義的思潮からの實際的影響について一顧の勞を拂ふ時には、何人もそれが如何に無限に廣い範圍にまで波及してゐるかを見て驚かない譯にゆかないであらう。我々は屢々反動主義者の側に屬する人々の口から、社會主義の文獻から流れ出た言葉を聞くことがある。かういふ現象は、一體何に基因するものであるか？　それを簡單に外來思想の影響だとして片附けてしまふやうな官僚政治家式の解釋は、我々から見れば明かに間違つてゐる。我々は、そのことの直因を、現實の社會生活そのもののうちに求める外がないことを

知つてゐる。否、それは今日では、何人もが、少くとも内心では、無條件的に承認してゐる筈のことである。

今日の多くの青年學生を驅つて社會科學の研究に赴かしめたものもまた、實に現實の社會生活そのものに外ならないのである。この點を外にしてこの問題を見てゐては、到底それの正常な解釋に到達することが出來ないのである。最近岡田文相は、文政審議會の特別委員會に於て、『我國の左傾思想なるものは、實際上の體驗から信念として醸成されたものではなく、ただ單に研究の傍ら外國の書籍を讀んで感染したものと言うて可い。斯かる傳染によるものは傳染である限り、これを防止することは出來る筈のもの……』と述べたと、新聞紙上に報じられてゐる。文相の言葉として傳へられてゐるこれらの文句は、悉く事實の眞相を言ひ當ててゐるものではなく、また不得要領の點もある。たとへば、『左傾思想』といふ概括的な言葉のうちに何が包含されてゐるかの點も、極めて曖昧である。だが、前後の關係から、それが社會科學研究の傾向に關聯せしめられてゐるものだといふことが認められるにしても、尙ほそれが『體驗』から來てゐるものでないと彼が言つてゐる場合に於て、その『體驗』が如何なる種類の體驗をさしてゐるものであるかが、我々にははツきりと摑めない。が、若しそれが『筋肉勞働者としての體驗』をさしてゐるものだとすると、その意味も一應は呑み込めるし、また一般の青年學生たちの社會科學研究の傾向の場合に當て嵌めても、大體は承認し得られる。けれども、我々はそれと同時に、上に言つた通りに、一般の青年學生たちの社會科學研究の傾向は、彼等の『學生としての體驗』から出たものであることを疑ふことが出來ない。岡田文相は、それは單に外國の書籍を讀んで傳染したものだと言つてゐるが、それは我々には首肯が出來ない。のみならず、右の新聞記事によれば、岡田文相も、文政審議會の議員と共に、高等學校生の『思想の惡化』の事實を認めてゐる。だとすると、岡田文相は、普通の高等學校生がその方面の外國の書籍を相當の程度に自由に讀みこなせるものと思惟してゐるものとしなければならないことになるが、しかしさういふことが果して現實の事實に合致してゐるものか否かは、立ち入つて論議するまでもないことである。だが、假りにこの點に於ても大讓歩をして、岡田文相の言葉をそのまま承認することにしても、尙ほ一の重要な問題が、そのあとに殘る。それは、多くの高等學校生までを驅つて、その方面の外國の書籍の耽讀に向はしめた強い力は、果して現實の社

會生活以外のどこかに存してゐるものであるか？　といふ問題である。岡田文相は、それに對して、果してどういふ答へを與へようとしてゐるであらうか？

尙ほまた岡田文相は『傳染によるものは傳染である限り、これを防止することが出來る筈』と述べてゐるが、若しさうだとすると、學生間の社會科學研究の傾向が、「いまだに防止されてゐないのは、一體どういふ譯であるか？　若し彼が傳染によるもの以外のものの存在をも認めてゐるのだとすると、彼は明かに自家撞着に陷つてゐるものだと言はねばならぬ。が、若し彼がそれを認めてゐないものとすると、彼は未だ曾てその防止手段を講じたことがないと言はうとしてゐのるだとしなければならぬ。けれども、それは彼が言はうと欲してゐることでもあるまいし、縱しまた彼がそれを言はうと欲してゐるものとしても、現實の事實が彼にさう言はせないことである。即ち彼が既に絕えずその防止手段を熱心に講じて來たことは、彼自身も窃かに誇りとしてゐることのやうに見られもするし、また一般社會も充分に認めてゐることでもある。しかもそれに加へて、今日の高等學校や專門學校や大學の教授講師の間には、社會思想に關しては、寧ろ退的嬰―必ずしも反動的とはいはないが――態度に終始してゐる人々の方が、壓倒的大多數を占めてゐるのである。それは、反動派の側から『赤化教授』とか『不逞教授』とかの稱號を無償で贈與されてゐる教授講師の數が、全國的に見ても、兩手の指に數へ餘る事實に徵しても知られる。それにも拘らず、青年學生たちの社會科學への欲求は、少くとも今日までのところでは、減退するよりは寧ろ盛に增進して來てゐるのである。この事實に直面しても尙ほ、岡田文相は青年學生たちの社會科學研究の傾向を、どこまでも傳染病扱ひにしつづけようとしてゐるのであらうか？

五

青年學生たちの社會科學研究に於て、マルキシズムの研究が一の傾向を作つてゐることは、上來述べたことに依つて、その因つて來るところが明かにされ得ると思ふ。即ち、現代社會を對象とする研究は、資本主義の解剖及び把握を中心としなければならないものである。ところが、資本主義の解剖及び把握に於て最も多く現實的效果を擧げてゐるもの

はマルキシズムを措いて外にないことも、一般に明示的若しくは暗默的に承認されてゐることである。よしそれが積極的に承認されてゐない場合でも、マルキシズムに於ける資本主義の解剖及び把握以上に優れた業績が示されない限りは、結果は同じことである。

屡々方法論上の立場からマルキシズムが批難されてゐるともあるが、しかし我々から見れば、活ける學術的業績こそ、それのために用ひられた研究方法の正否の現實的テストである。だが時とすると、一派の人々は、マルキシズムに於ける研究方法は、資本主義の普遍相の把握には適してゐるが、それの特殊相となると、そればかりに頼つてゐる譯に行かないから、特に我國現在の資本主義の研究のためには、自ら別個の方法がなければならない、といつたやうな、一應は尤もらしいことを言ひ立ててゐる。けれども、普遍相と特殊相との聯關性を最も適切に摘發し應用してゐることもまた、我々から見れば、マルキシズムの最も顯著なる特徴の一つをなしてゐるものである。マルキシズムに於てこそ、社會現象の細部の一つ一つに對する嚴密精透な檢討が最も重要視されてゐるのであるが、ただそこでは、細部の檢討が一一全體に聯關せしめられなければならないことが前提條件とされてゐることだけのことである。そしてこの點の誤謬であることが徹底的に論證されない限り、普遍相とか特殊相とかの立場からするマルキシズムへの批難は、何人をも承服せしめるに足りないものである。

また屡々マルキシズムの問題を離れて、一般に社會科學の個人的研究はいいが、團體的研究がいけないといふやうなことも言はれてゐるが、しかし社會科學の研究そのものが許されないものでない限りは、さういふことは筋の通らない議論である。といふのは、社會科學研究の場合に限らず、如何なる學問の研究の場合でも、團體的研究が個人的研究と相俟つて相互的に補償物とされることによつて、最も多く研究の效果が擧げられるものであることは、教育もしくは研究に多少の經驗を持つものには、毛頭否めない結論である。殊に社會科學の場合に於ては、研究の相互發表及び相互批評といふやうな、すべての場合に共通するそれの偉大なる效果の外に、各種の實際上の調査、及び研究資料の蒐集並に整理といふやうな、多數研究者の組織的協力に須たなければならない仕事が、最も主要視られてゐるのである。それ故

に、若し一切の社會科學の研究が罷りならぬ、といふならば、それはそれでまた問題が別になるが、しかし苟しくも社會科學の研究が許るされるものとされる限りは、その研究の範圍内に於て其々合目的な手段方法が講ぜられることは、少くとも原則としては許るされなければならない道理である。

更らにまた、大學に於ける研究は絶對に自由だといふ譯でないから、社會科學の研究の上にも、許される部分と許されない部分とがある、といふやうなことも屢々言はれてゐる。だが、かういふ原則は、到底實際上の適用の可能性のないことだといへるばかりでなく、同時に學術上非常に有害なものでもある。許すとか許さないとかといふやうな議論は、或ひは社會科學研究とか、或ひはその他の種類の研究とかを、大學に於て許すべきか否かを決定する際に於てこそ、幾分は尤もらしく——この場合でもそれはどこまでも尤もらしくである——主張され得るかも知れないが、しかし社會科學なり、何々なりの研究が一旦許るされるものとされた以上は、それは到底押し通せない無理となるのである。それは科學の眞理の相對性——殊に部分的眞理と全體的眞理との聯關性——から來る當然の歸結である。それ故に、一般に社會科學の研究を許しておいて、そしてその或る部分の研究を禁ずるといふやうなことは、結局社會科學全體の研究を許さないのと同じことになるのである。

六

最後に社會科學に於ける研究と行動との關係が、最も多く我々の注意を要求するが、しかしこの問題は、非常に重要なる幾多の考察點を含んでゐるから、それの詳細は別論を必要とする。けれども、今日では、社會科學研究以外の研究に於ては、研究と實行——自然科學の方面では實行は最も多くの場合に於て「實驗」及び實際上の「應用」の形を取つて現はれる——との相關性が全然自明のこととされてゐるのに、ひとり社會科學研究の場合に限つてのみ、研究と行動とを引離せといふことが、支配階級によつて主張されてゐるのは何故であるか？　私はそこに問題の中心點が存してゐる、といふことを示唆するに止める。

社會科學研究の場合に於て、研究上必要な行動を試みることは、學問上否定すべき理論的根據はないが、しかし實際上の問題としては、何人も前途ある青年學徒の身上の利害を冷靜に考慮する時には、或る種の行動は如何に研究上必要であつても、なるべくならばそれを避けて、それの代用物としての別途の行動を採ばしめなければならない、といつたやうな考へ方に導かれる場合に遭遇することが屢々あるであらう。殊にさうした行動が國法に觸れる虞れがある場合には、少くとも青年學徒の指導者たちは、彼等をして細愼の注意を用ひてそれを避けしめる義務をさへ感ずる場合が、實際上少くはないであらう。そしてこの問題は、さうした國法の適否、及びそれの改廢のための努力の考慮とは、全然別個の問題として取扱はれなければならないのである。けれども青年學徒をして國法に觸れしめないやうに指導するといふこと、は彼等の研究の障碍になるやうな新たなる取締規則を續々と作り出すことによつて、彼等の前に無數の陷穽をけ設て行くといふことを意味するものでないことは、無論のことである。ましてそれは、彼等の上に辛辣な壓迫の手を加へることに依つて、彼等を絶望の境地に追ひ遣り、そのために彼等をして前後を忘れて國法を犯さしめるように仕向けて行くこととは、全然譯が違ふのである。

社會科學研究學生の主張及び行動は、いつも矯激に走りがちなものだとは限らない。そこには時間的に、自ら、緩急のリズムがある。殊に彼等が理論と行動とを結び附ける場合には、彼等は寧ろ行動可能の諸條件を考慮するやうに導かれがちのものである。けれども、彼等の主張や行動が矯激から平靜へと轉換しようとしてゐる場合でも、或る豫期されざる――時としては豫期されたる――外部的刺激のために、全然その本來軌道を外づれた方向へ逸出するやうなことも屢屢ありがちなのである。それを我々は、過去に於ける幾多の實例から言ふことが出來る。そして、この外部的刺激とは、一つは當局からの不當の壓迫である。またその他の一つは、一般社會が彼等の上に投げ掛ける意地わるき偏見である。私は學生の社會科學研究上の不安に對して眞面目な關心を持つてゐる一般社會の人々に向つて、特にこの一點への注意を促したい切望を持つてゐるのである。

ブルジョア社會に於ける教育機關の本質

京大　岩倉不利夫

一

資本が唯一至上の社會的勢力として其の威力を逞しうして居る現代ブルジョア社會に於ては、ブルジョアのすべての機關、ブルジョアによつて公認されたすべての機關がそうである如く、教育機關も亦、階級支配の機關の一つである。只だ彼等の經濟上政治上の諸機關が、階級支配の機關たる事を直接的に表現して居るに反して、教育機關は、それを間接的に表現して居ると云ふ差違があるに過ぎない。從つて平常時に於ては教育機關のかゝる本質は、或は「學問の獨立」「研究の自由」の名を以て注意深く被はれて居るにかゝわらず、一度び事起れば、「學問の獨立」「研究の自由」なる美衣はかなぐりすてられて、階級支配の機關たる本質を赤裸々に暴露するに至る。今次の大學生檢擧事件は、實に支配階級が自ら教育機關の何物たるかを吾々の面前に暴露したものである。

勿論、今次の大學生檢擧事件が何物であるかは、不幸にして吾々の適確に把捉し得ない所である。新聞紙によれば、或は「國禁の書を密輸入して印刷の上宣傳に配布したため」（都新聞）と云ひ、或は「假名や變裝で爭議等に活動して、社會科學研究の名に隠れた實際運動が暴露したため」（東京朝日）と報導し、或ひは、「プロレツト・カルト・テーゼを作成したゝめ」（時事）とするかと思へば、「テーゼ會」（學聯の第二回大會を指すものゝ如し）のためとし（報知）「共産主義の

一大連盟を作らんとする事實が發見されたゝめ」（大阪朝日）等、各紙各樣である。これは一つには豫審決定書の未だ發表せられざる時の豫想に基づくものなるが故でもあるが、更には今次の事件に際して、當局が「不隱なる學生」を處罰するに、如何なる內容を學生に、、、、、、、どの問題を國法に觸れるものとし、、、、、、、、、、かに苦心した事を物語るものである。しかもこの事實は又實に、當局が如何に內容の、、、、、、、、、、、、、、、としつゝあるかを示すものである。

それはともかくとして、その理由の何たるを問はず、當局が彼等「不穩學生」を嚴罰せざるべからざる事態に立ち至つた事を、「二三の新聞が考へる如く、「餘りに大げさであり」「乳臭兒の遊戲を大革命家の陰謀の如く取扱ふ馬鹿らしさ」であると一笑に附し去らるゝであらうか？　又彼等學生が、、、、、、、、、、共の研究と普及に、、、、、、、なる態度は、果して「物事を一途に考へる若氣の至り」であり、或は「左傾的享樂」であり（東大某博士）「學生の左傾は一種の傳染性」（文相）に過ぎないと、先輩ぶつた嘲笑とも御說教ともつかぬ事を口走つて濟まさるゝ事であらうか？　否！　支配階級は支配階級としての立場から、被支配階級殊に無產階級は又それとしての立場から、今少し緊張した態度を以て今次の事件を取扱ふべく强ひられて居るのではあるまいか？　それは餘りにも適確に世相の核心に觸れたものではあるまいか？　警察當局、司法當局否、文部當局等一切を含めての、、、、一般の今次の事件に對するあの緊張さ、それと立場を異にするとは云へ學生聯合會を初め、無產階級的思想團體無產者諸團體を含めての無產階級的諸團體の同じ程度の息づまる樣な緊張さは、その事を如實に物語つて居るものである。

それが何故であるかは次に吾々が現代社會に於ける敎育機關の本質を探ね、その本質に矛盾しつゝも、その中に潜在せねばならぬ吾々社會科學研究會、從つて又學生聯合會、延いては無產階級的諸團體の今事件に對して處すべき態度を考察する事に依つて、始めて明かにせらるゝであらう。

二

在來一切の社會の歷史が階級爭鬪の歷史である限り、教育機關の、、、、、の隷屬は現代のブルヂョア社會に始めて發現したものではない。宗教の異常な發達なくしてはその存在を考へ得られなかつたであらう所の中世封建社會に於ては、「宗教的な學校は勿論、殆んどすべての官房大學、其の大學生の生活課業、それ等すべてが、僧侶的僧正的色彩を有ち、神學的な精神が充滿して居り、醫學、法學等の二三の分科大學を除く一切の教育機關は、其の下級なるものと、大學であるとを問はず、先づ第一に僧侶の教養を目的とした」（テオバルド・チーグラー「教育者の歷史」）而るに中世紀末葉都市の發達と共に商業ブルヂョア階級の勃興を見、これに從つて商人の教養を目的とする專門學校が生じ、次に工業資本主義の發展に照應して工業專門學校の生起を見、大工業の發達、技師・監督者・計畫者の需要の要求と共に諸種の高級專門學校・大學の增設を見た。（レーニン夫人のルプスカヤ「國民教育とデモクラシー」）

かゝる起源を有つ教育機關の本質が何であるかは自ら明らかである。一つには無產階級、中產階級の子弟に智識を授けて、彼等を「教育ある勞働者」に養成する事である。蓋しかくすることによつてのみ、支配階級は勞働者をより多面的に、、、得るのである。高等專門學校否大學に於て下級學校と異なる所なくブルヂョア階級がかゝる意圖を有して居る事は、其の職業的色彩の濃厚なる點に於て吾々の平常目擊する所である。次には無產階級有產階級の子弟を引くるめて「教養ある人間」を作る事である。由來資本主義的社會は勞働階級の搾取に基礎を置く少數者支配の制度である。しかもよくかゝる少數者が大多數を支配する所以は、一には資本家階級の手中にある、、、、、、、、、、他方には又勞働階級の頭腦を支配する事によるものである。ブルジョア社會に於ける教育機關の本質の第二たる、「教養ある人間」を作る事は、實にこの勞働階級の頭腦を支配する事を意味する。それは現在社會制度の矛盾を見る事なく、或は意識的に見まいと努力して、支配階級に忠勤をぬきんずる官吏、銀行會社員、勞働者を指稱して「教養ある人間」とする現狀に照らして明かである。殊に現在の如く「思想が惡化し」「不隱な分子」が續出する時に於て、德育の重要性を力說し學生の現狀への服從を馴致し、體育の必要性を强調して、現狀への盲目に苦心する樣は、此の間の消息を如實に物語るものである。

三

ブルジョア社會に於ける教育機關の本質が、かゝるものであり、其の任務が以上の如きものである限り、文部當局や學校當局は亦、、、、、、、、、、に服從して其の任務を遂行せざるを得ない。只だ經濟上、「政治上の諸機關と異つて、その支配的色彩を直接に表現せざる樣努力する所に、其の「文化的」意義がある。

即ち本年二月十三日京大總長荒木博士は學生一同を講堂に集めて訓示して「本學は學術の研究、人格の陶冶に際し、國禁に觸れ社會又は本學の秩序を亂すが如き學生の行爲は許さず」と曰ひ、文相の如きは「國家社會の費用により、或は其の援助によつて經營さるゝ學校に於て、國家社會の安寧秩序を亂す恐れある如き學術の研究は絕體に許されぬ」と聲明した。かゝる學校當局及文部當局の態度は只だに意嚮であるのみならず、現實に實行されつゝある。關西に於ては、京大始め同大其他の大學の社會科學研究會は日本學生社會科學聯合會からの脫退を强要せられ、其他多くの制限を附せられた。尙ほ全國に亘つては文相の內訓により高等學校始め其他の專門學校の各研究會が一齊に解散せられた。かかる事實を目擊して誰が、教育機關も亦、、、、、、の一つである事を否定し得やう。

而かし乍ら、教育機關が、かゝるものとして表現さるゝには常に「つゝましやかさ」があり、間接的であり、又あらんと努力する。即ち文相の內訓に一應は反對の意嚮を洩らす者、文相の內訓を幾分其の手をゆるめて研究會を壓迫せんとする試みはその表れである。又京大に於ける十二月檢擧事件に際して、輿論は一齊に立つて官憲の不法を指摘し、學內研究の自由を擁護し、學內には學生大會が開催され、又法・經科教授は擧つて檢擧事件不法の聲明書を發表した。降つて、文相內訓が發表せらるゝや、全國學生が敢然と立つて「社會科學研究の自由」「學問の獨立」のための大衆運動を起した。これ等は等しく、教育機關の支配階級的色彩をなるべく「つゝましやかに」文化的」に表はさんとする努力である。

而かし乍ら究極に於てかゝるつゝましやかさは破れ、美衣はかなぐりすてられねばならない。即ちそれが或は間接的

であり「文化的」であるにせよ、教育機關は、、、、、、、あり、學生の社會科學運動は支配階級の存立をおびやかす一つの存在である。蓋し社會科學研究は、現在社會を解剖批判する事であり、現存する社會の肯定的理解の中に、現在社會に對する、、、、、、、、、の理解をも含めて居り、學生社會科學運動は、かゝる研究を徹底し普及せしめんとする努力であるからである。實に「科學の自由攻究は、經濟學の領域に於ても他の凡ての領域に於けると同一の敵に逢着すると云ふのみではない。經濟學の取扱ふ材料の特殊の性質は、人心の最も激越野卑にして悪意ある情念を、私的利害の仇神を、自由攻究の敵として戰場へ呼び立てる事にもなるのである。例へばイギリスの國敎會は、其の收入の三十九分の一を失ふよりも、寧ろ三十九の信仰個條のうち三十八ヶ條に對して向けられる攻撃を甘受すると云ふ有樣であつて、無神論それ自身は、これを傳來的の所有關係に對する批判に比すれば、今日では些々たる輕罪となつて居るに過ぎないのである」。(マルクス「資本論」)

而かし乍ら物質的努力は物質的努力によつてのみ轉覆さるゝものなるが故に、批判の武器の批判に依る事は出來ない。從つて學生社會科學運動はそれ自體として、換言すれば、單なる理論的研究としては、未だ支配階級をおびやかすものではない。しかし理論も亦大衆を把握するや否や物質的努力となり、物質的努力を轉覆するものとして、武器の批判となる。、、、、が學生社會科學運動の無產階級運動への接近の前に、、、、、、、、、、、、、學生も敎授も學徒たる者は、等しく研究の領域に止るべしと吹聽せしむるは、彼等の、、、、、――その限りに於ては無產階級の階級的立場と異らない――からする本能的直感によるものである。前者はそれを本能的に直感するに過ぎぬに反し、後者はそれを理論的に理解するの差異あるのみである。高等學校の第一次解散命令が如何なる事態に立到つた時に如何なる理由の下に發せられたか? 又今次の大學生檢擧事件が、無產階級的立場に立つ以外のあらゆる人口から受ける非難が何所に歸因するかを省察するならば、思ひ半ばに過ぎぬであらう。

而かも批判の武器が大衆を把握して、武器の批判に迫つき進まんとする形勢に立到るならば、支配階級は其のつゝましやかさをも打捨てゝ、其の存立の、、、救ふべく、露骨な、、始め、あまつさへ、、、、、、、、、、、、、、、

、。こゝに於ては教育機關が、、、、、、に過ぎざる事が如實に暴露せられる。今度の大學生檢擧事件は正にかゝるものゝ好典型であり、こゝに我々は教育機關の階級性を見た。しかも、、、、、のためには「研究の自由」も「學問の獨立」も馬蹄に踏みにじられて何等省みられない蟲けら同然である。吾々社會科學の研究に從事する者は、此の時に際して「研究の自由」「學問の獨立」を叫ぶ前に、今度の事件が何を敎へたかを探ね、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、から、赤裸々に暴露して終つた事をはつきりと見覺めなければならない。

四

以上述べ來つた樣に今次の事件は、これを支配階級的立場に立つて見る限りむしろ理の當然である。朴烈の怪寫眞事件の如き、社會的には何等の意味をも有せざる事件がブルヂョア政黨の間に於て政爭の具に供せられ、騒がるゝに反し、社會的には最も重大な意味を有つ今次の事件がブルヂョア政黨の間に於て默殺さるゝの事情にあるのは、政黨の何れたるを問はず彼等が等しく今次の事件に對する政府當局の處置を當然と見る事を消極的に表示したものである。其の間二三の不平と、嘲笑の如きが聞かるゝのは、間接的階級支配の機關が非常時に直接的なものに代り、そのつゝましやかさが失はれて、余りにも赤裸々に表明されたからに過ぎない。

而かし乍らその「理の當然」さは、、、、、、、、、限りに於てゞある。吾々が被支配階級無産階級的立場に立つに於ては、、、、、、、、。其の合理性の中に同時にその、、、、を見る。こゝに支配階級の今次の處置に對する吾々の、、、、、態度が生れるのである。吾々は、、、、、、、、、支配階級の社會科學運動へ加える障害を排斥せなければならない。それは吾々が無産階級的見地に立つ場合にのみ可能である。しかもこの學内に起つた事件の社會的意義を明確に認識する事によつて、我々の抗爭の場面を學内から學外に延長する事を必要とする。、、、。學生社會科學研究會員が全國一齊に立つて、學內、學外に聲明書を撒布して、其の態度

を聲明すると同時に支配階級に抗爭しつゝある事實、尙又無産階級的思想團體全部を打つて一丸とした自由思想家同盟が、關東に關西に、否全國に於て學生の運動に呼應して支配階級に對して、、する運動をまき起しつゝある事實には、問題の性質上、、であり、又なさなければならない、、、ある。

而かも問題は只單に「研究の自由」が壓迫され「學問の獨立」が、蹂躙せられたのみではない。其の壓迫其の蹂躙の、、、、、、、、、、、、、、、、、、。問題は治安維持法の適用であり、無産階級運動への抑壓である。こゝに於てか運動は再轉するであらうし、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、それは運動の性質上、其の運動主體は最早や學生でもなく思想家でもなく、實に無産階級そのものである。、、。

暴威は光を滅せんとす

學生　小池　廣

一

本年一月十五日以來新聞記事掲載を禁止し嚴重秘密裡にその審理を續けてきた京都學生事件は、最近豫審の終結と共に一部記事の解禁を許されたのであるが、事件の眞相に至つては未だ公表されてもゐないし又之を批判するの自由も與へられてゐない。

従つて彼等三十七名が事實「道を誤つた」ものか或は「道を誤つたことにされてしまつた」ものか、我等は今にはか

にこれを斷定することを差し控へ度いと思ふのであるが、しかし、社會科學研究にたづさはる一員として、「一世の耳目を衝動するに至つた」「全國學生の大檢擧事件」に關し少からぬ興味と關心とを持つものである。のみならずそれは、今後の社會科學研究に對して重大なる影響を持つであらうことは、文部當局が「惡思想の傳染を防止するために」「今後一層取締りを嚴重にする方針である」と云ひ或は「研究の自由は絶對のものではない」「國狀或は補助ある大學に於て國家を危くする研究は斷じて許すことが出來ない」と明言してゐるに徵しても容易に看取することが出來る。

社會科學が「惡思想」であるか「危險思想」であるかは別としても──我等は後にこれを檢討するであらう──これは學徒にとつて實に容易ならぬ大問題である。

我等は從來とてもこの社會科學研究の自由に關しては多くの苦々しき壓迫の事實を見てきたのであるが、更にこの上「一層嚴重なる取締り」が加へられるとすれば、學界は暗黑の恐怖時代を現出するであらう。

我等は支配階級が何故社會科學のみをかくも憎惡し「危險」視し壓迫するのであるか、一應その根抵にさかのぼつてこの原因をきはめて見たいと思ふ。蓋しそれは今回の京都事件理解のための重要なる關鍵を與へるであらう。

二

學生の社會科學運動を目して當局は、これは「學生の體驗に基くものでなく偶發的傳染的に起つてくるもの」で、その病源は「研究の傍ら外國の書籍を讀んで傳染したものと云ふてよい」、從つてそれは傳染病を防止するが如く「防止する事が出來」將來は「一層嚴重に取締る方針である」といふてゐるが──九月十六日文政審議會に於ける岡田文相の答辯──果して社會科學の發達は偶發的傳染的のものであらうか、よし惡性の傳染病であるにしても、當局のあらゆる壓迫的防止にも拘らずかくも根強く、しかも全國的に、殊に秀才學生の間に漫延するに至つたについては、そこに何等かの現實的根據があるのではあるまいか？我等は一應調べて見たいと思ふ。

現代の資本家社會は既にその發生と共に幾多の內在的矛盾を包藏してゐたのであるが、それは今日に至つて時に甚しく、幾多の悲慘なる現象は全國到る所に勃發し、一般社會生活は絕えざる不安と動搖の下におかれてゐる。――例へばかの巨大なる失業群を見よ。勞働爭議、小作爭議は日々に深刻化しつゝあるではないか？

中產階級の經濟的社會的沒落は今や顯著な現象となつてゐるのであるが、それは又同時に學生自身の問題である。我等は經濟的事情のために半途退學の止むなきに至つた多くの事實を見せつけられてゐる。大正十四年度東大共濟部の學生々計調査によれば、既に大學生の三分の二は國元よりの學資を絕たれてゐるのであつて、彼等はパトロンによるか、或は飜譯、校正、家庭教師、夜學の教師等、等、何等かの方法によつて自らの生活と學資とを稼ぎ出さねばならない狀態におかれてゐる。しかも彼等の前途を待つものは何であるかと云へば激烈な就職難と極度の生活不安以外の何ものでもない。商科大學の一卒業生はその優良なる成績にも拘らず履歷書を書くこと八十一枚、一年の日子を費して血まなことなつて東奔西走し、しかも遂に何等の職にもありつけなかつた！これは實に明白な學生々活の行き詰りではないか？

學校出が飛ぶ樣に賣れて彼等の生活が物質的にも社會的にも比較的優遇されたのは、既に「善かりし過ぎし日」のことに屬する。それは資本主義が向上的發展をして、知識階級が產業軍の士官として資本家階級に多くの需要を持つた時のことであつた。然るに今や資本主義、、、、、、、、、、、、に於ては、產業は益々獨占化し半永久的世界恐慌が支配し、資本家階級は却つて剩員淘汰を要求してゐる。しかも他方に於て、資本蓄積は學校に對しても行はれ、その擴張增設の結果は徒に多くの高等遊民を再生產してゐる。そこに供給過多が起り賣れ殘りが出來價格が低下するのは商品生產社會の經濟法則である。一般社會生活の矛盾はかくて、學生の華やかなファンシイとプライドにもかゝはらず冷酷に彼等をも亦かの大波の渦中にまき込んで行くのである。

銳敏なる學生は勞働爭議一つ見ても現代社會に對して深き疑問を抱かずにはゐられないであらう。ましてかゝる不合理が民衆の生活を呑みこむまでに深刻化し、彼等自身の生活すら脅かさるゝに至つて、社會に對し研究を始むるに至つたのは當然のことであると共に學徒が社會に對する義務である。

學生の社會科學運動の現實的社會的根據はまさにこゝに存するのであつて、それは決して「偶發的に起つてきた」のでもなく乃至は「研究の傍ら外國の書籍をよんで感染したもの」でもない。もし外國の書籍をよんで感染したとするも、それは外國の書籍に書いてあると同一の社會事情が日本の現代にもあるがためである。その社會的根據を取除かずして、現代社會の必然の産物であり資本家社會の「自己ざんげ」の一つであるところの社會科學を、惡疫を防止するが如く壓迫や取締りによつて防止せんとするは、既にそのこと自身が非常な心得違ひであつて、社會組織の缺陷に對し無知盲目を强制する所の「不穩」「危險」な政策であり、又事實不可能なことである。

三

然しながら、この三才の兒童にも明白な簡短な事柄が賢明な支配階級にわからぬ筈がない。恐らく彼等はこの間の事情を知りすぎる位知つてゐるのであらう。知つてゐてこれを、白々しくも「傳染病」と叫び「惡思想」と云ひ「危險思想」と唱へて社會を佯瞞し壓迫、迫害するのはそこに何等かの、少くとも支配階級にとつてはそれを絶對に必要とするところの理由が存しなければならない。

由來、階級對立の社會に於ては、支配階級は常に一つの「、、、、、」を抱いてゐた。それは彼等の經濟的搾取と、、、、、、、るために必要缺くべからざるものであつた。彼等は、、、、、、、、、、、、、、んことを極端に恐れ、、、、、、、、、、、、、、、、、、に於てもこれをまもらんとしたのである。封建的支配階級の秘密は宗教的形而上學的世界觀の中に存してゐた。故に一度び自然科學が勃興し、彼等の神學的基礎にふれんとするや、彼等はあらゆる壓迫と迫害を加へたのである。かくしてコペルニクスの地動説は流布を禁止され彼の書は禁斷書目の中に加へられ、それを承けついだガリレイは拷問にかけられ、ブルーノーは火あぶりの刑に處せられた。しかしながら現代の資本家的支配階級の秘密はもはやかの神學の中にはない。彼等はもはや自然科學を恐れない。否、資本家的支配階級が、それを以て封建貴族をたほし、彼等の社會を今日の發展にまで進めてきたところのものは、かの自然科學の顯著な

發達でさへあつたのだ。彼等は自ら支配階級の地位に上り、封建の露骨な直接的搾取を巧妙に所謂文化的に現代社會の體制中に織りこみ、自らは經濟の樞軸を握つて近代文明の成果を一手に獨占したのである。故に現代支配階級の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。、、、、、、、、、、、は今や彼處より此處に移されたのだ。研究の自由はたゞわづかに彼等の、、、、、、、、、、、、、でのみ許される。文部省當局が「研究の自由は絶對のものでない」、「國費或は補助ある大學に於て苟も國家を危くする研究は斷じて許すことが出來ない」と傲語してゐるのは、この間の消息をまことに刻明に卒直に物語るものである。、、、、、、、、、、、、すべてこれ「危險」であり、彼等の頒布する支配階級的イデオロギーを批判檢討するものはすべてこれ「惡思想」である。、、、、、、、、、、、、、、、、、、「輸入禁止」、「發賣禁止」、「頒布禁止」「發行停止」、「出版法違反」等、等、、、、、、、、、、、、。

故に社會科學が一度び勃興し、その嚴正なる科學的態度を以て、現代社會に對する批判檢討をはじむるや、彼等はアプリオリに「危險思想」、「惡思想」として之を排擊し、これを研究する者を「過激分子」と呼び、その團體を「不穩」「陰謀」と稱し、あらゆる彈壓を加へたのである。、、、、、、、、、、、、、、、。

四

歐洲大戰を轉機として飛躍的發展を遂げた我が國の資本主義は、しかしながら、それと共に社會的矛盾をも同時に增大せしめ、一般社會生活の不安動搖に伴ふ諸種の社會運動は勃然として擡頭した。而してかゝる社會情勢は又進步的な學生の一部を驅つて彼等の社會的自覺を喚起せしめ、社會現象の直視、その理論的究明に赴かしたのである。

既に大正八年に於てかゝる學生の一部は東大に於ては新人會を、早大に於ては曉民會、建設者同盟を組織し、熱心な社會科學の團體的研究をはじめたのであつたが、以後この運動は全國に波及し各地の高等學校、大學、專門學校等に於て多くの社會科學研究團體が作られた。

かくて大正十一年九月には全國高校社會科學研究會を糾合した「高等學校聯盟」が成立し、それと前後して十一月に

は更に高等學校、大學、專門學校の凡ての研究會を網羅したところの全國的組織「全日本學生社會科學聯合會」が創立されたのである。

更に大正十三年に至つて運動は著しく展開し、從來なかつた學校には新たに研究會が作られ、研究會の基礎も學生大衆の間に多くの支持者を得て確立されて行つた。而して同年九月には初めて第一回全國大會が東京に開かれ、研究コースの設定、出版事業、研究會の擴張、勞働者教育の促進等が討議された。

彼等は各學校に於ては講演會、討論會、研究會等團體的研究をなして相互に批判討論し、ともすれば過激に流れやすき弊を嚴にいましむると共に、一方全國的組織によつて通信聯絡を行ひ、圖書取次、資料の交換、共同研究等、相互に研究の便をはかり以て相携へ相扶けてひたすら眞理の研鑽に精進した。

更に彼等の中、特に熱心なるものは、學業の余暇研究の成果を携へて、貧困のため永遠に勉學の機會を奪はれてゐるところの勞働者教育に從事し——例へば東大に於けるセツトルメント事業の如く——以て學徒としての使命を果すと共に、さゝやかなる社會人としての義務の一端をも盡したのである。

時代の要求であるところの、而して又學問研究に專念する學徒として當然なさねばならぬ義務であり光榮ある權利でもあるところの、この學生の社會科學運動が、反動的官許教授の指導を俟たずに自主的に下からもり上つてきたことに對して、我々は讀者と共をこれを喜こびの運動の前途を祝福したいのであるが、しかしながら、この意義ある歷史的運動はその發生と共に忽ちかの强權の彈壓を蒙らねばならなかつた。

歷史の車輪に石をさしはさむのは、、、、、、、、、、、、。支配階級にとつては彼等、、、、、、、、、、、、、、、。「此の支配階級の階級的利益の神聖なる一線を越えて思想するものは、禍なるかな。それは人間の墮落である。罪である。死である。」（森戸氏、青年學徒に訴ふ）

かくして支配階級の社會科學に對する壓迫は、研究會の個人に對しては、、、、、、、、、、、、、、その所持する社會科學的書籍を、、、、、、、、、、或は父兄保證人を呼び出して搦手よりの壓迫を加へ、或は試驗の採點に干

渉して落第二年の後退校せしめ、或は外部運動に關係ありとの口實を設けて放校處分に附する等、等、更に研究會そのものに對しては、その講演會を禁止し、掲示に制限を加へ、反動的指導教授を附して之を監視せしめる等、等、あらゆる手段方法が講ぜられたのである。

我等が多くの犧牲と獻身とによつて培つてきた社會科學は、その運動が進めば進む程、それだけより辛辣な壓迫を受けねばならなかつた。即ち、、、、、、、、、、、、、、露骨なる封建的壓迫を試みるに至つたのである。十三年十二月、文部省當局はあらゆる世論に反抗して五高社會思想研究會を筆頭に、全國高校の社會科學研究會二十三を一擧に解散するの暴擧に出たのであつた。

讀者は更に記憶せられるであらう。「小樽に大地震起り家屋倒潰し、………無政府主義者は不逞鮮人を煽動して良民を襲ひ………肉飛び骨挫けて滿山紅葉と化せども敵は頑强に抵抗して一歩も退かず………」云々の想定をもつて全學生を動員せんとしたるかの所謂小樽軍敎問題を！「無きことを有るやうに言ふが想定なり」とした一軍務當局者の辯解と、學生の包圍にあつて、「その事は惡い事でない故責任は無いが遺憾である」と、述べた故鈴置文部次官の謎の言葉は、この想定に敢然立てる小樽高商の研究會員を放校處分になしたる事實に於いて、、、、、、、、、、、、を表明してゐる。

我々は更に、我等に加へられたる暴壓の迹を辿らう。昨年全國高等學校を遊説したる反動敎授蜷川新八博士の福岡高等學校に於てなしたる「社會主義者は皆殺しにせよ、後は私が引き受ける」との煽動講演に對し、當然なる學生の罵聲は遂に研究會員の痛ましき犧牲にその結末を見たのであつた。、、、、、、、、、、、、、、、。

更に本年五月には所謂五ケ條の「内訓」を下して個人的研究までも禁止し、學生の讀み物の上に制限干渉を加へ、演說會を禁止して事實上辯論部を解散せしめ、學友會雜誌の原稿に嚴重なる檢閲制度を設けて支配階級の機關紙たらしめる等、等、それは社會科學のみの暴壓にとゞまらず、學徒の生命を脅す壓制である。

かくの如く、我等は既に、、、、、社會科學に對してとつてきた過去の事實によつても、終始一貫したその態度を容易に知ることが出來るのであるが、更に今回の京都事件に關し、新聞紙は報じてゐる――當局はこの「學生の社會主義運動に大檢擧の手を下すまでには既に數年前より內情調査に着手して準備を整へてゐた」のであると。、、―

かくてこの京都事件を機として學界の恐怖時代は更に暴虐を加へるであらう。

今や我等は二つの岐路に立たされてゐる――、、、、、、、、、、。然しながら、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。我等の光榮ある學徒としての道は依然たゞ一つ、、、、、、、、、、、、、、、、――

本事件は社會運動史上記錄すべき重要事である。本誌は徹底的に批判したい希望を有していたが、未だ豫審の內容に全部立ち入ることが出來なかつたのと、現代の機制がそれを拒むので遺憾ながらこの位でやめねばならなかつた。淡君の原稿その他欠字の續出も太甚しく遺憾に思ふものであるが止むなきことである。それから京大敎授の數氏にも執筆を依賴したがその承諾を得ることが出來なかつたのは重ね重ねの遺憾事である。怪文書事件や、熊公事件と違ひ深刻にすべての階級の人々が考へなくてはならぬ此事件である。國家百年の上から誰も眞劍に考へて貰ひたいのは本事件の結果である、將來である。（記者）

改造社出版圖書目錄

（大正十五年五月現在）

（1）經濟及社會

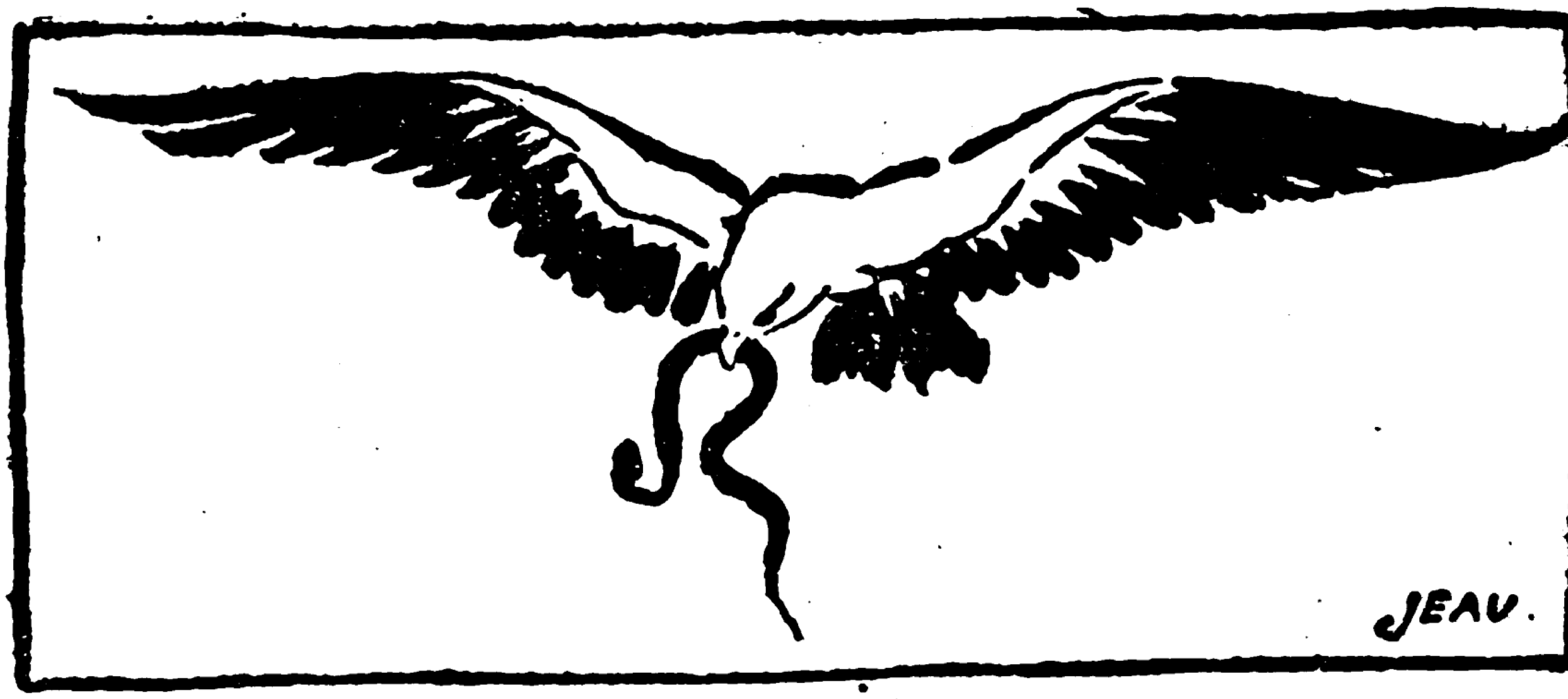
著（譯）者名	書名	内容一斑	版數	型頁數	定價送料
法學博士 穗積重遠著	離婚制度の研究	○離縁狀と縁切寺○縁切寺滿德寺○クリスト敎の婚姻非解消主義○イギリス其他各國の離婚制度の研究	1刷	菊上 九四〇頁	一〇.〇〇円 内.三六
法學博士 河田嗣郎著	家族制度と婦人問題	（一）家族制度論○家族制度の性質と機能○外五項（二）婦人問題○女子勞働問題等を檢討す	7版	四六上 三五三	二.〇〇 .二〇
京大敎授 宮本英雄著	婚姻の基調	婚姻法の將來○夫婦間の貞操○寡婦の再婚○離婚防止○婚姻媒酌○家族制度と婚姻等結婚に關する研究	5版	四六上 三〇八	一.五〇 .一八
法學博士 福田德三著	社會政策と階級鬪爭	（一）社會政策序論○「社會」の發見○外三項（二）階級鬪爭と其當事者等其他の深刻なる研究	30版	四六上 五〇四	三.〇〇 .二四
法學博士 福田德三著	社會運動と勞銀制度	（一）社會運動の理論的根據（二）勞働爭議の意義及種類（三）勞銀制度を博士一流に檢討す	15版	四六上 四三〇	二.五〇 .二〇
法學博士 福田德三著	ボルシェヴヰズム研究	○マルキシズムとしてのボルシェヴヰズム○レーニン國家論○ボルシェヴヰズム○「資本主義への降伏」等	10版	四六上 三九四	二.九〇 .二二
慶大敎授 小泉信三著	改訂 價値論と社會主義	○緖論○ロオドベルトス研究（マルクス研究）雜錄（三章）○追補河上博士との論戰記錄	8版	菊上 四三三	三.二〇 .二八
商大敎授 孫田秀春著	勞働法總論	○勞働法の基本觀念、研究方法の變遷、理想○勞働法の法源○勞働法の効力等勞働法概論	5版	菊上 三四〇	二.六〇 .二六
ジノヴィエフ原著 富士辰馬譯	勞働政黨と勞働組合	○組合運動の原則的諸問題○ロシヤに於ける組合運動○勞働組合世界的名文獻の飜譯	4版	四六並 一六四	.九〇 .一四
ニコライ・レーニン原著 茂森唯士譯	レーニニズム	○ロシヤ革命の國際的意義○ボリシエキキーの成功の一根本條件○ボリシエヰーズム發達の諸期等	4版	四六並 二二四	一.二〇 .一六

經濟學博士 本庄榮治郎著	日本社會史	○日本社會史の觀念○氏族制度の社會○郡縣制度の社會○莊園制度の社會○分權的封建制度の社會等	25版	菊上	二・五〇	・二四
法學博士 河田嗣郎著	農村問題と對策	○農村問題と對策○農業改造方策○都會と田舍との分裂○農民土地愛著心冷却の傾向等外數項の熱論	17版	四六上	二・〇〇	・二〇
法學博士 末弘嚴太郎著	農村法律問題	○序章○部落有財產と農村生活○永小作の法律關係○小作問題と小作法○小作爭議と小作調停法	23版	四六上 四一八	二・五〇	・二二
法學博士 末弘嚴太郎著	嘘の效用	○嘘の效用○改造問題と明治時代の省察○役人の頭○小智慧に捉はれた現代の法律學○其他八項	42版	四六上	二・六〇	・二二
法學博士 末弘嚴太郎著	法窓閑話	新法學の權威が新しき國民はいかに法律を心得ねばならぬかを說いた法治國民への國民讀本	24版	四六上	二・五〇	・二二
佛國藏相カイヨー著 龜井貫一郎譯	民衆の苦悶	○大戰の問題○世界的破綻○歐洲再生の力○佛國、一般財政經濟の混亂○佛國賠償問題と戰爭債務等	4版	四六並 二四〇	一・三〇	・一六
森戸辰男著	青年學徒に訴ふ	近時澎湃たる社會科學問題に關し政府者に對し巨砲を放つ。學生諸君は本問題の內容發展を本書で知れ	18版	四六並	・三〇	・一二
ウンターマン著 森喜一譯	哲學思想の史的考察	○著者はマルクス派學徒で古代より近代に至る哲學思想の史的考察と共に進化學說の變遷を語るもの	3版	菊上	二・〇〇	・二二
ヨゼフ・ディツゲン原著 山川均譯	無產階級の哲學	現代のブルジョア哲學に對し無產哲學の新提唱新時代學徒の必讀すべき文獻	5版	四六上	二・五〇	・二二
賀川豊彦著	生存競爭の哲學	生存競爭の原理を闡明し生存互助の哲理を說き生命力と愛の力が生存競爭を超越するを進化論的に詳す	12版	四六上	二・〇〇	・二二
文學博士 高田保馬著	階級及第三史觀	(一)階級論○階級の本質○マルクス的階級概念外一篇(二)第三史觀篇○經濟史觀より第三史觀まで等	5版	菊上	二・八〇	・二四
森戸辰男著	思想と闘爭	○震災と主義者と反動勢力○國粹主義者と政治的殺人○大杉榮君の追憶○外四項	6版	四六上	二・〇〇	・二〇
細井和喜藏著	女工哀史	我國の工場及女工生活を知る世界的勞働記錄十五ヶ年の氏の血と肉とから成る本書を國民は一讀せよ	24版	四六並	二・〇〇	・二〇
トロツキイ著 茂森唯士譯	文學と革命	○非十月革命文學○革命の文學的同伴者○アレクサンドル・ブロック○未來派○時の形○外四項	4版	四六上	二・〇〇	・二〇

著者	書名	内容	版	判型・頁	定価・送料
帝大助教 平野義太郎著	法律における階級闘争	○法律に於ける階級闘爭○階級鬪爭とローマ法○資本主義的法律組織の下に於ける階級鬪爭○外四章	9版	菊上 三四三	二・五〇 ・二六
法學博士 河田嗣郎著	農政四十三講	○農村問題解決の鍵論○小作爭議と農村破壞○外四十一項、農村問題を知らんとする人の必讀の書	5版	四六上 五六八	二・五〇 ・二二
法學博士 堀江歸一著	改訂増補 國際經濟と國民經濟	○世界平和と國民經濟並に國際經濟○世界經濟上より見たるゼノア會議○對外債務廢棄問題○外七項	9版	菊上 三四三	二・五〇 ・二六
法學博士 堀江歸一著	續國際經濟と國民經濟	○經濟組織の改造と政治の革新○政治的議會より經濟的議會へ○產業資金の供給○外九項	5版	四六上 五九四	二・五〇 ・二一
農學博士 小野武夫著	農村研究講話	○緒言○基礎的研究の必要及び其綱領○農村問題とは何ぞや○村落の研究○農家經濟の研究等	5版	四六上 三二八	一・五〇 ・一八
マーシャル著 商大教授 大塚金之助譯	經濟學原理 (分册三) 需要・供給・價値の一般關係	現代の經濟學書中、此書程、學としての生命と光の鮮かなるものはない。本篇は主として生產を解く。	新刊	菊上 四九八	三・五〇 ・二六
マーシャル著 商大教授 大塚金之助譯	經濟學原理 (分册四) 國民所得の分配	譯者は、晩年のマーシャルに親炙したる人、原理に流れつゝある血を其儘移植したる名譯。	新刊	菊上 五四四	三・七〇 ・二八
經濟學博士 本庄榮治郎著	近世農村問題史論	經濟史の權威たる著者が近世日本に於ける農村問題を史的に考察したる日本農政史の一方面である。	6版	四六上 三六〇	二・三〇 ・二二
京大講師 山口正太郎著	中世寺院法と經濟思想	○序論○利子禁止思想の歷史○中世寺院法と猶太人○中世寺院法と商業○中世寺院法と組合及び會社等	4版	四六上 二五五	一・五〇 ・一八
ブハリン原著 富士辰馬 橫田千元譯	唯物史觀	勞農露國第一の理論家たる著者が現代思潮の指導原理たる唯物史觀を平易に徹底的に譯述せるもの	最新	四六上 六三〇	三・五〇 ・二八
ロマン・ローラン著 大澤章譯	先立ちて來る者	深遠たる思想と熱意ある筆致を以て世界の思想界に牢乎たる位置を占むるローランの「先驅者」の飜譯。	1刷	四六並 二九六	一・五〇 ・一六

(2) 政治及法律

著者	書名	内容	版	判型・頁	定価・送料
法學博士 末弘嚴太郎著	農村法律問題	○序章○部落有財產と農村生活○永小作の法律關係○小作問題と小作法○小作爭議と小作調停法	22版	四六上 四一八	二・五〇 ・二二
法學博士 末弘嚴太郎著	法窓閑話	○法窓閑話○誤判賠償の根本原理○軍法會議廢止論○小作人と土地所有權○法律小話(十二話)○外二篇	20版	四六上 四一三	二・五〇 ・二二



(十月號)

廣東革命軍と日本

或るものは廣東政府のことをモスコーの出張所と見ておる。それが事實であるか否かは別問題として、廣東政府は幾多のロシア人を顧問としそして、政府の組織をモスコウのそれに則れるは事實である。しかしそれはどうでもない。蔣介石を主盟に仰ぐ廣東革命軍が果して其宣言通り、北方軍閥を潰滅し、帝國主義を打破し、外國勢力を驅逐し得るかは一つの問題である。だが蔣介石は孫文歿後の廣東に於ける唯一絕對者であり、或ものよりは支那のケレンスキーを以つて目せらるる革命軍中の驍楚である。そしてその部下は悉く彼の薰陶になれる士官及學生團なるが支那一般のそれと類を異にす。彼等は自己の軍隊を人民の軍隊なりと稱し、革命の民衆化を旗幟として統一政府を武昌に建設せんと欲し、此秋を期して徹底的に英國勢力を長江より排斥するのが今次の目的である。從つて第二次、第三次の彼等の執らんとする行動もほぼ想像はつくが、我國は現時では廣東軍に抗議する何もの持合せがない。從つて英國と共同行動をとる必要がない。よし今後に於て英國に於ける場合と其利害がほぼ一致する狀態時機が到來しても我國は張、孫、吳の勢力又は英國と協同して行動するのは絕對に避くべきである。要するに支那の現存勢力の個々に對しては平等視するを忘れてはならぬ。眼前の利權の爲に張、吳にくだらぬ恩義を賣り我國の最高政策を紊つてはならぬ。我國としては吳、張が袁世凱の如くなつて威福を弄しやうとも、蔣がレニンやスターリンの如き獨裁者となろうともそれは問ふところでない。又支那が軍閥國、帝國主義國となろうとも、民主國、共產組織と變ろうとも我々の關心はさほどない。ただ我國の態度の奈何は直ちにそれが排貨となり、經濟斷交となるの日を想像せねばならぬ。廣東側には勞働大衆、學生群の夥多の新興勢力の存在することをも併せて知らねばならぬ。一體、我國の北方軍閥との關係を云々するのは單に廣東政府側の非難のみに止まらず、諸列强もそれを認め、我國人もそれを遺憾とするものが多いのは事實であるから今回はその誤解を一掃し、從來の非難を是正する意味よりしても誠に重大なる好機會である。我々は此重大時局に當り當路者が機宜の措置を誤らざるやう嚴重なる監視をなす必要がある。

時評

上毛モスリン事件と賃金保護法の必要

末弘嚴太郎

一

上毛モスリン事件は――特に勞働法の研究者にとつて――近來大に注目すべき事件である。

新聞紙は先きに松原炭鑛に於ける賃金不拂の問題を報道した。而して今や又上毛モスリン會社に於ける同樣の事件を報道して居る。それによると、同會社は事業不振の爲め職工に對して賃金を支拂ひ得ざるのみならず、衆々賃金の中から强制的に貯金せしめた金額までをも費消して之を償還し得ず、加之約定の解雇手當をも支拂ひ得ないと言ふのである。

賃金は勞働の對價として勞働者に與へらるゝ唯一の報償である。さなきだに資本家の搾取によつて殘されたる僅かな賃金、それは勞働者が彼等の汗によりその勞苦によつてかち得べき唯一の獲物である。然るに、資本家の惡意により乃至は又その怠慢過失によつて、その正に支拂はるべき賃金すら支拂はれないと言ふやうなことは、法律上乃至道德上許すべからざる罪惡であつて、吾人の到底默過し得ざる事柄である。成程、資本家は株式會社の形式によつて事業を經營するが故に、事業失敗の結果に對しても法律上彼等の有する株式額面の金額以上何等の責任を負擔するものではない。乍併、賃金を以て唯一の生活資源とする彼等無産の勞働者は、一方既にその勞働を提供してその義務を盡したにも拘らず、事業不振の故を以てその賃金が支拂はれないとき、どうしてか能くその生を保つことが出來やう。成程、事業の失敗は資本家に向つても亦多大の財産的損害を與

へるであらう。けれども、その損害とその同じ事業失敗が勞働者の生命に向つて與へる脅威とを比較するとき、吾人は到底資本家が——株式會社による——有限責任制度の蔭に隱れてその責任を回避することを是認し得ない。彼等は道德的に絕對の責任を負擔せざるべからざるは勿論、法律的にも亦充分の責任を負擔せねばならぬ。若しも現行法がこの點に於て不備であるならば、吾人は全力を盡して之が補正を計らねばならない。

爲政者はよろしく一度事件の起つた後に於ける勞働者救濟の方法を充分に講究完備せねばならないのは勿論、かくの如き不祥事を豫防すべき萬全の策を講じて事を未然に防ぐの用意がなければならない。吾國の現行法は此點について果して如何になつて居るであらうか？　私は以下一方現行法の規定を説明すると同時に、之を補正すべき立法策の一斑を述べて見たいと思ふ。

勿論、未だ具體的事件の内容について詳細精確な報道を得て居ない私は、今玆に具體的事件の具體的批判を試みやうとは思はない。唯勞働法の一研究者として此問題についての抽象的な一般論を試みたい、そうして朝野識者の批判に訴へて制度改正の氣運を作爲したい、と希望するのである。

二

抑も賃金の弱味は法律上それが「債權」の形成をとつて居る點に存する。

民法によると「勞務者ハ其約シタル勞務ヲ終ハリタル後ニ非ザレバ報酬ヲ請求スルコトヲ得ズ」（第六百二十四號第一項）。而して、實際の慣行に於てもすべて後拂たるを以て原則として居る。從つて事實に於て支拂あるまでの賃金はすべて債權に過ぎない。しかのみならず、その債權は公正證書になつて居るのでもなければ又質權抵當權乃至は保證人等によつて何等の擔保を與へられて居るものでもない。それは全くの無擔保債權に外ならないのである。

然るに、無擔保の債權はすべて一樣に債權平等の原則によつて支配される。「債務者ノ總財産ハ動産ト不動産ト現在ノモノト將來ノモノトヲ問ハズ其債權者ノ共同ノ擔保」である。從つて、百萬の債權と雖も一度債務者が無資力となるとき、最早實質上何等の價値をも有せざるに至るは勿論、假令多少の資産が殘つて居ても、すべての債權はその發生原因如何に關係なく法律上平等の取扱を受けねばならないのを原則とするから、すべての債權は一樣に按分比例による一部辨濟を受け得るに過ぎな

い。從つて、他に多額の債權が存在して資産の總額を以てするも到底能く之を完濟し得ざるが如き場合に於ては、賃金債權と雖も亦同樣に按分比例による一部の辨濟を受け得るに過ぎないのである。

勿論、現行民法に於ても、「雇人給料ノ先取特權ハ債務者ノ雇人カ受クヘキ最後ノ六ケ月間ノ給料ニ付キ存在ス但其金額ハ五十圓ヲ限リトス」（第三百九條）との規定を設けてゐるから、雇人は「最後ノ六ケ月間ノ給料」の支拂を受けるについては五十圓を限度として他の一般債權者に優先して辨濟を受けることが出來る。こゝに所謂「雇人」が僕婢其他家庭勞働者を意味するに過ぎないか又は廣く一般の勞働者を意味するかに付いては、解釋上學者間に異論があるけれども、私は先づ之を後者の意義に解して議論を進めたい。即ち勞働者は獨り家庭勞働者のみならずすべて一樣に上述の如き「給料ノ先取特權」を有する。ものと解したいのである。從つて、この程度に於ては現行民法に依つても賃金債權は多少の優遇を受けて居ると言ふことが出來る。けれども、この規定は民法の制定された明治三十年頃ならば格別、今日に於ては最早や殆ど有名無實となつて充分勞働者を保護するに足りない。何故なれば、「最後ノ六ケ月間ノ給料」を限りとし且「五十圓ヲ限リ」として他の一般債權者に優先し得るに過ぎざるが如きは、今日の如く、一般賃金が遙か多額に上つて居る際、殆ど勞働者に向つて何等言ふに足るべき保護を與へることが出來ないからである。

次に又、民法によると、「農工勞役ノ先取特權ハ農業ノ勞役者ニ付テハ最後ノ一年間工業ノ勞役者ニ付テハ最後ノ三ケ月間ノ賃金ニ付キ其勞役ニ因リテ生シタル果實又ハ製作物ノ上ニ存在ス」る（第三百二十四條）、從つて、勞働者中特に農工業の勞働者は「最後ノ一年間」乃至「最後ノ三ケ月間ノ賃金」に關する限り——その金額に制限なく——「其勞役ニ因リテ生ジタル果實又ハ製作物」に付いて優先的辨濟を受けることが出來る。即ち、かゝる「果實又は製作物」が尙雇主の手中に存する限り、（民法第三百三十三條參照）之を競賣して優先的辨濟を受けることが出來るのであるから、例へば雇主が事業の失敗の結果債務超過となつたやうな場合に勞働者が之によつて受け得る利益は相當大きいのである。

けれども、上記の「雇人給料ノ先取特權」にせよ又この「農工業勞役ノ先取特權」にせよ、いづれも質權抵當權の如き約定擔保權には優先することが出來ない（民法第三百二十九條第二項、第三百三十四條）。然るに、實際上資金の窮乏に苦む資本家は多くその財産の全部に付いて擔保權を設定する。甚しきに至

つては工場財團鑛業財團の如き特殊財團を設定して企業財産の全部を一括して抵當に入れる。その結果、愈々資本家が債務超過の窮況に陷りたる場合の如き、工場施設其他殘存の資産は殆どすべて抵當權者其他擔保權者の奪ひさる所となつて、他の一般債權者の爲めには事實上殆ど何物も殘されないこととなる。從つて、勞働者は法律の形式上先取特權を與へられて居ても、實質上何等之によつて得る所がないのである。

かくの如く、無擔保債權たる賃金債權は現行法上他の一般債權者に對する關係に於て何等充分の保護を與へられて居ない。從つて、例へば企業者が事業失敗の結果破産に陷りたる場合の如き、質權抵當權等を有する債權者は悠々殘存資産の全部を奪ひ去つて優先的辨濟を受け得るに拘らず、勞働者はその汗の對價として事實何物をも受くると能はず、假令饑餓に陷ると雖も何等法律の顧る所とならざるもの、蓋し現行法下における一般勞働者の立場である。世の不正不當これに過ぐるもの果していづれに存するであらうか？

此故に、私は提唱したい。勞働賃金に向つては法律上飽くまでも充分なる保護を與へねばならぬ。獨り先取特權の內容を充實するのみならず、質權抵當權の如き約定擔保權に對する關係に於ても、之に優先する效力を與へねばならぬ。何故なれば、賃金は無産勞働者唯一の生活資源である。之を與へざるとは即ち**彼等の生命に對する直接の脅威でなければならないからである**。殊に、彼等は銀行其他一般債權者の如く企業者の信用如何を問ふ暇もなければ又特に自己の債權を擔保する爲め質權抵當權等を設けるとも出來ないのである。此故に、彼等の「汗」に對する對價──賃金──は他の如何なる債權にも增して優先的辨濟を受け得る資格ありと言はねばならないのである。

三

次に、此問題は企業者が株式會社の形式をとれる場合に於て更に特別の考慮を要する。

抑も株式會社は株金額を以て株主責任の限度とする制度である。從つて、株金金額の拂込あるも尙會社の總債務を完濟し得ざるが如き場合に於ては、個々の株主は以後最早何等の責任をも負ふ必要がない。これ等に株主有限責任制度の特色であつて、これによつて一般資本家の投資を容易ならしむる效果は頗る大きいのである。

乍併、この有限責任制度は一面かゝる特色を有すると同時に、他面資本家によつて惡用せられ、資本家有限責任の陰に隱れて不正を働き得べき可能性を多分に包藏して居ることを忘れて

はならない。此故に、現行法に於ても、例へば貯蓄銀行法は貯蓄銀行を株式會社となせるに拘らず、「其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完濟スルコト能ハザルニ至リタルトキハ第一條第一項及第五條第一號第五號ノ規定ニ依ル契約ニ基ク銀行ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ズ」「前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス」と定めて居る（第十五條）。蓋し、貯蓄預金の如き零細な預金に對して特別なる保護を與へむとする精神に外ならないのである。次に又無盡業法もその第十條に於て「無盡業ヲ營ム株式會社ガ會社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハザルニ至リタルトキハ無盡契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ズ」と定めて居る。蓋し、同じく零細なる金額を以て無盡契約を締結する人々に向つて特別の保護を與へむとする趣旨に外ならないのである。

果して然らば、貯蓄預金者乃至無盡契約者にも增して一層保護に値すべき賃金債權者――勞働者――の爲めにも、同樣の特別的保護を與ふべき根據は大に存在するものと言はねばならないのであつて、之を與へ居らざる現行法の不備は一日も速に之を補正せねばならない。

傳ふる如くむば、上毛モスリン事件に於ては結局重役等の自發的出資によつて勞働者要求の大部分を滿足せしめたとのことである。企業者道德として蓋し當然のことを行つたものと言はねばならないけれども、法律としては單にこれを以て彼等重役の自發的恩惠的出資とすることなく、法律的にも尙重役等の連帶責任を認むること上記貯蓄銀行法乃至無盡業法に於けると同一ならしめ、以て賃金の支拂に向つて極力充分なる保護を與へ得るやう大に改正を施すべき餘地あるものと言はねばならない。

四

終に、賃金不拂にも增して問題となるのは强制貯金の不償還である。

工場法施行令は一方「職工ニ給與スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支拂フベシ」（第二十二條）と定めて居るにも拘らず、「豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケ」さへすれば「職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト」を得と定め（第二十四條）、而して貯蓄金は「職工ノ死亡若ハ解雇ノ場合又ハ內務大臣ノ定ムル場合ニ於テ」は「遲滯ナク之ヲ返還」せねばならぬ（第二十三條）、又「職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工業主ハ豫メ確實ナル

方法ヲ定メ地方長官の認可ヲ受クベシ」（第二十五條）等の規定を設けて、成るべく貯蓄金の返還を確實たらしむるべき方法を講じて居る。

元來强制貯金の制度は、例へば製糸紡績等の女工の如く未だ年少にして一般に將來の爲め自發的に貯蓄を爲すの心掛けなき勞働者をして、强制的に賃金中その一部を貯蓄せしめ、以て結婚其他の費用を作らしむる目的を以て設けられたるものである。從つて言ふまでもなく、勞働者本人の幸福を計ることがその本來の精神である。然るに、此制度は實際上企業者によつて惡用される場合多く又屢々父兄に向つてその子女を搾取する機會を作り與へるのであつて、事實上反つて勞働者本人の幸福と背反する結果を導き出す場合が少くないのである。

先づ第一に、企業者は屢々之によつて賃金一部の支拂猶豫による不當の利得を受けやうとする。即ち、賃金金額を約定の時期に支拂ふとすれば例へば年一割の利息を拂つて銀行からそれだけの金を借りる必要がある。然るに、事實上賃金の一部を支拂はずして之を貯蓄せしめ而して資本家之に向つて年六分の利息を支拂ふとすれば、一見勞働者にとつては相當高利な預金を爲し得て甚だ有利なるが如くに見へるけれども、この際實際上不當利得を受くるものは企業者である。即ち彼等はかくして金利の差額──年四分の利息に相當する金額──を無償無擔保でうま〳〵と節約することが出來るのである。

次に又、企業者が貯金として勞働者の金子を預つて置くと、それが同時に企業者の爲めに身元保險金たる働きを爲すものなることに注意せねばならぬ。萬一勞働者に不都合があつて企業者に損害を加へたとすれば、企業者は貯金の中から差引いて易易と損害の塡補を受けることが出來る。又勞働者が一身の都合上中途から退職を希望するやうな場合にも雇主は事實上貯金を押へて引止めの用に使ふことが出來る。

この故に、企業者は一般に極力貯金を奬勵する。一面强制貯金の制度を設くると同時に、別に各種の奬勵方法を設けて成るべく多額の貯金を爲さしめやうとする。その結果、無智な女工等の中には屢々自己の健康をも省みず專ら目前の小利に眩惑して極度の貯金を試みるものが出來る。さうして本來女子を「賃貸」する精神を以て女工に出した親達は之によつて出來るだけ多額の金額を搾取すべき機會を得やうとするのであつて、此間に自ら幾多弊害の生ずべきは極めて見易き事柄である。

上述した工場法施行令第二十三條乃至第二十五條の諸規定は實にこの弊害を防止する目的を以て設けられたものであつて、例へば第二十五條「職工ノ貯蓄金ヲ管理スル場合ニ於テハ工場

主ハ豫メ確實ナル方法ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ」との規定にしても、運用よろしきを得さへすれば、弊害の一部は能く之を防止し得るのである。然るに、從來實際上地方長官の爲しつゝある監督は一般に充分この目的に副はないのであつて、今回の上毛モスリン事件に於ける貯金流用問題の如き正にその弊の一端を暴露せるものと言はねばならない。

一體強制貯金を爲さしめるにしても、一々職工本人の名儀を以て郵便貯金にするか又は確實な銀行に預入れる方法をとりさへすれば間違ないのである。然るに、それでは先づ第一に企業者は上述の不當利得を得ることが出來ない。次に又勞働者としても安全な郵便貯金乃至普通の銀行預金によつて安い利子を受けるよりは、兎も角も目前の高利に眩惑されて企業者に預け入れるのを利益と考へるのである。而して現在地方長官が監督を行ふに當つては一般に企業者の支拂ふべき利息を成るべく高率ならしめやうと計つて居るけれども、かくの如きは企業者をして不當の利得を得ざらしめやうとする點にのみ專心して、それが頓て貯蓄金流用の端を啓くものなることを忘れたものである。企業者自らが貯蓄金を預る以上彼が之を企業資金に流用すべきは當然である。而して流用は頓て償還不能の機會をも作り出すものなること、極めて見易き事實であつて、その危險を考へ合はせて見ると利率の高低の如き寧ろ顧みるに足りないのである。

私は、吾國現在の狀況を鑑みて、今日直ちに強制貯金制度を廢止せよとは言はない。幼少無智なる女工等に對しては或る程度の貯蓄を強制することは必ずしも不必要ではあるまい。只併、彼等の汗の結晶に外ならない貯蓄金に向つて保障し與ふべきは何物よりも先づ「安全」でなければならぬ。些々たる利率の差異を好餌としてこの「安全」を犯すことを許すが如きは斷然之を認めることが出來ないのである。

私は社會局當局者が今回の不祥事に鑑みて再び此問題を考へなほされむことを希望してやまない。そして一日も速に相當の對策を實現せしむることを要望してやまないものである。

普選の瀬踏み

山川　均

□

濱松市の市會議員選擧は、普通選擧法が實施せられる最初の試驗の選擧として、來るべき、普選による衆議院議員總選擧の瀬踏の選擧として、異常な注意を集中した。

もちろん無産階級側でも、この選擧に注意したことはいふまでもないが、ことにブルジョアと既成政黨とは、異樣な緊張をもつて、かたづを含んでこの選擧の結果をみつめてゐた。そこで四日の開票の結果が分かると、彼等は言ひ合はせたように、安心と不安心とをつきまぜて、支配階級たる優越感で割つたような、一種名狀することのできない表情をしたのである。

普選々々といつておどかしたが、案外へんてつもないものだ、選擧は再選三分の一、新選三分の二と相場がきまつてゐる、こんどもまさにその通りだ、多少の新し味を示したのは、勞働階級から二三の當選者を出したことだが、これとてもほんの『二三の當選者』だ、あえて驚くには當らない――在野黨でかう云へば、政府も政府黨も同じようなことを云つてゐる。『選擧人の多くが案外よく選擧を理解し、完全に權利を行使したことは、誠によろこばしい』『無産者又は無産者を地盤とする候補者が數名當選したことは、わが國民の政治的自覺の程度を示すものとして、大いに注目に値ひする』『四名の勞働者議員が出たことは、普選の精神が現はれたものと云ふことができる。』この四人が十四人であつたら、或は普選の現はれたものとは云ひ得なかつたかも知れないが、幸ひにして四人である。もちろんこの四人といへども、どうせ物にはなるまいと高を括つてゐたといふ點からは、いさゝか意外の感はあるが、三十六人中の四人は、刺身に對するツマの分量である。ツマの存することは刺身の精神にもどらない。勞働議員の出現は、普選の精神の現は

れである。そこで――政府も在野黨も結論する――『充分の確信を得た、この調子では何時衆議院が解散されても大丈夫である』と。

□

普通選擧の結果として、有權者の數は約四千から一萬四千に增加した。この一萬の新投票が、如何に分配せられたかは分らない。或は偶然の一致であるかも知れぬが、再選十三名の得票總數は四千であつて、この數字は、舊來の有權者の數と一致する。そこでこの數字の一致が、偶然の一致でないとすれば、大體において、舊來の有權者は古顏の候補者に投票し、新有權者は、新顏の候補者に投票したことになる。そしてこれ等の新顏の候補者が、主として中流階級に屬してゐるといふことは、すべての報導の一致するところであつた。

この經驗は、各政黨によつて、衆議員選擧の場合に應用され、いづれの政黨もでき得る限り、候補者をこの方面に求めるに違ひない。この新要素の流入が、既成政黨に如何なる影響を、またどの程度に與へるかは、濱松市の選擧によつては固より答へられては居らぬ問題であり、寧ろ濱松市の選擧によつて、提起せられた問題である。

□

一萬の新投票のうちの約一千票が、『無產者又は無產者を地盤とする候補者』に投ぜられた。勞働階級のその他の投票の行衞については、もとより知る由がない。けれども何等の政治上の組織もなしに、しかも最初の選擧に臨んで、ともかくも一千票の投票を一定の候補者に集中し得たことは、相當の成功であつたといふことができる。そしてこの成功は、ともかくも勞働組合の組織があつたお蔭であつて、何等の組織がなく何等の統制のないところでは、無產者の投票は散票となつて、有產者政黨のために、好個の滋養分として吸收せられるにすぎないことを證據だてゝゐる。（いはゆる勞働候補の得票の主要部分は、日本勞働組合評議會と鐵道從業員組合の投票であつた。即山口氏の三三七票は全部鐵道從業員の投票であつて、他の三候補の得票の殆んど全部は、評議會の投票であつた）。

この四人の候補者は、勞働候補者勞働議員といはれてはゐるが、嚴密にいへば、勞働議員といひ得るのは山口氏一人であつて、その他の三名は、勞働者に對する單なる同情者――ないしは勞働者の持つてゐる投票權に對する同情者！――であつて、現に既成政派に關係があり、舊革新派の中正會に分類せられて、

ゐる人である。勞働團體が公認候補者としたそのうちの一人の如きも、前市會議員として過般の樂器爭議の解決に盡力した人である(したがつて新投票が必ずしも悉く新議員に投ぜられたものではない。)

そこでこれ等の人々は、選擧が濟めば、恐らく勞働階級には當分用事のない人々である。したがつてこれ等の『勞働議員』が、どの程度に、市會において勞働階級の利害を代表するかはもとより疑はしい(或は疑ふまでもない。)勞働者がこうした疑ひの餘地のない明白な事實を認めつゝ、なほかつこの種の候補者に投票するのほかなかつたのは、主として、三ケ月間の大爭議の直後であつて、何等の準備のでき得なかつたこと、組合の指導的分子が多數に投獄されてゐること等々のためであつた。全國的な無産者政黨の確立せられてゐないことが、その主要な理由であるのとは、いふまでもない。

これに反して鐵道從業員側では、鐵道當局が輸入候補者を押しつけようとしたのを一蹴し、現業員のうちから候補者を立て得たことは、たしかに成功であつた。ところがこの唯一の勞働議員も、『勞働組合に推されて中立を標榜してゐるが憲政派に走るらしい』と傳へられてゐる(九月五日『國民新聞』)。かりにこの報導を事實とすれば、四人のいはゆる勞働議員は、一人も殘らず、政友會と憲政會とに溶解せしむるのであつて、無産階級の投票は、やや迂遠な徑路を通ほつて、畢竟、ブルジョア既成政黨の滋養分となるのである。そこで無産階級の投票を有効にする根本的な條件は、無産政黨の確立だといふことになる。

□

こうした事情を前にして、しかも全國的注意が集中せられてゐるこの絶好の舞台をむなしくして、折角生まれてゐる勞働農民黨が『共産黨』の定義や左翼分子の排除にうき身をやつし、黨としての何等の應援をも活動をもしたことを聞かないのは、一たいどうした事なのか。無産階級の政黨の焦眉の必要といふことが、動かすことのできない既定の事實であつて、しかも勞農黨がその任務を遂行しないとすれば、勢いこれに代つてこの任務に當るものゝ出現を沮止することはできぬ。勞農黨の不活動は、やがてこれと競爭する對抗政黨の組織を促がす大なる理由と口實とを與へるものであつて、勞農黨員らが、無産階級の政治的戰線の分裂に對して、重大な責任を負はなければならぬことゝなる。(幸ひこの選擧を機會に、濱松における勞農黨支部組織の準備機關が設けられたといふことであるから、遠からず支部の確立を見るだらう)。

かように謂ゆる『勞働議員』の三名が政友會に走り、一名が憲政會に走るとしたならば、これは與黨に取つても反對黨に取つても、たしかに『何等の變化を見ない』ものであり、たしかに彼等の『普選の精神』の現はれたものである。けれども普選が、こうした『精神』以外の發展をせぬものと考へるのは、大なる誤算であつて、ブルジョア既成政黨といへども、心からそう信じては居らぬ。そこに安心と不安心とがある。

無產階級に取つては、選擧の結果は、決して光輝ある成功とは云はれない。けれどもそれは尙は『相當』の成功であつて、そのうちには貴重な經驗と教訓がある。

しかしながら無產階級の政黨が、全國的な黨として發達し、その統制の確立を見ぬかぎりは、せつかく獲得した投票權の行使も、ブルジョア政黨から、たゞ『普選の精神の現はれ』として歡迎され、彼等から『國民の政治的自覺』に對する賞讃を貰うことにとゞまるに違ひない。(九月九日)。

自由主義と暴力主義

長谷川如是閑

自由主義、個人主義、懷疑主義、その他近代主義といふ名義の下に一括されるいろ〳〵の傾向は、宗教、道徳、政治、藝術、法律、習慣其他言語、服裝等、一切の制度的なるものに現はれてゐるが、それらを通じて總べて或る統一形式を破つて分離傾向を示してゐるのが其近代主義の特徴である。されば、それは藝術に於ける分離派に於て象徴されてゐる傾向である。分離派は感情表現が類型化して一般人の感情がその形式で統一され、逆に各人の感情形態を固定せしめ、生活に於ける感情の働きが自由を失つてしまうのに對して、その固定した形式を離れる事によつて、生きた感情を取り戻さうとするのである。それは即ち感情の骨化に對して、生活的な感情を蘇らす過程である。近代主義は、この生存過程の要求に外ならない。

統一に對する分離的傾向を、社會的傾向に對する個人的傾向と解するのは問題である。統一は社會的であり、分離は個人的であるといふのは藝術上の創造に就て屢々云はれる事であるが、天才の創造が果して個人的といふべき性質のものであるかどうかは無論問題である。生物學に於ても變異は個體に現はれ、而かもその原因が不明である爲に、變異が個性的であるといはれてゐるが、然し、偶然性といふことに絶對的の信仰をもたない限り、個性的な變異にも、種的の原因がある事を假定しなければならない。絶對孤獨の個なるものは考へられない。

宗教に於ける近代主義は、科學的叡智が社會的に支配した結果に外ならない。風俗習慣に於ける近代主義は、衣服や言語作法やの統一形式に叛くやうな色や線を用ひ、行動の形式に一致しないやうな擧動をとる事であるが、その形式破壞は必ず一つの社會的傾向として現はれる。そしてその創始者は全く沒却して現はれない。それは藝術に於ける分離と同じく、個人的天才の創めた事に相違ないのであるが、風俗習慣の場合は全くその

天才が現はれず、たゞ往々色や形の名前として殘る事がある位のものである。一般に統一に對して起る變異的傾向は個人に現はれるけれども社會的であるから、元來、それを代表する一二の人間が特に天才として謳はれる事が正態ではないのかも知れない。それはとにかく、すべて社會現象は、社會といふものが人間を離れて別に存在するものではない限り、要するに個々の人間に現はれる現象に外ならないのであるが、然し、その個々の人間が自分の絶對個性といふやうなもので、それを働き出してゐるのではなく、新らたな叡智でも、新らたな行動でも、すべてその種に存在してゐる動因が、個人を通して現はれるのである。この個人を通じての變異を要求する爲めに、個人の分離を主張したのが近代主義の個人的傾向である。

進歩は必ず個人的變異に俟たなければならないものであるから、常に進歩する人間の社會に於ては動物の社會に於けるやうな個體の絶對的統一狀態はあり得ない。極端に停滯した時代でない限り、如何なる社會に於ても或る程度までの個人的變異が常の狀態である。人間の教育が必ず親よりは子が進歩の狀態に進むのは即ち一般的に變異の起り得る證據である。

然し、中世紀迄の社會は、强い統一が行はれたため個人的變異は抑壓され、進歩は統一のために妨げられた。特に進歩をもち來たす爲めには、社會的統制に反する特殊の組織を必要としたのである。國家でも寺院でも個人的變異を妨げる組織的權威をもつてゐたために、社會は國家及び寺院の組織の中に於ては一歩も進歩する事が出來ないのであつた。科學や産業の固定狀態が永い間續いたのもその爲めである。かゝる組織に於ては、學術技藝等が進歩するためには、國家や寺院と全く異つた特別の組織即ちたとへば秘密的な結社であるとか、國家と沒交渉のギルドであるとかいふやうな人間的技能の發達を可能ならしめる特別の機關が必要であつた。然し、それらの廣い意味の生産的の組織もまた、一つの統一狀態に陷るに及んで、却て進歩の障碍を形作る事となつた。かやうな傳統的の統一狀態を、分離せしめたものが即ち近代的傾向である。

社會進化の順序を考へると、常に統一より分離へと進んでゐるに相違ないが、一般的の分離狀態が支配したのは、所謂近代社會の特徴である。古代社會の想像的の血族社會より始つて、權力關係の軍國的組織、それの分裂した封建社會、といふやうな形態に於ては、進歩を妨げる頑强の統一が成立してゐたが、それを一般的に打ち破る事によつて急劇な進歩をもち來したのは近代の歷史である。故に、近代社會は一種の分離社會である。そこでは形式的統一の關係を生ずる事情が最も薄弱なのである。

社會の形式的統一をもち來たす事情は、第一は血族の關係であり、第二は武力の關係即ち權力服從の關係であるが、近代社會は、此二つの關係が極めて稀薄となつた社會である。そこでは血族關係は、產業關係にとつて代られ、權力關係は自由競爭によつて取つて代られたのである。即ち傳統的の統一を支持する主な事情は、殆んど排除された。然らばそこでは、何ういふ統一が支配してゐるかといへば、所謂『市民的』關係といふやうなものであると考へられた。何が『市民的』關係による統一であるかどいへば、それは自由競爭が持ち來たす秩序、即ち人間は絕對の自由に放任された時に始めて最良の組織なり、秩序なりを見出すだらうといふ信仰であつて、以前の傳統的統一のやうに、血族關係なり權力關係なりが先づある統一狀態を生み出したのとは違つて、將來或る統一が生み出されるであらうといふ希望に止つてゐる。これはつまり、先づ要求されるものは分離であつて、兎に角、個性的行動の解放が、――それが統一をもち來すか何うかに拘らず、――生存過程の上に於て要求されたのである。自由主義は即ちこの必然の分離を要求する意識であつて、『統一』はその企圖の中に入つてゐないといつていい。自由主義の結果が、大規模の自由の壓迫となるやうに進展する事情は、無論自由主義の意識のうちには含まれてはゐなかつたのである。これは自由主義の進行するに從つて發見された事實であつて、要するに自由主義にとつては豫想外の現象であつた。

この豫想外の現象を他の角度より見れば、これは即ち分離が統一に進むことを示す事實に外ならない。自由競爭が產業の合同に向ふ傾向は、即ち分離の結果が統一的組織を要求することであるが、その統一は、嘗つて自由主義が否定した國家的統一と必然に結びついて、始めて完全の効果を擧げることを得るものであつて、そこに資本主義が帝國主義化する必然の過程を含んでゐるのである。

合同化した產業組織が傳統的の國家的統一と結びつくといふことは、產業支配者の手に國家的權力が移されることであつて、その產業の支配は政治的支配に轉化し、そこに傳統的の階級的支配と同じ性質の統一狀態が成立するのである。自由主義は、元來社會的の機會均等を標榜したものであるが、それは在來の統一が社會的有機關係に基かずに人爲的の强制關係に基いたものであつたのだが、その統一を破る組織として機會均等が要求されたのであつて、事實自由競爭が決して機會均等をもち來すものでないのは、軍事的の自由競爭の結果を見ても明白のことである。即ち產業的自由競爭の結果は、武力的自由競爭の結

果軍國貴族が發生したと同じやうに、產業貴族の發生となつたのである。

軍國的貴族の支配に於て貴族階級は、軍國的强制の組織が完成すると同時に、その武力的統一を漸次に社會的統制に轉化せしめる方法をとつた事は、國家の歷史の示す通りである。如何なる軍國々家も、その武力の組織のみで、社會秩序を維持することは不可能であつて、必らずそこにある程度までその軍國的統制を社會的統制に向け直したのであつた。軍國國家の掠奪制度は、そこで必らずある程度まで近代的搾取制度の形をとるに至つたのである。これをいひ換れば、如何なる軍國々家も必ずある程度の社會政策を實行したのであつた。

近代主義の產業國家も、それと同じく、その自由競爭の產んだ合同的勢力によつて國家的權力を握つた後は——市民國家の發生後は——即ち自由放任主義から轉じて國家的統一行動に移る必然性をもつのである。近代的社會政策主義は、その意味で軍國々家の社會政策主義即ち『王道』主義と異つた性質のものではないのである。そこで初期の自由主義を產業的戰國時代の主義とすれば、新自由主義は產業的王道成立後の主義である。舊自由主義は覇道的の產業的支配の信條であつて、新自由主義は、王道的の產業的支配の信條である。

近代的分離がもち來した自由主義の產業組織は、軍國的掠奪者をその支配の地位から驅逐して、產業組織の內部關係に於ける統御者に支配的地位を與へたものであるが、その產業支配者の手による國家的統一は、在來の國家に於て見ることの出來ない社會的分離狀態を持ち來したのであつた。それが即ち現代の階級的對立の狀態である。

軍國的支配は元來、奴隸關係に基礎するものであつて、被支配者——生產者——は人格的に支配者の奴隸であるといふ關係から、その生產を掠奪されてゐたのである。即ち主人は奴隸の生產を全的に收得する權力關係に立つてゐるものであつて、生產物の收得が全く主從關係によつてゐたことは、牛の子が、牛の所有者に皈する關係と異らなかつた。然るに此の主從關係——所有者と所有物との關係——は、近代的產業關係に於ては全然覆された。何となれば、此關係に於ては、產業の支配者は奴隸——生產者——の所有主であるといふ關係で生產果實を收得するのではなく、平等の對手同士の取引關係に於て搾取するに過ぎない。絕對權力の關係に基づく主從關係は近代的產業に於ては、全然消滅して、主人と生產者とは、同等の平民として、對等の關係に於ける搾取が奴隸制度による掠奪に代つたの

である。そこでは、主人階級と生産者階級とを權力服從の關係で結びつける何等の統一制度も統一意識もない。主人階級と生産者階級とは、一定の約束のもとに、双方の利益を本として自由の取引關係を結ぶのに過ぎないのである。その關係に於ては、一方がその相互關係に於て特に利益ある地位をとることによつて他方を搾取するのであつて、服從關係によつて貢物を捧げる掠奪關係とは全然違つた關係である。掠奪關係は絶對的服從を基礎とする組織のもとに於てのみ行はれる事であるが、取引關係は、兩者有の間に權力服從關係の存在しない組織のもとに行はれる。この近代的關係に於ては、權力關係に於けるが如く不利益を暴力によつて忍ばせられる地位にある者は一人もない。言ひ換へれば、誰れも不利益を忍ばなければならない服從關係に置かれてはゐまい。更に言ひ換へれば、總ての人は不利益に對して爭ふ權利を持つてゐる。之れが血族關係の社會、又は武力關係の社會と異る重大な點である。子は親に對し、家來は主人に對し、自己の生命の爲めに爭ふ權利を持たなかつたのが、古代の血族組織の社會、中世の權力關係の社會の統一組織であつたが、近代社會は、さういふ統一に對して全く分離的の構造を持つに至つたのである。

そこでは生産者は、産業の合法的組織のもとに於て搾取されるのであつて、決して暴力的に掠奪されてゐるのではない。從つて掠奪を拒絶する場合のやうな暴力による反抗が、生産者の不利益を防ぐ方法とはならないで、自由主義的態度がそれに代る。即ち自己の自由に據る協同の拒絶がそれに代る。産業の支配者もまた笞によつて奴隷に生産行動を强制するやうな方法をとる事は出來ない。これも亦協同の拒否即ち工場閉鎖の自由主義的手段によつてそれに對抗するのである。この場合、生産の中絶は兩者の不利益であるが、特にそれを一方の不利益とする組織が成功すればそこに勝敗が定まる。生産の中止は、大體に於て産業支配者の不利益に歸着するのであるが、その不利益を支配者に與へるだけの中止状態を持ち來たさうとすれば、生産者の生活がその前に危險に陷るのであるから、その結局の不利益を産業支配者に與へるには生産者が特にその中止に堪える組織をもたねばならぬ。生産者の團結が發生した所以はそこにある。

斯くの如く對立的の鬪爭關係が成立したのも、自由主義的分離の賜である。封建的壓迫が可能である間は、對等の鬪爭が成立しなかつた。自由主義的運動が階級鬪爭の先驅として重大の効果をもつた事は當然である。

かやうな分離は、支配階級と生産階級との關係を右の狀態に

もち來たす前に、支配階級內部に於ける組織を同じ狀態に造りかへてゐたのである。支配階級內の權力鬪爭は、武力鬪爭に代るに利害の鬪爭をもつてする事となつた。或る武力が他の武力を壓迫して支配するのでなく、或る利害が他の利害を壓迫して支配するのであつた。それは利害による集團の自由競爭である。此等の集團同士は互に服從關係にあるものではなく、必ず對等關係にあるものであつて、そこに兩者を統一する力は何もあるのではなく、全く自由競爭がそれを決定する。立憲主義は武力の自由競爭に代るに利害の自由競爭をもつてしたまでゞあつた。それはたゞ武力の代りに、利害がその分野を定めるのであつた。從つてその組織に於ては、爭ひは支配的の利害が決定するのであつて、暴力はその間に何らの決定力をもたないのである。その競爭に於て軍隊とか壯士とか爆彈とかが用ゐられたのは初期に止まつてゐて、それは昔の暴力組織の餘力に過ぎなかつた。發達した立憲組織に於ける權力の競爭は、武器でなく利害をもつて戰はれた。

この意味から考へると、近代的分離傾同は、何よりも先づ暴力の傳統的の作用を無力にしたものであると云へる。――產業的支配に於ても、國家的支配に於ても――競爭が自然的即ち物理的のそれから、社會的のそれに轉じたのである。何故に暴力がその力を失つたかといへば、自然的物理的關係に代つて、社會的相互關係の發達した事によると云はなければならぬ。人間と牛馬との關係は、今日でも社會的相互關係ではなく、自然的物理的關係であるが、以前は、人間と人間との間にその牛馬と人間との間に於けるやうな自然理的關係が成立してゐたのである。近代的關係は、それに代るに、人間と人間との間には社會的相互關係、即ち壓迫關係でない協同關係がより多く支配するに至つたのである。從つて人間の鬪爭は、(今日でも國家と國家との間には、まだ人間と牛馬との間の關係が支配してゐるが)少くとも社會の內部關係としては、協同關係が支配するに至つた。そこで協同の拒絕が武力の代りに、唯一の有力な戰鬪手段となつたのである。それは傳統的統一に反する分離を前提として始めて可能の事だつたのである。何となれば、傳統的統一組織、即ち血族關係の組織又は武力關係の組織に於ては――前者に於ては血緣關係が協同拒絕の行動及び意識を不可能ならしむることにより、後者に於ては武力的强制が協同拒絕を不可能ならしめることにより、――暴力で對抗し得る場合の外、決して協同の拒絕が成立しなかつたのである。然るに近代社會に於ては、協同拒絕の行動及び意識を不可能にする血族關係も消滅し協同を强制する武力的統制も不成立となり、社會はさういふ統

一から分離されたのである。

この分離の結果、利害の對立を決定する統一的勢力が存在しないことゝなつた。何れの利害が支配すべきかを決定するものは、その各利害を有する集團同士の自由競爭による外はないのである。立憲政治は、その自由競爭が暴力の爭ひによらずに、勢力の計算による組織を打ち立てたものであつた。それは、丁度圖上戰術に於ける勝敗の決定に似てゐるのである。この計算に於ては、暴力は無力であつて、數が決定力を以つてゐる。だから立憲政治に於ける數の勢力は、合理的關係を超越して物理的の決定力をもつといふ所から屢々一種の暴力であるといはれ、從つて政黨は形をかへた暴力の組織であるともいはれるが、然し、その決定に於て、在來の暴力の効力が殆んど働いてゐないのであるから、近代主義の組織は、腕力的の暴力を無能にする組織である。

そこで概していへば、暴力の支配が近代的分離によつて根本から破壊された事を認めない譯に行かない。社會内部に於ける暴力の關係が、利害關係によつて打ち勝たれたに伴つて、國際間に於ける暴力主義も、次第に利害關係によつて打ち勝たれやうとしてゐる。近代的分離は、その意味で暴力的統一からの分離である。暴力が何らかの統一形式をもち來たすといふ事はそこではもはや絶望である。

然るに近頃、特に暴力の支配が盛り返したかと思はれるやうな現象が、世界的に頻發する。大規模のそれとしては武斷的獨裁政治の復興であり、小規模には各國に暴力的の團體的、或は個人的傾向が流行してゐる。伊太利、オーストリー、トルコ、ギリシヤ、ドイツ、最近にはスペイン等に於て武斷的獨裁政治、乃至軍人崇拜の傾向が一般に復活した。日本の新聞も暴力團の跳扈または暴力的行爲の流行が紙面を賑はしてゐる。かういふ傾向が果して暴力の支配の復活であるならば、近代的分離は意味をなさない逆轉を見たのである。自由主義はそれ自ら不自由に陷るデァレクチックの過程を含んでゐたものであつたが、暴力の作用の減退がそれ自身暴力復活の過程を含むものとは考へられない。そこで今日の暴力といふものはその性質が特別のものになつてゐる事に思ひ至らねばならぬ。所謂暴力の名で呼ばれてゐる最近の現象が、果して傳統的の暴力なるものと同性質のものであるかどうかを考へて見なければならない。

現に支配してゐる暴力は、仔細にそれを考察すると、恐らくそれが利害の別の形である事が發見される。現に行はれてゐる暴力は決して腕力の組織ではなく、恰度政黨關係のそれと同じく、腕力に對する服從が支配してゐる關係ではなく、利害關係

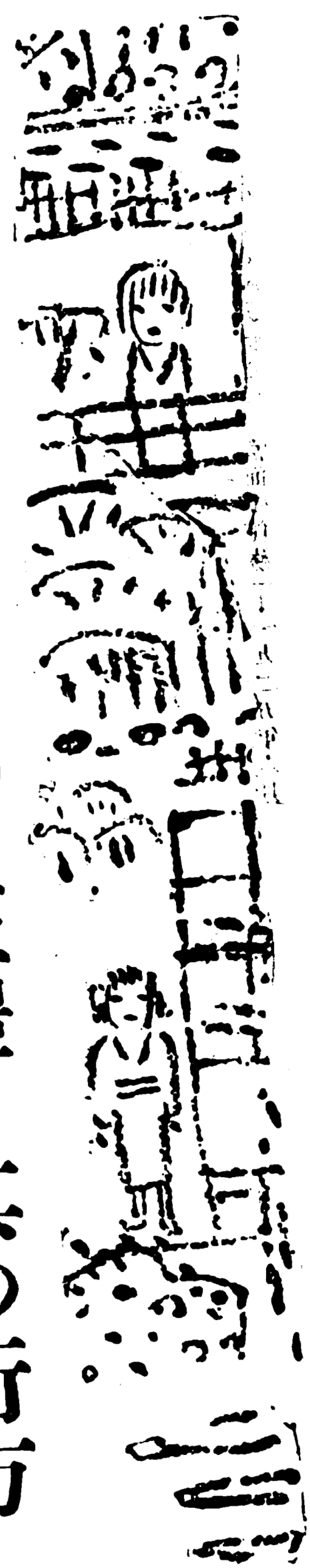
によつて支配されてゐる一種の强制關係である。それは丁度『數は暴力である』といふ場合の暴力と同じく、恐らく暴力以外の關係が有力なのであつて、暴力は、幽靈の威力と同じやうにたゞその背景に心理的効果をもつに止つてゐるのである。そこでは所謂暴力者が、その心理的恐怖を基礎づける實際の暴力を具體的にもつてゐないことは、幽靈が實際の力をもつてゐないのと同じである。ムツソリニの一派は暴力派の世界的巨頭であるが、それが伊太利を支配してゐるに就ても、何ら腕力の爭ひらしい爭ひを見る事はなかつたのである。それは實際の腕力——武力——が根本的であつた昔の軍國組織のやうなものではなく、寧ろアメリカのＫＫＫ團がニグロに對するそれと同じく、暴力の背景を幽靈的に作りあげることによつて、組織的に心理的壓迫を惹き起す手續きによつたものである。少くともその暴力の實力は、その心理的効果と釣り合ひのとれる程有力なものではない。故にその組織は、必ず暴力の爭ひを俟たないで崩れる場合があるに相違ない。それは幽靈の敗北と同じく、心理的變化だけで十分打ち敗られるのである。

然し、ムツソリニ一派の支配は、やゝ具體的に暴力的である點に於て近代傾向としては異例に屬するものであらう。それだけ**近代傾向が如何に暴力を離れたものであるかを思はせるに足る**のである。日本で此頃流行となつてゐると云はれる暴力主義の如きは、伊太利のそれに較ぶれば全く問題とはならないのである。それは、暴力ではなく、利害による强制の組織を利用したものであつて、暴力は殆んどそこでは用をなしてゐない。又用をなすほど組織立てられてもゐない。暴力團が暴力を用ゐる事は却つて自滅の途となる。たま〳〵用ゐたものも、その暴力によつて望みを達してゐるのではなく、他の關係によつて目的を達してゐるのである。長野縣民の暴力運動も、やゝその目的を達したのは暴力のためではなく、同地方に於ける政黨的勢力の均衡作用を利用したためである。その關係がなかつたなら、政府は決してあのやうな暴力に屈從するものではない。

封建時代の暴力團は、暴力的支配に對する暴力の對抗が、その發生の動機を離れて、獨立の存在を保つに至つたものであるが、後にはそれが職業化して恰度戰國時代の傭兵制度のやうなものとなつた。さうしてその傭兵は實際暴力行動にだけ役立つものであつたが、今日の暴力團の職業化したものは、暴力を賣るのではなく、やはり利害を中心とする爭に役立つやうな陰險な**手段を賣りつけるのである。政黨關係に買はれる暴力團も、勞働**爭議に傭はれる暴力團も、決して暴力を揮ふ爲に傭はれてはゐないのであつて、利害の爭ひに於ける側面行動をとるために傭

はれてゐるのである。所謂怪文書を作つたり、宣傳演說をしたり、ビラを撒いたり、示威行動をやつたり、總べて近代的運動が必要とする行動を多少變則的に行つてゐるに過ぎない。そこでは暴力の性質は明らかに變化してゐるのである。さういふ他の關係に伴はない暴力の物理的勢力だけでは今日は何等の効果をも持つことは出來ない。

然らば現在の暴力主義は、近代的自由競爭主義の一種の現れに外ならない。それは各の局部的利害が自由競爭を行ふ場合の競爭手段としての暴力である。自由競爭に於ける競爭手段は、本質上暴力の効果を極度に限定するものであるから、それに現はれる暴力は、當然、幽靈的存在となるのである。然し、さういふ性質の暴力は、自由主義的統一をもち來たす本來の手續きと一致するのである。自由主義は要するに修正された暴力主義即ち暴力から腕力を排除した暴力主義である。日本に於ても、自由主義が具體的に產業的根據の上に成立しなかつた時代に於ては、暴力主義は舊式の腕力主義であつたが、自由主義の發達に伴つて、右のやうな內容の變化を生じた跡が指示される。それは暴力の進化である。



經驗的現實主義の正體と其の行方

福本和夫

一

我が無産階級は其の運動の所謂方向轉換にあたり、今日、無産階級そのものの内部に深刻なる對立の闘爭を展開しつゝある。そして其の一方の陣營、「右翼派」と呼ばれてゐる所の陣營に於て、今日、「經驗的現實主義」なるものが「力說」せられつゝある。

この經驗的現實主義とは、そもそも、如何なる正體のものであらうか？ そしてそれは結局何處に落ち行く運命をてるものであらうか？

これを究明すること——これがこゝにこの小論の目的とする所である。

右の對立の闘爭に關する全般的概括的展開にいたりては、「今日に於ける所謂左右兩翼の對立」と題して——拙著「マルキシズムの旗の下に」第二、第三、第四、第五册、——私の、別に之が展開を試みつゝある所でもあるから、こゝには、暫く、

問題を限局して、特に、我々の對立、經驗的現實主義そのものの解剖批判に立入つてみようとおもふ。

而して、我々はこの解剖批判を通してのみ、今日、我が無産階級運動に生起する一切の問題解決の方向を把握しうるであらうが故に、如上の企圖は正に今日、我々にとつて直接緊要の任務であると考へられる。

二

所謂經驗的現實主義者は、今日、我が無産階級陣營内に於ける對立の闘爭を先づ次の如く見る。

「勞働總同盟が分裂して以來、社會運動の上に、二個の指導精神が對立して來たことは明な事實である。」而して、

「左翼は思想的であり、觀念的であるが、右翼は實際的であり、經驗的である。」と（1）

そして所謂「右翼の立場に立つて、」彼等現下の任務を規定する。

「我國現下の勞働運動においては、概念的な指導理論の討究の旺盛なるに比して、經驗と生活事實に立脚して、戰線の擴充をはかることがあまりに貧弱である……。

これ我々が、勞働階級當面の任務として、特に經驗的現實主義を力說する所以である。」（2）

「總同盟の行路は大體に於て、我國の社會事情に適應して進んできた。

「總同盟がマルクス主義の思想的影響を受けたことは大であるが、彼はマルクス主義の實行機關そのものになることとはできなかつた。

それは、總同盟は如何なる主義思想よりも、日本勞働者の當面の生活、組合の發展に重心をおくからである。」（3）

（1）赤松克麿氏—「二個の指導精神」—一九二六年一月「改造」

（2）同氏—「我國勞働階級の當面の任務」—一九二五年六月

(3)同氏—「二個の指導精神」

三

以上引用の所論は簡單ながら、彼等經驗的現實主義者の主張の大綱を遺憾なく要約してゐるとおもふ。

之を分析してみよう。我々はこの分析から、先づ、次のことがらを確認せしめられる。

第一に——彼等によれば、其の謂ふ所の經驗的現實主義とは我が「勞働者階級當面の任務として、」今日、「特に力說」提唱せらるべき所のものである。

換言するならば、我が「勞働者階級が其の歷史的使命を果すがためには、」其の今日の發展段階に於て、特に經驗的現實主義を任務としなければならぬといふのである。

第二に——かゝる「任務として」の經驗的現實主義とは、今日なほ——(否今日となつたが故に特にともいへるのであるが)——ひとへに、「日本勞働者の當面の生活、組合の發展上重心をおく」ことであり、我が勞働運動——嚴格なる意義に於ける勞働者運動——組合運動の「經驗と生活事實に立脚」することである。

故に、ここに經驗的現實主義とは、其の本質より見るときは、社會運動上の用語として、既に理論上並に歷史上、特定の內容、限定をもつ所のトレード・ユニオニズム所謂組合主義なるものに外ならぬ。もつと嚴密にいふならば、經驗的現實主義とは畢竟組合主義の一形態、——組合主義の一定の發達段階——意識的となつた組合主義といふべきであらう。

第三に——彼等の見る所によれば、「勞働者の當面の生活、組合の發展」以外の問題は、すべてつねにこれ單なる「主義思想」又は「概念的な指導理論」の問題たるにすぎざるものとせられる。

それは何故であらうか？　それは彼等にありて、どうして可能であらうか？　この疑問の探求がやがて我々に經驗的現實主義全理論の構成に於ける基本的誤謬――全誤謬の出發點を闡明してくれるであらう。

そしてそれは同時にまた、いかにして、彼等にありて、所謂「左翼」がいつまでも固定的不變的に「思想的であり、觀念的である」と誤認されうるかの秘密をも物語るであらう。

第四に――所謂右翼派組合たる「總同盟の行路は大體に於て、我國の社會事情に適應して進んできた。」――「純然たる改良的勞働組合」から「戰鬪的組合」に進んできた」といふのである。

第五に――だが、總同盟はそれから先きに進むことはできなかつた、また進んではならない。

「總同盟がマルクス主義の思想的影響を受けたことは大であるが、彼はマルクス主義の實行機關そのものになることはできなかつた。」

それは何故か？　こゝに經驗的現實主義の任務がある！　彼等はかう答へる。

「それは總同盟は如何なる主義思想よりも、日本勞働者の當面の生活、組合の發展に重心をおくからである」と。

四

要するに、經驗的現實主義は、我が無產階級運動今日の發展段階――（この發展段階のいかなるものであるかは我々の後段に論究せんとする所である）――に當面しつゝ、否當面したるが故に、特にあくまで、勞働者階級「當面の生活、組合の發展に重心をおく」ことを其の任務とするものである。

我が無產階級今日の發展段階に於てなほ、こゝに、勞働者階級の「當面の生活、組合の發展に重心をおく」ことは、第一

に、勞働者階級をしてあくまで其の經濟的利益の地盤――組合的運動の地盤に立脚せしめることを意味するものであり、かくてまた第二に、今や日に崩解しつゝある他の無產階級諸要素の意義を正當に把握せざることを意味するのである。

それ故に經驗的現實主義とは其の本質に於て所謂組合主義に外ならぬものである。もう一步つき進めていへば、經驗的現實主義とは意識化せる組合主義――組合主義として結成組合主義である。

單なる組合主義者としては――組合主義の初期に於ては、――彼等もまた「眞に無產階級の解放に關心をもつ」ものであるといふ熱意を持つてゐたのであるが、意識化せる組合主義者として彼等は今日もはやこの熱意を（熱意だけさへも）持つものではない。しかもなほ、彼等はこの關心を裝はずにはゐられない。

これ彼等が今日なほ、社會運動の歷史上、理論上、其明白なる限界を認識せられてゐる所謂組合主義者と自らを呼ぶを避け、「明徹なる眼光をもつて」特に「現實派」乃至は「經驗的現實主義」者と自稱する所以である。

五

あくまで勞働者階級の經濟的利益の地盤――組合的運動の地盤に立脚するといふことは、決して、組合主義が、人々の往々考ふる如く、凡ての政治を除外するといふことを意味するものではない。實際、「勞働組合も常に或る種の政治的煽動と或る種の政治的鬪爭を行ひ來つたのである。」

たゞ其の行ふところの政治的鬪爭並にその鬪爭の意識、鬪爭のための組織が、結局いつも勞働階級の經濟的利益の地盤に立脚してゐるといふ點――決してこの地盤を越えて全無產階級的地盤に立脚しないといふ點――に於て、組合主義の特質が形成せられるのである。そしてこゝに組合主義鬪爭の最後の限界があるのである。

「勞働組合の經濟行動は資本主義が未だ發達期にある時代の無產階級の解放手段である。然るに、其國の資本主義が行詰つて、既に凋落期に轉入せる時代に於ては、無產階級の解放手段は主として政治行動に依存せねばならない。然るに日本の資本主義經濟はいまや既に凋落期に轉入してゐるのだから、日本の無產階級の解放運動は從來の如き經濟行動一點張りの組合運動から主として政治運動に訴へる組合運動に進展せねばならない。」（1）

「政治運動に訴へる組合運動」――これが組合主義者の政治的行動である。それは何を意味するか？　所謂組合主義的政治が組合運動の地盤に立脚すること、――組合運動の單なる延長に過ぎざること――を意味するものではないか？

それ故に彼等にありては、

「經濟行動と政治行動との區別は其の手段にあつて、究極の目的にあるわけではない。政治行動も經濟行動も其の目的は、時に直接と間接との差はあるが、要するに、無產階級の經濟的位地の改善にあるわけで、其の間に差はないのである。」（2）

といふことになつてしまふ。そして組合主義的政治行動の、かゝる本質――かゝる「目的」がこの行動のための組織を規定する。

彼等組合主義によれば、その政治行動のための組織は、それ故にまた必然に、結局「組合政治的一分科」たるに止まるものでなければならぬ。

「階級鬪爭としての政治鬪爭の主體は、無產階級の階級的團體――勞働組合でなければならない。

「マルクスが政治行動を力說した場合には政黨の必要を說いたものではなくて、勞働組合の政治化を說いたものであると言ふことができやう。

「勞働組合は政黨よりも重大である。何となれば、政黨の運動は勢ひ分派的のものとなるに反して、組合は階級的の運動だからである。

「政黨の政策決定者は組合でなければならない。」(3)

といふのは、即ち、無産階級の政治行動のための組織たる政黨が、勞働階級の經濟行動のための組織たる組合の單なる延長でなければならぬといふことを意味する。

このことからして、彼等組合主義者は無産階級政黨の本質的意義と構成、他の無産階級諸要素が組合に對して立つべき關係と政黨に對して立つべき關係との間に存する本質的差異を把握しえないことになるといふ結果が生ずる。

(1)高橋龜吉氏—「政治行動による大衆の組織化」—一九二六年一月
(2)同上
(3)河野密氏—「勞働政黨と組合との關係」—一九二四年十二月「社會思想」

六

要するに、勞働者階級があくまで「其の當面の生活、組合の發展に重心をおく」とき、——あくまで自己の經濟的利益の地盤、組合的運動の地盤に立脚するとき、語を換へていふならば、勞働者階級がそれ自らの運命にゆだねらるゝときは、その到達しうる意識鬪爭、その鬪爭のための組織には、明白なる限度の存すること、我々が先進諸國就中ドイツ、イギリスの勞働運動史について明白に看取しうる所である。

だが、かくの如きはそもそも如何なる理論上の根據に依存するであらうか？　この疑問の提出探求は、終に我々を、

有產者社會の全生活過程と、無產者社會の下に許されたる、勞働者階級が勞働者階級としての生活過程との關係の吟味につきあたらせるであらう。

七

我が無產者階級の今日に於ける發展段階に當面してなほ、勞働者階級を「其の當面の生活と組合の發展」にふみとゞまらしむることは、我々の見る所によれば、我が勞働者階級をして永久に其の一定の狹い限界内に躊躇せしむることを意味するものである。

而して今日に於ける組合主義者――意識化せる組合主義者としての經驗的現實主義者は、今日もはや、全無產階級解放――所謂勞働者階級の歷史的使命の遂行――に眞實の關心をもつものではありえない。けだし、彼等は今や勞働者階級をば積極的に其の狡猾なる限界線内に引き止まらしめるべく「力說」努力しつゝあるのだから。

しかもなほ、一面に於ては、彼等は彼等自身の存在擁護のために一應此の關心を裝はなければならない。

彼等が一應、特に、其の「經驗的現實主義」の「力說」を「我國の新興階級としての勞働階級が、其の歷史的使命を果すがために先づ當面に於て何をなすべきか」(1)の問題に係らしめてゐる所以はこゝに存する

我々は次に進んで經驗的現實主義全理論の基本的誤謬――全誤謬の出發點の曝露につき入る前に、こゝに暫く先づ、彼等の如上の假裝の機構を吟味すべきであらう。

彼等は所謂大衆の自然的生長性への確信を表白することによつて、所謂歷史的使命への關心を裝はうとする。そこで彼等はかういふのである。

「我々は眞に資本主義の沒落を信ずるが故に、大衆それ自身の中に眞に强力なる革命的左派の生れ出づることを信じて疑はない者である。」と(２)

かゝる大衆の自然生長――有機的發達――非辨證法的發展――の確信は、だが彼等にありて、いかにして機構せられうるであらうか？

彼等の見る所によれば、先づ、

第一に――「近代の社會運動は、根抵に於て經濟鬪爭である。それは觀念の鬪爭でなくして、生活の鬪爭である。」(３)

そしてまたそれ故に、

第二に――「政治的鬪爭は個々の經濟的鬪爭から發展する。」(４)

といふのであるが、我々の見る所はこれと異なる。彼等のかゝる理路、かゝる機構の吟味は我々をして經驗的現實主義全理論構成の吟味に向はしめる。

(１)赤松氏―「我國勞働階級當面の任務」―一九二五年六月

(２)麻生久氏―「再擧せんとする無產政黨」―一九二六年二月「改造」

(３)赤松氏―「我國學生運動」―一九二五年七月

(４)河野密氏―「勞働政黨と組合との關係」―一九二四年「社會思想」

八

以上に於て我々が屢々つきあたつた諸々の「疑問の探求」は、我々をして今や、經驗的現實主義全理論構成の基本的

誤謬——全誤謬の出發點にまで押し進める。

（一）

おもふに、有産者社會の全生活過程は、我々の見る所によれば、（一）其の物質的生産の過程（經濟的過程）（二）政治的生活過程（三）精神的生産の過程（意識過程）に分析することができる。之を他面よりいふならば、有産者社會の全生活過程は、有産者的の物質生産の過程政治的生活の過程、精神的生産の過程から構成されてゐる。

そしてこゝで基本的過程は固より物質的生産の過程（經濟過程）である。

かゝる構成の過程に變革の過程——鬪爭の過程從つてまた組織の過程——が對應する。全變革の過程はかくて、（一）經濟的鬪爭過程（二）政治的鬪爭過程（三）意識の鬪爭過程に分析することができる。

こゝで、我々の最も注意すべきことは、勿論經濟的鬪爭過程が基本的、原始的なものではあるが、決定的なものではない。「階級の本質的利害は根本的政治變形によつてのみ充され得る所であるから、」決定的なものは、むしろ政治的鬪爭の過程でなければならぬ、といふことこれである。

（二）

而して、勞働者階級は其の歷史的存在の必然により、有産者社會の全部的變革を其の歷史的使命としてゐるのであるが、有産者社會の下にありて、勞働者階級が勞働者階級として直接許されてゐる生活過程には明白なる限度が課せられてゐる。

この階級が本來主として許されてゐる所の過程は、物質的生産の過程所謂經濟過程である。

このことが二つの意味をもつ、——二つの特質を內包する。すなはち、

第一——それ故に、勞働者階級の生活過程、鬪爭過程は基本的、原始的なものである。

第二に——だが、それらは明白なる限度をもつものである。勿論勞働者階級は勞働者階級として、ただ單に經濟過程——（從つてきた經濟的鬪爭）——のみを過程するといふのではない。勞働者階級と雖も、或る程度に於て、又は或る條件の下に、一定度の政治過程、意識過程をも過程しはするのであるが、それらは結局あくまで經濟過程（從つてきた經濟的鬪爭）の地盤を超えることができない。

要言すれば、基本的、原始的過程を過程するといふことが其の長所であり、其の生活過程の領域が狹溢にしてあくまで經濟的地盤に立脚するといふこと、從つて變革の決定的過程政治過程を過程しないといふことに其の缺陷がある。

（三）

反之、經濟的過程、經濟的鬪爭の地盤の「外部」から無産階級運動に來り投ずる彼の所謂「新なる要素」——所謂革命的知識階級は、主として政治生活の過程、精神的生産の過程意識過程を生活する。即ちこの要素は、

第一に——政治過程、意識過程を廣汎に生活する。

第二に——だが、直接經濟過程に入り込むものではない。しかしながらこの要素の一部は、一定條件の下には、經濟過程へ近接し之をも批判するの生活要求に導かれ得るしまた導かれずにはゐないであらう。

從つて、この要素がかくて、有産者社會に向けうる批判の領域は有産者社會の全生活過程に及ぶといへよう。

要言すれば、殊に變革の決定的過程たる政治過程を過程することがその長所であるが、基本的、原始的過程を自らは過程するものにあらざることに其の缺陷が存する。

（四）

しかるに、經驗的現實主義者は、右の如き特質と限界とをもつ所の勞働者階級の生活並に鬪爭——所謂經濟過程並に經濟的鬪爭をもつて、唯一の「生活」並に「生活の鬪爭」とする。

この誤謬から、我々が既に提示し來つた所の、經驗的現實主義の全誤謬が出發する。

彼等の次の言說は、明白に彼等の基本的認識——我々から見ては、彼等の基本的誤謬——を表現するものである。

「知識階級が社會運動をなす出發點は、」「勞働者の如く、階級的運命、即ち生活それ自身から生れるのではなくして、理智即ち理論の上から生れ出る。」（１）

「近代の社會運動は根底に於て經濟鬪爭である。それは觀念の鬪爭でなくして生活の鬪爭である。

知識階級就中學生は、觀念を偏重し、浪漫的なる情調を憧憬する傾向を有する。彼等の頭には動もすれば革命が藝術化され階級鬪爭が方程式化される。それは彼等の立場が現實生活を遊離して、自由奔放に觀念の世界を飛び翔けるからである。」（２）

（１）麻生氏—「社會運動と知識階級—」一九二六年五月

（２）赤松氏—「我國の學生社會運動—」一九二五年七月

（五）

所謂經濟過程、經濟的鬪爭をもつて、唯一眞實の「生活」「生活の鬪爭」とみなすことから、では、いかにして、經驗的現實主義の全理論は機構されて行くか？

我々はこゝに暫く、この視點から彼等の理論を追跡することによつて、經驗的現實主義全機構の誤謬を暴露しうるであらう。

かくの如く經濟過程、經濟的鬪爭をもつて唯一眞實の「生活」「生活の鬪爭」とみなすことは、同時にその反面に於て、かの意識過程（意識鬪爭）、政治過程（政治鬪爭）、就中、政治過程（政治鬪爭）のもつ特殊の意義を抹殺することを意味する。

かくして、こゝから、次の如き一系列の機構が導かれる

第一に——無産階級各要素の鬪爭は、皆ひとしく一樣に、經濟的鬪爭である。

第二に——而して、かゝる經濟的鬪爭は資本的原始的であるが故に、常にまた決定的である。

それ故に、彼等はいふ。

1「政治的鬪爭は個々の經濟的鬪爭から發展する」

2「政治鬪爭の主體は勞働組合（經濟鬪爭の機關）でなければならない」

第三に——所謂「新なる要素」が「外部から」もたらすべき特殊の任務なるものはありえない。此の要素は自らに發展する勞働階級に向つて單に、ヨリ多くの智識乃至理論—但し、勞働階級のそれと同質の—をもたらすにすぎざるものである。

それ故に、彼等にありては、

1「勞働者の當面の生活、組合の發展」以外の問題は、常にみな、單なる「思想、主義」又は「抽象的なる理論」にすぎない。

2かくして、また所謂「左翼は」常に固定的に「觀念的であり、思想的である」ものとされるといふことになる。このことから、今日の發展段階に於ける「左翼」——所謂折衷主義（この限りに於ては「左翼」は成程或る意味或る程

度に於て「觀念的であり、思想的である」をいなみ難いが）から全無產階級政治鬪爭主義への發展に於ける、今日の「左翼」—に對して、彼等が、「唯物論的——辨證法的な（實は概念的—批判的な）歷史の觀方」（1）と非難することの、根底が自ら曝露せられうるであらう。

第四に——要するに、勞働者階級の達成しうる意識並に鬪爭には何等の限界も評せられてはゐない。それ故に、勞働階級はそれ自らの運命にゆだねられても——否、却つてそれ自らの運命にゆだねらるゝことによつて——自らに（所謂自然生長的に）其の所謂歷史的使命に到達しうる。といふのである。

1そこで先づ、「我國の新興階級としての勞働階級が、その歷史的使命を果すがために、」彼は今日の發展段階に於て、特に「其の當面の生活、組合の發展」にふみとゞまらねばならない。といふことになる。

2更に進んではまた、「日本の現狀に於て、所謂運動の右翼化を恐るゝ必要はない。其の右翼化によつて展開せらるる底力ある大衆的運動のうちにこそ眞に威力ある左翼が生るゝは必然である。」といふことになつてくる。

（1）河野氏—「方向轉換と政治行動」—一九二五年十二月

九

經驗的現實主義者の如上の基本的誤謬はそもそもいづこに泉源するであらうか？　それは彼等にありて、いかにして免るべからざる必然であらうか？　問題は進轉する。我々は進んで、こゝに、經驗的現實主義の認識論上の立脚地並に其の階級的社會的地盤を究明し曝露しなければならぬ。

（一）

第一に――彼等はいかにしてまた何故に、勞働者階級の生活過程（經濟過程）並に鬪爭（經濟鬪爭）をもつて唯一眞實の「生活」並に「生活の鬪爭」と考へえたか？　また考へざるをえなかつたか？

第二に――いかにしてまた何故に、經濟的鬪爭をもつて常に決定的なる役割を演ずるものと考へえたか？　また考へざるをえなかつたか？

第三に――いかにしてまた何故に、經濟的鬪爭の單なる延長又は綜合が自らにかの「歷史的使命」に到達しうるものと考へえたか？また考へざるをえなかつたか？

（二）

これらの疑問の提出と追求とは先づ、

第一に――經驗的現實主義なるものが、社會の構成過程並に變革過程について、粗雜なる唯物史觀――有產者的觀念論の單なる反動としての粗雜なる唯物經驗論に立脚してゐること、運動の自然生長的發展――非辨證法的發展の確信に立脚してゐること、を闡明する。こゝに於てか我々は、經驗的現實主義なるものが嚴密にいつて決して無產階級的イデオロギーに非ること、從つてそれは畢竟は有產者的イデオロギーにすぎざることを知る。

第二に――これらの疑問の提出と追求とは、經驗的現實主義なるものが、嚴密に、勞働者階級の生活並に鬪爭過程の理論的反映なることを闡明することによつて、我々に經驗的現實主義克服の前提條件を指示する。其の前提條件とは何か？　我々が、理論上並に實踐上、勞働者階級の生活並に鬪爭の過程――所謂組合主義的鬪爭の過程の地盤を離脫して前進すること、これである。

この前提條件はいかにして充され得るであらうか？

こゝに於てか、我々は先づ、經驗的現實主義——一定の發展段階に於ける組合主義——の理論的分析から、其の歴史的展開の追跡にうつるべきである。

かゝる追跡は、我々に、組合主義なるものの成立——發展——沒落の、一般的根據と條件とを指示するであらう。

（一）

組合主義なるものは其の本質に於て、如上の科學的缺陷、理論的誤謬を内包するに拘らず、其の存在と作用とは、歴史的には、今日迄——（それが發展して意識化せる組合主義——經驗的現實主義として結成するにいたる迄は）——充分に是認さるゝ所であり、また必然でもあつた。

（二）

おもふに勞働者の組合の形成は「勞働者の分散と無援から階級團結の端初への過渡として巨大なる進歩であつた。」「此の組織によるにあらずして、無産者團は世界の何處にも發達しえなかつたしまた他の方法で發達することもできなかつた。」「これは原始的ではあるが巨大な端初であつた。」

所謂組合主義は運動のこの段階に於ける所產であり、其の理論的表現——指導原理である。

（三）

ところで、此の指導原理—組合主義の指導の下に、ひとたび、其の分散と無援とから自分を救ひはじめたる勞働者階級は、此の組合的結合の形態のうちにありて巨大な發展をとげる。しかもそれは自然生長的に發展する。其の發展する

意識並に鬪爭の力は、かくてつひに、右の形態のうちに――右の指導原理の下に――ありて自らの拘束さるゝことを感ずるにいたる。

そして、一度、勞働者階級の力の發展が、其の發展にまで指導し來りたる組合主義の理論とかゝる矛盾にまで到達するや、組合主義の弔鐘が鳴る。內容は形態――外殼を破つて前進せんとする。反之、外殼――組合主義は其の內容――勞働階級の發展を抑止――乃至後退せしむることによつて自らを維持せんとするにいたる。

組合主義はこゝに意識的組合主義となる。組合主義として結成する。而してこの意識化、結成化の過程は、組合主義が組合主義としての發展の到達點、限界點であると同時に、組合主義が、意識的積極的に組合主義より沒落する――勞働階級の利益の體現指導から敵陣へ沒落する――にいたる出發點を形成するであらう。

かくの如きが、おもふに、組合主義の一般的運命である。考察は進んで愈ゝ特に我が國に於ける組合主義の運命に向ふべき順序にまで到達した。

十一

我が組合主義は現實にいかなる道を辿り來り辿り行くであらうか?

こゝで我々は、組合主義そのものの動きを運動そのもの、從つてまた組合主義の對立そのものとの內的必然の連關において考察するを要する。

かくして我々は、こゝに先づ、經驗的現實主義の理論上並に實踐上に於ける克服の道行を知りうるであらう。

(一)

先づ、我が組合主義そのものの發展階級を見る。

我が國に於ける組合主義そのものの發展は、我々の見る所によれば、次の三つの階段を辿る。

第一期――およそ一九一二年殊に一九一八年より一九二五年前半勞働總同盟の分裂まで。之を組合運動の發生期並に正常的發展期とす。この時期に於ては組合主義は勞働者運動を指導し促進するの役割を演ずる。

第二期――およそ一九二五年前半勞働總同盟の分裂より一九二六年中葉「民衆新聞」創刊まで。組合主義は組合大衆の發展と矛盾するにいたり、組合主義者は積極的に勞働大衆を組合運動の框門にふみとゞまらしめようとする。組合主義は意識的となる。組合主義として結成する。

第三期――今後の時期。組合主義は積極的に所謂「右翼化」するであらう。そして組合主義は、もはや、勞働大衆の利益を代表するものではなくなるであらう。組合主義は沒落するであらう。

(二)

其の發生期並に正常的發展期に於ては、組合主義者は所謂「勞働者階級の歷史的使命」に關心をもつてゐる。彼等を社會運動に參加せしめる「魔力的魅力」は「正義」である。かくて彼等は社會主義者と自任してゐる。だが、その社會主義は彼等の理論的必然としてゞはなく、たゞ「正義」として又は「當爲」として掲げられてゐるにすぎない。

彼等は彼等の組合運動へ「參加の原因」についてかういつてゐる。

「要するに、智識的階級の最も特色とすべき點は、彼等が智識を所有することであり、彼等が社會運動に身を投ずるにいたるのは、無產民衆が然るが如く其の經濟的事情、社會的事情に原因するのではない。」(1)

その「原因」――「參加への魔力的魅力」とは何か？ それは「正義」であるといふ。

「其一は、事物の眞理を求むる心である。そして今一つは人道を求むる心である。私は此二つの心の合一したところに正義があると思ふのである。」(2)

彼等はまた彼等が當時「社會主義」をもつて自任してゐたことについて次の如く物語る。

そして我々はまた、この陳述を通して、其の「社會主義」的傾向がいかなる本質のものであつたかをも直接看取することができる。

「僕は日本の勞働運動に身を投じてから、約七年になるが、其の間、何百回となく演說會講演會研究會に出演し、また諸種の新聞雜誌に執筆したけれども、僕が常に勞働者や知識階級に向つて、『君達の喫茶用の熱湯、君達の賃銀、君達の勞働時間を考へてりやいゝんだ』と語りつゞけて來たであらうか。僕は政治運動や社會主義の問題について、一言も語らなかつたであらうか。僕の書いた書物では『勞働組合運動』が最も廣く勞働者の間に讀まれてゐるが、あの本の中に、勞働者の喫茶用の熱湯、勞働者の賃銀、勞働時間のことしか書いてないであらうか。」(3)と赤松氏はいつてゐる。――そしてその著「勞働組合運動」には次の如く語られてゐる。

「社會主義はサンディカリズムの勞働組合萬能主義經濟行動偏重主義に反對して、無產階級政黨及政治行動を重視する。

既に、サンディカリズム反對論で述べたやうに、無產階級解放戰の第一步が政權獲得であり、從つて政治行動を重視する社會主義の立場からいへば、勞働組合は政治行動の機關としては不十分であるといはなければならぬ。勞働階級は勞働組合と共に、政治行動の機關たる政黨を有しなければならぬ。そして勞働組合は政黨と協力して、勞働階級の進路を開拓して行かねばならぬ。」(4)

(1)麻生氏—「社會運動と知識階級」—一九二六年
(2)同上、
(3)赤松氏—「我國社會運動の發展過程」—一九二五年七月
(4)赤松氏—「勞働組合運動」—一九二四年一月

(三)

この組合主義は其の後いかに展開して行つたか？ その展開にはいかなる根據條件を要したか？
組合主義の展開はかくて、運動そのもの、組合主義の對立そのものとの内的連關に於て追跡されなければならない。
(今、理解の便宜のため、かゝる追跡の結果をばこゝに表式的に示しておかう)

組合主義の發展　　組合主義と組合大衆との矛盾の曝露——組合主義の對立の發展

第一期—成立並に正常的發展期
一九一二年殊に一九一八年—一九二五年前半
(1)最初改良主義的：一九一八年頃より社會主義傾向を帶ぶ
無産階級各要案の發展
一九二二年八月　山川氏の方向轉換第一次提唱
(2)一九二四年三月　總同盟の現實政策の宣言 ↔ 第一次對立
(a)一九二四年六月　山川氏の方向轉換第二次提唱(折衷主義となる)
(3)一九二五年五月　總同盟の分裂

第二期—結成期（崩壊期）

一九二五年前半より一九二六年中葉　　一九二五年中葉より理論的鬪爭—

（4）「經驗的現實主義」←——→（b）全無產階級的政治鬪爭主義

第二次對立

第三期——今後の時期

「積極的右翼化」

（1）より（2）（3）への過渡に社會主義的意識の要素剝落

（a）より（b）への過渡に組合主義的意識の要素剝落

其の發生の當初（一九一二年頃）「自由主義的」——「改良主義的」——であつた我が組合主義は、其の勃興期（一九一八年）世界大戰の直後—頃より愈々「社會主義的」傾向—「戰鬪的」傾向を帶びるにいたり、組合運動は急速の進展をとげたのであつた。

「總同盟の行路は大體に於て我國の社會事情に適應して進んできた。」（1）

「我が勞働總同盟の如きも、自由主義勞働組合主義に立つ所の友愛會として大正元年に組織されたが、歐洲大戰後經濟的思想的刺戟によつて大正八年大會に於て社會主義的傾向を帶びるにいたつた。」（2）

もう一歩立入つて詳しく追跡して行かう。

我々はいまこの發展を次の三期に分つて考へる。

第一期—即ちおよそ一九一八年より一九二〇年——

未だ「政治的自由」の樹立せられてゐない我國に於ては、勞働者運動—勞働組合運動—經濟運動—は其の第一期即ち

發生勃興期——（一九一八年——一九二〇年）——に於て既に所謂「混合型」をとつたのであつた。

其の後、專ら經濟運動のみを行つた所謂第二期——（一九二〇年末——一九二二年前半）——を經て、我が組合運動——經濟運動は再び「政治運動にも訴へる」にいたつた。これを我が勞働運動の第三期とする。加之、勞働階級以外の無產階級各要素が發展し來つた。

こゝに一九二二年八月山川氏の方向轉換第一次提唱、越えて、一九二四年三月、勞働總同盟の方向轉換の宣言——（所謂大正十三年大會現實政策の宣言）——を見、更に一九二四年六月山川氏の方向轉換第二次提唱——所謂「方向轉換の危險性」の警告——を見るにいつたのであつた。

山川氏の方向轉換第二次の提唱——（氏の方向轉換は、我々の既に他の機會に論じたる如く、これによつて始めて折衷主義の方向轉換論となつたのであつて、第一次提唱は其の本質に於て總同盟の現實政策宣言と何等異なるものではなかつたのである）——は、我が組合主義がこゝに其の第一の對立——對立の第一段階——を見るにいたつたことを意味する。

この對立はいかにして發生したか？　おもふにそれは、組合主義は組合運動の正常的發展と共に、必然に、漸次其の社會主義的傾向の要素を離脫せんとする傾向をたどるに反し、一方社會主義は運動の進展と共に、必然に、漸次其の社會主義的意識の發展をとげるからである。

（1）赤松氏——「二個の指導精神」前揭
（2）赤松氏——「我國社會運動の發展過程」前揭

（四）

右第一段の對立鬪爭と共に發展しつゝあつたところの、組合主義と組合大衆の生長との間の矛盾はついに爆發し、一九二五年五月勞働總同盟の分裂となつてあらはれた。

そしてこの分裂の直後頃より開始されたる所謂理論的鬪爭によつて、組合主義は第二段の對立—對立の第二段階—全無産階級的政治鬪爭主義—を見るにいたつた。

かくしてこゝに、かの折衷主義の方向轉換論は、轉換せられて、組合主義的鬪爭から全無産階級的政治鬪爭主義への方向轉換と認めらるゝにいたつた。

全無産階級的政治鬪爭主義意識が展開したことは、かの折衷主義が自らのうちに内包してゐた所の組合主義を剝落すると共に其の社會主義的傾向を完成せしめたことを意味する。

これと共に、一方組合主義は、今迄其の帶びてゐた所の社會主義的傾向を完全に剝落して、意識的に組合主義として結成するにいたつた。かくて組合主義は今や所謂經驗的現實主義として自らを主張し維持せんとする。

「總同盟がマルクス主義の思想的影響を受けたことは大であるが彼はマルクス主義の實行機關そのものになることはできなかつた」

「それは總同盟は如何なる主義思想よりも日本勞働者の當面の生活、組合の發展に重心をおくからである。」(1)

こゝに氏の第二段の對立鬪爭が開始したことは、經驗的現實主義克服の條件が具備しはじめたことを意味する。

× × ×

我が組合主義のかゝる結成、意識化への過程は、必然に今、組合主義そのもののうちに於ける傾向の差異をも結成せずにはおかなかつた。

即ち、一方所謂右翼派組合幹部が組合主義は今日、積極的に自らを意識化して所謂經驗的現實主義の「力說」となれるに、他方の傾向は、私の所謂追隨主義的組合主義として自らを形成しつゝある。後者の典型的代表を我々は、「社會思想」の河野密氏に於て見る。

追隨主義はかう考へる。

「私は、若し私の考へ方にして、眞にプチ・ブルヂョア的の、眞正のマルキシズムを歪曲する、無產階級の解放運動に有害なものであるならば、潔くそれを脫棄して、新なる一歩を踏み出すことを躊躇するものではない。また私の立論の前提とした一般解放運動上の狀勢にして、異つた形象を呈露するに至るならば、私は決して自分の結論を固執するものではない。實際運動が常に吾人の考へ方の最良の敎師なのであるから。」(2)

今日に於けるかゝる二つの傾向の端初は、どこから出發してゐるであらうか？ それはおもふに、所謂組合主義の矛盾曝露の開始期即ち一九二三年前半頃、當時の情勢に對する彼等の認識並に決意の方向の差異から出發してゐる。

河野氏の所謂方向轉換の「必然性と可能性」に關し、經驗的現實主義の力說者は、我々の既に見たる如く、今日明白に、かの一九二三年の中葉頃に於て、「總同盟がマルクス主義の思想的影響を受けたことは大であるが、彼はマルクス主義の實行機關そのものになることはできなかつた。」我々は漸次組合主義の結成化を我々の必然と考へるにいたりつゝあつたから、といふに反し、追隨主義者は當時、「先驅勞働者をマルクス主義理論のための戰ひとする運動は、第一轉換期——(我が組合運動の所謂第一期から第二期への)——に於ていみじくもなしとげえた。其の成果の上に立つてこそ方向轉換の提唱があり、その上に立つてこそ方向轉換の可能性ありとせねばならぬ。」(3)と考へてゐる。

かゝる認識と決意との二つの傾向が今日に於ける社會主義の積極的形態と消極的形態との分派を導く。進んで積極的

形態の一層の追跡が問題となる。

(1)赤松氏—「二個の指導精神」前掲、

(2)河野氏—「方向轉換と政治行動」—一九二五年十二月

(3)同上

十二

我國に於ける組合主義の成立と發展の經路大略上述の如し。考へて見れば誠にそれはあわたゞしい開展ではある。おもへば一九一二年の交、「改良主義者」として出發した彼等組合主義者が其後（一九一八年頃より）自然生長的に「戰鬪的」となつて隆々たりし組合の發展の將來にかけたる彼等當來の甘夢未ださめやらぬに、今はた其の耳底に組合主義弔鐘の亂打をきかねばならぬとは。

だが、それは誠に必然的な開展でもある。

かのドイツ、イギリス等の先進諸國に於ける場合と異つて、我が組合主義が其の長期にわたる正常的平和的發展を許されずして、あわたゞしく展開し、あわたゞしく沒落し去らねばならぬとは、けだし、後進資本主義國としての我國の客觀的諸條件の然らしむる必然の運命であるから。

かゝる事情の進行に當面しつゝも、今日なほ、之が根柢を偏に、かの「後進國の思想的感受性」（1）にありとなす彼等こそ、正に觀念的と呼ばるべきではなからうか？

そは兎も角、かくて最近つひに其の到達點に到達したる我が組合主義はその必然の運命により今や後退し沒落しなけ

れぱならない。殊に其の最近に於ける「分裂政策」の行使は其の沒落への準備としての彼等の意識的結成の最後の段階を表白するものではないか？

そして彼等は今や明白に其の決意を示してゐるではないか？

「積極的右翼化」！　それが、經驗的現實主義者今後の方向でなければならぬ。

「日本の現狀に於て、所謂運動の右翼化を恐るゝ必要はない。」否、「其の右翼化によつて展開せらるゝ底力ある大衆的運動の中にこそ眞に威力ある左翼が生るゝは必然である。」(2)

積極的に右翼化することは、その口實の何であれ、我々の既に見きわめたるが如く、勞働階級の利益の代表者たりし其の地位から積極的に離れ去ることを意味する。

この積極的右翼化の方向は將來如何なる具體的形態に於て進行せんとするであらうか？　我々は更にそれをいかにして克服すべくまたしうるであらうか？　問題は進轉する。

(1)赤松氏—「我國勞働階級の當面の任務」—前掲
　　麻生氏—「日本の社會運動の一特徴—觀念的運動」—一九二六年七月「大衆」參照
(2)麻生氏—「再擧せんとする無產政黨」—一九二六年二月「改造」

(一九二六、九、一、稿了)

婦人勞働者と勞働組合

山川菊榮

一　勞働組合と婦人問題

大戰當時より戰後にかけての婦人勞働の飛躍的な發展と、これが無組織狀態に乘ずる勞働階級の戰線の攪亂とは、最近に世界の勞働運動をして、婦人の組織と訓練とに前例なき注意を集中せしむるようになつた原因である。此時に當つて婦人が工場勞働者總數の半ば以上を占めながら、殆んど全然未組織の狀態におかれて居る日本に於て、婦人勞働者に對する政策の問題を中心として、最も進んだ勞働指導者の間に熱烈な討論の行はれるに至つたことは、甚だ意義ある出來事といはなければならぬ。

本年四月、東京に開かれた日本勞働組合評議會大會の第二日は**『總本部に婦人部を設置するの件』といふ議題を中心として**激烈な討論の渦を捲き起し、約三時間に亙る討議の後、小委員會に附托せられ、そこでも五時間半に亙つて深夜まで討議せられた結果、賛否半ばして遂に決を採るに至らず、問題は來年度の大會まで、未解決のまゝで保留せらるゝこととなつた。爾來此問題は引續いて組合員の間に熱心に研究せられて居るのである。

此問題の經緯を簡單に説明すれば斯うである。昨年五月、評議會の創立大會に於ては總本部には獨立の婦人部をおかずに、婦人に關する事務は組織部長の擔任する所となり、各地方評議會及び所屬勞働組合にだけ婦人部をおくことゝなつた。そこで特に婦人に關係ある問題について研究討議し、政策を決定する必要ある場合、各組合間又は或地方評議會の内部だけではそれを行ふことが出來ても、**全國的に婦人組合員の意見を交換し、聯絡統一を取ることは出來なかつた。**隨つて關東と關西の婦人は、互に個人的な打合せや相談に甘んじてゐなければならなか

つたので、種々なる行違ひや意思の不徹底を生じ、少からぬ不便を感じてゐたのである。

然るに、昨年八月以降、日本農民組合の提唱により、無産政黨組織の運動が頓に進歩し、それにつれて青年運動も勃然として勢を添へたのに刺戟されて、男子側の指導者によつて殆んど全然閑却されてゐた無産階級の婦人に對する運動の方法が、政治研究會及び組合評議會の婦人の間で問題になつた。

元來此種の問題は、歐米の無産團體に於ては、總本部及び婦人部の名に於て招集せられる婦人組合員（又は婦人黨員）の大會に於て討議決定せられ、それが中央執行機關を經て全國的な方針として實行されるのを常とする。中央委員會は、此種の問題に就ても常に指導的立場に立つて、明確な統一ある意見を以て婦人大會を指導すると同時に、一旦中央委員會がこれに承認を與へた以上は、婦人大會の決議に對して飽くまで責任を持ち、これを中央委員會自身の決議として實行する義務を負ふものである。

然し組合評議會には總本部に婦人部がないので、當面の問題を討議するために、十月中旬組織部長によつて全國婦人部協議會が招集された。そして他の諸事項と共に、次年度の大會に於て總本部に婦人部を設置するために努力すること等が決議せられ、同時に『一、婦人勞働者に對する吾等の方針、二、運動の方法、三、婦人部の目的と其性質』の三つの部分より成る婦人部テーゼを通過したのであつた。そして此テーゼは後に中央委員會の承認を經、中央委員長の名によつて印刷配付せられたのである。

然るに本年三月、四月中に開かるべき全國大會の準備として開かれた中央常任委員會に於ては、總本部に婦人部を置く必要なしといふ意見が優勢を占めた。その主要な論點は、

一、組合は男女勞働者の利害を同樣に代表し、組合の教育部、組織部は當然の事として婦人の教育、婦人の組織に留意する義務を負ふてゐる以上、別に婦人のための特殊機關をおくことは必要でない。それは單なる機能の重復にすぎない。

二、婦人部は婦人の獨立組合に發展する恐れあり、男女の階級的團結の代りに、性別による對立を促すが故に、積極的に有害である。

三、現存の婦人部は、婦人の教育及び組織について何等著しい貢獻をもして居らぬ。故に過去の不成績を以て將來を推せばその存續を承認する意味がない。

四、勞働組合は經濟鬪爭の機關であつて政治鬪爭の機關で

はない。然るに婦人の隷屬的地位といふが如き問題は、經濟鬪爭の範圍には屬せずに政治鬪爭の範圍に屬するものである。故に經濟鬪爭の範圍内に於ては婦人の特殊事情は、勞働組合の内部に特殊機關をおかねばならぬほど重要なものでない。

五、現在の婦人鬪士は組合婦人部によつて養成せられたものでない。故に將來に於ても、婦人鬪士を養成する機關としての婦人部は必要でない。

といふが如きものである。この婦人部設置反對論の論據は、これが論理的徹底を求むる以上は、單に總本部に新たに婦人部を設けることに反對するに留らず、現存の各地方評議會及び各組合の婦人部の廢止に歸着せねばならぬ。そこで總本部に婦人部を設置すべきか否かといふ組織上の問題は、一轉して、勞働組合は何故に婦人のための特殊機關を必要とするか、そして又、その特殊機關の機能如何といふ、一層根本的な問題にまで發展して來たのである。

男女を共に包容する勞働組合の内部に於て、婦人の特殊事情**に適應するための特殊機關が必要であるか否かといふような、一見單純な、自明な、常識的な問題が、これほど面倒な、**複雜な理論上の問題となることは多少意外の感がないでもない。實際、反對論の急先鋒たる中央委員にしても、僅か五ヶ月前に自己の承認した婦人部協議會の決議を、五ヶ月後には一蹴し去つて、その樹立した根本方針を廢棄せねばならぬといふことを理由づけるに足るような、急激な、重大な周圍の形勢の變化を證明することは困難であらう。隨つて同一形勢の下にあり乍ら、同一問題に對して、五ヶ月の間に正反對の態度を採るに至つたことは、恐らく自分ら自身としても思ひ設けぬことであつたに違ひなく、五ヶ月前の態度と、五ヶ月後の態度と、二つのうちいづれか、又は二つながらに確乎たる信念に伴はれぬものであつたことは疑ふ余地がない。

然しながら斯ような事實は、偶々その衝に當つた中央委員の不誠意とか無責任とかいふことよりも一層根本的な問題を暗示してゐる。それは吾國勞働運動の精鋭を集めてゐる組合評議會の、然かも最高幹部さへも婦人の問題については僅々五ヶ月の間にこれといふ理由もなしに正反對の立場に立ち得るほどに確乎たる信念を缺くこと、且つこれほど重要な問題について、明かに幹部の間に意見の一致が缺けてゐるといふ二の點である。

此點は實に組合評議會の運動上に於ける缺陷であると同時に、それは單に評議會のみならず、吾國全勞働階級運動に共通の缺**陷をも意味してゐるのである。**

評議會の中央委員會は、自から召集し、自から承認を與へた婦人部協議會とその決議とに對して、甚だ無關心無責任な態度を持したが、これはひとり評議會に留まることではない。評議會が創立される以前から、勞働組合の大會に婦人代議員が出席して、婦人に關する提案をした場合、殆んど例外なく、何等の質問も討議も行はれずに、拍手喝采と笑聲のうちに、滿場一致を以て通過するのを常とした。列席の男子代議員は、婦人代議員に對して恰かも高座に現はれた娘義太夫に對するような氣分で拍手喝采を浴せ、その提案の意義内容には全然無關心で、たゞ議場の殺風景と單調を破つた『紅一點』を歡迎する意味での拍手喝采を送ることに滿足してゐた。随つて婦人の提案は、滿場一致で可決された場合も、滿場一致で否決された場合と實質に於て異なる所なく、いづれにせよ默殺の運命を繰返して來たにすぎなかつた。總同盟の大會は、他の點では年々組合員の著しい進歩向上を示してゐたが、たゞひとり、婦人問題に對する態度のみは、十年一日、依然たる無關心を繰返し、此點については何等の進歩をも認めることが出來なかつたように感ぜられたのである。

此總同盟以來の傳統的な態度の結果として、評議會の中央委員會も又、無關心のうちに全國婦人部協議會決議を承認し、又五ヶ月後には無關心にこれを否定し去らうとしたのではあるまいか。けれども婦人闘士及び有力な男子組合員の間から激烈な廢止反對論が起るに及んで、茲に婦人部問題ははじめて組合員の間に於ける眞面目な討論の題目となつたのである。

かように言葉の上では兎も角も、事實上全然閑却せられ、默殺せられて來た婦人の問題が始めて眞面目に取扱はれたといふことは、ひとり評議會に取てのみならず、吾國勞働運動全體にとつて、意義ある一轉機を劃したものといはなければならぬ。もし今年提出せられた婦人部設置案が、在來の例のように、何等の質問討議もなく、『和氣靄々裡』に、拍手喝采に迎へ送られて滿場一致で可決してゐたならば、その結果もまた在來通り、滿場一致で葬り去られたと同じであつたに違ひない。此意味に於て、婦人部設置案が有力な指導者の反對によつて暗礁に乘り上げた許りに、この種の問題について未だ曾て前例のない、激烈な討論の渦を捲き起し、随つて始めて婦人の問題に眞面目な注意を喚ぶ機會を作つたことは喜ぶべきことでなければならぬ。

二　婦人部の三つの型

一口に婦人部といふが、この婦人部の意義の曖昧なことが極

々の誤解の原因となつてゐることは否まれぬ。私共の知つてゐる限りでも、日本の無産團體には婦人部といふ一つの名稱のもとに、三つの異なる組織構成を持つものがある

第一には、英國勞働黨の婦人部に類するもので、或團體に屬する婦人全體を一纏めにした組織で、婦人のメムバーは直ちに婦人部員であるといふが如きもの。曾て總同盟の婦人部はかういふ組織であつて、其當時、婦人部獨立といふことが行はれ、特に婦人部を代表した婦人理事二名が選出されたことがある。是は組合内に於ける婦人支部とも、婦人の單一組合とも見られるものである。

第二には日本農民組合の婦人部で、これは正規の農民組合員でなく、組合員たる男子の家族より成るもの。隨つて農民組合の指導の下にある婦人團體であり、その補助機關である。歐米では勞働組合員たる男子の妻を組織した團體があり、これは平時に於ても爭議の時にも、組合の補助機關として有力な働らきをするもので、勞働運動の左翼は、最近に於て特に此組織の必要を認め、そのために努力してゐるが、日本農民組合婦人部は恰かもそれに該當するものである。英國では鐵道從業員組合の妻より成る『鐵道婦人ギルド』が此種のものゝ中で最もよく發達した例に算へられ、米國の組合にも此種の補助團體が多い。（是等は勿論獨立の政策をもつ婦人團體ではないが、平素に於ては組合員間の社交共濟の機關として働き、大會などの際には遠隔な地方から集まつて來る代議員のために世話役接待役を務め、其他何くれとなく雜用を果して組合のために内助の任を盡すほか、爭議の時には家族の慰安、激勵、結束、義金の募集等にあたり、男子が警官に妨害されてピケチングをなし得ぬ時は之に代つてピケチングに當り、輿論を喚起するための演說會を開いたりする。ピケチングや演說會の効果は、男子組合員が直接行ふよりも効果が多い位である。是等の仕事を通じて家庭婦人の眼界を擴め、その階級意識を振興させることが出來る。）日本でも曾て總同盟の大阪聯合會には妻君同盟の成立したことがあり、近頃東京方面の組合でも折々さういふ企てのあることを耳にしてゐる。兎に角、農民組合の婦人部はこれに類したもので、普通にいふ組合婦人部とは内容を異にしてゐる。

第三には、組織の上では男女に對して何等の區別を設けずに、これを全然平等のものとして同一組合の中に包容しながら、婦人の特殊事情に應じた特殊的な教育及び訓練の方法を講ずるために、特に婦人の問題に注意を集中する機關を婦人部と名づける場合である。評議會の場合は明らかにそれであるといつてよからう。これは實質上、婦人部といふより、寧ろ婦人

委員會といつた方が適切なくらゐ、歐米の組合の婦人委員會と共通の性質を持つものである。たゞ外國の場合には、婦人組合員の大會又は婦人組合員のみによつてその委員が選出されるに反し、評議會の場合は男女組合員（といつても婦人組合員は極めて少數であり、多くは役員の選擧に參加しないから、主として男子）の信任によつてその任に當るといふ相異があるだけである。評議會の全國婦人部協議會によつて起草せられ、中央委員會によつて承認せられた婦人部テーゼは次のやうに婦人部の性質を說明してゐる。

『女子勞働者特有の狀態に基づいて之を組織し敎育する特殊の任務のために、一專門部としての婦人部を組合の中央及びそれ以下の各指導機關の中に設けることが必要である。婦人部は特殊の機關であつて、決して組合內部の女子のみを一纏めにした性別本位の團體乃至單一組合ではない。組合員としての女子は、その義務と權利とに於て何等男子と異なる所なく、婦人に關する仕事だけではなく、組合の一般的活動に參與せしめられなければならぬ。婦人部は只組合の內外に於て、婦人特殊の事情に基づいて特殊の敎育と訓練との方法を講ずる機關にすぎないので、隨つていづれの組合支部にも屬せぬ婦人を婦人部に屬せしむることは出來ないのである。又婦人部の仕事は、婦人のみの私事でなく、全體としての組合の仕事の一部分として、男女を問はず組合員が一樣に責任を負はねばならぬ性質のものである。勞働問題は男女に共通の問題であり、組合は性別によらず、階級的利害の一致に基いて成立した團體であるから、全て男女組合員は男の問題女の問題といふ假想的區別に捉はれることなしに、男女共通の全勞働階級の問題として、他の仕事同樣、婦人の敎育及び組織に關する活動にも參加すべきである。此點に就て婦人部の目的と性質とに對する誤解を一掃し、男女勞働者を性別によつて分離對立せしむる組織の代りに、常に階級的團結の標語によつて結合せしめ、全ての問題について協力一致の實を擧げしめるために幹部は注意しなければならぬ。以前屢々問題となり、時には實行されもした婦人部獨立といふが如き思想は性別本位の單一組合を認むることゝなり、產業別組合組織の根本原則と矛盾するものであるから、將來は絕對に之を排斥ねばならぬ。』

此テーゼを作成した昨年十月の全國婦人部協議會の當時まで、評議會の婦人部の性質といふものは明確に決定されてゐなかつた。否な、問題とすらされたことがなかつた。そこで婦人部に對しては各人まち〳〵の解釋を以て臨み、各地方評議會が

思ひ〳〵の內規を作り、『婦人部は婦人組合員及び組合員の家族たる婦人を以て組織するもの』として、其通り實行してゐた地方評議會さへあつた。總同盟時代からの傳統的な婦人部の概念—即ち婦人部とは婦人組合員の集團であるといふような漠然とした概念を打破つて、評議會の婦人部の性質を明らかにした點だけでも全國婦人部協議會は極めて意義ある貢獻をしたのである。

同じく婦人部と呼ばれる此三つの型のうち、農民組合の婦人部は特殊の補助團體であるから別問題として、第一の、全婦人組合員を集めた婦人部と、第三の、婦人のための委員會である婦人部と、そのいづれを採るべきかといふことは、勞働組合の鬪爭の上に、どちらがより便利であり、より有效であるかといふことによつてのみ決定する。

日本では、婦人のみの組織を認めることは、性別意識を强め、フエミニスト的傾向を助長し、男子に對して敵意を抱く結果になりはせぬかといふことが最も恐れられてゐるらしい。然し外國の經驗はこれに反して、婦人のみの組合又は支部を認める時は婦人勞働者の中には智識、年齡等の關係から十分に指導能力を持つ者が少いために、戰鬪力、團結力に乏しく、多くは活動らしい活動をせぬうちに萎縮退裂してしてしまふといふことが、最も大きな缺點の中に擧げられてゐるのである。

然し一方その長點としては、婦人のみの團體は、婦人が、年齡や智識や經驗や、又は社會的習慣の上から壓倒されがちな男子指導者との關係から切り放されて、婦人のみが自由に意見を交換し、自主的な行動を採る機會を提供する點では、男女合同の組合に於ては得られぬ指導能力を養成するものであると認められてゐる。

そこで男女合同の組織の中に、別に婦人のみの參與する特殊の機關を作り、それによつて組合內部の婦人の聯絡とその訓練とに資する方法として發達して來たものが、今日、外國の組合に多く見られる婦人委員會、婦人顧問會議等である。

然し此第一種の婦人部と第三種の婦人部とは必ずしも兩立しないものではないので、外國の組合に於ては、婦人のみの婦人部も認め、又婦人支部も認めた上で、別に婦人から選出された婦人委員會婦人顧問會議、婦人宣傳委員會等を持つものもある。なほその上に、中央執行委員會のうち、一定の成員は必ず婦人の中から選出される方法を取てゐるものさへある。

是等は、一般に婦人が非活動的であり、退嬰的である弊害を矯めて、いかにもして婦人を男子と同一レベルに引上げようとする苦心から出た政策で、多くは婦人の中の少數活動分子の提

案によつて成立したものである。日本よりは遙かに婦人の地位の高い歐米諸國に於てさへ、これほどに種々の方法を講じても婦人の繼續的な自發的活動を促すことは容易でないと認められてゐることを吾々は記憶しておく必要がある。

三　英國勞働組合と其婦人部

最も古い勞働組合運動の歴史をもつ英國は、かういふ問題についても、運動の進化の種々なる段階を現はしてゐる點で好個の參考資料を提供してゐる。

約半世紀前まで、即ちクラフト・ユニオン全盛時代の英國に於ては、組合は專ら男子熟練工のみの組合であつて、婦人は不熟練工と共に組合に入ることを許されなかつた。男子は婦人を組合に加入せしめることによつて婦人勞働の侵入を防止しようとしたが、それは結局無益であつた。婦人勞働は著しい勢で發展し、然かも全然無組織の狀態におかれてゐたので、その悲慘は言語に絶した。此形勢を見かねて立つたものがエマ・パターソン夫人であつた。彼女は純然たる工場勞働者ではなかつたが、早くから勞働運動の經驗を有し、殊にアメリカに旅行して、婦人勞働組合運動の活動を見るに及び、男子組合員からは敵視され、資本家からは無制限搾取の的とされてゐる英國勞働婦人を救ふ唯一の道は、その組合組織より外にはないといふ確信を抱いて歸つた。當時の英國の組合指導者は全べて保守的協調主義的ではあつたが、就中最も頑迷な連中は、『婦人の天職は家庭にあり』といふ見地から徹頭徹尾婦人勞働を排斥する立場を取り、斷じてこれが組織を承認しなかつたが、多少進歩的な人々は、婦人勞働の避け難い勢を認め、これを自分らの組合に包容することは好まぬにしても、少くとも婦人のみの組合を作らせておき、必要に應じて男子組合の指導の下に動員する方が有利であると考へた。そこでさういふ男子勞働指導者と、人道主義的立場から勞働婦人に同情した中流階級の婦人の物質的、精神的援助とによつてパターソン夫人が一八七四年に創立したものが婦人勞働組合同盟(ウイメンス・ツレード・ユニオン・リーグ)であつた。これは最初勞働組合として組織される計畫であつたが、それは成功しなかつたので、婦人の間に組合の必要を宣傳し、勞働婦人を援けて組合を成立させ、組合のために低廉な事務所を周旋し、經濟的、時間的に餘裕ある婦人を組合の無給事務員として紹介し、組合の事務を整理するといふような仕事をやることになつた。此同盟の指導の下に作られた組合は、團體として同盟に加盟してゐたが、同盟としては右のような面倒を見る外、爭議に際して傭主との交渉に當り、種々なる便宜を與へたりする許りで、他の事はすべて組合の自治に

任せ、同盟自から直接に指導することはなかつた。此同盟はパターソン夫人の思想から云つても、成立當時の事情から云つても、最初は共濟的なもので鬪爭的な性質は帶びてゐなかつたが、運動の進歩と共に、徐々に、中流婦人の援助をも必要としなくなり、純然たる勞働團體の面目をそなへるようになつて來た。

一八七九年以來、パターソン夫人は同盟を代表して勞働組合大會に參加し、大會の度毎に、少數の婦人代表と共に、婦人に對して職業及び勞働組合の門戸を開放することを要求し、無視されたる婦人の利益を代表して男子代表との間に激烈な論戰を繰返した。

一八八九年より打つゞく產業界の不況のために勞働條件は一般に低下し、さすがに貴族的な熟練工の牙城であつた男子組合も、自己の運命を救ふために婦人を無組織の狀態に放置しておくことが出來なくなつたので、在來の頑强な排他主義を擲つて、婦人に對して門戶を開放するものが續出した。パターソン夫人は此傾向を大に歡迎し、かつ男子組合と協力して婦人の組織を進めるために、獨立の婦人組合のみならず、婦人會員を有する全ての勞働組合に對して、婦人勞働組合同盟に加盟することを求め、其代りに同盟からは、加盟團體に對し、無給の婦人オーガナイザーを派遣することゝした。玆に於て纖維工一般勞働組合を始め、約五六十の組合が直ちに加盟したが、婦人オーガナイザーの需要は余りに多すぎて、同盟自身の負擔では應じ切れなくなつたので、後には各組合から實費を支出させることゝなつた。男子組合開放の結果として婦人組合員は頓に增加し、一八八六年には僅かに三萬七千人であつた者が十年間に十一萬八千人となり、更に十年後の一九〇六年には十六萬七千人に增加した。此うち婦人のみの組合に加入してゐたものは五千以下と算へられた。パターソン夫人は一八八六年に亡くなつたが、勞働組合大會で常に論敵として立つた一勞働首領は當時を回顧して、

『此有爲にして愉快な婦人は一寸煩つた後に亡くなつた。勞働組合大會は代議士ブロードハースト氏を代表として葬儀に參列せしめた。婦人勞働の制限に關する婦人の意見は常に受けが惡かつたが、彼女は勇敢に其意見を發表した。そして婦人代表の中で彼女ほどに尊敬せられた者は未だ曾てなかつた。』と語つた。

一九〇六年に至つて、婦人勞働組合同盟の指導の下に、全國婦人勞働者聯盟(ナショナル・フエデレーション・オブ・ウイメンス・ウオカース)といふ強大な婦人の一般勞働組合が組織された。これは勞働黨內閣の勞働次官で現在下院議員たるマーガレット・ボンドフィールドや、その先輩で、

英國婦人勞働運動の功勞者として認められたメリー・マッカーサー（數年前物故す）等によつて創立されたもので、婦人勞働組合の中では最も成功した例に算へられる。此組合には機械、印刷、纖維等あらゆる種類の産業に從事する婦人と共に家婢までも組織されて居り、中には産業別による支部もある。これは組合員數に於て、財政狀態に於て、傭主との交渉に於て、指導能力に於て、勞働組合としての地位に於て、男子の指導する一般勞働者組合に比し、何等の遜色なきのみか、最高幹部より以下、全て婦人のみを以て構成された結果として、婦人に、獨立の成熟した意見と經驗とを與へ、隨つて多くの優れた婦人オーガナイザーを輩出させ、且つ婦人の問題に全注意を集中する結果として、勞働組合大會に於ても獨得の地位を保つと同時に、未組織の婦人勞働者に對しても、常に指導的な立場に立つてゐた。

此組合は男子組合とも常に圓滑な關係を保ち、戰時中は、婦人の加入を承認せぬ機械工組合との諒解の下に、婦人機械工を自己の組合内に包容したが、戰後、男子組合が婦人の加入を認めると共に、自己の組合内に組織された産業別の支部を、同じ産業の男子組合に讓り渡したので一時十五萬に達した總人員は大分減少した。一九二〇年には、その組合員は八萬になつてゐたが、此八萬人の組合員を擁したまゝ、全國婦人勞働者聯盟は、男女合同の一般勞働者組合に合同して、その婦人部を形成した。然し組合の内部に於ても此婦人部は自治を許され、勞働黨及び勞働組合大會に對しては、依然として獨立組合の資格を保ち、別に代表者を送つて居る。

此外に、約半世紀の間に二百以上の婦人組合が生れたが、多くは組合員數千を出でぬ小團體で勢力振はず、短命にして終つた。世界大戰後、男子組合が一般的に開放せらるゝと共に、筋肉勞働の方面では、婦人の獨立組合は徐々に既成の男子組合に合同してしまつた。たゞ男子組合が依然として婦人の加入を拒み、又は男女勞働者の間に地方的な確執のある場合のみ、例外的に小さな婦人組合が殘つてゐる許りである。

然し頭腦勞働の方面では女子事務員及び秘書組合、女子官公吏組合の如く、有力な婦人組合も少くない。約十萬余の小學女教員は、始め男女合同の全國教員組合に加入してゐたが、『同一勞働に對する同一賃銀』の要求に對して、男教員が斷乎として反對の態度を採つたので、一部分は分裂して別に女教員組合を組織した。然し其後組合員の一般投票によつて同一賃銀の要求が認められはしたが、此要求のための組合の活動は充分でない。全國教員組合は總人員十一萬六千のうち、女教員七萬五千を占めてゐるにも拘はらず、本年四月の年次大會に出席した代議

員總數一千七百人のうち、婦人は僅か三百人にすぎなかつた。之によつて數に於て多數を占めてゐる婦人が、その不活動の結果として、男子に支配せられてゐる事情が窺はれる。

今なほ熟練工の牙城となつてゐる金屬工組合及び印刷工組合の中には、婦人の加入を認めぬものが大部分を占め、全國十一萬の女子金屬工のうち、金屬工組合に屬するものは僅かに一萬內外で、他の十萬は一般勞働者組合に收容されて居る。印刷工組合も三十有余に達してゐるが婦人の加入を許してゐるものは僅かに六團體にすぎない。數的に見て婦人組合員が最も優勢なのは云ふまでもなく紡織勞働組合で、これは組合員六十萬のうち、約四十萬は婦人である。一般勞働者組合には約十五萬、被服勞働者の組合には十萬の婦人が組織されて居る。

斯ように英國の婦人勞働組合は、男子組合の排他的態度の結果として發達したものであるが、十九世紀末より、特に世界大戰後にかけての經濟的變動の結果として、舊式なクラフト・ユニオニズムが衰微し、階級的な産業別組合の發達と共に、徐々に男子組合と合同して、今日ではそのうちの最も有力なものでさへ、既に單一組合としては存在しなくなつたのである。

が、男女を同一組織の內部に包容した後に起る問題は、婦人の特殊事情に對する對策である。即その特殊的な境遇と心理との結果として積極的、自發的に組合の活動に參加しようとせぬ、婦人の無關心な、萎縮した態度を打破して、いかにしてこれを男子と同一水準に引上げ、同一戰線に參加せしめるかの問題である。同時にその不活動と社會的因習との結果として執行機關は全て男子に獨占せられ、婦人の意志の代表されることが不完全な點である。前項の全國教員組合の場合を見てもその狀態は窺はれるのであるが、其の他にも例へば織工同盟(ウィーヴァースアマルガメーション)の如き、組合員總數のうち婦人は十三萬を超え、男子は四萬內外にすぎぬ場合でさへ、小さな支部の外は、役員は全て男子のみを以て固め、中央執行機關には一人の婦人も參加してゐないやうな例がある。其他の組合とても同じことで、婦人が大多數を占めてゐる場合でも、有給役員は全て男子のみで、婦人の任命せられることは稀である。戰時中、婦人組合員が激增し（一九一四年の三十五萬人が一九二〇年には百三十五萬人に達した）婦人が組合の重要な仕事に就く機會が出來てから此狀態は大分改善されたが、今なほ婦人役員の率は極めて低いのである。然し後に出來た組合ほど此偏見に囚はれることが少く、隨つて比較的新しい頭腦勞働者の組合では、男子と共に指導機關に選出されて居る婦人が、筋肉勞働者の組合よりも高率を占めてゐる。隨つて今日指導的の地位にある英國の婦人組合員は、主として、さう

いふ種類の組合から出てゐる。曾て北部地方織工同盟が其地方の小さな婦人織工組合に加入をすゝめた時 最初は會費の點で折合はずに物分れとなり、其後數年たつてから又加入を勸誘した處が、それまでに有力な組合に發達した婦人の方では、さういふ場合に普通認められる支部としての自治權のみならず、中央執行機關にも代表者を送る權利を要求したので、男子側は憤然として交渉を打切り、直ちに別に婦人を組織すると同時に、既成の婦人組合の切崩しに取かゝつたので、男女組合員の混戰となり結局共倒れとなつてしまつた例さへある。

けれども紡織組合のように古い歴史と共に古い偏見に煩はされない他の比較的新しい組合では、男子も女子も共に、一般婦人組合員の無關心に不滿を抱き、これに對して何等かの方法を講じようと努めた。そこで第一には、婦人に特殊の活動領域を提供し、その能力を發展させる機會を與へるために婦人支部又は婦人部といふものを認めることゝした。これをやつた最初の組合は全國製靴工組合であつた。其レーセスター婦人支部は千人以上の婦人を包容し、非常に有力なものとなつたが、不幸にして執行機關との意見の衝突が起つた。元來此組合員は男子も女子も共に最低賃銀の規定のもとに請負賃銀で働いてゐたが、男子の方は組合が傭主との間に協定した或特典を持つてゐた。そこで婦人部は、組合に對して婦人のためにも其特典を要求することを求めたが、男子側では、本來請負制度は婦人の健康に不利であり、その特典によつて賃銀が增加すれば、家庭を捨てゝ工場に入る傾向を强め、道德的に惡い影響がある、といふ理由で婦人の申出を拒絕した。この爭ひの結果、婦人部は脫退して別に全國製靴工組合を組織した。婦人部又は婦人支部は、大體に於て萎縮退嬰に傾きがちであることが、主要なる缺點とせられ、男子も女子も同一支部に屬することを望む結果、此方法は徐ろに廢れて廣くは行はれぬようになつた。勿論これとは別に產業上又は地域上の關係から、或支部が自然に婦人のみを以て成立する場合などはいくらもあるので、さういふ中には好成績を擧げてゐるものが少くない。

第二の方法は指導機關の中に、一定の割合で必らず婦人を選出する規定である。ダンディー亞麻及び黃麻勞働者組合（一九〇六年創立）の如きはそれで、男子も女子も、正確にその數に比例して執行委員を選出することに定められた。然し此場合にも婦人は組合員としての當然の義務を怠り、棄權するものが多く、婦人執行委員が常に定員に滿たないので後には大部分男子によつて其地位を占められることゝなつた。然し此方法はかなり廣く用ゐられてゐる。（英國勞働黨も執行委員のうち、四名

は必らず婦人を選出することゝなつてゐる)。又特にかういふ規定はなくとも、婦人會員を有する以上は、地方のみならず、中央の指導機關にも婦人を加へるのは當然とせられ、現に大抵の組合では、さういふ規定の有無に拘はらず、執行委員の中に婦人の加はつてゐるのが常である。

第三の方法は、婦人顧問委員會(ウイメンス・アドヴアイサリー・カウンシル)又は婦人委員會(ウイメンス・コムミツシヨン)である。これに先鞭をつけたのは全國店員組合であつた。これは一九〇九年にマンチエスターの各支部の婦人役員が集まつて、其地方の婦人顧問評議會を作つたことに端を發し、漸次に十二地方に及び、最後に中央執行機關と關聯して婦人顧問委員會が設けられた。その指導者であつたタルボット孃の説明によれば

『是等の委員會の目的は、婦人會員を教育し、彼等をして其支部及び地方の指導機關、年次大會、及び全國的活動に潑剌たる興味を感ぜしめ、それによつて彼等を全ての機關に選出せしめようとするものである。全ての委員會に一定の割合で婦人を選出せしめるように規約の改正を求めるよりも、此方法を採る方が優れてゐると我々は考へる。』と述べてゐる。更に女史はその成功を語つて、

『一九〇九年には僅か十二名の婦人の集會を催すことさへ困難であつたのに、一九一二年には五百名の集會を催すことが出來るようになつた。これは婦人勞働運動の歴史に曾て見なかつた例である。』とも述べてゐる。此委員會の選擧にあづかるものは婦人會員のみで、これは無經驗な婦人に組織や組合の事務に關する訓練を與へる實際的な稽古場として最も適切な方法と認められて居る。

以上に述べて來たように、英國の組合は、婦人勞働を敵視してその組織を拒んだクラフト・ユニオニズムが廢れると共に、漸次に男女合同の組合に進んで來たのであるが、さういふ合同組合の場合、婦人の特殊事情に應ずるために、通例、專任の婦人オーガナイザトをおくこと、婦人支部又は婦人部をおくこと、婦人會員の數に比例して、婦人を執行機關に代表せしめること、婦人のみによつて選出せられ、執行機關に對する補助的職分をもつ婦人委員會をおくこと、等の特殊的な方法を實行してゐる。そして是等の種々なる方法を同時に併用して、二重にも三重にも婦人のために便宜を圖り、その活動を促進してゐる組合も少くない。

勞働組合大會の總務委員會(ジエネラル・カウンシル)は十七種の産業を代表する二十九名の委員(男女を問はず)の外、特に婦人勞働者を代表する二名の婦人を加へて成立してゐるが、なほ此外に婦人顧問委

員會も設けられて居る。

けれども一九二〇年には百三十五萬人にまで達した婦人も、產業界の不況と失業者の續出に伴つて激減し、今日では四百萬人の勞働婦人に對し、組合員は八十萬人にしかすぎないので、一昨年及び昨年度の勞働組合大會に於ては特に此問題に就て重要な討議が行はれた。大會は總務委員會に對して『婦人勞働者を組合に加入させるために全國的の大運動を起せ』といふ訓令を與へ、同時に全國の組合に對しては、『可能なる限りの、あらゆる手段に訴へて組合運動に婦人の參加を求めよ』と命じた。其後總務委員會は特に此目的のために全國の諸地方に勞働婦人會議を開き、婦人組合員の活動とその增加とに努めてゐる。總務委員會の一人メリー・クウエール孃（運輸及び一般勞働者組合）が語る處によれば、『各地方の勞働協議會によつて開かれた多くの會議は非常な成功を收めてゐる』とのことである。

四　其の他の諸國の例

ドイツの勞働組合は遲く發達したゞけに傳統的なクラフト・ユニオニズムの弊害を持たず、最初から婦人や不熟練工をも包含した產業別的な組合を組織したので、英米に見られるような男女勞働者の間における反目は見られずに濟んだ。けれども一般に婦人の組織率が低く、且つ組織されたる婦人と雖も活動の不振な點で他國と選ぶ處はなかつたので、久しい以前から全國勞働組合大會の總委員會の下には婦人書記局をおき、各所屬組合にも婦人書記局、婦人宣傳委員會等を設け、且つ專任の婦人オーガナイザーを任命して居る。

フランスに於ては戰前C・G・Tに二萬の婦人が組織されてゐた外は、ブルジョア婦人團體や宗教團體によつて小さな協調的組合が作られてゐたにすぎなかつた。大戰後C・G・Tによつて除名された革命的多數派が新たにC・G・T・Uを創立して以來、組合員五十余萬を有する此大組合は、其内部に婦人を結成し訓練する仕事に熱心な注意を向けた。一九二四年には中央委員會の下に中央婦人委員會が設けられ、大工場出身の婦人勞働者が委員に任命せられたが、これとは別にパリー聯盟にも婦人委員會が設置せられた。中央婦人委員會は全國的に婦人組合員の聯絡を採り、その大衆的な活動を促すと共に、それによつて組合外の勞働婦人の組織と教育を促す任務を帶びてゐる。昨年春パリーにC・G・T・Uに屬する全國婦人組合員大會を開き其後引つゞき、地方別又は產業別に婦人組合員會議を開いて、勞働婦人の政治的、經濟的要求に關するプログラムを作成し、其宣傳と實行とに努め、其席上で選出された常設的な婦人委員會

を設けて運動の發達をはかつて居る。

アメリカの勞働運動は思想的にヨーロッパより半世紀後れてゐるといはれるほど、今なほ貴族的なクラフト・ユニオニズムの勢が強く、隨つて有力な組合で婦人の加入を認めないものも少くない。國際鑄型工組合の如きは其規約の中に『鑄造所又は此職業の如何なる部門に於ても、婦人の助手に此仕事を教授する者は、名譽會員たると正會員たるとを問はず、本組合より除名すべきものとす』と明記してゐる程である。かように男子組合が婦人を排斥する場合に必ず見られる通り、アメリカには相當に古い歷史を持つ有力な婦人の組合があり、他方、ブルジョア婦人團體、宗教團體、人道主義者等の指導のもとに社交團體のような共濟的性質の組織が發達してゐる。隨つてアメリカの勞働婦人は、最も階級意識が發達せず、純然たる勞働運動よりも、小ブルジョア的婦人運動の影響を受けがちである。

全國婦人勞働組合同盟（ナショナル・ウイメンス・トレード・ユニオン・リーグ）は恰かもパターソン夫人の創立にかゝる英國のそれと同樣な仕事をしてゐる。最初パターソン夫人はアメリカの婦人勞働組合から刺戟を受けて自國の運動を起したのであるが、一九〇〇年代に入つて、英國のそれから刺戟された結果、アメリカの婦人勞働組合同盟が起されたのである。これはA・F・Lに屬する婦人と男子組合員との協力によつて一九〇六年に創立せられ、中流婦人の援助の下に發達した久しく會長の地位にあつたレイモンド・ロビンス夫人は資產ある中流婦人で、其他の役員にもさういふ人々が少くない。此同盟はA・F・Lに加盟してゐるので、其大會の度毎に、A・F・Lの規約を改正して、執行委員會に少くとも二名の婦人を參加させること、A・F・Lの加盟組合に對し、婦人の加入を認めるように規約改正を命ずることを要求してゐるが、容易に實現しない。

然しアメリカには婦人の加入を認めてゐる大きな組合も少くはない。A・F・Lの內部で左翼を代表し、共產主義者の多く參加してゐる國際婦人服勞働者組合は、會員十萬のうち五割までは婦人である。此外にも紡織、被服、食品等の如く、多數の婦人を包含する組合も少くないが、殆んど其等の全てを通じて指導權は專ら男子の握るところとなつてゐる。

五　兩インタナショナルの態度

以上に述べたところによつて大體明かなように、滸式な勞働組合は、最初は婦人勞働を排斥し、漸次にこれが承認に傾いて來はしたものゝ、それは大勢に余儀なくされたまでゝ、承認するにはしても、成行任せの消極的な態度を出でず、大體に於て婦人の問題に對しては無主義無方針をもつて方針としてゐるも

のである。アムステルダムの勞働組合インタナショナルには婦人顧問委員會もあるが、アムステルダムは、未だ婦人の問題についての確乎たる運動方針を發表したこともなく、その所屬組合には、今なほ婦人排斥の態度を採るものもあり、婦人部、婦人委員會をもつものと雖も、多くは自然發生的に發達するのを待つ有樣で、統一ある積極的政策をもつてゐない。

　アムステルダム派の此無關心な態度に挑戰して、婦人勞働者に對する積極的な政策を立てたものは○色勞働組合インタナショナルである。一九二二年モスコーに開かれたその創立大會に於ては特に『婦人問題に關する決議』を通過して、婦人勞働者問題の重要性を說き、其無組織狀態と無制限搾取とに對して戰ふ必要を說き、且つ彼等を『あらゆる種類、あらゆる形態の組合の活動に活潑に參加させ、工場委員會、宣傳委員會、執行委員會あらゆる機關に選出して其自覺を促進する必要』を述べた。

　更に一九二四年に開かれた第三回大會は此政策を一層强調し、全ての工場及び勞働組合の內部に、未だ婦人委員會が存在せぬ場合は、これを設置する運動を起すこと、既に存在する場合は、なるべく多くの左翼少數派の婦人をこれに選出するために努力すること等を決定した。この委員會の任務は婦人勞働者の×××敎育、左翼少數派の採る一切の行動を支持すること、活動的な勞働婦人を工場委員會及び其一切の小委員會と、勞働組合の中央及びそれ以下の全ての指導機關に選出すること、勞働婦人の集會、會議及び大會の準備、政治及び勞働組合に關する出版物の配附、勞働婦人を勸誘して通信員として勞働團體の機關紙に寄稿させること等である。

　更に勞働婦人の當面の鬪爭題目としては左の十項目が揭げられた。

一、公私一切の企業を通じ、同一勞働に對する同一賃銀
二、請負制度の廢止
三、賃銀算出方法の統一
四、健康に有害なるものの外、全ての產業部門を婦人に開放すること
五、現在の技術學校及び敎育機關を婦人に開放して、その勞働者としての資格向上を圖ること、
六、夜業、殘業の廢止、
七、婦人勞働者、母親、幼兒の保護、產前產後八週間の賃銀金額付强制休暇、授乳室授乳時間の提供、
八、姙婦及び授乳中の母親の解雇に反對すること、
九、既婚婦人の解雇に反對すること、
十、男女同等の失業手當の要求、

此（九）の如きは多少異樣に聞えるかも知れないが、ヨーロッパ諸國に於ては、今や男女の職業爭奪戰のみならず、同じ婦人同士の間でも、未婚者と既婚者との間に激しい競爭があり、『家庭は婦人の天地である』といふ偏見から、既婚者には夫といふ扶養者があると言ふ因習的な觀念から、既婚者なるがために失業することが多いので、特にその利益を保護する必要を認めたものである。母親の場合も同じく、家族を有するだけ失業の悲慘は甚だしいものがあるので、之に反對して居るのである。

最近に於て資本の攻勢に對する自衞の必要上、各國の勞働組合は婦人の組織と訓練とに前例のない注意を集中するやうになつた。英國では少數派運動、フランスではC・G・T・U、ドイツでも同じく革命的左翼が此運動の第一線に立つてゐる。アメリカに於ても此方面の運動がその緒につきかけてゐる。然し一帶に婦人の組織率はなほ極めて低く、英國に於ては、婦人は總雇傭人員の二三パーセントを占めながら、全組織勞働者の一四パーセントを占むるにすぎず、ドイツに於ては總雇傭人員の三〇パーセントが婦人でありながら婦人は組織勞働者總數の二〇パーセントにしか達してゐない。アメリカは組織勞働者の僅かに三分が婦人である。

日本の組織勞働者總數は大正十四年十月に於て約二十四萬人であるが、その內婦人は九千余人で總數の僅かに〇・六パーセントにしかすぎない。そして組織可能なる婦人勞働者百人につき、九十九人・六まで未組織狀態におかれてゐる。最近に於ては各組合とも婦人會員が急激に増加してゐる傾向があるが、兎も角も今日までの處、婦人の組織率の低いことは全く論外である。

六　婦人部廢止論の內容

世界の勞働運動の婦人に對する態度は大體に於て如上の進化を遂げて來たものである。これを日本の勞働運動の歷史に比較すれば、日本の場合は最初から勞働貴族とクラフト・ユニオニズムの時代を經過せずに濟んだので、婦人や不熟練工を排除する政策は採られなかつた。これは產業の性質上婦人が工場勞働者の過半數を占め、且つあらゆる產業部門に既に婦人が働いてゐた結果でもあり、又日本の資本主義の特殊的な發達にもよつたことであらうが、兎に角組合は最初から婦人を男子と同一組織の中に包容し、婦人のためには特に婦人部を設け、或は婦人版を發行してその教育に努めたので、此點では、初期の組合が純然たる經濟團體よりも思想團體と類似してゐたゞけ、に進步的なものであつた。けれども單なる門戶開放と機會均等とは、特殊的な境遇と心理とに囚はれてゐる婦人を男子と同一水

準に引上げるだけの力はなかつた。そこで大正八九年頃から見れば男子勞働者の組織と訓練は飛躍的な進歩を示し、その智的水準の相違は、到底同日の談でないにも拘はらず、婦人勞働者は十年一日、寄宿制度の牢獄の中に、盆踊りや活動を樂しみとして生きてゐる狀態にある。彼等は新しき生活組織が生み出した近代的勞働者であり乍ら、思想的には手車で糸を紡いだその祖母の時代に取殘されて居る。かゝる狀態に對して殆んど全ての指導者は無關心に留まり、或は之を組織不可能の勞働者として、又は男子の足手纏ひとして省みず、偶々組織するも、ただ會費を徴收して幹部の意思に盲從せしむるだけに滿足してゐた。隨つて大會に際して婦人の問題が上程されても、余興以上の興味を之に感ずることなく、それが通過すると同時に忘れてしまふといふ、無責任な態度を以て對してゐたのである。

かような狀態に反抗して、吾國の勞働運動史上始めて積極的に婦人に對する政策を討議し決定したものが、昨年十月、大阪に開かれた組合評議會の全國婦人部協議會であつた。此意味に於て此會合は、それに價するだけの注意をひかず、本部の機關誌すらもその重要な内容について詳報する所がなかつたにも拘はらず、吾國の運動史上に一つの劃期的な貢獻をしたものと見て差支ないので、極めて小規模であつたとは云へ、日本に於ける最初の婦人組合員大會の意義を帶びてゐたのである。

此會議に於て決定せられた事項は大要『婦人部テーゼ』に纏められてゐるが、テーゼ第一項『婦人勞働者に對する吾等の方針』は更に『女工の數量と其重要性』『封建的男女關係を打破せよ』『婦人の隷屬は團結の敵』『婦人勞働者を組織する必要』の四條に分れて、婦人勞働者の自覺と此問題に對する男子の責任とを說き、第二項『運動の方法』の下には、女子勞働者としての特殊な日常當面の要求條項として

イ、婦人勞働者の八時間勞働制の確立
ロ、婦人勞働者の夜業、殘業、及び有害作業の廢止
ハ、寄宿舍制度の撤廢並に現存寄宿舍の勞働組合による管理
ニ、强制貯金制度の廢止、
ホ、性による賃銀差別の撤廢
ヘ、産前産後各八週間の休養、其期間の賃銀全額支拂
ト、乳兒を有する母親には三時間毎に三十分以上の授乳時間を與ふること、

を決定し、更に出版物及び集會を通じて婦人組合員を教育する方法を擧げた上、

一産業、一地方、又は評議會全部に亘る婦人組合員の中から、なるべく多くの代表者を選出し、一般組合の問題及び婦

人勞働者の問題に就て定期的に大會を開くこと、……他の組合の婦人會員と協同して勞働婦人大會を開くこと、出來るなら各組合の婦人との聯絡を採るために常設勞働婦人委員會を作ること、

男女組合員の一般的な集會に於て、婦人勞働者に關する問題を、議事又は討論の主題とし、之に關する組合員全體の理解を深め、男女を問はず、其の一致せる努力を促すこと、

等を主張し、第三項『婦人部の目的と其性質』の條下には、上に掲げたような內容が盛られてゐる。

此テーゼに現はれた運動の精神と其プログラムとは、外國の最も進歩した組合のそれに比して毫も遜色なきのみか、主要なる點では偶然的に一致してゐるのである。吾々は何故に、全國婦人部協議會が中央委員の指導の下に作成した此堂々たる婦人運動のプログラム――先進諸國の組合に對してさへも誇るに足る所の此プログラムを、同じ中央委員諸君が半歳の後に一蹴し去らねばならなくなつたか、そしていかにして突然世界の勞働運動の大勢に逆行して婦人の特殊機關を全廢する必要を發見せられたか、更に又、『婦人部テーゼ』を否定する以上、それに代る、より具體的、實際的、積極的な、いかなるプログラムを提示せられんとするのであるかについて知りたく思ふのである。

本文の最初に紹介した婦人部廢止論の主要な論點について批評するならば、

一、組合は男女勞働者の組織教育に同等の重要性を認めてゐるから、婦人部の必要なく、婦人部は教育部や組織部と機能が重復する

といふ議論は、根本に於て抽象論であり、機械論である。婦人部がなくともその教育や組織に差支ないといふ點は、教育部、組織部がなくとも教育や組織は出來るといふと同樣であつて、勿論出來るには違ひないが、その效果如何が問題なのである。現に外國の組合には婦人部又は婦人委員會はあつても、教育部組織部などいふ機關は無いものも多い。(オーガナイザーといふ名稱は、教育も組織もひつくるめた組合の全般的な活動にたづさはる役員の總稱であつて、必ずしも未組織勞働者の組織を擔任する役員のみをさすのではない。)機能の重復といふことも常識で解決の出來る問題であつて、鬪爭上の便宜と效果に對する考慮、運動に對する誠意があれば、警察の繩張爭ひのような問題は起る筈がないのである。

二、「婦人部は婦人の獨立組合に發展する恐れがある。」

といふことは全然杞憂であつて、日本の運動にはさういふ傾向は絕對に存在せず、評議會が半世紀前のクラフト・ユニオニズ

ムに逆轉するつもりでない限り、最初から問題でない。評議會が、中央委員會の指導の下にある婦人部が獨立組合に發展するのを防止することが出來ぬほどに無力な、又はそれを防止することが不可能であると考へるほどに指導能力に對する自信のない人物に指導的地位を與へる必要があらうとは思はれぬ。假に婦人部指導の下に婦人組合が出來たとしても、それは評議會の指導の下に動き、幸ひに加盟すれば時機を見て産業別に整理することも出來るのであるから、むしろ喜ぶべきことであつて、少しも恐るゝには足りないのである。

第三に婦人部廢止の理由として現在の婦人部の不活動が擧げられる。これは婦人部員たる個人に對する不信任案と制度の問題とを混同した氣味があり、恰かも他の專門部員の無能を理由としてその專門部の廢止を要求するに等しい。在來の婦人部員の不活動は誰よりも其衝にある婦人自身が痛感してゐる處であるが、今日の處、婦人部を置く、置かぬに拘はらず、又其人々の能不能に拘はらず、それ以外に活動分子がない以上、差當つて在來の人々を出來るだけ助けて働かせるより外にはないので、此點で男子組合員が、より不利な立場にある婦人鬪士に對して一層の寛大と親切とを以て指導援助の任に當られることこそ望ましいと思はれる。現在の婦人鬪士が男子に比していかに遜色があらうとも、一般婦人組合員から見れば確かに優秀な才能とハッキリした階級意識の持主であるには違ひないのであるから、個人的反感や偏見を以て見る代りに之を助けて眞に男子に劣らぬ立派な指導者とすることは、先輩たる男子諸君の義務でなければならぬ。在來の婦人部員の不活動に對しては其人々のみならず、組合の指導機關が責任を負ふべきで、それは婦人の特殊機關の必要如何とは引放して考へられなければならぬ。全く別個の問題である。

第四に、勞働組合の如き經濟團體には婦人部の必要なし、婦人の封建的隷屬といふが如き問題は政治運動の範圍に屬するといふ議論がある。然し政治鬪爭と經濟鬪爭とを、婦人の場合のみ截然と區別することは困難であつて、『婦人部テーゼ』の示すが如く、『婦人の隷屬は團結の敵』である限り、封建的因習と偏見及び特殊の差別待遇が勞働組合に對する婦人の參加とその活動とを妨げてゐる限り、婦人の隷屬に對する戰ひは、政治と經濟と兩方面にまたがつた階級鬪爭の一部分であつて、苟くも鬪爭の機關である限りは、勞働組合がこれに利害關係を持たずにゐられる筈はないのである。最近米國に於て、黑奴の運動は封建的因習に對する戰ひを含むが故に勞働運動と利害關係はないといふ論者が現はれて左翼から激烈な攻撃を受けたが、封

建的因習とてもそれが資本主義經濟の支柱たる限り、勞働組合は之と戰ふことを避けてはならないのである。先にも述べた通り、世界の勞働組合は最も進んだものほど婦人の特殊機關の設置とその充實とに重きを置き始めたが、モスコーに本部をおく農民インタナショナルも、その三週年に當る本年度から、國際婦人デーを期して婦人部設置の宣言を發した。是等は全て何を語るであらうか。

第五に、『現在評議會がもつ立派な婦人鬪士は婦人部によつて養成せられたものでない。故に將來は婦人部は不必要である。』

現在評議會がもつ『立派な婦人鬪士』は全部婦人部員である。然るに先にはその婦人部員の無能を理由として婦人部の廢止を唱へ、今度は其等の『立派な婦人鬪士』が婦人部で養成せられたのでないといふ理由で婦人部不必要を證明しやうとする。同じ婦人鬪士を同時に、或は無能とし、或は『立派』であるとして、それが共に婦人部廢止の苦しい論據として用ゐられるのである。が、吾々は評議會が、今の、程度の、十指を屈するに足らぬ婦人鬪士を以て滿足するのでない限り、かゝる言説は眞面目に唱へられたものとは考へられない。

洩れ聞く處によれば昨年の全國婦人部協議會に參加した婦人指導者九名のうち、實際に勞働者であつた者は一名で、他は全て職業婦人又は組合員の妻君だつたとのことである。今日評議會の男子指導者は全て純粹の勞働者のみであるが、婦人の方は、大部分が智識階級出身である。この點が婦人部の弱味であり、その活動不振の一因をなしてゐるのではあるまいか。其等の婦人は個人的才能に於て、熱烈な鬪爭精神に於て指導者たる素質を備へてゐるにしても、本來、組合で育てられた人間でないだけ、組合運動のコツをつかみにくゝ、又氣分に於て女子勞働者とピツタリ一致せぬ處がある。さういふ缺點のために折角の努力が十分な效果を收め難いので、男子の場合の如く、婦人の場合も、實際の勞働者の中から立派な指導者が輩出するやうに仕向けることが組合として緊要な義務ではあるまいか。

要するに反對論者の態度は、婦人部又は婦人部員に對する先入的偏見や無理解から、最初まづ反對の態度を決して後、駁論に答へる必要上、無理な理屈をひねり出したように思はれるのは殘念である。

七　婦人の特殊機關の意義

今日、世界の勞働組合が當面してゐる問題は、いかにして婦人を組織するかといふことよりも、いかにして既に組織された

る婦人を男子と同一水準に引上ぐべきかといふ點により多くかゝつてゐる。婦人を組合に加入させることだけに甘んずるならば問題は比較的簡單である。舊式の勞働指導者の態度はそれで、彼等が婦人に求めるものはたゞ會費と盲從とのみである。けれども眞に鬪爭的な組合は、全ての男女平組合員が指導者と同じき責任觀念をもつて組合の活動に參加し、組合の政策を十分に理解し、支持することを要求する。

然し單に婦人部又は婦人委員會を認めることは戰鬪的組合の特徵ではない。協調的組合でさへも實際の必要上、それを通則として居るのである。たゞ協調組合の場合は、婦人に對して飽まで消極的で、最初から一定の方針と計畫とを持たず、婦人側の要求によつて一歩々々と其權利を認め、自然發生的に婦人の特殊機關の發達するのを待つに引かへ、鬪爭的な組合は、最初から一定の方針と計畫とを以て積極的に特殊機關の設置に努力し、よつて婦人の自發的な、大衆的活動を促進し、指導するのである。

勿論いかなる時代にも例外的人物は存在する。婦人の隷屬が極度に達した暗黑な封建時代にも、例外的な才媛が發見されたように、現在のまゝでも婦人勞働者の中から優秀な例外的指導者は現はれるに違ひない。無論其等の人々は普通一般の男子より優れた天賦をもつて生れてゐるのであるから、彼等のために何等の特殊的な方法も必要である筈がない。けれども勞働階級は少數の天才によつて解放されるものではなく、勞働大衆自身の自覺と團結の力によつてのみ解放されるものである。、、、、、の強味は、一人のコロンタイを持つたことにあるのではなくて、目に一丁字もない何百萬の勞働婦人及び農婦が、、、、に對して、、を採つた所にある。ローザ・ルクセンブルグ、クララ・ツェトキンを持つことはドイツ無產階級の誇りであるには違ひない。然し何百萬の婦人大衆がその投票によつて反動勢力を支持してゐる事實は、一人乃至數人のクララやローザの存在によつて償ふことの出來ない損失である。

そこで少數の例外を措き、全體として男子より甚しく後れ、特殊な拘束と隷屬との狀態に取殘されてゐる婦人の、特殊的な心理にアッピールし、その自發的な活動を促すには、いかなる方法を以てすべきであるかといふ問題が起つて來る。上に述べた多くのヨーロッパ諸國の經驗は此問題に答へてゐるものである。即ち勞働組合の組織そのものは男女を等しく、包容し、兩者に平等の權利と義務とを課するものでなくてはならないが、婦人に對してはたゞ平等の權利を認めるといふだけでは足りない。その特殊的な地位に基づく特殊的な心理にアッピールし、

その特殊的な要求を滿たすために、同一組織の内部において、或程度まで別行動を採ることを承認し、それを誘導し、促進することによつて始めて、一般的な階級戰線に、婦人が自發的に參加する道を開くことが出來るのである。此或程度の別行動を指導し、統制する機關として、又久しい社會的習慣の結果として最初から男子と共同の行動に出で得ぬ婦人のために特殊な活動の領域を提供して、その能力を發揮させ、活動の習慣を涵養し、これを立派な鬪士に養成する手段として發達したものが、婦人部又は婦人委員會とよばれるものである、これは組合の歴史により傳統によつてその構成も一樣ではないが、大體に於て組合内の婦人のみによつて選出される機關で、執行委員會に對する補助機關であり諮問機關であると同時に、婦人を訓練し、動員するに必要な、廣い權限を持つてゐる。勿論此特殊機關の存在は婦人組合員に對する、組合の他の機關の責任を解除するものではなく、他の機關がそれ〴〵男女組合員のために活動する當然の義務に變りはないが、特に二重の隷屬狀態にある婦人のためには、一般的な方法の外に特殊の方法を加へて、二重に教育せねばならぬので、この機關はその特殊的な方面の仕事を受持つのである。實際に今日、男子組合員によつて起される一般的な活動だけでは、婦人の特殊的な心理にアッピールすることが出來ない。失業運動、反ファスシスチ運動、戰爭反對運動等、今日勞働運動界の主要な鬪爭のために婦人を動員するにしても、婦人が先頭に立ち、婦人の名に於て訴へるのでなければ十分な效果は收められない。

勞働階級の教育は、何よりもまづ鬪爭と活動とを通じて行はれる教育でなければならぬ。然るに男性支配の社會では、一般に婦人の活動を抑壓してその社會教育の機會を奪つて居るが、勞働組合の内部でも、婦人の特殊的心理を考慮して、婦人のために特殊な活動の機會を與へない限りは、結局、結果に於て婦人の活動を抑壓し、隨つてこれを教育せずにおくことゝ同じことになるのである。

婦人の特殊機關の任務は直接には婦人の活動を誘發してこれを教育し訓練することにあるのではあるが、此行動によつて間接には男子をも教育する結果を伴ふものである。今日の所、理論的にいかに明白な男女平等の原則を認めてゐる男子の場合でも、久しい間の社會的習慣の結果として無意識の間の差別的感情――性的偏見に捉はれてゐることは決して珍しくなく、或程度までは殆んど避け難いことである。既に理論的に徹底してゐる人物の場合ですらさうであつて見れば、未だ理論的に徹底してゐない大多數の平組合員の場合には、それは一層避け難い昔

遍的な事實として認めねばならぬ。婦人の特殊機關は、婦人を自發的な活動に導くといふその任務の遂行に當つて、必然に婦人自身の中に巣くふ因襲的な怯懦や依頼心と戰ふと同時に、男子組合員の中に根を張つてゐる性的偏見とも戰はねばならぬであらう。この戰ひによつて婦人自身の自覺の水準が高まると同時に、男子もその偏狹な性的貴族主義から解放され、人間として同僚として、公平無私な態度で婦人と協力するように教育されてゆくのである。即ち男性支配の舊き男女關係の破壞と、眞實の自由と平等との上に築かれた新しい男女關係の建設とが、芽生えの形でその仕事の中に含まれてゐるのである。

評議會の婦人部問題は、在來閑却されて來た婦人の問題に勞働階級の注意を向ける好個の機會を提供した。私は此問題が一般組合員の間に徹底的に討論されることによつて、吾國勞働婦人の解放運動に一轉機を來されんことを希望せずにはゐられないのである。

總同盟罷業（その二）

英國勞働運動史に記錄すべき九日間

蠟山政道

最後の交渉破裂

前回に於いて、總罷業の宣言が、五月一日の勞働組合執行委員會に於いて採決されるに至つた經路まで縷述した。その會議の後、各執行委員は、將に來るべき戰の用意を胸に抱きつゝ、各自の任地に向つて倫敦を去つた。炭坑組合委員も亦、既にロツク・アウトの下にある坑夫の爲めに果すべき任務を思ひつゝ、各地方に走り赴いたのであつた。炭坑組合の書記長クックの後日發表せる所に據れば、この際炭坑組合の執行委員が、クツクを殘して全部倫敦を去つたのは、勞働組合會議總務委員が炭坑夫組合委員と相談無くして、單獨に政府との交渉を行ふことの無かるべきを信じてゐたがためであると云ふ。抑も、政府との交渉に對する、この兩者の間に約束されたる委任關係が極めて曖昧にして不明瞭であつたことは、私の前回の通信に於いて指摘して置いた所である。兩者の立場が、具體的な細目の點に至れば、必ずしも一致せず、否寧ろかなりの軒輊が存するに拘らず、（假令漠然たる目的に於いて一致するにせよ、又共同の敵たる資本家及び政府の攻撃に對する防衛に於いて協同するにせよ、）明確なる委任關係を設定して置かなかつたこと或ひは置き得ない事情にあつたことは、今回總罷業の內面的性質を知る要點であらねばならぬ。後日に至つてクックが、總務委員會の背任を詰り、之に對して總務委員會がその暴言を責めるは、寧しろ醜き仲間喧嘩と云ふべく、英國勞働運動史上最大の出來事に處するに足るべき組織上の缺陷を暴露せるものであり、未だ以てこの大事を行ふに足る用意の充分熟し居らざりし證左と言はねば無らぬ。ともあれ、この會議の後、總務委員は、政府に書面を送り、今後炭坑爭議及びそれに關する交渉の一切は、擧げて總務委員に於いて引受くべく、又何時にても交渉に應ずる用

意あることを通告した。同夜八時、總務委員會の交渉委員は、クックに通告すること無く、ダウニング・ストリートに於いて首相及び閣僚と會見した。此の會合に於いても、勞働組合側はトマスによつて、政府に對して炭坑主のロックアウト撤回を要求し、政府側はバークンヘットの口より、炭坑夫から先づ賃銀削減に應ずる保證を求める、と言つた風であつた。ただ首相の起草せる、兩者が調査會の報告を基礎として二週間内に交渉の成立を期し得らるべしと云ふ覺書を、考慮して見ると云ふ結末を以て會見を閉ぢたに過ぎなかつた。クックは、この事を探聞して、「余の憤慨は、決して個人的の嫉妬に出ずるに非ず、余の同僚及び炭坑百萬の勞働者に對する責任に依る」と言つて居るが、事實上交渉は炭坑組合委員の出席無くして行はれたのであつた。

偖て、その結果はどうであつたか。翌二日、總務委員會は會合を重ねたる後、クックに急遽再び炭坑組合執行委員の上京を促すことを要求した。この時、クックは、その要求には應じたけれど、交渉委員が炭坑組合に無相談にて一定の覺書を首相と交換したこと、その覺書の內容が從前の委任關係に背反せる點あることを理由として抗議した。クックの去れる後、その抗議にも拘らず、總務委員全部が、マクドナルドをも加へて、再びダウニング・ストリートに赴き、政府との交渉を進行せしめた。この中、特に會長ピュ書記長代理シトライン及トマスの三人が交渉委員となりて首相と面談し、昨夜の覺書に對して、具體的意見を答へた。これを聞いたクックは二度ビックリしたと言つてゐる。同夜十一時、地方より上京せる炭坑組合執行委員を迎へて、勞働組合側の注目すべき會議がダウニング・ストリートにて開かれた。ピュは、左の如き覺書が交渉委員の手によつて政府に致されたことを述べ、炭坑組合の承認を求めたのであつた。

> 我々（總務委員）は、炭坑組合に向つて、彼等及び我等が調査會報告を基礎として交渉に入り、その際には若干の賃銀削減を包含することあるべしといふ覺悟を以て進む、と云ふ諒解の下に、その交渉の議論に入ることの權限を我々に與ふることを要請するであらう。

これに對する、炭坑夫側の意見は始めより明瞭であつた。既にクックの抗議せる如き理由にて會長スミスは、總務委員の意見に同意し難き旨を答へた。知るべし、總罷業の開始期日の目睫の間に迫れる場合にも、この兩者の爲に、大なる意見の相違があつたことを。總務委員は、トマスその他の有力なる個人の意見に聽せられて、クックの罵れるが如く、今回の炭坑爭議に

於いては、調査會報告の示せる賃銀削減は避くべからざるものであると云ふ意見を内心抱けるもの丶如くであつた。その點に於いて、結果より見て、政府と同じ立場に在つたことは、蔽ふべからざる所である。後日に至り、總罷業の進行が、事の性質上必然的に社會革命へ轉化せざるを得ない瞬間に於いて、その指揮者たる總務委員會の進退を決したる重大なる要素が、此の點に胚胎してゐたことは、讀者の注意を喚起して置く必要があると思ふ。總務委員會の構成員を個人的に見れば、炭坑爭議そのものに對して、勿論意見は岐れてゐたであらう。或者は全く炭坑組合と同一意見であつた者もあらう。或者はトマスの如く若干の賃銀削減を甘受せねばなるまいと思つてゐたであらう。しかし、總務委員會全體として、炭坑組合に對する時、右に述べた程度の相違の存してゐたことは明白なる事實である。その理由に到つては炭坑改造の問題を述べることなくしては、簡單に述べ得ないが、炭坑爭議と區別して見たる總罷業の問題を論及しつゝある目下の私としては、この點を特に詳述して置く必要を感ずる者である。

然らば、何故に總罷業は開始されたか。私の叙述は、交渉の最後破裂に及ばねばならぬ。右の如く、二日の夜半、總務委員會と炭坑組合委員とが、首相に提出すべき覺書の内容に就いて論議を重ねてゐる時であつた。突如として、首相の名に於いて、左の如き交渉斷絶の通告が會議中の總務委員會に手交されたのは。

政府は、炭坑業の困難に關する兩當事者に對して實行可能にして同時に公平なる解決は、調査會報告を誠意を以て採用するに非れば不可能なりと思考す。

若し、炭坑夫又はそれに代れる勞働組合委員が、この報告の提案を採用する用意あることを明言してゐたならば、政府はその交渉を再開し、今後二週間補助金を繼續する筈であつた。

然し、閣員と組合委員との論議の行はれた後、政府の知る所に依れば、勞働組合會議總務委員會の招集したる組合執行委員會の權能の下に來る火曜日を期して總同盟罷業を行ふべく重要なる産業及び勞務に從事せる組合員に向つて特定の指令が發せられたのみならず、新聞報導の自由に對する侵害を包含する序幕的行爲が既に開始せられたとのことである。

斯の如き行爲は憲法上の權利並びに國民の自由に對する挑戰を意味してゐる。

かゝるが故に、政府は、交渉を繼續する前に、勞働組合委員に向つて前述せるが如き既に行はれたる行爲を否認すると共に、總罷業に對する指令の早刻及び無條件の撤回を要求せねばならぬ。

この交渉斷絶とも見るべき通告に接した總務委員會は寧ろ驚駭の體であつた。右に引用せる序幕的行爲とは、デーリー・メール紙の『國王及び祖國』なる五月三日に現るべき社説に對して、同社の印刷工が、その炭坑夫に對する不公平なる内容ある

を指摘して改文を要求し容れられざるに於いて罷業をした事件を指すのである。それが印刷工組合の命令に出づるものでもなく、況んや總務委員會の承認ありたるもので無かつたことは、言ふまでもない。又總罷業の指令の出でたるは、既に二日以前の事であつて、政府はより以前三十六時間の間それを知つてゐた筈であり、交渉の行はれたる後に始めて知つたと言へた筋合のもので無い。この論理に合はざる通告に答ふべく、組合委員は、直ちに首相室を訪ねたけれど、その時首相始め總ての閣僚は、既に退出した後でホワイト・ホールには宿直員しかゐなかつたと云ふ。交渉斷絶の理由は、理由としては成つてゐない、しかし政府の戰意は明かに看取され得る。凡そ、宣戰の布告に表はれた理由を以て、戰爭そのものゝ理由を尋ねる程愚かなことはあるまい。何が政府をして、この挑戰的態度に出でしめたか。妥協的態度を以て終始し來つたボルドウインをして、局面展開、この戰意賑々たる挑戰狀を、平和を得るに汲々たりし總務委員會に突きつけしめたか、それが問題である。それに答ふる爲めに、私は更に轉じて、政府側の炭坑爭議並びにそれに關連して發生せる總罷業に對する態度並びに戰鬪準備に就いて、若干の記述する所があらねばならぬ。ともあれ、かくの如き結果に逢着して、流石のトマスも、その眞夜中ダウニング・ストリートより勞働組合本部たるエクレストン・スクエーアに歸へる道すがら、新聞記者に向つて『戰ひは政府によつて宣せられた』と述べ、傍らのクツクに向つて『我々は、今や我々の生命の爲めに戰はねばならぬ』と語つたと云ふ。

因に、この件に關し、總務委員が議長ピユの名に於いて、首相に送れる書簡は次の如きものであつた。私はその條理に叶る冷靜なる文字を茲に再錄し置くことの無用なるざることを信ずる。

去る土曜日の夜より再會されたる交渉會議を斷絶する旨を通告し來れる、本月三日付の貴簡は、總務委員會によつて驚駭と遺憾とを以て落手せられた。

勞働組合會議の産業委員と閣員代表者との間に行はれたる交渉は、産業委員として彼等が炭坑爭議の迅速公平なる解決に盡瘁し來れる努力を更に進展せしめんが爲めに、其の時首相官邸に參集し居りし全總務委員及び炭坑組合代表者と會談せしむる爲めに、暫時延期され居りしものであつた。

勞働組合代表者は、今將に拘束のとれた全權的な交渉の開かるゝ道が拓かれんとしてゐた際に、何等の警告も無しに、突如として、再會し來れる交渉が貴簡に示されたるが如き理由の下に、政府によつて斷絶されたことを知つて驚駭久うした。

その第一の理由は、勞働組合總務委員によつて招集された勞働組合執行委員會の權能の下に、一定の産業及び勞務に從事せる組合をして罷業に出でしむる特別の指令が發せられたことである。

私は、勞働者が貿鑛所得者としての利益を擁護せんが爲めに總罷業の企に出ずることに何等特異の點無きことを貴下に注意せねばならぬ。

又この件の決定に對する特別の理由は、炭坑夫をして炭坑主が炭坑夫に向つて要求すると同等の權利を確保せしめんが爲めである。即ち交涉は總罷業や閉出しの雰圍氣から自由な立場に於いて行はれねばならぬと言ふことである。これ產業的交涉を行ふ組合の根本的原理として總べての政府によつて認められて居るものである。

その第二の理由、即ち「新聞報導の自由に對する侵犯を包含する序幕的行爲が既に開始せられた、」と云ふことに關しては、貴簡中に何等の事實消息も示され居らざることは遺憾とせねばならぬ。

總務委員は斯の如き行爲の發生せることに就いて何等知るところなく、又彼等の明確に決定せる所は斯の如き單獨無權能なる行爲を嚴かに禁止せるものである。

總務委員はその引用された事實が如何なる事情の下に發生せるやに就いて何等知る所無し。それに對して何等の責任を負ふを得ざると共に、如何なる遮訓的行爲をも防止する爲めに迅速なる手段を執りつゝあり。

總務委員は、政府がこの事件を正に進行しつゝありし交涉を斷絕する口實に利用する前に、これに對して調査と處分とを行ふ機會を與へざりしことを遺憾とす。

公衆は本件に對する政府の匆卒にして災しき決定を執るに至れる意圖に就いて判斷を下すであらう。我々總務委員は、公平なる解決を得んが爲め誠心誠意努力し來れる所が、一朝にして政府の前例なき最後通牒によつて破壞され了りたることを深く哀しまざるを得ぬ。

保守黨政府の態度

政府の態度に就て語る場合に、我々の注意を向くべき點は、問題が炭坑主及び炭坑夫間の爭議より更に擴大して、總罷業を伴ふに至らんとする形勢の來るべきことを豫想せる場合の夫れであらねばならぬ。勿論この場合にも炭坑爭議そのものに對する政府の態度如何が、至大なる關係あることを認めねばならぬ。從つて、假令敍述を總罷業に對する政府の態度に限定せんとする場合にも、炭坑爭議そのものに對する政府の特殊的立場を知つて置く必要がある。又、現在の保守黨政府は主として資本家の利益を擁護せねばならぬ一般的立場にあり、從つて階級的立場に立つてゐることも認めねばならぬ。これ、他方勞働組合會議及び勞働黨が、炭坑組合の上に課せらるべき生活程度の引下げは、やがて一般勞働組合の運命となるべき認識の下に炭坑夫の立場に自衞的に立たねばならぬと同然である。所謂階級的構成の次第に政治組織化し來れる現代社會に於いて、この種の爭議が階級鬪爭の形式に於いて行はるゝに至るべきは、容易に看取せられ得る所である。

しかし乍ら、右の二個の前提のみを以て、凡ての政府の態度を單純に演繹し來るならば、假令大なる過誤なしとするも、其

總的の場合に實際に於いて政府の執れる態度を明確に知悉し得ざるのみならず、現代英國の社會構成の眞實在と經濟關係より發生せる諸事情を統制せねばならぬ政治的任務より生じ來る複雜なる政策內容に觸れることは出來ぬ。その點から見て、次の二點は重要視せねばならぬ所であらう。即ち(1)、炭坑爭議てふ純然たる合法的なる勞働爭議に關連して、今日の勞働組合運動の組織的發達よりして必然的に發展し來れる總罷業を、既に前段に於いて詳述せる如く、勞働組合側が、之を飽くまで產業爭議と見做すとしても、事柄の性質上、之を政治上又は憲法上の問題として取扱はねばならぬことである。換言すれば總罷業を炭坑爭議と區別して、之に特別の對策を施さねばならぬことである。これに對して政府は如何なる態度と準備を遂げたか。その是非の批評は暫く後段に讓り、先づその事實を知らねばならぬ。この問題は、保守黨政府の場合のみならず、勞働黨が政府にある場合としても、當然起り來るべきものである。たゞその態度及び準備の內容が異るのみ。而して、研究の興味はその差異が社會進步の上に齎らすべき意義に存しよう。(2)、第二の點は、炭坑爭議及び總罷業を通じて、保守黨政府が奈邊まで、炭坑主及び一般資本家の主張を代表せしかの點である。惟ふに、民主的議會及び多數黨政府の存在理由は、一にそれが階級的利益の執行機關たると共に、全體社會の利益を附隨的に維持し且つ促進する職能を有する點にある。一から十まで、或る特定の階級的利益を代表し、他の小數黨の利益を無視することが、全體社會の利益を促進する所以なりとする立場に立つ時、デモクラシーの祖國も、モスコウとローマの轍を踏むことになる。露國及び伊太利は、夫々その社會的必要に迫られて、異なれる道行を執り乍ら、共にこの民主制度の撤去によつて、國家經濟を可能ならしめた。今日の英國が、それに從ふや否やは、一に現在の支配者階級及びその代表者たる保守黨政府の態度及び能力の如何に存する。なぜなら、革命的變革の主たる原因は、支配者階級の態度と能力に發することが多きは、諸國の革命史の教ふる所であるからである。過次の炭坑爭議及び總罷業が、この際史に新なる一頁を加ふるや否やは、保守黨政府の執れる態度より判じ得られるであらう。

二日の夜半に於ける最後交涉の斷絕の責任が、政府側に存することは前段の記述に於いて明白にされた。而してその斷絕の理由となる二點が、極めて不條理であることは、保守黨の機關紙を除き公平なる論者の斉しく認める所であつた。而らば斯の如き薄弱なる理由を以て、故意に平和的解決を不可能ならしめ、敢て總罷業をして必然的に到來せしめた政府側の動機に

は、尙ほその內面に立至つて之を究明する或るものが存しなければならぬ。この點を知る有力なる資料として、私は先づ、五月三日、交涉斷絕の翌日のボルドウインが議會に於いて述べた演說を擧げる。この演說は、今回の總罷業を通じて爲されたる數ある演說の中最も價値ある內容に富めるものゝ一つである。先づ、彼は、炭坑爭議が何故に累年發生し、毫もその困難を除去する事に成功し得なかつたかを述べ、そを專ら炭坑業に於ける勞働條件の決定機關の缺如し居る事に歸因するとなした。次ぎにこの事態に於ける該事業と政府との關係に論及し、そが每も同じ失敗に歸着し來れることを注意し、左の如く言つてゐる。

屢々繰返へされた爭議は每も共通の徵候を有し來つた。炭坑主協會が勞働條件の引下げを豫告するか、炭坑夫組合が引上げの通告を發するかする。そして何れの側も、一般に、その豫期して居る以上の、又は到底、獲得し得ない要求を出す。然かも交涉を爲ようともせず、又その要求より少しでも讓歩しようとはせず、遂に自らを完全の停頓に固着せしめてしまう。そこで罷業より生ずる損害の故に、政府の干涉が必要となるに至る。調査會が設けられ、何事か爲されるけれど、最後の瞬間まで兩當事者は、輿論を自己に都合よく引きつける事に腐心する。所が輿論そのものは、妥當なる判斷を下すことに無能力なのである。なぜなら、最低比例(Minimum Percentages)基本線額(datum lines)割增條件(bonus terms)扶持金給與(Ascertionment of allowance)增額と減額(additions and subtractions)と言つたやうな神祕が小數點二位まで行くと言つた風であり、その上今まで理解した所を顚してしまうやうな古い慣習や計算法に據つてゐる十二の地方的協定があつて、それによつて引合せたり、變更したり、又規制したりせねばならぬからである。……この樣な譯で、事件はいつも最後の十一時まで延ばされる。……要するに、今日まで政府の干涉によつて問題は一度も解決されなかつたのである。而も政府の干涉の結果は、常に後の爭議原因の萌芽を殘して居る。一九一九年のロイドジョーヂ氏によつて與へられた七時間法や、一九二四年に反對黨の首領(マクドナルド氏)によつて與へられた最低比例條件の增加等それである。私はそれを批難してゐるのでは無い。たゞ政府による解決の事を語つてゐるに過ぎぬ。マクドナルド氏が今日私の地位ならば、矢張りこの厄介な問題を處理せねばならぬだらう。二年の後再び政府はこの問題に當面せねばならぬことゝなつた、これ、炭坑主及び炭坑夫の兩當事者が政府の干涉と獨立に、彼等自身の事業を處理せねばならなくなる所以である。

右の叙述は、ボルドウインが政府の無能を責める反對黨の批難に對して、政府の消極的態度を辯護すると共に、保守黨の政府として坑主側の要求を是認せねばならぬことを間接に告白せるものと見られよう。然し乍ら、後者の立場を擁護する爲めには、特定の論據が無ければならぬ。そこで、彼はサムエル報告を拉し來つた。先づ、その報告に對する政府の態度の如何なりしかを述べて、左の如く云つてゐる。

私が兩當事者に向つて、「報告」に對する政府の態度を次の如き文言

を以つて通告したのは三月二十四日（報告書發表後十三日）であつた。

「調査會の到達せる結論は總べての點に於いて政府の所見と一致せるに非ず、又その勸告中には、その儘の提案にては、政府の反對なること周知の事實なるものがある。それにも拘らず、調査會の報告が全會一致なるに鑑み、又全般的な解決の故に、若し本來決定の懸つて存する當事者にして「報告を採擇し、その勸告を基礎として事業を經營することに同意するならば、政府としてはその勸告を實現する爲めに國家に要求すべき手續を執るであらう。」しかるに兩當事者はかやうな全般的の採用をなす意思を示さなかつた。何れも各自の意見を述べ、それを主張した。……。

續いてボルドウインは、交渉破裂に至るまで、政府が自己の解釋に從つて、「報告」の精神によつて、坑主及坑夫の兩者の、相容れざる主張の妥協に努めたる經路を詳細に語つてゐる。それで、我々の注意すべき點は、彼が坑主側に出來る丈けの讓步をさせ、それ以上は無理であると認めた點である。

最後に炭坑主側は、一九二一年の最低額への減額と、一時間の增加と言ふ條件を提出した。これは一見して大なる賃銀削減の樣に見えるけれど、生活費の低下を考慮するならば、今日の實質賃銀は、一九二一年にその最低額が課せられた場合のそれよりは少しく增加してゐることを顧みなければならぬ。しかも、その申出に對しては、何等の交渉の機會も無かつた。なぜなら、坑夫側が、それを考慮することを拒絕したからである。それが停頓を齎した。

これによつて、炭坑爭議の中核たる、勞働條件に關する政府の所見は、炭坑主の最大の讓步點と一致するものであること、その限りに於て、政府は炭坑主の代理であることが明瞭である。次ぎに炭坑業の改造を行ふ期間、補助金を繼續し、その結果の如何によつて、賃銀問題に應ずべしとする炭坑夫側の意見に對して、反對せる理由如何。それはその結果を知り得るまでに長年月を要し、その不定期間莫大なる補助金を繼續することの、絕對に不可能であるが爲めであり、そは「報告」の勸告の示す如くであると言つてゐる。しかし、我々の考ふる所に依れば、補助金の繼續が不可能であると云ふことは、直ちに、同じ「報告」の中にある如く、勞働條件を變更する前に、改造を行ふことの確證を、坑主側をして與へしめることを、政府の努力せざりし理由を肯定し得るもので無い。この點は、改造が「報告」通り行はるべしとの確證の與へられれば、その期間賃銀の削減に應ずるや否やの意思、炭坑夫側に在りしかが、必ずしも明確で無かつたことと相似てゐるが、政府の態度は、この確證を與へざりし點に於いて、炭坑主の意思を代表せるものであつたと斷ぜざるを得ぬ。從つて、停頓の責を、坑夫側にのみ課せんとする次の言葉は、私有財産制度の改革に至ると、全く消極的なる資本家的政府の立場を表せるもの以外何者でもない。

私は爭鬪を避けようとして、あらゆる實行可能なる手段を盡した。そして、交渉期間を延期することにも應ずるつもりであつた。しかも、私

の困難は、炭坑夫の代表者が、繰返し〳〵、賃銀の即時削減及び、時間の延長を含んでゐる提案には、考慮を拂ふ意思無しと聲明せることである。これが、私及び私の同僚をして、補助金の繼續なくしては事業を遂行する手段無かるべし、との事態に到達せしめたのである。

要するに炭坑業に關する限りに於いては、炭坑主の强硬なる反對の故に、政府は「報告」の勸告せる改造案をその儘實行する意思無きが爲め、その確證を與ふることの不可能なる立場に在りしを以て、坑夫側の賃銀削減の、即時實行への應諾無きことを口實として、交渉斷絶の機會を捕へたものと見て誤りは無い。なぜなら、勞働組合會議の交渉委員の努力によつて、坑夫側の讓歩が期待し得らるべき希望の尙ほ存したる時に、交渉斷絶の通告を發したる理由に至つては、我々は全く解釋に苦しまざるを得ないからである。これに對して、ボルドウインの擧げたる唯一の理由は、總罷業の脅威の下に交渉を繼續することが、政府として許し得ざることであると云ふに在る。曰く、

諸君が、普通の爭議を、斯くの如く一の產業よりして、國內の最も重要なる許多の產業に擴大せしめる時、諸君はその爭議の性質を一變せしめるのである。私は、總罷業を命ずることに承諾した總べての幹部諸君が、それに依つて、秩序の下にある政府の基礎を脅かし、過去幾世紀の間未だ無かりし程度に內亂に近づき行くものであることを、自覺なしで居つたものとは考へられない。彼等は、最後まで協力平和の爲めに努めた。恐らく彼等は、國民の自由に重大の損害を與ふること無くして、政府を屈服せしめるに足るといふやうな、見世物的な壓迫を作用せしむることの、甚だ危險なることを考へてゐた事であらう。しかも、彼等は、既に業に、自ら統御し得ざる機關を創造してゐたのである。私はピュ氏にその同僚と協調して、最後まで協定の發見に努めた。しかし、昨夜に至つて私は、ピュ氏並に彼と共に平和を求め來つた人々がこの事態を統制し得ざる地位にあることを知り、若し、この總罷業命令の即時無條件の撤回を得ないならば、交渉を繼續することの、政府にとつて過誤であると共に、危險であることを信ずるに至つたのである。

この文句より知り得る如く、總罷業は、全英勞働組合の組織的發展の所產であつて、その威力の下に交渉を繼續することは、現存秩序をその儘に認める限り、政府として許容し得ざるものと云ふのが、保守黨政府の立場である。しかし、この立場に立つ限り、總罷業は必然的に來らねばならぬ。かくて、この嚴然たる社會進化の事實を、政治上認むるや否やの、瀨戶際に立つに至つたのである。而して、政府の立場が之を阻止するに在るは云ふまでも無い。而してその政策を執らしむるに至つた動機は、ボルドウインその人の演說に表はれた理由に存せずして、寧ろ、連袂辭職を以てボルドウインを脅威した、多數閣員の戰意に存する。要するに、ボルドウインの妥協政策が、チヤーチルやヒツクスの戰はんかなの政策によつて代られたことに外ならぬ。こゝで私の敍述は、兩者の側の戰鬪準備の內容に進

まねばならぬ。

T・U・Cの總罷業計畫

勞働組合會議總務委員會の總罷業計畫に關する權能は、その組織上、未だ全く强制的性質のものでは無く、又今回の總罷業の動機が、炭坑爭議に對する一定の條件の下に於ける援助に存すると云ふ二個の事情が、その總罷業計畫の內容を制約する前提である。この點は、總罷業の經過及び結果の研究を試みる場合に 念頭に置かねばならぬ所である。更に、我々の注意すべきは、總務委員會中の有力なる分子に、總罷業なる武器を使用することの社會に與ふる影響に對して極めて消極的態度を持し、これが炭坑爭議の平和的交涉の進行の障害となるべきを慮り、可及的その準備に努むることを避けしめた所謂右翼幹部の存したことである。從つて總罷業の利用を當初より積極的に解し、總罷業そのものゝ效果を完からしめんとする意圖を抱ける者に對しては、この消極的な立場は、全く一箇の矛盾を有する如く見えるのは當然であらう。共產黨員は勿論のこと、ランズベリー一派及び、I・L・Pの大半が、後日この意味に於いて、總務委員會の無準備を責めるは、その有する思想上の立場からは極めて論理的である。なぜなら、假令その動機が一產業の爭議に關連する勞働條件維持の所謂產業爭議に出でようとも、總罷業の與ふる影響は、特定の資本家に限るもので無く、社會一般に及ぶものであつて、所謂政治的意義を帶びざるを得ないからである。故に、その執り上げる武器の含蓄する意味の奈邊まで及ぶかを慮らずして、この武器を採用することに消極的ながらも贊成したる右翼幹部は、明かに矛盾して居ると云へやう。しかし彼等の心理に立入つて考ふるならば、總罷業の效果を、爭議交涉の上に及ぼす威力に限定し、その實現の曉に於ける效果に對しては、何等の確信を有たざる考方も存し得る。たゞ事實として、今日の英國に於ける資本家階級の能力と準備とは、この單なる威力をして、何等の效果をも持たしめない點に於いて、右翼幹部の思想は、舊式なものとして暴露した丈けのことである。しかも、歷史的記述の立場よりするならば、斯くの如き思想の持主によつて、今尙ほ英國の勞働運動が率ひられてゐることは、是非の判斷は別として我々の見逃すべからざる所である。

右の如き點を考慮に入れるならば、英國勞働運動史上最大の計畫が、僅か數日の間に出來上つた速成的のものであることは別に怪むを須ひない。主として、ベヴィンの手によつて立案の出來上つたのは、四月二十七日であつて、それが五月一日の會

議によつて採擇されたのであつた。その計畫內容を玆に記述して見よう。（これを提案するに際して、ベヴインの述べたる說明は、既に紹介した所であるが、讀者の參照を乞ふ）

勞働組合の共同行爲に關する提案

（一）範圍

勞働組合會議總務委員會及び全英炭坑組合聯合會の炭坑業に於ける爭議の滿足なる解決を得る能はざるに鑑み、而かも政府及び炭坑主が閉出しを實行したるに因り、總務委員會は、その既定方針を擁護せんが爲に加入組合の共同動作を必要とするを以て、左の如く指令せんとす、

罷業すべき產業及び企業

下文に規定せる如く、次の產業及び企業丈け總務委員によつて要求せられたる時日及び方法に於いて罷業すべし。

交通業——即ち、鐵道、海運、船渠、埠頭、港灣、運河、道路、運輸、鐵道の修繕工場及び製造工場及び航空運輸に關係して、その維持、裝備製造修繕及び地上作業に雇傭さる一凡の組合、交通業に關與せる一凡の加入組合を含む。

印刷業——新聞をも含む。

生產業

(a) 銑鐵及び製鋼業

(b) 金屬及び重化學工業——一切の金屬と石炭の代用品を給供すべき事業に從事し、若しくは從ひ得べき一切の勞働者を含む。

建築業——明白に住宅及び病院に雇傭され居る者を除く總べての建築に從事する勞働者は、建築業に提供する材料の供給業に從事する者と共に罷業せねばならぬ。

電氣及び瓦斯業——總務委員會は、電氣及び瓦斯の供給事業に關與する勞働組合に向つて、動力の供給を拒むる目的を以て協働せんことを勸告する。當該組合の執行委員に對つて共同政策を作成する目的を以て直ちに會合せんことを要求す。

衞生業務——總務委員は衞生業務は繼續すべきことを指令す。

保健及び食糧に關する業務——總務委員は是等の事業に關しては何等の干涉無きことを勸告す。又當該勞働組合は全人口に對する牛乳及び食糧の配給を組織すべく、その權限內に於いて全力を盡すべきことを勸告す。

病院、治療所、保養所、養生院、託兒所、產院、療養院、學校等に關しては總務委員會は各加入組合が、食糧、牛乳、醫藥及び手術材料の供給を能率よく確保することにあらゆる機會を利用せんことを指令す。

（二）勞働組合紀律

(a) 總務委員會は、勞働組合員が罷業の命を受けたる時は、當該組合がその各組合員に就いて日々登錄を爲すべきことを命ず。罷業命令を受けたる勞働者はその地域を去るべからず又その職業に就き又は他地域の同職業に就くことによつて、その同勞働者を裏切る可からざることを告知せしむべし。

(b) 總務委員會は、實際の罷業命令は、各組合に委任し、指令の發表も亦爭議に參加せる組合の公認代表者によつて行はるべきことを勸告す。

（三）組合評議會　（Trades Councils）

組合評議會の任務は、爭議に現實に參加せる組合の地方役員と協力して、前段の規定を實行することに助力するに在るべく、又爭議に入れる組合を組織をして最も有効に平和と秩序とを維持すべき責任を課せらるべきものとす。

（四）騷擾の煽動及び間諜

總べての地方に對して、勞働者に財産侵害の煽動を爲し、或ひは暴動の煽動を爲す者の發見せられたる時は直ちに處分せらるべき旨の嚴重なる警告を發すべし。又我々の敵對者が間諜を使役し、或ひは人を雇用して勞働者を騷擾に導く煽動を爲すべく危險なる言辭を弄せしむる可能性あることも指摘し置く必要あり。

（五）勞働組合契約

總務委員會は、更に勞働組合執行委員に對して、罷業が開始せられ而して勞働組合契約が停止せられたる際、それらの契約が完全に認めらるゝまでは、事業の一般的再開の無かるべきことを明白に約束する旨を明白に聲明すべきことを命ず。

（六）手續

(a)　是等の提案は直ちに罷業に參加すべき組合執行委員によつて考慮さるべく、而して執行委員はその權限を總務委員の手中に委任し又總務委員が時々罷業の必要なる行動に關して發する指令を遵奉するや否やに就いて返答すべきものとす。

(b)　而して、更に、他の總ての加入組合の執行委員も亦直ちにその權限を總務委員の手中に委任し、總務委員が罷業の行動及び財産的援助に關して發する指令を遵奉するや否やに就いて返答されたし。

一九二六年四月三十日

議長　エー・ピユ

書記長代理　エム・シトライン

右の罷業計畫の提案に關し、我々の注意を拂ふべき點が凡そ三つある。その第一は、罷業に參加すべき組合の數を限定したことである。總罷業と言つても、文字通り、總ての事業及び勞務の停止を企圖せるもので無いのみならず、一般公衆の日常生活に緊切なる關係ある食糧配給及び衞生事業に對しては、寧ろ積極的にその能率を害せざる企畫を爲してゐるのである。少くとも第一次計畫によつては、右に擧げたる數個の事業及び勞務に限定したのである。第二次計畫として、郵便事業、照明保熱用の瓦斯電機事業、造船業及び機械工業等の勞働組合を計畫してゐたのであるが、斯くの如き順序を設けたる事夫れ自身が、當初より今回の總罷業の暴力的革命に陷る危險を防止してゐた證左となららう。勿論結果から見て、この政策が策の得たるものであつたか否かに就いては、論者の立場によつて議論は岐れてゐる。しかし、勞働組合會議最初の經驗として、この程度の限定的方針を執つたことは責任ある幹部の立場として極めて自然であつたと言はねばならぬ。又、或る事業を罷業に參加せしめたと云ふことにも批議は起り得る。例へば、新聞印刷業の如きを加へたことは、大なる失敗であつたと言はれてゐる。資

本家側の宣傳力の豐富なるを危惧して、之を防止せんが爲めに作れる規定に、自己も律せられるの愚に陷つたことは、總務委員會の統御を不徹底ならしめると共に、中間階級の良心的覺醒を喚起する機會を少からしめた重大なる原因である。しかし、過去幾多の經驗の示すが如く、デーリー・メール紙の如き保守黨の新聞に煽動せられ易き多數の浮動分子の存することを思ひて、この擧に出でたる總務委員會の苦衷も亦察せねばなるまい。

第二の點として注意すべきは、その提案中の第六項「手續」として擧げられたる事柄である。これは、一方、前段詳述せる如く、總務委員會の現在規約によつては、未だ强制的總罷業命令を發し得る權能が與へられてゐないから、この提案を採用するや否やは、各組合の自由であり、その承認を要するが爲めである。と同時に、他方、形式上それによつて罷業は各組合とその雇傭契約の相手方たる雇主との間に生ずることゝなつて、總務委員が總罷業の直接當事者たることを避け得ることゝなる。事實上總罷業の當事者が總務委員會たることは明々白々の事實であるが、現在の組合法においては、總務委員會が直接表面に現れては、産業的罷業と見做し得ざる法律技術上の障碍が存するが爲めに、この形式を執つたものと想像される。勿論この點に關する議論は、區々に岐れ、法律專門家、政治家及び社會科學專攻家の間に種々なる論評が行はれてゐるのである。それ等の批評に就いては、後段に讓るとして、今はたゞ總務委員會の總罷業計畫の提案に關する一箇の注意として擧げるに止める。

第三に注意すべき點は、最後に述べるけれども、最も重要な點である。それは、この計畫の實行に關する問題である。その提案の文字が示めす如く、それは總務委員會が總罷業戰の參謀本部として、各戰線にある地方組合に與へたる方針の大綱たるに過ぎぬ。それには尙ほ詳しき說明書が附隨して居り、又その後に至り、必要に應じて指令が發せられた筈であるけれど、實戰に臨むべき各部隊にとつては、種々なる理由よりして、その實行方法に就いて數多の疑問の生じたることは、當に事理の然らしむる所である。例へば、第一にこれらの計畫提案を解釋し、執行すべき機關に就いての規定が、極めて曖昧なることである。勞働組合評議會の事に就いての規定は存するけれど、それと各組合との關係に就き、又その協働によつて創設さるべき行動委員會又は罷業委員會の構成を地域的に又職能的に如何にすべきやは、何等指示する所が無い。かくて、後段記述する如く、實際總罷業の開始後各地方においての最初の困難なる仕事は、この機關を創設することに存したのである。これ、總罷業本部

たる總務委員會が、最初より總罷業の準備に就いて消極的態度を持したる事の當然の結果であるが、又英國の勞働組合組織が各地方により夫々その事情を異にするを以て、これらの問題は各地方の自律に委任するの寧ろ賢明なる政策たるべしと云ふ理由に依つたことであらう。第二にこの計畫案の字句の解釋に就いて、實際の場合に臨みて、幾多の自由裁量を許さねばならぬ疑問の生じたことである。その點について、總罷業の運命に至大の關係ある事項は、罷業中その繼續を「許可」すべき事業の解決如何である。例へば食料及び建築材料等の運輸に就いて、一々の場合に、その實否を糺すことの困難なるに乘じ、幾多の僞瞞的行爲が續出した。例へばFood onlyとかBuilding materials Onlyとか云ふ「札付き」のトラックに依つて、罷業品目が運搬されるのを、實際上如何にして取締るかは、罷業委員會當面の困難であつた。そこで或地方の如きは、本部の諒解を得て、全然この「許可」事業を禁止した所さへあつた。第三に擧ぐべきは、この計畫方針のみを以つてしては、戰線にある地方組合は、實際上の戰鬪方針が成立たぬことである。即ち本部案に於いては、政府側の罷業破り施設に就いて、何等言及する所が無い。然るに戰鬪はこの施設の如何によつて臨機應變の處置を執らねばならぬ。この點は次段に於いて政府の罷業破り施設を論じたる後、總罷業の實際經過中に詳説するであらう。又罷業の繼續中、罷業者自身に對する食糧配給を如何にするか等は、士氣に關すること極めて大なる點であるが、この點に關して豫め總務委員會は消費組合全部と協定することに不成功であつた爲め、各地方に於いて夫々の協定を爲さねばならなかつたのである。

斯くの如く、この本部計畫案は、種々なる心理的事情に制約せられ專ら戰術的立場より見るならば、極めて不備のものであつた。しかも、この不備なる大綱方針の下に、百八十萬の組合員が第一戰に、三百萬組合員が後方部隊として、夫々の地方に於いて、恰も一人の如くに、可及的迅速に、その準備を遂げ、戰鬪に立向ひたる事實は、英國の勞働運動史上特筆大書に値するものと言はねばならぬ。

政府の「罷業破り」施設

勞働組合會議總務委員會は、前述の如く、總罷業計畫に對する何等の準備を爲さずして、之を實行せざるを得ざる破目に立至つた。之に反して昨年七月の經驗に鑑み、それ以後、九ケ月間、全般の用意を整備するに努めたものは保守黨政府である。この準備ありしが故に、勝算の歴々として指顧し得るものあり

しが爲め、政府は機會を捉えて、挑戰的態度に出でたるものと充分想像し得らるゝのである。

政府の總罷業對策及びその施設に就いては、之を種々なる方面より考察し得る。その一は歴史的の見方であつて、政府の施設中には昨年七月以前に於いて過去の罷業に於いて利用し來れるものと、今回の總罷業を豫想して特に考究し準備せるものとがある。又、更に政府自ら管理する公の施設と、市民のボランタリーに組織する施設に對して、直接間接に承認と補助とを與へるものとの二種に分ち得る。實際に罷業の開始せられたる後は、この兩者は融合されて、殆んど有機的の一體となつた。又他の重要なる見地として、政府の施設は立法的と行政的との二部分に分ちて考察することが必要である。立法的とは、罷業を理由として人民の有する憲法上その他の法律的自由を一時制限し、官廳に對して特別の權能を與ふる部面を指す。非常權能法(Emergency Power Act) に根據する詳細なる勅令規定これである。行政的とは、この法律に依つて與へられたる權能を執行するが爲め、又新に發生すべき事態を處理すべき行政的職分を指すのである。以上の諸種の見地を綜合して、左に政府の大規模にして、極めて有能なりし「罷業破り」施設を略述して見よう。

四月三十日、政府は、一九二〇年の緊急權能法に基き、樞密員の批准の下に、バッキンガム宮殿に於いて「緊急狀態」(a state of Emergency) の宣言を國王の名に於いて發表した。緊急權能法は、一九二〇年十月の炭抗爭議の際、ロイド・ジョーヂ内閣の手によつて、議會に提出され、十月二十七日法律となれるものである。同法に謂ふ緊急狀態とは、『個人若しくは團體の行動にして、食糧、飲料水、燃料及び照明、又は交通機關の供給及び配給に干渉し、その規模、社會公衆、又はその重大なる部門の生活必需品を奪ふ慮りありと見做されるもの發生し又は發生せんとしつゝある時』に存在するのである。今日の場合は、炭抗爭議によつて今その狀態が醸成されたと云ふのである。五月一日政府は之を議會に報告して協贊を求めた。(之に就いては討論なきことが慣習である)。續いて五月、政府は、同法に基く詳細なる勅令規定を議會に提出した。その討論に際して、内務大臣ジョイソン・ヒックスは、マクドナルドが一九一四年交通爭議に同法を利用した際に言へる『如何なる政府も、否總ての政府が、合法的なる職業に從事せる者に保護を與へざるを得ず』と云ふ言葉を引用して、同法の通過を圖つた。いま、廣汎なる範圍に關する、三十九項に亘れる同法の内容を逐一茲に紹介する要は無いと思ふが、その要旨だけを記述して置

かう。

土地及び實物――軍務院、商務大臣及び工作大臣は、必要ありと認めた場合、土地建築又は工作物その他の財產を徵發することを得。(一項)

交通機關――交通大臣は、道路交通に利用し得る馬匹車輛を買收又は賃借の方法に依り徵發することを得且つ道路に依る總ての種類の貨物車を管理することを得。又緊急狀態の存續期間有效なる認可證を特別の自動車使用に對して與へ得ることも規定されて居る。港津・船渠・鐵道・輕鐵・電車 運河その他の水路も交通大臣 の管理に服する加之英本國の國籍を有する船舶の管理權が與へられ、その中には 載噸量及び搭載物の徵發も含まれてゐる。(四項乃至一三項)

食糧品――商務大臣は、食糧・糧秣・燃料等の材料 品又は貯藏品その他社會公衆の生活必需品又はその生產に必要なる財 貨を徵發する事を得。

右に規定せる財貨の生產、消費、販賣の方法に對て徵發されたる者なると否とを問はず之を規制し命令すると公定價格を設定すると、檢査に立入り得る規定を設ける等の權限が與へられて居る。(二項乃至三項)

石炭――商務大臣は、全國に於ける石炭の貯藏配給及ひその販賣價格の管理を爲す權限を與へられる。(一四項)

瓦斯――水道及び電氣――商務大臣、保健大臣及び交通大臣等夫々當該の官廳は、これらの事業を管理しその使用時間の制限を規定することを得。(一五項)

自動車用油――商務大臣は、揮發油その他の自動車油を管理する絕對の權限を與へられる。(一七項)

郵便電話――遞信大臣は、その發送すべからざるものと思惟したる電信に對してはその受理を規定することを得。(一八項)

武器その他に關する取締――內務大臣は、武器 の賣買、運送、財產侵犯、煽動行爲集會及び行列、職務防害、その他 の事項に關し、一定の權限

軍隊宿泊――陸軍法及び航空軍法に依る、軍隊の宿泊に關する一定の權限が執行される。

この徵發品に關する賠償規定、刑罰規定、及び同法下に生ずる契約規定等がある。

右の立法に依つて與へられたる權限を執行すると共に、總罷業の下に在る社會公衆の生活をして、常時と異らざるやう維持せんが爲めに、保守黨政府の創立せる行政的機關の運用には、我々の注目すべきものがある。しかし、その機關の組織原理は、極めて簡單明瞭である。それは、英國特有の受命委員制度(Commissioner system)であつて、專ら軍事的戒嚴の方法を避け、同時に於ける民間の產業機關と協力する非中央集權的原理に從へるものである。受命委員は、治安、道路及び食糧の三種設けられ、本部たる中央官廳にその正副委員を置き、全國十一箇の地域に各地方委員を配した。この受命委員と協力せるは、全國卸賣組合と地方公共團體並びに專ら罷業破りの目的を以て設立せられたる各種の私設團體とである。この行政制度は、既に歐洲戰爭當時に於いて統制經濟に長年の經驗を有する行政官並びに技師によつて組織せられ、專ら經濟的技術的原理に從へるものである。或る論者が皮肉にも『政府は革命を防止

しながら、自ら革命を行つた』と言へるは味ふべき言である。英國現在の經濟組織が、政府、地方團體及び各種經濟團體の有機的綜合より成立ち居り、その各分子が他を壓倒するが如き構成に在らざる事が緊急狀態の場合にも勢ひ右の如きデモクラチックな行政制度を採用せざるを得ない原因であると共に、無用な軋轢を惹起せざる社會的伸縮に富める行政的効果を擧げ得る所以である。

此の三種の受命委員中、道路委員の職能が、中樞的地位に在りし事は、理論的にも亦結果的にも、證明せられた。勞働組合側に於いても、總罷業の第一線に投ぜられたものが、交通組合である如く、これに對應するものが、同じく交通行政官であることは云ふまでも無い。而して、その中心が道路のそれに存することも喋々を俟たぬ。一九〇五年のロシア革命に於ける總罷業の成功した技術的原因の一つが當時の露都の物資供給の交通機關は、專ら鐵道に依存し、未だ自動車道路の發達してゐなかつたことに存すると言はれてゐる。オヴザアヴアの主筆ガーヴインが『自動車と無線電信の發達せる今日、革命を目的とせざる總罷業の成功は困難である』と言つたのは、一面の眞理を含んでゐる。

この道路行政と關聯して、重要なるは食糧の配給である。いま、この兩者の相互關係を語る一例として、政府の採用せる運搬制度（haulage system）に就いて述べて見よう。政府は、強制徴發主義の失費多く、國庫に對する負擔の大なるを慮り、或る意味に於いては、頗る大膽なる方針と見らるべき、商業主義を採用したのであつた。即ち政府自らの計算に於いて、車輛を徴發し、或ひは勞働車を使用すること無く、可及的に從來の商業者をして彼等の計算に於いて經營せしめ、勞働者の不足に對してのみ、自由應募者を以て補充するの策を取つたのである。勿論、かやうな政策の成功せし原因は、政權が保守黨內閣の手に在りし事、卸賣組合が戰爭以來斯種の經營に馴れ居ること、又多數失業者の存在し居ること、最後に總罷業の社會的意義を理解せざる多數の中間階級より自由應募者の出でたることに依るのであつて、獨り制度の性質のみに因つたのでは無い。

最後に、民間の罷業破り團に就いて述べて見よう。これ等の團體は、總罷業を豫想して、專らそれに對應せんが爲めに設けられた供給維持團體(Organisation for the Maintenance of Supplies) の如きと、戰後の歐洲諸國に特有なる現象とも見らるべき、反共產主義的反動團體たる大英ファシスト（The British Fascists) の如きと、最後に王室自動車協會（R. O. C.）の如き有閑階級の作れる團體が、その所有の自動車を以て、恰

もスポーツにでも出るかの如き氣分を以て「罷業破り」を行ふものとがある。今その主なるものを紹介して見よう。

O・M・S・團――會長は、先頃まで印度總督をして居つたロード・ハアーデングであつた、その幹部には、海軍提督ジエリコーを始め軍閥その他の保守的政治家の名を連ねてゐる。この團體は昨年九月二十七日新聞紙に左の如き意味の設立目的を發表した。過去數ケ月の間、解決の異常に困難なる産業爭議を利用して、總罷業を起して、物資の供給を杜絶し、動力交通及び衛生の勞務をも停止することによつて國民生活を痲痺せしめんとする運動が企畫されつゝあるは明白である。そこで、政黨政派に超越したる性質の團體を起すと云ふのである。その目的は公共業務の保護必要なる場合は特別警察吏の登錄、ロ 鐵道、地下及び地上電車、食糧の取扱ひ、ハ 貨物自動車、荷馬車の運轉、ニ 電信電話の杜絶した場合の傳令、ホ 書記的仕事等である。その組織は中央機關を倫敦に置き、各地方の主要都市に支部を置くのである。この團體と政府との關係は公然の秘密とも云ふべく、十月一日のタイムス紙上にて内相ジヨイソン・ヒックスは、この團體の設立に對して、政府は反對に非ざるのみならず、斯種の團體が緊急狀態の場合政府の事業を助くるは望ましき所であると云ふ露骨なる聲明をした位である。現に總罷業の開始せられた當日、該團體をその七萬五千の人員を擧げて、政府の受命委員の統御に服すべき旨を發表した。

このO・M・S團と協力する團體に、全國市民團體（The National citizen's Union）と大英帝國團體（the British Empire Union）とがある。

ファシスト――英國に於けるファシスト團は、伊太利その他ラテン系諸國の如く、政治上積極的に活動する能力を有せず、又その可能性をも存しない。寧ろ大英帝國主義の發展と云ふ點に於いて、保守的資本主義の奴隷機關であるが罷業破り團として その中に數へ得られる。特別警察吏に任用された者の中には、これに屬する者が多い。

交通團體――この中に數ふべきは、前揭の王室自動車倶樂部と軍隊補給豫備團體（Army Supplement Reserve）の交通部である。前者は自動車を所有する個人が、自動車使用發達の目的の爲めに作れる倶樂部であるが、先月の總會に於いて暴露せる如く、殆んど全部の出席會員が「罷業破り」に活動せる倶樂部の報告を承認してゐる。當日それに反對せる者僅かに四人なりしと云ふ。後者は、昨年の一月、各鐵道會社と陸軍省との協定の下に、戰爭その他の場合に補給すべき豫備であつて、主として鐵道從業員より募集せるものである。

總罷業の進行經過

遂に總罷業は開始せられた。政府は九ケ月の間、その準備を重ね來つた。勞働組合は、殆んど準備がなかつた。その事は總罷業の計畫中に反映し居るのみならず、その遂行中に於いても現れざるを得なかつた。しかし乍ら、その無準備の下に、この未曾有の機會を迎へ、それに對して急速の組織を作つて、その目的の貫徹に努力せる跡を見ることも亦、勞働組合の建設能力の如何に大なるかを示すであらう。

總罷業、一度開始せらるゝや、大衆を指揮命令する、實際的權力は、中央の幹部の手を離れ、地方の指導者の手に移る。而

して、その地方的指揮機關の構成態樣の如何によつて、その行動に大なる差異を生ずる。中央機關たる總務委員會の計畫指令を忠實に解釋し、之に對して一歩も積極的行動に出でなかつた地方と、反對に之を無視してその禁止的行爲まで行へる地方とが存した。その程度は各地方によつて異るであらうが、その由つて來る所は、その地方が所謂右傾的若しくは左傾的組合の何れが優勢なるかに依るであらう。而かも共通に味へる經驗は、各種の勞働團體が、相集りて共通の目的に對して、共同機關の設置を速かに行ふ事の甚だ困難なりしことであつた。その歴然たる證據は、最初より特定の目的のみを一個づゝ行ふ小委員會(Sub-Committee)を設けて、整然たる分業的組織を行ふに多くの障碍あり、大委員會が幾多の業務を負はざるを得なかつたことにある。然し、若しこの組織が、各地方に於いて、豫め準備され、實際の場合に於いて、總務委員會の指令を越えて、多くの行動が行はれたならば、必ずや社會革命に到達したであらうことは、實際に之を見聞せる者の齊しく認めた所であつた。而かも、之を欲しなかつた指導者の心理事情の存在してゐたことは、總罷業の進行を組織の缺陷のみより判斷しては無らぬことを教へる。しかし當時、各地方の指導者及び勞働大衆が如何なる心理狀態に在りしかを、玆に具體的に論ずることは不可能である。これを知る材料は極めて乏しく、又尙ほその當時を反省して、之を敍述する暇を有する人は少い。そこで私は、各地方に起りし、罷業組織の記錄を綜合し、一般的な形式に於いて、その進行の跡を辿つて見たい。

各地方に於いて、罷業の指揮命令の機關たるものは、その地方に於ける各勞働組合執行委員より成る地方的總務委員會である。この機關が形式上、發起者となりて、罷業又は閉出しに入れる組合より各一名の代表者を撰びて、合同罷業委員會を組織して、實際行動の指導機關たらしめる。地方的總務委員會は多く、政府の受命委員の區域と同一の擴りを有し、內部の諸都市に勞働評議會を包含してゐるのである。この機關は、專ら、中央の總務委員會との連絡機關となり、文書、宣傳、示威運動、接待、會計等の職務を擔任しその下に數個の小委員會をして、それを分擔せしめた。罷業委員會の任務は、專ら罷業の遂行に關する行動であつて、交通、許可、食糧及び見張等の諸事業を行ふた。その各個に小委員會を作れる事は、前者と同じである。ニュー・キャッスル市を中心とするダーラム及びノーザンバーランド地方は、これらの組織を遂行するに模範的であつて、この地方のO・M・S・團の失敗が、議會に於いて問題となり、政府は極力それを否認するに努めた位であるが、それでも

この組織を作り擧げるのに數日を要したと云ふ。

總罷業の進行に就いて、勞働者側の勝利に歸すべく見えた地方は、北部の工業地方であつて、その最も効果の少かりしは、倫敦の如き消費都市と南部の農業地方であることは云ふまでも無い。然しスコツトランドのグラスゴー市の如き工業都市であつても、造船業の如き直接罷業に參加せざる勞働組合の多き地方に於いては、案外靜穩であつた。又マンチエスターの如き、纎維工業や機械工業を、主とする地方も同樣であつた。總罷業の目的が、工業生産の直接的停止にありや、又は消費生活の間接的妨害に在るやは、今回の總罷業の經驗からも、明瞭に區別し得ざる所であるが、大體に於つて消費生活への妨害は、勞働組合の積極的行動の存在せざりしと共に、社會それ自身の自衞的行動の旺盛となりし結果として、不成功に終つたことは明白なる事實である。若し當初より、「許可」の範圍を狹少にし大衆的見張りを實行し、示威運動を禁止せず、罷業委員の積極的行動を許したならば、必ずや政府の「罷業破り」施設と衝突を惹起し、内亂に立至つたことは、火を睹るよりも明かである。

然るに、ロンドンの如き都市に於いては、罷業委員會は何等積極的行動を執らず、極めて消極的態度を持してゐたが爲めに、イースト、エンドに於いてすら、巡査と罷業勞働者とが暢氣に酒場にて談話を交へ、ロンドン船渠では「罷業破り」の劍橋大學生と埠頭勞働者とが、ドウインビー・ホールのマロンの斡旋にて共同委員會を作つて抗爭を避けたといふやうな有樣であつた。食糧配給所たるハイド・パークと、ガラーヂのリヂエント・パークには、メーベリー（sir Henry Maybury）の率ゆる運搬委員會が、千五百台の車輛の出入を管理し、專らロンドン埠頭との運般を整備し、倫敦市民の食糧配給に何等の異常をも與へなかつた。價格も、殆んど騰貴しなかつた。從つて交通機關の停止による消費生活の防害は、斯くの如き能率高き組織の前には、何等の効を奏しなかつたのである。罷業の終了したる當時、政府の發表する所に依れば食糧の不足を告げた地方は、倫敦を始め全國十一區に一箇所も無かつたと云ふ。

總罷業の進行中、最も注目すべき現象の一つは、總罷業の直接當事者たらざる一般市民の態度である。或る點から言へば、その活動的なる中間階級の向背如何によつて、その勝敗は決せられると言つても過言で無い。今回の場合の如きに於いては、勞働組合及び勞働黨側の人々は、飽くまでその罷業の正當なることを信じてゐる。資本家階級及び種々なる理由に依り保守黨に贊成し來れる人々は、飽くまでその不當を信じてゐる。この兩者の場合には、總罷業の進行模樣の如きは如何あらうとも、そ

の各自の信念を變更するに足りない。しかし、社會全體には、この點に就いて、平素何等の信念を有せず、たゞその當時の事情や宣傳に依つて、動ずる人々が、意外にも多數なのである。自由黨に屬する三百萬の人口の如きは、この點に就いて全くその向背に迷へる者の如くであつた。その幹部及び議員の大多數はロイド・ジョーヂ及び二三の僚友を除き、全然政府側に就いた。政府の發行せる機關誌『ブリッチッシュ・ガゼット』の發行部數が次第に增し、政府の管理に歸せる放送局より、首相始め有力なる保守黨政治家が愛國心に訴へる演說と物質的恩惠の保證を爲す演說の數多くなるにつれ、罷業破りの數も次第に增して行つたのである。この間に在つて、全く中立的立場を守り、平和的解決の運動に熱心であつたのは、英國教會及びノン・コルフオミスト教會であつた。カトリック教會の立場は大に異つてゐたことは注意すべきである。カンタベリー大僧正の演說の如きは、極めて、公平無私な獨立的態度を表明したものであつた。政府はその影響を惧れてその放送を禁止した位である。とまれ、英國に於ける敎會が、政府より獨立した立場を執つて、その役割を演ずることとの相當に顯著なることは一個の興味ある事實である。

然らば、勞資兩階級の階級的自覺に乏しき人々は、如何なる分子より成るかを見るに、小賣商人、恩給生活者、自由職業者等に多いことが發見された。しかも、これらの分子は何れも高度の發達を遂げたる資本主義國家に多いのである。資本主義は、古き中間階級を亡すと共に新らしき中間階級を作り來つた。この事實は平素多くの論者の看過する所であるが、總罷業の如き場合に暴露される所である。

以上總罷業の進行に就いて若干語つたがその全局面に就いて語る如きは、到底私の力の及ばざる所である。殊に各地方の狀況を個別的に敍べねば本當の樣子は知り得ぬ所であるが、今の場合、私の到底企て得ぬ所である。たゞ右の簡單なる敍述の中に、總罷業が次第にクライマックスに近づき、やがて勞働組合は第一次計畫の失敗を認め、更に第二次計畫に移すべきポイントに到達せざるを得ない狀勢の存したことを看取せられゝば、私の敍述の目的は足るのである。倫敦の總務委員會が、各地方との困難なる情報傳達機關の創造に苦心し、その連絡によつて知り得たる情報を綜合し、各組合の立場を考慮したる時、彼等は如何なる態度に出でねばならなかつたか。この事情を知ることは、やがて總罷業の經緯を知る以所であらう。（未完）

小作問題の一側面觀

坂西由藏

小作問題は如何に解決せらるべきであるか、といふことは、こゝに私の關說せんとするところではない。小作關係の實際について知るところのない私は、實際政策の問題に容喙する資格を有しないものである。小作慣行についての綿密な調査に本づかない政策論の危險であることを私は知つてゐる。こゝに私は經濟生活の歷史的ならびに理論的考察の結果より出發して、この問題の一側面觀を試みようとするのみである。

一

私の考へるところをもつてすれば、小作問題の紛糾は、地主と小作人との關係が資本主義的關係と封建的關係との間に彷徨してゐることに基因するものゝやうである。

時勢の推移は極めて徐々として行はれ、一たび成立した制度、組織は容易に消滅するものではない。現在の社會生活には、それに特有の秩序、組織があり、これを支配する獨特の精神があつて、これによつて現在は、過去および將來と區別せられるのである。しかしながら、過去において時勢の必要に應じて成り立つた制度とこれを支配する精神とは、

現在の社會になほその痕跡をのこしてゐる。これと同時に、將來における社會生活進展の方向を暗示するやうな事象はすでに現在の生活に現れ、そこにはまた若干の個人もしくは階級が實現を期する將來社會のプログラムがある。かくして、現在の社會には、意義の異なる諸多の制度が混在し、現存の秩序を支持すべき條件と共に葬られた秩序を保存する條件が存續し、來たるべき秩序をはぐくむ條件もまた生じつゝある。そこには異なりたる精神、異なりたる人生觀、即ち異なりたる理想の並立がある。現在の社會に存する――否、如何なる社會にも存する――このやうな事情は、おのづから『問題』を惹き起こさゞるを得ないものである。

社會が進化の歩みをとゞめない限り、問題の起こることは必然的である。停止した社會には問題はない。問題の起こることは、社會生活が發達を續けつゝある證據である。

社會進化の道程における一の階段より次の階段への過渡期に起こる問題は、舊秩序が打破せられて新秩序が完全に建設せられるまでは、終結を告げないであらう。前階段からの遺物が後階段にのこされてゐる限り、これを除き去ることは新たなる階段における重要な問題であらねばならぬ。また、新秩序が勝を制するや否や、更に新たなる理想は生れるであらう。この理想は人によつて異なり、階級によつて異ならざるを得ない。何となれば、その人その階級が社會上占めてゐる地位の異なるに從つて、如何なる社會組織が望ましいか、如何なる社會秩序が正しいか、についての意見を同じくしないからである。さうして異なりたる理想の對立はまた幾多の問題を醸成せざるを得ないものである。

二

現在の資本主義的生活は、經濟自由の原則によつて支配せられてゐるものである。何人も他人の人格を尊重する限り、

自己の人格を傷つけられることはなく、他人の自由を妨げない限り、自己の自由を制限せられることはない。現在の社會において人と人とを結び付ける經濟上の關係は、價格授受の關係であつて、對等者間の自由契約によつて定められるものである。さうしてこの經濟自由の原則は、全體のために、社會進歩のために、存するものである、と考へることができる。それは何故かといふに、社會の構成員たる各個人が、十分にその個性を磨き、その全能力を發揮する場合においてのみ、社會は全體として進歩することのできるものであるが、個人をしてその全能力を發揮せしめるためには、これに活動の自由を認めることが必要であるからである。從つて社會の進歩のために必要なことは、現に與へられたまゝの人間の自由なる活動の結果が、綜合して社會全體の利益となり得るやうな（もしくは全體の利益とならざるを得ないやうな）社會制度の完成に努力することである。

ところが今日、各個人が活動の自由を認められてゐるといふことは、他面より見れば、一切の行動に對して獨り自ら責任を負擔し、自立自營を全うすべきことを要求せられてゐるといふことに外ならない。何人も決して他人の慈善恩惠に依賴してはならぬ。得るところのものに對しては必ず價格を支拂はなければならぬ。人と人との經濟上の交渉を支配するものは有償の原則である。

されば現在の資本主義的生活を支配する經濟自由の精神は、畢竟、自立自營の精神に外ならぬものである。この經濟自由の原則の確認せられない時と所とにおいては、完全獨立の個人は存することができない。さうして完全なる自由を有しないものは、自立自營を要求せられることの代りに、保護を與へられるのである。

原始時代においては、人間は個人としては甚だ微力であつて、獨立して生存を維持することができなかつた。それ故に、多人數の血族者が集まつて共同生活の團體（大家族）を形づくり、即ち弱者相依り相助けて生活を營んだのであつ

て、個人は何等の意義をも有しなかつた。このやうな生活を支配する精神は共同保護、共同責任の原則であつた。人と人との間には、有償の關係は存せず、たゞ無償の關係があるのみであつた。

自由の全く缺けてゐるものは奴隷である。奴隷は手段であつて、目的ではない。その人間としての價値はゼロである。奴隷の勞働の結果は悉く主人の懷に入り、奴隷自身の所得として與へられるところはない。その代りに、奴隷は獨立の經濟を營むことなく、その衣食は悉く主人より給せられるのである。

この不自由勞働の制度と近世の自由勞働の制度との中間に立つ半自由の制度は、即ち封建時代の隷農關係であつた。

封建の領主は大なる土地の支配者であつた。しかし領主は單純な大地主ではなく、その區域内における唯一の權力者であつた。これに對して領内の農民は不自由民ではなく、土地耕作の結果を自己の所得とし、これによつて獨立の經濟を立てたものである。しかし農民は土地收穫の中から領主に年貢を納め、勞役に任じ、また領主の行政權に服從し、種々の點において自由を制限せられた。さうして完全なる自由を有しない農民は、自立自營を全うすることができない。故に農民の自由を制限した領主は、常に農民を保護し、農民が生活の困難に遭遇する場合にはこれを救濟しなければならなかつた。されば封建社會の生活は君臣、主從、上下の關係を基として成り立ち、領主と農民との關係は、資本主義的原則に從ふ土地所有者と借地人との關係のやうに契約によつて定められるのではなく、一に身分によつて定められたのである。それ故に封建社會より資本主義社會への推移は『身分より契約へ』といふ言葉をもつて要約せられるのである。

三

封建社會より起つた原則によれば、地主と小作人との關係は主從の關係である。上下の關係である。地主は小作人の

保護者であつて、小作人に憐憫を加へ、恩惠を施すことは地主の義務である。その代りに小作人はその主家たる地主に對して忠實、從順であらねばならぬ。さうして地主に對する小作人の負擔の高は習慣的に固定してゐたのである。この封建的原則は貨幣經濟の發達によつて打破せられた。さうして資本主義の原則によれば、地主と小作人との關係は、對等獨立の人格者の間における純契約關係であつて、小作料は土地の用益に對して支拂はれる價格に外ならぬものである。

しかしながら封建制度（もしくは舊家族制度）によつて養はれた思想や習慣は、なほ種々の形においてその痕跡を今日の社會にのこしてゐる。企業者と勞働者との間に起る問題は『日本獨特の家族制度の美風』によつて解決せらるべきである、といふやうな聲があまり聞こえなくなつたのも、漸く近頃のことである。まして小作關係は、舊時の思想と習慣とに囚はれてゐることが、なほ大であるのではなからうか。近頃頻發する小作爭議は、少くとも一部分、封建的舊秩序より脱却するための運動である。と考へることができないであらうか。

舊時代における百姓一揆は、産業爭議ではなく、多くは暴政に對する反抗運動であつた。これに對して今日の小作爭議は形式上においては價格爭鬪である。しかしながら地主に對抗しつゝある小作人は、果して自立自營の精神を缺いてゐるやうなことはないであらうか。地主の恩惠をねだるやうなことはないであらうか。また地主は小作人の保護者ではなく（小作人の保護者は國家である）商取引の當事者である。しかるに地主は果してその取引の相手方を自己の對等者として遇しつゝあるであらうか。小作爭議には多くの『感情問題』が含まれてゐると聞く。しかし、場合によつては、この感情問題の中に小作料の問題そのものよりも重大な問題が潜んでゐるのではなからうか（前に斷つておいた通り、私は小作慣行について知るところがなく、また小作爭議の内容に就いて研究したこともない。從つて私は、こゝに門外

の願ひとするところを記述するにとゞめなければならぬ。）

小作關係は久しい慣行によつて定まつたものであつて、資本主義の原則に從ふ變化が速かに行はれようとは思はれない。しかしながら小作料物納の制度は農民經濟の獨立を妨げるものであると私は考へる。西洋經濟史について見れば、農民の物的負擔を貨幣額に引きなほしたことは、農民解放の端をひらいたものである。勿論小作料物納の制度は、農民にとつて有利な場合も少くないであらう。これによつて農家經濟は、或る程度まで價格變動の投機的危險を避けることができる。もし小作料の高を收穫に對する歩合をもつて定めることゝするならば、農家經濟は自然的條件の變化より生ずる危險をも地主の經濟に轉嫁することができるであらう。しかしその代りに農民は經濟上の獨立を失ひ、地主に對して從屬的地位に立つの外はないであらう。

四

現在の資本主義社會においては、人と人との經濟上の交通は、すべて商取引の形式において行はれる。商取引とは、給付に對して價格を支拂ふ關係をいふものであつて、賣買の外、貸借も、雇傭も、形式上商取引である。何となれば、貸借は資本（土地もまた資本たり得るものである）の用益に對して賃子（利子、地代、家賃等）を支拂ふことであり、雇傭は勞働の給付に對して賃銀を支拂ふことであつて、さうして賃子も賃銀も價格であるからである。現在の經濟生活は價格生活である。

この價格の生活は市場に集中する生活である。近世市場の特色とするところは、一切の個人的差別を無視し、すべてを同一の平準にもたらし、厘毛もゆるがせにしない打算によつて萬事を決することに存する。この資本主義的價格生活

の精神が最もよく現れてゐるところは、金融市場である。金融市場においては、たゞ一種類の商品のみが取扱はれる。それは貨幣資本であつて、全く人格的制約を脱して、たゞ數量的存在を有するのみである。故に、金融市場における取引の目的物は、最も多く移動性に富むものである。その移動は、國內において自由であるのみならず、瞬時に國境を超えて行はれる。さうして、この運動の間における因果の關係は、可なりの正確さをもつて追及せられ、その方向は、他の經濟現象に比類を見ない程度の確からしさをもつて豫測せられるのである。

その完全性において金融市場に次ぐものは、商品市場である。商品市場の中、最も高い地位を占めるものは取引所である。取引所商業は金融市場と密接な關聯に立ち、前に金融市場について述べたところの多くは取引所にも當てはまる。さうして、その他の商品市場は、その取引せられる商品の普遍性、從つて移動性の度合の異なるに從つて、世界市場より地方市場に至るまで上下幾層の階段をなすものである。

商品市場よりも更に不完全なものは勞働市場である。勞働市場の商品は、移動性の甚だ小なる人格的商品である。これを貯藏することは絕對に不可能であるし、これを賣手の身體より離して引渡すことができない。その結果として、勞働の賣手は勢ひ、その買手の支配のもとに立たなければならぬものであつて、雇傭關係は形式上對等者間の自由契約に本づくものであるが、實際においては家族的、主從的關係を伴ひ易いものである。近頃勞働關係はそれが勞働の賣手と買手との間における商取引であるといふ立場に近づき、勞働者は企業者の慈善恩惠を排し、企業者は勞働者を對等者として遇するやうな傾向が生じた。將來において、勞働市場の取引關係が如何に發展するであらうか、もしくは如何なる新制度がその間から生れるであらうかは、こゝに私の問題とするところではないが、ともかく今日まで、勞働關係は資本主義の潮流に從ふことによつて、それ自らの問題を解決すべき方向に進みつゝあるものである、と私は考へるのであ

る。

五

前にも述べたやうに、資本主義的生活の原則に從へば、小作關係もまた一の商取引と考へらるべきものである。その取引の目的物は土地の用益(耕作權)であつて、地主はその賣手、小作人はその買手である。さうして小作料は、このやうな商取引において、需要供給の法則に從ひ、自由競爭によつて定まる價格であるべき筈である。しかし實際においては、かくの如き商取引の行はれる市場は存在しない。小作關係は、未だ資本主義的原則に從ふに至らないのである。

これに對して、リカルドーの構成した地代の概念と地代の起因に關する學說とについては論ずべき點はあるが、或る前提のもとにおいてはその學說の論理的構造に矛盾はないと考へる。しかし、この學說は競爭地代を說明せんとするものである。發達した市場に行はれるやうな需要供給の法則が、借地關係にも行はれると前提するものである。

ところが、この前提は充たされることもあり、充たされないこともある。アッシュレーのいふところによれば、イングランドの農業組織は、莊園の制度が貨幣經濟の影響を受けて崩壞をはじめた後、特殊の發達を遂げ、一つの大農場に三つの利害關係が重なるやうになつた。それは地主と借地農と農業勞働者とである。地主は地代を收得する階級であつて、借地農は農業勞働者を雇ひ入れて農業を營む企業者である。――かくの如き場合にはリカルドー說の前提は充たされたことになる。

しかし、多數の小作關係においては、事情は全くこれと異なるものである。形式上より見れば、小作人は、右に掲げたイングランドの大農組織における借地農の資格と農業勞働者の資格とを兼ねてゐる。即ち小作人は地主より土地を借受け、自己および家族の勞働によつてこれを耕作する企業者であつて、その地主に支拂ふ小作料は、その耕す土地の收

獲と耕境地の收穫との差より成るものである、といふのが恐らくは多くの教科書に從ふ解釋であらう。しかし、私は次の二つの點において、これに訂正を加へなければならぬと考へるものである。

一　小作人は企業者ではない、農業を營むことによつて利潤を獲得せんとするものではない。農民が土地の耕作權を得んとするのは、自己および家族の勞働力を利用すべき機會を得て、その家計を維持せんと欲するがためである。耕すべき土地を借り受けることができなければ、彼等の勞働力は無用に歸し、生活の資料を得ることが出來ない。即ち小作は生存のためであつて、營利のためではない。故に小作人の立場は全く企業者の立場と異なり、日々その勞働を價に換へなければならぬ勞働者の立場にあるものである。たゞ工場勞働が賃銀勞働であるに對して、小作人の勞働が獨立勞働である、といふ差異があるのみである。(小作人を企業者と看做すならば、人力車帳場の車夫も企業者であるといはなければならぬ。)

二　地主と小作人との間における商取引の目的物(耕作權)は、全く移動性を有しないものである。土地は一定のスペースに結び付けられ、獨占的性質を有するものである。さうして、農民はその住する地方において、與へられた條件の下に、土地を求めなければならぬものであつて、商品の買手が最も安い市場を求めるやうな選擇の自由を有するものではない。假に、リカルドーの地代說を正しいとしても、一地方において小作に付せらるべき土地の分量(供給)とその耕作權を求めるもの(需要)とを比較して、前者が後者よりも大であれば、地代はリカルドーの『レント』以下に下り得るであらうが、その反對の場合には地代は上り、小作人はその生活費の一部を割いて、これを支拂はなければならぬことになる。かくして、農民は土地に從屬し、やがて人に從屬することになるのである。

將來において、小作關係が資本主義の潮流に從ふことによつて、それ自らの問題を解決するの日が到來するであらうか──これは本稿の範圍を超えた問題である。

『新自由主義』批判

たちの惡いカリカチュアだ

大森義太郎

『吾人は……世界に於ける新日本建設の原理を探らんとする。』讀者はこの文句を讀んで、わたしが物好きにも、そこらの町の掲示板で見掛ける在郷軍人團の貼り紙でも、書き拔いてきたかと思ふことだらう。ところが、實は、これこそ法學博士商科大學教授上田貞次郎氏の主宰する雜誌「企業と社會」の宣言」の一節なのである。その上田博士がこの雜誌で近頃唱へ出したのが、いま問題にしようといふ「新自由主義」である。

では、「新自由主義」とはどんなものか。その特色は、まづ、中ぶらりんといふことにあるらしい。博士のいふところによると、日本においても無產黨と保守黨との對立が生じてくる。が、「無產黨以外にあつて、而かも保守黨に入る能はざる分子が多數に殘るであらう。」そこで、この、いはゞ、あぶれ者連中の「思想體系」たらんとするものが「新自由主義」であるといふわけだ。(「新自由主義の必要」――「企業と社會」、第一號)博士は、かういつたからとて、必ずしも獨立の政黨の樹立を主張するのではないと斷つてゐる。それは我々にとつてもまたどうでもいゝことだ。たゞ、こゝで我々は、「新自由主義」が明白に小ブルヂョアのイデオロギーだといふことに、注意しておけば澤山である。

ところで、この「新自由主義」は、博士みづからによると、素晴らしい效能をもつてゐる。すなはち、「一方に資本の横恣を抑へ、一方に健實なる社會改造の地盤を作るもの」ださうだ。だがしかし、この效能書たるや果して賣藥の效能書みたやうなものではないだらうか。どうだらう。我々はこばやく調べてゆ

かねばならない。

上田博士のいふところに從へば、「新自由主義」の實際政策は「十九世紀の中葉に主として英國に行はれたマンチエスター派に近いもの」である。從つて、「原則として自由競爭の自然的調節力に依賴せんとする。」また、對外關係としては自由貿易の主張になる。それならば、かういふとうの昔に過ぎた、黴だらけのものが今日の日本になぜ必要なのか。この點の說明は博士の最も得意とするところである。が、それは、わたしから見れば極めて簡單なことにすぎない。明治の初年に「我國には產業革命と重商主義とが一時に來た。」その重商主義はずつといまにいたるまでも絕滅されずにある。そこで、「我國は大正十五年の今日において眞に重商主義の餘弊を一掃すべき學說を要求する時代に入つたのである。」その學說こそは「新自由主義」である。ただこれだけにすぎない。そして、上田博士がこゝで「重商主義」といつてゐるのは、單に國家の干涉主義、保護政策といふことにすぎない。つまり上田博士の考へでは、苟も國家の干涉、保護の事實さへあれば、その內容、根據はなんであらうと、皆一列に「重商主義」なのである。凡そ粗雜といつて、これくらゐ粗雜な議論がまたとあらうか。第一、大戰後は、歐洲の諸資本主義國、英國ですらも、殊に露骨な保護政策をとつてきた。これなども博士の說でゆくと、「重商主義」に返つたといふわけだ。英國は產業革命を終り、自由主義の時代を經てきたが、それが數百年の昔の「重商主義」に逆戾りしたといふのである。博士においては歷史の進展などゝいふことは微塵もないことになる。これほどに物の歷史性を無視した議論がどこにあらうか。「重商主義」が一定の歷史性をもつてゐること、──資本主義の一定の段階に結びついてゐることなどは、この博士にはてんでわかつてゐないのである。資本主義の前段階における保護政策と資本主義の後期段階における保護政策との區別がつかないんだから遣りきれない。一つ親切氣を出して特に博士にお敎へ申さう。現時の國家干涉主義、保護政策は、資本主義の一定段階である獨占經濟に基いた帝國主義の政策でございます。重商主義などゝは似もつかないものでございます。なるほど、日本の場合には封建制の遺物がずつと殘つてはをりましたが、いまではこの帝國主義政策のなかへ織り込まれてしまつてゐるのでございます。

この博士の議論にはもつと大きな誤がある。現在は世界經濟、世界資本主義の世の中である。日本の經濟は世界經濟の環として、日本の資本主義は世界資本主義の一成員としてのみ始めて理解できる。しかるに、上田博士はどうだらう、──日

本を全く切離して見てゐる。世界資本主義がどういふ段階にあるかなどは頭から問題にしないんだ。これぢや、井戸の中の蛙同様、物の道理がわかる筈がない。しかし、これも當り前かも知れない。觀察が非歷史的、表面的、部分的であることは、小ブルヂョアのイデオロギーの特色だから。

ともかく、現在の日本が重商主義の時代などにはないことは明かになつた。從つて、「新自由主義」なんてものは、必要でもなければ、要求もされてゐないことが明かになつた。

「新自由主義」を一所懸命になつて要求してゐるのは、現在の日本ではなくて、實は上田博士その人なのだ。かういふと、博士は、苦しまぎれに、いや要求されてなくても、個人の「自尊、自制、自治の精神」は人間として大切だから說くんだといふかも知れない。これがまた小ブルヂョア的である。事實を無視して議論を立てる空想論である。博士の言葉をそのまゝ使へば一個の「迷信」にすぎない。

さて、こゝでちよつと氣になるは「新自由主義」の「新」といふ字である。どういふ意味で「新」なのか。博士の說明を傾聽しよう。「……新自由主義は舊自由主義の如く單純なる個人の自由即ち個人が他の個人又は政府の干涉を免れるといふことだけを理想としてはならぬ。」つまり少しぐらゐの干涉はこれを認めるのがまづ、「新自由主義」の「新」たる所以らしい。では、どういふ程度で認めるのか。「一般人民の個性を發展せしむるために其の經濟生活を安定にすることが必要であるとするならば國家の干涉は決して不可ではない」、のである。（「新自由主義の必要」——「企業と社會」第一號）甚漠然として捕りにくい。で、手取早くどんな干涉を認めるのかと見れば、實は「租稅政策」、「工場法」、「保險法」などのいはゆる社會政策的な立法で國家が資本家をして少し讓步させることにすぎない。（「新自由主義と我國の勞働組合」、——「企業と社會」第六號）だが、一體、これの正味はどれくらゐであらうか。博士は溫情主義的な施設を極力排斥する。「舊自由主義でも溫情的社會政策よりは私に取つて親しき感がある、」のださうだ。（「武藤山治氏著實業讀本を讀む」——「企業と社會」第一號）と同時に、勞働者階級の社會主義的鬪爭は——後に明かにするやうに——博士が、資本家と共に、非難攻擊して止まないものである。資本家の自らする讓步、溫情主義はいけないし、勞働者の階級鬪爭は許さない。この二つの制限内で勞働階級の生活を改善しようといふのだ。そして、それで「個性を發展せしめ」ようといふのだ。隨分と人を喰つた話である。これが「新自由主義」の「新」であるなら、それはむしろ「珍」だ。

こゝで讀者は、博士の議論における「改良主義」の上塗——これも小ブルヂョアのイデオロギーの特色だ！——を見るがいい。同時に、その裏に塗り隠された反動的な內容を見るべきである。

この反動的な博士の精神は、その社會主義に對する態度になると、やうやくはつきりと現はれてくる。

社會主義に對する博士の批評の第一は、「社會主義は舶來の迷信なり」、といふ點にある。（「新自由主義の必要」——「企業と社會」第一號、「社會主義と自由主義」——同第二號）ここに我々は「新自由主義」の提唱者上田博士が、その社會主義に對する骨の髓からの憎惡において、資本家階級と全く感を同じくしてゐることを發見する。それなら、なぜ「迷信」かといへば、社會主義は「恰かも嚴冬の井戸端に水が氷に變る如く忽然として社會組織の一變すべきことを信じてゐる」からださうである。寡聞なわたしはかういふことを主張する社會主義のあることを未だ嘗つて知らない。もし、かうした主張が眞實の社會主義者、殊に博士の論難の的であるマルクシストの間に出てゐるのなら、後學のために一つ教へていたゞきたいものである。思ふに、博士の社會主義といふのは、もしも博士が何かのはづみで社會主義を唱へるとしたら、かうも主張するだらうといふ型を示したものであらう。だが、事實は、博士が社會主義者にならないことが確かであると同じく、眞實の社會主義者の中に博士のいふやうな愚論を試みる者もないことも確かである。

さらに、博士が社會主義の內容に觸れるに及んで、その議論はますます支離滅裂を極めてくる。博士は社會主義は企業の民主的經營を主張するが、これは單に「外型上の變革を求める」ものだといふ。そして、これがいかに「現在の制度以上に生產及分配の狀態を擧ぐ」べからさるかを「立證」するために、現在の社會において、國營事業、官業が「徒らに經營の能率を引き下げ、且政治上の腐敗を招くの結果に終る」の事實を縷說する。しかし、これも、お氣の毒ではあるが、社會主義のかゝはり知らぬことである。社會主義は、現在の資本家制をそのまゝにして置いて、たゞ企業の民主的（！）經營をやれなどゝは決して主張しない。資本家制そのものゝ變革を主張する。基礎を變へることを云ふのだ。だから、現存の官業の不成績なんぞをいかほど持つて來たところで、社會主義の攻擊にはなんの役にもたゝない。これも上田博士が御自分の魯鈍をそのまゝ社會主義に映したもので、社會主義にとつて全く迷惑千萬な話である。

しかし、この攻擊を裏附けようとして博士が云ふことが振る

つてゐる。余り面白いから、少し長くなるが讀者に紹介しよう。「私はこゝに自分の社會主義觀の全部を述べる暇がないけれども、過去十年程の間に自ら日本の政治經濟の實狀を見聞した所で、少くとも此國においては社會主義なるものは現在の缺陷を指摘するだけであつて、毫も新秩序の建設に貢獻し得るものでないことを發見したのである。」(「新自由主義の必要」——「企業と社會」第一號、一四頁)第一に僅か自分一人の「見聞」で、しかもたつた「十年程」の間の「見聞」で、堂々と社會主義はいかんといふ大きな結論を下すのである。これが法學博士の仕事なんだ。しかし、それはまあいゝとしよう。上田博士は社會主義が批評的、消極的であつて「新秩序の建設」に役に立たないことを「發見」したのである。「新秩序」といふのは社會主義的秩序、または少くとも社會主義的秩序に爲すべき部分的の仕事であらう。この際、上田博士はかういふ社會主義による建設的なものをどこに探したか。過去の「日本の政治經濟の實狀」にである。一體、日本の政治經濟とはどんなものか。それが資本主義的秩序であるぐらゐは、上田博士といへども御存知であらう。すると、上田博士は日本の資本主義的秩序のどこかに、社會主義者の社會主義的秩序が轉つてゐないかと探したのである。そして、どこにも見當らないから、そこが社會主義は批評ばかりで建設の方は駄目だといふ論斷を下したのである。これでも一體眞面目なんだらうか。鯨を探すのに山奥へ出掛けて行つて、見つからないので憤つてゐるのだ。これでは、いかに、法學博士商科大學教授の肩書に敬意を表して、肅然襟を正さうとしても、思はず笑ひ出さざるを得ない。

これを讀んで讀者は、わたしがたゞ揚足取りを努めてゐるのだと考へられるかも知れない。が、決してさうではない。博士のかうした誤りは偶然的なものではないのである。博士は資本主義の本質、そこにおける根本的事實である勞資の對立に對してすら眞實の理解をもつてゐない。博士はいふ、——「……現在謂ふ所の勞資の對立は單に勞働と資本との對立のみを意味するものではない。自由競爭の社會に於いて資本家は自らの利潤を大ならしめんがために勞働者を壓迫するけれども、又彼等は消費者をして安き品物を得しめんがためにこの壓迫をなすべく餘儀なくされてゐる。即ち一の資本的企業は他の資本的企業と競爭するために生産費の節約を計らねばならぬのであつて、その爲めに彼等は一方に種々の新技術、新經營法を案出して勞働そのものゝ使用を節約すると共に、他の一方には勞働者との契約上自己に有利な條件を強行せんとするのである。故に勞働者に對する資本家の壓迫は資本家のみの壓迫にあらずして、資

本家の背後にある消費者の壓迫を含んでゐる。（「新自由主義と我國の勞働組合」——「企業と社會」第六號、二一—三頁）すなはち、上田博士によれば、資本家は單に儲けづくだけでやつてゐるのではなく、社會に廉い商品を供給することを念としてゐる。そのために、資本家は——上田博士によれば、恐らく涙を揮つて——勞働階級を壓迫するのである。資本家はなんと寛仁大度であることか！　資本家がその競爭者を驅逐するために生産費の節約を努めるのは、それによつてできるかぎり市場を獨占しようとする爲めである、——それによつて少しでも利潤を多くしようとする全くの儲けづくの仕事である、といつたやうな事實の眞相は綺麗に蔽ひ隱されてゐる。競爭の危險が少しでも減れば、——例へばトラスト、カルテルの場合——いかに資本家が少しでも高い商品を消費者に賣りつけようとして努力するかなどの事實には、上田博士は見て見ぬ振りをする。讀者はこゝに、資本家制を、從つて資本家の行動を美化しようとするブルジョア經濟學者の阿諛的な理論の一典型を發見すべきである。

　これが上田博士の、現代社會の根本事實に對する理解である。そのあらゆる理論が誤謬と虚僞とに充たされてゐることは當然ではないか。

　要するに、上田博士の社會主義批評は、社會主義の主張しないことを主張したとして誣ひ、社會主義の當否を檢すべからざるところにこれを檢して、たゞもう社會主義を惡罵するために狂人のやうになつたものである。我々は、讀者と共に、上田博士の小ブルジョア的な所論が、學者の名において、公平なる第三者の名において、實はいかに小ブルジョアらしく反動的であるかを、いまやはつきりと把握することができる。

　博士の反動的精神は必ずしもこゝに止どまらない。

　上田博士は——既に上掲の引用からして讀者が推察されるであらうやうに——「企業と社會」の創刊以來、毎號「新自由主義」と種々なる問題との聯關を説いてやまない。その第三號には「新自由主義と農村問題」が取扱はれてある。そこで論じるところは、我々が幾度か、博士のいはゆる「新自由主義」から、嫌になるほど聞かされた、商工業立國論である。商工業資本家のための代辯の辭である。ところが、この論の最後の節で食糧問題に關して次の如く説いてゐる。——「是に對して私は植民政策を以つて答へたい。朝鮮及臺灣は日本の版圖であるのみならず、地理的に接近したる農産國である。此等の領土の農産、特に米産を擴張することは其人民の福利を進め、從つて帝國の平安を致すと共に本國の食糧問題を解決する所の鍵であ

る。」(「企業と社會」第三號、一五頁)かく博士が殖民政策を持ち出してゐることは注目に價する。「植民政策」といへば體裁がいゝが、實は植民地の弱小民族に對する、、、、、、にほかならない。ところで、かうした植民政策が先進の資本主義國において强調されてきたのは、決して資本主義の初期からではない。例へば、上田博士の得意とする英國をとれば、二十世紀の初頭、帝國主義時代に入つてからである。近代的な植民政策と帝國主義とは附き物である。從つて、帝國主義前の資本主義のイデオロギーたるいはゆる「舊自由主義」は植民政策に重きを置かなかつた。たゞ農業國との自由貿易を主張した。しかるに上田博士はどうであらう。自由主義の立場に立ちつゝ「植民政策」を、弱少民族の搾取を主張するのである。博士が知らず知らずに——たゞ資本家の代辯者なるがゆゑに!——帝國主義資本家のために語つてゐることは實に興味深いではないか。恐らくこれが「新自由主義」の「新」のほんとの意味であらう。

こゝまで來た讀者は、振り返つて、最初に見た「新自由主義」の效能書を讀み直して見るといゝ。そこには「一方に資本の橫暴を抑へ……」とあつた。これはどうであらう。既に見たやうに、資本家制そのものには一指をも觸れようとはしないのである。大體、上田博士のは資本主義がいけないのではない。たゞ、たかだか、資本主義のある段階において見られる國家的干涉主義、保護政策が氣に入らない——これも表面上だけ——といふまでのことだ。自由競爭的の資本主義だつたら双手を擧げて贊成なのである。こゝに上田博士における資本主義そのものに對する徹底的な是認の態度が見られる。これで「資本の橫暴を抑へ」は、聞いて呆れるといふものだ。效能書にはもう一つ、「一方に健實なる社會改造の地盤を作る……」とあつた。」この方はどうか。一體、「新自由主義」はこの目的のために何をするかといへば、既に見たやうに、ほんの申譯ばかりの社會政策的立法である。これでは「百年河淸を待つ」どころの騷ぎぢやない。かうして見れば、くだんの效能書なるものは、賣藥のそれにも增した嘘八百である。讀者は何よりもこんなものに乘ぜられない要心が肝心であらう。

さてわたくしは、かういゝ加減に「新自由主義」の正體をつきとめた筈である。それは非歷史的であり、觀念的であり、部分的である。改良主義を表面にはとりながら、實は極めて反動的である。一言にして言ふと、「新自由主義」は徹頭徹尾小ブルジョアのイデオロギーである。小ブルジョアは現代社會において經濟の中心を離れた階級である。それは曾つては歷史的な任務をもつたこともあつた。が、いまは歷史の展開になんら積

極的の貢獻をなしえないものである。この階級のイデオロギーたる自由主義もまた同樣である。嘗つては相當に戰鬪的であつたこの思想も、いまでは、時代に取り殘された廢れ物にすぎない。この廢れ物の埃を拂つて、「新」の字をつけて、さて恭しく擔ぎ出したのが、上田博士の「新自由主義」である。全く時代離れがしてゐる。譬へて見ると、あの、いはゆる鹿鳴館時代にでも流行つた洋服を着て大正十五年の銀座通りを得意然と歩いてゐるやうなものである。讀者諸君！　これはなんとしても、一つの戯畫ではないか！

けれど、それだけなら御愛嬌で罪も輕い。が、この「新自由主義」は、既に見たやうに、無産階級のイデオロギーである社會主義への憎惡、帝國主義資本家へのお追從と、いろいろに反動的である。古い洋服の蔭でよくないことをしてゐるやうなもんだ。全くたちの惡いカリカチュアである！

ついでながら、わたしは讀者に一つのことをお報らせして置きたい。既に上で明らかにしたやうに、上田博士の所論は――例へば社會主義論に最もよく示されたやうに――まことに「虛僞」以外の何者でもない。ところで、「企業と社會」には「思想の傾向を同じくする」と稱する人達が上田博士の後に、金魚の糞のやうに、くつついて「新自由主義」を吹鳴つてゐる。どう見ても、附和「雷同」以外の何者でもない。しかもどうであらう。わたしが冒頭に引用した「宣言」の一節には次の如き句が見出される。――「吾人の惡む所は虛僞と雷同とであり、……」なんと讀者諸君！　上田博士並びにその下廻り諸君のいかに自己を顧つに嚴なることか！

（一九二六―九―八）

新自由主義の「必要」

高畠素之

一

改造社からの注文によると、上田貞次郎氏が新自由主義なるものを提唱してゐられるさうだ。不注意にも筆者は、今まで

れを知らずにゐたのであるが、これを機會に新自由主義の如何なるものであるかを讀んでおくのも無益であるまいと心得、創刊號以來の『企業と社會』(上田氏の雜誌)を取り寄せて通讀して見た。

しかし、讀後筆者は無益な時間を空費したことを悔いた。正直なところ、上田氏の述べてゐられることには、主義と言ひ得るほどの首尾一貫したものが見出せない。口癖のやうに『新自由主義の立場からすれば』といふ言葉を用ひてゐられるが、新自由主義とは如何なるものであるか、何處にその理論的根據があるのか、改めて御說明願ひたいやうな次第である。『新自由主義の必要』を始め、『社會主義と自由主義』、『新自由主義と農村問題』等の諸論文にあらはれてゐるものは、要するに氏の所謂舊自由主義、即ちマンチエスター派自由主義の苦悶と焦燥に過ぎないのだ。それは決して『新自由主義の提唱』と言ひ得るほどのものでない。

從つて彼れこれ批評するのも大人氣ない話であるが、折角批評を頼まれたことだから、强いて問題にして見る。

二

上田氏の諸論文の中、新自由主義の根本原理を主張したものと看做せば看做し得るものは、『企業と社會』創刊號の『新自由主義の必要』であらう。自餘の諸論文はつまり新自由主義の實際的應用である。ところで、『新自由主義の必要』から、最も原理的な字句を拾ひ上げて見ると、大體次ぎのやうなことになる。

新自由主義は、政治的方法として、議會を中心に置くべきこと』を主張し、『此デモクラシーの政治機關の運用を進歩せしむると共に、他方には政治の方針を確立し』、『保守主義及社會主義と並立して自由主義の立場を固め』んとするものださうである。そして、經濟的には『自由競爭の自然的調節力に依賴せんとする』ものだから、『產業振興の方法として自由貿易主義の復活を要望し』、『企業の國有公有に反對し、企業間の自由競爭を重んずる』こと勿論である。

これだけでは、しかし、舊自由主義と何の變りもない。前半は尾崎行雄氏あたりから、後半は武藤山治氏あたりから、常々聞かされてゐるところだ。然るに殊更ら『新』と銘打つのは何故かといふに、次のやうな相違點があるからだと上田氏は言ひたいらしい。即ち、『新自由主義は舊自由主義の如く單純なる個人の自由、即ち個人が他の個人又は政府の干渉を免かれるといふことだけを理想としてはならぬ。それは我國民の一人一人を

して其天分を充分に發育し得しむるの自由でなければならぬ』點だ。換言すれば、『個人の自由自律に立脚したる健全なる自治』を目標とする點に、『新』と稱し得る特異な立場があるつもりらしいのである。

しかし、上田氏が他の部分で『市營事業と其職員』を論じ、市電の利益を生み出すためには、「從業員たる各自が協力して無駄な費用を省くことを要する。電氣局全體の空氣が勤儉勵行を尊ぶやうにならなければならぬ。一人一人の責任感が強くなければならぬ』と説いてゐられるところから察するに、この『個人の自主自律に立脚したる健全なる自治』も、從來、大工業の經營者たる武藤山治式自由主義者が、口を酸くして力説してゐたところと異なるとは考へられない。

要するに氏は、『我國の現狀にては曾て國民經濟の隆興を促すために取られたる資本主義扶植策が、其目的を達したる後において尙ほその餘弊を殘してゐるから、先づ之を一掃して資本主義そのものを自主的ならしめなければならぬ』ことを、『經濟生活安定にすることが必要であるとするならば、國家の干渉は決して不可でない』が『國家が若し補助するならば、其自立の力を養ふように補助すべきである』ことを主張してゐられるだけの話なのだ。

氏はかゝる『新』自由主義の立場から、社會主義を論じ、農村問題を論じてゐられる。しかし、『社會主義の歴史を遡つて見れば種々の流派があるけれども、皆財産の共同と産業の民主的經營を主張せざるものはない。』が、現在における『國營及市營事業の生産能率の擧らざること』を見れば、産業の公有も一場の迷夢に過ぎぬといふやうな主張は、とうの昔に討論終結となつてゐた筈だ。

また氏が農業保護關税や地租輕減に反對してゐられるのも、成程無理のない次第だと首肯される。何故といふに氏は、新自由主義の看板によつて、舊自由主義の強調、その有力な支持者である加工的工業資本家の代辯に努力してゐられるのだから、實際、氏の所説は新自由主義の提唱と見ればこそ辻褄が合はないが、舊自由主義の強調と考へれば、それなりに理路整然たるものがある。

三

上田氏はいふ。日本においては『外國の原料を用ひ、內國の技術と勞力を用ひて加工したものを、更に外國の販路に輸出して利益を得るといふことを立國の大方針としなければならない。然らば此貿易上の發展について何が必要かといへば、低廉

の後援にあらずして輸出商品そのものの品質よくして價格低廉なることである』と。

　そこで『我國が自ら自由貿易主義によつて互惠的態度を取』り、輸出上の束縛を脱すると共に、輸入を自由ならしめて輸出工業の生産費を低下せしむる必要が生ずるのだ。國産奬勵、輸入防遏の思想は絶對に放棄すべきものでなければならぬ。それは『保護されたる物が輸出工業の原料であれば直接に生産費を増加すべく、又之れが原料以外のものであつても一般物價を騰貴せしめて間接にその生産費を増加』し、『その結果輸出工業の發達を阻害』するからである。

　かういふ輸出工業の立場から見れば、『食糧品の價格を高くすること』が、『斷然否定しなければならない』のは勿論である。上田氏によれば『今の日本の國勢が十九世紀初頭の英國の如く、主として輸出工業の發展に依賴しなければならないことは明かで』あり、そのためには食糧及び原料品の輸入を自由にしなければならぬのだ。『我農政學者、農業代議士、農會代表者等の立論は、動もすれば農村の維持と農産物の自給を國民生活の根本的必要條件となし、如何なる犧牲を拂つても此條件を充さねばならぬとする。其結果が農業保護を目的とする關稅政策其他の偏狹なる主張』となり、徒らに國力の發展を損ひ、『都市人の所得の一部を割いて農民の所得の貧弱なるを補ふ』に過ぎぬこととなる。だから、農業に對しても商工業と同じく、出來るだけ保護干渉を避けて、自由競爭の自然的調節力に委すべきだといふのである。

　今日において農民の所得が、如何に都市商工業者のために搾取されつゝあるか、即ち米價が如何に商工業者の壓迫するところとなつてゐるかといふ問題は兎に角、如上の主張によつて上田氏が徹頭徹尾代表的輸出工業たる紡績業其他加工的工業の利害に立脚してゐられることが判る。上田氏の代辯される種類の工業資本家群にとつて、『現今の時勢は決して國家の武力的發展によつて領土擴張又は勢力範圍の擴張を行ふべき時勢ではない』のだ。『對露交渉の如き場合に止むを得ず』國家の勢力を利用するのは認めなければならないけれども、『此の如き手段を政策の中心に置くことは終局において甚だ不利なるもの』となるのである。

　そこで上田氏は、自由貿易主義を强調し加工的産業の伸長を計らうとされるのだ。考へて見ると、かういふ主張は、從來兎角その活動を阻止されてゐた自由主義の苦悶と、自由主義の支持者たる一部の資本家群の焦燥とをあらはしたものに外ならない。實際氏の言はれる通り『我國では政府の先導の下に産業革

命がなされた。そこで明治年間に富をなした所の大實業家は殆んど皆官邊に縁故を結んだ所の「政商」であつて、又當時の大會社と稱するものは殆ど悉く政府の保護會社であつた』。明治の中頃に多くの學者が自由主義を唱へたけれども、『當時我國の産業狀態は未だ之を容るゝことが出來なかつた。經濟政策としての自由主義は學者の議論たるに止つて、實業界の何れにおいても之を實際に受入るゝものはなかつた』のである。そして、ドイツから新たに輸入された國家主義が、却つて勢力を得ることになつたといふのである。

しかしこれは、日本の資本主義にとつて避くべからざる經路だつた。英國のやうな資本主義的先進國から自國の産業を保護するためには、ドイツや米國でさへ國家の保護干渉に俟たねばならなかつたのである。日本における産業の資本主義化は更らに遲れてゐたのだから、資本主義扶植時代は勿論のこと、その後に至つても英國流の自由主義よりもドイツ流の保護主義を採らねばならなかつたのは止むを得ないことだ。

そこで自由主義も、觀念的享樂としてこそ流行し得たものの、經濟的には著しい勢力をなすことが出來なかつた。自由主義の苦悶と焦燥とは、即ちそこに生ずるわけである。上田氏は『大正十五年の今日において、眞に重商主義の餘弊を一掃すべき學說を要求する時代に入つた』と言はれるが、今日における日本の經濟界は決して十九世紀初頭における英國のそれと同一の狀態に置かれてゐるわけでない。今日では各國ともに國家主義的時代に入つてゐるのだから、日本だけが自由貿易主義で太刀打ちの出來る筈がない。日本の産業は加工的工業だけから成り立つてゐるわけではないのである。今日における國際的の經濟鬪爭は、悉く『國家の武力的發展』を背景としてゐるのだ。

自由主義は主として加工的資本家に支持されるものであり、その强調は資本家階級内部における彼等の分け前をより多からしめようとする努力に過ぎぬ。今日における代表的産業が加工的のそれでなく、採鑛その他の原料生産部門だとすれば、自由主義の强調は一の時代錯誤だといはれても仕方がない。

自由主義の終期

新明正道

大戰の終結を機として世界に新自由主義が提唱されてきたことは、現代の社會相から考へて極めて興味ある現象である。新自由主義は自由主義への改造を意味するものであるが、かういふ運動の發生したことは、とりも直さず自由主義がその支配力を失ひ、漸次凋落しつゝある狀態を物語るものに他ならぬ。歴史的な文化は、決して永遠に同一の型を持續してゆくものではない。それは歴史的な意義を失ひ、人類の協同生活においてその役割を果すと共に消滅し去るものである。自由主義の如きも亦た、此の例に洩れないのである。佛蘭西革命以後の社會において自由主義の原理が如何に重大なる意味を有つてゐたかといふことは、こゝに敢て論ずるの必要がない。第三階級の擡頭と優勢とに伴つて、此の原理は、そのあらゆる文化の鮮やかな表章と成るにいたつたものである。勿論自由主義の歴史のなかには、幾多のエピソオドがある。始めは、漠然とした內容を以て人類の究極的な理想の悉くを包攝してゐるかとも思はれた自由主義も、發展の過程の裡に、その本質的でないものは悉く喪失して了つてゐる。現在我等の見る自由主義はその典型のなかに純粹な自己の像のみを保存してゐるのである。此處に自由主義の完成がある。それは與へられた歴史の時代において最も完全なる自己を發揮する階段に達してゐるのである。自由主義といふ言葉は、その鑄造された頃には、第三階級の本質だけを意味するものとは考へられてゐなかつた。それは第三階級そのものが「全て」であつたと同樣に、「全て」だつたのである。此の主義は人類全體の福祉を目的としてゐたのである。しかし、この「人類全てへの考慮」は、自由主義の現代的機構においては、全く存在してゐないものと見なければならぬ。今日の自由主義は非本質的な粉飾をすてゝ、完全に第三階級のものとしての姿を曝露させてゐるのである。此の事實は、社會生活のあらゆる形相において目睹

されるところであつて、素朴な人々は美はしい幻惑をもつてゐた自由主義の餘りにも現實的な赤裸さに今更驚かされてゐる。それに對して懸けられてゐた信賴の大きかつただけに、この幻滅も亦た大きいのである。自由主義は、積極的にいへば、自己の内部の原理に基づいて爲し得る限りを爲し遂げ、もはやこれ以上歴史に對して働きかける力を有たないため、その治政の全體に頽廢的な空氣を漂はしてゐると共に、消極的にはこれに代つて眞に歴史的な樞軸をなすにいたるべき新しい原理の道を徒らに碍げてゐるのである。かくして、民衆が自由主義を離れ之に背かうとしつゝある際、我等は自由主義の一角にこれを矯めやうとする新自由主義の運動が企てられたのを見るのである。

新自由主義は自由主義を修正しやうとする。此れは赤裸な自由主義そのものにおいて何か醇良な性質が隱れてゐるのを見出し、これを培育しやうとするものであらうか。自由主義のなかにかくの如きものが果して存在してゐるであらうか――私は赤裸な自由主義を以てその本體であると考へる。そのなかに發見される諸々の性質は皆なこれにとつて本質的なものであり、これ以外に何等別の本質を發見することはできぬ。古い自由主義がはじめに携へてゐた「人類全てへの考慮」は、その本質的な原理とは到底相容れないものだつたのである。新自由主義は恐らくかくの如き非本質的な要素を自由主義に包攝させることによつてこれを甦生させやうと欲するものであらうが、この結合を完全に實現するためには、自由主義そのものが改變されなければならないのではなからうか。「人類全てへの考慮」の名のもとに自由主義は生れ、成長した。しかし、過去の事實についてみると、これは全く一個の原理が社會的に優勝するためにの思慮を借用した者であつたやうに思はれる。自由主義の立場を戍りながら、何の程度までこれを別の原理によつて制肘することができるか。その試みは沙漠のなかの番紅花の如きものがあるかも知れぬ。そしてこれは旅人的考察者の眼を瞬間的に慰める効果はあるかも知れぬ。しかし、この一莖の番紅花が沙漠そのものゝ暑熱と單調とを征服し盡して了ふものと斷定するのは、速斷に過ぎることであらう。結局新自由主義は自由主義への愛着を失はない限り、これに對する徹底的な改新の効果を擧げることは極めて困難である。我等は之が腐敗した政治家の好餌とならない以上は、この運動に絕對の惡意は感じないものであるが、その運命は問題とするまでもなく明白に豫見されてゐる。資本主義出現當時におけるカアライル等の封建的な懷舊主義以上の意味をこれが有ち得るか如何かといふことさへ、疑問であると謂はねばならぬ。新自由主義は正しく自由主義の沒落

を指針するものであらう。それは自由主義崩解の時期における作齣的現象である。

新自由主義と私

上田貞次郎

一

十月の「改造」誌上に新自由主義の合評を試みられることは私に取つて光榮である。といふのは讀者中既に知つて居られる方々もある如く、私は近頃、新自由主義の必要を痛感し、此主義を弘めたい爲めに自ら一小雜誌を發行することゝなつた。つまり此問題については私は被告の立場にあるのである。私は今被告の氣分で自分が新自由主義を唱ふるに至つた理由及事情を述べたいのである。

私の中學時代は日清戰爭以前であつて學校教育の方針は國家主義で一貫されてゐたけれども、如何なる次第か、私は何となく個人が國家に先だつといふ考へ方をしてゐた。私は好んでスマイルスの自助論を讀み、又當時の時事新報に連載された福澤先生の福翁百話を讀んだ。それから高等商業時代は日清戰爭と日露戰爭との間に挾まつてゐたので一般の人氣は非常に帝國主義的になり擧國一致といふ標語が流行し、政黨等も幾分昔の自由民權を置きざりにして對外硬を盛に鼓吹する形勢であつた。學問上にもミルやスペンサーは古いといつて捨てられ、其代りに穗積八束博士の憲法論が權威を以つて行はれ、經濟學もドイツ派が入つて來て國家が個人の經濟生活に干渉するのは當然だといふやうになつて來た。けれども此時代にも私は個人が國家のためにあるのでなくして、國家こそ個人のためにあるのだといふことを否定し得なかつた。當時私の最も精讀した經濟書はミルの原論であり、其最後の一卷なる自由放任政策に傾聽したのであつた。其頃新歸朝の福田徳三博士からシュモラー、ビューヘル等の歴史的研究を敎へられて非常に興味を感じ、暫くはミ

ルを放棄してしまつたけれども、自由主義への憧れは變らずして、海外留學の機會を得た時にも流行のドイツへは行かないで英國に向つた。歸朝して見ると社會政策學會が頗る盛になつて全日本の經濟學者を網羅する狀態であつた。私も之に入會して時々意見を發表したが、此頃私は英國のフエビアン社會主義に引つけられ、特に大正三四年の外遊以後其傾向は著しくなつた。かれこれする間に歐洲大戰は終り、日本にも革命的社會主義思想が沸騰した。私の興味はフエビアン社會主義からギルド社會主義へ移つて行つた。曾てロンドンにゐた時にウエッブ氏に向つてフエビアニズムは若しも日本に實行されるとすれば官僚政治の擴張に終りはせぬかと反問した時の心配はギルド社會主義によつて解決されるかのやうに一時は考へた。併しながら十幾年の讀書觀察、討論、思索の結果は終に社會主義を斷念して新自由主義に歸着したのである。

二

今の日本において相對立する所の二大思潮は國家主義と社會主義である英國では社會主義の勃興に對して反駁するものは自由主義であるが、我が國では主義者に對して國粹會が活躍する。彼にありては社會主義の否なる所以はそれが個人を社會の嚴格なる統制の下におし込んで個人の自由と之に伴ふ責任感を働かしめず、十人十色の個人的天分を發揮せしめずして、却て人間を千篇一律なる「軍需省の靴の如く」――ウヰザース氏の語――標準化してしまふといふ點である。然るに我國にあつて社會主義を否とするものゝ說は一に其非國家的なるに歸する。社會主義者の側でも國家主義の否なる所以は其非民主的なるにあるらしく團體の個人に對する優越は何れにしても當然のことゝされてゐる。そこで社會民主々義から國家社會主義に移り、更に國家主義に化する人も出て來る。又かくの如く右傾せずして革命主義に傾く人も、ロシアのボルシエヴイズムを喜んで迎へさうに見へるが、其ボルシエヴイズムは私から見れば橫暴なる社會專制であつて個人の自發性を滿足せしむる所が少しもない。社會主義が如何に思ひ通りに制度を改めて見ても畢竟その爲し得る所は個人の物質的幸福を幾分增加するに止る。スプーン・フエッドの幸福、カット・エンド・ドライドの幸福を與へられて、其代りに「自己の失敗によつて學ぶ」――ミルの語――貴い自由を失ふことは私の幼時からの信仰に反する。況んや社會主義は私の考では到底物質的幸福さへも增進することは出來ない。社會主義者は資本主義の缺點を攻擊して急所をついてゐるけれども、其建設的方面においては甚だ貧弱である。彼等に國家又は組合

が民主的に組織されてゐさへすれば、土地でも資本でも、企業でも、何でも之に任せることが出來ると思つてゐる。彼等は舊自由主義が一概に自由競爭の法則に信賴したことを嘲つてゐるけれども、彼等自身は又民主的團體を過信するの誤に陷つてしまつた。今の日本の國營及市營事業の實際の不始末を見ながら尚ほこれ資本主義の私企業に優るとすることが出來なければ、社會主義は詰り空論である。而して私は空論は大嫌ひである。世間には資本主義の行詰りを說く人があり、それを一層感傷的な語で資本主義の斷末魔とか呼ぶ人もある。併しながら資本主義的企業は今日なほ社會主義的產業組織に比して遙かに能率高き生產機關である。吾々が冷靜であれば容易に之を破壞することは出來ない。吾々が冷靜を失つて之を破壞すれば、必ず何時かは之を再興しなければなるまい。產業の民主化といふ社會主義の目的には私は賛成するのであるけれど、所謂社會化の手段によつて此の目的を達するといふに至つては實に前途遼遠であると思ふ。

三

日本の社會主義者がもし建設的ならんとするならば、而して大衆のために現實の向上を計らんとするならば、歐洲において社會主義の前に何故に自由主義が起つたかを回想しなければならぬ。彼等の多くは自由主義即資本主義と考へてゐるらしいけれども、それは明かに誤つてゐる。資本主義は自由主義以前に成長しつゝあつた。近世の國家主義は所謂重商主義的經濟政策を以つて資本主義を培ひつゝあつた。アダム・スミスは資本主義を主張したのでなくして資本主義が國家の特別の援助を受けることを攻擊したのである。彼の誤りは資本主義の橫暴が自由競爭の法則のみによつて充分制禦し得られると考へた點にある。しかも其誤りは必ずしも取るに足らぬ盲信に基いてはゐない。現に吾人は同業者間の自由競爭が一部大資本家の專橫を或程度まで防止してゐる所の事實を見てゐる。然るに日本の現狀は如何と見るに、政府は明治維新以來の傳統によつて惜しげもなく國家の援助を一部資本家に對して與へつゝある。明治政府が岩崎、三井、古河、安田、大倉以下の政商と結んで國家の存立に必要なる產業を育成したのは止むを得ざる所であつたとしても、大正十五年の今日、我國の產業革命が一段落を告げた今日に、なほ國家の產業を振興するといふ美名の下に一般民衆の費用において資本家の保護を爲す必要が何處にあるか、しかも我政府は現に保護金、奬勵金、補助金を盛に支出し、殆どあらゆる輸入品に保護關稅を課し、多くの半官的會社銀行を

擁して之に低利資金を與へつゝある。故に今こそは恰かもアダム・スミスの自由主義を要する時期である。之に反して産業國營を主張するは時代錯誤である。我國には鐵道を初めとして幾多の大企業は既に國營となつて官僚的經營の能率上らざるに苦んでゐる。而して我國の資本家は自己の企業が國營に變更さるるときは法外なる買上代金を下附されるを以つて喜んで之に應ぜんとしてゐる。而して我國の民主的政治機關は此等の弊害を防ぐについて全く無力である。だから假りに社會主義の理想がよいとしても其道行として自由主義に力を借りたければならぬ。

四

但しながら私は勿論今更アダム・スミスの舊自由主義一點張りで進まうとは思はない。そこに新自由主義の苦心が存するのである。即ち私は舊式の自由放任主義に滿足することは出來ない。現在の財産制度の下に單なる自由競爭をなさしむるのみでは中産以上のものには自由があつても、其以下のものに自由がない。そこで所謂社會政策の必要を感じる。特に租稅制度を社會政策的に改造するを急務とする。即ち消費稅を輕減すると共に不勞所得に重課し、相續財産に重課しなければならぬ。而して其財源を普通教育の完備社會衛生の改良に投じなければならぬ。勞働組合及勞働黨は警察的束縛を解いて自由に發達せしめなければならぬ。此等の細目は今之を論ずる暇がないが、たゞ一言しなければならぬ事は社會政策が國家の溫情主義的慈善事業になつてはならぬといふことである。機械的社會政策は機械的社會主義と同じく、人間を豚の如く太らすことが出來るのみにて精神的に向上せしめることが出來ない。社會政策は個人の天分を自由に發展せしむるの基礎を與へる意味において必要なのである。唯貧乏だから助けてやる、生存だけは保證するといふのは慈善である。人をして自主自律、自重自尊、而して眞の自治協同の民主的團體生活に至らしむるのが新自由主義の社會政策である。終局において私は必ずしも社會主義に反對ではない。若し個人の自由と團體組織とを兩立せしめることが出來るならば——「企業と社會」九月號掲載、金子鷹之助氏論文のやうな意味で——社會主義も結構である。但し今までの諸の社會主義は何れも此問題について解決を與へてゐない。日本で社會主義とか社會政策とかいへば此問題は全く度外視されてしまひさうだ。それ故やはり私は自由を強調したければならない。（大正十五年八月三十一日）

新經濟政策の基調如何

堀江歸一

一

明治初年以來我國の經濟政策を律するに、如何なる信念を以つてするかと云ふことは、當局者の間に於て、將た國民の間に、常に一個の問題とする所であつた。封建時代であれば、一の藩が狹いながら、一の經濟單位と爲り、藩を富まし、又藩の經濟を豐にする爲めに、藩內に於て、物資の生產されることを奬勵し、藩の住民をして其產物を加工し、精製する工業を營ましめるに就て、藩政に於て、種々の監督保護を加へるのが例であつて、恰もマーカンチリズムの經濟政策に於けると同じく、保護干涉と云ふことが政策の基調と爲つて居つた。封建制度破壞され、之に代つて君主專政の下に、中央集權の政治が行はれるに至つて、經濟政策は如何に動いたかと云へば、後者の下に於て、經濟の行はれる領域が一個の藩を境界とせず、國の全體を一の單位とするまでに擴張されたのは、事實である。然も當時我國官民の間に蔓延して居つた一の信念は約言すれば官智民愚と云ふことであり、總て知識は官府の獨占する所に係り、人民は之に追隨するの外なき愚昧なる輩であると自他共に認めて居つた一方に、國民の間には互に團體を作る氣風もなければ、資本の結合を企てるだけの信用もなく、而して交通の漸々滋きに至れる諸外國に於ては、工業發達の點に就て、比較すれば、一日の長があり、其競爭を受ける我國の產業は勢官府の保護を加へることを要すると云ふ考へもあり、是等の事情は相重なつて、明治新政府の下に於ても、封建時代に於けると同じく、經濟政策の基調は公の保護奬勵と云ふことに置かれた。當時經濟政策が所謂勸業政策と同一視された一事に徵しても、經濟政策の如何なるものであつたかゞ窺はれる。而して此事は工業に於けるのみならず、商業に於ても、亦同一の趣きを示して居つたのであつて、政府が外國から銀行實務に通曉せる實際家を聘し來り、廣く國立銀行員を集めて、簿記を習得せしめたとか、手

形交換所の開設される場合には、特に大藏省の官吏が銀行員に向つて、小切手流通、其取扱から、交換の實務に至るまで、巨細に說明して、以つて誤まる所なきを期したとか、今日から見れば吾人をして隔世の感を懷かしめる事實が多々あり、要するに政府の保護が時に奬勵となり、進んで干涉と爲り、種々の情弊の生じつゝある間に、之に引摺られて、民間に諸種の事業が起り、幾多の變遷を經て、今日に至つたのである。

即ち勸業政策なるものゝ要訣は產業發展の爲めに、政府が率先、力を致し、何等の犧牲をも惜まないのである。政府自ら或る事業を試驗的に計畫し、高價を拂つて、外國から機械を買入れ、高給を與へて、外國技師を傭聘し、巨資を投じて、外國に技術者を派遣し、事業の漸く緖に就くや、民間の資本家に低廉なる價格を以つて、一切の財產を下付するが如き、或は當初から民間事業を保護誘掖して、其大成を將來に期したことの如き、何れも顯著なる例であつて、殊に當時我國の關稅權が外國との通商條約に依つて、束縛されて居つた結果、國家の產業に對して行ふ政策は關稅保護に依る能はずして、保護金の下付とか、原料設備等の廉價なる拂下とか、直接に當業者を對象とする方法に依らざるを得なかつた。今日我國に於て、相當の地步を占めて居る產業の如き、其來歷に遡つて考へれば、何れも政府の保護に依り、又は其指導に依つて、成立したものならざるはないと云へる。

明治初年から我國には英米兩國を通じて、西洋流の經濟學說が輸入され、新事物を好む者の研究に上つて居つた。其內にはケーリーとか、ボーエンとか云ふが如き米國人に依つて、說明された保護貿易論もあつたが、大體は英吉利に行はれた自由放任主義の主張が盛に我國民に傳唱されたのであつて、產業をして國家から獨立せしめるとか、國家の手から產業を解放して、國民の自由競爭に委ねると云ふ議論は常に多數の學者又は民間人士の金科玉條視する所であり、政府の實際に行ふ保護奬勵政策若しくは干涉主義に反對しつゝあつたのである。

二

然し明治初年から十數年又は二十餘年に亘つて、我國政府の行つた經濟政策なり、其基調と爲つた官吏の思想なり、民間識者の懷抱する信念なりが如何なるものであつたかを問はず、要するに官民兩者の期せずして、一致した所は所謂生產第一主義とも云ふ可きものであり、富の生產を盛にし、斯くて國富を增殖し、富國の實を成すのが即ち經濟政策の要訣であると解せられ、斯く生產された富が如何に分配されるか、其分配が公正を

保つかどうか云ふことの如きは、全然不問に付せられ、富の生産に就ては、國家の干渉を可なりとする論者も其分配に就ては、態度を豹變して、極端なる放任論と爲るの常であつた。斯くて始め政府の指導誘掖の下に起つた諸種の製造事業も年を經るに從ひ、工業の本色として、其規模を擴張し、所謂大規模事業の面目を備へるに至つた後に於ても、政府は其事業家が勞働者を取扱ふ點に於て、生産に係る物資を賣却する點に於て、將又同業者に對抗する點に於て、何等の干渉を加へず、資本家をして營利を求める爲めに、其爲さんとする所を爲さしめて顧みなかつたのである。資本家が其大なる威力を以つて、勞働者を壓迫しても、之を遮ぎる何等の保護的法制は存在せず、斯くて資本家は長時間、低廉なる賃銀を以つて、勞働者を酷使して、以つて産業の發達に資するを得るものとし、資本家の間には種々の協定を結んで、自由競爭の行はれることを制限し、以つて賣價を引上ぐるの手段に出でゝも、資本家同志互に合併して、事業の大を成し、以つて暴利の獲得を縦にしても、何れも産業の發達を盛ならしめるの故を以つて、寛恕され、何等束縛の加へられるものを見なかつた。我國の資本的生産組織が短日月の間に著しく發達したに就ては、種々の原因が擧げられるが、私は其一として生産の方面に於て、政府が諸種の産業を獎勵助長し、分配の方面に於て、何等の檢束を加へず、資本家をして我慾の赴く所に赴かしめたことを數へるに躊躇しないのである。固より我國民に最も早く、又最も多く經濟上の知識を授けた英國に於ては、夙に工場法の下に、嚴重なる規定を設け、資本家と勞働者との關係に就て、束縛を加へるものゝ少なからざりしに拘はらず、何故に我國民は此事を參酌して、自國に資本的生産組織の起る勢を掣肘し、又之に伴ふ弊害を緩和しなかつたのであるかと云ふに、私は此點に於て、三種の原因の存することを考へる。

第一、當時我國に於ける外國々情の研究は頗る幼稚であり、英國に就ても、單に同國に行はれる經濟學の一班を知るのみに止まり、如何なる工業上の狀態に於て、工場法を必要としたかと云ふ特殊の事情に研究の及ばざりしこと、

第二、多少此邊に知識あるものでも、工場法制定の如きは、餘程經濟狀態の進んだ英國に於てこそ、日本には其必要なしとしたこと、

第三、否日本としては、寧ろ勞働費を低廉にして、外國の工藝製造品の販路を開くを以つて、有利なりとする說があり、恰も英國に於て十九世紀の央頃、シャフツバリー卿や、オーウエン等の勞働時間短縮工場法改正に就て、公にした說

に向つて、一部人士の試みたと同樣の議論の行はれたこと、生産に於て、政府の保護奬勵があり、分配に於て、何等の制限がないとすれば、我國に於て、資本主義が長足の進歩を爲し、牢として拔く可からざる根低を築いたのも、亦敢て異とするに足らない。

三

然しながら斯る狀勢に對して、多數の國民が滿足して居たのも、極めて短かい期間に過ぎなかつた。諸外國に於て、資本主義の弊害漸く顯著なるに隨ひ、之に對する矯正策として、或は社會主義の主張され、社會政策の實現される如く、我國にも兩樣の議論は殆ど時を同じくして、輸入され來り、同時に輸入された爲に、兩者の混淆される傾きの特に大なるを見たのである。而して社會主義に關しては、其實行運動に就ては勿論、純粹の學究的研究に就ても、官憲の干渉の嚴に加へられるものあつて、充分に其力を我國に伸すを得ないが、社會政策に關しては、當初の社會主義と混同する誤解の釋然たるに至ると共に、朝野官民の間に贊成者の加はるものあり、政府自身亦社會に於ける階級的鬪爭を未然に防止し、資本勞働の關係を圓滿ならしめるには、此政策の下に行政上に、立法上に施設しなければならないもの丶多々あることを認め、最近數年間に幾多の方面に施設を試みたのである。

嚢に述べた如く、我國の經濟學は實に英米兩國の學者や、其著作を以つて、入門の師としたのであつて、ジョン・スチュアート、ミルの經濟原論の如き、實に我國識者に依つて、尊崇されること、久しかつたのであるが、帝國憲法制定の當時から、法律政治の學問を獨逸に就て、研究する風を生じてから、經濟學にも亦獨逸の流を汲む者を出し、スタイン、ロツシャーを始め獨逸歷史學派の學說の誘導されると共に、彼の鐵血宰相ビスマルクが社會黨鎭壓の反動として、急速に制定した幾多の社會的立法が盛に我國に紹介され、獨逸既に斯の如し、我國亦斯くせざる可からずと云ふ論法を以つて、我國行政の實際に臨むに至つた

獨逸が反動的に社會政策的立法を採用して、果して國全體として、完全なる發達を致したかどうかは、今日に至つて一個の問題であるが、既に私有財産權の無制限なる發展や、自由競爭の極端なる遂行にして、必ずしも國民に幸福を與へず、人に多くの自由を與へやうとして、却つて一部の人を不自由なる境遇に沈淪せしめる結果ある以上は、自由放任主義に代つて、社會政策の擡頭するのも、亦已むを得ざる所と考へられる。元來自

由競爭は人々の間に才能知識熟練を練磨して、其れ等を上進せしめる效果あることを根據に置き、斯くて主張され、讀いて自然陶汰とか、優勝劣敗とか云ふが如き原則が說明されるのであるが、人には生れながらにして、能力に差違がある。先天的不平等と稱されるもの、即ち是れであるが、此不平等は後天的に增大し、或る人には能力を應用するに適當なる機會が與へられ、斯くて富を獲得して、繁榮を收めるを得るに反し、他の人には斯る機會は鎖されて、多くの行動をして失敗に終らしめる。斯る人々を對等の地步に置いて、競爭せしめたならば、如何なる結果を生ずるかと云へば、物質的文明の發達に依つて、富の增殖は如何に著しいとしても、此富は廣く國民に分配されず、一部の所有階級が之を專私する有樣であり、無產者は自家の勤勞に依賴して、衣食の計を爲さなければならないが、如何に勤勞を致す意思の盛なるものがあつても、之を充すに足る職業に就く能はず、又之に就ても、所得必ずしも豐富なるを得ず、自己の老後に於ける生活、子女の敎養を保障するに足らず、生活上の苦痛は人を驅つて、自己の心身を破壞する程度の勞働に就かしめ、經濟社會の變動から生ずる損失は多く無辜の勞働者や、俸給衣食者のみ負擔して、資本家は之を回避するの有樣であつて、斯る經濟的不公正を目擊しては、何人も社會政策の必要を承認せざるを得ないであらう

四

社會政策が我國に實行されてから、日は甚だ淺く、行はれる種類亦乏しい。極めて幼稚なる工場法も其施行に大なる難色があつたし、第一回勞働會議以來の決議や、勸告に從つて、修正された改正工場法は漸く此程に至つて、實施された始末であり、職業紹介所制度や、健康保險法や、所謂社會政策を標榜して、制定された立法亦次第に其緒に就かうとして居るが、最も重要視す可き勞働組合法は今日まで依然たる未解決の狀態であつて、勞働者團結權の公認されず、團體交涉權の確立されざるが如く、罷業權も合法の取扱を受けるに至らない。更に勞働者以外の一般國民の休戚に就て考へれば、國民恩給制定も、救貧制度も必要なる施設とされるであらうし、勞働者のみの利害に就て考へても、賃銀國定制度の如きものも、當然主張されざる可からざる要求であり、失業保險制度亦其一たるを失はないであらう。斯くして我國に於ては、今後幾年かの間、一方には政治上に普通選擧の制度の行はれる他の一方に、社會政策の行はれる餘地が尙ほ多分に殘されて居ると云へるであらう。然らば今後年と共に社會政策が種々の方面に實行されたとして、國民

は果して之を幸福とし、之に滿足するであらうか。此事は我國**民に取つては、事將來に屬し、直に判斷を下すに躊躇するが、**假に社會政策の實行に就て、我國と比較して、數十歩の上に居る歐米諸國に於て、今日社會政策なるものが國民に依つて、如何に考へられて居るかと云ふ問題に就て、之を見るに、社會政策なるもの、必ずしも國民に終局の滿足を與へるに足らざるものがありはしないであらうか。

諸外國に於て、最近二三十年間、社會政策の實行された跡を見るに、其發展は頗る著しく、社會政策の綱目として數へられるもの、殆ど一として實行されざるものなしと云へる。然らば國民は斯る社會政策の廣汎なる適用に依つて、如何なる利益を收め得たであらうか。從來の自由競爭制度の下に於ける機會や、幸福の不平等は或る程度まで、緩和されたとしても、一の階級が他の階級に隸屬して、生活する一段に至つては、必ずしも往時に比較して、異なれりとするを得ない。之を勞働者の狀態に就て考へるに、彼等の賃銀は時勢の進歩と共に、增進したであらう。彼等の勞働時間亦次第に短縮したであらう。前者は勞働組合の貢獻に依り、後者亦工場法の効果に依ることは、爭ふ可からざる事實であつて、共に勞働者の喜ぶ可き所に似たるが如くであるが、勞働者が自己の運命を舉げて託する事業の經營が其總てに亙つて、資本家に掌握されて居る一事に至つては、**往時と現時と比較して、何等の異なる所あるを見ない。**資本家又は資本家の委託を受けた企業經營者は事業の經營に就て、全部の責任に當るものであるから、自己の判斷に依つて、或は事業の伸縮を決定したり、或は勞働者の雇傭を增減したり、或は幾何の生産費を以つて、産出した物資を幾何の價格を以つて賣却す可きかの計算を試みたり、事業經營に關する一切の計畫を左右し、眞實勞働力を提供して、生産に貢獻する勞働者には、何等の誇る所なく、斯くて勞働者は定額の賃銀に對して、定量の勞働力を賣却するに止まり、所謂賃銀奴隸の地位に異なるものありとしない。企業家にして近き將來に於て、經濟社會の不景氣と爲ることを豫想したり、又は生産する物資の價格を引下げなければ、以つて世間の需要を惹くに足らないと考へたりした場合に、彼は如何なる手段を講ずるであらうか。前者に應ずるには、勞働者を解傭するに憚らないであらうし、後者に當るには、所謂賃銀切下げを爲すことを辭さないであらう。是等二種の武器が常に勞働者の頭上に閃かされて、彼等を懊惱せしめるもの少なしとしない。現に之を歐洲戰爭中并に戰後に於ける歐洲勞働界の事情に徴したならば、如何であるか。戰爭中に於ては、一方に勞働者の供給の不足したと共に、他の

一方には軍需工業の科程を促進する必要のあつた爲め、諸國を通じて、勞働條件の向上する勢甚だ盛であり、啻に勞働條件の改善されるのみならず、工場委員會制度や其他の方法に依つて、勞働者の地位を尊重するの風さへ生じ、此儘に進んだならば、勞働者の爲めに、如何なる進路の開かれるや、世人の刮目した所であつたが、戰後經濟社會の沈衰するや、斯る狀況に一頓挫を來し、勞働者の失業するもの、賃銀切下げの行はれるもの、相次ぐの有樣であつて、一日短縮された勞働時間の延長されるが如き、多くの國に於て、屢々見る所と爲つたのである。

五

勞働條件の向上にせよ、將た又其低下にせよ、其孰れの場合に於ても、企業家の一存を以つて行はれ、勞働者は一議に及ばず、之に服從しなければならない、殊に解雇の如き、勞働者としては、生活の道を絕たれる程の重大事件であるに拘はらず、企業家が事業經營の道を誤まり、工場其もの丶閉鎖されるに至つた場合には、集團的の解雇亦遂に之を避けるを得ないのであつて、而して斯る狀勢の生じ來つた事由に遡つては、勞働者は協議に與らないと共に、容喙することすら、許されない。而して是等の事は社會政策の本來干與する所に非ざること、自由放任主義に於けると異ならないとしたならば、人格の完成又は尊重と云ふ點に於て、社會政策の足らざるものとされるのも、亦敢て異とするに不思議はないであらう。

玆に於てか社會の發達を完全ならしめるには、或る人の他人に隸屬する關係を一變し、總ての人を獨立自主の地位に置くことを要するといふ考へが生じ來つた。而して此考へを實現する目的を以つて、實際制度の上に加へられんとする改革は即ち今日民有に屬する財產の或るものを國有に移すこと丶、斯く國有に移された財產に民主的管理を施すことの二計畫である。歐洲諸國に於て、戰時國有主義の主張の發展したことは、著明の事實であつて、畢竟之に依つて產業をして國民的利害に伴はしめ、企業者の暴利獲得を絕ち、進んで勞働條件又は使傭條件の改善に資せしめやうとするものであつたが、今や勞働者は單純なる勞働條件の改善即ち賃銀の增率と時間の短縮とのみを以つて安んぜず、自己の意思を企業の經營に施し、各自をして少なくとも產業の部分的支配者たり、共同的經營者たらしめることを希望して、已まない。斯くて生じた議論は即ち國家の方面に於ては、炭礦、鐵道等の國有論であり、地方團體の方面に於ては、瓦斯、電氣、水力、水道等の公有論と爲るのである。固より是等の國有公有論たる、敢て今日に始まつたものではない、現に

我國に於ても鐵道國有の如き、夙に實行されて、年の久しきものがあるが、今日の國有論たる、之を往時行はれたものに比較して、大に異なる所がある。往時の國有論に於ては、單に民有財産を國有に移すと云ふだけに止まつた。此種の計畫に於ても、尚ほ私有財産權の跋扈を抑制すると云ふ効果を生ずるには相違ないが、國有と爲つた財産を管理し、之に附帶する事業を經營することは其總てを擧げて、官僚的行政に託されるのであつて、其官僚なるものが如何なる意識の下に、事業を經營するかと云へば、多くは國庫に收入を增加するを以つて、自家の成効であるとし、此考への下に、或は料金を引上げて、一般消費者に對する負擔を重くし、或は勞働條件を苛酷にするの常であつて、事例の擧ぐ可きもの少なしとしない。故に國有計畫をして眞に社會全體の利益に適合せしめるには、國有に加ふるに民主的管理を以つてすることを必要とする。即ち一の國有事業に於て、仕事に從ふ被傭者の團體をして、其れぞれ事業の經營に參加せしめることは、之に相當するものであつて、總ての國有産業に此事が行はれたならば、如何なる産業に於ても、主人と之に隸屬する被傭者との別なく、勞働者は自己の意思を以つて、勞働するに至る、是れが彼等の人格を完成し、彼等を自由の地位に置くを得ると稱される所以であり、其勞働者に就て、云つた所を總ての被傭者階級に及ぼしたならば、社會の面目を一新することが期待される。

歐洲戰時、我國に於て經濟社會が遽に好景氣を告げ、製造工業に關係ある諸種の會社が擧つて巨利を獲得し、株主に對して三四割は愚か、七割八割と云ふが如き異常なる利益金を配當した一方に、多數の消費者殊に其れ等の會社に株主として出資の關係を有せざる者若しくは株主であつても、所有する株式の數の極めて少なき者は自己の消費する物資の價額の暴騰したことに依つて、負擔に著しく加重を蒙り、爲に生活に困難を訴へ、資本家と消費者との間に、利害の背馳するもの甚だしきに至つた。如何にして兩者の利害關係を調和するを得るかと云へば、全國の國民をして盡く斯る會社の株主たらしめる一事が見出される。斯くしたならば、國民は消費品の價格騰貴に依つて、增加した負擔を會社から受ける配當金の增加に依つて、補ふを得るからである。然も實際問題として之を考ふるに全國の國民として各種産業に關係ある會社の株主たらしめるが如き、現在の産業を組織的に統一することが必要であり、之を統一するには、國家に於て、産業に對して餘程の强制を施さなければならず、又斯くした曉に於ても、如何なる割合に於て、如何なる代價を以つて、國民に株式を交附す可き、又如何なる割合の下に、株式を交したならば、其れから受ける配當金と價格騰貴に依つて、增加する負擔との間に均衡を保たしめるかと云ふ問題を生じ、其何れに對しても解決の困難を感ぜざるを得ない。斯る困難に接せずして、同一の効果を收めるものは、即ち産業國有の制度であ

つて、國家が國有事業を通じて國庫に收入を獲得する方針を廢棄し、勞働者に公正なる勞働條件を認めると共に、消費者にも亦公正なる價格を以つて物資を分配し而して何を以つて公正なる勞働條件とし、又公正なる價格とするかに就て、共決定に勞働者なり、消費者なりの代表者を參加せしめたならば、玆に始めて產業の社會化の實現すると共に、總ての人をして自己の生活に就て、他人に隸屬する關係を脫せしめるを得るのである。

六

我國に於て、國有主義の下に、國家の所有し、又直營する事業必ずしも少なしとしない。然も其民有時代に比較して、國有の下に於て、國民は如何なる利益を收めたであらうか。國家が簡單に、確實に、又國民の監視を免かれて、國庫に增收を收めた利益の大なるものはあるとしても、一方に國有事業に使役される勞働者の勞働條件は時勢の進步の命ずるが如くに、改善されず、他の一方に價格の騰貴し、物資なり、勤勞なりの品質の低下したことは、相重なつて消費者を苦しめて居るのであつて、是等の事實は運輸交通事業であると、專賣事業であるとを問はず、總ての國有主義に就て、之を窺ひ知るを得るのである。斯の如きは、要するに官僚化された國有事業や、財政上の目的に重きを置く國有事業の齎す弊害であつて、之を避けるには、國有事業の經營を社會化し、總て國有事業に伴ふ利益を社會全體に分配する方法を以てしなければならない。彼のフエビアン社會主義の如き、十九世紀の末から、二十世紀に掛けて、英國に於て識者間に傳唱される勢の甚だ盛なるを見た。而して其諸種の事業に向つて、國有公有の主義を適用し、又之を擴張する一方に、國民的最小限度の主義を社會諸方面の事相に及ばさうとした。其之を及ばさうとした方面が賃銀とか、勞働時間とか、工場の衞生設備とか云ふが如き有形のものゝみに止まらず、教育とか、知識とか云ふが如き無形のものゝ擧げられたのは、可なりとする所であるが、尙ほ人を隸屬的地位から脫せしめて、人格の完成を謀ることに於て、缺けるの嫌なきを得なかつたのである。

彼の消費組合の如き、相當の規模に於て、團結の設けられた場合には、社會に散在しつゝある消費者を糾合して、能く生產者に對抗せしめるを得るし、更に配給的職分のみに止めず、生產的職分にも及ぶに至つたならば、組合員に品質の純良なる物資の供給されることを保障し、價格と品質との兩方面に於て、優に小賣商業家を牽制して、消費者に利益を與へるを得るものと考へられた。消費組合の利益とする所、如何にも斯の如くである。然も消費者と生產者と相對立する從來の制度から、一步を進めて、消費者の團體をして生產に關係せしめる、即ち從來或る制限された範圍に於て行はれた生產的消費組合を擴張したならば、其效果の及ぶ所の大なるは、論を俟たないのである。

怪寫眞事件の主點と批判

布施辰治

一

萬有生物絶滅の虛無思想に誤られたと云ふ朴烈文子夫妻の怪寫眞事件が、意外な政治問題に進展して、根底から絶滅せられ、なければならない既成政黨ブルジョア政局の行詰りに、意外な急轉打開の衝擊を與へて居るのは、誠に興味多き近來の一大皮肉である。

野黨の糾彈、與黨の反駁、政府の聲明に果てしの無い、虛僞と揑造の宣傳、又逆宣傳が終に「議會で來い」「議會で見よ」の立派な政爭の具と爲り、對内的にも、對外的にも極めて重大なる政治問題の多かるべき來議會最大の重大問題たらんことを豫兆し、或は、朴烈文子夫妻の怪寫眞事件が來議會の重大問題になるのを恐れて、それが問題にならない前に、議會開會劈頭の解散説さへ傳へられるに至つては、朴烈夫妻のどんな人物であるかを知り、又、事件の内容も知り、更らに、今怪寫眞事件の關係者として喧がれて居る石黑、平岩の人物も朴烈夫妻との干係も幾分かは知つて居り、又更らに、所謂怪寫眞の事が未だ世間の問題とならない前に、全然別な意味で聞いた事のある私は、眞に意外な怪寫眞事件が、意外な政治問題に進展して、意外に脆ろい既成政黨ブルヂョア政局を急轉打開する怪寫眞事件の威力を意外とするのみである。

幷は言へ、我國既成政黨の低調無氣力に沈滯し切つた、ブルヂョア政局の行詰りを苦々しく思ふて居る私は、どんな意外な問題で其の沈滯し切つた政局の打開を見るのをも、之を歡迎するに躊躇しない。朴烈文子夫妻の怪寫眞事件で政局が動くなら、それも結構だと思ふて居る、が、どうせ怪寫眞事件が、眞に社會の問題になるなら、謂ふ所の怪寫眞に撮られた朴烈文子夫妻の人物と事件の眞相を明かにして、所謂怪寫眞を撮し且

つ撮さしめた事情經過を問題にして貰ひ度い、そして、怪寫眞事件が、眞に社會人心を衝撃する大問題として、總ゆる方面に行詰つて居る我國の何ものかを打開する機因に爲るならば、單り、低調無氣力な政局ばかりを打開するに止めず、萬有生物絶滅の虚無思想に誤られたと云ふ朴烈が、、、居る樣な怪寫眞事件の威力を、最も力強く良い方面の司法制度改善に發揮さして遣り度い。私は、左樣した氣持で茲に所謂怪寫眞事件の、眞に主點とせねばならないと思料する事實及び批判を述べて見度い。

二

今日迄問題にされてゐる怪寫眞事件の主點は、所謂怪寫眞の撮影態樣と、外部搬出の徑路である、怪寫眞を撮るに至つた事情動機や、其の怪寫眞に撮られた朴烈文子の人と爲りや、怪寫眞を撮つた豫審の五號廷に、どうして怪寫眞の主人公等が運ばれて居たのかは、あまり問題にせられて居ないが、私は、眞に怪寫眞事件を問題とするなら、低調無氣力な政爭の具とする撮影態樣や、外部搬出徑路のみの問題に止めず、ヨリ強く、ヨリ大きい問題としての主點を提供したい。

言ふまでもなく、朴烈文子夫妻の大逆事件は、犯罪捜査の權限を專有する官憲當局以外何人と云へども之を知り得よう筈は無い、けれども、私は、朴烈を知つて居た、文子も知つて居た、愈々公判に移つた後ちの辯護人としては、最も良く事件の內容を知る事が出來た、そして朴烈文子夫妻二人の人と爲りを知つて居る丈けに事件の供述に表現した事實內容の眞相も判れば、氣分も判つて居る、言はして貰へるなら私は其の一切を言ひ度い。其れは決して朴烈文子の爲めにと云ふのでは無い、全日本國民の爲である、全臣民の爲である、幸ひに其れを言はして貰つて、眞に、同事件の內容を理解して吳れたら、こんな嬉しい事は無いと思ふ。そして朴烈文子を罪すべくんば日本の法律と共に、全日本の國民が大逆犯人朴烈文子を罪したかつた。又幸ひに朴烈文子が赦されるなら、陛下の恩赦と共に、全臣民も、亦、心から之を許し度かつた、私は、眞に、心から事件の眞相を語り度い、けれども、それは許されまい。私は云ふた事がある「大逆罪と銘を打たれた被告事件は常に其の裁判が公開禁止で、、、、、、、、、、、、豫審々理の不充分を指摘する證據申請は、亦、常に、必然の棄却で、、、、、、、、、、に非ず、檢事の求刑は刑法七十三條法定の死刑で、裁判所の判決は檢事の求刑通り必ず死刑だとしたら、大逆事件の裁判程、、、

、、、、、、、、、、然かも、宣告一下上訴も再審も許されない死刑の執行と共に、事事の內容發表は司法省からといふので、、、、、、、、、、、、、、、發表せらるゝものだとしたら、事件が重大だからと云ふ大審院の特別權限に專屬せしむる特別裁判の意義は、抑も、何處にあるのであらうかが全く判からなく爲る。」

故に、今度の怪寫眞事件に對する私の皮肉を云はすれば、夫れだからこんな怪寫眞事件が起るのだと言ひ度い。隱すより現るゝはなし、といふ秘密主義の愚劣が曝露したのだと言ひ度い、と同時に、もういゝ加減秘密主義の愚劣に目を覺して、事件一切の內容を公表したらどうかと言ひ度い、尠くも私共の公表を禁止しない事にしてはどうだと言ひ度い、が、飽く迄秘密主義の愚劣な態度を固守するであらう政府官憲當局は、我々の要求を容れて呉れる氣遣はあるまい。

でも幸ひな事には、政府官憲の秘密主義は、自分の爲の秘密主義で、社會の爲の秘密主義では無い、今度の怪寫眞事件で追ひ詰められゝば追ひ詰められた辯明の必要上、他には守らせた秘密の堰を、自ら破つて隨分際どい所迄發表して居る點もある。其處で、私も亦、官憲當局が既に發表した程度を脫しない範圍で其の眞相を公表批判する事にする。

三

先づ第一に怪寫眞事件の主點となるものは、豫審判事が被告人の寫眞を撮影する事の是非であるが、司法當局の聲明に依ると、豫審判事が被告人の寫眞を撮る事は少しも問題で無く、豫審廷には寫眞機が備へてある位だと云つて居る。如何にも現在の裁判審理に關する寫眞術の應用は、極めて巧妙で且つ必要缺くべからざるものであるが、嚴正な法律解釋から觀た裁判審理の寫眞術應用は檢證の場合にのみ限らるべきものである。在るが儘の物的證據を保存する檢證調書として許されるのであつて、其れ以外の撮影は許されない。然かも、其れが豫審判事に許されて居るかと云ふと、檢證調書の作成は書記の事務で判事の事務ではない。從つて寫眞機が豫審室に備へつけられてある位だから、豫審判事が被告人の寫眞を撮るのに何の不思議があるかと云ふ司法當局の聲明は、許すべからざる强辯であり詭辯である。にも拘らず、左樣した司法當局聲明の强辯詭辯を、ヨリ深刻、ヨリ重大な問題にし得ないのは、今日の政黨者流が司法裁判の實情を知らない爲か、豫審秘密のコケ威しに壓せられて居るからであらう。

ここに怪寫眞事件の主點は、當の立松豫審判事が、どうして

問題の怪寫眞を撮つたかの問題に進展して行くのであるが、或る者は謂ふ、立松豫審判事は、彼の事件の審理中、朴烈文子と接觸して居る間に湧いた人間的友情の極めて溫かく親しかつた結果、全然職務を離れた人間的友情の好意で撮影した記念寫眞だと。けれども、私の知つて居る立松豫審判事は、決して人間的友情の豐かな人とは思はれない、誰れが何んと云ふて立松豫審判事の友情を吹聽しても、その陰險さは、朴烈文子と共に其の取調べを受けた不逞者同人の一致した印象であつたらしい事を如何ともする事が出來まい。と同時に、私も敢て謂ふ、彼々いふのが、豫審判事としての友情を値するものだとしたら、それは人間としての友情ではなくて、豫審判事としての友情であらうと、斯うした皮肉な言ひ方を止めて、卒直に私の所感を一般的に言ふと、立松豫審判事は被告の人間的感情を利用せんとする事には巧みな人であつても、眞に被告人との間に、人間的感情を湧かし合ふ所の好意を持ち得る人ではないと思ふ、尤も、それは獨り立松氏ばかりでは無く、今日の官吏の總てが左様なのだらう。何故なら、眞に人間的の感情を湧き合はした被告人が、自分の前に送られて來たのかを考ふる場合、眞の人間的感情を豐かに湧かし合ふ事の出來るものは、[illegible]の被告を救すと同時に、自ら辭職をするであらうと考へるからである。それ丈けの事の出來ない判事には、烏滸ましくも、被告人との人間的友情を云々とする資格がないと私は思ふ。個人としては氣の毒だが罪は罰するといふ判檢事の同情論や、感傷論は、寧ろ嗤ふべき二重人格論であつて、眞に渾然たる人間的友情を被告人との間にも湧かし合ふ人格者の態度では無い。其處で再び立松豫審判事の問題に返へるが、彼れは謂ふ處の怪寫眞問題に就て、報知新聞記者に、大逆事件審理の苦難を語り、朴烈の不逞には困らせられた、文子の亂暴には手を燒いたと云ふて居る。更らに、怪寫眞撮影當時の實況を語つて、彼の不逞な朴烈がといふ言葉を以て罵りつゝ、朴烈夫妻の爲に死に損なつたと迄怨言して居る。彼の言葉の裏の何處に人間的友情の匂があるかと言ひ度ひ。

故に、私は、問題の怪寫眞は決して、立松豫審判事の事件審理中朴烈文子との間に、人間的友情を融け合はした好意の記念撮影だとは思はない、果して然らば、何故の撮影だつたのか？其處に怪寫眞事件の主點がある。怪寫眞撮影の責任問題に就て、立松豫審判事は、上洲安中の隱家で報知新聞記者へ語つた中に、寫眞のことは私に聞くよりも今村所長や、吉松檢事正に聞く方が早判りだといふ一節がある通り、怪寫眞を撮る時から今村所長や吉松檢事正が其れに與づて居たのだとすれば、益々

問題は大きい、私が彼の事件の審理中、幾度も立松豫審判事に面會して其の進行を促した際、自分では事件の經過に就て、何も語るところが許されないから總て所長に聞いて貰ひ度いといふて、同事件の進行一切を所長の指揮に俟つて居たと思はるゝ點から忖度すれば、立松豫審判事が、彼の寫眞を撮る事を所長や檢事正も知つて居たのではあるまいかを疑はれない事はない。けれども、私は、敢て左樣した忖度を逞ふせず、極めて素直に、司法當局の聲明通り、立松豫審判事は、彼の事件の審理に二年間も沒頭し、其の爲に病を得たといふ大逆事件審理の苦心に其の解答を求めよう。

四

どんな大事件だからと云ふても、眞に、虚心に、冷靜に、公平嚴正な事件の審理を進むる場合、決して彼等の聲明言明するやうな特別の勞苦を仰つたり、死に損ひの怨言を口にすべき筋合のものでは無い。私も、性來、事件に熱心であるが。正しい心を持つて正しい事件の眞相を闡明する爲の努力は、如何なる大事件に、如何なる大努力をしても、決して其の爲めの苦勞を件ふものでは無い、寧ろ、嚴肅な責任感の眞劍さに悲壯な職務犧牲の滿足さへも湧いて來るものである。然るに、立松豫審判事は、被告人等が强情で、審理に手古摺つたの、不遜な態度で暴れ狂ふ朴烈文子を持て余したのと云ふことは、何の謂たるを解し得ない。之も一般的に言ふ事だが、被告人と云へば直ちに罪人、大逆犯人と云へば直ちに大惡人と決めて居る一般人は、所謂大逆犯人の朴烈文子が不遜だつた狂暴だつたといふ事を、無條件に受容れて居るらしい、けれども、實際は罪人必ずしも惡人ならず、、、、、、ずしも常に憎むべき大惡人に非ずして憐れむべき犯人であり罪人である場合が有り得るし、法律上から觀た事件未決の被疑者被告人は素より罪人で無いから、それが、謂ふ所の狂暴不遜を敢てすれば、其の狂暴不遜を懲す爲に其の事件と離れた、別の制裁及取締り方法があるので狂暴不遜、、、、審理上の手心や、便宜を與へて之を審理する事は許されない。況んや、朴烈文子は、果して狂暴不遜だつたとかいふに、文子は震災直後、淀橋警察署に檢束されたのだが、其の素直にして勤勉なりし事は、時の署長も感心して居た位で、市ケ谷刑務所に移されてからの獄中生活の相當素直なりし事は婦人公論に發表せられた、獄中雜錄の優さが之を證して居る。尙ほ私の聞いて居る朴烈の性格は、内に、、、、、、、、、と、强さはあつても外に言動する行爲の、、、、、、無かつた、或る者は公廷に立ち要求條件中朝鮮の禮服を着用せしめ

なければ法廷に立たないと云ふた態度の强情振りを指摘して居るが、それは、決して彼の强情を推斷すべき資料ではない、內に思索する朝鮮人としての思想問題であつて、外に言動する狂暴不逞な行爲の問題ではなかつた。殊に、萬有生物絕滅の虛無思想に誤られたと云ふ、朴烈文子は、、、、、、、、破壞的行動には、、、、たかも知れないが、許されざる不自由の境地に何ものをも求めず、寧ろ退いての自棄自裁に甚だ從順なものがあつた樣に考へられる。

從つて、豫審判事や、司法當局が豫審廷に於ける朴烈文子の狂暴不逞を擧げて之を慰めたり、之を籠絡したりする爲に、彼の寫眞を撮つたといふのは斷じて虛僞不實だと思ふ。

果して然らば、何故の怪寫眞撮影か？　私は、其處に秘密の幕で蔽はれた一般豫審制度共通の、、さがあり、、、さがある事を擧げたい。私は、私の職務實際に經驗する豫審制度の、、さ惡辣さに就て言ひ度い事は澤山ある、堺利彥氏の所謂文化的、、、內容眞相をも素破拔いて見たいが、夫れは、須らく措いて、最も顯著な最近の一例に、德川侯暗殺事件の被告、佐藤三太郎、松本源太郎、松本治一郎の三氏が、豫審判事が氣に入る返事をする迄は調書を作られず、忘れたんだらうから考へて來い、思ひ出す迄調書を作らないと云つて、松本治一郎氏は、八月六日十二日九月二日九日十二日、松本源太郎氏は、九月八日九日十日十一日、佐藤三太郎氏は七月廿一日八月六日九月八日九日十日と、引續いて豫審調べを受けながら、全然調書の作られなかつた事實が公判で判明したが、朴烈文子に對する豫審は、、、、、、、、止中、立松豫審判事が、專任專心に審理して、全體百回に滿たない豫審調書を作つて居るに過ぎない、、、、、、、、、、、、、、、、、。要點に就て司法當局は、豫審判事が豫審調書を作るのも作らないのも其の都合次第だと聲明して居るが、法規の示す所に依れば、豫審判事は書記の立會なくして豫審の審理を爲す事能はず、豫審の審理に立會へる書記は、必ず其の豫審調書を作らなければならない獨立の義務と權限とを有して居るので、全然書記の立會はない豫審判事の豫審や、書記が立會つても調書を作らない豫審は斷じて許されない。故に、司法當局の出廷簿を引用した怪寫眞撮影時期に關する聲明は、法規の無視で、撮影態樣に關する聲明は、全然（寫眞技術から見ても）信じられない。斯くして、怪寫眞撮影の動機事情は、立松豫審判事の審理振りの疑義に幾多の忖度が許されるのであるが、遺憾ながら許さるゝ丈けの忖度を公表せらるゝ事が許されない。

五

其の概要丈けを云へば、如何なる大逆不逞の思想と云へども、之れを實行に移さない中は、最大最惡の不敬罪であつても、大逆の犯人とは爲ら無い、と同時に朴烈文子の大逆不逞思想を實行に移さなかつた事は、又移す能はざりし事は國家の爲にも、皇室の爲にも又一般の爲にも、被告人の爲にも幸だつたと思ふ、故に、法律は刑せんが爲に罪するのでは無くて罪あるが爲に刑するのであるから、其の罪の程度の輕い事を望むべきであらう。故に私は、朴烈文子の大逆不逞思想は憎むべしであつても、之を實行に移さゞりし、未然の發覺を喜び度かつたと思ふ。然るに「其の低度の罪を高く刑せんが爲に之を重い罪にする」事を、、、どうか？　然かも、夫れが、朴烈文子事件の證據は、本人等の自白供述に求められた丈けで他に何等の物的證據もなかつたので、被告本人等の歡心を買つたり、氣嫌をとつたりした疑問を指摘し得らるゝとしたら、どうか？　之を詳細に記述する事は許されないけれども、明瞭に言ひ得る事は朴烈文子に對する大正十二年十月の起訴が治安警察法違反の秘密結社事件であつた。夫れが、大正十四年三月、爆發物取締規則違反となり、更らに、同年七月大逆罪の起訴に罪名は進展したが、事件の内容は少しも變つて居ない、其處で、私は、謂ふ、既に大正十二年の九月被告等に、治安警察法違反の罪ありとして起訴した檢事局は、當時、大正十四年七月に起訴せられた大逆罪のあつた事を發見せず、捜査せず、之を起訴せざりしとせば、何んと云ふ曠職だつたらうと、

が、私の職務實際に經驗する檢事局の捜査能力は、犯人逮捕の上には、無能でも犯罪捜査の上には決して無能で無い。殊に思想事件の捜査に於ては、、、、、、、、、、、、、、、居る、故に一旦朴烈文子が捕はれ、且つ、其の事件が既に捜査着手中だつた事實を考へると、眞に朴烈文子に大逆罪の事件ある事を捜査發見せず、豫審判事の審理發見追起訴といふ進展を見て居るのは如何にも不可解だと謂へやう。

然かも記錄の全體を通じて立松豫審判事の朴烈文子に對する態度は、調べる判事に調べられる被告との關係とは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、此の間に審理狀況を詳細に解明したらニヒリスムとしての朴烈文子があまりに不自由な自由社會に生きて來て、自由なニヒリスムとしてこの實行を爲す能はざりし、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、れる立松判事の審理振りに、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、そして再び社會に出た時のニヒリスムとして、自由な活動と、、、、、、、、でも、、豫審判事の態度ではなかつたかと、私は其處に一種の被告心理、判事心理、審くものと審かれるものゝ心理、殊に生に絶望した死刑囚の心理等を考へる時、甚だ意味の深いものがあると思ふ、今はそれ以上を云はない、が、要するに、左樣した心理から出た、怪寫眞の撮影であり優遇であるとしたら、社會は謂ふ所の優遇その事よりも、之を優遇したといふ判事の心理を問題とすべきであらう。

次いで起る優遇問題の、紅茶、入浴、夫妻の同席には程度の問題もあるが、封建制度の監獄振りを以て、被告は苦しむべきもの、審くべきものと云ふ考から、之を非議するものも間違つて居よう、と同時に、未だ、被告は苦しむべきもの、審くべきものと考へて居る、刑務當局は、決して或者の宣傳するが如き優遇は與へて居ないと思ふ。

況んや、結婚の事實的擧式同棲などといふ事は絶對に無いと信んずるが、、そして、事件審理の御手柄を苦心談する、大逆事件の發見追跡と爲つたものであらう事は、若槻首相の聲明中「朴烈文子の罪狀は改悛情狀の有無如何に拘らず、減刑を奏請すべきものとせられた」事實が、最も、ヨク之を裏書きする事件審理の内容を洞察し得よう。

六

斯くして撮影せられた怪寫眞が、如何なる經路で利用宣傳に供せらるゝに至つたか？司法省の聲明に據ると巧みに朴烈が入手したものだといふ、そして其の巧みにと云ふ入手の經過は法律的に云へば窃取した事に爲るが、夫れは全然虚僞である。私は、大逆犯人ではあつても窃盜犯人には爲り得ない朴烈の性質を信じてやり度い、殊に豫審廷で被告から何物かを窃取せらるといふ事は、眞に有り得べからざる事である。窃取せらるゝも

のは、單り、今度の寫眞に限らない、他の何物かゞ窃取せらる様な事があつたら、それこそ怪寫眞以上の綱紀弛廢問題でなければならない、故に、私の信ずる怪寫眞外部現出は、立松豫審判事が寫眞友達の某氏に渡したものと思はれる、それは恰も、文子自殺事件の起つた朝栗原氏が立松氏に電話をかけた際、私は、偶然、之を聞いて居る、又朝鮮の某同志が某新聞記者から寫眞を示されたといふ事も聞いて居る、

今の處、怪寫眞の搬出經路は、一旦朴烈の巧みに入手したのを石黒氏が持ち出したといふ事に爲つて居るらしい、如何にも、事件前に於ける石黒氏の抹殺社と朴烈の不逞社同人とは、相當に往來して居たらしい、けれども、愈々事件が起つた後の感情は、決して事件前の如くでは無かつたと信んじて居る私は、假りに、朴烈が巧みに何物かを入手したとしても石黒氏に渡したとは思はれない。

次ぎに怪寫眞に現れて居る豫審決定書は、治安警察法違反事件の被告十二名の免訴と、朴烈文子金重漢等の管轄違ひを決定した決定書で何も珍らしいものでは無い他の被告の誰からも渡り得る文書である、其の首尾のみを誠しやかに寫眞にとるのは惡戯が過ぎる。

左様した怪寫眞外部現出の徑路を、司法當局が、何故正直に發明しないのかと云ふと、立松豫審判事の怪寫眞撮影と共に外部現出の利用宣傳に乘ぜられた事が判明して居りながら、之を懲戒免職となさず、依願退職を許した司法省當局の責任問題が起るので、斯く迄の政爭的進展を豫想せずに退職せしめた、立松豫審判事を、强いて保護しなければならない立場に陷つた結果、何人との面會を通しても、又、、、と同時に、平岩、石黒兩氏が怪寫眞問題に關係ありとするなら、夫れは、朴烈を除いを立松豫審判事對、平岩、石黒の干係であるに相違ないと私は確信する。

七

最后に文子自殺の原因に關連した怪文書に就て、結婚問題の事を述べて置くが、あれは決して世間の浮氣心に想像する様なものではない。ニヒリストの最后に、死を急いだ朴烈文子は共の遺骸の覺悟に關し、當時、文子の父も母も之を引取つて呉れやうとは思はれず、又引取つて呉れやうと云ふ同志の人には、刑務當局が引渡して呉れそうも無し、結局、宙に迷ふ文子の遺骸を合法的に引取る引取人を作る爲に結婚屆を出した、眞に悲壯極惨な結婚屆だつたのである。本人自身等は形式の結婚屆に

相思の實を結ばうとしたのでも無ければ、法律的形式に服した譯でも無い、從つて、所謂結婚式だの同棲だのといふ問題が一般に想像する様な意味で、本人からも要求されず關係者からも斡旋されず、勿論刑務當局から取斗つてやつたといふ事實は絕對にない、文子自殺の原因を嫉妬の結果と宣傳するものもあるらしいが間島醫師の檢證した處に依れば全然之を認めない、

私は、司法刑務當局のあるべき遺書を發表しない卑怯は之を責むる、秘密主義は之を愚とする、けれども自殺した事を信じた事實の直感は之を僞らない。

附言、語つて盡きない私の所感は澤山あるが一先づ擱筆する。

其後の漢字制限

福永恭助

一

◇大正十年の夏、時の文相中橋德五郎氏に依つて創立された臨時國語調査會は朝野の期待を受けて鋭意事業の調査研究を進めた結果、同十二年五月には常用漢字を一千九百六十二字に限定する處の漢字制限案を成り立たせた。國語調査會委員として社長及有力社員を出した都下の諸新聞社は概ね之に倣つて紙上に漢字制限の實行を試みて今日に及んで居ることは普く人の知る如くである。曰く報知、曰く東京日日、曰く東京朝日、曰く中外商業、曰く國民、曰く讀賣、曰く萬朝。早きは既に四歳、遲きも二歳の年月を閲して居て、漢字制限案の根底基礎も漸く固まり、何人と雖之に對して最早一指も染めることが出來なくなつたかの觀がある。

◇併し乍ら、國字に關する問題は所謂國家百年の大計に屬する性質のものであるが故に、まだ政府が勅令の形式を以て正式に認めたものでもなければ國民の大多數の贊同を得たと云ふのでもない處の今日に於ては漢字制限は所詮今尚試驗時代たるの域を脱して居らない。果してさうだとすると、其試驗の成績はどうであるか、四ケ年に亘る新聞紙上の經驗に照して該案は果して成功であつたかどうか、都下の諸新聞は今後も引續きその方針を持續して進むべきであるか。これ等の事柄について筆者の見るところを開陳することは今日決して無駄なことではあるまいと考へる。

◇さて、漢字制限實施後の諸新聞を讀んで誰しも第一に氣の付くのは、これ等の新聞紙が易しい文字を使つて居るに拘らず以前に較べて餘程讀みづらくなつたといふことである。劃の込み入つた難かしい漢字が減つて紙面が大層明るくなつた心持はするけれども、同時に讀むのに手間がとれて面倒くさいといふ感じを多數の讀者に與へた事實は何人も之を否む譯には行くまい。漢字制限論者は一言目には、『それは見慣れないからだ』と答

へるけれども、その漢字制限論者の多くが、さうは言ひ乍らも假名論者にはなり切れない處から推すと、文章の中に假名の數が多くなるといふことは、いくら慣れても讀み易くならない傾きがあるものだと認めなければならない。

◇之を事實に照して見ても、漢字が節減されて假名に之が代るやうになつてきて、例へば『人は知るまい……』が『人はしるまい……』と書かれてあるとすると、場合によつては一度は『人走るまい……』のやうに讀んで見て、更に前後の關係からそれが『人は知るまい……』の讀み違ひであつたことを發見して更にもう一度讀み直すといふやうな經驗は、漢字制限を實行してゐる新聞の讀者が誰しも日々味つて居るところだらうと思はれる。

◇尤も右に擧げたやうな質の讀み違ひは、我國でも外國文の例に倣つて語と語との間に間隔を設けることによつて造作なく救濟し得られることである——我が國で此事がいまだに實行されて居ないのは妙な話である——が、その事にも增して漢字制限の不都合に感ぜられることは、名詞や動詞のやうな、文章の中で重要な地位にあるものが假名で綴られる機會が多くなつたといふことである。『拔れう』『要さい』『けん制策』『むじゆん』『せん動する』等は即ちその一例である。

◇凡そ文字の役目が語を寫すにあることは此處に改めて述べる迄もないが、その語の本體とも云ふべき談話や演說や講義などの場合に於て、一段と聲を張りあげ又は他の部分よりも一層明瞭に發聲せられる處の名詞や動詞のやうな類のものが、文字として綴られた場合に他の部分に較べて讀者の注意を餘り惹かぬやうな仕組みになつて居ることは文字本來の任務から推して好ましいことではない。斯く考へるとき、讀者の注意を惹く力の甚だ弱い假名書きの名詞や動詞が不適當であることは云ふ迄も無い。

◇人は外國の地名や人名が「巴里」や「羅馬」や「維遜」や「冷忍」のやうな漢字の當て字でもつて綴られることの馬鹿々々しさを云々するけれども、これは必ずしも漢字心醉者の單なる遊戲的氣分から生れたものとばかり言へない處がある。名詞の內でも殊に大切な固有名詞は、英佛文などに於ても特に大文字を以て書き初めて人目を惹くことにしてあることでも判る通り、從來我國で外國の地名人名に無意味な當て字をして居たのはそれ等を假名で書くことの物足らなさを避ける心持から來たものに相違ない。

◇「假名」といふ語が自ら物語つて居る通り、假名は即假りの文字、言葉を換へて言へば所謂本字に對する補助文字に過ぎ

ない。従つてその用途は送り假名やテニヲハの域を脱しないのを建て前とするから、假名を以て本字の領域を侵すが如きは漢字交りの文に於ける假名本來の用法に反するものと云はなければならない。

◇假名の一番大きな弱味*は其字形が一語としての纒りに乏しい點にある。而して纒りに乏しい處の文字で綴られた名詞や動詞などは、假名計りで書かれた文章に於ても讀者の特別な注意を惹くことが出來ないのであるから、漢字交り文の一種である處の漢字制限の文章では殆んど其存在すらも疑はれるのは自明の理である。

(*) 假名の字形にこの缺點のあるのは假名論者も認めて居る處で、所謂改良假名と稱するものは即假名の此缺點を除かんが爲めに工夫されたものである。而して多くの改良假名論者は平假名字形の改良にはいづれも匙を投げて居る次第であるが、漢字制限の諸新聞紙はいづれもその平假名を以て常用漢字表以外の文字を持つ名詞動詞を寫しつゝあることは注意すべき點である

◇然るに一方新聞紙の讀者の新聞の讀み方を見ると、特別有閑階級の人は別として、多くは短時間の間に慌しく眼を通すことによつて新聞の閱讀を濟まさなければならない境遇にある人であるし尙今日の新聞の編纂法もそれに順應してある筈である。このやうな讀方をする讀者の眼は纒まりのよい重な漢字の上にのみ注がれて居るに過ぎないから、假名書きの名詞や動詞などが讀者から殆んど省られて居ないことは此處に改めて說明する迄もない。

◇この物足りなさを救ふ窮餘の策として、今日多くの漢字制限新聞は假名書きの右側に傍點を附して讀者の注意を惹く方法を採つて居る。即「拔れう」、「要さい」、「けん制策」、「むじゆん」、「せん動する」のやうに。併し乍ら、例へば上半分が漢字で下半分が假名で而もその假名は御丁寧にも一々傍點を背負つて居るやうな不體裁な、丁度震災後のバラツク氣分を思はせるやうな間に合せの書き方が、向後五十年も百年も乃至は未來永遠に、我大日本帝國の守つて行くべき正式の國語の書き方であらうとは誰しも思ふ人はあるまい。

◇序乍ら此處で一言すべきことは、『常用漢字表以外の難かしい漢字を使はなければ書き寫せないやうな難かしい語を使ふのが抑々よろしくない。それを注意しさへすれば右のやうな不體裁はせずに濟むのである』といつて達意平明な文章を書くやうにすゝめる漢字制限論者の言葉である。難解の漢語を避けることも達意平明な文章を書くことも共に望ましいことではあるけれども、それだけをいくら守つても常用漢字表に出て居ない字を使はずに濟ますといふことは必ずしも出來ないのであること

を多くの漢字制限論者は氣づいて居るであらうか。

◇「みそ」といひ「しようゆ」といひ「のみ」と云ひ「いかり」と云ひ、それ等はいづれも日本語として誰しもふだんに使ふ極く平易な通俗語であつて、これ等の語を使つた文章は達意平明といふことに少しも戾つて居はしないのに、「噌」や「醬」や「鑿」や「錨」やは今回の常用漢字表からチャントとり除かれてある。即語はいくら易しくてもその語を寫す字は難かしいといふ場合はあり得るのであるから、人々がいくら達意平明な文章を書くやうに心掛けたからとて前に述べたやうな不體裁が全く無くなるとは言ひ斷ることが出來ないのである。

二

◇第二に言ふべきことは、今回の決定案では常用漢字表は

一、固有名詞として用ゐられる場合

二、詔勅法律その他特殊の場合

を除外して居ること即地名人名のやうなものや詔勅法律文などには漢字制限を適用しないといふ除外例を設けたことについてゞある。

◇ずつと前に設けられた國語調査會でも矢張り漢字制限といふことを試みたのであつたが、文部大臣の諮詢機關である調査會のその答申案には「樺」と云ふ字が使用を許さない方の部類に入れてあつたため、時の文相樺山伯から『おいどんの樺の字はどう書くのぢや』との奇問を受けたので、折角の制限案もお流れになつてしまつたと云ふ話も傳はつて居るが、事の眞僞は兎も角、自分の姓名の第何番目かだけを假名で書くといふやうな餘り見榮えのしないやり方は樺山伯でなくても不服を稱へる人が出て來るに違ひない。

◇このたびの常用漢字表でもその中に「楚人冠」の「楚」の字が見當らないといふことは、委員の一人である杉村楚人冠氏を苦笑せしめたことであらうと思はれるが、このやうに固有名詞に對して迄も漢字制限を强制することになるとそれが各自の利害關係(?)に少なからぬ影響のあることだけに——姓名判斷によつて名前を換へたりつけたりした人々にとつては一大恐慌であらねばならぬ——常用漢字表に對して四方八方から批難攻擊の火の手の擧がつてくるであらうことは想像に難くない。そこで賢明なる調査會は固有名詞に對する治外法權を認めることにしたものと思はれる。

◇成程さう云ふことにすれば世間からも文句が出なくて濟むであらうが、さう云ふ例外を認めることが漢字制限本來の趣旨と一致するものであるかどうかは此處に改めて說く迄もない話で

ある。

◇地名人名の除外例もさること乍ら私が特に殘念に思ふことは調査會が法律文に對する漢字制限をも遠慮する態度に出たことである。詔勅は假りに國民常用の範圍外にあるものと見るとしても、「法律」といふものを國民の日常生活と沒交渉なもののやうに取扱つた調査會の所置には全く同意を表することが出來ない。

◇例へば刑法をあけて見ると第何條かに『罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セズ』とあり乍ら直ぐその次ぎの處に『法律ヲ知ラザルノ故ヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシトナスコトヲ得ズ』といふ風なことが書いてある。これは言ひ換へれば、幾ら『私は法律を知りませんから』といつて辯解しても刑務所へ叩き込んでしまふぞといふことであらうが、それを知らなければ赤い着物を着せられてしまふ程大事な法律が國民日常の生活と果して沒交渉なものであらうか。

◇文部大臣の訓令が口語體に改められたり、商用文に漢字制限が實行されたりするよりも、いや實をいふとルビ付きの今日の新聞紙を常用漢字だけで編輯したりすることよりも、いま一番大切なことは政府の發する法律命令の民衆化といふことであると私は信じて居る。この意味に於てさき頃「法令形式ノ改善ニ關スル件」として若槻首相より發せられた訓令は頗る我意を得たものであるが、臨時國語調査會が豫め政府部內に反對あるを懸念するの餘り、最も必要なものに對して除外例を認めるやうな消極的態度に出たことは返すがへすも遺憾に堪えない。

三

◇次に、調査會の漢字制限案について最も吟味を要する點は常用漢字一千九百六十二字を撰定した方針である。聞く處によると、調査會は先づ調査資料として、

一、尋常小學校各種教科書に現れて居る漢字、

二、各新聞社に於て最も多く用ゐられる漢字の調査書類、

三、有力なる印刷所に於て最も多く用ゐられる漢字の調査書類、

四、個人として常用漢字について調査し或は意見を發表したもの、

五、邦文タイプライターに用ゐられる漢字表、

等を集めて細密丁寧に攻究したものであるとのことであるが、文字撰定の大體の方針としては實に能率多き文字を採るといふことにあつたのである。

◇即學校教科書、新聞、雜誌等の文章の中に現れ出る各の漢

字の出現度數（Frequency）の統計をとつて、その度數の多い文字程字としての能率に富んで居る優良なものとして、その能率の多いものから順に一千九百六十二字を撰び出した――勿論多少の例外はあるであらうが――ものであるらしいが、この方針に果して誤りはなかつたかどうか。

◇例へばこゝに「生」といふ漢字がある。これを能率といふ方面から調べて見るならば恐らくは第一位を占める優良文字といふことになるのではなからうか。「學生」や「生徒」といふときの「セイ」として、或は「平生」といふときの「ゼイ」として、さては「一生」、「誕生」「生れる」、「生際」、「生意氣」「生駒山」、「生馬の眼を拔く」、「有島生馬」、「生方敏郎」、「生立」、「生憎」、「壬生の宿」、「芝生」、「福生」、「生絲」、「竹生島」…………等凡そ二十幾通りかに使はれる文字であるが、「セイ」として用ゐられる度數、「シャウ」としての度數、「いきる」としての度數…………等、各度數の總合計は夥しきものに上るであらう。

◇國字として漢字の缺點は、一つは字數の多いこと從つて劃の込み入つた字が多くあることにもあるけれども、それにも增して不都合なことは一字一字に音だとか訓だとか云つていろいろな讀み方があることである。屢々國字改良論者に依つて説かれる通り、一字につき二十種の讀み方のあるものを憶えることは二十の別々の文字を憶えることよりも兒童にとつては遙かに大きな苦しみでなければならないと同時に、一字に多數の讀み方があるといふことは書いたものを見ても何と讀むのか判らないといふ弊害をも伴ふものであるのに、その眞先きに鎗玉に擧げて排斥せらるべき文字が、能率といふ眼から見て最優等の成績を擧げて居るといふ理由の下に最大級の待遇を受けて居ることが果して適當なる國字改良策であるかどうか。

◇さう云ふ方面からこの度の漢字制限案を觀ると、文字として最も不都合なものから順に一千九百六十二字を撰び出したのが即常用漢字表であるといふことになるが、このやうな看易き道理が堂々たる調査會委員諸君の頭に浮かばなかつたとも思はれない。臆測を逞しくすることが許されるならば、察するにこれは調査會が印刷能力の增大を計ると云ふことに餘りに急であつたために陷つた過誤ではなからうかと私は考へる。

◇一國文化の程度をトすべきバロメーターとも云はれる印刷の方面で、歐米ローマ字國に於けるやうなタイプライターやライノタイプやモノタイプを使ふことの出來ない我國が甚だしき非文化的の狀態の儘にとり殘されて居ることは實に驚くべきものがある。先年來朝したノースクリッフ卿は東京朝日新聞社を參觀

して、人間が活字を拾ひ歩いて版を組むところの原始的な光景に驚き『印刷がこれでは、お氣の毒乍ら日本は迚も泰西諸國に追ひ付くことは出來ない』と長大息したとのことであるが、調査會がこれに氣付いて印刷能力の增大を計らうとした精神には大に敬意を表すべきであるけれども、それを重く視るの餘り、前述のやうな過誤に陷つたのだとしたならば、誠に物事の輕重本末を辨へぬものと謂はなければならない。

◇印刷能力の增大を計るといふ點から言ふならば成程幾通りにも讀まれる「生」のやうな文字が最も優遇されるのは當然な話で、極端なことを言ふならば「生」にもつと多くの讀み方を與へれば——「イキル」や「ウマレル」計りでなく「シヌル」も「ナクナル」も「キエル」、「ウセル」、「アラハレル」、「カクレル」、「ニゲル」…………も、一層のことあらゆる日本語は皆「生」一字で表はすことにすれば、印刷所としては「生」の活字一色だけ揃へて置けば濟む譯であるから都合のよいこと此上なしである。がその代り出來た印刷物はどれもこれも「生生生生々々」で何のことかさつぱり譯が判るまい。朝日新聞を買つても報知新聞を讀んでも、今日の新聞も明日の新聞も、全紙悉「生」の行列ばかりで滿たされて居るといふことになつては迚もやり切れたものではない。

◇日本語を凡て悉く「生」一字で濟ますといふことはもとよりあり得べからざることであるが、物事は凡てこのやうに一應極端迄考へて見ると早判りがするものである。それは兎も角として、漢字制限論者の中には往々印刷能力の增大、特に邦文モノタイプの利用といふ立場にとらわれて、國字問題中最重要なる二つの方面即國民教育上の漢字の弊害並に日本語を寫すといふ點から見た漢字の缺陷の救濟に熱意を缺く人のあるのは惜しむべきことである。

四

◇最後に、この度の漢字制限案に對する世論一般が頗る冷淡な態度を持して居るといふことについて私の見るところを述べるならば、これはその由つて來る主原因が國字問題其者に對する國民の傳統的無關心からであることは申す迄も無いが、その他に尙二三の理由を見出すことの出來るといふことを見逃してはならないと考へる。

◇其一は漢字制限の効果といふものに國民が大きな期待をして居らないといふことである。漢字制限の實行といふことが可能であつたとしたところで、それによつて國民を文字の惱みから救濟し得る効力は高が知れたものである。四千字の漢字が二

千字に節減されたからと云つて、漢字の弊害が決して半減されたことになつたのではないことは常用漢字撰定の方針に見て明かなところであるが、滅多に使はれない字を削るといふことは一方から見れば滅多に出て來ないのであるから殘して置いても大した邪魔にはならないとも言ひ得るので、さういふ横田千之助氏の士族廢止論のやうなものに世論が熱中しないのは知れた話である。

◇も一つは國語調査會の議決といふものに對して、國民はその權威に疑を抱いて居るといふことは無いか。この度の制限案が餘りに簡單に、あまりに輕卒に出來上つてしまつたといふこともそれの一因であるが、私は調査會の組織其者についてもその權威を疑はれる原因が潜んで居ることを思はざるを得ない。委員諸氏の個々の知能識見は勿論尊敬に値すべきものがあるであらうけれども、委員中に內閣法制局を始めとして各省の代表者すら見當らないのはどうしたことであらうか。

◇尤も委員の數を增すに從つて、所謂船頭多くして船山に登るの例に漏れず、會議は兎角議論倒れに終ることを免れまいけれども、その代り少數の範圍の人々の間で手取り早くとり極めた成案といふものは、それが社會に公表された後に、人々から納得されることも難かしく世に擴まることも遲いといふことになるのは自然の理である。

◇今は何事をするにも輿論の力と云ふものを無視することの出來ない時代であるから、調査會が國內の多くの有力な新聞社の社長を委員として迎へて多數新聞の後援を借りることにしたのは頗る賢明な策であつたけれども、法律命令に大關係ある政府部內との連絡といふことを缺いだこの度の決定案の實行力については誰しも多大の疑念を挿まざるを得ない。調査會としてはたゞ成案を作り上げればよいのであらうけれども、その答申案をたゝきつけられた文部當局としては、今後この小範圍の人々の手になつた論議の餘地少からざる制限案を提げて抑々如何なる處置に出でんとするのであるか。これ國民の刮目して監視すべきところである。

早稻田大學

法律講義　政治經濟講義　文學講義

中學講義　商業講義　女學講義

新時代は切に吾等に新知識の修得を迫つてゐる。而もなほ敎養ある社會人として世に處せんとするには、單に普通一般の知識を修得したゞけでは十分でない更に進んで高等なる常識を養ふ爲めに、何人も先づ政治、經濟、法律、文學に闘する高級なる知識を組織的に學修する必要がある。加之、今日の社會は、何人に對しても或種の專門を要求しつゝあるが故に、徐々その必要は大である。然るに我が早稻田大學三大講義はその創設以來何れも旣に四十有餘年の歷史を有ち改造に改造を加へて今日に至れる、眞に完備せる獨學機關であることは世の等しく認める所である。故に、世の眞面目なる男女は速かに來つて、これらの講義に就いて學ばんことを切望する。

◇修業年限各講義とも一年半（毎月二回發行）

◇學費各講義とも毎月（二册分）壹圓廿錢

申込次第
見本進呈

東京牛込　早稻田大學出版部　電話牛込（三四五四三七四八番／三四六五三七四九番）

藤森成吉著 最新刊

若い時代

四六判上製

定價 金壹圓五拾錢

送料十八錢

現文壇に於ける一異彩――身を挺して勞働者間に投じ、血の滲むが如き人間的、社會的苦悶を體驗せる藤森氏の近業十四篇を收めしもの。その心情の熱烈さと、穩かなる氏の風格は、自らそのふくよかなる藝術的詩韻と綾をなして、この神品をなした。誠に氏に於いてのみ見らるる點々苦綴、而も淸冽無比珠玉の如き逸品のみである。恐らくプロ、ブルを問はず一讀再讀三讀して三嘆を措かざるのもの。

藤森成吉著 惱み笑ふ

定價一圓三十錢 送料十八錢

藤森成吉著 東京へ

定價二圓三十錢 送料二十錢

發行所 東京芝區愛宕下町 改造社 振替東京八四〇二

農學博士 小野武夫 著

日本農民史語彙

——博士十數年苦心熱誠の編纂——

採錄語數三千百語

讀史研究に愛書家座右必備の書

見本

發することを得」とあるは、公共用水又は口分田の餘水を引きて開田を許したるものならん。（大日本農史）

公文乘（コウブンジヨウ）
官紀を犯して私收する税の意なり、即ち平安朝の頃、國司が規定の賦課の外に種々の名目を設けて、餘分に人民より税物を徵發せるを「公文乘」と云ひたるなり、元より甚だ不法の行爲なれば、桓武天皇は布達を以て之を禁じたり。

〔引例〕桓武天皇、延曆十七年、戊寅勅令、租稅調錢は出納限有り、徭を收め用に充つること色數一にあらざれば、姦吏の輩が官物を犯用して公文乘と名け、憲章を憚らず、心に貧濁を挾み、競て截留を事とし、田租を剩徵し、調錢、職寫田の直、徭、錢等の類を奸折すること有るに至り、贓汚多端なれども、積習悛むること無し云々。（大日本農史）

公奴婢（コウドヒ）
公奴婢とは世の賤民にして政府に屬する奴婢なり。官戶に似たれども、その品等下れるものとす、多くは東北地方の蝦夷人の捕虜等より成れるが多し。（日本法制史）

紺屋役（コウヤヤク）
紺屋役は又一名藍瓶役とも云ふ、藍瓶の數に掛けて出さしむる役錢なり、國によりては紺屋には役錢を出さしめさる處もあり。（地方凡例錄）

估價（コカ）
王朝の頃、國有地たる公田の耕作者よりは夏の小作料として賃租即ち作料を徵收したるが、其の賃租の高は一に各地方の貨物の騰落によりて定められたり、此の時の相場のことを估價と云ひぬ、大寶令に「凡諸國の公田皆國司隨ニ鄉土估價一賃租」云々とあり。（日本農政史）

定價參圓五拾錢　送料三十六錢

發行所　東京芝區愛宕下町　改造社　振替東京八四〇二

文藝雜感

武者小路實篤

無題

自分が文學に興味をもち出したのが十九の時であつたからそれから二十三年程になる。時のたつのは早いと云ふが、實際、文學に興味をもつてから二十三年たつと思ふと今更に時のたつのは早いと思ふ。自分もいゝ齢になつたものと思ふ。この二十三年の間には隨分いろ／＼の時代を通りこした。

まだ當時、自然主義はとなへられてゐなかつた。夏目さんもまだ出てゐなかつた。當時は日露戰爭が始まりかけてゐた。樗牛なぞが華々しく太陽なぞに文藝時評を出してゐた時分で、僕達はそれをむさぼり讀んだ。又當時トルストイが日本に紹介され出し、又社會主義が底力をもつて青年の心を動かしてゐた。

自分はそれ等のもののすべてから影響をうけた。社會主義の本をよくよんだのはその時分である。平民新聞や直言は毎號よんでゐた。

夢二が骸骨と泣いてゐる女とが並んで歩いてゐる畫を出してゐたのが今でも目にのこつてゐる。トルストイの日露戰

作についてかいたものが譯された時、自分は興奮してよんだ。又ゴルキーの短篇なぞもよろこんでよんだ。

又獨逸語の本で社會主義のことのかいてある本も、（尤もあまりむづかしいものはよめなかつたが、）手あたり次第よんだ。しかし自分はトルストイの力により多くの共鳴を感じ、より多く感心した。

その時分志賀も………………………………………じやないか、なぞと眞面目に考へてゐた。何しろ眞劍にならないではゐられない時だつた。

社會主義と同時に一方ニイチエも非常な勢ひで日本に紹介されてゐた。カーライル、ホイツトマン、エマーソン、なんでも紹介された。そしてまもなく自然主義の運動が頭をもたげて來、夏目さんが又不意にあらはれて來、獨歩や、藤村が出て來た。そして自分もいつのまにか二十二三になつてゐる。

人間は十七位から二十一二位までに受けた影響は一生もつて廻るやうに思ふ。その時分腦が生理的に影響をうけやすく出來てゐるのではないかと思ふ。その後は自分の考が出來てしまうから、はたの影響よりも、自分の考へによつて多く支配されるやうに思ふ。

二十七八になるとその人獨特の世界が目ざめてくるやうに思ふ。

自分より齡上の人は文壇に澤山ゐる。それ等の人は新しい興奮を人々に與へた人も多い。藤村、花袋、白鳥、青果なぞは一時、隨分皆に問題にされた人々で今でも生てゐる。尤もその内でも藤村、花袋は新運動を起した功勞者の大なるものである。

それから、荷風、谷崎と云ふ順序だと思ふ。しかしもう谷崎になると自分よりも一つ下だし、文壇で認められたのは僕達よりも早かつたが、何となく齡下と云ふ感じがして、荷風に興奮したやうな、興奮は感じられなかつた。むしろ認

められ方がもう一二年おそかつた方がよくはなかつたかと、當時考へたものだ。
しかし正直に云ふと、僕は花袋、白鳥、青果のものには當時感心してゐなかつた。花袋のインキツボなぞは讀むといつも腹を立てたものだ。若い時は他人の言葉に影響をうけやすいだけに、腹も亦餘計にたてる。
自分のもたげやうとする頭を押えつけられさうに思ふから。
自分は夏目さんと獨步に感心してゐたが、他の人にはそれ程でなかつた。尤もその以前鏡花の「湯島詣」を志賀に借りてよんだ時、日本文もかうも自由にあつかへるものかと感心した。今よめばどうか知らない。しかし鏡花のあるものは今よんでもすきになれるだらうと思つてゐる。
夏目さんの坊ちやんや、我輩は猫であるにはおどろいた。
獨步のものをよむと氣持がよかつた。
幸德秋水が夏目さんのものをほめてゐると聞いて自分は兩方に感心したことがあつた。今のある主義者よりは生てゐた。
生てゐる人間と云ふものはきまつた方向に許り根をはつて滿足はしてゐないものだ。あらゆるものから滋養分をとる。自分が受うり出來るものより他のものに興味の感じられないものは精神上の一種の寄生蟲である。同一主義の血を吸はないでは生々出來ないのは男の恥である。生長力の强いものはあらゆるものから自分の滋養分をとる。
しかし僕は自分より若い人と議論するのは嫌ひだ。僕は彼等から突かゝつて來られゝばはねとばさないわけにはゆかない時もあるが、他に仕事が多すぎるから、喧嘩專門の人には叶はない。その人よりもより若い人にさう云ふ仕事は任せておきたい。僕より若い人は僕の頭を押えつけることは出來ない。僕の自由をさまたげることは出來ない。だから眞

劍に戰ふ氣にはなれない。又征服しやうと云ふ熱意も出て來ない。たゞ時々五月蠅いと思ふだけだ。しかし自分の云ひたいだけのことは云ふつもりだ。戰はなければならない時は戰ふが、どうもさう云ふ時は來ないやうに思ふ。

自分よりも先輩にも自分はもう以前のやうに征服慾は感じない。もう自分の頭を押えつけられたり、自分の生長を呪咀されたりするやうな感じは持たないから、喧嘩をするのは若い内にかぎるやうだ。自分位いになると自分のしたい仕事をし、云ひたいことを云へばいゝやうだ。

自分も隨分惡口も云はれて來たが、それで自分の眞價は少しもおちないことを知つて來た。人類と云ふものは皆がひとしく實力相應に生ることをのぞんでゐるのだから、自分を實力相當に生かしてゆけば、それでいゝのだ。

たゞ自分の考へてゐることが役に立つ人にだけ自分の考へを知らせればいゝのだ。役に立たない人とはお互にほつたらかしておけばいゝ。しかし出來たら誰もの役に立つ眞理を見つけたいと思ふ。

僕は黨派心でものを云ひたくない。本當のことが云ひたい。皆さう思つてゐるのだらうと思ふが、時々さうでない人がゐる。

しかしこの世で正直ものは文士だと思ふ。他の人でかうも本音をはきあふ仲間はゐないと思ふ。だから僕は文士は好きである。嘘をつかない文士は、何處かでその人の見た本當を云ふ。よし象の尻尾だけ切り見ないにしても、見た尻尾だけは正直に云ふ。

話がそれたが、以上名前を上げた他、

秋聲、小劍、秋江なぞも僕よりはずつと前から働いてゐる人だ、まだ他にもいくらでもゐると思ふが、公平に思ひ出せない。

しかし自分は日本の作家よりも西洋の作家の方により多くの恩をうけてゐる。トルストイは勿論、ドストエウスキー、イプセン、マーテルリンク、まだいくらでもある。文士だけには限らない。畫家もゐるし、宗教家もゐる。

自分の精神の糧になる人、自分を生々させてくれるものは何んでもすきである。

自分が生ることが主である。しかし自分が生ると云ふことは同時に他が生ることでなければならない。

自分を本當に生かした人から自分は根本的な影響をうける。その他の人からうける影響は自分の魂とは緣がない、文學は自分は自分の生命と交涉があつて始めて價値のあるものと思つてゐる。

この世界の人間すべてが飯が食へ、生活の安定が得られたにしても、それだけでは淋しくつてたまらないものが我等の内にゐる。文學は其處から生れるのだと思ふ。文學は食つても腹のはらないものである。だが他人の本音や眞心にふれずに生てゆくのは淋しいものだけが文藝を愛する。

超個人主義文學

超個人文學と云ふ言葉を何處かで見た。

之は個人を沒却すると云ふ意味ではあるまい。個人を無視すると云ふ意味ではあるまい。個人の本音を出してはいけないと云ふ意味ではあるまい。一人よがりがいけないと云ふ意味か、あまりに個人を尊敬しすぎてはいけないと云ふ意味であらう。

つまりプロレタリアのために働けと云ふ意味らしいと思ふが、しかし個人の生命を尊敬することは認めるのであらう。

しかし僕はもう一歩すゝんで云へば、日本には本當に自覺した個人主義者は一人もゐなかつたのではないかと思ふ。自分の個人主義は認めても、他人の個人主義、全部の個人主義を認めた人はゐなかつたらうと思ふ。個人主義の本當の說明を自分は知りたく思ふが、個人あつての社會、個人あつての人類、と云ふ考へならそれは當然まちがいである。

それは個人は社會に絕對に服從しなければならないと云ふのがまちがつてゐるやうなものである。自分は日本ではもう少し個人を尊敬することが必要だらうと思つてゐる。個人を社會の犧牲にしてい〻と云ふことはない。又個人の主觀を、個人の頭を無理にまげてい〻と云ふことはない。個人には尤と思ふことだけを尤と思ふ自由を與へることは必要である。何んでも御尤と思はなければならないと云ふことはない。尤も個人を通さずに社會が自ら口をきく時代が來たら別だが、同意見の人だけが同意見をもてばい〻。他人を支配出來るのは肉體だけだ。それは利害關係で他人を動かすことは出來るが、それは利害關係の一致がくずれたら、それまでゞある。

自分は個人主義でとゞまるものを喜ばない處から超個人主義が出て來たなら贊成する。恐らくさうであらう。しかし個人の意志の自由を無視したい傾向が少しでもあつたらそれには反對である。

我等は他人に命令されるのは嫌ひである。

話はちがうが、日本人で朝鮮の女の人が果實をぬすんだと云つて、その女の全身にコールタールをぬつて日にさらした男があるさうだが、そんな男は全身にコールタールをぬつて日にさらすがい〻。そして自分がわるかつたことが氣がついたら女の前に跪かして謝罪させるがい〻。私刑をすることを許すわけにはゆかないかも知れないし、法律にない罰し方は出來ないかも知れないが、重く罰するがい〻。それをきいて怒つた朝鮮の人は一人も罰してはいけない。謝罪して歸つてもらう方がい〻。

個人主義の道德は自分にされたくないことは他人にするな、自分を尊敬するやうに、他を尊敬しろと云ふ所にある。他の個人はどうなつてもいゝと云ふのは利己主義で、個人主義ではない。

プロレタリア文學

プロレタリアの文學に立派なものが生れ得ないと云つてゐる人が一人でも日本にゐるか恐らくゐないであらう。だがプロレタリアの文學ならどれも立派だと云ふ人も、この頃の日本には誰もゐなくなつた。だからその點では問題はない。問題はたゞ一つ、プロレタリア文學にも下らないものはあるが、プロレタリア文學以外はすべて下らない、と主張する人があるかどうかと云ふことだ。

この頃さう云ふ人はないとプロレタリアの批評家も云つてゐる、それなら問題はないわけだ。誰もブルジョア文學は皆いゝものだとは云つてゐないのだから。

たゞプロレタリアの文學が少なすぎる。又さう云ふ文學が出るのを邪魔してゐると云ふ人もある。しかしプロレタリアの内から本當によき文學が出ることは誰もが望むべきことである。

又プロレタリアのために働くことを人にすゝめる文學でもいゝ文學は存在し得る。しかしプロレタリアだけが本當の人間だと云ふなら意見がある。だが誰もがプロレタリアのために働かなければならないと云ふのなら尤もである。だがそのためにブルジョアの人間は不幸にする方がいいと云ふのだと又意見がある。

たしかに不幸な人のために働くことは誰もの義務であると云ふのなら誰も反對のしやうがない。他人がくるしんでゐていゝとは云へない。自分がそんな目にあふのがいやな目に他人が逢つてゐるのに平氣だと云ふことは自慢には出來な

い。

しかしだからプロレタリア文學だけが本當だとは云へない、プロレタリアの運動はすべての人が眞人になる運動だと思つてゐる。又さう思へばこそその運動は眞理であると思ふ、（僕は社會主義は嫌ひだ。共產主義も嫌ひだ。僕は寧ろすべての人間が獨立人になること、すべての人が個人として立ち上ることをのぞんでゐるのだ。そのために僕は僕の道を步いてゐる。その道についての非難は當分默して受けてゐてもいゝと思ふが）

そして眞人なら、プロレタリアの文學も愛するだらうが、その他のものも愛すると自分は思つてゐる。少くも虛僞のプロレタリア文學よりも、人間の本音の出てゐる生々したブルジョア出の文學を愛すると思ふ。

乞食が王子を夢見ることも出來る。僕は肉體の力がよはいが肉體の力のつよい人間の話はすきである。眞のプロレタリアの內から生れた眞人が何を無遠慮に愛するか。それを僕は知りたい。恐らく自分逹にあめを食はすやうな作品だけで滿足はしまい。

プロレタリアの生活をしない人が外部からプロレタリアに同情してプロタリアの生活をかいた處が、それは內から生てゐないあまいものになり、つくりものになると僕は思ふ。その點では有島武郞に同感である。たゞ眞心が生る瞬間は階級をおどり越えることが出來ると僕は思つてゐるのだ。

たゞ上から同情するやうな態度や、又プロレタリアでもないのにプロレタリアのやうな顏して何か云つたらおかしなものと思ふ。ブルジョアの作家はブルジョアを攻擊するのがおちだらうと思ふ。もしプロレタリア文學の仲間入りしやうと思ふなら。

しかし眞人の仲間入りしやうと思ふなら、それは眞心さへ生かせばいゝと自分は思つてゐる。

ブルジョアの弱點

ブルジョアの弱點は何處にあるかと云ふと、人間はのらくらしても生られるものだと思つてゐる點だ。そして本當に働かなければならない時代がくるのを恐れてゐる點だ。

正しい世界がくるのに恐怖をもちやすい傾がある點だ。そしていつまでも安逸をむさぼらうとして正しい世界のくるのを邪魔することだ。

プロレタリアの强味は、よき世界のくることに生々した希望をもつことが出來る點だ。

つまり未來に希望をもつものゝ强味を持つてゐるものと、未來に恐怖をもつものゝ弱は味である。

皆が人間らしく生られる世界が來てしまつたらブルジョアだつてよろこぶはづだ。

東洋人のあきらめ

東洋人、殊に佛教の影響をつよくうけてゐるものは、人生の無常を知りすぎてゐる。だからあきらめがいゝ。

勿論いゝと云つても知れたものだが、それがどうにもならない運命だと思ふとあきらめる。自分が苦しいのをあきらめすぎるのもいゝとは云へない。しかしあきらめいゝ國には恐ろしいことがさう行はれずによき世界が來得る望がある。

しかしかう云ふと地震の時の人殺を思ふ。、、の善良の人を殺したことはとりけしのつかない日本人の上にぬられた汚點である。消すことは出來ない。あの時の噂がいけなかつた。日本人は人の弱點につけ込むことを非常に嫌ふ。尤も

他人の弱點につけ込まない國民でないとは云へないが。あの場合あんな噂があつたらかつとなるのは江戸つ兒のほこりとする處だ。その結果あんないやなことが起つた。そして日本人の方はけろりと忘れてしまつてゐる。あの噂が反對で、朝鮮の人が日本人を救つたといふ噂でもたつたら、日本人はきつと感謝したにちがひないが、もと〳〵ひけ目を感じてゐたのであんな噂を本當にしたのがいけなかつた。しかしあの瞬間噂を信じたのは無理のない所がある。

日本人のしたことでよくないことはいくらでもあつて辯解の餘地がないかと思ふ。だが「日本人と知つてから云ふ時でないと、、、せないから、、てやつた」と話してゐたことを志賀が當時きいたさうだが、何て云つていいのかわからない。ともかく日本人も一時的には隨分亂暴をし得る國民である。あまりに考へのある國民とは云へない。

自分は政府とか、法律とかにあまり信頼しない方だが、四海同胞主義を日本が亡びない程度で大いに發揮することが必要と思ふ。

自分は文學についてかくつもりでつい餘計なことをかいた。

しかし人間が本音をはく處、其處に文學が生れると云ふのが自分の信念である。

科學的料理

ある科學者が、空氣や水から科學的に食物をつくり出して、殆んどたゞで無盡藏の食物をつくつたとする。そして皆が平等にその食物を食ふとする。それで人間の味覺は滿足するかと云ふと、滿足はしまい。日常生活ではそれで滿足するだらうが時にはもつと他のものが食ひたくなるだらう。そしてうまい果物や、料理をつくつたものがあつたら皆、よろこんで食ふだらう。

さう云ふ科學的食物を發明し、又それをつくつて國民全體にたゞでわけることを政府がするようになれば隨分立派な仕事にちがいない。しかしその時、又個人々々の好みで御馳走をつくつて親しき同士でたべるのは又うれしいことにちがいない。

今の世では働きたくも働けず、又健康に必要な食物をとりたくともとれない人が日本人の中にも實に多い。だからそれ等の人が健康をそこねず、人間の傲を失はず、悠々と食物を得られる世界をつくり出さうとする運動は立派な運動にちがいない。

しかしだから誰もが食つてもまづい、そして矢張り食へない人の多い仕事をするのはいゝとは云へない。

文學の仕事はともかく無理に法律で食はせたり、又奬勵で食はせたりしなければ食ふ氣になれない精神上の食物をつくる仕事ではない。食ひたくつて食ひたくつて仕方がない、誰の目をしのんでも食ひたいといふ味のあるものをつくる仕事なのだ。

だから批評家や、道學者や、政治家が奬勵してやつと生れるやうな文學はあまり値打の高いものではない。

文學の一つの特色

文學の一つの特色は讀まなくつていゝと云ふ處にある。讀んだつて讀まないだつて別に生活に關係しない。いくらどんな立派な文學が出たにしても、それを讀まない人は生きられないと云ふことはない。讀まないでも立派に生きられる。たゞよみたいからよむのだ。よまないではゐられないからよむのだ。よみたくなければいつでもよせばいゝ。讀みたくない者に讀んでもらふのは、文學者にとつては迷惑なことである。月評家のくだらないのは食慾の起らないのに無

理に食ひすぎるから頭が馬鹿になるからだ。

「出版の自由が許されたら讀まない自由も許されなければならない」

とゲーテが云つたことを、鷗外さんのゲーテ傳でよんだことがあるが、本當だと思ふ。

しかし、文學には他人の心、殊に若い人の心に影響する力は少なくない。ウエルテルをよんで自殺する人が多くなつたり、近松の心中ものが出て心中するものが多くなつたりするのは皆のよく知つてゐる例である。

だから實際家が文學の感化を氣にするのは當然である。だが氣にしたからと云つてそれだけで文學の價値をあげさげするわけにはゆかない。

文學は人間の自然の聲である。或は人間が生きやうとする叫びである。又本音である。それを自分達の勝手にしやうと思つてもちと無理である。

反つてあまりひつつこく强いられると反抗したくなるものである。

僕は社會主義に隨分敎はる處がありながら、社會主義が嫌ひなのは、うるさい强制である。他人の考を束縛しやうとする滑稽さである。殊に末者程うるさい。

いつも御敎訓には恐入る。

プロレタリア

ついでにもう一度云ふ。少し重複するが。いつたいプロレタリアの世界がくると稱してゐる人は、プロレタリアの生活に同情してゐるのか、それとも讃美してゐるのか。

恐らくプロレタリアの生活を讃美してゐるのではあるまい。罪なくしいたげられてる彼等に同情し、彼等が健康を損せず、時間の餘裕も出來、そして生活も氣持ちよくゆくことをのぞんでゐるのであらう。だからプロレタリアの世界のくると云ふのは、眞人の世界がくると云ふのであらう。

それとも今のプロレタリアが征服者の位置について、今のブルジョアを奴隷にして復讐をしやうと云ふのか、しかしその時はブルジョアがプロレタリアになることを意味し、そして君達の主張は又それ等の人によつて實行され同じことがくりかへることになる。

しかしそんなことはのぞまないのだと思ふ。それならプロレタリアの時代がくると云ふかはりに、人間の世界がくる。眞人の世界がくると云つたらどうなのか。その方が僕にはわかりがいゝ。さう君達が云はない處に僕は何か細工があるやうに思へて仕方がない。

實際運動としては手段が必要であるが、我々の頭は明瞭をよろこぶ、腑におちないことをよろこばない。

人間が生きてゆくのに

人間が生てゆくのに二つの方向がある。一つは何處までも自分の生命の價値を高めることであり、他は他人の生命の價値を高めることである。

兩方を高めるために社會をよくしやうとすることは正しいことである。又兩方を高めるために筆の仕事をすることもいゝことである。

だが他人の價値を低めて、そしてそれだけ相對的に自己の價値を高めやうとするのはまちがいである。

他人が健全に生き、生々と生きてゐるのを見ればその點ではよろこばなければならない。他人の不幸に同情しながらその人が幸福になると呪叫したくなるなら、始めの同情は本當の同情ぢやない。自分より幸福なものに嫉妬するくせはいつも他人が自分より同等以下の幸福さにゐないと辛抱出來ないことを示す。そんな人間は尊敬出來ないのは當然だ。

そんな人はゐないと云ふかも知れないが、時々ゐるものである。かゝる人間を自分は輕蔑する。すべての人が自分以上に幸福になることを望む人間は聖者と云つていゝかも知れないが、自分はそんな人間に人々がなることは望まないが、せめて他人のよろこんでゐるのを見、平和なのを見たら祝したくなる氣持は失ないたくない。

自分が死んでゆく時でも、肉體の苦痛に壓倒され切らない内は、生てゐるものを祝したい。

しかしだからと云つて不合理に苦しんでゐるものに、他人の幸福をよろこべとは云へない。又他人を不幸にしてその上に幸福を築いてゐるものゝ、幸福をいたわるために不幸な人をそのまゝにおいていゝと云ふのではない。

共に獨立して生てゐられる人間同士は、せめて他人の不幸に同情すると同時に、その人の幸福を祝したいものだ。

我等はおくれてゐるものと步調をあはせる必要はない。眞理には一人でもいゝから近づけるだけ近づくがいゝ。それは又心ある人の足調を力づけ正格にする。しかし同時に他人の内にある生命が生きたがつて生きられない場合、それを生きられるやうにするのはいゝ仕事である。しかし一人で兩方の仕事は出來ない時が多い。勇士は進んでゆくべきであり、優しい心の人は他を助けべきである。

人類の進步は早やすぎると云ふことはない。同時に他の生命を愛すると云ふことはいかなる時でも美しいことである。だが眞理をまげずに他の生命を愛すべきである。

女々しい愛は生命の根本を傷つける。

一人の作家

之からの文壇にはかう云ふ作が出て來るべきであり、又それが一番今要求されてゐる文學であると云ふのなら僕はそれも一理があると思つて傍觀してゐる。そしてその人の望みに贊成し、さう云ふ作の出現を一緒に待つてもいゝと思ふ。

しかしすべての作家に今後はかう云ふ作をかゝなければいけないと、すました顏して命令してゐる者を見ると、君は正氣かねと云つてその人の顏の前に大笑したい。

いかなる時代にも

いかなる時代にもあらゆる種類の作家が共存し得る。一方が生れば他方が死ぬと云ふのは暴力の爭ひであつて、文藝の爭ひではない。いかなる人間も共に生ていゝやうに、いかなる文藝も共に生ていゝ。たゞ誰もに興味を與へない作をかくものは無視されるし、時代の流行にあはない作家は一時忘れられるが、しかしその作品が人生に何かを與へ得るものであつたら、何年のちかに又誰かによつて發見される。人間の頭はいかなる主義者の思ふよりも複雜である。それは退治切つたと思ふ時に、又平氣で生てくる。

下らないものはすぐ消えてゆくが、いゝものなら必ず流行にはおどろかない。こんな作家があの時代に生てゐたのかと思ふやうな場合は非常に多い。

理解しないで

他人を理解する前に頭からやつけて、一向良心に恥ない人間がゐる。それで主義に忠實は恐れ入る。しかし別に恐れ入る必要もない。さう云ふ人が實に多いのである。恐れ入つてゐては始まらないむしろわかつてくれる人がわりに文壇にも讀者にもゐることを望外の幸と思ふべきである。しかし文學の仕事は忠實に自分の仕事をしてゆけばいゝので、誰に氣に入らなければならないと云ふものではない。自分の藝術的本能良心、神經を生かし、そして出來るだけ多くの心に深かく喰ひこみたいと思ふだけだ。拒絕する心にあつてはそつとそのまゝにし、拒絕しない心をのみ訪れゝばいゝと思つてゐる。そのかはり訪れることを許してくれる心には、出來るだけ生命力を送りたい。

藤村の嵐をよむ

藤村は今日本に生てゐる作家の内で、最もおちついた大家らしい作家である。藤村詩集は何と云つても日本文學に不滅の價値をもち、その他の創作にしても日本の文學の傲りとするものゝ一つであらう。又そのおちついた人格は生きのこつた日本の文學者の内で第一であらう。しかし自分は小劍に叱られるかと思ふが藤村のものは春を途中で讀むのをやめてから、今度久しぶりで讀んで見た。春をよんだ自分は若かつた。藤村の落ちつき方がはがゆかつた。藤村の思はせぶりには閉口だと思つた。

しかし嵐をよんで、そのおちつき方に感心した。これもいゝと思つた。

自分は藤村の破戒を二十三四の時よんで、隨分强い刺戟をうけた。トルストイやドストエウスキーに比較すると物足りなかつたが、ともかく感心した、あの本の感じは今でも頭にはつ切りしてゐる。その後も藤村の中篇小說をよんで感

吳越の新……

マルクスに於ける勞働組合說小考……坂本勝

題未定……佐野文夫

題未定……阿部賢一

題未定……佐々木修一郎

マルクス方法論の一考察……河野密

末弘嚴太郎著

四六判天金

定價參圓

送料廿二錢

新刊

……にあらずして何ぞだ。一讀慄然たり乍ら引入れらるる如く讀返して後に殘る颯爽たる藝術的氣韻と社會的靈の苦悶は融合化されたる眞と美の刻印だ。プロ派に理論あつて實彈なしと稱せる愚昧の士は恥ぢよ!! この熱情と、この深刻さ、そしてこの美感の豐かさ。この異色ある葉山を得し事は吾々全社會人の誇りだ。青年も讀め子女も讀め老年も讀め、そして心臟しつかりと押へて三省せよ!!

發行所 ……社

振替東京八四〇二

心したことがある。しかしいつのまにか自分は藤村に自分の求めるものを得られない氣になつてゐた。今度久しぶりによんで見て藤村の存在に尊敬を感じた。元々近頃藤村の生活の態度には知らないなりに感心してゐた。つまり金を出來るだけつかわずに、生活しておちついた仕事をしやうとする生活に。さう云ふ心がけには藤村は感心していゝと思ふ。僕達の同年輩以下の人の文學にたいする心がけとはちがう所があるやうに思ふ。

こんどの嵐にはいかにも藤村らしい生活が出てゐた、創作をする時、主人公の生活をかくと云ふことは性格をかくより骨の折れることのやうに思ふ、藤村の嵐にはその生活がよくかけてゐる、藤村は倉田の所謂生活者だと思つた。勿論その生活はひかへ目で、我々の人生上の教師とするにたりないが、しかしある所手本にするに足りる。おちついた生活、子供の生長を靜かに見守る生活、一寸眞似の出來ない辛捧強い所。私を守る所。

藤村の生活を自分は最上のものとは思はないが、一種のものであつて、それは尊敬していゝ、少しもうはついてゐない。

尤もこの嵐と云ふ作の價値は藤村の文學的仕事の背景を知つてゐる人がよんで價が十分わかるので、それを知らない人がよんだら價値半減するであらう。又今の日本の他の文士の生活を背景にすることで、この作の價値はますであらう。時代の空氣に影響をうけずに自分の生活をしつかりした足どりで歩いてゆくことはしつかりした人でないと出來ない。

子供にたいする父の思ひやり、殊に責任感いたはり方、皆いかにも藤村である。藤村は駿馬ではなく、牛のやうな感じである。しかし賢い所も鋭い所もないと云ふのではない。たゞ落ちついて、忍從的で、喜怒哀樂をあらはさない。いつも一人を守る所があるやうに思ふ。信州人らしい、いゝ所がある。同時にはれ〲した無邪氣な所はない。太郎の家

へ行つて皆がくるのを「祭しのない」と云ふやうな形容の仕方は不十分のやうに思ふが、藤村らしいあまりいゝと許りは云へない感じが出てゐる。

そのかはり己を守り。同時に他を犯さない。又他に犯かされない所に。仕事をこつ〱仕上げてゆく人の意志の強さを見る。

子供の一人々々の性格も、一言一句にあらはれ、時節のかはり目、年の変と云ふようなものも含蓄のある言葉であらはされ、太郎に土の生活をすゝめるのも藤村らしい。しかし藤村の子に自分がなつたら仕合せだと思へる人はいくたり居るか。正直云ふと自分なんか願ひさげの方であるが、しかし父らしい思ひやりには實に感心する。そして子供も父も實に信用し愛し、父の子を誇りにしてゐるらしいのが感じられて愉快である。

子供が自發的に行動し出す前に父が少し立ち入つて交渉してゐるやうな感じがしたが、子供さんはこの僕の言葉に反對されるだらうと思ふが、よんではさう云ふ氣がした。しかしそれは生活者の生活を甘く見ない人の態度として當然であり、父の嚴格さを忘れない所を感心する。之は餘計な話かも知れないが、僕だつたら次郎が半日畫をかき、半日農事をするなら、太郎も讀書するなり、又創作するなりする時間を與へたく思つた。しかし太郎が弟が畫をかいてゐるのを見てなほよろこんで畑の仕事が出來るから勿論それは美しいことにちがいない。しかし太郎は文學の才がありさうに自分は思つた。

しかしともかくこの作は藤村と云ふ人の生活記録とし、子供の成長を見守り、そのために働く父の記録として價値の高いものと思ふ。藤村に尊敬を示したい。

其他

其他白鳥の東京を讀んで面白く思つたが、評する氣はしかなつた。これは白鳥の代表作ではないと思ふが、上手でないことはわかる。白鳥のよくかくのには感心する。殊に中央公論の文藝時評も評判がいゝが、僕も愛讀してゐる。勿論僕とは隨分考へ方がちがふ所があるが、ちがつても面白い、若い時分だつたら怒つたらうが、この頃はその人にとつての本音が出てゐるものは面白い。殊にキビ〱してゐるのがうれしい。しかし青野季吉を相手にして何か云つてゐるのは少し若すぎる。あゝ云ふ議論はもつと若い人に任せておく方がいゝ思ふ。白鳥や和郎では少し勿體ない。

一方創作をしてゐる人は、他の人と議論をするには時間がなさすぎる。僕は社會主義の人が實際に働くと共に、文藝上の議論をするのも一つの方法だと思ふ。決して實際上に役に立たないものとは思はない。たゞ心ある人は嘘をつかれては輕蔑を感じるが、若い人を働かすには文藝上の議論を利用するのも一つの方法だと思ふ。しかし味もそつけもない文學にまるで興味がもてない、主義の宣傳だけに興味をもつ人と文學の議論をするのは考へものと思ふ。

秋聲の「元の枝に」は全部ぬかさずによんだとは云へないが、二人の幸福を望みたくなつた。落ちついた幸福をのぞむ。

沼田流人の「地獄」もまだ全部よまない。文章がもう少し簡單明瞭で、大げさな形容詞をへらしてくれたらなほすごい感じがうき出すと思ふ。實際こんな世界が日本にあることは昔からわかつてゐるのになくすことの出來ないのは、日本に何のために警察署があるのかわからない。社會主義者の宣傳よりは、かう云ふ事實の火の如き、或は血みどろの宣傳の方が遙かに恐ろしいことを知つていゝはずだ。人命の詐欺を默認することはよくないことである。

僕の友人の弟も北海道へだまされてつれてゆかれて、逃げだして鐵道往生した。又僕の友人で松島炭坑へだまされてつれ込まれた人がゐるが、大びらにだましてうまいことを云つて人を地獄におとして入れるのはよくないのは云ふ迄もない。だまされるのがわるいではすまされない。日本位い警察の力のよくゆきわたつてゐる所は少ないときいてゐるが、何してゐるのかと思ふ。少しひどすぎる。

あとはまだよまない。この次ぎからもう少しいろ〳〵の作をよんで見たいと思つてゐる。

青野季吉が讀賣で僕の人格を疑つたり、自分は山上に一人居て（本當に一人ゐたと思へないが）そして僕の奈良にゐることを笑つてゐたが、僕は別に答へやうとは思はない。

しかし新しき村の仕事について、又僕と新しき村との關係について何にも知らないで何か云ふのはよす方がいゝと思ふ。

少し話がちがうが、山のなかにゐると隱遁すると云つて攻擊し、町へ出れば墮落したやうに思ふ人が時々あるが、自分の一生をすてゝかゝつてゐる男の仕事にたいする執着はそんなによわいものではない。

今生きてゐる人では

今生てゐる人で前にあげなかつた先輩な人では、露伴は矢張りいゝ處があると思ふ。現代の人をかるく見てゐるのはまちがいと思ふが、現代の人間にも隨分しつかりした人がゐると思ふ。

田舍なんかでも隨分しつかりした人がゐる。昨日の讀賣で豐彥が例の誇張した文句で東京人の輕薄を頭ごなしにやつけてゐたが、それも一理があるが、しかしそんな人間許りではない。隨分東京にはいゝ人間がゐる。たゞ默つてゐるだ

けだ。地震の時には隨分日本人は出鱈目たことをした人もゐるが、一方自分の生命のことも忘れて朝鮮の人を救つた人もある。目立つ事實よりはかくれた所に實力はひそんでゐるものだ。

今の人間も昔の人間に決しておとつてゐないことは白鳥も云つてゐたが本當と思ふ。それで白鳥は昔の人を輕蔑するつもりかとも思ふが、昔も今も人間の價値のちがはないのは事實と思ふ。

露伴の支那のことをかいたものは殊に自分は好きである。

この頃内村さんのものはよまないが内村さんは尊敬していゝ人と思つてゐる。演說を隨分前に聞いたが獨特の熱情とユーモアとするどさは聞いてゐて胸がすいた。

夏目さんの演壇もすきだつた。聞いてゐて隨分笑はされるが、頭がよく言葉が生てゐた。藤村の演說も一度きいて感心したことがある。

演說と云ふものはよく出來るといゝが、うまく饒舌れないと隨分閉口するものだ、自分も時々やるが東京だと自分のものも愛讀してくれてる人だけ切り來ないと思ふから話がしいゝ、しくぢつても餘興になるが、田舍だと町中の出來事になつていろ〳〵の人が好奇心でくる。それ等の人が僕の話をきいたつて面白くないのはわかり切つて、氣の毒になつて話しにくい。

しかし演說したあとは大概心細い。どうも自分の話の出來なかつたことが頭に浮んで來てあれも云へばよかつた。之も云へばよかつたと云ふ氣がする。それにどうも徹底し方が足りないやうで心細い、しかし仕方がないと思つてあきらめる。何處かに一人や二人よろこんでくれた人もあるだらうと思つてあきらめる。

いくらかいたつてわかつてくれる人は少ないにきまつてゐるし、いくら饒舌つたつて何にもならない場合が多すぎる

が、さて何にもしないでも仕方がないので、やれるだけやつて見る。自分の考へ不足を少しづゝおぎなつてゆけばせめて仕合せだと思ふ。

文壇の人は

文壇には（前にも云つたが）正直ものが多い。正直が通用するのは文壇だけのやうに思ふ。

文壇に嘘やつくりものがはやりだしたら文壇はとり柄のない所だ。生活だつておちついてゐる人は少ない。しかし何しろ文壇は實力本位で、他人の骨折りの上は前をはねていゝものをかくとはゆかない所だから、皆それ相應に骨を折つてゐるから、皆進んでゆくので面白い。

之からの世界は何事、他人の骨折の上はまへははねられなくなると思ふ。又さうなるのが本當である。文士とか藝術家とか運動家とか云ふものは自分の實力だけで仕事をするものでその點愉快である。

原稿料について佐藤春夫が高すぎることを非難してゐるが、理窟はともかく、僕は原稿料はいくら高くつてもかまわないと思つてゐる。今いゝものをかゝないのはいけないが、それは原稿料のせいとは思はない。雜誌社を强迫して出させたり、他人の稿料の上はまへをはねたりするのはよくないことはわかり切つてゐるが。（蛇足。僕はまだ。十四圓以上とつたことはない事を一寸かいておく、その内十五圓とることにきめてゐる所があるが中々かけない。）

菊池寛は金が出來れば出來る程文壇のために働き、又若いいゝ人を公平に見つけ出すことに骨折る人と思ふ。勿論その見つける範圍はきまつてゐるだらうが、それでいゝと思ふ。一人の人に何にもかも望むと云ふことは出來ない事だから。だからその點金持になる方がいゝ人と思ふ。

尤も廣津和郎が金持になり損つて文學專門に歸つたこともわるくはなかつたと思ふ。

どつちでも自分の持つてゐる力を十分生かすことが出來ればいゝわけである。

佐藤春夫は純粹の文學者であるが、菊池寛は一方事業家である。兩方とも柄にあつていゝことゝ思ふ。僕も筆の仕事だけでは滿足は出來ない方だが、それだけ文學の方の仕事では出來るだけ藝術的本能を滿足さしたく思ふ。新しき村の仕事で隣人の生命のために働きたく思つてゐる。中々思ふやうに働けないのは殘念であるが。

自分の望む生活と文學

個人のために全體があるのではない。全體のために個人があると見る方がより正しい。だから個人を最上のものと見るのが個人主義なら、個人主義はあやまつてゐる。個人は必ず死ぬものであり、個人のために働く努力は必ず亡ぶべきものに奉仕する努力で最後は必ず負けるにきまつてゐる。しかし個人が自己の生命を尊敬し、又他人の個人の生命を尊敬するのは、個人を終極の目的とするのとはちがう、個人をはなれて人類がなく、個人が正しく生ずに人類は正しく生きられないことを知るからである。又我等は自分の生命一つでさへよく生かすことが中々出來ないのだから、他人の生命のことを考へすぎて自分の生命のことを忘れるのは結果として面白くない。先づ自分に托された生命をよく生かすことが必要である。そして眞によく自分を生かすことを心得たものは、又他の生命を生かすことを心得るものである。よき百姓はまづ自分のつくるものを立派につくらうとする。又立派につくり上げる方法を會得しそれを實行して始めて、他の百姓の手本になり、參考になり得る。自分の生活をすてゝかゝつて他の人の生活のこと許り世話やくものは、そして人生の目的については爭鬪以外に何にも知らないものは困りものである。

勿論不當に他人を損させるもの、他人の生命を傷つけることを恐れないものを、よろこばしておくわけにはゆくまい。しかし根本において人間は如何に生くべきかを知つてゐることが心要である。さもないと人間の生命を手段にし、人間の血を無意味に流すことを痛快に思ふ愚に落ち入りやすい。ゆきすぎないことが心要である。

自分の生命を自分の生命で蟄居するのは最上のゆき方ではない。藤村の生き方もその點でもの足りない、自分の子供を立派に生かす方に働いた點は讃美すべきであるが、それだけでは今の世で最上の生き方とは云へない、しかしそれだけでも立派と云つていゝと思ふが。

だから自分の生命を生かすと同時に他の生命も共に生る道、自分も生き他の個人も生き全體も生る道を我等は見出して進まなければならない。全體が生る道は爭鬪ではない、反省をうながすのに暴力も必要な時があらうが終局の目的は和解におかなければならない。

兄達が我儘すぎて弟や妹がしいたげられてゐる場合、弟や妹の生命の味方をするのは親もよろこぶであらう。だがそれで兄達の生命を殺していゝと云ふことは親は承認しない。人類はこの親のやうなものである。

この親の愛を本當に知り、本當に生かす文學を自分は望んでゐる。自分は自分が創作家の末席にゐて自分でも生かせないことを他人に生かしてくれといふのは恥かしいことは知つてゐるが、その愛を、正義を忘れずに、生かしてくれる文學、又生活を自分はのぞんでゐるのである。そしてその意志に反してゐるものを反してゐる點だけは自分は是認出來ないのである。

次號から少しいろ／＼の作をよんで何かかきたく思つてゐる。（九月四日）

東遊一ケ月

新村出

今年の夏は何年ぶりかで旅に出て保養しやうと思つた。むしろ面倒な讀み書きに遠ざかる目的で一ケ月ほど家を明けてのんきな夏を過ごさうと試みたといふ方があたつてゐる。もとより遠方へ出かけるつもりはなかつた。なほさら山登りは嫌ひ、さりとて海水浴も氣に向かない。ぶしやうで簡易生活が出來ない自分にはいつも思案がさきに立つて毎夏京都を自發的に出たことはなかつた。自宅禮讃とでもいふやつかもしれぬ。所がこの夏は八月三日の法事をきつかけに郷里にかへり、それから氣が向いたら駿河の沿海のどこかに落ちついてぶらぶら古寺舊蹟をめぐり故老舊知をたづね郷土史料をあさり、ゆつたりした氣分にひたりたいものだと考へた。靜岡まで同行した姪は、おぢさんいつまでゐやはるもんですかと笑つた。末の娘は、とうさんぢきに歸つてきやはるにきまつてゐると豫言した。既に志を立てた老男兒は、なあに人間到る所青山ありだよといひすてゝ、書物一二部と手帳二三冊を携へて斷然郷貫を出でゝ靜岡に向つたのは八月二日の特急であつた。

驛で偶然早稻田大學の勝俣銓吉郎君と道づれになり何にやかや話をしつゞけて退屈しなかつたのは幸であつた。水澤の南部詩庵の運河のはなしも出れば江戸ハルマ異版の發見談もきゝ、興のつきないうちに靜岡についた。水落の實家につくと、東京から甥のT姪のUかはいゝシゲルといふ五つばかりの女の兒などが來てゐる。去年喜壽をむかへられた母

に手ごろな杖をまゐらせなどして一家一族の團欒に夕なぎのあつさもしばしは忘れた。シゲルの父Kも富士登山から例の金剛杖と足をひきひきやつて來ていよいよ賑やかになる。私は近所の親戚上田氏に泊るといふことになつて宵からそちらにゆく。茶のお師匠さんの女主人と大徳寺の話などして夜が更けた。翌朝は五時頃に起きて横内川に沿うて散歩をして時をすごす。夏中ははやおきの時分には實家の連中のおそいのがまちどうであつたからである。來迎院のまへに來た。例の南蠻屏風のあつた淨土宗の寺である。父の死ぬ少し前にその屏風が大岩村の屋敷に來てゐて表座敷にひろげられてあり、これを今日の佛樣の甥になる村田丹陵さんがまだ十七八の時分に模寫してゐたのを思ひだす。土佐某のかいた南蠻貿易圖であるのを家康公から拜領した什物であつた。その屏風は後に德川家に納まり更に宮中に献上されて明治天皇の御物になつてゐた。私はあのころまだ十三四であつてたゞ奇態な圖だと思つたばかりであつたが、ずつと後年になつてから丹陵さんにその模本を見たいといひ出し、いづれそのうちにといはれたまゝになつてしまつた。村田氏の下谷西町の邸は大震災にやけてその模本はたうたう見ずしまひになつた。こんな追憶に耽りながら私は來迎院の境内にはひり方堂や方丈をのぞいたが、往時のおもかげは全くなかつた。たゞ家康公がお手植といふ山桃の老木がそれかと見えただけで名高い古井戸は訪ふこともせずに歸つた。

Tとけふ百ケ日になる夢界先生の遺稿のことや先年實地を見にいつた足利近邊の貨狄樣のはなしなどをしてゐるうちに、お寺にゆく時間になつた。臨濟寺では親族十餘名で午前中に本堂と墓前との法要をつとめお齋をいたゞく。夏むき殊に精進料理はうまい。朱ぬりの大きなお椀でシゲルが一人前にすはつてうれしさうにたべてゐるのが目をひく。新住職の松田一道師も席につかれ本住の丹波氷上郡檜倉なる高源寺の話をされる。高源寺はいふまでもなく妙法寺派であるが、丹波の山中にあつて支那の天目山に似てゐるといふ。花や紅葉には聞こえてゐて幽邃な山奥の名刹らしい。開基

は遠溪祖雄といつて中峰禪師の嗣法になり、中峰の畫像は同寺に國賓にもなつてゐるといふ。あとで師錬の延寶傳燈錄卷五等をしらべてみると、日本における中峰の法嗣六人中の随一に位する名僧であることもわかつた。天正四年に法孫なにがしの書いた行實が續群書類從の傳部にも收めてある。上村氏の五山詩僧傳にも略傳が載つてゐる。松田師の談に遠溪の語錄か詩文集かもあるさうであるが、それは以上の諸書にも高泉の扶桑禪林僧寶傳にも出てゐない。ともかくも遠溪は元寇以後の入元者としては最も古い一人であつて、龍山德見よりは一年後、雪村友梅よりは二年前の德治元年に二十一歳を以て渡航してゐる。弘安の役より二十五年後のことである。十年ほど經て歸朝した。それは同じ中峰門下で名高い古先印元の西遊前二年のことである。同じ年に同門になる甲州の天目山の業海本淨禪師も入元したのであつた。自分の作つた日支交通年表には遠溪のことは錄してあつたけれども格段の注意も拂はずにゐたところが、いま臨濟寺の法要に一道師よりそれを聞いて得る所があつたのを喜ぶ。

それにつけても思ふのは遠溪が郷里の母の書狀を得て歸朝するに至つたといふ話である。行實をはじめ後世の僧傳に明記してあるとほりであるが、既に私の西征求法歌集などにも見えてゐる如く入唐僧と慈母との別離の情の最もいちじるしくあらはれてゐる例は成尋法師の母がよんだ離別歌十首であらう。

忍へどもこの別路を思ふにはからくれなゐの涙こそふれ

もろこしの天の下にぞあるときく照る日のもとを忘れさらなむ

歎きつゝ我身はなきになりはてぬ今は此世を忘れにしがな

消えかへる露の命はながらへて涙の玉ぞとゞめわびぬる

唐土へ行く人よりもとゞまりてからき思はわれぞ勝れる

かの岸にほどなくこそは行てこめ心にかなふのりのいかだは

そではひぢ涙の池に目はなりてかげ見まほしきねをのみぞなく

我袖にかゝる涙をとゞめ置きて船は長閑に漕ぎや行くらむ

逢見むと思ふ心は深けれど我や泣くなく待たずなりなむ

心より涙は出るものなれや思へば袖にまづぞかゝれる

このほかに成尋の留別歌と他人が母に寄せた同情歌とが各二首殘つてゐる。奝然や寂昭も渡宋のをりに母のために修繕していつたことがあり前者の文は慶保胤の代作が本朝文粋に載つてゐるほどであるが、そのときは宋版の大藏經と旃檀釋迦佛を將來した。然し寂照や成尋は支那で終つてしまつた。無事に歸朝した方のでは榮西禪師が宋でよんだ歌に

もろこしの梢もさびし日の本のはゝその紅葉散りやしぬらむ

といふのがある。續古今の卷十と雲葉集の卷十とに見えてゐる。前者の詞書には「もろこしに渡りて侍りける時秋の風身にしみける夕日本にのこりとゞまれりける母の事など思ひてよめる」とある。名高い花山院長親卿の夫人がその子にあたる元要上人の入唐をかなしんだ歌が新葉集卷八に見えてゐる。

いとせめて老いぬる身こそ悲しけれ此別路を限と思へば

かういふ母子別離の情緒を詠じた古歌がかすかすあるが、高源寺の遠溪禪師は母の書狀によつて歸朝したところ、母は既に世を辭つてゐた。禪師はそれを博多の港で聞いて失望し、丹波に歸らないで筑前の或蘭庵中に十年こもつたといふ。こんな故事を思出したのは私が禪師の名を聞いてから一月ほどの後であつた。

八月四日法要の翌日、私は歸京するとTと共に原の松蔭寺をたづねた。千本松原を南にうけて富士に面した清楚な寺

である。白隱和尚の筆蹟類はいま什寶庫を建築中なのでよそにあづけてあるから見せられないといふ。細川侯の寄進された白隱墨蹟の寫眞帖ならばあるから見ていつたらどうだと寺男からいはれるので、一休みしてもゆきたさに、先づお墓へと二人で一揖して、お堂の左をとほつて鐵道線路に近いところの荊叢塔にまづ參拜する。二また松の下に、開山塔を中央にして左に前記白隱の塔が立ち、右に遂翁の毒蕊塔が立つ。かつて深草の元政上人の墓に詣でゝ竹三竿の瀟洒なる雅趣に打たれたことがあつたが、いま白隱塔の松かげにたたずむと同じ清逸な氣にしみる。本堂の南西隅にあたる一室に請ぜられて細川侯の白隱墨蹟集や國民新聞社の同遺墨集などを今更ながら一閲しつゝ洒落なる和尚の文筆を味つた後、豪宕なる和尚の木像に拜跪するうちに汗も乾き十分休息することが出來た。原驛でTと東西袂を別ち私は身延參詣を思ひたち富士驛でのりかへて單身北に向つた。

實家の菩提寺と同宗同派の松蔭寺に初めて參詣した後に、養家の宗旨の本山なる身延詣をするのも良い因縁だと思つた。白隱和尚の著述は養父も夙に信讀し近年は長男も微恙以來深くこれに歸依し私も鄕土の偉人として尊崇してゐたところ殊に近ごろ山梨稻川父祖の經歷のことよりして參拜の念を强うしたのであつた。身延は『みのぶかゞみ』や『身延山圖經』などの古本を見てひそかにその境地を想像したばかりでなく、大正十年高祖生誕七百年にあたつて或はおくればせにその年譜を編み或はおほけなくもその豫言を批判しなどするをりに、私は遺文を通讀して殊に身延住山九年間の消息に及び、ひたすら身延の上人を讃仰してゐた。文永十一年上人御年五十三歲より弘安五年六十一歲臨終一ヶ月前の出山に至るまで、上人が受難の詩的環境は私の讃美せずにはゐられなかつた所である。私は建治三年の書簡に見ゆるが如き假そめの草庵を空想裡に思ひうかべて、そこに巡禮したいと思つてゐた。

去ぬる文永十一年六月十七日に、この山の中に木を打ち切りて假そめに庵室をつくりて候ひしが、漸く四年が程、柱

朽ち垣壁おち候へども、直す事なくて夜火をともさねども、月の光にて聖教をよみ參らせ、われと御經を卷き參らせ候はねども、風おのづから吹きかへし參らせ候ひしが、今年は十二の柱四方にかふべを投げ、四方の壁は一所に倒れぬ。有待保ちがたければ、月はすめ雨はとゞまれとはげみ候ひつる程に人夫なくして學生どもをせめ食なくして雪をもちて命をたすけて候、

とあるその聖蹟をしのびたいと思つたのである。鄕里の尼御前よりあまのりを贈られたに對する返書に新尼御前御返事といふ文永十二年二月十六日附の遺文がある。それには「あまのり一ふくろ送りたびをはんぬ、又大尼御前よりあまのり畏まり入て候」とかきおこして「此所をば身延が嶽と申す、駿河の國は南にあたりたり」とて山中の景を叙するあたり絕唱である。

峯に上つてわかめや生ひたると見候へば、さにてはなくして蕨のみ並び立ちたり、谷に下つて海苔や生ひたると尋ぬればあやまりてやみるらん、芹のみしげり伏したり、古鄕のこと遙かに思ひわすれて候ひつるに、今このあまのりを見候てよしなき心おもひ出で丶憂くつらし、片海市河小湊の磯のほとりにて昔見し海苔なり、色形あぢはひもかはらずなど我父母かはらせ給ひけれど、かたちがへなる恨めしさ、淚おさへがたし、

かういふ文章をよんでは私は六百五十年前の身延の隱棲を頭のうちにゑがいてゐた。この幻影が現實によつて破壞されようとも私はこの幻影をいだいて今その身延へと向ふのであつた。汽車は大宮から西へ折れて芝川に出てそれから富士川の左岸を進んだ。日蓮上人が進まれた道筋と大差はない。汽車は西日をうけてひどい暑さである。トンネルは出たり入つたり應接にいとまなき有樣だ。私の勇猛心も退轉しかけてくる。內船南部の驛に着いて名所案內の揭示を見ると、そろそろ法悅氣分が濃くなつて勇氣が出て來た。「富士川と申す日本第一のはやき河、北より南へ流れたり、此河は

東西高山なり、谷深く左右は大石にして高き屛風を立てならべたるがごとくなり、河の水は筒の中に强兵が矢を射出したるが如し、此の河の左右の岸をつたひ、或は河を渡り或時は河はやく石多ければ舟破れて微塵となる、かゝる所をすぎゆきて身延の嶺と申す大山あり」といふ趣をいくらか汽車の窓から味はひつゝ終點に着いた。

鐵橋を渡り越してお山の近くに車が停まるのかと豫期したが、さうではなくてやはり左岸の驛で下された。怪しげな乘合自動車にぎうぎう詰められてめいめい橋錢を拂つて富士川を渡り、トンネルを拔けて更にあぶなつかしい橋梁を通つて、坂道にかゝる。然し私には白隱禪師もついてゐれば日蓮上人も護つて下さるから至極安心なもので、まづ御難もなく三門下の一旅舍に投宿した。初めどこの宿がよいのか人にも聞かずに來たから、途中で試みに旅行案內をあけてしらべて見ると、二軒あつてどちらにしてよいかわからない。一軒の方には舊德川家松平家御本陣とある。まゝよ、その方にしろとその御本陣に投じたわけである。三階の南東向きの小さな一室に案內された。まだ日暮れには少し間があるやうなので、參拜に出かけたが、三門こそ開いてあるが、山上の諸堂は五時限り閉ぢてしまふのだといふ。やはり案のとほり幽邃な趣はどこにも見えない。一ツそ夜に入つてから御草庵跡に詣でようかと決心して、二百八十何階かの石段を見あげながら、あの上には何か自分の心に觸れる靈境があるだらうが明日を期さうと思つて歸りかけた。すると右手の女坂の登り口に上澤寺毒消し銀杏の御符を門前坊で取次ぐといふ札が立つてゐるのを見出した。おゝそれそれ、白井博士の『植物妖異考』などで知つた下山上澤寺の逆サ銀杏の傳說に關連する御符がいたゞけるなら何よりだと、疲勞した足をひきずつて半町ほど登つて、御符の外に箸だの繪葉書だの緣起書だのを求めた。身延山の東麓、富士川のほとりとおぼしき地に、上澤寺といふ寺がある、境內に白犬鴨脚樹とも名づけ、日蓮上人の杖から發生した銀杏樹がある。柳田國男氏が雜誌『民族』で早く同樣の傳說の硏究を發表されたこともあり、又その前に、栗上に種子を結ぶといふ畸異

な樹木の一つとして臼井氏が紹介された。緣起によると、日蓮上人を毒殺する計略で某々眞言僧が萩の餅に毒を入れて上人に薦めたところが、いづこともなく白犬が一疋現はれて來たので、上人がその犬にその餅の一片を與へた、犬はそれを口にするや間もなく斃れた、二僧は後悔して上人に歸化し、一僧は上澤寺の開祖となつて、白犬の亡骸を請ひうけて寺内に埋めた、その後上人はその犬の塚の上に杖を立てゝ去つた、不思議やその杖から根が生え葉が出て遂に今見るやうな大木となつた、周圍二丈五尺高さ十五間といふこの靈木は、毒消銀杏とも唱へて尊崇されてゐる。これが緣起の大略である。私はもう少し近ければ行くのであつたが、山一つあなたにある寺だといひ、まはつて川のほとりをゆくのも面倒だと思つてそのまゝにしてしまつた。

宿にかへつて風呂にはひると江戸つ子らしい連中が七面山に登つて來た話を元氣にしてゐる。奥の院の眺望を誇る老人もある。私は意大に動いたが、まづ庵室跡をたづねて上からのことと、氣を收めて湯からあがつて來た。樓上から見渡すとすべてが幻滅である。昨夕靜岡に出あつた地震のかなり激しくして長かつたことなど思ひ出して、たやすく倒壞しさうなこの三階の一隅に起臥する心もとなさがたまらなくなる。上人の加護を夢想する假道心は今夜にでも御庵室跡を參詣したらすぐにもここを逃げ去りたい氣がしはじめる。夕飯をなかなかはこんで來ない。どんよりとした夕暮はまだ頗るあつい。舊御本陣もかうなつてはますますいや氣がさす。やつと食事が出ると、きたならしい給仕女が顏の汗を拭いたり足のかゝとを掻いたりした手で飯をつけてくれる。いかに上人のことを念じても文永弘安當時の氣になれない。あまのりどころか、海老のフライなどがつけてある。勿體ないより寧ろ不安心なので梅干をとりよせて三杯やつとご飯をすませる。食後直に外に出て凉をとつた。庵室跡へゆかうかと思つたが、明日の朝にした。ひとり三門をくぐつて逝に闇の中に杉の樹立を透して石段の方をあふいでたゝずんでゐると、そちらから夜風が顏を撫で足を拂ふやうにしてすう

ツと流れてくるのを感ずる。微風といふよりは氣流だ。一道の靈氣だ。幸ひ山内に人の氣はひがないのはありがたい。杉の樹立の上にかゞやく一點の光をながめて　じいツと立ちくすんで何分かすごした。山門を出て虚空を見ると心宿の星がきらめく。

渓流の音を雨とき〻、深夜の冷氣が身にしむので、あす一日降りこめられてはかなはないなと思ひながら、未明五時まだうたぬころに起きてみると、名もおぼえぬ星がちらほら殘つたすがすがしい曉の天が眼前にあらはれる。七面山に登る人々がぽつぽつ出かけるらしい。私は案内記でつきとめておいたとほりの道を、渓流に沿うて爪先きあがりに七八丁も歩いたかと思ふと、すぐ流れをへだて〻御草庵跡のこちらへ來た。橋のかけかへで御廻蹟の左手にかよふ正路は通れない、右手の假橋をわたつて後世の堂塔の癈墟とも見えるあたりを右に見てまつしぐらに目ざすその靈地へはひつた。聖蹟は方十間あまりもあらうか、石垣をもつて圍み、左手に老杉が數本そばだち、いさ〻か崇高深邃な趣をそへてゐる。さすがにこのあたりは山奥だなといふ感を深からしめ俗情を一洗してしまひ、やつぱりここまで來たかひはあつたなと思はせた。夜は既にあけはなれて、知らぬ小鳥が梢にさへずるのもきこえ、露したたるばかりの桔梗の花が眼にしみるほどに見えてゐる。御廟所からきこえる太皷の音は耳さはりであつて時に私の幻想を破るが、これをよそにして私はたゞ瞑目して自然と過去の裡に融合しきつてしまつた。

御廟に參拜した後私は久遠寺の本山に登つた。往きには右手の女坂をのぼり歸りには正面の石段を下つた。山上の諸堂はたゞ參詣しただけであつて何の感激もおこらなかつた。新設の寶物館は、私の登山した六時頃にはまだ開いてゐなかつたから見ることが出來なかつた。古文書古記録には私たちの目をひくものがあつたにちがひない。朝飯をそこそこにすませて私は昨日の道をそのま〻歸つて午前十一時半ころ富士驛で乘りかへて靜岡に向つた。

途中興津か江尻の海濱で半日をくらさうと思つたが、處を得ずして清水に來た。江尻と清水の開けかたはたゞおどろくばかりで、蒼田變海の逆さは蒼海變都ともいふべきかと、殆ど三十年ぶりに來た私は一驚したのであつた。この五月から清水在住の舊友西ヶ谷潔君が『本道樂』といふ書物趣味の雜誌を出して居られるが、いかにもこの港町の發展から見るとあゝいふ雜誌のあらはれるのも當然だとおもはれた。清水の某亭から刺を通じて西ヶ谷氏と相見えて、或は稻川先生につき或は古書稀籍に關して一夕の閑談を試みたかつたが、その月には好機を得なかつた。ひとり風通しよき二階の廣間で横になつて、携へて來た『本道樂』の三四册をよんで鄕土趣味にひたり、先進の鄕土史家の手に成つた山梨新庄花井諸家の傳記資料を細讀しつゝ、八月四日の午後をしづかにくらした。庵原の西方村に遊んで山梨氏をたづねて見たいと思つたりした。靜岡から弟のSを招いて、その長男を加へて三人で夕げをすませ、その夜おそく水落の母のもとにかへつた。

六日は暑熱の一ばんひどい日であつた。一日母のもとで稻川遺芳をよみふけつた。夜は弟の家をたづね、そこに來て居た甥二人と靜岡中學の野球選手福島君外一名と吳服町通を散歩して凉をとつた。母校の選手たちは明後日西征の途に上るのであつた。かういふ鄕土氣分を味はつたのは出鄕以來はじめてであつたかもしれない。別れしなに私は奮鬪してくれたまへと云つた。優勝しようとは夢にも期待されなかつたからである。翌朝は起きぬけに京都から歸鄕中の石上司書がおとづれた。同町内の眞裏に住む白鳥氏に來泊してゐたのであつた。私は朝飯後直に舊友白鳥氏を訪うた。主人は既に出勤後であつた。私は石上氏が頃日獲た所の鄕土先賢の筆蹟類を見せてもらつて辭し去つた。私はまもなく葵文庫にいたり、文庫長貞松氏から文庫の近況を聞き、明治二年正月新刻の駿府藩官員錄を示された。先づ幹事役に勝山岡兩先生の名がみえ、大見付五人の中に加藤弘藏津田眞一郎の名が出で、沼津の陸軍學校頭取に西周助、病院頭に林研海、

與醫師十數名には多紀養春院を筆頭に牛井卜仙淺田宗伯村山伯元などといふ名に坪井信良戸塚文海等の顏がみえる。學問所には頭取の向山津田兩先生の外、一二等教授に中村敬助杉享二名村五八郎外山權八郎などをはじめ、三四等教授に浦野芹澤などといふ私たちの中學時代の先生の名も出てくる。實父の名が公用人の末にあらはれ、養父の名が前様御小性頭取の中に擧げてある。その他幕府および郷土の先輩で私が後年その人その名を識るに至つた故人がずらりと綦碎のやうに並んでゐる。何といふなつかしさであらう。私は貞松氏の厚意でその謄寫版本を得た。惟ふに明治初代の數年間は慶長の後半期十年間と共に靜岡文化史上もつとも光彩を放つた時期であるから特別の斟酌を要するわけである。從つて此種の官員錄は重要なる參考資料となつてくる。

私は文庫を出でゝ郷土史の調査に興味を有する法月俊郎君に立寄り、筱野葵園君を訪うた。石上君は既に來たつて書見と談話とに餘念がなかつた。床には慊堂と拙齋の一幅がかゝつてゐる。

鉛槧圖書日廣從容之趣　文政歲次丙戌五日
安排花卉時觀榮落之情　松崎復偶成　狩谷望之錄

私は今川版の粲分韻略の箱書きをよぎなくされ、昨秋の約を果した。山梨稻川の所藏本を以て校し戸塚柳齋の印記ある王充『論衡』の和刻本であるとか、駿河文庫より出た御本の印ある永正の古寫本『古文眞寶抄』であるとか、中村敬宇の飜譯にかつたミルの『自由之理』の原本であるとか、駿府關係の古書をはじめ、秦毀堂の稿本『庶物秘考』などが目にとまつた。中村重野三島三先生の撰文加筆にかゝる先考碑文の稿本を見せられたのはなつかしかつた。清興に一日を費した後、翌日の本道樂の例會にも三人で出席した。初めは稻川先生の碑の立つてゐる實泰寺で開かれるはずであつたが、戸塚老夫人の葬式のため遽かに會場をその眞裏の新光明寺に移したのは書物趣味の氣分からいふといさゝか遺

憾であつた。こゝで三十年ぶりで舊友西ヶ谷潔氏に會ひ、駿府關係の典籍の展觀に接し、自分も石野雲嶺の詩集樵響二冊を得た。郷里に於てこの種の會合に列したのは最初であつたから愉快であつた。

この日の夕かた私は由比の海邊に泊した。或は靜閑を求め得ん乎と思つたのは誤りであつた。海には近いが汽車の音響に妨げられて終夜一睡を得ず翌日夕かた近くに立ち去つた。日中は風は涼しのんきに詩歌集をひもといてくらした。行李には稻川遺芳の外、現代人の作品に京都の新詩人竹内勝太郎氏の詩集四卷と小金井素子夫人の歌集『窓』とがある。竹内氏のは第一詩集を『光の獻詞』といひ、第二詩集を『讃歌』といひ、第三詩集を『林のなか』といひ、最近の第四詩集を『春の樂器』といふ。私は象徴詩人として推稱愛吟措かざる竹内氏の作を今あらためてこの淸風の下に誦讀すると更に別趣の感がわく。

八日九日もあゝして過ごし十日にもなつた。稻川遺芳の人名索引を作つて見たりなどしたが日夕の酷熱にはたへきれない。更に別の海岸を求めん乎又山寺に逃れん乎むしろ歸洛に若かずとも迷つた。葵文庫を再訪して二三の參考書を見たが物足らぬところが多い。約束の原稿を片づけようとしても、なかなかはかどらない。それでも十一日十二日の午後に各一篇を稿して責を塞いだ。さうかうするうちに橫須賀の義弟Tが胃の難症で東京の胃腸病院に入院したから來てくれないかと妹から文通があつた。かねてより掛念はされてゐたが、さあかうなると氣が氣でない。十日には既にTの姉上田氏は東上した。つゞいて一日一日と種々の狀報が到る。そのあひだ親戚故舊を訪ひつ訪はれつして昔語りに朝夕をすごし、縣下の敎育品展覽會を觀て郷土の學藝進步の實績を知つたりした。とかく氣がなやましくなる。十四日になつていよいよ手術を要するといふ報知に接し、ともかくも急遽東上した。

おもひがけなく東京まで來てしまつた。病院を見まふと、Tは少し面やつれしてゐたが元氣であつた。二十日ごろ大

學病院の鹽田國手の手術を受けることにきめたといふ。十六日に病院を再訪して横須賀に向つた。途中鎌倉に下車して大町に假寓する佐佐木信綱氏をたづねる。この十七八日ころ靜岡で會ふはずであつたのである。例の如く短時間にいろいろの物語りをかはし、新刊の『旅と歌と』の初印本を得て辭し去つた。まだ扉も奧附も綴りこんでない見本であつた。旅心のまゝ讀みたさにそれを乞受けたのであつた。佐々木氏の僑居は名越の谷に近く、そこと驛との間にも私の意を引く二三の古寺名蹟はあつたが、直行して軍港に去つた。鎌倉より逗子まで狩野亨吉翁と同車し暫時談を交へる機を得たのはうれしかつた。

逸見の官舍は横須賀の驛に近接してゐる。夕刻妹からTの經過を聞き、夜に入つてTと親交ある磯崎少將を訪問して懇切なる注意を受けて歸つた。妹と一つ蚊帳にやすんだのは何年ぶりのことであつたらう。無言のうちにをさないをりのことを思出してなつかしみの盡きぬうちに眠に入つた。私は去來の伊勢紀行を想起こした。あれは貞享二三年のころ八月下旬に去來が妹千子をつれて參宮したをりの旬日記である。妹が「伊勢までのよき道づれよ今朝の雁」とよんだ發句に、兄が「辰巳のかたに明る月影」と附けた。私たちにはかゝる風流心なく今この場合さういふ餘裕もないわけであるが、私は平素羨んでゐた去來千子の親しみを今こゝに味得したのであつた。

日高く石部にとまりて足あらひ物喰ひなどしけれど夜はまだ戌にみたず

秋の夜も寢ならふ旅のやどりかな　去來

千子はじめて父母の國わかれ來ぬる憐も大かたならねどかく言ひまぎらかしつゝ

長き夜も旅草臥に寢られけり　千子

その時去來は三十五六、妹の方は三十未滿でもあつたらうか。ともかく私たちよりは十五六はわかかつたやうだ。こん

なことを想像しつゝ逸見の夢は安らかであつた。

逸見は三浦安針ウイリアム・アダムスの采邑のあつた土地として歷史的にひゞいてゐる。あの山あひをはひつてゆくと安針塚があると、この家の茶目公やデコ坊が數へてくれたが、つひ行かずにしまつた。十七日は午前中は海軍の人々をたづね、午後は佐々木氏の『旅と歌と』を通讀した。本文には歌あり紀行あり、寫眞や繪畫を挿み、單調でない輕い讀物として面白く讀過したのであつた。「海外の旅」などは最も私の意を得たものであつた。「熊野の歌」のうちで加納諸平の鯨の歌が私の目にとまつた。かういふ閑時日がないではなかつた。

十八日の朝上京して海軍省に人を訪ひて内幸町の病院にゆく途に日比谷圖書館の前をとほつた。館頭の今澤君も居あはせた。今澤氏が用談中、江戸史料を扱ふ波多野氏の室にいつて話した。波多野氏はこの春新井白石に關する書志を編して斯學上立派な業績を擧げた新進の人である。この外にも二三の書志の世を益するものが氏の手によつて出來てゐる。この次には屋代弘賢に關する書目を錄する計畫だとのことである。書庫の一室には江戸史料に關する新舊の書物が充ちてゐる。案内されてゐるうちに私の注目したものは行智阿闍梨の自筆本の何冊かであつた。行智は私が大學一年生の時の論文日本音韻研究史以來、その字記眞釋や字類編を大に讃美し、幕末言語學史上の先覺者として景仰してゐる人である。思へば三十年になる。今はからずその眞釋の別稿本をはじめ亞西亞文字の書などを見、それを甲子夜話に出てゐる諸條とおもひあはせてその博言的比較的傾向のあらはれてゐるのに、さすが幕末期の新機運を看取することが出來ると思つたのであつた。眞釋の善本は東京大學で燒けたと思つたが、今こゝに一本を見出し、帝國圖書館本と並べて有用なる一本の存在をうれしく思つた。但し瞥見にすぎぬから他日の對照を期さなければならない。次にわたくしは偶然井戸文人氏の『日本嚢物史』を知り、私たちの圖書館に贈られてあつたのを注意せず、大正七八年の交頃にキセルやサラサに關

する該博な調査の出來てゐたことを見逃がしてゐたのをひそかに慚ぢた。博洽を期しても到らない所があるものだなと自分を責めた。寛政重修譜を借りて駿府城代や加番を勤めた數人の系譜をしらべたりするうちに今澤氏の手も明きたうとう午後の二時まで話しつゞけた。

病院を訪ふたが病人は元氣である。早實を破つた靜中が前橋に敗れかけてゐるといふ夕刊の記事を手にしつゝ色々の評判をして、二三日後に手術を受けるといふ心配は毫もみえない。小石川にかへる途中豪雨にあふ。

十九日は雨で冷氣である。一日家にこもつて鐵耕翁の書架から名所圖會や禪家の詩文集などをとり出して見る。氣がのびのびする。和泉河内紀伊また金毘羅參詣の名所圖會のうちから少しづゝ抄錄などする。二十日には病院で甲子園の野球談でもちきりであつた。危く前橋に勝ち高松を敗つた靜中が大連と優勝をあらそふ最後の日は今日だ。病人も附添も見舞客も大に熱中する。私も日比谷公園の一隅へ出かけて行つて、始めてプレヨグラフでその一得一失の景況を見てはらはらする。絕えず靜中がやゝ壓迫氣味に見えたので安心して橫須賀に歸へつた。間もなく電報が來て二對一で勝つたことを知つた。福島君一擊の功だといふことである。コーチした弟Sもさぞ得意であらうし、病院でも喜んでゐるにちがひないと雀躍した。

二十二日の日曜日にまた橫須賀から上京した。鹽田國手の歸京がおそくなれば一旦京都に歸らうと思つたからである。鎌倉に佐々木氏を再び訪うて淸談に時を移して午後早々辭して先づ大井のTをたづねた。まだ旅にゐるのだぞと姪をおどろかしてやる。姪は大きな眼を更に大きくみはつた。その夜は小石川に泊り、翌朝病院にゆくみちに東洋文庫を訪ふ。をりよく先輩同友の二三と會談し、ついでにラオスに關する佛人の小著を一閱して去つた。病院でもまだ手術の日がわからない。一まづ歸洛の心ぐみで別れを告げ、その夜は三田に泊し翌二十四日の正午橫須賀に歸つた。翌朝こゝを引上

げようとする時、鹽田氏歸京の報に接し二十五日上京して直に病院を移し手術の日を確定し、あはたゞしく數日をすごした。手術は二十八日の午前であつた。二十五日には外科病室の歸途姉崎氏を圖書館長室にたづねて最近の東北旅行談をきゝ、二十七日には再び東洋文庫にパーチャスの新版本を一瞥したりしたやうな際どい偸閑の業をしたけれども、書くべきほどのこともない。愁ひに滿ちた二十八日には、手術も滯りなくすみ、經過も良好であつた。私は弟等に托して翌日午後横須賀に引きあげた。病める妹にも安慰をあたへ、それぞれ一應の挨拶もすませて、いよいよ明朝は出發といふ前夜になつた。私は茶目公とデコ坊とにそゝのかされて向横町の小さな明地に催された小供相撲を見にいつた。小錦と八幡山あたりが角逐してゐた頃のを見物した以來、角力といふものは、本場所でも花相撲でも學生相撲でも唯の一度も見たことのない私は、何も知らない頑是ない者どもの力でひつぱられていつたのであつた。茶目公の方は中學の一年でもう出る資格がないので見物席に陣取つてゐる。デコ坊の方は五人拔で四人目までうまく勝つたが最後に負けた。關取少々てれてゐる。あすの晩もまたやるのだと力んでゐる。

わたくしとしては單調でない夏休の大部分がかうしてすぎた。他年の思草ぐさにかきつゞつておく。

旅吟小稿

小澤碧童

□

六月二十二日、晴、喜谷六花氏と共に東北旅行の途に上る、午後六時上野驛發、青森行列車に乗る、越緒、山井、古原艸、怙叔諸氏の見送を受く、

□

六月二十三日、晴、朝仙臺着、直に電車にて鹽釜行、鹽釜神社參拜、午前十時汽船に乗りて松島行、松島ホテル一泊、

松島舟行

鰻取りの居るあたり船波のゆく

瑞巌寺

庭はただ敷砂に咲き残る荷葉

月見崎觀瀾亭

緑に茶が出て飲むほう／＼青葉が鳴く

(註、青葉は鳥名にて方言なるべし)

□

六月二十四日、晴、朝電車により松島驛に至り汽車に乘じて平泉驛下車、嚴美渓、達谷、毛越寺、中尊寺等遊覽、午後三時半平泉發、夕刻盛岡着、高與旅館に投ず、

平泉中尊寺月見坂

見晴しに休む小學生の群れのぼりくる

□

六月二十五日、晴、午前一時三十五分盛岡驛發、古間木より十和田線に乘換へ、三本木に至り、又自動車によりて午前十一時蔦山着、蔦温泉に上りて晝食、午後二時蔦を下り徒歩奥入瀬を溯る、薄暮子の口館着一泊、

蔦温泉

山の温泉に友と身をよせて浸り

子ノ口館夜泊

鱒守りの篝燃えしざり大聲に唄ふ

湖の夜の戸さしに來る一枚あけて置き

□

六月二十六日、山雨、十和田湖舟行、休屋に船を繫ぎて十和田神社參拜、又生出に和井内孵化場を觀る、發荷にて下船、發荷に上り峠より自働車にて大湯溫泉千葉旅館方一泊、小魚、奇溪、高木、米田諸氏の歡迎をうく、又大館同人珀雲、蕗山、鳴子、司絹、芳泉水諸氏來會、宴午前三時に至る、

十和田湖舟行

沼に出て越し方の山うすれ小雨になりぬ

休屋十和田神社

山鶯の鳴く連れはお占場に下りゆき

山羊齒の香が強く村雨の音ばかりして

豐荷

今日も旅路の峠にかかりうつき咲き居る

□

六月二十七日、晴、朝大館同人と自働車を共にし毛馬內驛に至り汽車に乘る、大館驛に同人と別る、秋田驛に蕗葉氏に逢ふ、午後四時角館着、白鳳、胡州兩氏に迎へられ小林旅館に投ず、佐竹勁草氏に面す、

□

六月二十八日、晴、早起白鳳、胡州兩氏に案內せられ田澤湖及び抱返り溪流探勝、歸路小鍵、羽洋兩氏に會す、

田澤湖白濱

潟石拾ひては袂に入れいつか重たく

舟行遊覽

牧場の馬小さく見ゆる舳先變りて

湯尻溪捿堂は近江なる堅田の浮見堂に相似たり

橋傳ひゆく御堂うち里人の靈具つくりゐて

湯頭

岩床を踏みあそぶ少女も居て

抱返り溪流探勝

蕨の廣葉見てゆく溪音聞えくる

夜鷹も啼く暮れがたの山邊をすぐる

神代驛

螢を貰ひ紙包みにして持つ夜

□

六月二十九日．曇、角館を辭して盛岡へ戻り夜鶯宿温泉に入る、角屋に泊、夕立至る、

飯坂温泉角屋夜泊

宿の夜の遠い瀬につく河鹿とる聲間近う

□

六月三十日、晨、歸京、夜上野驛に着、雨となる

歸京

包みの外櫻桃のいく籠が荷になる

田中貢太郎著

支那傳說集 蛇精

定價貳圓參拾錢
送料二十三錢

新刊

三千載支那に流傳されて、その國土に生を畢へたる人々の生活の血となり肉となりたる興味深き傳説の中から、殊に秀拔なるもの二十有五篇を選んで、一書を爲せるものが此の書である。各篇悉く原典に依れるも、所謂生硬なる譯文にあらずして、一たび筆者の趣味と錦腸に依つて改鑄されたもの、絢爛目を奪ふが如き原文は、筆者の彩管に依つて、愈々奇を極め妙を盡してある。秋の夜長も、本書を手にせば、曉に到るも遂に卷を掩ひ得ぬであらう。

發行所 東京芝區愛宕下町 改造社 振替東京八四〇二

土佐五名家記

——兆民、秋水、嶺雲、涙香、桂月——

田中貢太郎

序書

八月一日の暑さは、活動寫眞館といふやうな人の多く集まつた處では、百度以上もあつて、明治十九年以來の暑さだといはれた。越えて二日も風はあつたが前日にも劣らない暑さであつた。私はこの二日の夕方、切支丹屋敷跡に近い第一東郷館といふ下宿に宇田滄溟翁を訪ふた。滄溟翁は土佐の先輩で、板垣伯の門下で、論客で、漢詩人で、板垣伯傳の著述に熱中してゐるところである。

滄溟翁はもう晩酌が終つて飯をはじめてゐたが、私の顔を見ると又酒にした。滄溟翁は下顎の出た小さな顔にゴム縁の大きな眼鏡をかけ、白い縮みのシャツ一枚になつて、痩せてはゐるが、脂肪の残つた若わかしい手足を出してゐた。

室の左右の壁には、帙入の漢籍をぎつしり積み重ね、下が袋戸棚になつた床には、滄溟翁のために黄興の書いた七言絶句の軸をかけ、その下は小さくはあるが、板垣伯の寫眞を立ててあつた。

二人は暑さの話、知人の噂、これから自由黨時代の懐古談に移つて、中江兆民の筆を執つてゐた『自由新聞』當時のことに話を持つて往つた。

兆民が自由新聞に筆を執つてゐたのは、明治二十四年であつた。その自由新聞は、今の銀座の尾張町の角でカフエーライオンと築地行電車の線路を隔てて並んだ所にあつた。資本金に乏しい小さな新聞社の編輯局は、疊を敷いて低い机が据えてあつた。この編輯局へは板垣伯をはじめ自由黨の名士が集まつて來た。兆民はおもに家で記事を書いてゐたので、編輯局へはあまり顔を出さなかつた。その時兆民の玄關にゐたのが幸徳秋水であつた。秋水は兆民の原稿が出來ると、毎日のやうにそれを持

つて編輯局へ來た。秋水はその時二十二三であつた。
兆民は顔の長い額の寛い、痩せた體がすこし猫背になつてゐた。たまたま編輯局へ出て來ると滄溟翁の横手の机に坐つて、とぼけたやうな話をして皆を笑はした。その時は野口寧齋の病氣が人の眼に注くやうになつた時であつた。漢詩で寧齋と交際のある滄溟翁が、兆民に寧齋の病氣のことを云ふと、「さうだつて、ね、え、僕は一回しか逢つたことはないが、見舞に往つてやりたいね、」と兆民が云つた。
その翌年は松方内閣の選擧大干渉の年であつた。その年自由黨の名士植木枝盛が沒くなつて青山の墓地へ葬つたが、石碑を建てることになつて、滄溟翁は兆民の名でそれを書いた。その時兆民は四十六歳で、滄溟翁は三十五歳であつた
自由新聞社は明治二十四年の春になつて、尾張町の角から一丁ばかり新橋の方へよつた出雲町に移つた。その前後になつて幸徳秋水が記者として入社し、續いて小泉三申も入社した。入社した時秋水は小説のやうなものを書いて持つて來たが、編輯局で拙いと云つて載せなかつた。三申も由比正雪傳を書いてゐたが、これも初めは編輯局の詮衡にいらなかつた。
出雲町に移つて間もなく、自由新聞は星亨の所有になつたので、兆民は元より滄溟翁なども、それをいさぎよしとしないで退社したが、しかし、その新聞も久しからずして廢刊した。その自由新聞には、武藤金吉が相場の記者として、毎日相場の記事を取つてゐたといふのも隔世の感がある。

中江兆民

年齢の關係もあつたし、田舍に長くゐて出京することも遲かつたし、私は生前兆民に逢ふ機會がなかつた。兆民の沒くなつたのは明治三十四年で、私が故郷の田舍で小學教師をしてゐる時であつた。終焉地は小石川區武島町であつた。私は兆民の親戚として兆民の遺骸解剖の日の立會人にもなつた中島信虎翁に隨ひて、その邸趾を見に往つたことがあつた。その時の私の手記を此所に引ひてみる。
「十一月末の曇つた寒い日の夕方、私は中島翁に隨いて、その邸跡を見に往つた。今は他の所有となつて、元の平家は二階造りに變り、表札には後藤長春と言ふ文字が書いてある。家の位置は路の角になつて、武島町の通りに沿うた方が板塀で、江戸川端に出て往く横町の方が竹垣になつてゐる。正門は横町の方にあつた。「垣根の工合は、昔のまゝだ。」と中島翁が言つた。門の中には、八手の花が夕暮の空氣の中に白く咲いてゐた。家の周圍には木立が可成あつた。槇もあつた。青梧は黄ろな大きな葉

を路に落してゐた。竹垣の隅になつた所に、幹の小さく別れた高い大きい榎があつたが、これも黄ろくなつて葉を散してゐた。中島翁は泥溝を跨いで、竹垣の隙から庭の中を覗いて、『中もそのまゝだ、池もある、昔は池の縁に小徑があつて、藪の中に入つたものだ。』とも云つた。

その庭、その池、その小徑、それは兆民の無何有郷であつた。幸徳秋水の『兆民先生』を見ると、『想ふ、二十六年の夏、先生既に酒を禁ず、毎夜晩餐の後、家人と椽側に踞して、古今を論じ風月を談じ、或は庭中を歩いて涼を納れ、常に午後九時十時の候に至るを例とせり。』と云ひ、又、『一夜月明に乗じて庭園を歩ち、樹林蓊鬱として黒く、池水瀲灔として白し。先生俯仰する者久しくして、予を顧みて曰く、我れ此景に對する毎に、杜甫の四更山吐月、殘夜水明樓の句を想起せざることなし、絶唱なる哉。』と云つて、兆民の悠悠自適した容を寫してある。

兆民は土佐が生んだ人才であつた。彼は哲學者で革命的色彩の濃厚な政治家で、それで幼稚であつた當時の政界に勁烈な政治思想を注入した先覺者であつた。德富蘇峰は『一年有半』を評して、著者の人となりに言及し、『約言すれば、著者は著書よりも、品格に於て高く、人物に於て愛好す可きものあり。著者は眞面目の人也。常識の人也。夫として其妻に眞實に、父として其子に慈愛に、友として其交る所に忠なる人也。但だ皮下餘りに血熱し、眼底餘りに涙多く、腹黑きが如くにして、極めて初心、面皮硬きに似て頗る薄く、自ら濁世の風波に觸るるに堪へざるの身を以て、强て之を凌がんと欲して克はず、爲めに時に酒を假り、時に奇言奇行を籍り、以て其自ら世と容れざる悶を排せんと試みたるのみ。而して世人往往假を以て眞と爲し、眞に君を奇人視するに到る、是れ豈に君の知己なりと謂はん哉』と云つてゐるが、これこそ兆民の全部を盡した知己の言である。

兆民は高知市新町の人で弘化四年の生れであつた。名は篤介、少年の時は至つて溫厚であつた。後年兆民が縱酒放逸至らざるなしと云ふ有樣を母堂が見て、秋水はじめ玄關の書生に、『篤介は、小供の時は、女の子のやうにおとなしくて、本を讀むのが好きで、人のほめものであつたが、今はどうでせう。わたしは、こればかりが心配だ、あなた方も、未だ若いから、決して、あれの眞似をしてはならんよ、』と云つたと云ふことが『兆民先生』の中に書いてある。

溫厚にして好學の少年は、荒あらしい尊王攘夷の渦卷の中にも卷きこまれずに、十七人の比には、細川潤次郎、萩原三圭の

二人に就いてオランダ語を學び、慶應元年十九の時には、藩の留學生として長崎へ往つてフランス語を修めた。

當時の長崎は西歐文化の關門であつた。兆民は長崎に二年ゐて學問が大に進んだので、江戸に出やうと思つたが、當時長崎から横濱に往來してゐる外國船の乘船賃は二十五兩といふ大金であつたから、書生の身分ではどうすることもできなかつた。その時藩の書生の監督をしてゐたのが岩崎彌太郎であつた。兆民は岩崎にそのことを賴んだところで、岩崎は『一書生のために二十五兩と云ふ大金を出すことはできない。』と云つて承知しなかつた。兆民は怒つて『よし、それでは二度と賴みません、しかし僕の體が二十五兩に値しないですか、將來を見てゐてください。』と云つて、物別れをして來たところで、折好く後藤象二郎が藩命を帶びて汽船の購入に來た。兆民はそこで後藤に逢つて、志の在る所を詩にして見せた。その詩の結句は『終歲不登花月樓』と云ふのであつた。豪放な後藤は笑つて即座に金を出してくれたので、兆民は喜んで江戸に出た。

江戸では村上英俊がフランス學の大家として、深川の眞田邸內に塾を開いた。兆民はそこで村上塾に入つたが學問が儕輩を拔いてゐるうへに、岩崎と爭ひ後藤を說得した氣慨のある彼は、眼中人なく、勢のはする所、終歲不登花月樓の誓ひもそつちのけにして、深川の假宅に留連して歸らなかつたので、放逐せられた。

兆民はそこで横濱へ往つて、天主教の僧に從いて學び、神戸大阪の兩港が開港場になると、フランス領事に從いて大阪へ往つたが、間もなく王政維新となつたので、江戸へ引返して、箕作麟祥の神田裏神保町の私塾に入つた。そして、明治二年、福地源一郎が本郷湯島に日新社を開くと、兆民はその塾頭となつたが、先生の福地は吉原に留連して歸らず、塾頭の兆民は近所の稽古屋へ通ふて三味線の稽古すると云ふ有樣で、一年たらずで生徒が來なくなつてしまつた。

兆民はその前からフランスへ留學したいと思つてゐたが、當時は官立學校の出身でないと留學することができなかつた。ところで、その時になつて岩倉具視が遣外大使となつて歐洲に渡航することになつた。兆民は奇貨措くべしと大久保利通の許へ往つた。大久保邸では兆民が垢衣蓬頭の書生であるから、どうしても內へ入れなかつた。そこで兆民は、大久保の出勤してゐる役所の門口へ日日遊びに往つて、大久保の馬車の馬丁と親しくなり、ある日、大久保の退廳する時、その車馬の後へ乘せてもらつて大久保邸に往き、大久保が玄關口へおりた所へ進んで往つて、『僕は高知縣の中江篤介と云ふ書生でありますが、閣下

にお願ひしたいことがあつてあがりました。』と云つて名刺を出した。そこで大久保が上に通すと、兆民は『政府は官立學校の生徒ばかりを海外に留學させてをりますが、人才は官立學校に集まつてゐるとは限りません、閣下をはじめ今の要路に立つてゐる人からおしても判ります、人才は學校の如何にはよりません、私は長い間フランス學をやつてをりますが、日本國中には、もう就いて學ぶ師もなければ、讀む本もありません、どうか私を選拔して留學してください、國家のためであります。』と云つた。大久保は笑つて、『君は土佐人ぢやないか、何故土佐の先輩に頼まない。』と云つた。兆民はここぞと思つて、『私は同鄉の貪緣情實を利用するのを、いさぎよしとしませんから、特に閣下にお願ひするしだいでございます。』と云つた。大久保はその一言が氣に入つたと見えて、『よし、それでは、近日、後藤と板垣に諮つて定めてやらう。』と云つた。

そして、後藤と板垣が一方で斡旋してくれたので、司法省出仕として司法省から派遣せられると云ふ名目で、岩倉大使一行に隨行してフランスに往くことができた。それは明治四年で、兆民が二十五歲の時であつた。當時のフランスはナポレオン三世が失脚した際で、チエール、ガムベツタの徒が民主共和の大旆を振りかざして、保守專制の敵黨と激鬪してゐた。その時フランスには、西園寺公望、光妙寺三郎、今村和郎、稻田乾一、飯塚納の諸士が留學してゐた。兆民は先づ小學校に入つて正式にフランス語を學び、傍ら哲學、文學、史學を研究した。亦孟子、文章軌範、日本外史の諸書を佛譯したこともある。

明治七年になつて日本政府では一切の海外留學生を召還することになつた。兆民もそれによつて歸朝したが、歸朝すると共に元老院少書記官に任ぜられた。大井憲太郎、嶋川三郎、司馬盈之などが同僚であつた。しかし時の元老院幹事が陸奥宗光で、兆民はそれとあはないので、すぐ罷めて外國語學校長となつたが、それも亦すぐ罷めて在野の人となつた。

兆民はその時番町に佛學塾と云ふ私塾を起してゐた。佛學塾で政治、法律、歷史、哲學の諸科を後進に授けた。酒井雄三郎、小山久之助などが門下の俊材であつた。當時藩閥政府の抑制抑壓に不平を抱く民間の志士が所在に擡頭して、自由民權の説を唱へてゐたが、多くは英米の穩健な政治哲學を演繹するにすぎなかつた。在野の人となつて後進一千の師表となつた兆民等は、政理叢談を發行し、又ルーソーの民約を譯述して、劇烈なフランス流の自由平等主義を唱へて、民權論に火と燃料を與へた。

それがために佛學塾は革命家の養成所のやうな觀があつて、

探偵の眼が到る所に光つてゐた。ついで西園寺の『東洋自由新聞』が起り、自由黨が起り、板垣の『自由新聞』が起つたが、兆民翁は皆なそれに關係して、熾に専擅政府を攻撃した。今日普通に用ゐてゐる、民黨、吏黨、官僚など云ふ熟字は、兆民が専擅政府攻撃に際して作爲した熟字である。

政府は燎原の火の如き民論の勃興に驚いて、百方鎭壓に努めたので、自由黨の解散となり、自由新聞の廢刊となり、ついで佛學熟の潰散となつたが、朝野の紛糾軋轢はますます甚しく、明治十五年の福島事件となり、高田事件となり、十七年の加波山事件となり、名古屋事件となり、飯田事件となり、十八年の大阪事件となつた。兆民翁はこの間、九州に漫遊して志士に結び、某某有力者に獻策して、政府の改革を規劃したが、皆失敗に歸した。兆民はその不平を酒にやつた。谷中の寺で栗原亮一と自炊してゐて、きんたまの皮に酒を注ぎ、それを栗原に飲ますと、栗原が返杯に熱い煮たつた酒を注いだと云ふのもこの時分のことである。友人の沒くなつた日に、その家へ往つて金を借り、それをその場ですぐ香典にして出したと云ふのも、又、夏新宿の通りを歩いてゐて、暑いので裕衣のままに路ぶちの天水桶の中に入つたと云ふのもその時分のことであらう。私の先輩の一人は、兆民が板垣邸に來て、きんたまをだしたり不謹愼なことをするから、蒲團むしの刑に行ふたと云ふことを話したことがあつたが、それなども滿腔の不平を詼諧にまぎらしてゐた淚の奇行であつたのであつた。

明治二十年になつて井上馨が安政條約の改正に失敗した。政府の抑壓によつて四分五裂してゐた民黨の志士は、三大事件の建白に名を假つて、爆彈を抱いて東京に集まつて來た。政府は狼狽して、保安條例を布き、土佐人を筆頭にして在野の政客壯士を、三日を期して東京三里以外の地に追ふた。湯屋の三助まで土佐人の故を以て追はれたと云ふ笑話もある。無論兆民は逐客の一人であつた。彼はその年の十二月二十五日、家をあげて大阪へ往つた。

その時兆民は四十一歳であつた。大阪へは東京を逐はれた政客が盡く集まつた。兆民翁はその翌年、栗原亮一、寺田寛、宮崎富要等と『東雲新聞』を起して政府を攻撃した。その時『大阪毎日』には柴四郎、竹内正志、『關西日報』には末廣重恭、森本駿、『大阪公論』には織田純一郎、西村時彦、『經世評論』には池邊吉太郎の諸士がゐて、それぞれ重きをなしてゐたが、その中にあつて兆民の雄健卓拔の文字が群を拔いてゐる。

その時兆民は曾根崎にゐた。『兆民先生』には、先生當時猶ほ甚だ貧なりき、其新聞社より得る所、僅かに五十餘金のみ。而

して曾根崎の寓居は、僅かに四室にして、先生夫婦、令嬢、下婢の四人と、及び予等書生多きは四五人、少きも二三人常に玄關に群居せり。如元日夜訪客堂に滿ち、政客來り、商人來り、壯士來り、書生來り、飲む者、論ずる者、文を求むる者、錢を乞ふ者、擾擾として絶えざりき。』と云つてゐる。秋水はこの時兆民の玄關にころがり込んだものであつた。秋水も――林有造の玄關にゐて東京を逐はれたものであつた。『吾人年少にして林有造君の家に寓す、一夜寒風凛冽の夕、薩長政府は突如として林君等と吾人を捕へて、東京三里以外に放逐せることを』と彼の筆になつた『自由黨を祭る文』の中に云つてある。

兆民が曾根崎時代の生活は、『文を草するは大抵朝餐後一二時の間に於てし、晝間は運動、奔走、接客、飲酒に消し、毎夜二時頃より夢醒めて讀書し、曉に達するを例とせり、』と『兆民先生』に云つてある。大阪時代の兆民は、得意と云ふほどではないが、意氣文章共に揚つた時であつた。長髪を鬖々と垂らした頭に眞紅のトルコ帽を戴き、身に東雲新聞の印半纏を被て往來したのもこの時であつた。壯士は芝居を創始して、角藤定憲など云ふ壯士にそれをやらしたのもこの時であつた。

明治二十二年に憲法が發布になり、退去命令が解除になつて政治運動の中心が東京に移つた。その時後藤象二郎が大同團結を唱へて、在野各黨の糾合を圖り、機關雜誌『政論』を日刊とすることになつて、兆民を主筆として招いた。そこで兆民東京に歸つたが、間もなく後藤が大同團結を踏み臺にして入閣したので、民黨の團結は解體した。兆民は自由黨を再興して、自由新聞、立憲自由新聞に筆を執つて、民黨の糾合に力を盡してゐたが、翌年帝國議會が開かれることになつて、代議士の選擧が行はれた。兆民は大阪西成郡の水平社から押されて、一錢の運動費も用ゐないで當選した。そして、竹の子の皮包に握飯と梅干を入れた辨當を持つて登院してゐたが、在野の各黨が豫算八百萬圓削減の問題を提げて政府に肉薄し、一擧にして藩閥政府を殪さうとしたところで、自由黨中の所謂土佐派なる者が敵に疑を通じて、六百萬圓削減の交讓が成立したので民黨は慘敗した。兆民は立憲自由新聞に『無血蟲』と題する罵倒文を掲げ、『アルコール中毒の爲め、評決の數に加はり兼ね候に付、辭職仕候』と云ふ辭表を議長中島信行の許に呈出して辭職したのは普く人の知るところである。

議員を罷めた兆民は、新井章吾等と『經綸雜誌』を起し、ついで『民權新聞』を發刊して、一方に政府及び政府の與黨とたつてゐる吏黨を攻撃し、一方に自由改進兩黨の間を融和さして、大隈と板垣を一堂に會見さした。政府では大に狼狽して、大隈

の樞密顧問の官を解いたが、兩黨はますます融合して明治二十四年十月、第二議會の開會前となつて民黨の大懇親會が開かれた。

民黨の意氣は天に冲したが、それがために第二議會の解散となり、二十五年の選擧大干涉となつた。兆民はこの時になつて政界改新に金の必要なことを感じた。この時小樽の有志が『北門新報』を發行することになつて、兆民を主筆として招いた。兆民はその招きに應じて北海道へ往つたが、間もなく札幌に紙店を開いて貨殖の道に入つた。

そのうちに二十七八年の戰役時代となつて會社熱が勃興した。兆民もその風潮に乘じて諸種の會社に關係した。毛武鐵道、河越鐵道、常野鐵道、京都パノラマ、中央淸潔會社と云ふやうに關係したが、皆失敗に終つて、兆民の所謂『贏利は則ち他人之を取り、損失は則ち余之に任じ』であまし得たのは負債であつた。

その兆民が內政に眼を向けたところで、政界の腐敗は人の極に達してゐた。當年の自由黨は多年の政敵であつた伊藤博文の組織した內閣と提携して、その頤使に甘んじてゐるので、大に憤慨して、同志と國民黨を組織し、雜誌『百零一』を發行して、在野黨の聯合を圖つたが、資金が乏しかつたので間もなく潰散した。

それは明治三十一年のことであつたが、三十三年八月になつて自由黨は伊藤博文を推戴して政友會を組織した。兆民は赫怒して、その當時『萬朝報』にゐた秋水に書を寄せて、賣節の同志を恥かしめさした。「甚暑難淩、皆樣御壯健の由奉大賀候。新政黨の非立憲なる非自由なる申迄も無之、就ては祭自由黨と題して大兄の椽筆を揮はれ度、自由黨之歷史を掲げ、幾多人士が生命財產を失却したるも、今日に至り二三首領之椅子熱の踏段と成りたるに過ぎず、所謂祭自由黨文は、好一篇の悲壯文を做しに足るべし、是非御一揮相成度候、將た新政黨將來に關して、老生探得したる事も有之、其中常野鐵道より電話を以て御呼可申候」秋水の筆になつた自由黨を祭る文は、その月三十日の萬朝報に掲載せられたが、それは秋水一代の名文である。

兆民は政友會を打破するつもりで國民同盟會に投じて奔走してゐたが、越えて數月、即ち明治三十四年三月大阪に往き、四月紀州の和歌の浦に遊んでゐるうちに、呼吸に微促を與へ、喉頭の疼痛が依然として收まらないので、大阪へ引返して堀內と云ふ耳鼻咽喉の專門醫に診察してもらふと、癌腫と云ふことが判つた。

癌腫と云ふ病名を云はれることは、死の宣告を受けたと同じことであるが、死生を超越する工風の足りてゐる哲學者は醫が

なかつた。彼は堀內醫師を訪うて死期を訊き、そのうへで生前の遺稿となつた『一年有半』に筆を著けた。『余一日堀內を訪ひ、豫め諱むこと無く明言し呉れんことを請ひ、因て是より愈臨終に至る迄猶ほ幾何日月有る可きを問ふ。即ち此間に爲す可き事と又樂む可き事と有るが故に、一日たりとも多く利用せんと欲するが故に、斯く問ふて今後の心得を爲さんと思へり、堀內醫は極めて無害の長者なり、沈思二三分にして極めて言ひ惡くさうに曰く、一年半、善く養生すれば、二年を保ち可しと、余曰く余は高高五六ケ月ならんと思ひしに、一年とは余の爲めには壽命の豐年なりと此書題して一年有半と曰ふは是れが爲め也』

一年有半は泉州堺の寓居で病を養ひながら書いた。病を養ふと云ふよりは寧ろ死を待ちながら書いたと云ふべきである。草稿が出來あがる秋水が東京から取りに來て、博文館に依賴して出版したが、期せずして讀書子の視聽を集め、忽ちにして數萬部を賣りつくした。

九月になつて兆民は東京の自邸へ歸つて、『續一年有半』卷頭に收めてある『無神無靈魂』を脫稿したが、それが刊行になつて間もなく、十一月十三日、一代の人才も不歸の客となつたのであつた。そして、翌十四日、遺骸を大學に送つて解剖に附し、夜になつて棺に斂めたが、秋水はその時遺骸の兩脚を持ちあげた。

越て二日、青山で葬式を行つたが、遺言によつて宗教上の儀式を用ゐなかつた。板垣退助の弔文朗讀又始まつて、大石正巳の棺側の演説野村泰亨の弔文朗讀、土居通豫の輓詩の朗吟などがあつて、その後で會葬者は思ひ思ひに柩前に敬禮して歸つて往つた。

幸德秋水

幸德秋水に私が逢つたのは明治四十一年の春であつた。それは秋水が大塚の省線電車のガードの先にゐた時であつた。小柄な體に縕袍を著て、蒼黑い生氣のない小さな顏を見せて出て來た時には、これが中江門下の俊足で、亦日露開戰當時の非戰論者であるかと思つて驚いた。しかし、顏色の惡いのも無論はなかつた。秋水は平民新聞以來數回の入獄のために肺に故障が出來てゐた。平床には兆民の『文章經國之基』と云ふ軸がかかつてゐた。

次に私が秋水に逢つたのはその翌年の夏で、それは谷中墓畔の田岡嶺雲先生の家であつた。私はその時本鄕湯島に在つた日高有倫堂と云ふ書肆の編輯にゐた。秋水は私が書肆の編輯にゐ

ることを知ると、『僕の家に兆民先生の原稿がある、出版してくれないだらうかね、他の者は、關戸へ先生の紀念碑を建てたが、僕はそれよりも原稿料を取つて、未亡人にあげたい。』と云つた。

そこで歸つて主人に話をすると、主人が出版すると云ふので、私は秋水の家へも往き、根岸へ往つて兆民未亡人にも逢つた。その時秋水の寓居は、千駄ヶ谷の新宿停車場に近い所にあつた。秋水の寓居の向ひに産婆の家があつて、そこには二三人の刑事が眼を光らして居て、秋水の許へ出入する者を誰何してゐた。

原稿料授受の日には、兆民未亡人も秋水の許へ來た。十月になつてその書物が印刷になつた。それは『兆民文集』で、秋水が匿名で序文を書いたのであつた。

翌年になつて秋水は、湯ケ原へ往つて『基督抹殺論』を執筆してゐたが、その五月二十五日頃になつて大逆事件が勃發した。秋水は東京へ歸らうとして湯ケ原停車場へ往つたところを捕縛せられた。秋水の滞在してゐたのは湯ケ原の天野屋であつた。

その翌年、即ち明治四十四年一月二十四日になつて、秋水はじめ十二人の逆徒は、市ケ谷監獄の絞首臺上の露と消えた。私は大正九年の夏、桂月先生に從つて土佐を漫遊してゐる時、幡多郡中村町の區裁判所の裏になつた墓地の中に、その墓のあるのを見て驚いた。墓の傍には紫陽花が憂鬱な色を見せてゐた。

田岡嶺雲

私が田岡嶺雲先生に初めて逢つたのは明治四十年の秋であつた。それは『東亞新報』が創刊になつた時であつた。その春二度目に上京して大町家の玄關にころがつてゐた私は、編輯局にすきがあるなら入れてもらふつもりで、桂月先生に紹介狀をもらつて逢ひに往つたのであつた。

嶺雲先生は支那に往つてゐて病氣になり、その五月神戸に歸つて兄の許で病を養ひ、それから淡路の洲本に轉地してゐるうちに、東亞新報が發刊になつたので、呼ばれて上京したばかりのところであつた。中脊の神經な眼をした、そして、何處かに精悍を所のある人であつた。

その日嶺雲先生は、『今のところ人はいらないが、そのうちにすきができたなら、なんとかしよう。』と云つた。そこで私は歸つて來たが、賴みつぱなしにしておいてはいけないと思つたので、二週間ばかりして本郷森川町の下宿へ往つた。それはもう夕方であつたが嶺雲先生は、未だ新聞社から歸つてゐなかつ

た。私は歸つて出なほさうと思つたが、そのうちに雨が降つて來たので、仕方なしにあがつて待つてゐると、やつと歸つて來た嶺雲先生は、私が室にあがつてゐたことが氣にいらないといふふうで、『僕は同鄕人だからと云つて、特別に世話をするのは厭だ。』と云つた。私も負けてゐない。『私も同鄕人だからと云つて、お賴みしたわけではないです。』と云つて歸つたきり、それつきり嶺雲先生のことも忘れてゐたが、明治四十年の春になつて、麹町三番町にゐた岡上と云ふ知人の許へ往つてみると、嶺雲先生が半身不隨の身を藤の寢椅子の上に橫たへてゐた。

嶺雲先生はその先年の正月脊髓病に罹り、入院したり轉地したりして、その時も何處かの溫泉地から歸つて來たところであつた。嶺雲先生は高知市外村福井の生れであつた。嶺雲先生によると、『予の故鄕は鏡河の流域の一村で、高知の市街の朱引區內ではあるが、高知市の市街共者が既に豁間のやや廣い所に建てられた街で、予の村は勿論起伏した丘陵に圍繞されて居る。』の土地であつた。

嶺雲先生、名は佐代治、生年月は明治三年十月、多病羸弱の生れで、少年の時は街頭で戲戲に耽けるよりも、室內にゐて小說を讀む日が多かつた。その嶺雲先生は明治二十三年上京して、水產傳習所に入り、それから文科大學の漢文科に入つて、二十七年になつて卒業した。

藤田劍峯、笹川臨風、白河鯉洋等が交友として名があつた。漢文科を卒業した嶺雲先生は、その翌年雜誌『青年文』の主筆となつて、熱烈火の如き時評を草して、隋氣滿々たる當時の文壇を刺戟した。

嶺雲先生の轗軻數奇の生活がそれから始まつた。明治二十九年になつて嶺雲先生は作州津山の中學校に赴任した。『數奇傳』によると『津山は、山の峽に、打棄られたやうな置忘れられたやうな町である。其南を流るる津山河の瀨背の外には、繞り圍む山の沈默に封じられて物の響もせぬやうな町で』あつた。嶺雲先生はその『町を稍外れて、監獄の高い黑板塀を附いて廻ると、津山川に臨んでふやかな閑かな旗亭』で逢つた歌妓と戀に落ちて一塊肉をもうけたが、そんなことで學校の方が不首尾になつたので、翌年十一月上京して萬朝社に入社したが、その翌年の五月にすぐ退社し、水戶の假名『いばらき』に主筆として往つたが、そこも長續きがせず、翌年三月頃上京して、その時刊行したのが『嶺雲搖曳』である。

その年は明治三十二年であつた。その五月、上海の東亞學堂から聘せられたので、赴任したが、一箇年で辭職して、長崎の兄の許まで歸つてゐると北淸事件が起つた。そこで白河鯉洋の

筆を執つてゐた福岡の『九州日報』の特派員として從軍したが、通信記事の檢閲がやかましいうへに、北京への進軍がはかばかしくないので、天津まで往つて引返し、『中國民報』に入社してゐるうちに、その翌年末、教科書事件が起つて、それに關係のあつた同縣知事を攻撃したために、官吏侮辱罪に問はれて入獄し、翌三十五年二月に出獄して、『下獄記』を刊行した。そして、三十七年十月、中國民報を退いて上京し、翌年雜誌『天鼓』を創刊したが、九月になつて蘇州の師範學堂に赴任し、四十年になつて病氣になつて歸國したのであつた。

嶺雲先生は多感多情、すこしも己を枉げることのできない質であつた。明治四十二年から私は嶺雲先生に師事するようになつた。嶺雲先生が、『明治叛臣傳』と云ふのを著述した時には、私はこの關係者を訪問して傳記を書いた。嶺雲先生が漢籍を邦譯にした時には、私はそのうちの、『東萊博議』を受け持つた。嶺雲先生がゴールキの『三人』を飜譯した時には、私はそれを筆記した。嶺雲先生が、『數奇傳』を中央公論に連載した時には、寢椅子の上で仰向けになつて卷紙に書いたその草稿を清書した。そして、その記事の締切が切迫した時には、中央公論社に持つて往つたこともあつた。

嶺雲先生は谷中に住み、柏木に住み、最後に小石川の茗荷谷に住んでゐた。明治四十五年七月二十二日、日光へ轉地したが、病は終に癒えず、この年の九月、即ち大正元年九月七日午前四時、四十三歳を以て日光板引町に永眠した。私はその翌日日光に馳けつけて、嶺雲先生の親戚朋友の間に交り、鳴蟲山の麓に茶毘に附してあつた遺骨の一二片を拾あげした。

黒岩涙香

涙香黒岩周六には私は逢つてゐない。それは涙香の生活が複雜で、私のやうな方外の文人を接近させなかつたがためである。

涙香は高知縣安藝郡川北村大字前島の人で、文久二年九月二十日の生れである。家は郷士であつた。その涙香は明治十一年十七歳の時、大阪に出て中之島專門學校で英語を學び、翌年東京にのぼつて慶應義塾に籍を置いたと云ふのが學歴の全部である。

東京へ出てからの涙香は、大と云ふ名で盛に政談演説をやつしゐたが、明治十六年になつて報界の人となり、先づ『同盟改進新聞』の主筆となり、次に、『繪入自由新聞』の主筆となつた。次に都新聞の主筆となつたのは明治二十二年で彼が二十八歳の時であつた。

明治二十五年になつて涙香は都新聞を去り兩潤舍と云ふ活版用インキの製造販賣所を起してそれを經營してゐたが、その年の十一月、朝報社を京橋區三十間堀に設立して、日刊『萬朝報』を創刊した。

繪入自由新聞社時代から外國小說を飜案して刊行してゐた涙香は、萬朝報を創刊すると共に、先づそれを朝報紙上に連載した。

明治三十六年になつて涙香は『天人論』を刊行した。彼は氣質の強い、何事にも徹底しなくては滿足のできないと云ふ、寧ろ執拗と思はれるやうな究理心を持つてゐた。これは人の噂であるから事實の有無は判らないが、涙香は藝者の世話をするにしても、自分の氣に足るやうに藝を仕込んで、そして、自分の趣味にかなつた衣裝を着せたが、それにはすこしも金を惜しまかつた。ところでさうして世話をしてゐた藝者の一人が、涙香を去つて鹿兒島出身の名家の小供と結婚した。涙香は狂人のやうになつて代りになる藝者を探し、夜も晝もそこに入り浸つてゐたので、それがために健康を害して、死期をはやめたと云ふ話がある。私はこれを聞いて、涙香の面目が生動してゐるやうに思つた。何事でも徹底しなくては滿足のできないのが彼の天性であつた。天人論もさうした究理心の下から生れたものであつた。淡淡と書いてあるやうに見える彼の手になつた飜案小說が讀者を引きつけたのも、そこにさうした苦心が拂はれてゐるからである。彼は五目ならべに彼の眼が向けば、段位が出來、法式が定まつて、紳士的遊戯としての聯珠に權威を與へ、どどいつに彼の眼が向けば、俚謠正調の一詩形が生れた。

明治三十四年になつて理想團が生れた。理想團は涙香の人格の反影であつた。その比から彼は有數なる思想家人格者として世間から認められるやうになつたが、その一方には蝮の周六と云つて昔ながらに彼を擯斥るものがあつた。思ふに彼の惡名は、日常生活に彼の究理心を向けた結果から來たものであらう。電車の市有問題の時であつたか、東京市會が市民の意志に反して何かを決議しようとした時、市民の意志に反する市會議員の寫眞を朝報紙上に掲げたが、それには一人一人蛇を卷きつけてあつた。私の友人はそれを見て、これが黑岩式だと云つて笑つたことがあつたが、これは過ぎたるは及ばざる彼の究理心の缺點であると共に、彼の一大弱點でもあつた。

大正元年になつて涙香は婦人雜誌『淑女かがみ』を創刊したが、それは彼が婦人問題に眼を向けた結果から來たものであつた。その前後、彼の夫人に貞操問題が起つたので、彼は夫人を離別すると共に、その理由を朝報紙上に發表して世間を驚かしたこともある。

その頃から涙香は實際政治に接近して、大隈内閣を援助するやうになつてから名聲忽ち地に墜ち、萬朝報の讀者が劇減した。そして、大正七年講和使節一行に附隨して歐洲へ渡行し、十年十月六日を以て病沒した。

大町桂月

大町桂月先生は明治三十六年から從遊した恩師である。名は芳衞、明治二年一月高知市北門筋に生れた。家は土佐藩のお馬廻りで百五十石を食んでゐた。嚴父は通、桂月先生はその三男であつた。

明治十三年十二歳で上京して、陸軍少佐であつた母方の叔父に當る多賀宗之と云ふ人の世話になつて、番町小學校を卒業して後は、私塾に通ひ、學僕となり、窮乏と戰ひながら、第一高等中學校を經て大學の國文科に進んだ。

その桂月先生は、はじめは軍人を志してゐたが、近眼のために政治家に志望を改めるやうになり、再轉して文學に志すやうになつた。かうして文學に志した桂月先生は、同人雜誌によつて儕輩の間に既に文才を認められたが、『帝國文學』が起つて、それに執筆するやうになつてから世間から注目せられるやうになつた。そして、二十九年大學を卒業した年に、鹽井雨江、武島羽衣の三人で、當時の所謂美文韻文を集めて『花紅葉』を公にし、翌年更に單獨で『黄菊白菊』を刊行するに及んで、男女學生の歡迎するところとなつた。當時の中學校女學校の生徒の作文の文體が、桂月調の文體に一變したと云ふに徵しても、その影響の大きかつたことが知れる。

その當時桂月先生は、笹川臨風、白河鯉洋、藤田劍峯、及び田岡嶺雲先生等と支那文學大綱と云ふ叢書を刊行した。それは各人が手を分ちて有名な支那の文豪を評傳するのであつたが、桂月先生は李白を評傳した。その頃桂月先生は本郷千駄木にゐた。その千駄木の桂月先生の近くには嶺雲先生もゐたが、そこへは白河鯉洋はじめ豪傑連が集まつて來て、宿車で飲み步いた。そして遊び場の金はきれいに拂つても、車代は拂はないので、車屋の親方が怒つて掛けあつたあげく、『大町さんが引受けてくださるなら』と云ふことになり、桂月先生が引受け人になつた。この豪傑連は車賃ばかりでなく、桂月先生の家へは何かと世話をかけながら、『大町の家では、肴屋と値段の掛引するなんて、實にみつともない』などと好きなことを云つてゐた。

明治三十二年になつて桂月先生は出雲の中學校へ赴任したが、翌年になつて歸つて博文館に入つた。博文館では高山樗牛の後を承けて『太陽』はじめ同館發行の諸雜誌に評論の筆を執つてゐたが、三十九年になつて退社し、四十二年から又雜誌『學生』を主宰した。そして、大正七年になつてそれが廢刊になると共に、日本内地は元より朝鮮支那にも遊行して、山水記を後世に遺さうとしてゐたが、胃を病んで、大正十四年六月十日午前十一時、晩年愛好してゐた十和湖畔の蔦温泉に五十七歳を以て長逝したのは、世人の記憶に新なるところである。

堺利彦著

堺利彦傳

定價貳圓
送料貳拾壹錢

明治大正の社會運動を語る面白き側面觀！

堺氏は我國社會運動の大立物である。「この自傳が明治大正の社會史として社會運動史として多少の意義あれかしと望むでゐる」と謙遜の中にも斷言し得るは氏を措いて他に無い。斯る意圖の下に筆を取つたのであるから自身を語ると同時により多く當時の社會を語り、より多く當時の社會運動を語つてゐる。而かも一方文壇の老將たる氏が其の輕妙の快筆によりて縱横に社會變革期に於ける明治大正の社會を解剖するのだから一讀巻を敵ふ能はざる面白味がある。

發行所　東京芝區愛宕下町　振替東京八四〇二　改造社

奇術閑話

阿部徳蔵

まへがき

最初は奇術史を書いてみやうかと思つた。しかし奇術史と問題をきめて仕舞ふと、可なり窮屈にも成つてくるので、むしろ興味中心と云ふ意味で、奇術閑話として、成可く理屈張らないやうに、實際問題を主として、思ひ出すもの、目に付いたものから、書いて行くことにした。それは又奇術史の様な處もあれば、種明しもあり、また逸話や傳記もあるといふことになる。

ひとくちに、魔術と云つただけではその意味がはなはだ不明瞭である。近頃魔術と云ふ言葉を聞いて、聯想するものは、むしろ舞臺の上の魔術であらう。箱の中へ入つた人が消えてなくなつたり、帽子の中から、鳩や兎が現れる魔術であらう。しかし是等はみんな種があつてやる仕事だが、世の中には種の無い魔術といふものの存在が假定されてゐる。それどころでは無い。人智の發達しない、大昔の人達は、種の無い魔術に對して深い信仰を持つてゐて、魔術がその當時の人心を支配してゐたのであつた。けだし原始人の行住座臥と云ふものは悉く魔術の上に立脚してゐたと云つても過言ではあるまい。

人文漸く啓けるに隨つて、魔術に對する人の考へがまるで變つて來た。それと同時に、舞臺の上の魔術が愈進歩發達して、たゞ魔術といつたゞけでは、どつちの魔術を云ふのだかわからない様に成つて仕舞つた。

エリフアス・レギイと云ふ雅名で知られてゐるアルフォンス・ルイ・コンスタンと云ふ有名な魔術學者は、その著書「魔術史」の始めに「魔術は久しい間山師の手品や、心の定らない者の妄想や、惡人の犯罪と混同されてゐた。さも無ければ、原因が無くて、結果を造りだす術であると、無雑作にきめて仕舞はれてゐる、」と云つてゐた。

しからば魔術の原語 magic の語原は何から起つて、邦語に譯して、何と云ふ字を當てゝよいものであらうか。

Magic と云ふ言葉は、バビロニヤの聖人または高僧を表す magi と云ふ言葉から起つたもので、其人達の學識才能のことを後世の希臘、羅馬人が magic と呼ぶ様に成つた。尙古く遡れば、スメリヤ、或はチユラニヤの imga 或は unga （深き或は深奥の義）から來たものである。

magic 本來の意味は種仕掛のない魔術を表す言葉であつて、之を簡單に、定義すれば、「世の中に超自然力と云ふものが存在すると云ふことを假定して、その力の働きに依つて不思議な現象を造り出す術、及びその能力」と云ふことになる。さう云ふ意味のものに當塡められる漢字が幾つあるであらうか

普通に云ひ慣はされたものを拾い出して見ると、魔術、奇術、幻術、呪術、妖術、方術、仙術、靈術、妙術、秘術、などである。

このうち、熟字として一番古いのは方術であらう。史記の秦の始皇の紀にある。一番新しいのは魔術で和製の熟字と思ふ。勿論、佩文韻府にはない。面倒だが、康熙字典と品字箋とをあけてみたが、magic にふさはしい譯がない。そのうち、一つ、二つ擧げてみると、「奇」は異也、怪也、非常也、とあり、「呪」は「說文」に詛也、書經の無逸篇に、「その口詛祝す」とあり、詛に「神に告げて殃咎を加へしむる也」とある。英語の Curse に相當するもので magic には當らない。「幻」は「品字箋」に「詭誑人を惑す也」また「無くして、たちまち有り、有りてたちまち無きの謂」又「增韻」に妖術也とあり、「康熙字典」には、前漢書の張騫の傳を引用して、「即今、刀を呑み火を吐き、瓜を植ゑ樹を種ゑ人を屠り馬を截るの類皆是也」とあつて、むしろ、種のある魔術に相應しいが magic にはあたつてゐない。ことに magic に對して、「……術」の術の字を用ひたくない。magic はたゞ術ばかりではなく、能力や、觀念や、もつと複雜した意味のものだ。

斯うなると、なんだかわからなくなつた。いづれ漢學者からゆつくり敎へて頂くことにして、こゝでは遣ひ慣れた通り、種の無い魔術を「魔術」として、種のある魔術 Trick, conjuring, jugglery, prestidigitation, legerdemain, illuson, hocus-pocus, hanky-panky, hoky-poky, sleight of hand, treget. 等を奇術として置く。又手品とも呼ぶことがある。假に斯うきめて置いても、種のある魔術を奇術といはないで、やはり、魔術と呼ぶことがあるかもしれない。前に云つた通り、魔術と云ふ熟字は新しいのだから、いつ外の字に取替へても惜

しいことはすこしもない。

エリファス・レギー氏はその著書、「超越魔術」に於いて、魔術秘法がいろ〱の物の陰に隠れながら、傳はつて來た樣子を述べてゐる。

一寸古めかしい趣が有るから左に譯出して見る。

「古き經典にありては、宗門極秘の比喩文の覆面に包まれ、秘法傳授の折には、暗くも奇しき、くかだちの陰にかくろひ、或は一切秘典と封ぜられ、ニネヹ、又は、シベの癈墟に埋れつゝ、または古き寺院のこぼたれたる岩の頂きに、アッシリヤ、または埃及の女面獅子像の小暗き顔の面に、吠陀の古典の心を印度教徒に傳ふると云はれたる巨大なる壁畫の中に、錬金古書の神秘なる表號の中に、秘密講の宴席に行はれたる儀禮の中に、到る處、隈りなく、深くも秘め隱されつゝ古き秘法の埋れてゐる跡がうかゞはれる。」と述べてゐる。學者として、實際家として、殊に錬金術者として有名な、フランツ・ハートマン氏は氏の著書黑白魔術に於てかう云つてゐる「古今を通じて、魔術と云ふ言葉が、どう誤解されてゐ樣とも、この言葉の眞義は、智識と實際經驗に基く最高の學術であつて、最高の叡智であると解釋すべきである。もし魔術といふものゝ存在を疑つたり、よしんば在るにしても、その實際上の説明が無ければ信じられないと云ふのならば、刮目して自分の周圍を見廻すがよい。目を轉じて世界を眺めるがよい。その上に成育する、一切の動植物を視るがよい。そしてなぜ彼等は生存する樣になつたのであらうか。大自然の魔術力をおいて、外に夫丈の働きをするものがあるかどうか、自分の胸に尋ねてみるがよい。しかし自然の魔術力と云ふものは決して超自然的の力ではない。假に超自然と云ふ言葉を自然を離れて存在する力と云ふ意味に迄解釋するとしても、なほ超自然力と云ふものゝ、存在を肯定することは、妄誕にして且迷信であつて、我々の經驗がさう云ふ力の存在を認めない。有機體、動植物にしても、外界に向つて働く内部的の力に依つて生長するもので、決して外部から物質を自體にとり入れる事に依つてではない。又種子が樹木と成り、小兒が大人になることも、外界に在る動力がその組織に物質を與へてくれるわけでも無ければ、或は一つ〱石を積重ねて家を立てるやうに、成長してゆくものでもない。しかし形體内に中心から働出す内部的の力に依つてすべての活物は成長して行くのである。物質と運動の大自然の倉庫から、諸々の磁力は、この中心を目掛けて流れ込んで、再び外界に進出でて一切の生物を造出す働きを爲すのである。(中略)大自然は魔術士である、人類も動植物も、また魔術士であつて、知らず識らず木

能に從つておのれの諸機關を造營する爲にその活動力を働かせる。言替へれば、一切の生物は宇宙靈の魔術力が働いてゐる機關である。もし人が、この生命の力を自然の儘にうち任せず、自分で支配して行く力を體得して、心の儘に、その力を驅使する事が出來れば、その人は魔術士に成つたのであつてその力は自分ひとりばかりでなく、外界の事物にも、働かせる事が出來る」と述べてゐる。

又、エー・イー・ウエート氏は氏の著書、「神秘科學」に於て、魔術士の資格を論じて「魔術士には、先天的と爲天的との二つがある。しかし魔術士は、詩人の樣に、天成と云ふよりも、むしろ自個の努力に待つ處が多い。(中略)魔術士の資格として、必要なる條件は、透視力でも無く、豫言力でも無く、靈媒力でも無い。たゞ自個の向上心と、おのれに順應する環境の助力とに依て、進化の神秘的法則を、おのれの神我に適用させると云ふことである」と。

しかし、この魔術と云ふ言葉は前にも述べた樣に、單に不思議な現象を表す術として、表面に現れた動作ばかりではない。思想上の觀念や、宗教上の教義に迄も及ぼしてゐるのである。ジエー・ジー・フレーザーはその名著、「黄金の枝」に於て魔術士と醫師とが社會發達の上から最古の職業的、技術的、階級であつて、現在でも未開人ことにオーストラリアの土人の樣な著しく未開な人種の中には魔術士(純粹の)と云ふ職業がある」と。また・エイ・イー・ハドソン博士は「トレス海峽の西部諸島の職業は魔術士と醫師とのみに限られてゐる」と云つてゐる。此樣に未開時代にあつては醫師と魔術士と宗教家とに深い關係があつた。ことに魔術と宗教とには、到底離すことの出來ない關係がある。しからばこの兩者は、同時に原始時代に於て、發達したものであらうか、或はいづれかゞ先きに出來たものであらうか、この二つには、相互的因果關係が無く、各々異つた系統のもとに、別々に發達したものであらうか。ブライアン・ブラウン氏は、その著書、「埃及人の叡智」に、「埃及學者が埃及の事物に就いて書いた書籍の多くは、魔術が單に宗教の墮落した變形であるか、さも無ければ、宗教の基礎を爲してゐるかのどちらかである、と云ふ假説の上に筆を起してゐる」と云つて、更にブライアン氏は、ガストン・マスペロ卿の「古代魔術は宗教の土臺を爲してゐると云ふ」言葉を引用してゐた:ノルマン氏はその著書、「カルデア魔術と巫術」に於て、「すべての魔術は、宗教的信仰の組織の上に置かれてある」と云ひ、フレーザー氏は魔術を以つて宗教に先きんじてゐると云つた。ひとり宗教ばかりではなく、宗教上の儀式も、僧侶も、ともに

源を魔術に發してゐると思はれる。ジユール・コンバリユー氏は、その著書「音樂と魔術」に於て、音樂も亦魔術から發達したものである」と云つた。魔術士の唱へる呪文が宗教的詩文となり、その呪文の誦詠が、後に音樂と云ふものにまで、進步發達したと云ふことも、決して無理なことではなからう。とにかく呪文と云ふものが、文明史上最古の事實であると斷定出來るならば、魔術を以て人類最古の仕事であると云ふことも出來やう。ポール・ユヴラン氏は、詩、彫刻、醫術、數學、天文學、化學、法律學までも、魔術より生じたものだと云つてゐる。かうなると魔術が一切文化の根源を爲すものと云ふことに成る。

人智が漸く啓けるに隨つて、魔術に對する信仰が次第に薄く成り、それと同時に人の推理力や工夫力が進んで來て、種、仕掛の魔術が追々盛に成つて來た。しかし表看板を揭げて奇術士と云ふ程のものは、ひとりも無い。いづれも奇術、手品を以つて、眞個の魔術と見せ掛けてゐるに過ぎなかつた。その方が彼等の立場から云つても餘程有利であつたのだ。兎に角、人の心の根底に突込んだ魔術の潜勢力と云ふものは素晴しい勢で各方面に影響してゐる。例へば希臘の文物に就いて考へてみても、可成魔術の影響を蒙つてゐる。ジエー・イー・ハリスン女史は、希臘宗教の社會的起原の研究に於て、神話や祭日の様なものばかりで無く、オリンピック競技や希臘のドラマにまで魔術的解釋を下してゐると述べ、エンペドクレースは、魔術の力で、若返り法も、起死回生の法も出來ると云つてゐる。

しからば、古代に於ける科學はどう云ふ形式のもとに、魔術に應用されたものであらうか。

ギトルギウス及びヘロの殘した記錄を基礎として、エル・ソーンダイク氏が古代の應用科學と魔術との關係を說いたものに依ると、その頃の珍奇な器具のおほよそが窺はれる。その一、二を擧げてみるとアレキサンドリアのクテシビウスが夏と冬の日の長さの違ひに依つて水の流れだす具合を調節する樣に改良した水時計、ギトルギウスが壓搾空氣に關する物理學上の原理を應用して拵へた水喞筒、噴水器械、娛樂物としては、噴水仕掛で歌をうたふ小鳥、水を吞んだり步いたりする人形、またヘロの造つたものとしては、小錢を入れると水の流れ出す器械、顏を寫すとさかさに成り、目が三つ鼻が二つに見える恐ろしい鏡…等である。この種の鏡は切支丹傳來と共に日本へ傳つてゐる筈だ。また小錢を入れると水の流れ出る器械は現在でもギラにあるものだ

ヘロは紀元前一、二世紀の頃埃及のナイル河口のアレキサン

ドリアにゐた數學家であるとも云はれてゐるが、ソーンダイク氏は紀元第二世期の人物であらうと云つてゐる。

古代の科學は實際上の問題よりも、むしろ、娯樂の目的に應用されたものであるが、ヘロに於ては、さうで無かつた。觀客を驅して面白がらせると云ふよりも、もうすこし、意味のある實驗をしたり、或は道具を拵へたりした。ヘロの機械仕掛は見えない所に隱してあつて、原動力が遠方から間接に働いて、外見的驚異現象を現してゐる。ヘロの言葉を借りて云へば「一見仕掛のない魔術と見える奇術である」と。

結局この時代の科學者は、學理を寺院や、祭壇の仕掛に應用することに骨を折つた。この點からみても仕掛のある魔術が仕掛の無い魔術と云ふ假面を被つて、種のあるものを種の無いものとして押通さうとした跡が歴然としてゐる。

アール・エヴンス氏は「古代に於ける埃及と希臘の寺院は、奇術の倉庫であつて、僧侶達は巧みに幻燈術をやつた」と云つてゐる。

研澄した金屬の凹面鏡を用ひて壁や煙の中に、異形の物體を、寫出した例は枚擧に、いとまが無い。一例を擧げると、魔術士のマキシムスがヘカーテの像の前で、香を焚くと、その煙の中へ、朦朧と人の顏が現れて、ニタ〳〵、笑つたので、見物は青く成つて震へて仕舞つたさうだ。明治十六年に西川亭船遊といふ幻燈師が生きてゐる泥鰌を幻燈で寫出したと云つて、世間では酷く、不思議がつて、大評判をしたことがある。それが人智の發達しない、二千年も昔に、煙の中から、人の顏が出ておまけに笑ふといふのだから、大抵の者は震へた筈である。泥鰌を寫す仕掛は何んでも無い。燈幻機のもと玉（水を入れた硝子の玉）の中へぢかに泥鰌を入れゝば、そのまゝ寫つて仕舞ふのである。中で泥鰌が髭を動す處までよく見える。近代奇術で「生きてゐる繪」と云ふ奇術がある。奇術士が白いカンヴスへ、婦人の顏を書くと、その繪が目を動して、ゲタ〳〵、笑ふと云ふ奇術である。ウイル・ゴールドスン氏の「奇術極秘」の第一卷に種明しがして在る。

その當時の寺院には、床や壁や、敷石や、到る處に仕掛がしてあつた。フィストラツスの話に、印度の祭司が、聖歌を歌ひながら、アポロニウスを神殿に導く時、持つて居る杖で地上を叩くと、たちまち、大浪の立騷ぐ海原の樣に、二尺も大地が振れ出したさうだ。つゑで叩くのを合圖に、助手が機械の運轉を始めるのだ、とエヴンスは氏は説明して居る。また、ブランソン氏は「天體神學」の中で「ポンペイの町にあるイシスの殿堂をみれば埃及の神の眞相がよくわかるといつて、僧侶が秘密の階段を

登つて女神の像の中へ這入り、その口から、諸々の豫言めいたことを信者に話しをした」と述べてゐる、これに似たものが現代奇術の中にもある。「囁く佛陀」と云ふのだ。心靈現象を奇術の中へ取入れたもので、奇術としても可成り面白い方であらう。奇術士は木彫りの佛像を觀客に示して、その緣起を述べ「この靈像は、もと、デイリーのイスカハにあつたもので、印度に於ける昔からの大哲學者の靈がこの像に宿つてゐるから、この佛像を大切に、膝の上に載せ、何なりとも知り度く思ふことを、申述べ佛像の口に耳をあてるとこの靈像はすぐに返事をするのである」と云つて、奇術を始めてゐる。確に聲の聞える仕掛に成つてゐる。アレキサンダーの著した「有名なQ博士の生涯とその奇跡」といふ本に種明しがしてある。その外「口をきく偶像」「口をきく花いけ」などゝいふのがある。

しからば、純粋の奇術手品は、いつ頃から始つたものであらうか。

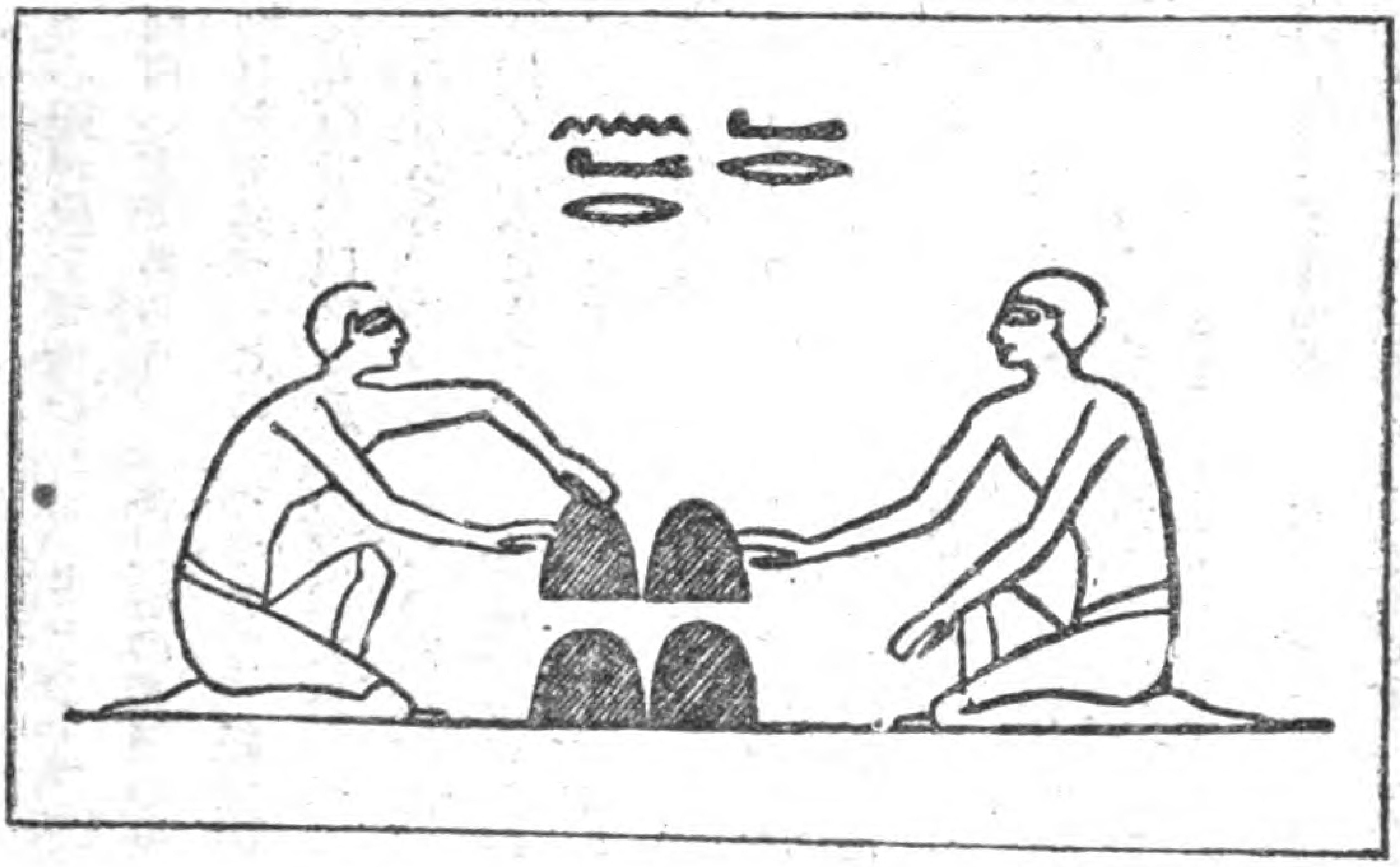
記錄として、一番古いものはウエストカー・パピロスである。（此事は首切術の部に記す）次は、危險術と稱せられるもので、火を食ひ、刀を呑む技術であらう。之等は既に、紀元前、五百年或は千年の昔に、その秘傳が世間に傳はつてゐた形跡がある。

アレキサンダー大王がダリウスの女と結婚した時にその宴會へ、希臘の奇術士を大勢呼んで餘興をやらせた。其時シモンズ、ヒロストリデス、ヘラクレッス等が出演した。紀元前三、四世紀頃の希臘の奇術士は、盛に危險術、ことに火を食ふ術をやつてゐた。紀元前一三五年にアッシリア人のユーニオと云ふものが、火を食べて再び吐き出す技術を公開し、神通力をもつてやるのだと云ふ、とフロラスがその種明しをして、火の入つた小さな容器を口の中へ入れて、それを吹出すのだとすつぱぬきをした。今でもこの奇術は寄世などで時々見掛けることだ。

ヒステイエア、オリウムの町では劇場の中へ、奇術士テオドルスの爲に、手に杯を持つてゐる青銅像を建てた。有名なクセノフオンの弟子にクラテイステネスと云ふ者がゐて、色々不思議なことをして觀客を驚かせた。中でも、自然と火を吹出させる術がお得意であつた。またディヲペイテスと云ふ奇術士は口から酒や牛乳を無際限に吐出す技術をやつた。種は液體を入れた袋を腰のまはりに、さげて置いて、實はその中から出すのだが、巧みにやるので、まるで口から出る樣に見えたのだ。有名な「茶碗と玉」の奇術もこの時代に既に盛に行はれゐた。紀元三世紀頃の希臘の文人アルキフロンの書いたものゝ中に、劇場で「茶碗と玉」の奇術を見て、感心した記事がある。「茶碗と玉」の奇術

を見た時には、あまり不思議なので、唖然として、口が利けなかつた。奇術士が舞臺へ現れ、三脚の卓子の上に、茶碗を三個置き、一つ〳〵其下へ、白い小石を入れた。どうしてやるのだか、さつぱりわからないが、確にばらばらに入れたと思つた小石が、一つ茶碗の下へ殘らず集つて仕舞つた。再び茶碗を被せて、今度あけてみると、その下に小石は一つもなく、奇術士の口の中から、飛び出した。奇術士がその小石を呑込んだと思ふと、見物の鼻と耳と頭から、取出した。一番仕舞ひにはその小石が殘らずどこかへ消えてなくなつて仕舞つた」といつて非常に感服してゐる。この「茶碗と玉」の奇術を使ふ者を、「アケタブラリ」、と云つて、羅典語の、「アケタブルム」（茶碗の義）から出た名稱である。此時代の觀覽物としては、食火術呑刀術などの危險術、小刀或は玉の曲取、綱渡り、力持ち（數種あり）輕業（數種あり）道化者、猛獸使、からくり人形及び操人形、腹話術等である。

第一圖



古代埃及に於ける「茶碗と玉」奇術の「魔術の杖」所載

支那の古い處では、周の穆王が、崑崙山を越えて、西に行くと、途中からくり人形をよくする者を王に獻じた者があつた。穆王早速之を呼んでその演技を見ると、人形は趨歩俯仰どうみても人の樣だ。歌へば律に合ひ、舞へば節に應じ千變萬化する處は造物の樣ではない。王は本當の人だと思つて仕舞つた。その内、所作事が一と切り濟むと、その人形は自分の目を瞬たゝいで、王のそばめに、秋波を送つた。穆王大いに怒つて、人形使を殺して仕舞ふと云つた。人形使は驚いて、すぐ人形を剖散して王に見せた。筋骨、支節、皮毛、悉く造り物であつたので、穆王今更感服して、人の巧なる造化と功を同じうすべきかと云つて、自分の常用車の、その次の車へ

のせて送り歸へしたと云ふ話が、列子にある。

其ほか、支那古代の奇術の種目から考へても悉く印度、或は埃及系統のもので有る。近頃道端で、支那の手品師が、赤い布で拵へたお手玉の様なものを、茶碗の中へ入れて、右左と、轉々變化させてゐるのを、よく見掛ける。之は前に述べた「茶碗と玉」の奇術であつて、昔と比べて、技術の上にも、工夫の上にも今迄に、大した進歩は無い。もし多少とも進んだ處があるとしたら、古くは堅い玉を用ひてやりにくひ思ひをしたのを、近世になつてから、コロツプの玉を用ひるといふ位のものだ。コロツプなら、茶碗へ入れても音がしないし、輕いから指の間へも狹みよいといふわけだ。この手品師は、かならず側へ袋を置いて、奇術に使ふ材料を出入してゐる。この袋のことをジプシエールと云つて之も昔の遺風だ。見た處はなはだ不體裁だが、しかし町から町へ流浪して行く大道藝人に取つては、又止むを得ないことで有らう。

まへ書があまり長くなるから、こゝでは古代の奇術だけで筆を置くことにする。

第二圖



「洋盃と玉の奇術」ホーカス・ポーカス所載

五色酒の術

場所と年代とを忘れて仕舞つたので、甚だもの足りない氣がするが、斯う云ふ話を聞いたことが有る。むかし花見客の雜踏する中へ、一人の不思議な男が現れた。手に小さな匏を持つて、それから酒を注ぎ、自分も呑み、人にもすゝめてゐた。不思議なとには、いくら注いでも一瓢の中の酒がなくならない。あまり奇體なので、酒を御馳走になつた連中が、あなたは妖法を使ふのですかと尋ねると、その男はだまつて、着てゐた羽織を脱いで見せた。腰の圍りには、色も恰好も全く同じ樣な瓢簞

が、ぶらつと、ぶら下つてゐた。奇術の種はこゝに有るのだ。第一の瓢箪の酒がなくなると巧に第二のものとすり替へ、第三、第四とすり替へて行くので有る。このすり替へに氣が付かないで見てゐると、いつも同じ瓢箪から無盡藏に酒が出て來る樣に見えるのだ。之は奇術としても一寸面白い。

瓢箪から酒が無盡藏に出ると云ふ事を、特に云はないで、いつとなしにまはりの者を不思議がらせて行く處に、あぢはひが有る。

また瓢箪から不斷に、水の零れる手品が有る。瓢箪とは限らない。德利でも何でもよい。假にこゝでは瓢箪として、戸外へ仕掛をしたことにして置く。樹の枝から細い紐で、瓢箪をつるして、その下へ吸込みとして手頃の水鉢を置き、その中へ體裁よく小石を並べて置く。その瓢箪の口から、水が湧き出して、その吸込みの中へ落ちて行く。しかも混々と湧出す水は、不斷に流れて盡きる事がない。瓢箪に觸れてゐるものとしては細い紐一本だけでその紐の心を水が通ふとは思ひも依らぬ事だ。瓢箪の中から水が湧出すわけは無し、一體水はどこから這入るのであらう。吸込みの下から逆に水が瓢箪の中へ吹き上つて再びそれが瓢箪の口から流れでるのだ。

そのやり方は、どこか見えない場所へ瓢箪よりも高く水を入れた器を置いてそれから管を下し、地の中を通して、つるしてある瓢箪の下の吸込みの處迄持つて來る。その管の口へ丁度流れ落ちる水の樣な恰好に拵へた硝子の管を付けて瓢箪の口から中へ入れる。つまり吸込みの中の管と瓢箪の口との間を水の恰好の硝子の管で連絡が取つて有ると云ふわけだ。水の入れものが瓢箪よりも高いから、管から落ちる水が地の中を通つて下から瓢箪の中へ流れ込むと、こんどは瓢箪の口から溢れて、今昇つて來た硝子の管の外を傳はつて、水が落ちることになる。見た處可成の水が流れて居る樣だが、その實はほんの少しの水がおまけに硝子を傳はりながら落ちるのだから、音がしない。是に氣が付かれるとすぐに種が現れる。私も一度筧の樣な恰好に拵へて見たことがあつた。ほうつて置くと、水溜の中の水が切れるので、ほんとの硝子だけが殘つて仕舞ふ、それでも水の恰好に拵へてあるから、遠見には一寸水の樣に見えてゐるが、そばへ寄ると硝子だから蟲が止まつたり蟻が這つたりしてゐた。

次に五色酒の德利の話をする。

原名を「無盡藏の德利」と云ふが、その性質から云へば、無盡藏に水や酒が出るのではなく、觀客の需めに應じて、葡萄酒、シャンペン等各種の酒を一つ德利から注出すと云ふ奇術だ。日本では五色酒或は百色銘酒と云つてゐる。この方が名前としては

當を得てゐる。

　再びヘロの造つた奇器に就て、ソーンダイク氏の著書から引用すると、「………然ながら、同じ考へと方法とは各處にくりかへされてゐる。かくして、六度も魔術的水差し或は魔術的角製の盃の記されてゐるのを見た。その水差し或は盃からは、酒或は水或は酒と水との混合したもの、或は外の液體さへも注出すことが出來る。そして、どの場合でも、奇術の種は同じ樣に說明されてゐる。水の入れてある容器の上にある風穴を塞げば、再び空氣が流込まないゆゑ、容器の底にある小さい小穴から水が流れ出さない。水差しの中を幾つかに區分して、風穴と各仕切りのしてある部分とを管で繋げば、如上の理由で色々の液體を注出すことが出來る」と、之で見れば、ヘロの造つた水差しと云ふのはこの五色酒の德利と寸分違はない。

第三圖



不思議の樽の奇術「魔法の材所械」

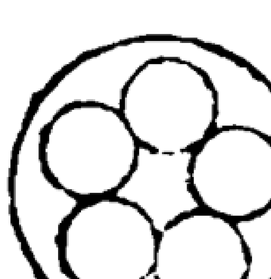
して見れば、今から二千年も前からある奇術だと云ふことを私は信じて疑はない。

　然らば、この奇術が奇術の傳書に表れたのはいつの頃であらうか。初版を一五九六年佛蘭西語で、共にリヨンから出版された「數字及び機械器具の劇場」と云ふ本に記されてゐる。また、ヘンリー・ディーンと云ふ者の書いた「ホーカス、ポーカス、一名手品の解剖」と云ふ本にも載つてゐる。此書は初版を倫敦で一六三四年に出版され、一七〇六年迄に尙七版を重ねたくらゐで可成讀まれた本だ。

　しかし之等は「不思議の樽」と云ふ名で、德利を使はず大きな樽を用ひてゐた。最初の發表者は、彫刻家で機械技師の、ヘンリー・ウインスタンリーと云ふ者で、水に關する奇術を色々發明した。（しかし日本の水藝とはまるで趣を異にしてゐて、

主に機械仕掛のものばかりであつた。）一六九六年、倫敦ピカデリーの公園の外れへ劇場を建てた。一時「水の芝居」として有名であつた。その後「數學の芝居」と名が變つた。一七一五年迄あつたと云ふ話だ。ウインスタンリーの沒後、その助手が御主人の未亡人救濟の爲に、ウインスタンリーのやつた水奇術を公開した。その時この不思議の樽を大切りの藝にして、奇術が濟むとその樽を觀客の前で壞して見せた。續いて一七八〇年に、ドザギユリエ博士が倫敦で「實驗物理學の課程」と云ふ題目のもとに公演をして、機械學、流體靜力學、氣學、光學の實驗をしたことがある。その中にこの無盡藏の德利の奇術があつた。その當時この奇術も、さして世間の耳目を惹かなかつたが、ロベール・ウーダンと云ふ佛蘭西の奇術士が、各所で公演してから一時に有名に成つた。わけても一八四七年の倫敦公開の時は非常な好評を博し、各新聞は筆を揃へてその珍奇を稱賛した。或日ウーダンが、無盡藏の德利を手に持つて、マンチエスターの町をブラ〳〵歩いてゐると、見覺えのない人がちよい〳〵挨拶をして通つて行つた。これは皆ウーダンの德利の奇術を見て、感服した人達であつたと迄云はれてゐる。兎に角これが動機と成つて近世奇術士の番組の中に、なくてならないものゝ様に成つて、一時は隆盛を極めたものだ。しからばどう云ふ譯で色々の酒が出て來るのであらうか。

前にヘロの發明品として述べた通り、假りに五種類の酒を出すとしたら、壜の中が五つとほりに分れてゐて、五種の酒を初めから仕込んで置くことは云ふ迄もない。德利は黑色の硝子壜（黑のビール壜の様な色）に見えるが、實は金屬製のもので、その上へ黑のエナメルがかけてあるから、見た所では硝子壜の様に見える。壜の内部には細長い五つの壜が、壜の内側に添うて圓形に並べてある。（壜を輪切りにした圖を示す）



この小さい壜は先きの方が段々と細くなつてゐて、大壜の口の處で一所に集つてゐる。又大壜の外部には、縦に小さい穴が四ツ、その反對の側に一ツ穿けてあつて、この五つを母指と他の四本の指で抑へるのである。それ故この穴は壜を持つた時には、指の下へ來る様な位置に穿けて置かねばならぬ。この五つの穴と、壜の内部にある五つの小壜とは、細い管で連絡が取つてある。今五つの小壜の中へ五色の酒を入れて、大壜の穴の上を五本の指で抑へてゐれば、中の酒が一滴も零れないことは云ふまでもない。水入の仕掛だ。奇術士はどの穴がどの小壜に通じてゐると云ふことを知つてゐるから、注文を受けた酒の這入つてゐる小壜につゞく穴を抑へてゐる指をあげれば外の酒は零れないで、その酒だけが出て來るわけだ。助手が

盃の上へ厚手の硝子で出來た洋盃を載せて持つて出る。なぜ厚い硝子がよいかと云へば、洋盃の中へ酒を注いだ時本當の分量よりも、見た所余計に見えるからだ。これだけの用意が出來たなら、奇術士はこの壜の中へ一度水を注ぎ込んで見せる、壜の中は小壜の並んでゐる眞中から上の方へかけて、大分隙があるからそこへ流込む、その水をまたあけて見せる。斯うして壜の中は空であると云ふことを暗に觀客の頭へ浸み込ませることが必要だ。とにかく此奇術では、不思議と疑問の焦點になるものは壜そのものなのだから、成可くあつさり片付けて、壜には無關心と云ふ樣子をすることが肝要だ。壜の口の方を下にして持ちながら、觀客から酒の注文を受ける。葡萄酒、シエリー、ジン、なんでもよい、その酒に連絡してる大壜の風穴から指を離せば、その酒は自然と流れ出すのだ。酒の種類をふやす手段として、小さい洋盃の中に前以て、香の高い數種のエツセンスの一二滴を入れて置いて、壜の中の小壜を一つだけ大形にして、その中へ酒精を入れて置いて、その上へ注ぎ込めば、ブランデーウイスキーと云ふ樣な酒なら急拵へにも出來上る。

觀客が大勢居て、とても一本の壜では注文が受け切れない場合や、もつと色々の酒を出し度いと思ふ時には、奇術の進行中壜ぐるみ他の壜とすり替へて仕舞ふ調度顛倒をすり替へたのと同じわけだ、しかし羽織の下へ隠すといふ事が出來ないから、椅子の後、卓子の後にある棚、時によると立つてゐる助手が背中に背負つてゐるのとすり替へることがある。之等は隨分人を馬鹿にした話だ。またパツセー・パツシーと云ふ奇術がある。日本では德利轉倒術といふ。パツセー・パツシーで使ふ底拔けの壜（金屬にて底拔けの壜を造り上からエナメルをかけて硝子壜と見せかけたもの）を之に應用する事がある。壜の中に酒が無くなると、奇術士は極く手輕にその壜を卓子の上に置くこの壜には、底拔けの壜が上から被せてある。云替へれば酒の壜へしつくり合ふ樣に拵へた壜の被蓋がしてあるといふわけだ。それゆゑ、この壜を卓子の上の落穴の上に置いて、中の壜だけを入替ることが出來る。この場合助手を使はず機械仕掛で入替へて化舞ふこともある。

五色酒で一寸先きを替へた遣方がある。フラツクと云ふ奇術士は、洋盃へ注いだ色々の酒をまた壜の中へ戻して、再び洋盃の中へ、シヤンペン、葡萄酒と注ぎ分けた。わけの無い事だ。壜の中へ一寸水止めの裝置をして置けばよい。注ぎ込んだ酒が出なくなりさへすれば、後は好きな酒が注げるわけだ。これとても決して新しい奇術ではない。十九世紀の上半期からやつてゐた事だ時に依ると、此奇術を他の奇術に結び付けてやる事がある。

それは主に觀客から品物を借り、それを消失させて、壜の中から出さうと云ふ趣向だ。借りた品物を指輪に、時計に、手袋とする、これをハンケチに包んでピストルの先きに付けてある喇叭の中へ入れ、舞台の正面に飾つてある。額面(或は鏡に)向つて打出すと、手袋と時計が額面の表へブラ下る。しかし指輪だけが出て來ない。そこで例の德利を持出し酒を注分けてみせる。その後で小さい金槌で壜を壞すと中から鳩が飛び出して、その頸に奇麗なリボンでなくなつた指輪が結び付けてあると云ふ仕組だ。

かつてチャールス・バートラムと云ふ奇術士が倫敦のセント・ジエームス館でこの奇術をやつた。觀客から指輪を借りる時、戯談に、その指輪の値段を聞くと四封だと客が答へた、かたの通り奇術が進行して、しまひに、頸へ指輪を付けた鳩を出した。觀客が大喝采をしてゐるうちに、鳩は、客席を一廻り廻つて、窓からピカデイリーの方へ飛んで行つて仕舞つた。バートラムは、指輪を借りた婦人にお詫びをして四封の償金を拂つたと、自分の失敗談を集めたもの〻中に書いてゐた。

十八世紀の後半期に、佛蘭西の奇術士でシュヴアリエ・ピネテイ、と云ふものがゐた。本來物理學者で、英獨佛に於ける科學團體の一員であつた。勿論奇術士としても、其當時肩を並べる者は無かつた。このピネテイ、が指輪と鳩の奇術を頗る巧にやつた。壜を壞して鳩を出すといふ處までは別に變りはない。しかしピネテイが鳩を指輪の持主で無い人の處へ連れて行くと、その鳩はすぐにいや〱をする。かうして甲乙丙丁と鳩はいや〱ばかりしてゐるが、しまいには指輪の所有主の前へ連れて行くと、始めて鳩は合點〱をして、自分の嘴で丁寧に指輪を啣へて、その人の手に渡すと云ふ藝當をした、何といふ可愛い鳩であらう。この事が素的に大評判に成つた。又ピネテイがナポリへ行つたときに、その芝居が海のすぐそばにあつたので、鳩の代りに生きた魚の口へ指輪を啣へさせた事もあつた。ピネテイは根が物理學者でありながら、學理應用といつた様な奇術は使はないで、いつも人の意表に出る様な事をやつては、觀客のどぎもを拔いて喜んでゐた。德利の奇術に關係はないがピネテイのやつたもので、こんな途方もないものがある。それは「盜れた襯衣」といふ奇術で、觀客が舞臺へ上つて、頸とカフス釦だけ外して置くと、ピネテイがその觀客のからだに、手を當てて二三度ゆすぶつたと思ふうちに、觀客からその襯衣を、拔取て仕舞ふといふ亂暴な術だ。實に失禮千萬の働きではないか。これがまた馬鹿に評判に成つて、遂にルイ十六世の御前演技を、忝うした程であつた。しかし結局ピネテイはこ

（奇術の種明しをしなければならない破目になつた。あまり手早く、あまり上手にやり過ぎたのであればほんとうに抜きとるのではない。舞台へ上つて襯衣を脱がせられる者はピネテイの仲間が客に化け込んでゐるのだと云ふことに輿論が一致して仕舞つた。ピネテイはそれがくやしくつて、とう／＼自分から種明しをして、技術上の潔白を證據立てた。その種明しの本は「物理遊戯」といふ名で一七八四年に巴里から出た、その年直ぐ英譯されて倫敦からも出版されてゐる。この種明しはあまり長くなるからこゝでは省くことにする。

日本にも之に似た奇術があつた。明治十六七年頃からはやり出したもので、ピネテイーのより遙に手嚴しく、『褌はづし―』といふので有る。婦人の締めてゐる湯卷迄抜取らうといふのだから、とても凄い。しかし抜取つたと奇術士が勝手に云ひふらすだけで、いまだ曾て抜き取られたものは、唯の一人もない。

つまり、自分で仕込んだものを自分でひつぱり出して、抜き取つたのだと威張だけの話だ。時に依ると、サクラ（奇術士の側の者が客席にゐて、ひそかにその藝を助ける者）を使ふことが有る。いくらサクラにしても人中で、私が取られましたとは一寸云ひにくいので、わざともぢ／＼して、取られたと云はぬばかりの様子をする。一入の興を添へると云ふものか、いよ／＼もつてあきれかへらせると云つてよいか、一寸判斷に苦むわけだ。先づ奇術士は張子の筒を驗めて卓子の上に置く、勿論、二重底の筒で、中の懸子には品物が初めから入れてあることは云ふまでもない。「愈抜取りに取りかゝりますから、充分御注意下さい」と云ふと、若い婦人などは、すわり直したり、あつちこつちを、押へたり一時に大騒ぎが始る。頃合を見計らつて、奇術士は、「さあ抜き取れました。」と云つて張子の筒の蓋をとると中から湯卷が現れると云ふ寸法だ。まつかなのを摘み出して、大向ふを唸らせてゐる間は、まだよいとして、段々悪ふざけが嵩じて來て、古色蒼然として、とても近寄り難き珍品を引きづり出し、禮々しく、觀客の鼻の先へ展開して、「首尾よく、この方へ抜き取りまして御座います、何誰でもお心當りの方は樂屋までお出下さい。」と云つたといふが、私が心當りで御座いますと云つて樂屋まで、ノコ／＼行けるものか行けないものか考へて見るがいゝ。斯うなると馬鹿々々しいのを通り越してゐる。しかし斯てゐる襯衣の抜取術が佛國皇帝の御前演技にまでのぼつたとすれば田舍廻りの藝人が脱線して褌外し湯卷引抜のひと手をもつて、村のセナアを喜せたからと云つて、あながち咎めだても出來ないかもしれぬ。

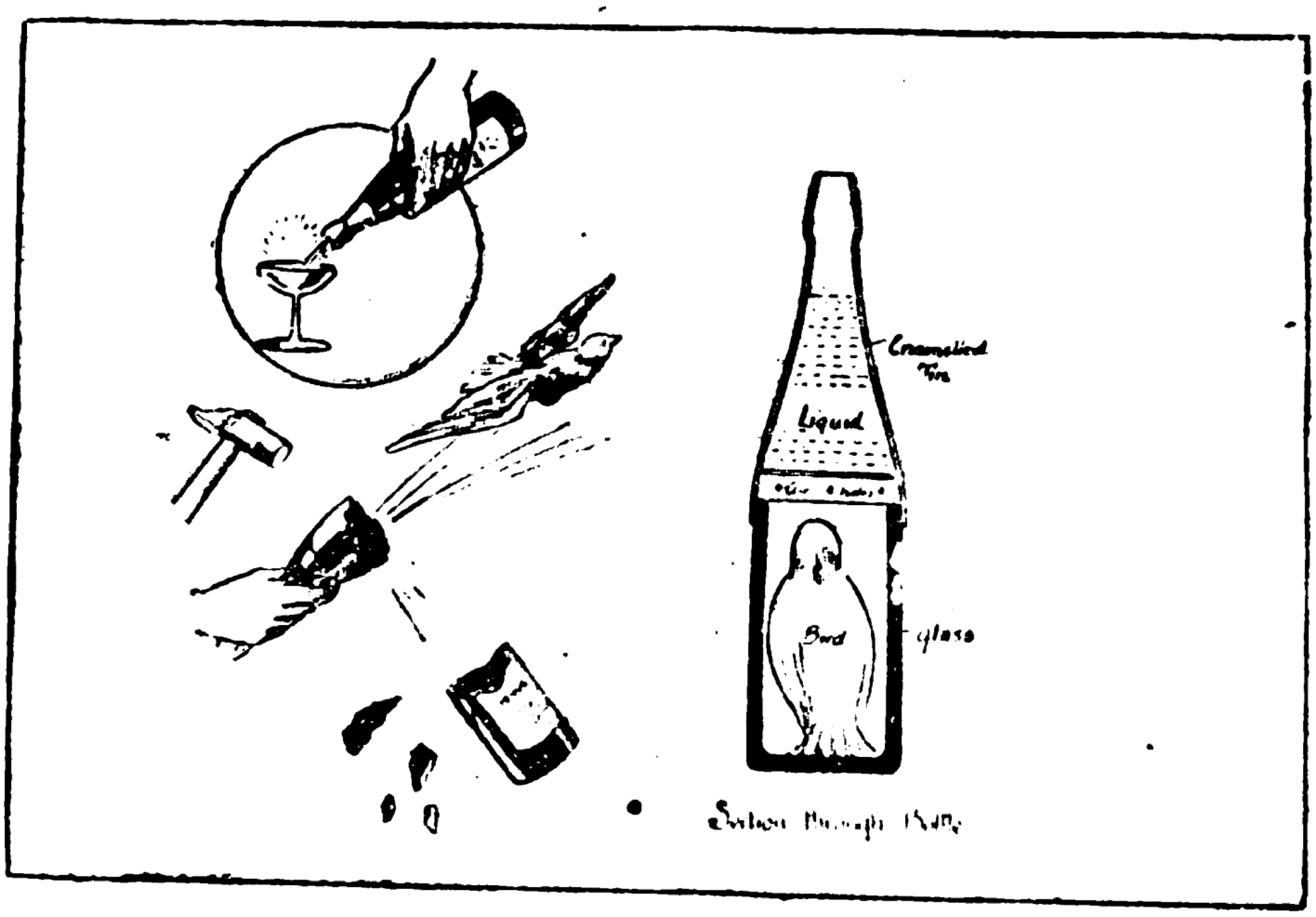
時に依ると、目先をかへて越中褌を取出すことも有つた。客

の締めてゐる帶の引き拔きもやつた。その時はサクラが初めから、帶を締めずに來てゐるのだ。嘘の樣だが、ほんとうにあつた話で、あつた通りを、飾らず、そのまゝ書いたのだから仕方がない。しかも一時は、かなり流行したさうだ。

話が大變横道にそれて仕舞つた。人のことではない。私こそ緊縮しなければならぬ。話は指輪と鳩の奇術―に戾る。

この種明しを詳くすると、あまり長く成るから、筋だけにして置く。觀客から借りた品物（假に時計に指輪とする）をハンケチに包んで、卓子の上へピストルを取りに行く時、時計と指輪の包んであるハンケチの包を、卓子の蔭に落して、替玉をピストルと一緒に持つて來る。それをピストルに詰めてゐる間に助手が時計と指輪を持つて樂屋へ這入り、額面の裏へ仕込んだり、鳩の首へブラ下げて壜の中へ入れて持出すのだ。

第四圖



硝子壜から鳩が現れる圖。「奇術種秘卷之一」所載

ハンケチの包の摺替方は色々あるが、近頃はすり替袋といふ掛袋の中へ入れて、奇術の初めにすり替へて仕舞ふ。これが一番無雜作だ。是に使ふ德利の構造は大こし違ふ。中に入つてゐる小壜が上に上つてゐて、上だけがエナメル塗かけた金屬或はセルロイド製で、下は本當のガラス壜で差支へない。第四圖は五色酒の壜から鳩の出る處では無いが、たゞ流動物の入つてゐる德利を壞して、中から動物その他の品を取出す奇術の說明圖だ。

是だけでも獨立の奇術にすることがある。

この奇術の變形として、德利の代りに湯沸を用ひることがある。仕掛は全く同じもので、各種の酒を注出す時に、それを調節する風穴が湯沸のるつにあけてあると云ふ違ひだけである。又器械化掛の壜を使ふ代りに、仕掛のない壜を用ひて藥品の作用で、色だけ替へてみせることもある。この遣方にも可成

新工夫があるが餘り長くなるから省くことにする。明治十五年に、歸天齋正一、北庭筑波、チレメツト、考訂として「西洋てずまの種」と云ふ本が、横濱各國飜譯所といふ處から出版されてゐる。その前編に無盡藏の徳利と、壜の中から物品を取り出す奇術とが載てゐる、原文の儘を左に掲げやう、

百種酒の法——「這はフラソコを觀客の滿座へ携へ出西洋酒又は日本酒ゐいにても客の需に應じたる酒を出し呑しめる實に奇々妙々と賛成すべき手づまなり仕法は赤銅にてフラソコを拵へ常のフラソコの色にぬり置（中は左の畫圖の如く器械を設け）右のフラソコには表に四つの穴ありうしろに壹つの穴あり此五つの穴を各々指にて押へ日本酒なれば味淋木直し酒抔と指先の當る穴の酒を記臆して置べし是を行ふ際何酒進上仕升と觀客に尋ね其好みにまかせて味淋なれば味淋の入し器械の穴の指を離せば則味淋が出づるなり酒を好む際同樣酒の出る穴を離せば酒が出るなり余は是に準ず各々觀客に呑分けさせる故に一層興ある手づまなり」

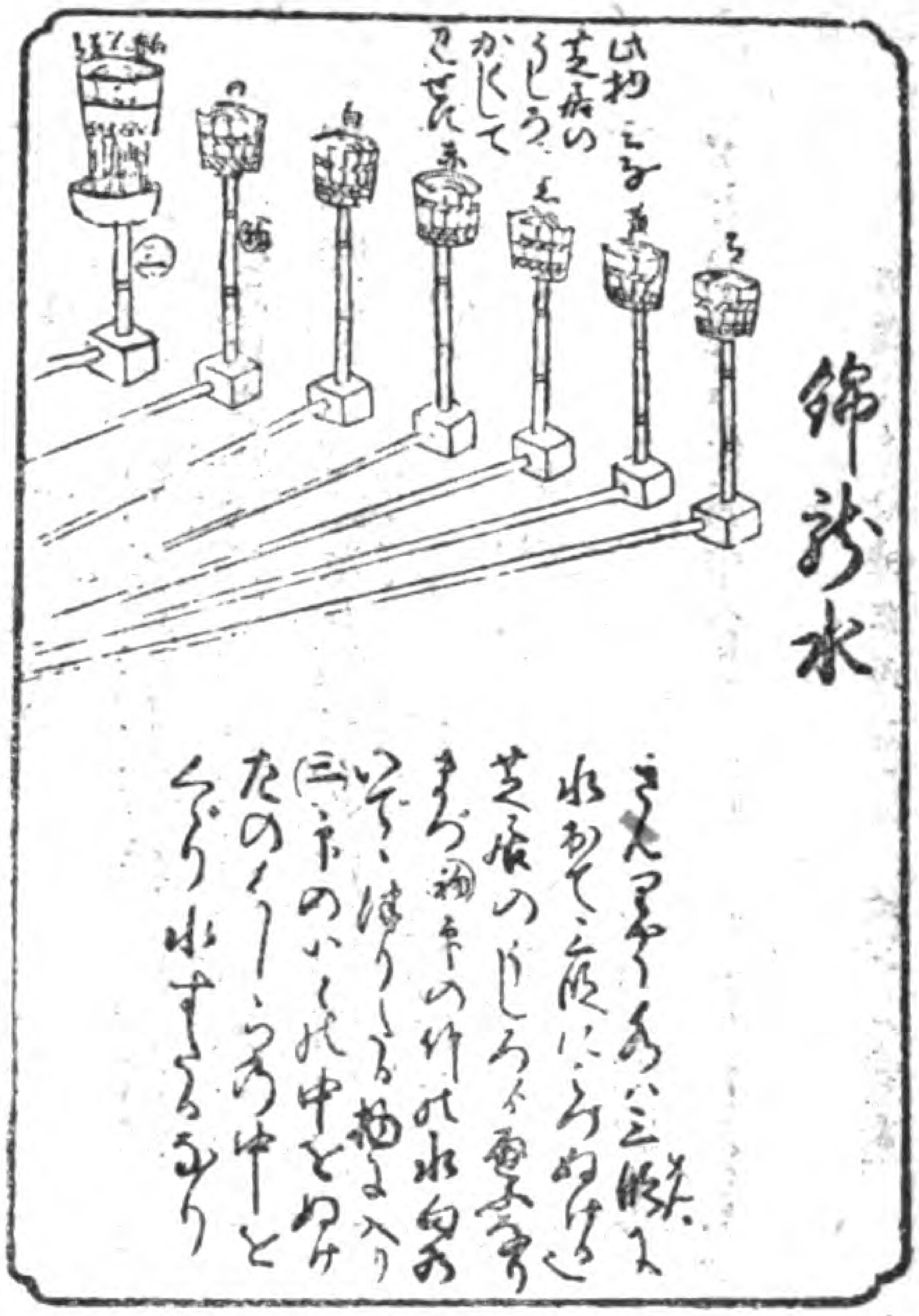
壜を碎き大菓子を出す法——「壜を碎きて中より菓子或はパンを出すといふ法は壜の中へ菓子を入置なり然りと雖ども大きな菓子或ひはパン抔は壜へ入るべき謂なし之を入置なり壜の底より二寸斗を熱湯の中へ入又冷水の中へ浸せば底より貳寸斗上の處より破るなり底を拔其拔たる處より大菓子又はパンなど其他種々の品壹ばゐに入置（壜の黒がよし成丈中の透通らぬよふにすべし）偖是を行ふ際には種々紋切形の口上を述べて則壜を碎けば中より菓子が出るといふ手づまで御座る」

また日本奇術で錦龍水といふのが有る。これは奇術と云ふよりも、むしろ、色々の色の水を緣の無い處から、流れ落す仕掛を見せたもので、水からくりの部に屬するものだ。無盡藏の徳利に比べては遠く及ばないとしても、しかしひとつ口から各種の水が出ると云ふ點は、まさに同調異曲であらう。

機關の種明しをした「からくり訓蒙鏡草」から説明圖を摘錄して、その組立方の説明をしやう。

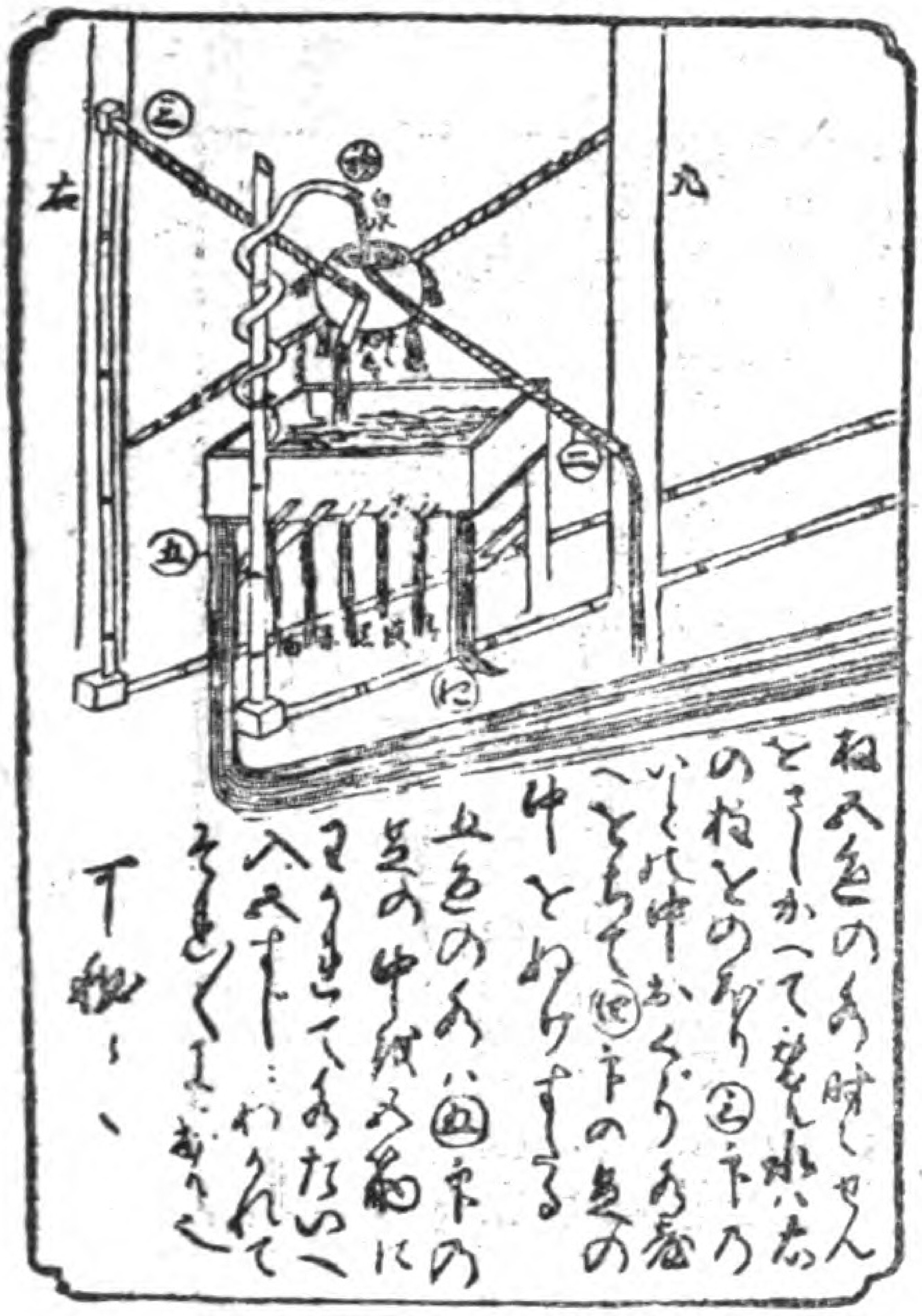
第六圖にある通り舞臺の上に、柱を二本立てゝ、兩方の柱から二本づゝ紐を出して、壺を吊して置く。その壺の下に、短い管を付けて水の落口とする。其下に勝手元で使ふ四本足の流しの樣な臺を置き、それには水放の爲に五本の短い管が取付けてある。直ぐその側へ柱を一本立て、管を卷いて、その管の先を丁度壺の上の處へ來てゐる。第六圖で㋑印の處から壺の中へは白水が流落ちてゐるから、本來ならば壺の口からは、上から流込んだ白水が出て來なければならない筈だ。しかし、この管から流れる水は、白、赤、黒、黄、青、と時々五色に、水の色

第五圖



錦龍水種明しの圖
からくり訓蒙鏡草所載

第六圖

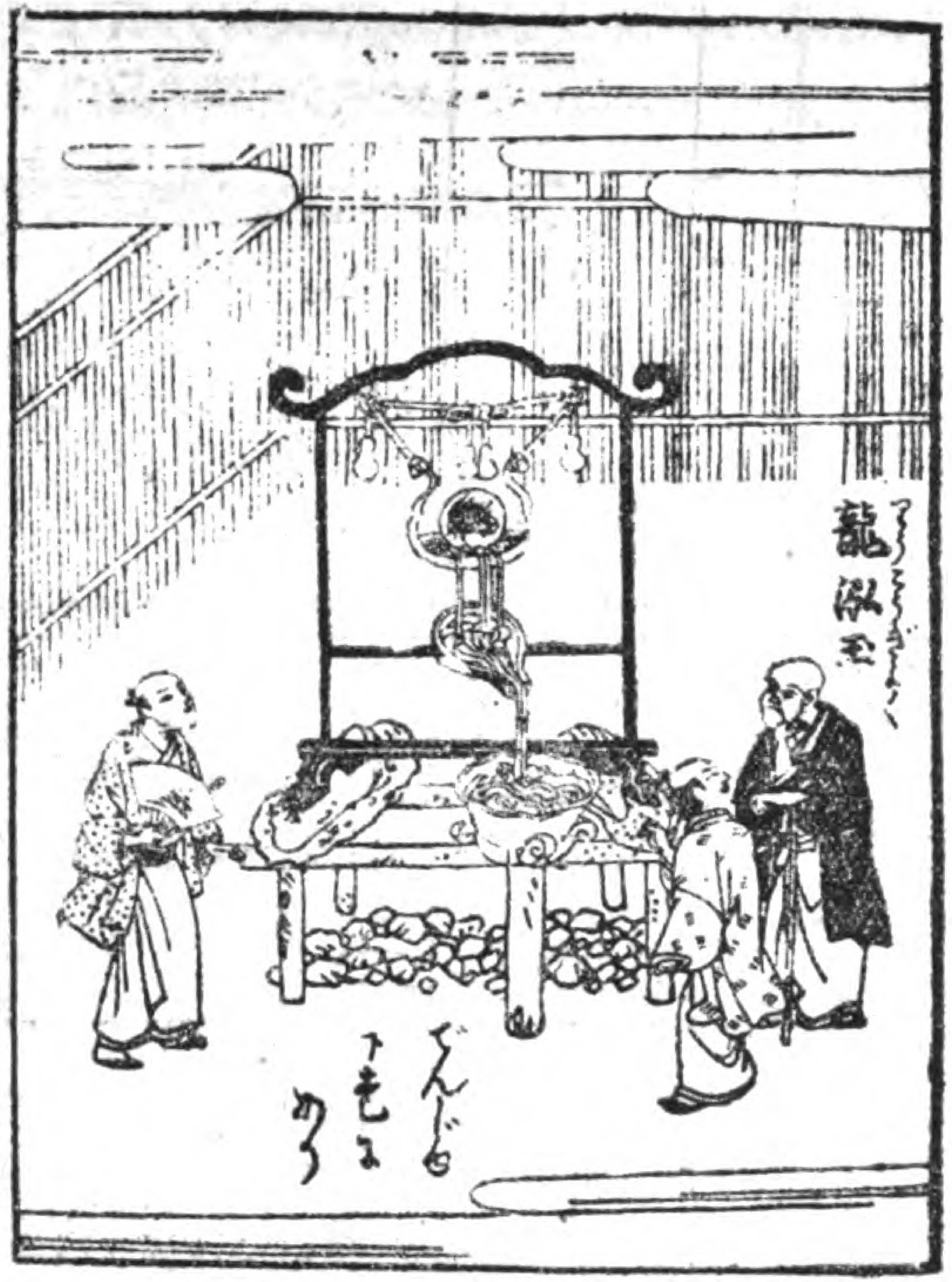


錦雖水種明しの圖
からくり訓蒙鑑草所載

が變つて出る。こんど、五色の水が、水受けの箱（水屋）の中へ、流込んで、まじつて舞ふから、五本の管からは五色まじつた色の水が出なければならないのに、その實、白、赤、黒、黄、青、と五色の水が、ばら／＼に、五本の管から流出すと云ふ奇術である。

圖に說明書きは有るけれども、盡してゐないから、書き加へる。先第六圖の(泉)印の管から白水の流れるのは、その管と柱との間に連絡があることはいふまでもない。第五圖の(泉)印の桶の中の白水が柱から、管の中を通つて壺の中へ流れ込むと、その水は左の柱と壺を繫いでゐる紐の心を通り、左の柱の中を拔けて、下へ落ちて仕舞ふ。次に壺の口から五色の水が流れるのは、第五圖の桶の中に、五色の水がバラ／＼に入れてあつて、出したいと思ふ色の水の栓を拔くとその水が(こ)印の管から床下を通つて第六圖の右の柱を吹上り、(こ)印の紐の心を通つて、壺に取付けてある管から流れ出すのだ。この紐は壺の口へ直通してゐるから、(こ)印の紐を通る水は壺の中へは零れないで、直ぐ管から水屋の中へ流れ落ちる。水屋へ落ちた五色の混合水は水屋の柱の心を通つて、(に)印の處から下へ拔けて仕舞ふ。水屋へ取付けた五本の管から五色の水が流れるのは、第五圖に示してある五つの桶から出てゐる五本の管が下から水屋の柱の心を

第七圖



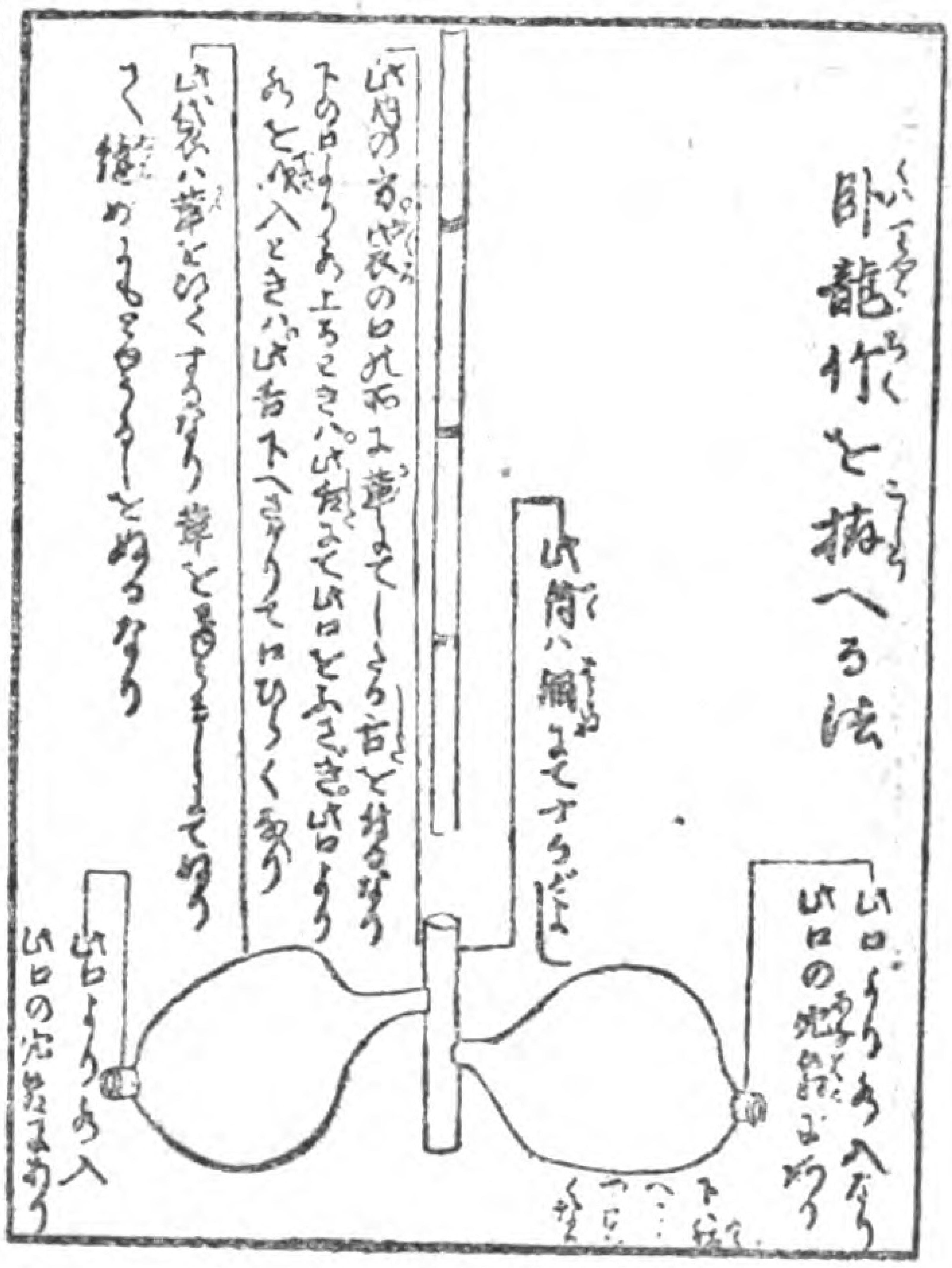
龍泓玉の圖　錦裏秘事寳卷の七所載

第八圖



臥龍竹　錦裏秘事寳卷の七所載

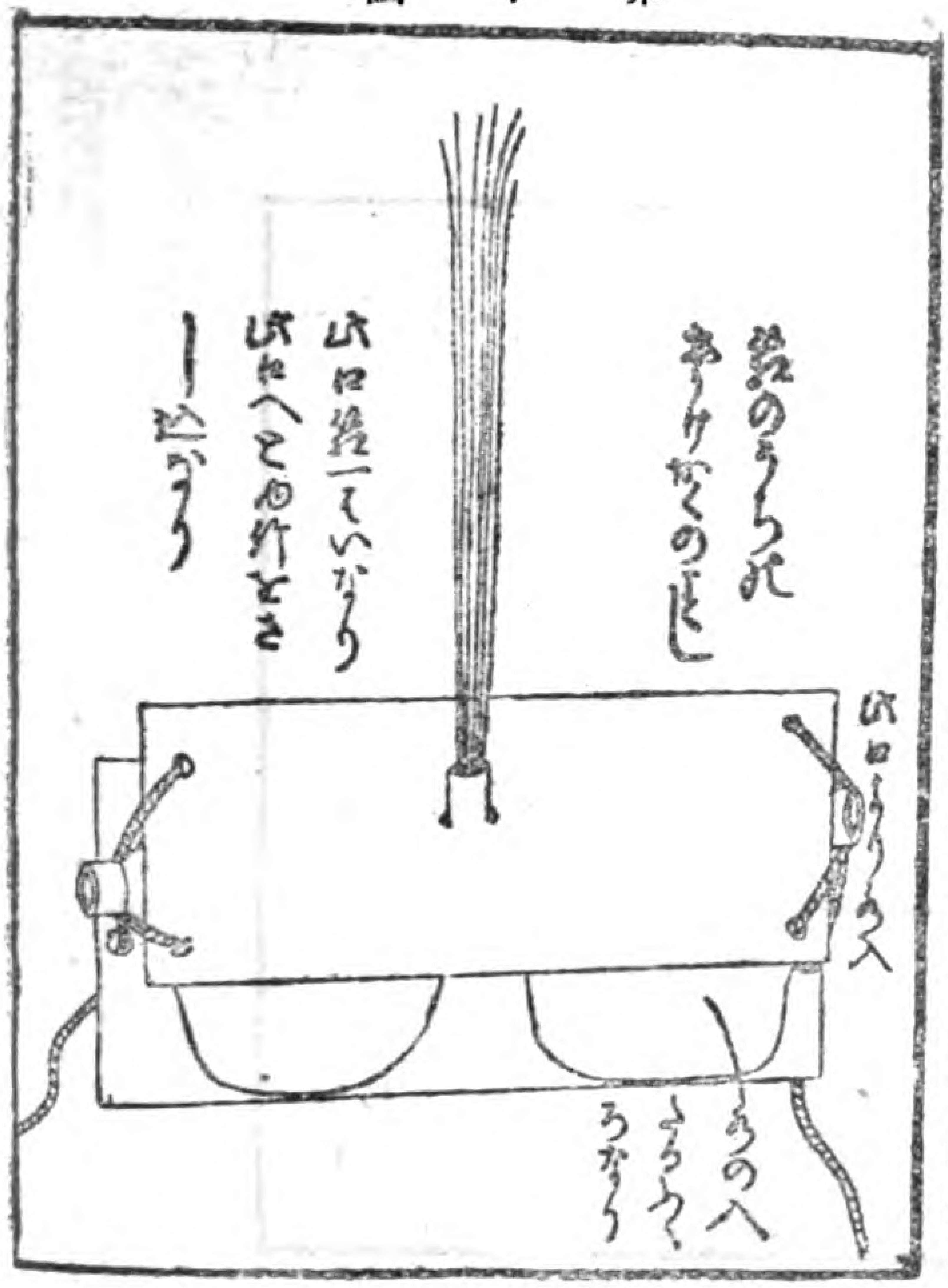
第九圖



臥龍竹種明しの圖

錦裏秘事寶卷の七所載

第十圖



臥龍竹種明しの圖

錦裏秘事寶卷の七所載

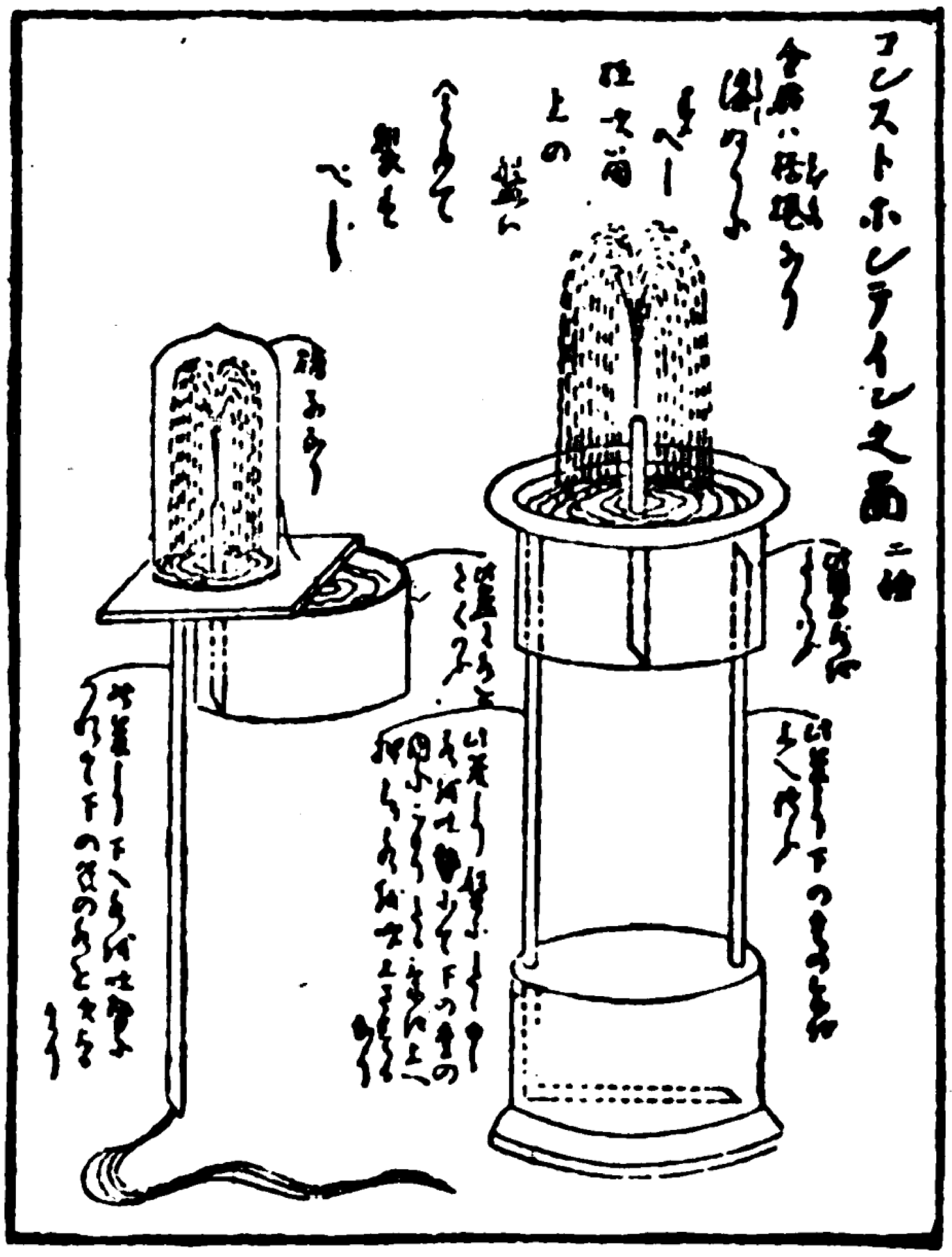
通つて、水屋へ取付けてある五本の水放の管にそれ〴〵直通してゐるから、五つの口から五色の水が流れ出るわけである。

また「龍泓玉」といふ、水裝置がある、見た處緣の切れてゐる處から水がでる樣に見せる裝置である。「錦裏秘事寶」卷之七から原文をそのまゝ抄錄する。（第七圖參照）

龍泓玉を拵へる法、――仕方圖の如し。先外より見へぬやうに。高き處に桶に水を入置きそれより吸出しのかけ樋（ところてんやに用る龍の口といふものなり）これより水を吸出し落し。其落口の樋を地に埋めそれより床木の足の中へ水を通し上（但し床木の足地へ埋むべからず。石原にのせたるやうに見すべし）衣桁の柱へむけた水を上げ。但し此衣桁と床木との間に靑石あり。赤間關石にて硯にする石がよし。小刀にても穴あく故なり。此穴より衣桁の足に穴ありて柱へ向けて上り。衣桁の上の横木より。右の方の鉤紐のわなむすびのわなの紐の中に水の通ふ道あり（うすき皮をとゆうるしにてぬり。細長くぬふて紐の中へ打こめたるものなり）此中を通り。蕨手の鎭瑜のくはんのかた〴〵うつろにて此中へ水つたひて皿より流れ出るなり。乘せたる水の入たる玉は阿蘭陀細工にて離れものなり。水はひとすじにてかた〴〵の柱よりかよふなり」是は一目瞭然としてゐるから說明の必要はないと思ふ。また同書に臥龍竹（第

八圖參照）といふ水をだす裝置の說明しが載つてゐる。說明の足りない處を補てみると、第十圖に於いて向つて左の紐を引くと左の袋の中の水が中央の管から上へ吹上ると同時に右の袋の中へ水が一杯溜る。次に右の袋の紐を引くと、同樣に右の袋の中の水が中央の管から上へ上る。這入つた水が逆戻りをしない樣に、また別の袋へ這入らぬ樣に、各々安全瓣が取付けて有る。原文圖の說明で「舌を付るなり」とある處だ。左右の紐を交互に引けば水は絕えず吹上つて、十圖にある通り流れ出すのである。この仕掛は緣の無い處から、水が流れ出るといふよりも、寧ろ蔭の苦心としてはどうしたら下から、上へ水を吹上げられるかと云ふ處にあらう。是に似た噴水裝置が、森嶋中良著す處の紅毛雜話に載つてゐる。圖と原文を轉載して置く。「コンストホンテイン——上より落る水を激して吹上さするは。よのつねの水機關なり。左に圖する物は。低き水を上へ引上るからくりなり盤

第十一圖



コンストホンテインの圖
紅毛雜話卷の五所載

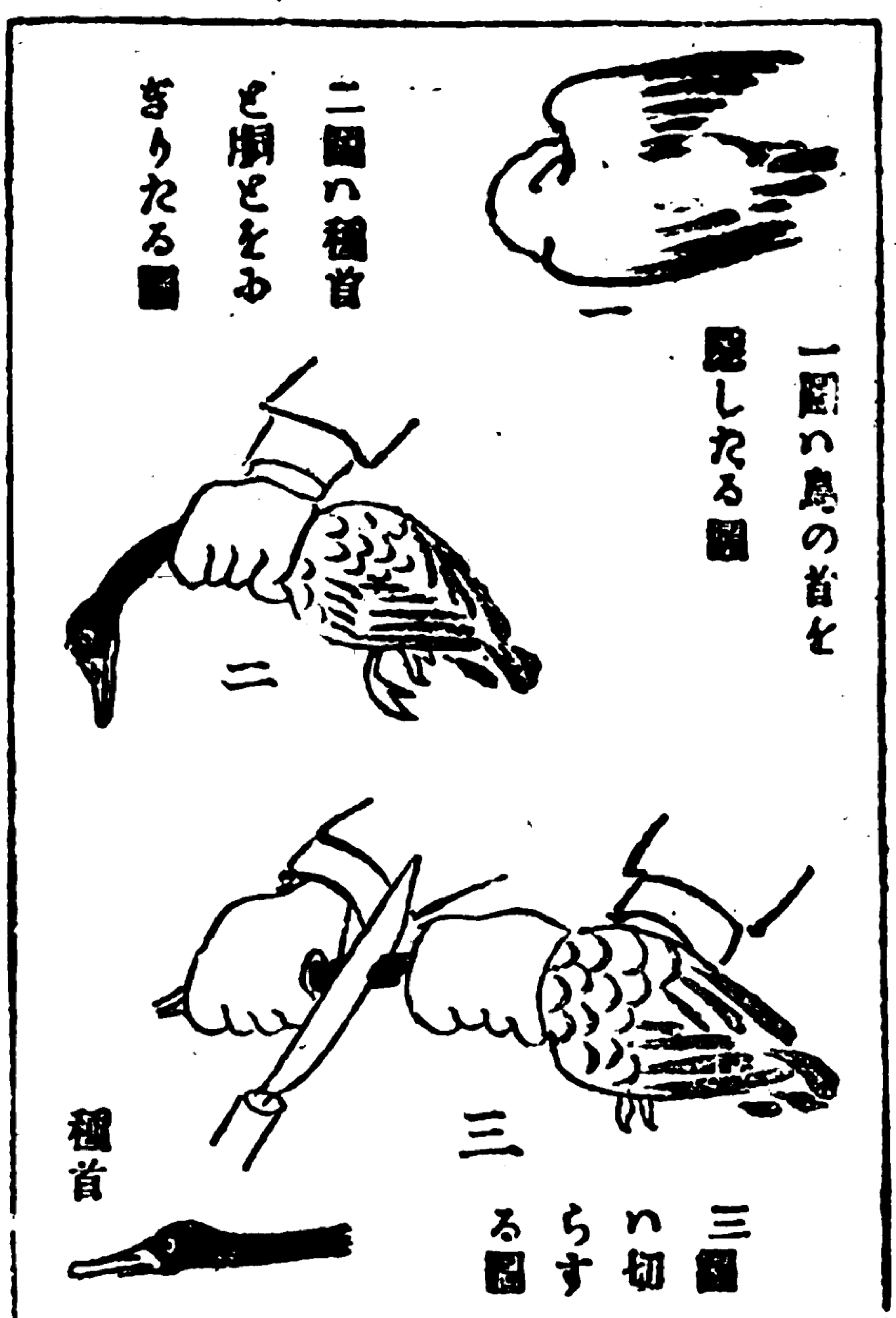
名コンストホンテインといふコンストは藝術、ホンテインは吹水なり。機關の吹水といふ事なりその式は圖に注するが如し。」

首切術

「紀元前三七六六年に埃及の奇術士で、首切術の大變上手な者がゐた。クーフー王がこの話をきいて、早速その男を呼び、首切術をやらせることにした。首切術には、囚人を使つてはどうか、と云ふと、奇術士は、人の首を切つたり、つないだりする事はよく有りませんから、鳥の首で致しませう。と云つて、鵞鳥を持出して、その首を切り、胴と首とを離れた處へ置いて、呪文を唱へると、首が動き出して胴にくつつき鵞鳥は羽搏きをしながら、大きな聲で鳴いたのでクーフー王は大變に感心した。是非、もう一度と所望されたので、今度は、ペリカン鳥の首を切つた。是が亦、大出來だつたので、數々の下され物を持つて、遠い自

分の棲家へ歸つて行つた。」
斯う云ふ話が、ウエストカー・パピラスに載つてゐると云ふ事が、コロンビア大學の講師オー・エス・テイール氏の「高級魔術」外數種の書に、記されてゐる。このウエストカー・パピラスは、紀元前一五五〇年頃のもので、埃及王朝初期からの記錄が記されてあると、エー・イー・ブッヂ氏は云つてゐる。
この記錄から考へてみても、この奇術士は、自分に超自然力があると、吹聽した樣子も無く、見物も亦、單に娛樂として見てゐた樣に思はれる。
元來この奇術の種は鳥の首を中へ抂げて別の首をあてがつて、それを切るのだから、づんぐりした首の短い鳥では都合が惡い（第十二圖參照。）この奇術士も人の首はよく無いからと云つて、わざ／＼鳥の首にして、しかも鵞鳥にペリカンと云ふ、頸の長い鳥を二度も使つてゐる處など、話の辻褄がよく合つてゐる。奇術の性質から云つても、極く簡單で、誰にでもすぐ思ひ付きさうなものだから、六千年前に、この鳥の首切術は無つたとは決して、云切れまいと思ふ。首が動き出して、胴と一緒に成つたといふ處は一寸をかしい樣だが、絲を付けて、蔭からかく引けばわけの無いことだ。この奇術は世界中どこの國でもやつてゐる。大正十年に有樂座で伊太利のチフアローと云ふ奇術士が「鴨と牡鷄の首の交換」といふ奇術をしたが、これと全く同じものだ。

第十二圖



鳥の首切術の圖
西洋手づまの種所載

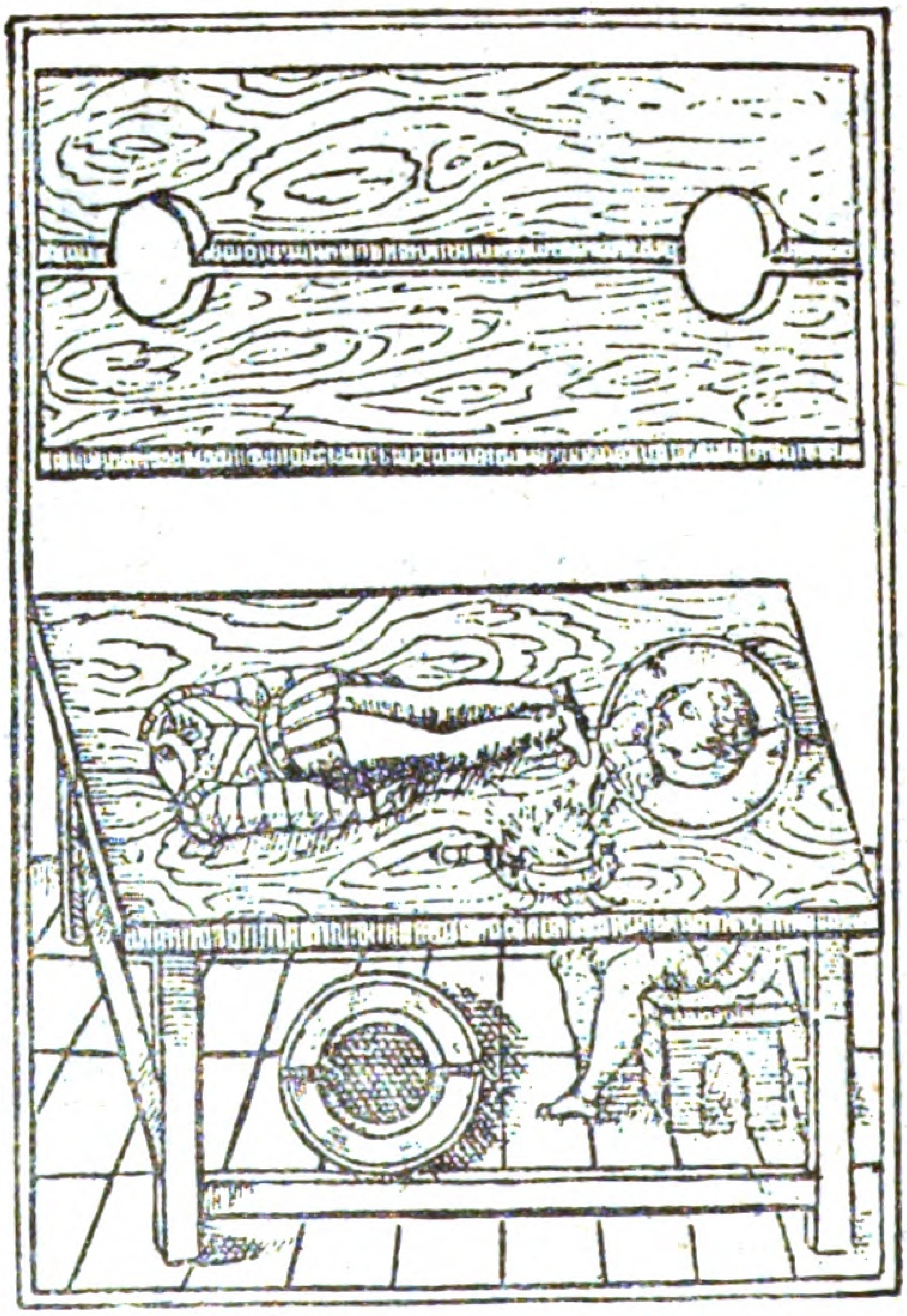
十三世紀に、阿蘭陀の奇術士が人の首切をやつてそれが大層評判になり、たちまち歐洲各地へ擴つた。また土耳其の奇術士で、首切術の目先きをかへて、胴切術をしたものがあつた。
バビロニアの奇術士で、綱渡りをしながら人の首切術をしたものがゐた。

首切術に就いて、確實な文獻の得られる樣になつたのは十六世紀も末葉のことだ。

一五八一年、英國人にレジナルド・スコットと云ふオツクスフォード出の學者がゐた。ある時この人がマーガレット・シモンといふ一婦人が妖術を使つたといふので嚴しい詮議を受けてゐるのを見て、非常にその婦人に同情すると共に、是非世間の蒙を啓き、妖術、邪法と云はれてゐるもの丶正體を曝露しなければならぬと決心して、專心そのことに、沒頭した。丁度、三年目に出來上つたのが「妖術の曝露」と云ふ本で有る。

その書は、一八八六年迄に三版を重ねてゐる。有名な、アイザック・ディスレリーはこれを評して、「此書は、思想史上、新に一時代を劃する稀有の名著で此書を讀んで、愈人道と云ふものに親しみを覺え、詐術の上に大鐵槌を加ふる立派な行動をすることが出きる。」と云つた。當時、此書は非常に評判となつたと同時に、妖術を信ずる一派からは、激しい反對を受けた。

第十三圖



「洗禮者ヨハネの斷頭」の圖
妖術の曝露所載

一六〇三年に、時の當局者は、この本を見付け次第、燒捨てさせて仕舞つた。それゆゑ、第一版は、殆ど得難い珍本となつてゐる。

首切術の種明しが、此本の中に書いて有る。題名を原文その儘譯出すると「人の首を切りて、大淺盤の上にのせる事——此技術を奇術士は、洗禮者ヨハネの斷頭と稱す。」第十三圖で見る通り、人が二人ゐて、一人が卓子の下から、卓子の上へ首を出し、一人が卓子の上から卓子の中へ首を入れてゐると云ふだけのことだから、別に說明の必要はあるまいと思ふ。板の造り方に付いて原文から引用

すると「特にこの技術の爲に、板と布と、大溝盤を造らせ、二枚の板には男の子の頭に合ふ樣な穴をあけさせねばならぬ。大板は二枚の板より成り、丈長く、かつ巾の廣い程よし。二枚の板の端より一尺五寸以内に半丸形に抜き板を二枚合せたる時、二つの穴となる樣にする……」

首切術のまづ完全に近いものが、倫敦のトーマス・トービンと云ふ人に依つて發明され、「女面獅子像」と命名して奇術士のストデア大佐が、ピカデリーの埃及館で發表して、倫敦市民を驚せた。その當時の光景に就てはホフマン教授が、氏の著書「近代魔術」に引用した一八六五年九月十九日の、ロンドンタイムスの記事を左に轉載する。

「奇術及び腹話術（譯者云ふ、話をする者から聲が出ないで、よそから發せられる樣に聲を出す法）の名人ストデア大佐の發表した女面獅子像とよばれる奇術こそ最も變幻極りないものであらう。布を掛けてない卓子の上に普通、剝製の犬、或は狐を入れる程の大きさの箱を置き、觀客に面した側の蓋をとると、その箱の中に、埃及の女面獅子像の樣に、扮裝した首が入つてゐる。元來、ストデア大佐は腹話術の名人であるから、腹話術を以つて話をすると思はれる心配があるので、首の在る處からはずつと遠くへ離れて、特別席のそばへ立つて、舞臺の箱の中に入つてゐる、首に向つて、目を開けと云ふと、パッチリと、目を開く。笑へと云ふと、物憂げな面持の中に笑を浮かめて、ニッコリと笑ふ。話をせよと云へば話もする。實に女面獅子像は、斯う云ふ不思議な奇術で有る。言語明晰と云ふよりも、むしろ能辯といふ程に詩を二十行ばかり朗讀する。その時の顏色は如何にも生氣が有り、且つ表情に富んでゐる。唇の動き方が、正しく發音に相應する處をみても、機械仕掛でないことはすぐわかる。

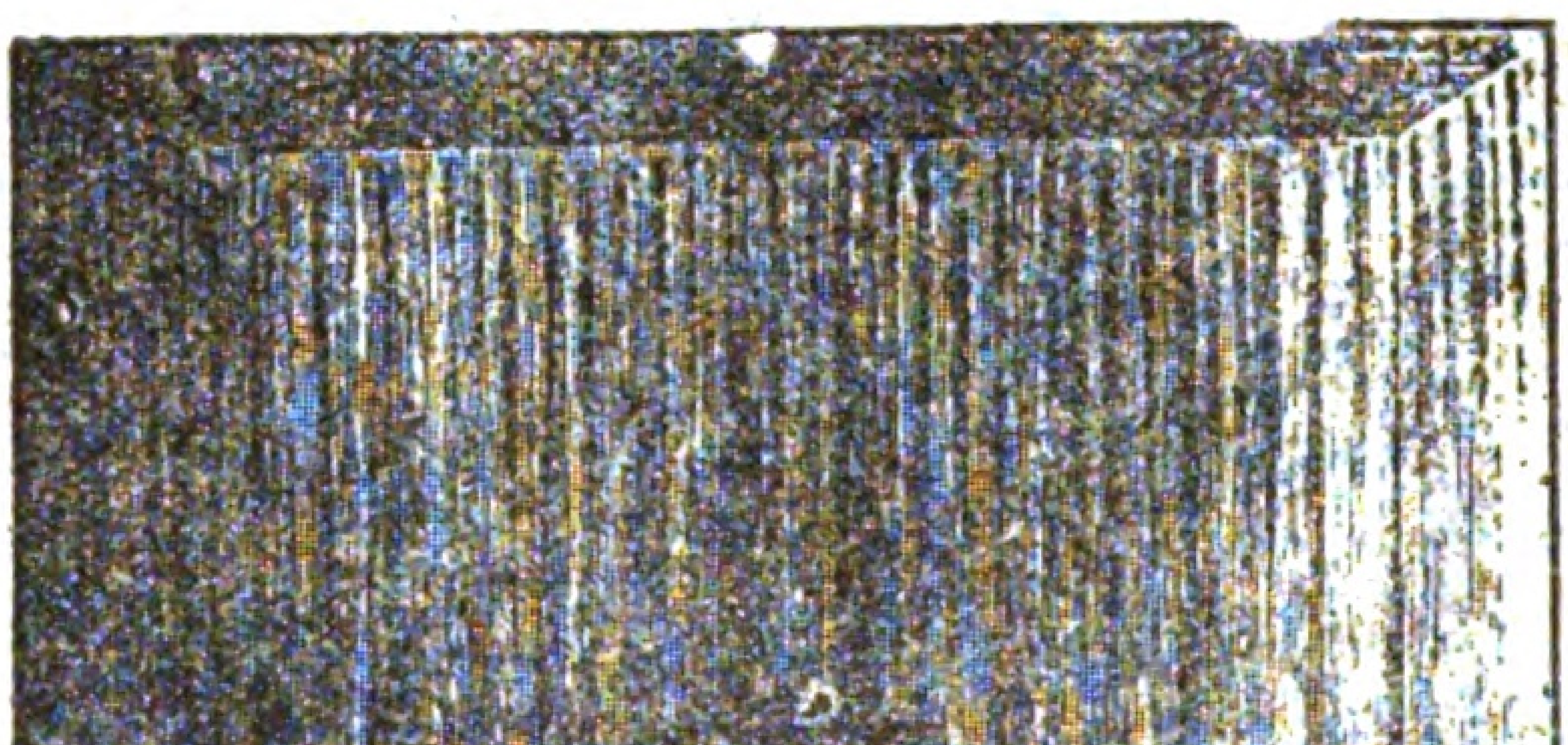
まさに、此の女面獅子像は、是迄發表された大奇術の一つであらう。この首のはなす話が慥に人の聲で有ると云ふことには、疑ふ余地はない。しかし、胴から切り離されて、丁度いつぱいに、詰る程の箱に入つて、しかも、向ふ迄、見透しの卓子の上に載せてある首が、確に機械仕掛ではないと思はれる表情をして生きた人間の通りに口を動して、確にその唇から洩れるとしか思はれない聲で話をすると云ふことは、一體、どういふ仕掛に成つてゐるので有らうか、鰻は細かに切られても、そこらを動き廻ると云ふ事は、昔からきいてゐるが、人の首が、アラビヤ夜話にある醫者のドーバンの樣に、胴から切離されて仕舞てから、話をするといふことは、どう考えても、信じられないことで有る。

若し、あるとしたら、チャーレス王が首を切られてから、一時間も話をしながら歩いた、といふことも、つくり話ではなく、立派な史實として受入ることが出來る。實にストデア大佐は、オエデイプスでなければ解くことの出來ない。女面獅子像の謎を吾々の前に提供した。」（第十四圖參照）

本來、出來ない相談の奇術はあまりよい奇術とは云へない。常識的に考へて、誰でも出來ることを、嚴しい條件と監視の下に、やつてのけるといふ處に妙味が有る。

例えば、ハンケチを眞中から破いて、それを元に戻すと云ふ奇術は、ハンケチを破いたとみせかけない限り絶對に不可能なことだ。しかし、同じくハンケチを破くにしても、二枚に破いたハンケチを、手の中で、消して一片をレモンの中から、他の一片を蠟燭から出して、その二つを合せてみるとつなぎめが、合つてゐるので、初めのハンカチが轉々して、二の品から現れたといふ奇術なら、出來ることを、出來ない條件の下にやつたと云ふことになる。この例は、あまり簡單すぎるけれども、斯う云ふ類の奇術の方に、むしろ深刻味に富んでゐるものが多いのである。

第十四圖



首切術の圖　近代奇術所載

しかし、出來ない相談の奇術でも首切術にまでなれば決して差支はない。埃及館で、ストデア大佐の演技に關係したその當時有名な、マネージヤーでアルフレッド・トムプソン氏が遂に首切術の種を見顯して、ニューヨーク・ジヤーナルに投書した一文が有る。エヴンス氏の著書から引用すると、

「奇術がすんで、私が立上つた時にチラツと私の日に止つたものが有つた。それは外でもない光が或る角度で鏡の表を照す時、よく見かける樣に、卓子の脚と脚との間にゆら〳〵動いて

ゐる二つの指の跡で有つた。敵物の直ぐそばについてゐたのだが、その指の跡をみて私は、直に女面獅子像の謎を解くことが出來た。卓子の上の穴から首だけ出して、卓子の蔭に助手が隱れてゐるのだな、と云ふことが直に私の頭に浮んで來た。しかし助手の姿は、舞臺の上の小室（譯者註この奇術にては、特に舞臺に小さき室、即ち凹處を設ける必要が有る。後に記す。）の兩側が寫る樣な角度に置いてある二枚の鏡で隱されてゐる。つまり、卓子の下がすけて見える樣に思はれても、實は、卓子の脚の間にはさまれてゐる鏡に、その小室の兩側が、寫つてゐるのが見えると云ふ事に過ぎないのだ。

　この奇術は、數週間ロンドンで人氣の的と成つた。この興行を終ると間もなく、私は、用が出來て巴里へ行つたので、ロベール・ウーダンの後繼者ハミルトン氏に、種を提供するからやつて見ないか、と云つたが、ハミルトン氏は、その奇術をまだ見たことがないと云ふので、自分の提出した條件をいれなかつた。その後、三月ばかりたつと、外の者が巴里で、やつてすばしい人氣を博したのでハミルトン氏は非常に殘念がつてゐた。

　その後、私は、コヴエント・ガーデン座でこの奇術を始めて興行した。その時、アンリエツト・ドール孃が白ばらになつて現れた。私はそれに工夫をして、その幹へ夏の花床から現れる、大きな帶をつけてみた。その帶が開いて、大きな花瓣から美しいドール孃が迫り上るのだ。丁度幹の上のかたまりから姿を現す樣にみえる。大勢の踊子を丸く三段に並べたので、ゴチャ／＼その姿が鏡に寫つて、その仕掛を隱す樣にした。——以下略す。」と

　二十四五年前、たしか淺草の珍世界で朝顔なりをしたものから婦人が現れる觀覽物があつた。これと同じものだと思ふ、しかし、この樣に複雜したものではなかつた。

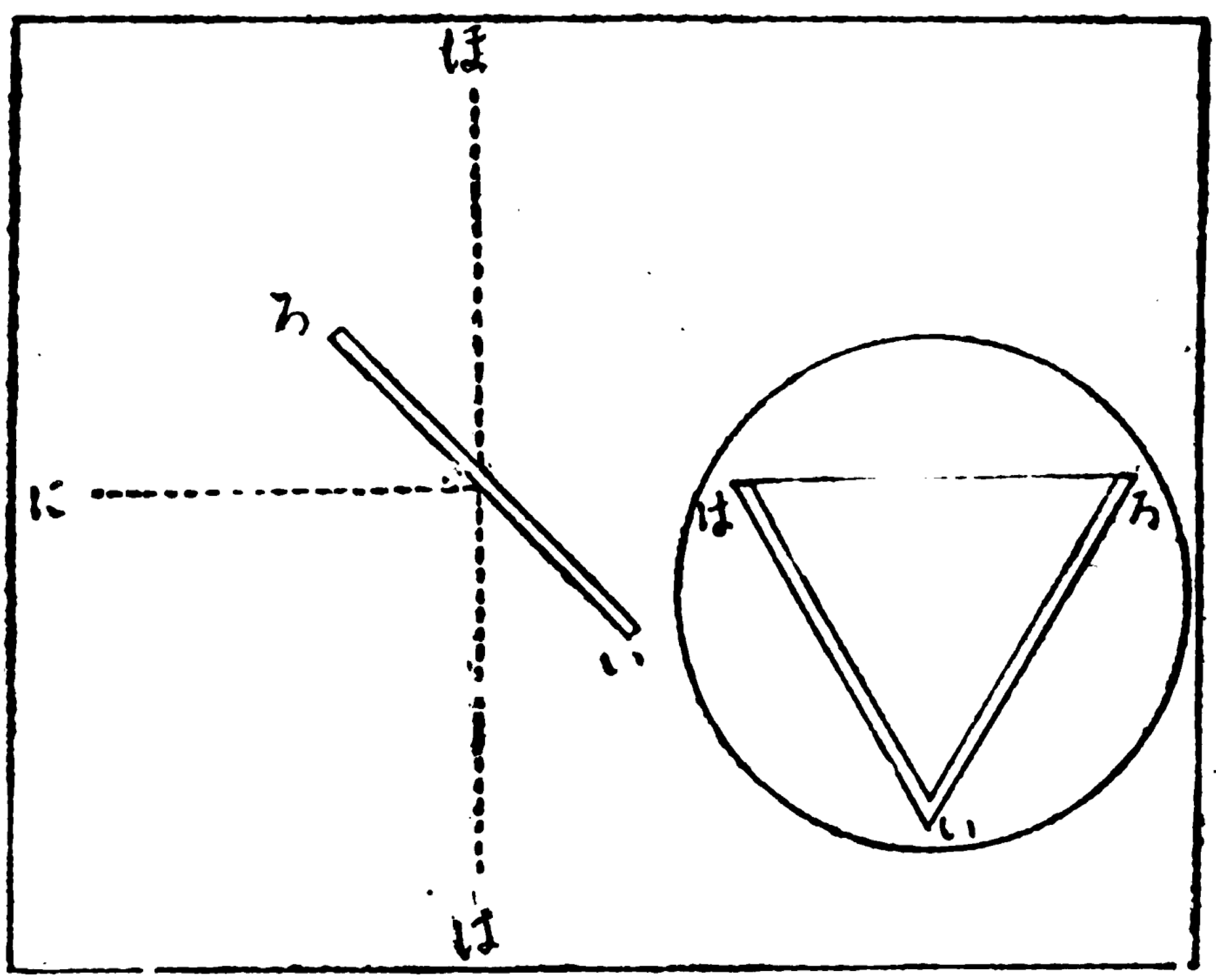
　次に、種明しをする。この奇術は種が舞臺の裝置に有るのだから演技の前後には、幕をしめて置く必要が有る。幕が開くと、兩側と正面とが同じ布で被れた、小室が出來てゐて、正面、すなはち觀覽席に面した方だけあいてゐる。この小室の眞中へ、布の掛けてない、云ひかへれば、向ふまで見すかしの丸卓子が置いてある。その卓子には、前に一本、左右に二本合せて三本の脚がついてゐて、前の脚と、左右の足との間には（第十五圖右）の通り、鏡が張つて有る。（第十五圖左）に於て、「反射の角度は入射の角度に等し」と云ふ光學上の理論に依つて、「は」點に立つて「いろ」の線で示された樣な角度に置かれてある鏡に向ふと、自分の姿は寫らないで、「に」點にある物が、鏡の中を透けて「ほ」點にある樣にみえる。

それ故、正面から卓子に向ふと、卓子の上からは、突當りに下つてゐるカーテンが、まともに、見えることは云ふまでもないが、卓子の下からは、左右のカーテンが鏡に寫つてゐるのが、正面のカーテンと同じ位置に見えることになる。つまり、鏡に寫つて見えるカーテンと、後のカーテンとが一緒になつてしまふので、卓子から透けて、後のカーテンをまともに、見てゐる様に思ふので有る。

それ故、卓子には、鏡が張つて有ると云ふことには、全く氣が付かなくなるのだ。

そのあとは、至極簡單だ、助手が始めから、卓子の中、すなはち、鏡の陰に隱れてゐて、卓子の上に、あけて有る穴（蝶番に成つてゐる）から、其上に載せてある箱の中へ、首を突込むだけである。

第十五圖



首切術鏡の作用を示す圖
右「はい」「ろい」は卓子に取付けた鏡な「ろい」は鏡

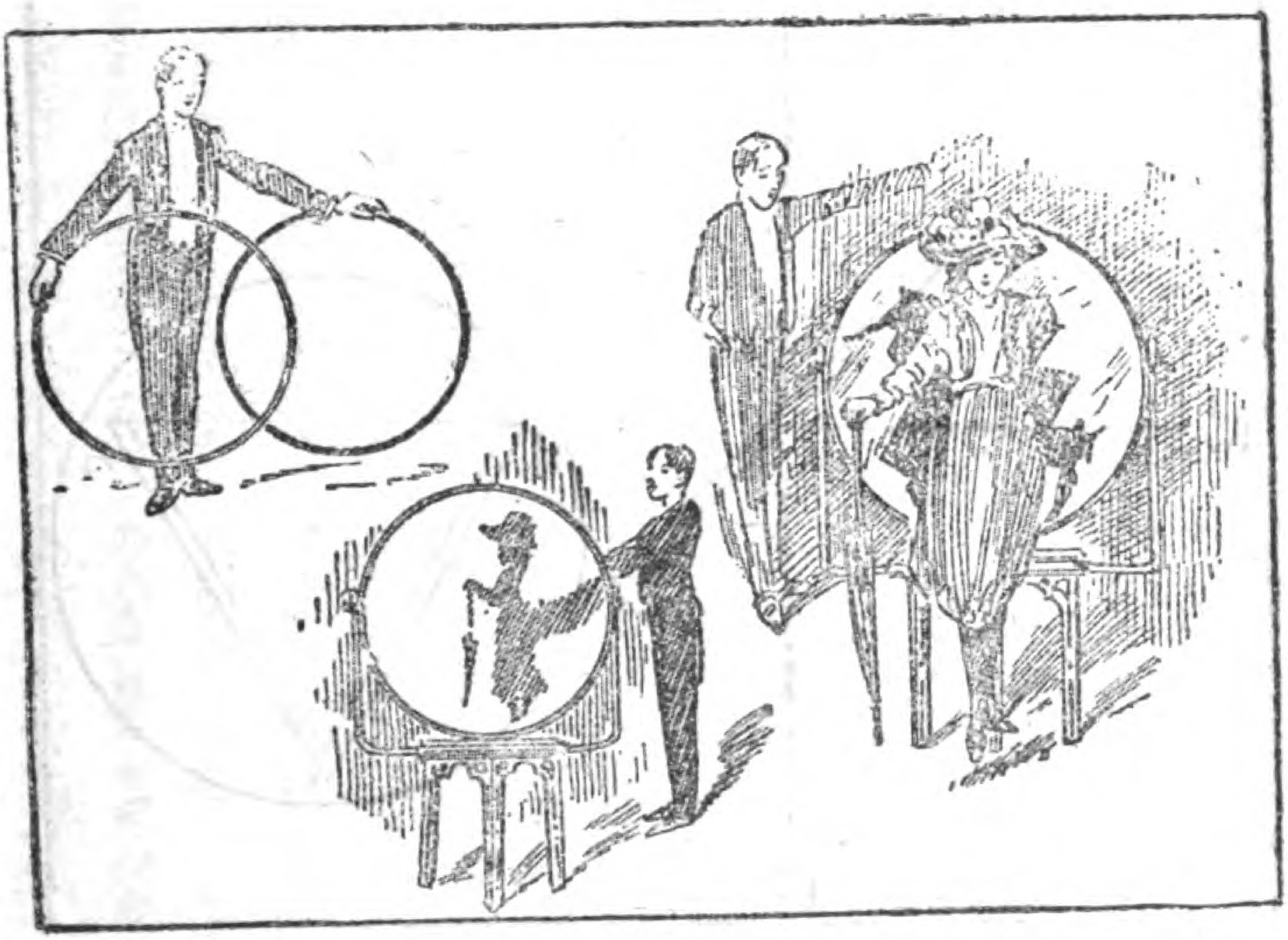
ストデァ大佐はこの奇術に、お得意の腹話術を應用した。卓子の上の箱に、蓋をして、助手が卓子の上の穴から、卓子の中へ首を引込ませると、卓子の上の箱は空になる。しかしまだ首が箱の中に這入つてゐる様にその空箱を客席に持ち出し、腹話術をもつて、箱の中から出て來る様な聲を出して、觀客には、箱の中で、生首が口を利いてゐる様に思はせ、後で蓋を取つて、又吃驚させると云ふ、技巧を用ゐてゐた。

ストデァ大佐と稱して、舞臺に現はれてゐたが、實は、軍人では無かつた。唯英國人の人氣を呼ぶ爲に、こんな、名を付けてゐたのだ。その後獨逸のフレデリック女皇の御前演技を忝けなうした、著書が一冊ある。

此奇術の應用と云ふものは、實に多種多樣で到底、擧げ盡す事は出來ない、三つ脚の卓子の間へ鏡を入れれば、その卓子は向ふまで見透しとなるのだから。

卓子の上へ箱をのせて、その中へ人が這る、と、その人は鏡の陰から、大威張りで、舞台の下へ這入ることが出來る。之と同樣に、奈落から卓子の上へ出る事も出來る。大正十年の四月に伊太利のチエフアローと云ふ奇術士が有樂座で奇術をやつた。その番組の中に太鼓奇術と云ふのが有つた。之は三脚の卓子の上に置いてある、紙で張つた大きな太鼓の中から、人が出て來る奇術だ、三脚の卓子の廻りには小さい屛風が立て廻してあつた。もと〳〵脚の間に鏡が入れてあつて、その隙から人が這入るのだから、太鼓を宙につるさうと、つるすまいと勝手に出來る。また之に似た奇術で「影畫の奇術」と云ふのがある、（第十六圖參照）すべて、太鼓の奇術と同じだが圖にある通り、太鼓の替りに、枠へ紙を張つて三脚の卓子の上に置くと、紙が破れて中から、散步着を着た、女の子が出て來ると云ふ奇術だ。三脚に鏡が仕掛けてあることは云ふ迄もない。この奇術では時に依ると、初めから、鏡の仕掛をして置かないで、枠へ大きな紙を張つて、紙の陰に、卓子の脚が隱れた時、下から鏡を迫上げることもある。鏡が脚の間へ這入てから、まはりの紙をちぎつてしまへばよいのだ。

第十六圖



二枚硝子卓子應用の奇術　奇術極秘卷の二

二十四世紀の初めに、英國の小說家でエッチ・アール・ハッガードといふ人が、"She, who must be obeyed." と云ふ怪奇小說を書いた。その筋は亞弗利加の眞中に、希臘人の血を引いた、若い美しい娘が居て、黑奴達からは、女神の樣に尊敬を受けて居た。黑奴もこの娘の云ふ

ことには決して背かなかつた。

この娘は、コールの神秘の火の中へ、はいつて火の行をするので、何百年經つても、すこしも年を取らなかつた。偶々、この暗黒世界へ探險に來た、英國の青年紳士と相愛の仲となつた爲に、忽ちロジクロシアンの呪文が破れて、火の行をしてゐる間に死んで仕舞つた。この小說が、非常にはやり、方々の芝居でやり出した。エヴンス氏の言葉をその儘引用すると、「芝居すきの人達が Have you seen "She." と云ふ一寸きくと、文法を無視した樣なことを云つた。」と云つてゐる。

拔目のない奇術士は、直ぐこの小說を奇術に仕組んで She といふ名を付けた。此奇術は舞臺へ見透しの四本脚の卓子を置いて、その上に、暗黒大陸の巫術者の樣な裝をした、婦人が乘ると上から石綿で拵へた、天蓋が下つて、今の婦人を被せて仕舞ふと、たちまち天蓋の下から、火焔を吹き出すのだ。天蓋を引上げると、その中は空で今の婦人は、別な處から出て來ると云ふ仕組である、かへつてかう云ふ奇術などは今やつたら、受けるかも知れないと思ふ。やはり二枚硝子の仕掛だが、前の二本と眞中の一本だけが、本當のもので後の二本は鏡に寫つたものが事實見える樣に、成つてゐる、悉しい種明しは、餘り長くなるから省く事にする。又二枚硝子を用ひないで一枚の硝子を斜に張るやり方もある、是も中々活用の範圍は廣いがこゝでは略す。

この首切術で目先きを換へた物が色々ある、水を入れた硝子器の中へ首が現れたり、椅子の上へ劍を横に置いて其上へ首が載つたり數へればいくらでもある。

しからば日本へこの首切術が傳はつたのはいつ頃の事であらう。明治二、三年の頃に、西洋の奇術士が渡來して、橫濱の異人館で公演した。其時の番組の中に、この首切術が這入つてゐた。恐らくこれが、日本に於ける硝子應用の首切術の初めであらう。

物價の安いその當時、一分と云ふ、途方もない入場料を取つたと云ふのだから、如何に珍らしがられたかゞわかる。前にも云つた樣に二枚硝子の首切術の發明されたのは一八六五年だから、丁度、慶應元年に當つてゐる、して見れば、發明後間もなく、日本へ來たものだ。その後日本の興行物となつたのは明治三、四年見當ではなからうか、「人間の首切り」と云ふ、名をつけてゐた。舞台の正面に、卓子、(鏡仕掛の物)を置き、その前に疊を二枚敷いて、その繼目と、そのまはりに白布を敷いて置く。幕が開くと、後見が、若太夫を見物に引合せ、「お目見え御贔屓濟みますれば、樂屋中に置きまして身拵へ致させます。」と口上述べると、若太夫は樂屋へ這入つて仕舞ふ。その間に太夫は、

首を切る刀を拔いて、白紙を切つて見せる、樂屋に這入つた若太夫は舞台の切穴から、鏡仕掛の卓子の中へ這入る、(第十四圖參照)それ故二度目に舞台へ現れる者は替玉だ。しかし巾の廣い布で目隱しをしてゐるので、見物には替玉と云ふことが、わからない。若太夫は舞の上へ俯伏せに成る、太夫が刀で首を切るまねをすると、舞の繼目を隱してある白い布の下の穴の中へ首を突込む。太夫は張子の首を出す。これで首切術が出來たわけだ。首が「今切られた私の首を、早く胴と一緒にして下しやんせ」と云ふ歌を歌ふ。卓子が見透に成つてゐて、その上に首が載つてゐるので見物の目には不思議で堪らない、種を見付け樣として、團子の串や、蜜柑の皮等を鏡へぶつけるのでよく悶著を起した物だ。西洋にもさう云ふ事が時々あつて、舞台と見物席の間へ金網を張つたの事がある。かつて、女面獅子像の發明者から秘傳を讓り受けた、タルリックと云ふ者が自分の家の地下室へ、この首切術の裝置をした事が有つた。わざと床の上へ座を敷いてその上へ、鏡仕掛の卓子を置き、その上に首が乘せてある。始めはねむつてゐる樣子をしてゐるが、說明者が聲をかけると、靜に目を明いて自分が首を切られた、因緣話しをする。その物語に依ると信仰裁判時代の事になつてゐる。見物がいろ〳〵の質問をすると、各國語で返事をした。

或日若い學生の一團がやつて來て面白半分麵麭のかけをほうつたのが、身上話しをしてゐる、首の頭へぶつかつたので、生首は、カン〳〵に怒りだした。さうなると信仰裁判時代などは、どこかへとんで仕舞つて、チヤキ〳〵の巴里辯で客にどくついた。この事が大評判に成り每日、學生が詰めかけて、麵麭のかけらを投つて面白がつた。その當時この事を「紙鐵砲の遊戲」と云つてゐた、ほうつた麵麭の塊がチヨイ〳〵下の硝子へぶつつかるので。この時も客席と卓子の間へ金網を張つた、しかしそんな事で種が知れて仕舞つたので、この見世物は永く續かなかつた。

日本手品師の中村一登久といふ者が、二枚鏡の首切術を應用して「壺拔け」といふ奇術をやつた。「一登久の壺拔け」と云へば可成有名なものであつた。

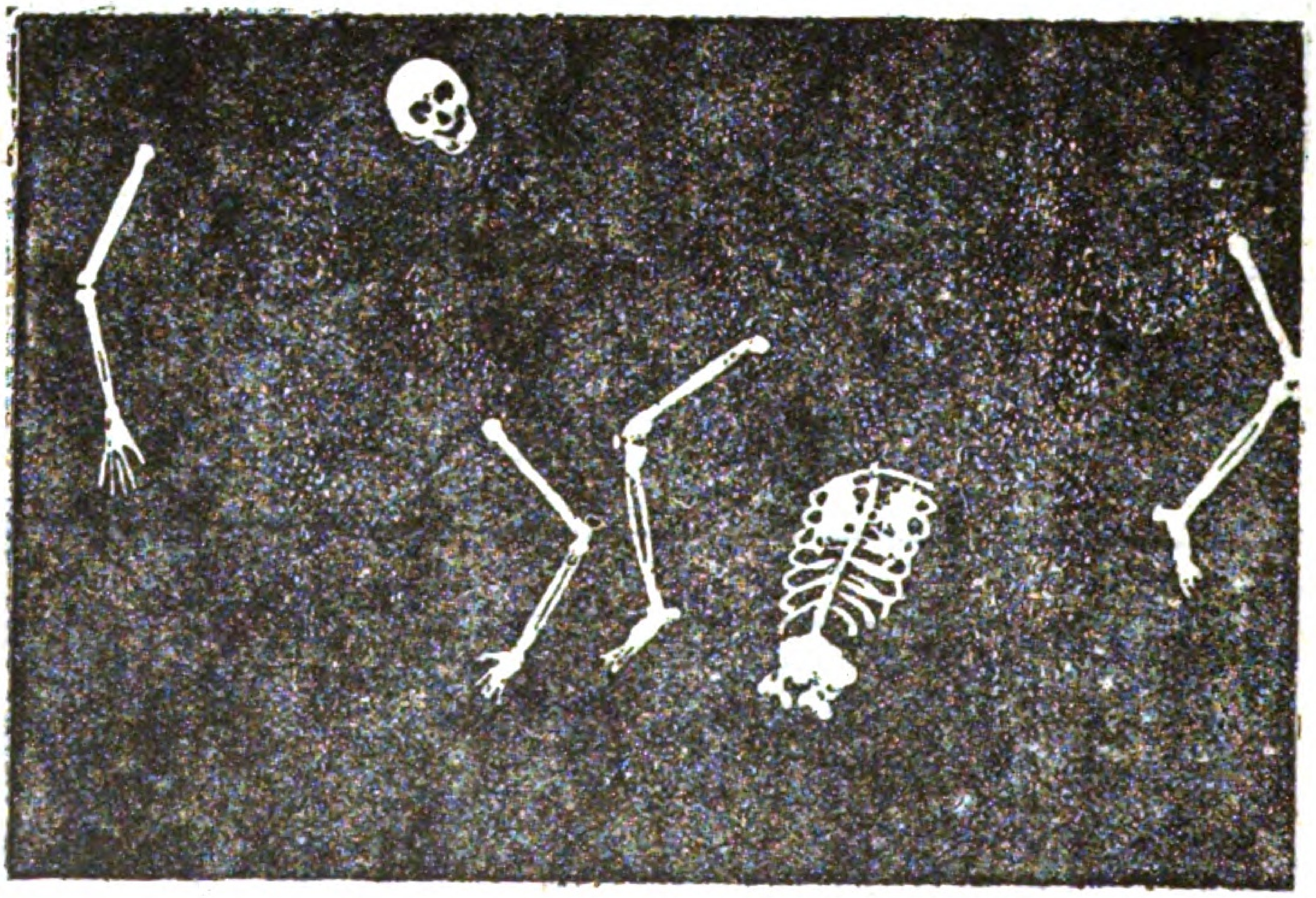
舞臺のツケ際から、一間許の正面に卓子を置く、この卓子の下は例の二枚硝子の仕掛になつてゐる。卓子の上には、瀬戸物の大きな壺を置いて、太夫が肩衣だけ取つて、その壺の中へ這入るとすぐ鏡の裏から奈落へ拔ける。後見が壺を驗めると、中は空に成つてゐる。鳴物入りで、今壺へ入つたばかりの太夫が裃に長袴といふ姿で手に三寶を持つて天井から下つて來る。宙乘りの儘舞臺の前へ出て、三寶の上に載せてある、自分の名

前入りの手拭を見物席へ投げると云ふ趣向をした。

佛蘭西の有名な奇術士で、ビュアテイア・ド・コルタと、英國のエヌ・マスケリンと共同で發明した「眞黒術」或は「超マハトマ術」と云ふ奇術がある。(第十七圖參照)

この奇術の時には舞臺を悉く黒幕で被つて仕舞ふ。澤山の電燈がとぼされてゐても照返しが、付けてあるので光はギラ〳〵觀覽席の方だけを照してゐる。この奇術では、道具も、服裝も、一切白いものばかりを用ひる。奇術士は、おもに白い東洋風のなりをして、舞臺に出る。奇術士が一寸、手を出すと何處からともなく杖が飛んで來る。その杖で床の上を叩くと、たちまち、卓子が現れる。卓子の上を叩くと、水さしが出る、洋盃が出る。水さしが空中に浮上つて、自然と洋盃に水を注ぐ。杖で叩くと、水差も、洋盃も消えて仕舞ふ、卓子が宙に飛び上つて、何處かへ消えて仕舞ふ。骸骨が出て踊る、杖で叩くと消える。化物が出る。煙を吹き出す。總てのものが、神出鬼沒、變化極りない働きをする。日本では、この奇術を「百鬼夜行」といふ名を付けてゐた。この奇術の中で首切術もやる。首を切つて、胴から離すと、その首が歌を歌ふ。また自然に首と胴とが一緒になつて、何處かへ消える、と云ふ奇術である。種は極く簡單だ。前にも云つた通り、電燈は澤山つけてあつても、みんな客席を照してゐる。もしこの暗黑な舞臺を照す光があるとしたら、それは、他から反射して來る間接の光だけで有る。この眞暗な舞臺へ、全身、黒布で被んだ助手が現れても、客席からは、決して見えるものでは無い。すべての變化は、この助手のやる仕業だ。物品の現れるのは、その上に

第十七圖

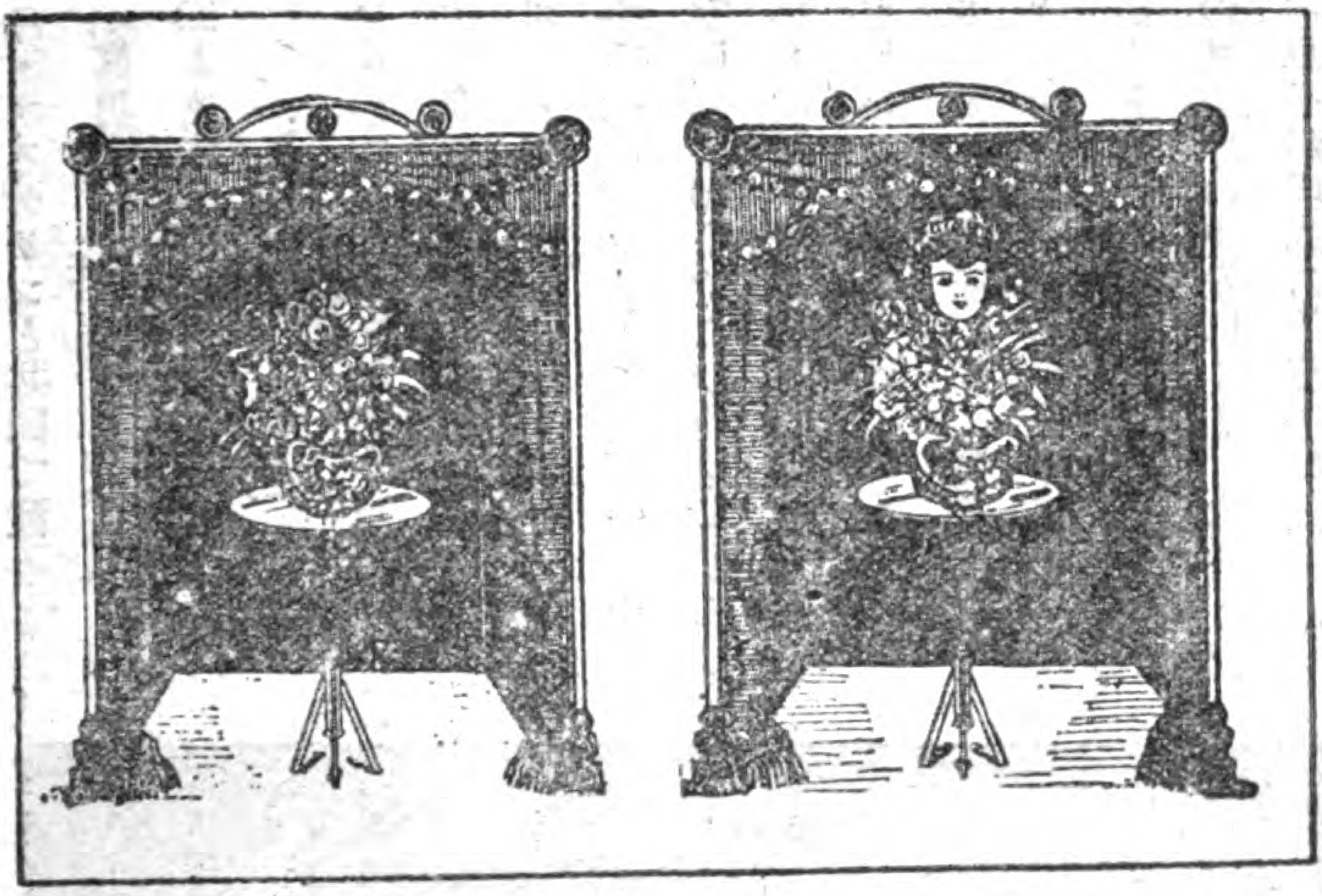


超マハトマ術の圖　奇術之書所載

掛ける黒い布を助手がとればよい、消えるのは、黒い布を掛ければよい。宙をとぶのは、助手が持つて歩くだけのことだ。

首切術は黒裝束で首だけ出した者が、首のない人形の上へ首を載せてゐる。奇術士が首を切つて、人形を倒すから、首だけのこると云ふ實にわけのない奇術だ。

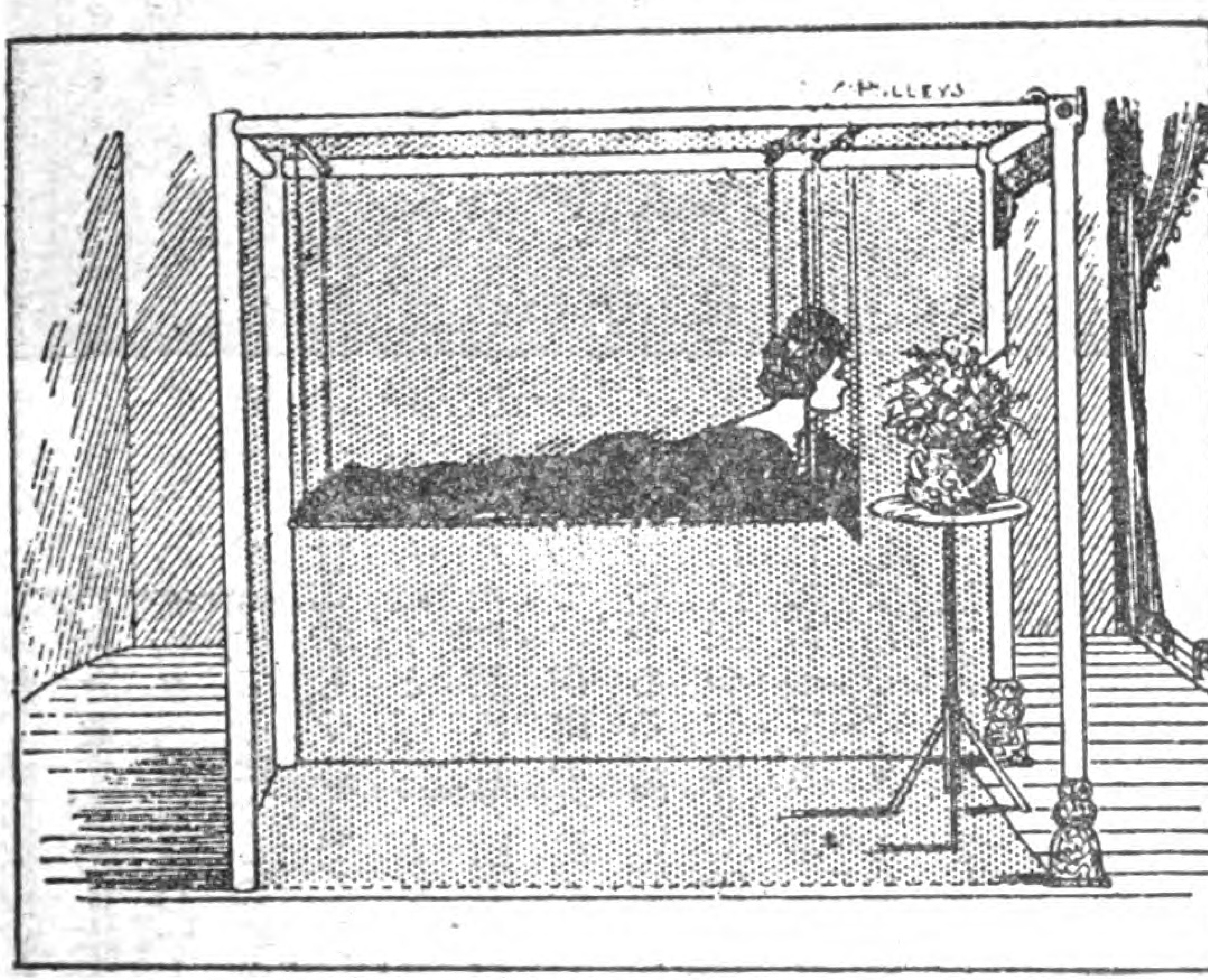
第十八圖



「花の女神の誕生」の圖「魔術と奇術」所載

この理を應用した、首切術にはいろ／＼ある。第十八圖及第十九圖に示したのは「花の女神の誕生」と云ふ奇術だ。これも一目瞭然としてゐるから、説明の必要はなからうと思ふ。

第十九圖



「花の女神の誕生」種明しの圖「魔術と奇術」所載

日本奇術で、「水藝盥拔け、小傳法正吉非人殺し」と云ふものがある。奇術と云ふよりむしろ、奇術應用の芝居と云つた方がよい。この中に首切術がある。

幕が開くと鈴ケ森刑場の場で、正面の梟木に晒首が置いて有り、上手の非人小屋の前で非人が、四五人、油を賣りながら、晒首の噂をしてゐる、そこへ非人頭が出て來て、首の主は、小傳法正吉といふ俠客の親分で、小田原の間違ひから十八人をあやめて、ずらかつたが、自分から名乘つて出たので、この鈴ケ森に晒されてゐるのだと、話をして再び小屋に入る。非人達も、町へ貰ひに行く、そこへほんもの丶小傳法正吉が、揚幕から出て、身代りに成つた者があると云ふ噂を聞いたが誰であらうと、首のそばへ寄り首を探す。わざと梟木の下へ這入つてみせ、その下に仕掛が無いと云ふことを、觀客に暗示する。この時月が出る。月の光りに、透して見ると、子分三次の首だ、てめェは三次ぢやアねェか、と云ふと、首が靜かに目をあいて、おやぶーん、と云ふ。こゝで始めて、首が作り物でないと云ふことが觀客にわかる。正吉は、せめての供養に、首をどこかへ埋めてやらう。と、首を臺から下して手拭に包む時本當の首が黑幕のうしろへ這入つて、張子の首と代る。非人小屋から非人頭が出て、金の無心をする。正吉は非人を切殺して、死骸を小屋の中へほをり込み、わざと中の見える樣に、立かけてある。盥を舞臺の眞中に持ち出し、水を入れて、手を洗つて仕舞ふと、その盥の中から、今の非人が亡骸と成つて迫上る。(盥の仕掛は中が二重になつてゐて、横にかけてある

第二十圖



栓を抜くと、水ぐるみ、中の黙だけが舞臺の切穴から、奈落に落ちる。それと入替りに非人の亡靈がせり上ると云ふ順序だ）亡靈が、正面の石碑の前迄行くと、ボヤ（かけ煙硝）がかゝつて亡靈は消える。（石碑がガンドン返しになつてゐる）正吉は、ツケ際へ腰を落して、はて恐ろしき、執念ぢやなア、と云つて揚幕へかけ込む。「中の舞」の囃が始まり、今煙の中へ消えた亡靈が、杵を付けて、手に小さい非人の人形を持つて、舞臺の正面で樂屋から引いてある紐（チャリ紐と云ふ）の鉤を人形へかけ、「持ち出しましたる人形、小手のうちに揉消しますれば、舞臺一面、稲荷祭と打ち變らせます」。云ふと、樂屋で紐を引く、人形の中から、高さ七尺巾一間程の緋金巾で拵へた鳥居と、それに續いて納手拭が、ぱつと舞臺へひろがる。と後の黒幕が落ちて、仕掛花火が揚る、と云ふ仕組である。今ならば萬國々旗を操出し手操り寄せて、大國旗に替へるといふ處だ。この邊昔も今も趣向に變りはない。梟木の首の仕掛は「花の女神の誕生」の奇術と同じものであることは云ふまでもない。

（つゞく）

有島武郎遺著

愛する人々へ

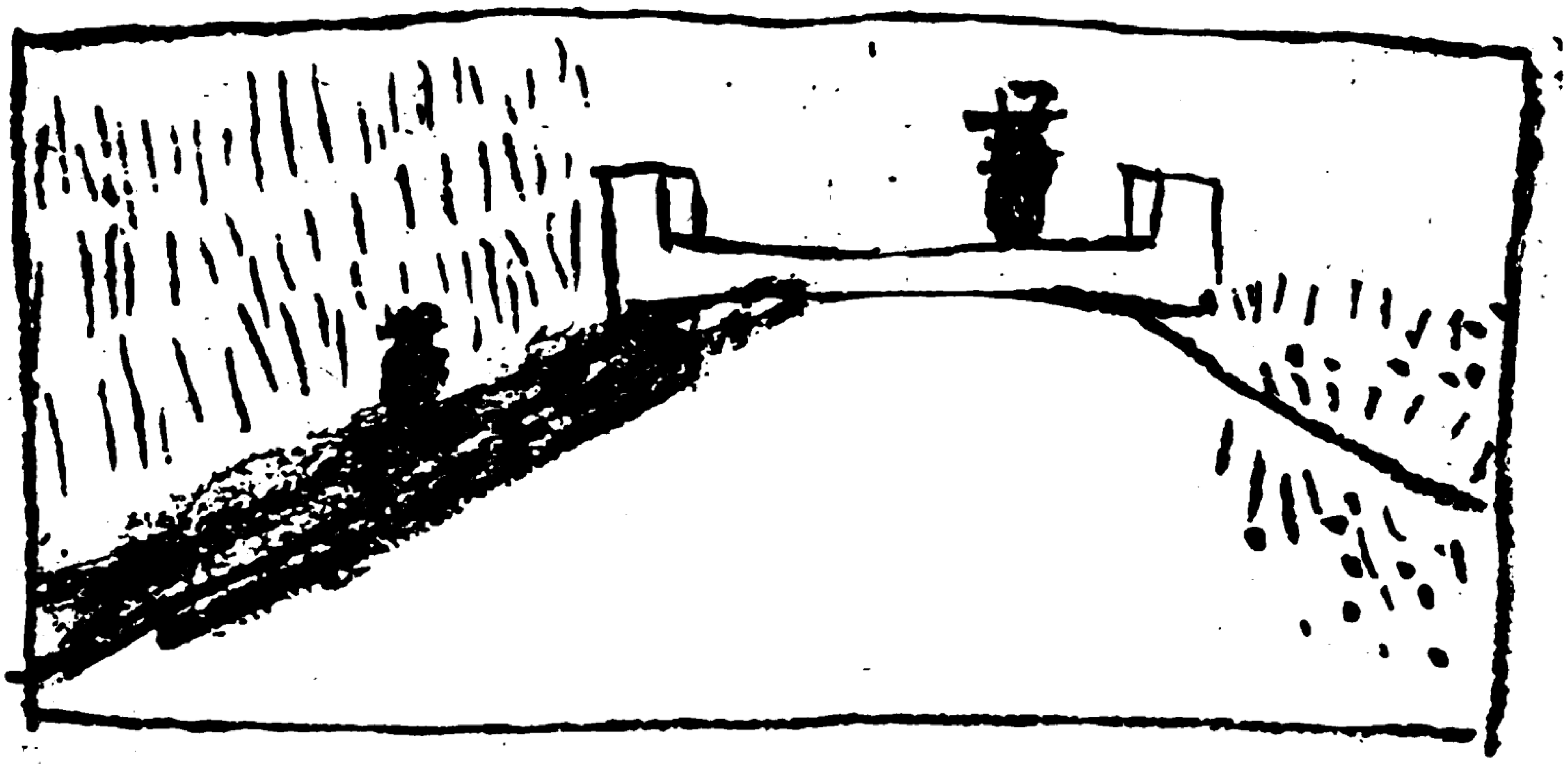
（新刊）

定價參圓　送料二十四錢

『涙になりたがる僕の弱さよ』の自評は適中するか

◇彼は自分自身を評して「涙になりたがる僕の弱さよ」とつくづく述懐している◇彼はかく弱くはあつた、しかし兄弟、妻子に涙で一生涯懐しまれた◇彼の情愛の濃かさよ！病妻に月毎に送るこの短章を讀んで誰か涙を催さざる◇或る人から觀ればそれは余りに歯がゆい程の仲好しであつた。女のやうな情愛の持主ではあつた◇だが・彼は生涯を通じて「妥協」と云ふことを尤も忌んだ◇惡い藝術、疎惡な藝術を忌むこと蛇蝎を見るが如くであつた◇そして未來の藝術は少數専門家の手より離るると斷言した◇父と母と兄弟とには自分の志を尤もよく打明けた◇彼の父は常に松方老侯の財政論を執筆した當時の能文家であり、彼の母は社交以外藝術―和歌―に堪能の賢母であつた◇惠まれた環境にあつたのびのびした彼が全心、全力をその父母に傾けつつそして何が故に山莊の露と消えた◇この一書その謎を解く。

發行所　東京芝區愛宕下町　改造社　振替東京八四〇二〇



點鬼簿

芥川龍之介

一

僕の母は狂人だつた。僕は一度も僕の母に母らしい親しみを感じたことはない。僕の母は髪を櫛巻きにし、いつも芝の實家にたつた一人坐りながら、長煙管ですぱすぱ煙草を吸つてゐる。顏も小さければ體も小さい。その又顏はどう云ふ譯か、少しも生氣のない灰色をしてゐる。僕はいつか西廂記を讀み、土口氣泥臭味の語に出合つた時に忽ち僕の母の顏を、――瘦せ細つた横顏を思ひ出した。

かう云ふ僕は僕の母に全然面倒を見て貰つたことはない。何でも一度僕の養母とわざわざ二階へ挨拶に行つたら、いきなり頭を長煙管で打たれたことを覺えてゐる。しかし大體僕の母は如何にももの靜かな狂人だつた。僕や僕の姉などに畫を描いてくれと迫られると、四つ折の半紙に畫を描いてくれる。畫は墨を使ふばかりではない。僕の姉の水繪の具を行樂の子女の衣服だの草木の花だのになすつてくれる。唯それ等の畫中の人物はいづれも狐の顏をしてゐた。

僕の母の死んだのは僕の十一の秋である。それは病の爲よりも衰弱の爲に死んだのであらう。その死の前後の記憶だけは割り合にはつきりと殘つてゐる

危篤の電報でも來た爲であらう。僕は或風のない深夜、僕の養母と人力車に乗り、本所から芝まで駈けつけて行つた。僕はまだ今日でも襟卷と云ふものを用ひたことはない。が、特にこの夜だけは南畫の山水か何かを描いた、薄い絹の手巾をまきつけてゐたことを覺えてゐる。それからその手巾には「アヤメ香水」と云ふ香水の匂のしてゐたことも覺えてゐる。

僕の母は二階の眞下の八疊の座敷に横たはつてゐた。僕は四つ違ひの僕の姉と僕の母の枕もとに坐り、二人とも絶えず聲を立てて泣いた。殊に誰か僕の後ろで「御臨終々々々」と言つた時には一層切なさのこみ上げるのを感じた。しかし今まで瞑目してゐた、死人にひとしい僕の母は突然目をあいて何か言つた。僕等は皆悲しい中にも小聲でくすくす笑ひ出した。

僕はその次の晩も僕の母の枕もとに夜明近くまで坐つてゐた。が、なぜかゆうべのやうに少しも涙は流れなかつた。僕は殆ど泣き聲を絶たない僕の姉の手前を恥ぢ、一生懸命に泣く眞似をしてゐた。同時に又僕の泣かれない以上、僕の母の死ぬことは必ずないと信じてゐた。

僕の母は三日目の晩に殆ど苦しまずに死んで行つた。死ぬ前には正氣に返つたと見え、僕等の顔を眺めてはとめ度なしにぼろぼろ涙を落した。が、やはりふだんのやうに何とも口は利かなかつた。

僕は納棺を終つた後にも時々泣かずにはゐられなかつた。すると「王子の叔母さん」と云ふ或遠縁のお婆さんが一人「ほんたうに御感心でございますね」と言つた。しかし僕は妙なことに感心する人だと思つただけだつた。

僕の母の葬式の出た日、僕の姉は位牌を持ち、僕はその後ろに香爐を持ち二人とも人力車に乘つて行つた。僕は時々居睡りをし、はつと思つて目を醒ます拍子に危く香爐を落しさうにする。けれども谷中へは中々來ない。可也長い葬列はいつも秋晴れの東京の町をしづしづと練つてゐるのである。

僕の母の命日は十一月二十八日である。又戒名は歸命院妙乘日進大姉である。僕はその癖僕の實父の命日や戒名を覺えてゐない。それは多分十一の僕には命日や戒名を覺えることも誇りの一つだつた爲であらう。

二

僕は一人の姉を持つてゐる。しかしこれは病身ながらも二人の子供の母になつてゐる。僕の「點鬼簿」に加へたいのは勿論この姉のことではない。丁度僕の生まれる前に突然夭折した姉のことである。僕等三人の姉弟の中でも一番賢かつたと云ふ姉のことである。

この姉を初子と云つたのは長女に生まれた爲だつたであらう。僕の家の佛壇には未だに「初ちやん」の寫眞が一枚小さい額縁の中にはひつてゐる。初ちやんは少しもか弱さうではない。小さい笑窪のある兩頬なども熟した杏のやうにまるまるしてゐる。……

僕の父や母の愛を一番余計に受けたものは何と云つても「初ちやん」である。「初ちやん」は芝の新錢座からわざわざ築地のサンマアズ夫人の幼稚園か何かへ通つてゐた。が、土曜から日曜へかけては必ず僕の母の家へ――本所の芥川家へ泊りに行つた。「初ちやん」はかう云ふ外出の時にはまだ明治二十年代でも今めかしい洋服を着てゐたのであらう。僕は小學校へ通つてゐた頃、「初ちやん」の着物の端巾を貰ひ、ゴム人形に着せたのを覺えてゐる。その又端巾は言ひ合

せたやうに細かい花や楽器を散らした舶來のキヤラコばかりだつた。

或春先の日曜の午後、「初ちやん」は庭を歩きながら、座敷にゐる伯母に聲をかけた。(僕は勿論この時の姉も洋服を着てゐたやうに想像してゐる。)

「伯母さん、これは何と云ふ樹?」

「どの樹?」

「この莟のある樹。」

僕の母の實家の庭には背の低い木瓜の樹が一株、古井戸へ枝を垂らしてゐた。髪をお下げにした「初ちやん」は恐らくは大きい目をしたまま、この枝のとげとげしい木瓜の樹を見つめてゐたことであらう。

「これはお前と同じ名前の樹。」

伯母の洒落は生憎通じなかつた。

「ぢや莫迦の樹と云ふ樹なのね。」

伯母は「初ちやん」の話さへ出れば、未だにこの問答を繰り返してゐる。實際又「初ちやん」の話と云つてはその外に何も殘つてゐない。「初ちやん」はそれから幾日もたたずに柩にはひつてしまつたのであらう。僕は小さい位牌に彫つた「初ちやん」の戒名は覺えてゐない。が、「初ちやん」の命日が四月五日であることだけは妙にはつきりと覺えてゐる。

僕はなぜかこの姉に、――全然僕の見知らない姉に或親しみを感じてゐる。「初ちやん」は今も存命するとすれば、四十を越してゐることであらう。四十を越した「初ちやん」の顏は或は芝の實家の二階に茫然と煙草をふかしてゐた僕

の母の顔に似てゐるかも知れない。僕は時々幻のやうに僕の母とも姉ともつかない四十恰好の女人が一人、どこかから僕の一生を見守つてゐるやうに感じてゐる。これは珈琲や煙草に疲れた僕の神經の仕業であらうか？　それとも又何かの機會に實在の世界へも面かげを見せる超自然の力の仕業であらうか？

三

僕は母の發狂した爲に生まれるが早いか養家に來たから、（養家は母がたの伯父の家だつた。）僕の父にも冷淡だつた。僕の父は牛乳屋であり、小さい成功者の一人らしかつた。僕に當時新らしかつた果物や飲料を教へたのは悉く僕の父である。バナナ、アイスクリイム、パイナアツプル、ラム酒、——まだその外にもあつたかも知れない。僕は當時新宿にあつた牧場の外の槲の葉かげにラム酒を飲んだことを覺えてゐる。ラム酒は非常にアルコオル分の少ない、橙黄色を帶びた飲料だつた。

僕の父は幼い僕にかう云ふ珍らしいものを勸め、養家から僕を取り戻さうとした。僕は一夜大森の魚榮でアイスクリイムを勸められながら、露骨に實家へ逃げて來いと口說かれたことを覺えてゐる。僕の父はかう云ふ時には頗る巧言令色を弄した。が、生憎その勸誘は一度も効を奏さなかつた。それは僕が養家の父母を、——殊に伯母を愛してゐたからだつた。

僕の父は又短氣だつたから、度々誰とでも喧嘩をした。僕は中學の三年生の時に僕の父と相撲をとり、僕の得意の大外刈りを使つて見事に僕の父を投げ倒した。僕の父は起き上つたと思ふと、「もう一番」と言つて僕に向つて來た。僕は又造作もなく投げ倒した。僕の父は三度目には「もう一番」と言ひながら、血相を變へて飛びかかつて來た。この相

撲を見てゐた僕の叔母——僕の母の妹であり、僕の父の後妻だつた叔母は二三度僕に目くばせをした。僕は僕の父と揉み合つた後、わざと仰向けに倒れてしまつた。が、もしあの時に負けなかつたとすれば、僕の父は必ず僕にも摑みかからずにはゐなかつたであらう。

僕は二十八になつた時、——まだ教師をしてゐた時に「チチニウイン」の電報を受けとり、倉皇と鎌倉から東京へ向つた。僕の父はインフルエンザの爲に東京病院にはひつてゐた。僕は彼是三日ばかり、養家の伯母や實家の叔母と病室の隅に寢泊りしてゐた。そのうちにそろそろ退屈し出した。そこへ僕の懇意にしてゐた或愛蘭土の新聞記者が一人、築土の或待合へ飯を食ひに來ないかと云ふ電話をかけた。僕はその新聞記者が近く渡米するのを口實にし、垂死の僕の父を殘したまま、築土の或待合へ出かけて行つた。

僕等は四五人の藝者と一しよに愉快に日本風の食事をした。食事は確か十時頃に終つた。僕はその新聞記者を殘したまま、狹い段梯子を下つて行つた。すると誰か後ろから「あぁさん」と僕に聲をかけた。僕は中段に足をとめながら、段梯子の上をふり返つた。そこには來合せてゐた藝者が一人、ぢつと僕を見下ろしてゐた。僕は默つて段梯子を下り、玄關の外のタクシイに乘つた。タクシイはすぐに動き出した。が、僕は僕の父よりも水々しい西洋髮に結つた彼女の顏を、——殊に彼女の目を考へてゐた。

僕が病院へ歸つて來ると、僕の父は僕を待ち兼ねてゐた。のみならず二枚折の屛風の外に悉く余人を引き下らせ、僕の手を握つたり撫でたりしながら、僕の知らない昔のことを、——僕の母と結婚した當時のことを話し出した。それは僕の母と二人で簞笥を買ひに出かけたとか、鮨をとつて食つたとか云ふ、瑣末な話に過ぎなかつた。しかし僕はその話のうちにいつか眶が熱くなつてゐた。僕の父も肉の落ちた頰にやはり涙を流してゐた。

僕の父はその次の朝に余り苦しまずに死んで行つた。死ぬ前には頭も狂つたと見え「あんなに旗を立てた軍艦が來た。みんな萬歳を唱へろ」などと言つた。僕は僕の父の葬式がどんなものだつたか覺えてゐない。唯僕の父の死骸を病院から實家へ運ぶ時、大きい春の月が一つ、僕の父の柩車の上を照らしてゐたことを覺えてゐる。

四

僕は今年の三月の中ばにまだ懷爐を入れたまま、久しぶりに妻と墓參りをした。久しぶりに、——しかし小さい墓は勿論、墓の上に枝を伸ばした一株の赤松も變らなかつた。

「點鬼簿」に加へた三人は皆この谷中の墓地の隅に、——しかも同じ石塔の下に彼等の骨を埋めてゐる。僕はこの墓の下へ靜かに僕の母の柩が下された時のことを思ひ出した。これは又「初ちやん」も同じだつたであらう。唯僕の父だけは、——僕は僕の父の骨が白じらと細かに碎けた中に金齒の交つてゐたのを覺えてゐる。……

僕は墓參りを好んではゐない。若し忘れてゐられるとすれば、僕の兩親や姉のことも忘れてゐたいと思つてゐる。が、特にその日だけは肉體的に弱つてゐたせゐか、春先の午後の日の光の中に黑ずんだ石塔を眺めながら、一體彼等三人の中では誰が幸福だつたらうと考へたりした。

　かげろふや塚より外に住むばかり

僕は實際この時ほど、かう云ふ丈艸の心もちが押し迫つて來るのを感じたことはなかつた。（一五、九、九）



兄を罰せよ！

——二幕四場——

村山知義

人物

母

兄

弟

刑事二人

リユーバ

ニーナ

妖婆

舞台

正面に窓、上手と下手とに戸口のある、きたない狭い部屋。三階位ゐの高さ。窓の外は

第一幕

第一場

灰色の空。みぢめな椅子が三脚。

夕方。

母と弟とが腰掛けてゐる。母は縫物をし、弟は窓から外を眺めてゐる。

弟。「お母さん。あの變な足音が聞えませんか？」

母。（縫物の手をやめて、心配さうに弟を見る。）「いいえ、何も聞えませんよ。」

弟。「聞えませんか？ あの足音が。冴えた足音だ。馬鹿に確實なテムポだ。しかし身體の何處かに痛む場所がありさうだ。パタリ、パタリ、パタリ、パタリ。」

母。（ハツとして立上らうとする。）お母さん、あれは、兄さんの足音ですよ。」

弟。「お母さん、兄さんは何かはつきりしたものを、さう、恐らく、主義を得たのかも知れませんね。」

母。（不憫に。）「さう、兄さんはお前と違つて智惠に生きる人だつた。」

弟。「いいえ、僕の云ふのはさういふ意味ではないのです。兄さんは僕達をこんなにも苦しませてゐながら、しかもあんなにしつかりした確實な足音をさせてゐられるのだから、きつと何かはつきりしたもの、恐らく主義を得たのだらうと思ふのです。（暫く耳を聳てゝゐる。やがて、）おや、足音がやんでしまひましたよ。兄さんは歸つてくるんぢやなかつたんですよ。僕は兄さんが歸つて來るんだと思つて、今、一生懸命で準備をしてゐたんです。（彼は立ち上つて戸口に歩

み寄り、お辭儀をして、うれしさうに云ふ。）兄さん、歸つて來ましたね。僕達は隨分待つてゐましたよ。毎日兄さんの話をしてゐたのですよ。兄さんはきつと素張らしい獲物を持つて來るに違ひないつて。兄さんは隨分肥つて、大夫さうになりましたね。少ししかお金が送れなかつたのでひどく困つたでせう。お母さんの事を云へばね、お母さんは少しお弱はりになつたのです。耳が少し遠くなつたのです。そして心臟が殊に弱つてゐるのです。だが醫者は、出來るだけ働かずに、安靜にさへしてゐれば、何も心配することはないつて云ひました。それから僕の事を云へば、僕は今は病的である以外に何者でもない人間だけれど、しかしあらゆるものになり得る可能性を持つてゐるんです。ただ兄さんがこの事を信じてくれさへすればいいのです。何故と云へば僕は兄さん以外に知つてゐる人がなく、そして兄さんだけを愛してゐるからです。信じてくれますか？どうです。信じてくれますか？どうです。」（烈しく泣き聲になる。）

母。（近寄りながら、）「それはむろん信じて下さるとも。兄さんはいつもお前を尊敬してゐらしつたもの。」

弟。「さうかしら。兄さんは僕の可能性を信じて下さるかしら。」

母。「ええ、ええ、これ程確かなことはありませんよ。」

弟。「さうかしら。さうならば僕は一生涯、兄さんに感謝し續けるのだが。」

弟は坐に戻る。

母も腰掛けて縫物を初める。

暫く沈默。

弟。「お母さん。兄さんが歸つてくる時は電報が來るんでせうね。」

母。「それはさうに違ひないね。」

弟。「すると僕達はその電報を見てどうするんでせう？」

母。（編物をやめて顔をあげる。）「その電報にはきつと時間が書いてありますよ。汽車が停車場へ着く時間がね。（不憫になつて、）それで私達は時間がわかるから、その少し先に停車場へ――」

弟。「停車場へお迎ひに行くんですか？」

母。（呆然と前を見ながら、）「さう、停車場へお迎ひに――」

弟。「だつてお母さん。僕達はもう一年も外へ出たことがないんですよ！」

母。「さうねえ。停車場も隨分變つたかも知れないねえ。」

弟。「僕達二人はきつと笑ひものになるでせうよ。奇怪な昆蟲みたいに見えるでせうよ。だがもしそれが必要なら僕はその侮辱にも耐えますよ。僕はどんな侮辱にも耐えますよ。その侮辱は正しいから。だがお母さんが侮辱されていい筈はちつともない。」

母。「いいえ、お母さんだつてそんな事は何でもありませんよ。」

間。

弟。「だが、僕達は何を着てゆくんです。着物なんかないぢやありませんか。」

母。「さうだ。私達は着物をみんな兄さんのために賣つてしまつたね。」

弟。「僕達はこんな着物ではお迎ひに行けませんよ。兄さんは立派な都から歸つてくるのだから、汽車から降りるや否や、多勢の人達の中にまぢつてゐるみすぼらしい二人を見るのはきつと苦しいに違ひありません。それよりも僕達はやつぱり初めに考へてゐた通り、此處にかうして坐つてゐて、兄さんが戸を叩いてくれるのを待つてゐませう。僕

達は此處にかうして坐つてゐるのです。さうするとコツコツと戸を叩く、兄さんなのです。僕は立ち上つて行つて戸を開けて云ふ。(立ち上つて戸を開ける眞似をする。)兄さん、さあ這入つてあなたのお母さんと弟とを御覧なさい。僕はあなたの足音でもつて、あなたが主義、或る確信を得たことを知りました。兄さんはいつもの熱心さを以つて、それを僕にも〃そしてお母さんにも押し附けようとするでせう。だが、たとへ兄さんの眼に僕がどんなに慘めなものに見えようと、しかも僕は斷然として云ひますよ。僕達は、僕もお母さんも、この苦しい一年を通して、或る一つの言葉を得た。それは、たとへ兄さんの主義がどんな姿をしたものであらうと、僕達は、僕もお母さんも、絕對にそれに一致出來ないに違ひないといふ言葉です。この事を僕はまづ第一に、あなたがこの戸口から踏み込む前に云つて置かなければなりません。兄さんはまづ第一に知らなければなりません。兄さんの主義は僕をひどく苦しめ、最後に恐らく僕を殺すであらうといふことを!そしてお母さんを、一層ひどく、一層ひどく苦しめ、一層ひどく殺すであらうといふことを!」

母は弟の言葉の間、手で顏を覆つて泣いてゐる。

弟が坐に戻る。

母が縫物を初める。

弟。(靜かに、)「お母さん、お伽話をして上げませうか。」

母。(心配さうに、)「ああ。」

弟。「兄さんといふ人がゐたのです。この人は誰に見られても恥しくない、それどころか威張つてもいい程の顏や身體を持つてゐるのです。そして男にも女にもいろいろの人に愛されたし、これからも愛されるのです。この人は不幸な

目にあつたこともないし、これからもあひさうもないのです。何故と云へば、この人は何處にでも逃げ路を持つてゐるのです。適度に愛することが出來、適度に想像することが出來、適度に忘れることが出來るのです。そして、しかも、才能はたぐひない程あるのです。やらうと思へば何でも出來る才能を持つてゐるのです。顏附や態度を自由に操ることが出來るのです。一番恐ろしい事には、絶望した人間の姿をさへとることが出來るのです。(極めて落着いて窓の外を見たまま、朗讀するやうな調子で。)お母さん、これは何でせう。これはアンチクリストぢやありませんか。彼にはいろいろの資格があるのです。これは彼自身もまたすべての他人も認めてゐるのです。彼は安心して自分の周圍の人々に、いろいろの事を要求する資格があるのです。そして人々は多くの場合、よろこんでそれをみたすのです。彼は美しいアマゾンのやうなものです。しかも必要に依つては『罠にひつかかつた狼』のやうな樣子もするのです。そして人々は彼が常にさうであるかのやうに確信してしまふのです。この人は自分に許されたあらゆる便利を使用して、やがて確固たる信念を確得します。彼はそれに客觀的妥當性を與へて主義にまで高めます。さうすることが最も彼の本性に適ふからです。彼は今や何物をも顧慮することなく、自分のヴァイタル・エナージーにフル・スピードをかけます。錢の輪が轟々として鳴りとどろきます。無數の人々が彼の仲間になつて、彼と力を協せます。彼はその機關の頂上に立つて物凄く大きな歡呼の聲をたてるのです。世の中は彼を喝采します。歴史は彼のために變化するでせう。彼は或ひは救ひ主とまで呼ばれるでせう。そして實際に無數の人々を救ひさへするでせう。だけどお母さん、この王子は、最大の惡人なんです！この王子は、變化(へんげ)で、みの蟲で、魚なんです！」

夕闇の雨下。電氣はまだつかない。

遠くの方から音樂が聞える。ヴァイオリンとピアノでのクロイツエル・ソナタ。

弟。（ギョッとして飛び上つて、）「お母さん！あれは何でせう？」

母。「音樂が聞えるね。お前、音樂ですよ。」

弟。（グッタリと腰をおろして、）「音樂か――――音樂か。お母さん。僕達も音樂を聞いたことがありましたね。もう一年以上も前のことですね。やつぱりこの曲だつたやうな氣がする。僕達は三人並んで、この窓から外を眺めてゐた。お母さんはやつぱり心配に押しつぶされながら、しかも健氣にも樂しさうな顏をしてゐらしつた。僕と兄さんとはそれぞれ希望と焦燥で爆發しさうな心を抱いて、ぢつとこらえてゐた。その時この曲がやつぱり今日のやうに遠くから聞えてきた。不思議な曲だ！人の心を抵抗し難い力で扭ぢ廻す。それは忽ち惡魔の招待であるかと思ふと、忽ち神の啓示だ。僕は腕の一とふるひで、あらゆる拘束を振り落としてしまひたい熱望に襲はれた。しかし兄さんも同時に同じ熱望に襲はれたのだ。兄さんは突然立ち上つて、都へ行くんだ、と云ひ出した。兄さんの熱望は僕の熱望より小さくはなかつた。兄さんは僕を押しのけた。僕の熱望で燃えてゐる眼を、兄さんは憎惡と敵意で滿ちてゐる眼で刺し貫いた。次に兄さんはお母さんを壓倒しにかかつた。そして兄さんは都へ出て行つてしまつた。」

薄暗い電氣がつく。音樂がやむ。殆んど暗闇の中に沒し去つてゐた二人の姿が照らし出される。

弟は凝然として椅子に腰掛け、母は縫物の上に低く頭を垂れてゐる。

弟。「お母さん。」

母。（頭をあげて、）「おや、電氣がついたのね。」

弟。（まわりを見廻しながら、）「何ていふ淋しさだらう。」

母。（ぢつと電燈を見つめながら、）「だが、兄さんがぢきに歸つてくる！」

弟。「さうして僕の運命は極つてしまふ。それともう極つてゐるのかも知れない。僕達はこの一年の間、一度も外へ出なかつた。僕もお母さんも食物を減らした。僕は本をさへ買はなかつた。僕は兄さんの中に生きるのだ、さう思つて此の一年間、絕對に慾望を起さない年を過した。しかもこの一年は僕の生涯に二度と歸つては來ない一年なのだ。それに僕は何といふ深く兄さんを愛してゐることだらう。僕はそれに氣がついて愕然とした程だ。僕は自分に絕望する程兄さんを愛してゐたのだ。僕はこの死よりも苦しい年を過したことに就いて、そして恐らくこれからも過さなければならいことに就いて、兄さんに何も要求しまいとするのかしら？ああ、僕はどうしたらいいのだ。」

母。「いいえ安心なさい。お前のこの大きな犧牲を兄さんはきつと何十倍にもして返して下さるに違ひない！お前の犧牲は殊更尊い犧牲なのだもの。お前は小さい時から殆んど一日殘らず病氣だつた。小學校へさへ滿足にゆけなかつた。お前がほんとに樂しみをしたといふ事は一度だつてないでせう。お前が身體に何處も具合の惡い所がなく、ほんとにすがすがしい氣分だつたといふ日は一日だつてないでせう。そのお前が、健康な身體と、いい頭を持つてゐる兄さんのために、こんなに辛棒してくれたのですもの、この犧牲は考へも及ばない程大きな犧牲です。兄さんは決してひどい人ではない、お前はもつと安心して兄さんを信じてもいいのですよ。」

弟。「僕はこわい！僕は兄さんにあふのがこわい！そこら中の筋がひきつるやうな氣がする。呼吸がつまりさうだ。空氣がひどく重い。」

戶の外の聲。「電報！」

母と弟、はぢかれたやうに立ち上る。

遠くの方で、タヲツ、タ、タ、タ、タ、タラツ、タ、タ、タ、タと太皷の音。

弟。「ほら、兄さんが凱旋して來る！太皷をたたいて、兄さんが凱旋して來る！」

戸の外の聲。「電報！」（戸をたたく。）

母と弟、戸口へ飛んでゆく。

暗轉。——

太皷の音絶えず。

第二場

同じ部屋。

その翌日の晝間。——

母、弟、兄、並んで腰掛けてゐる。兄は腰に太皷を釣つて打つてゐる。タラツ、タ、タ、タ、タ、タラツ、タ、タ、タ、タ、タ。

弟。「そしてその町のすべての小路を兄さんは歩いたといふのですね。」

兄。「さうだ。大路を歩き盡してから。小路を歩き盡したんだ。そしてそこで僕が何を見たと思ふ。僕が思ひも及ばなかつたことでお前が思ひも及ばないことだ。ああ、考へても見るがいい。誰も彼もが太皷を打つてゐるんだ。早く、遲く、強く、弱く。（彼は太皷を打つ。）無數の色と無數の光があり、惡人の中の惡人と、聖人の中の聖人とが同じ姿をしてゐる。子供でさへも髭を生やして、異性に就いて論じてゐる。あらゆる物が金で買はれる。金は詐欺に依つてのみ得られる。權力は常に惡人の手にある。（舞臺の裏からサキソフオンの吹奏が聞えてくる。）すべてのともしびは消えてはつ

き、すべての窓はしまつては開く。人々は互ひに相手を輕蔑し、摑み、撫で、いぢりまわす。澤山の賣店が軒を並べてゐるが、そこでは恥を賣るかと思へば、よろこびを賣る。（舞臺暗くなり初める。）凱旋門がある。見世物がある。曲りくねつた鐵梯子がある。人はそこではどんなに惡を流してもいい。それは流れ去るから、人はまたその次を流さなければならない。一番愚劣なものは道德と宗教だ！輕蔑すべきものは犧牲だ！」

　　彼は太鼓を打ち鳴らす。サキソフオンの音が高まつてやむ。

兄。「何もかも怪しい姿をしてゐるんだ。そしてしかも複雜を極めてゐるんだ。僕はお母さんや弟の事を考へてはゐられなかつたんだ。この一年の間、僕は二人のことを二分とは考へなかつた。僕はあの大都會のあらゆる隅々を生活したいと思つた。僕はとめどもない意慾をどんな手段を取つてでも滿たさうと思つた。僕は飢ゑた。肉體的にも精神的にも飢ゑた。僕の身體のまわりには、大都會が、あらゆる魅力のヴアリエーションを以つて立つてゐた。僕の求めてゐたものは、二人も知つてゐる通り、むろん單なる享樂ではない。僕は自分の力を生かしきりたかつたのだ。僕は自分を擴げ、飛ばし、伸ばし、躍らせたかつたのだ。しかしやがて僕は知つた。僕のこの意慾は禁止されてゐるのだといふことを。僕は要するに、お母さんから生れてはならなかつたのだ。（母は手をしぼる。）僕はどこかほかの、どこかほかのお母さんから生れるべきだつたのだ。僕はスタートを誤まつたのだ。僕は絶望した。しかしこの絶望がまた何と魅惑的だつたか！僕はこんな事があり得るとは知らなかつた。何故と云へば、僕は絶望の底から、不思議に輝かしいものを得たのだ。それは一つの漠然とした樂しい將來をさへ約束してくれた。大都會には僕と同じやうな境遇の者が多勢ゐた。僕達は眼の前にあるあらゆるものを極端に侮蔑することに依つて自分を生かした。僕達は出來るだけ人々を苦しめた。これは僕達にとつて義務だと感じられた。僕達は理論を輕蔑し、秩序を輕蔑した。僕達は毎朝、むさぼる

やうな眼で新聞を見た。僕達は殺人や强盜や强姦の記事を見附けると歡呼してよろこんだ。」

母。(額を歪めて叫ぶ。)「お前！」

兄。「何です。その顏は。お母さんはそんな顏をする資格を待つてやしませんよ。、、、、、、、、、、、、、。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。たとへお母さんに惡意がなかつたとしても、お母さんは馬鹿だつたのだ。そして馬鹿であることは許すべからざる惡だ。全體何だと思つてお母さんは結婚したんです。田舍者と田舍者との理想もない、計畫もない、、、、、、、、、、。、、、、、、、、、、、。お母さんはたつた三年間に僕達二人を作つた。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。お母さんはそんな顏をする資格はない。お母さんは、靜かに、空氣のやうに透明に、しかも僕達のあらゆる氣まぐれを生命をかけて滿たさうとつとめなければならないのだ。お母さんは僕達が何をしようと、ちよつとでもそれに手を出す資格はない。たとへ僕が、、、、、、、、、、、、、、お母さんにはそれに手を出す資格はないんだ。たとへ僕がその細にシャボンを塗り、、、、、、、、、、、、、、、、お母さんと細とを向ひ合はせにして一日ほつて置いても、お母さんはぢつと坐つたまま、その細をみつめてゐなければならないのだ。そして僕がはいつて來て、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、お母さんは、聲を立てても、目をふさいでもいけないのだ。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、。」

窓の下で太鼓の音。

兄。「おや、友達が都からやつて來たらしい。ちよつと行つてくる。」(去る。)

間。

母。（その聲はかすれて殆んど聞えない。）「兄さんはどんなに苦しんだのだらう。恐ろしい都でどんなにひどく苦しんだのだらう。感じの強い子だつたから。侮蔑に耐えられない子だつたから。」

弟。（立ち上つて強く、）「いいえ、兄さんは苦しみやしません。兄さんには苦しむことは出來ません。兄さんは自分のモーターにスピードをかけてゐるに過ぎないんだ。兄さんは誰にも侮蔑なんかされやしません。却つて尊敬されてゐるに違ひないんだ。兄さんは何といふ歡呼の聲を擧げたんだらう！僕はほんのさつき兄さんの性質をお母さんに話してあげたではありませんか。兄さんは恐ろしく幸福なんだ！」

母。「いいえ、兄さんは不幸なのだ。そして皆私の罪なのだ。何故私はこんなに馬鹿だつたのだらう。何故私達にはこんなにお金がないのだらう。」

弟。（叫ぶ。）「兄さんは幸福なんだ！兄さんは恐ろしく幸福なんだ！」

母。「今ではもう遲いのかしら。何もかも取り返しがつかないのかしら。私はもう許しては貰へないのかしら。（自分で自分の頭を打ちながら。）私のこの頭は自分の子供達をこの上もなく不幸にすることにだけしか役立たなかつたんだ。私はこの頭が痛くなるまで、あんなに痛くなるまで考へに考へたんだのに！私は一瞬間でも子供達の幸福以外のことは考へなかつたんだのに！（顔をあげて眼を輝かす。）あ、毛糸の屑があつた筈だ。ジヤケツの破れがあつた筈だ。あれでスリツパを編まう。そして賣らう。」上手へ去る。）

弟。（窓から下を眺める。）「兄さんは幸福なんだ。お母さんは悲しむ必要はないんだ。お母さんはちつとも悲しむ必要はないんだ！（突然驚いて身を外へのり出す。太鼓の音が微かに聞える。）あれは何だ！あの眞黒な機械は何だ！あの不思議な形を

した大きな機械は何だ！」

彼は暫く乘り出してゐたが、やがて身を起して下手の戸口を、恐怖にみちた目でみつめる。兄が下手の戸口から現はれる。太鼓は釣つてゐない。その代り大きなポートフオリオを脇にはさんでゐる。

兄。（非常に快活に、）「お前は窓から覗いてゐたね。あれを見たかい。あの黒い大きな鐵の機械を。あれは印刷機だ。僕達はあれを都からこつそりと持つて來たんだ。あれをこの下の家に据えつけて、秘密に印刷するんだ。僕達は幸福だなあ！あの機械が來たんだ。さあ、僕達は、僕とお前とお母さんとは、一緒に戰へるんだ。お前がローラーを廻す。お母さんがインクを煉るんだ。僕達は不幸だつたがその復讐が出來るんだ。（彼は弟を腰掛けさせ、自分もすぐそのそばに椅子を引き寄せて腰掛ける。そして弟のやつれた顔をみつめる。）僕達はお伽話が好きだつたね。お前は子供の頃お伽話を書くことが好きだつた。僕は覺えてゐるよ。お前は『妖女』といふのを書いたことがあつたね。まだきつと何處かにしまつてあるよ。鬼のやうな繼親を持つたリユーバといふ女の子が、ただ恐ろしさに一杯で、食堂のテーブルの下に人形を抱いて坐つてゐるんだつたね。そしてその人形には右手がなかつたのだ。そこで繼親のほんとの子のマーシヤの人形の右の手をポキリと折つたので、リユーバは暗い物置の中に入れられたのだ。そしてぶるぶるふるへながら、うそのお父さんもお母さんもマーシヤもみんな殺してやらうかと思つたのだ。するとその時暗闇の中で、『可哀さうなリユーバ』といふ優しい聲がして、それがリユーバの胸の奥の奥まで浸み込んで行つたんだ。眼の前がパツと明るくなつて、さうしてその光の中に、暗い綠色の服を着て、眞黒い翼を生やした恐ろしい姿のおばあさんが現はれたんだ。リユーバは手を打つて笑ひ出した。そしておばあさんの瘠せた細長い腕に縋りついて、森を越えてどんどんと飛んで行つたのだ。さうだ、そして暫くたつて氣がついて見ると、リユーバは暗い綠色の壁に包まれた小さな部屋の寢台の上

に横になつてゐたんだ。脊中の下に何かはさまつてゐるやうな氣がしたので、さわつて見ると、それはおばあさんに生えてゐたのと同じやうな眞黒な翼だつたのだ。」

部屋がこの間に段々と暗くなつて、ここで眞暗になつてしまふ。

綠色の光がはいると、兄も弟もゐなくて、ここは妖女の部屋である。

小さな寢臺があつて、黑い翼の生えたリユーバが今起き上つた所である。下手の扉がパタンと音を立てて開くと、暗い綠色の着物を着て、眞黒な翼を生やした、リユーバと同じ位ゐな女の子ニーナが飛び込んで來る。

ニーナ。「お眼覺め？」

さういふなりリユーバの上にのしかかつて、しつかりと抱きしめて接吻する。

ニーナ。「さあ、お起きなさい。お起きなさい。リユーバさん。」

ニーナは笑ひながらリユーバを抱き起こして寢臺の下に立たせる。

ニーナ。「まあ柔らかい。私の羽より柔らかいわ。（リユーバの翼に觸れる。）さあ、翼をたたんで御覧なさい。始終そんなにばあつと擴げとくもんぢやないわ。さあ、さあ。（自分の翼を擴げてまた疊んで見せる。リユーバは疊まらうとするけれども疊めない。）まあ、馬鹿。馬鹿。ぢや私が手傳つてあげるわ。ちつとくすぐつたいけど我慢してらつしやい。そら此處を曲げて。もつと。もつと。」

丁寧に一枚一枚リユーバの翼をたたんでやる。

妖婆。（はいつてくる。）「何を騷いでゐるのだえ、ニーナ。さあ早く私がさつき云つといた通りにおし。お前の鳥を打つて鳴かせるのだよ。早く。ニーナ。駈け出して行くのだよ。」

ニーナは素早くリユーバに跳びついて接吻すると、奇妙な叫聲をあげて下手の戸口へ駈け出す。リユーバはゾツとする。

妖婆。「あれが妖女の叫び聲つて云ふんだよ。お前も叫んで御覽。あゝいふ聲が出るよ。妖女、妖女つて何だかわかるかえ。お前も妖女。私も妖女。そして私はお母さんの妖女。お前とニーナは子供の妖女。いいかえリユーバ、今日から私がお前のお母さんだよ。さうしてニーナとお前は姉妹になるのだよ。（妖婆はリユーバを抱いて接吻する。）私のリーバ。」

リユーバ。「お母さん。」

妖婆。「おお泣いてゐるね。泣いてゐるね。リユーバ、うれしいのだよ。うれしいのだよ。知つてゐるかえ。うれしいのだよ。（彼女も一緒に泣き出す。やがて抱きしめた手をゆるめて火のやうな眼でリユーバを見る。）さあ、何時までもかうしてはられない。いいかえ、リユーバ。お前はね、これから元の家へ飛んで行くのだよ。背中の翼でね。さうしてお前の悪者のお父さんお母さん、マーシヤも一緒に鳥にしてつれてくるのですよ。お父さんをつかまへて『鳥になれ、』お母さんをつかまへて『鳥になれ、』マーシヤをつかまへて『鳥になれ、』つて云ふのですよ。するとみんな暗い緑色の鳥になるからね、それをこわきに抱えて歸つてくるのですよ。さうするとどんな事になると思ふ？鳥はみんな人間の國を慕つてがあがあ鳴くんだよ。それが又面白い聲なのだよ。お前信じないかえ？ぢやお聞き。そら鳴き聲がするだらう。」

おかしな、ふき出さずにはゐられないやうな鳥の聲が聞えてくる。リユーバはきやつきやつと笑ふ。

妖婆。「そら御覽。お前もおかしくてたまらないだらう。あれはニーナの悪いお母さんの聲だよ。（リユーバはびつくりして笑ひやめる。）何をそんなにびつくりして笑ひやめるの？　さあもつとお笑ひ。もつとお笑ひ。おお、それよりもお前の出掛ける時間だよ。（妖婆はいきなりリユーバを抱へて窓の所へつれてゆき、窓の上に立たせ、自分は後にまはつて兩手でリユーバの兩方の翼の先を握る。）そら、私が動かしてやる通りに翼を打つて御覽。さう。さう。もつと早く。さう、さう。ああほ

んとにいい風具合だ。ちや飛ぶのだよ。私が一、二、三といつて手を離すからね。いいかえ。おや、慄へてゐるね。元氣をお出し。元氣をお出し。ではもう一度云ふよ。『鳥になれ』忘れちやいけないよ。お腹に力を入れて『鳥になれ』もうそれで濟むのだ。もしこれが云へないとね、いいかえ、もうお家へ歸つて來られないのだよ。翼がなくなるのだよ。『鳥になれ』屹度お云ひ。さあ、一、二、三！（妖婆は手を離す。リユーバは強く翼を打つて、すうつと窓の外へ飛び出す。妖婆は手を打つて氣違ひじみたよろこびの聲をあげる。ニーナも出て來て、手を振つて見送つてゐる。）おお、立派！立派！ああ、左樣なら。左樣なら。では氣をつけておいで。あ、風が來た。翼が傾いた。危い。氣を附けて。氣を附けて。（妖婆は窓から精一杯身を乗り出して聲を限りに叫ぶ。）リユーバ。いいかえ。屹度歸つて來るのですよ。鳥をつれて、屹度歸つて來るのですよ。（ニーナに向つて、）ニーナ。リユーバはほんとに鳥を持つて歸つてくるだらうか？」

ニーナ。「屹度。お母樣。それはもう。」

二人はぢつと空を見守つてゐる。

間。

妖婆。「ニーナ。遲いね。」

ニーナ。「屹度歸つて來ますよ。お母樣。」

妖婆。（暫くたつて、）「おお、リユーバはどうしたのだらう。（身をもんでゐる。）ニーナ。ちよつと行つて、見て來ておくれでないか。お前リユーバの家を知つてゐるだらう？」

ニーナ。「ええ、ええ、お母樣。リユーバは始終、テーブルの下で人形を抱いてゐたのでせう。」

妖婆。「おお、早く行つて見て來ておくれ。」

リューバは窓から飛び出して行く。妖婆はその後を見送つてから、淋しさに耐えられないで、部屋の中をあちこちに歩き初める。不意に立ちどまつて、兩手を胸に組み合はせて囁く。

妖婆。「リューバや。リューバや。」

ふと窓から外を見て、窓べりに跳びついて、身を乘り出して叫ぶ。

妖婆。「おお、歸つて來た！歸つて來た！(やがて倒れさうになる。)あ、一人きりだ。一人きりだ。ニーナ一人きりだ。ニーナ。リューバは？リューバ？」

ニーナが窓に現はれる。妖婆はニーナを窓から抱き取る。

妖婆。「ニーナ。リューバは？リューバは？リューバは？」

ニーナは妖婆の胸に顔を埋めて泣き出す。

妖婆。「ああ、リューバはやつぱりテーブルの下に居るのだね。さうしてこわれた人形の手をつないでゐるのだね。可愛さうなリューバ。」

舞臺段々暗くなる。

ニーナ。「ええ、さうなのよ。お母様。泣きながらね。悪者のお父さんにひどく鞭で打たれたのよ。可愛さうなリューバちやん！」

弟。「兄さんは何だつてそんな昔のお伽話をするんです。」

兄。「僕がお前を好きだからさ。このお伽話がお前をよく現はしてゐるからさ。お前は靜かな、弱い、思ひやりの深い子供だつた。だが、今からお前は強くなれる。お前は強くならなければならない。世界が僕達を要求してゐるんだ。僕

達は慘酷にならなければならない。さつき僕が云つたのはうそだ。僕が理論を輕蔑し、秩序を輕蔑してゐると云つたのはうそだ。一時さういふ時もあつた。しかし僕は主義を得たんだ！確固たる信念を得たんだ！僕達はもう弱々しい人間を必要としないんだ！病的な人間を必要としないんだ！（彼はポートフオリオの中の繪をバラまく。）これを見ろ！この寫眞を見ろ！これは戰ひの繪だ！これは虐殺の圖だ！これは死骸だ！突撃と、激戰と、勝利の光景だ！」

急激に幕。

第二幕

第一場

同じ部屋。

その翌日の夜。

暗い電燈の下で、母は毛糸のジヤケツをほぐして、一生懸命にスリツパを編んでゐる。

弟はぢつと腰掛けてゐる。

弟。「お母さん。もう三時頃でせうよ。早く寢ないといけませんよ。早く寢ないと駄目になりますよ。」

母。「お前こそ早くお寢。今晩は寒いやうな氣がするね。それとも、さうではないのかしらん。窓は開いてゐるのかしらん。」

弟。「開いてゐるのです。音が絶えず聞えて來ます。印刷機械の音が。兄さんは印刷してゐるのだ。（跳び上る。）僕の惡口を印刷してゐるのだ！お母さんの惡口を印刷してゐるのだ！そしてそれを全世界にバラ撒くのだ！」

母は一層編物の上にかがみかかつて手を動かす。

弟。（また腰掛ける。）「頭が痛い。空氣がひどく重苦しい。呼吸が困難だ。炭酸瓦斯が立てこめたのかしら。おや、窓が開いてゐる。さうすれだ空氣の流通はいいわけだ。リユーバ。子供の時の話だ。おや、ひどい音がする。（窓の所へ行つて下を見る。彼の眼は段々とみひらかれ、その身體は段々と乗り出す。押さえつけた聲で、）お母さん！」

母。（顔をあげて、）「何？。」

弟。「ごらんなさい、ちよつと。ちよつと御覧さない。」

母は編物を手に持つたまま窓の所へ行つて下をのぞく。

弟。「あのあかりのついてゐる窓を御覧さない。」

母。（身を乗り出しながら、）「兄さんの窓ですね。」

弟。（身を窓の陰にちぢこめながら、）「兄さんと友達とがこつちを向いて笑つてゐるのが見えませんか。」

母。「いいえ、向ふの窓はガラス戸の陰に厚いカーテンがしまつてゐますよ。カーテンにはちつとも隙間がありませんよ。」

弟。「カーテンには隙間があるんです。兄さんと友達とが隙間からこつちを見て笑つてゐるのが見えないんですか。」

母。「いいえ、カーテンには影さへうつつてゐませんよ。」

弟。「笑つてゐるぢやありませんか。笑ひ聲が聞えるぢやありませんか。お母さんは眼も耳も駄目になつちまつたんだ。もうボロボロにすりきれちまたつんだ。何だつてお母さんはそんなにすりきれちまつたんです。」

母は默つて椅子に戻つて編み續ける。

弟。（窓から下を睨んでゐたが、突然ヨロヨロとして母の椅子に身を支へる。）「お母さん。兄さんは、本當に僕達の惡口を印刷してゐるのですよ！」

母。「何だつてお前はそんな事を云ふんです。」

弟。「僕は今、たうたうハツキリと聞いたんです。兄さんはチラリとこつちの窓を横目で見ながら友達に云つたんです。あいつは充分輕蔑さるべきだよ。俺はあいつの可能性を信じない。あいつは結局物の役には立たぬ。一つ印刷に附して天下に公表してやれつて。」

母。（疑はしげな眼をして立ち上つて窓に近寄る。）「聞えない。お母さんには何にも聞えませんよ。兄さんがそんな事を云ふ筈がない。」

弟。「兄さんが云つてゐますよ。（忍び足で窓に近寄る。）弟は俺の主義に無條件で一致すべきだ――それをしないのは許すべからざることだ――ではあの機械だ。」

間。

弟は窓際に立ちすくんでゐる。

突然母の前に膝を突く。

弟。「兄さんの計畫をすつかり聞いてしまひましたよ。兄さんは複雜な、しかし携帶自由な電氣裝置の機械で、僕の頭腦を支配しようとしてゐるすです。その機械を使へば、まづ第一に、こつちの考へてゐることが一目瞭然としてわかつてしまふのです。僕が兄さんに對して思つてゐること、それが皆兄さんにわかつてしまふのです。」

母は恐怖して弟をみつめる。

弟。（切迫して、）「お母さん。電氣の傳はらないものは何です。僕はあの機械にかかつてはならない――あ、もう電流

が通じ初めた――むろん非常に弱い電流だから、ちよつとした絶縁體があればいいんだ。（坐布團をとつて頭の片側を包む。母は顏を痙攣させながら、涙を押し戻してゐる。間。弟はトロトロとしてゐる。）お母さん。僕は本が讀みたい。」

母。（彼の頭を優しく撫でながら、）「さう。本を買ひませうね。何の本がいいでせうね。新聞がないかしら。廣告が出てゐるでせうよ。お母さんが何處かへ行つて新聞を探して來てあげるから、その間ちよつと寢てみたらどうだらう、え？」

母は床に毛布を敷いて、弟を横にさせる。

弟。（横になりながら、眼を瞑つたまま、）「お母さん――絶縁體を下さい――窓はこつち側でしたね。（坐布團を頭にあてる。）――僕は――本を讀むんです。」（寢入る。）

母は靜かに窓を閉めて下手へ出て行く。

間。

下手の戸の外の廊下に母と兄が現はれる。

母。「もう朝になりますよ。お前も寢たらどう？」

兄。（インクでよごれてゐる。）「寢てなんかゐられません。出來るだけ早く刷り上げて、都へ發送してしまはなければならないんです。いつ手がはいるかわからないんだから。」

母。（をづをづと、）「その、お前の、刷物といふのは、何が書いてあるんでせう。」

兄。「むろん、宣傳文ですよ。それもごく大事な、秘密な奴です。」

母。（一層をづをづとして、）「お前は、あの、弟の事に就いて、何か誤解してゐるのではないでせうね。」

兄。「誤解ですつて？　何を云つてるんです。お母さんは。僕は弟は大好きですよ。ただね、ほんとの事を云へば、家のことなぞは今の場合考へてゐられないのです。そんな事よりはずつと大事な仕事が僕の目の前にはあるんです。」

母。「さう。それでは早く行つてその仕事をして下さい。それから、どうか、母さんをゆるして下さいね。それはもう母さんが馬鹿だつたために、お前が蒙つた損失を考へれば到底許すことは出來ないに極つてゐるけれど、母さんはほんとにただお前達のためになるやうにとばかり考へてゐたんだから――いや、だけど、そんな事はどうでもいい。そんな事でお前の大事な時間をとつてはいけない。早く仕事に行つて下さい。あ、それから、ひよつと、お前の所に新聞がないかしら？」

兄。「何日のです。今日のですか？」

母。「いいえ、なに、いつのでもいいんです。ただ、私達は一年間も新聞を讀まなかつたものだから、ちよつと讀みたくなつたのでね。」

兄。（ポケツトを探る。）「さう、あ、昨日のがあつた。例の事件の記事差止が解禁になつたので、大きく出てゐますよ。」

母。（新聞を受け取つて、）「さう、どうも有難う。さ、もう行つて仕事をして下さい。」

兄。「お母さんも早くお寢なさい。」下へ降りてゆく。）

母、新聞を擴げて見る。そつと部屋にはいつて來て、弟の寢顔を見て、椅子に腰をおろす。新聞をしらべる。それから編物を取り上げて續ける。

暗轉。

第二場

同じ部屋。

次の日の晝間。

母が一人で椅子に腰掛け、かがみ込んで頭を打つてゐる。不意に心配さうに立ち上つて窓から下を覗く。次に戸口へ行つて耳をつける。胸が苦しさうである。自分で脈をはかつて見る。

弟が疲れ切つて、しかし眼をギラギラと光らせて歸つて來る。

弟。「駄目だ。お母さん。やつぱり駄目だ。」

母。「駄目とは？」

弟。「僕はやつと電車に乘つた。さうしたら、もう知つてゐるんです。前にゐた男が不意に僕の方を向いて、おい、お前さんかい、いくら骨を折つても無駄だらうよ、あの機械にあつちやあ逃れつこはないからな。所で、お前さん、ボタンが一つはづれてるぜつて云ふんです。見ると一つはづれてゐるんです。すると隣の男が、お前さんみたいな男のために世の中は苦勞するよ、所で、お前さん、帽子はどうしたんだいつて云ふんです。僕は帽子をかぶるのを忘れて行つたんだ。それからやつと本屋へ行つたら、主人が笑つてゐて返事をしないんです。そして大勢人を集めて來るんです。その人達と戰ひながら、自分で一生懸命に探したけれど、あの本はもうないのです。僕は胸が苦しい。何よりも呼吸がつまつてたまらない。それよりもお母さん、恐ろしいことを敎へてあげませうか。（母の耳に口を寄せる。）兄さんは、僕が何處へ行つても監視出來るやうに、向ひの家の屋根の上に、物見樓を立てる計畫をしてゐるのですよ。（彼は急にくづをれる。）お母さん。呼吸が苦しい。兄さんは僕の呼吸まで調節してゐるんだ。早く電流を切つて下さい。早く電流を切つて下さい。—」

母。（立ち上つて窓を開けてまた閉める。）「さあもう大丈夫です！しつかり閉めてしまつたから、電氣ははいつて來られませんよ！」

母は窓に脊をつけて、兩手を擴げて立つてゐる。やがて、あーつ、と細く叫んで、そのままグタグタと倒れてしまふ。タラツ、

タ、タ、タ、タ、タラツ、タ、タ、タ、タと微かに太鼓の音がする。

間。

弟。(身を起して母を見る。)「お母さん。起きなくては駄目です。(彼は起きて行つて母を起して、椅子に腰掛けさせる。)僕達は坐りませう。そして靜かにしなくてはいけません。ぢつとして、心を靜めて、理性的に考へませう。叡智的に。僕はすべてを數學的に考へて見よう。さあ、並んで、靜かにしてゐませう。あはてたつて駄目だ。頭腦がどういふ風に運轉し、またどういふ風に支配されるかを考へて見なければ駄目だ。」

間。

兄がはいつて來る。

兄。「ああ、疲れた。」

彼はあいてゐる椅子を引き寄せてグツタリと腰をおろして、兩手で頭をささえる。

間。

弟が突然身を起して兄にとびかかり、物も云はずに首を締める。

兄は一遍倒れるが、はね返してとび起き、弟の兩方の手首を押えてしまふ。

兄。「何だ！どうしたんだ！お前は。」

弟。(落着いて。)「いや何でもないんだ。驚かなくつたつて大丈夫だ。ほら、兄さんの方が遙かに力が強いんだから。僕の兩手なんか兄さんの片手でねぢり上げられるんだ。」

兄。(ふるへて弟の眼をみつめる。)「え？どうしたんだ。お前、どうしたんだ。わけを話してくれ。よく聞くから。口で云つたらいいぢやないか。わけを解らせてくれなくちや。」

弟。「手を放し給へ。わけを云ふから。」

兄は手を放して、弟を助けて腰掛けさせる。

兄。「さあ、一體どうしたといふんだい。」

弟。「うん、それはね――」

弟はさう云ひながら、何氣なく立ち上つて、部屋の中をゆつくり往復する。そしてすきを見はからつて再びとびかかつて兄の首を締める。兄は前にのめる。そして母の椅子を倒す。母はそのまま床の上に倒れる。兄はこれを見て、猛然として弟を拂ひのけて、母を抱き起こす。

兄。「お母さん。おや、いけないぞ！どうしたんだ。お母さん！」

弟は疾風のやうに下手の戸口から外へ飛び出してゆく。

兄は母を放して、戸口へ行つて叫ぶ。

兄。「醫者だ！醫者だ！早く！」

間。

彼は母の傍に戻つて抱き起す。母はもう死んでゐる。彼は母の上に折り重なつて倒れる。

弟が二人の刑事をつれてかけこんで來る。一人の刑事はすぐに兄の兩手を取る。一人の刑事は母をしらべてから、同じく兄に手をかける。

弟は急に躍り上つて叫ぶ。

弟。「兄さんを罰してくれ！兄さんを罰してくれ！下の家にビラが澤山ある！印刷機がある！それから電氣の機械がある！物見樓の設計圖もある！太鼓もある！」

兄。（弟の顔を凝視して、）「お前は――」

弟に近づかうとするが、手を取られてゐるので出られない。

間。

弟は絶えず口の中で云ひ續けてゐる。

弟。「兄さんを罰してくれ！兄さんを罰してくれ！兄さんを罰してくれ！」

兄は深く弟にお辭儀をする。

刑事は彼を引いて戸口を出る。兄は急に身をもがいて叫ぶ。

兄。「僕をゆるしてくれ！僕を放してくれ〱弟を一人で殘してどうするんだ！誰が弟の看護をするんだ！誰が弟の復讐をするんだ！僕を放してくれ！弟！弟！」

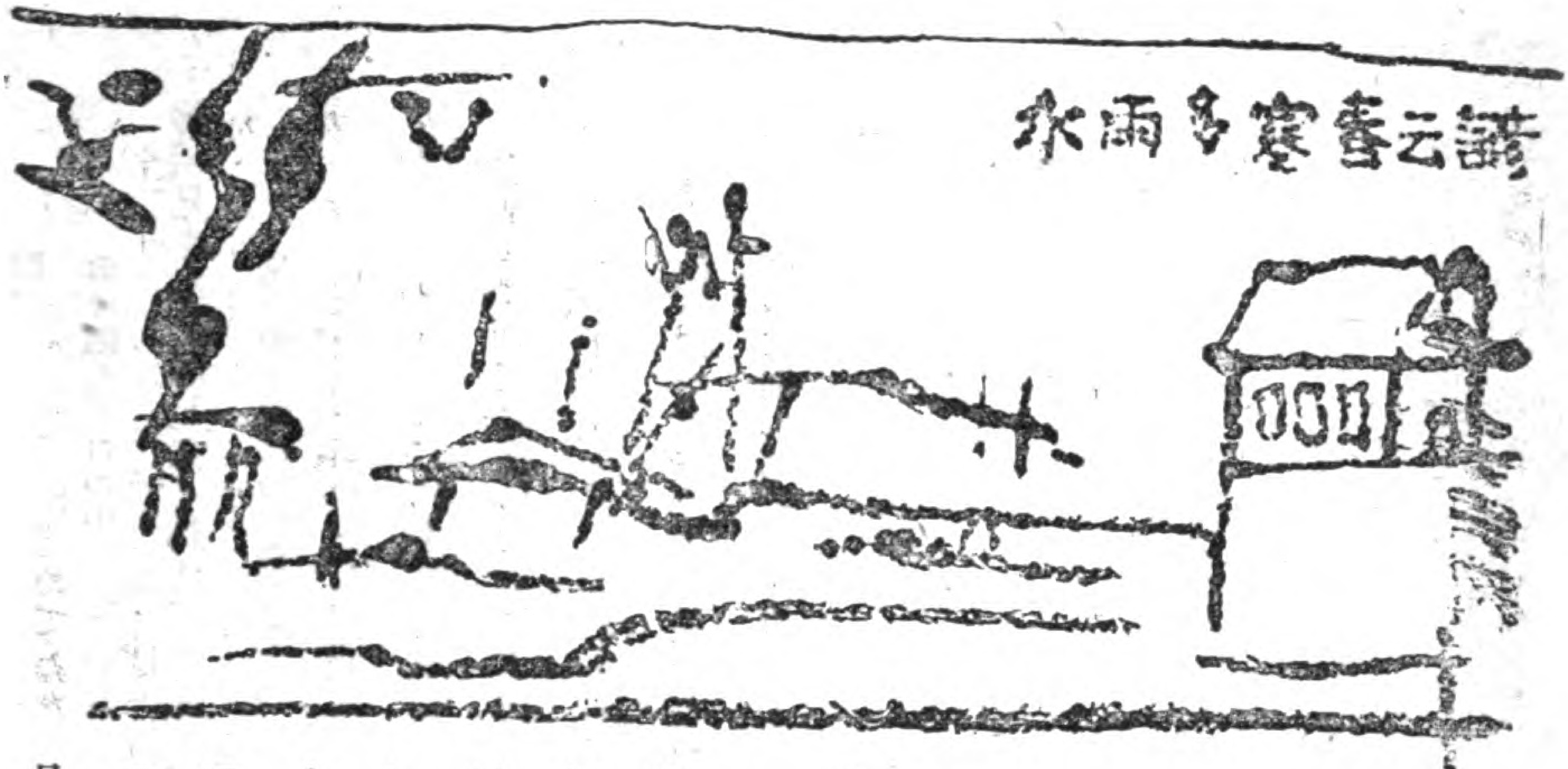
彼は引ずられて行つてしまふ。

弟は絶えず口の中で呟いてゐる。

弟。「兄さんを罰してくれ！兄さんを罰してくれ！」

——幕——

二六・八・一三



父子一面

佐々木茂索

一

詮助は夕方の庭を向いて椽側に立つてゐた。それで其儘庭下駄をつつかけると、ぶらりと散歩に出てしまつた。暮れ合ふ樹樹の色が漸く濃かつた。

——もう一歩で癇癪玉が破裂する、その危機が詮助自身にはよく分つてゐた。同時に、若し破裂させたら其あと不愉快な幾日かが續くのも分つてゐた。だから彼はぢつと耐へて、あぶないところで折れるより外なかつた。だが彼の折れ方は、その爲にあとが直ぐ圓滑になるやうな、そんな手際のよい折れ方ではなかつた。むつつりと默りこくつていつまでもいつまでも彼自身を悒鬱に、そして時時溜息でも吐く、消極も大消極のものだつた。それが極まると、心の中では、あんな女房蹴飛してしまへ、と思ひながら、實際は彼自身が家を逃げ出すのだつた。彼は時時息づまつてくると、無斷で四五日の小旅行に出かけた。今までを顧みると、月に一度か二月に三度は小旅行に出る勘定だつた。そしてこれからの一生——そいつは彼はなる

べく勘定しないことに定めてゐた。

詮助は悒鬱から悒鬱になるばかりではなかつた。時時狂暴から悒鬱になつた。彼は狂暴が狂暴で現はせない質だつた。だから心では一時の狂暴に昂奮しながら、外側は石のやうにこちこちで、そして石のやうに水の中へ沈んで行くのだつた。悒鬱の悒鬱と、狂暴を押へた悒鬱と、その二色の苦痛が彼を常日頃上機嫌でなくしてゐた。詮助は不平だつた。——何かしら不滿だつた。

詮助は散歩を續けながら、自分の强くないことを自認しやうとした。しかし必しも弱くないと直ぐ思ひかへした。僕は文明に生きてゐるだけだ。さう辛じて慰めてゐた。

まあ今度は旅行せずにすむ、散歩だけで歸れることは有がたい、さう思つて彼は散歩から歸つた。

或晩彼等は食事のあとでヴエランダに腰掛けてゐた。其處へ女中が食後の果物に鑵詰の蜜柑を持つて來た。詮助は鑵詰だとは初め氣が付かなかつた。

「今時分、蜜柑は珍しいね。だけどいやにしなびてるぢやないか。」

「だつてこれ、鑵詰ですもの。」

「鑵詰か。蜜柑の鑵詰か。へえ。」

「いやね。又そんな變な顏なさるんですもの。まあ喰べて御覽なさい。おいしいから。」

そこで詮助が默つて喰べればよいわけだつた。それが胃の腑の加減かちよつと絡んでみたくなつた、といふほどでもないのだが、彼は一言述べてしまつた。

「果物なんて生ほどいいんだぜ。こんな皺くちやなんざ————」

銓助も妻が乏しい季節の果實に何か變化をつけやうする心使ひの分らないではなかつた。だが云ひ出してしまふとそんなサイドは沒却して、――おそらく妻から見ればいひたい放題をいつてゐるとしか映らないにちがひない物言ひをしてゐた。果物は何の爲に喰べるのか知つてゐるか、そこまでいつてしまはないと氣がすまなかつた。言葉が止まらなかつた。

銓助は一日ぐらゐ鑵詰の蜜柑を喰ふのも惡くはなかつた。それだのに――彼は何かなしに鬱してゐるものを摑める機會に吐き出したかつたらしかつた。跌きたい跌きたいと思つてゐる時に疊のへりが少し出てゐたので、思ひきつて跌いてみせた、それで何となくすつとした、そんなかたちがないでもなかつた。

或時妻はかういつた。

「貴方はほんたうにお父樣にだんだん似てゐらつしやるのね。」

銓助はてれた笑ひ方で答へた。

「さうかねえ。父の子だからさうかも知れん。」

「父の子だからぢやありませんよ。似やう似やうとしてゐらつしやるからよ。」

「ふん、さゝかね。そんなつもりでもないつもりだが。」

「今にお椀でも打つつけられさゝで怖いわ。」

「そんな亂暴はせんよ。よしや似てきたにしても。」

「されちや、たまらないわ。」

銓助も笑つた。

「大丈夫せんよ。」

「そりやなさらないでせうけど、心の中ではお椀ぐらゐ、とつくに貴方も打つつけてゐらつしやるわ。時時目が殺氣立つて、ああ、投げられたな、とぞつとする瞬間があつてよ。」

「うん。」

言つてゐると思つた。父にどのくらゐ似てきたかそんな事は分らなかつたが時時心の中で膳椀を蹴飛したくなり、じりじりすることのあるは事實だつた。父の時代に生れてゐたら、そして同じやうな教養?を持つてゐたら、何とも分らないことだつた。父とは時代が違ふ。そんな野蠻な力の振へる性質でもない。さう苦笑はするが、父のやうに振舞へたらとかすかに羨望の念を起さないでもなかつた。父のやうに蹴飛す膳は蹴飛して、投げつける椀は投げつけて、そしてけろりと出來たらどんなにせいせいするだらうと思つた。さぞせいせいしただらうからこそ、父の時代には神經衰弱などなかつたのだらうと、詮助は眞面目に考へた。

「投げつけたらどうなるかね。」

窺ふ眼付で詮助は妻を見た。

「お投げになつたら?」そこで言葉を切つて、彼女も詮助を見返した。詮助は思ひきつていつた。

「俺はきつとさばさばして、却つていいぐらゐに思はんでもない。」

「さう、私もその方がいつそいいかもしれないと思はないでもないわ。だけど——」

「考へ考へ投げられちやたまらないといふのだらう?」

「ええ、その點よ。いちいち考へてから投げられちや、なほたまらないわ。考へなしに投げるんでなくちや。——まあ

せいぜい投げてから考へるぐらゐでもなくちや。」
「さうさな。俺達には考へずに投げるなどといふ素晴しいことは出來ないよ。といつて考へちやなほ投げられないしね。」
「ぢや、思ひきつてお父様に似きりに似てしまへばいゝわけ、といふことになるのね。」
「ふふん。」

二

父は頑固とか一徹とかいふのではなかつた。ただ我武者羅な無法者といふにちかかつた。なんぞといふと直ぐ家庭的の暴力を振つた。
「――お前ら誰のお蔭で生きてゐる？口ばかり偉らさうにいつても、わしがゐにや一日もあくまい？わしは家長やぞ。家長は一家に號令の權利を持つてゐる。ぐづぐづぬかさんと、早ういはれた通りに爲。」
「そんな權利なんかありやへん。扶養の義務があるだけや。」
第一に反抗したのは詮助の長兄だつた。既に一人前になつてゐた彼には、事事の彈壓が、我慢のしきれぬものらしかつた。それで到頭家を飛び出して何處かへ行つてしまつた。だが父は後繼の家出などを少しも氣にとめない風だつた。尤もよし後繼がゐても引き渡すべき何物もないほど家は傾いてゐる最中でもあつた。代代の家業はとつくに廢めてしまひ、その代りに手を出したいろいろの仕事がすつかり失敗に歸した後だつた。差押へと家資分散の宣告とを拱手して待つてゐる狀態であつた。收入は少しもなく、辛じて賣り喰ひの生活だつた。目ぼしいものなどもあらう筈はなく、ある

晩は詮助も手傳はされて庭石を掘り起したこともあつた。父と下男の秀とが鍬と棍棒を持ち、その傍らで詮助が燈籠を持つて立つてゐた。庭木の茂みをあちらこちらに動いて、父は掘りのける石を物色してゐた。

「詮助、燈をこつちに向けい。」

父は低い叱るやうな聲だつた。詮助はうろうろと龕燈を動かせた。

「大旦那それもどすか。」

詮助の知らない昔からゐる秀が、いかにも情なささうにいつた。

「うん、それもこれもないわ。よささうなの片つぱしからぢや。」

「そいでもそれを取つたら、歯抜けになりよりますが。見つともないなあ。」

「見つともない段かい。」

父は秀を促して、蹲を掘り起しにかかつた。詮助は其處へ龕燈を向けながら、傍らの細利とした南天の幹に手をかてゐた。暫らくすると今度は彼等は椽側の沓脱を掘り起さうとしてゐた。母が椽側に出てきた。

「それ取つたら庭へ出られしまへん。」

「知つたことか。默つてゐ。もう庭もへちまもあるかい。」

一言のもとに母は椽側に默つて立たされてしまつた。

「そやけど、大旦那、もつと裏の方の人の目に付かんとこのはどうどす。」

秀は母の方を見ながら父にさういつた。

「阿呆め、何ぬかす。金にならん石なら何處にでもあるわい。漬物石のごろた石なら、手間賃が損ぢやわい。阿呆め。」

父は思ふままに庭を掘り起してしまつた。暫らくすると手傳ひが來、掘り出した石を運びにかかつた。

こんな家に長男の家出は如何にも問題でない筈だつた。母が時時長男のことを口にすると、父は怒鳴り返した。

「時節柄口べらしで結構ぢや、つぺこべいふ奴がゐんだけでもせいせいするわ。」

或夕方詮助は遊び疲れて歸ると、台所の火鉢に屈託さうな頰杖をついてゐた父が鋭く顔を上げ、彼を呼び止めた。

「詮、秀を知らんか。」

詮助は歸つたばかりで、もとより秀の居所など知らう筈はなかつた。彼は薄暗い家の中の見通しもつかず、ぼんやり立ち止つた。

「知らん。」

「知らん？知らんですむか、阿呆め。またまんこばつかりしてたんぢやろ。なんぢや、その汚い手は、顔を見ろ、顔を。弱蟲め、泣かされよつたな。汚い顔しよつて。早う行つて洗つて來い。」

詮助が默つて行き過ぎやうとすると、父は直ぐ聲をかけた。

「詮、めんこ出せい。」

「持つてへん。」

「持つてへん？阿呆ぬかせ。嘘いふと承知せんぞ。持つてへんか。」

父は掴みかかりさうな氣配を見せた。詮助は尻ごみしながら、咄嗟に懐へ手を入れた。めんこを持つてゐることをどうして父が知つてゐるのだらう。彼は恐ろしいほどに不思議がつた。彼は父の光る眼を見ながら、一握りのめんこを懐から出した。父は受け取ると竹箆返しにめんこを詮助に投げつけた。

「詮、秀がゐんならお前酒買うて來い。」

「そんな使ひ、いやや。」

詮助はそんな使ひにまだ一度も行つたことがなかつた。彼は壜を下げて酒買ひに行くことなど、ひどくみつともないことに思はれた。近所の遊び友達に見付かつても堪らないと思つた。

「行かんか。」

父は怒鳴りつけた。そして傍らの空壜を詮助につきつけた。いやといへば微塵に頭を打ち潰されさうだつた。彼は行く、といふなり父の手から壜をもぎ取るやうに受け取つてしまつた。

「酒て、何の酒や？」

「酒いうたら、南蠻酒に定つてゐる。」

「南蠻酒か？　これに一杯やな。」

さういつて駈け出さうとすると、父の聲が背後から追ひかけた。

「そやから阿呆といふのぢや。四合壜に一杯買うてみい。三合半よりならうて、錢は四合分とられるのや。三合買ふに定つとる。尋常二年にもなつてそんなことがまだ分らんのか。ど阿呆め！」

口から出まかせに父は叱り飛ばすのだつた。詮助は父の勢ひに駈け出すのを忘れてしよぼしよぼと南蠻酒を買ひに行つた。父の南蠻酒といふのは燒酎と味醂との混合酒だつた。生れつき酒の飲めない父は、藥だと號して南蠻酒を少しづつ飲んでゐた。それが此頃はいくらか量の增したらしいのが詮助にも分つてゐた。

夕飯の時だつた。

「詮助。」
語氣が鋭かつた。詮助は驚いてひよいと見ると、父の顏色が變つてゐた。
「詮助、お前壜の栓どうした？」
「つめ？　そんなもん知らん。」
「知らんですむか。さつき南蠻酒買ひにやつた時は、確かにつめしてあつたぞ。丹波屋に忘れて來たんぢやろ。早う行つて取つて來。」
詮助は飯をかきこむのに急だつた。それに父がいちづに彼の落度に定めてゐるのが、何かなしに彼を反抗的にさせた。
「知らんいうたら知らん。」
「なに？　なにぬかす？」
言下に父の手から南蠻酒の壜が詮助に飛んで來た。逃げる間もなかつた。父は飛び上つて詮助を押へつけた。大きな拳固で氣の遠くなるほど臀を毆りつけた。それを見ると母が止めに立たうとしたが、脚を患つてゐるので咄嗟に立てなかつた。母の代りに秀が飛んで出た。秀は自分の五體の下へ完全に詮助を抱きすくめてしまつた。父の拳固は秀の頭へ續けさまに落ちて行つた。詮助はわんわん泣き出した。父は思ふ存分毆りつけると、自分の膳の前へ歸つて行つた。
「詮、早う行つて栓を取つてこい。取つて來な承知せんぞ。」
「なあ、あんなにいつてやはる。早うとつといでやす。あてが行つてもいいけどな、あてが行つたんぢや、御機嫌がなほらんさかい、あんたちよつと行つて來とくれやす。」

秀は父から離れた所へ詮助を伴れて行き、さう云つて聞かせた。だが詮助はなきながらいつた。
「知らんいうたら知らん。」
「そんな强情いはんと。」
「知らんいうたら知らんのや。うるさい。」
詮助は父の方を向くと、顫小泣聲で怒鳴り出した。
「よくもひとのど頭毆りよつたな。」
いつさんに詮助は表に驅け出した。その晩詮助は父が怖くて歸れなかつた。彼は彼の赤ん坊の時分から最近まで忠實な乳母だつた鐵の家へ逃げて行つた。鐵は町内の小さな新屋にかたづいてゐた。
「いうたら惡るうおすけどな、ぼんのお父さんは此頃少し氣が逆つたのやすさかいなあ、逆らふのやおへんぜ。なにしやはる分らんしな。打ち所でも惡かつたらどなえなるか知れへん。これから直ぐ逃げといでやすや。」
鐵はさういつて詮助が寢入るまで枕元に坐つてゐた。
父の狂暴な手は詮助に伸びるだけではなかつた。家中のものが、とりわけ母が、重要な被害者だつた。寧ろ詮助などは可愛がられた方かも知れなかつた。實際父の母に對する仕打ちは屢小さな詮助を憤慨させた。彼は母ほど氣の毒なものはないと思つた。
どうして父に一言の手向ひさへしないのだらうと不思議なくらゐだつた。彼は父を根限り憎惡すると共に、母にいつぱいの同情を持つて、ゐた。父は氣に入らなければ膳を蹴飛した。どうかすると膳を蹴返へす代りに兩手で眼よりも高く持ち上げて、土間を目がけて力一杯投げつけた。膳、椀、茶椀、皆野性の呼び聲を立てて微塵になつた。漬物の漬加

減が惡くても、お汁の溫まり加減が惡くても、いちいちの亂暴狼藉だつた。時時妙にけろりとしてまるで人違ひした樣な穩かな父が幾日か續くこともあるのだが、詮助には我武者羅な父しか頭に殘らないほどだつた。

「茄子はな、寢がけに漬けて朝喰べるのが一番漬き加減ぢや。嚙んでちゆつと酸い汁の出るやうなそんな漬きすぎが、よく喰せられたもんぢや。なんぼいひ聞かしても分らん奴ぢや。」

父は茄子を一口嚙むなり直ぐかうだつた。ちよつとでも機嫌が惡ければ、そのまま漬物鉢は土間で木葉微塵だつた。だがこんなのはまだしもの方だつた。詮助は或朝父が味噌汁の一杯入つた椀を突如母の胸のあたりに投げつけたのを見た。

「こんな熱いものが吸へるか。味噌汁は溫めてあればいいんぢや。この味噌汁は沸いてゐるわ。わしを火傷させて何がをかしい。がしんだめ！」

父は大げさにふうふう脣を鳴らして、熱い熱いといつた。秀は台所の片隅で分厚な膝をきちんと揃へて飯を喰ひ、驚いて時時の慘劇を見た。

秀は——秀も父の癇癪を屢々眞向に受けた。或晩秀の歸りが遲く、そして惡いことには父がいつでも起きてゐた。父は南蠻酒に少し醉つてゐた。十二時近く秀は遠慮がちに戸を叩いた。

「秀か？」

父は耳敏く聞きつけると、母に開けてやれといつた。母が立つて行くと父は大きな算盤を持つてその後から戸口の方へついて行つた。母が大戸のくぐりの●を外しかけると、父は反對の側の戸の影でいきなり算盤を振り上げて身構へした。算盤は裏板を打つた商家用の頑丈なものだつた。母は驚いて何かいはうとした。すると父は母を毆りさうな恰好を

した。脅かされて母は默り、そつとくゞり戸を開けた。

「どうも、大きに――。」

さう禮をいつて秀が頭を入れるや否や、待ち伏せた父は力まかせに算盤で毆り下した。秀の俯向いた後頭部は算盤の球と一緒になつて物凄い音を立てた。秀は驚いてへたばつてしまつた。

「阿呆め。何時や思うてる。」

そして父は算盤をがちやりと威脅的に鳴らした。秀は少し醉つてもゐるやうだつた。赫い顏して頭を抱へ、まだ土間にへたばつてゐた。

「秀、此方來い。戸閉りして此方來い。」

「へい。」

秀が戸閉りをして土間づたひに臺所まで來ると、父は突つ立つたまま、

「秀、痛かつたか。」といつた。

「へへ。」

秀は恐れ入りきつてゐた。

「どうや秀、痛かつたか。」

父は重ねて問ひかかつた。

「へえ。そりや――痛うございま――。」

「痛いやろ。痛かつたなら身に泌みて聞いとけ。いいか。第一は夜更しするな、いいか？　第二は戸を開けて貰つたら

用心せい。はははは。」

父は面白さうに笑つてから又いつた。

「——くぐり戸を入る時にも、心得があるものぢや。心得のある士はな、くぐり戸を開けても直ぐは入らんもんや。ちよつと間をおいて無事ぢやなと思うたらそつと右の爪先を入れてみる。それでなほ何の氣配もなかつたら初めて全身ぢや。それもごくごく手早くさつと入るもんぢや。なあ秀、お前みたいにどたまから先に、さあ斬つてくれ、さあ毆つてくれといふやうに入つては命がいくらあつても足りはせん。——分つたら早う行つて寝い。

「へい。」

秀がしよぼしよぼと裏の納屋の方へ行きかけると、父は呼びとめた。

「秀、飯はまだやろ。何？喰うた？嘘ぬかせ。そんな錢持つとるわけあるかい。頭は頭、飯は飯ぢや。早う飯喰へ。」

秀は迷惑さうに臺所から彼の膳を持ち出して、膝を揃へて喰べにかかつた。彼は大きな鉢一杯の菜漬に醤油をお汁ほどかけ、そしてお汁のやうにががふと喰つた。

「喰べたら火の用心ようして寝や。」

父は暫らく秀の喰べぶりを見て後滿足さうに奥へ入つて行つた。

三

或時詮助は彼の子供時代の父をこんなに妻に語つて聞かせた。

「何しろ親爺は痛快なぐらゐ我武者羅だつた。勿論凡てにくしやくしやして、やけ半分になつてたのには違ひないが、怖いものなしに振舞つてゐたよ。それを思ふと此頃のおとなしさなんか、そりや二十年の歳月がたつたのではあるにしろ、穏かすぎて、まるで別人だ。」

「さうね、そんなひどいことをなすつたやうにはちつとも見えないわね。」

「實際母もよく我慢したもんだよ。お鉢を持つて臺所のはしに立つてゐるのを、不意につきとばされたことなんかも、僕は憶えてゐるよ。母は脚を患つてゐたから暫らくは土間から起き上れずに、御飯粒の中にへたばつてゐたよ。それでも母は何ともいはなかつたね。實際母ぐらゐ口數をきかない人はあまりないだらう。僕は牛の眼を見ると直ぐ母を思ひ出す。僕は理不盡な父が限りなく憎くてたまらなかつた。」

「ほんとねえ。」

「ほんとねにはちかひないが、僕も此頃になつていくらか父の氣持が分らんでもない。母への同情は勿論變らないけれど、父だつて時には無理はないと思ふことはあるよ。」

「まあいやだ。」

妻は不愉快さうな顔をした。

「全く、投げ飛し、蹴飛し、いひたいだけをいひ放つて、ふんぞり返つちまひたい時が大人になれば誰だつて一度はないとはいへないだらう。一度どころか――」

「一度だつて御免だわ。それで女はどうするの?」

「だから女にふてねとヒステリーがあるのさ。」

「まあいや。」

妻は相手にならないといふ風で脇を向いてしまつた。

或秋のはじめだつた。夏中轉地してゐた詮助夫婦は、歸つてきた挨拶かたがた牛込の奥に父の家を訪ねた。ちやうど田舍から喰べきれないほど葡萄をもらつたので、父の好物ではあり、手土産に持つて訪ねて行つた。

「ほう歸つて來たな。海はどうやつた。あんまり黑うもなつとらんな。」

父は機嫌がよかつた。茶を淹れながらがたがたする煽風機を動してくれた。

「丈夫になりたいと思つて行きましたけど、歸つてみればあんまり丈夫でもないやうです。」

詮助が仕方なしにさういふと、父は、

「そらさうぢや。」といつた。「そら海水なんかなんぼあびたて、そんなもの尻のつつぱりにもならん。海水へ行くぐらゐなら毎日蒲團乾してな、綿のぶくぶくした奴の中に寢てみい。その方がよつぽど効能があるくらゐぢや。」

「そんな亂暴な。ほとぼりが暑くて寢られるものですか。」

「うゝん。海水へ行く費用でもう二組蒲團をこしらへ、昨日乾したので今日寢、今日乾したので明日寢るやうにする。それが一等やな。それに褌と肌着を毎日變へるんぢや。丈夫になるにはそれが一等やな。」

「ぞりやいかにも健康法にかなつてはゐますね。」

「何しろまあ丈夫に暮すことやな。病氣になつたらどんならん。世間の阿呆は病氣になれば醫者にかかりさへすればいいやうに思うとる。がさうはいかんて。銀行から貯金出すやうにさうは手輕に行かんわ。醫者にさへかかれば棚のものを下すぐらゐのつもりでゐよるからなあ。みんな阿呆ぢや。わしなんかかうしてまだ三十年も生きるぢやらう。此間も

まだ三十年ぐらゐ生きるぢやろといふたら、ほう三十年、いつたい今おいくつですといふた奴があるからな、まあ百六つぐらゐぢやといふたら驚いてやがつた。ははは。」

妻が傍らからいつた。

「此頃お喉の方はいかがでゐらつしやいますか？」

「ま、相變らずやがな。あゝさうさう、あの藥がもうなうなつた。一つ送つて貰はうか。」

「まあございませんでしたの。それは氣の付ませんことで。早迷お屆け致します。」

喉といふのは持病の喘息だつた。そんな話をしてゐるところへ近所の夜店を見に行つた母が歸つてきた。母もめつきり年とつたが、これといふ病氣もせず丈夫さうだつた。彼等は一時間ほどして父の家を辭した。外へ出ると妻はいつた。

「あのお藥ね、此次といふと又おそくなるから、今夜序でに銀座へ廻つて買つておきませうよ。そして明日家からお送りすればいいでせう。」

證助は少しくたぶれてゐたが、孝行のし時のやうな氣がして妻の言葉に同意した。

「ぢや、さうしやう。」

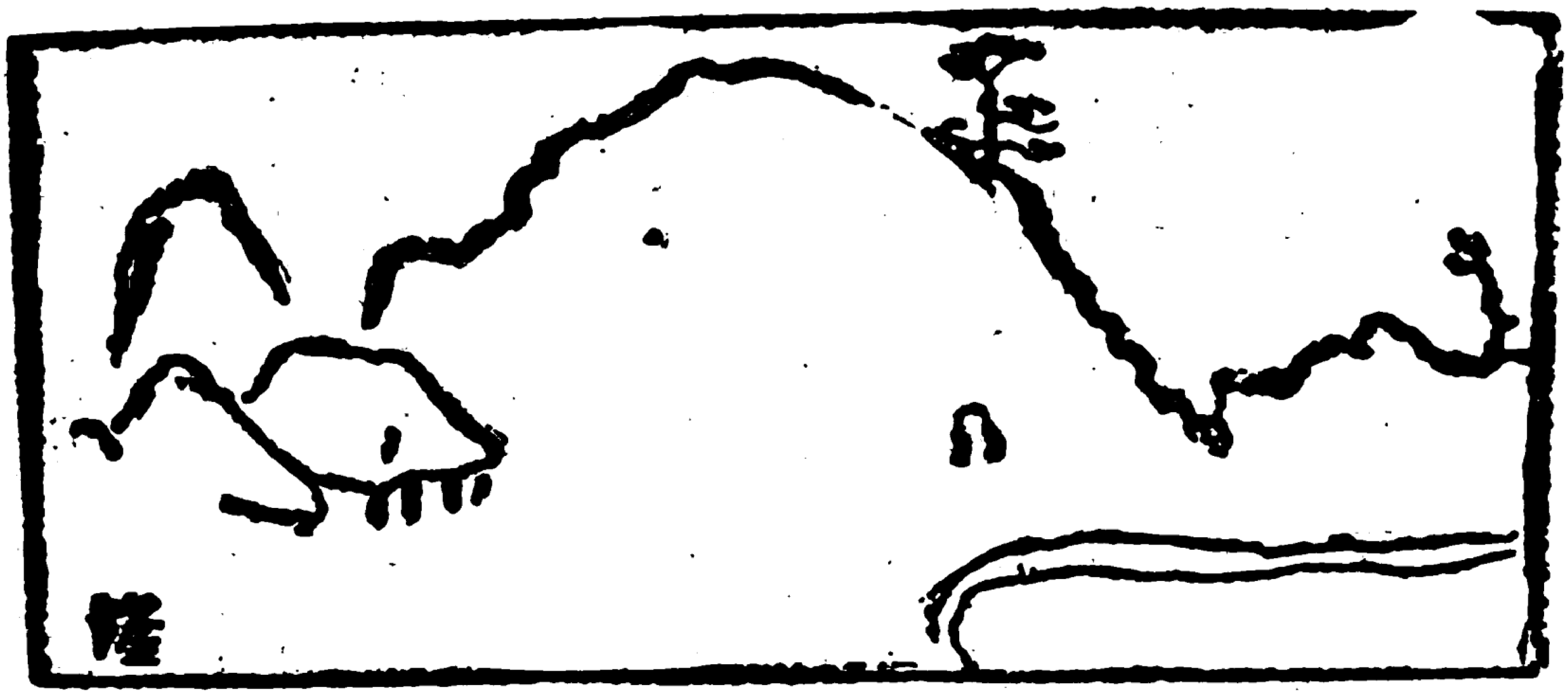
そして彼等は銀座へ出、喘息の藥を買ひ求めた。

「かうしてゐればいい息子だし、いい父でもないことはないね。」

「さうよ、悪くないわ。」

「父に似ればああなるんだね、おひおひ。」

「ああなつてしまへばそれは又ちよつと面白いけれど、今のところ怖いところだけ似てゐるんだから、割が悪いわ。」
「ぢや大いそぎで年でもとることにするか。」
「年をとらなくつてもいいから、怖いところをお棄てになればいいのよ。」
「親爺だつて小さい借家にくすぶつて、長い髯でも撫でるまでには、ずゐぶん年數を喰つてゐるんだからな、俺だつてさうは急に怖いところも棄てたくも棄てられんだらうさ。」
「棄てる氣なんかなくて、育てる氣の方が多いらしいんだから困り者だわ。」
「何を！——と、かう云つて父なら椀を投げつけるところだね。」
「あなたは心のなかで投げつけてゐらつしやるのでせう。見えると見えないの差だわ。」
「だつて、それだけが大したものだよ。病身と長命の差さ。」
「いやね。どうしてさう嫌がらせおつしやるの。おこつてよ。」
「ふふん、かう話が順に運んでゐては怒れんさ。人のことは知らんが俺の怒つてゐるのは默つてゐる時だ。」
「ぢやこれからなるべく——。」
「さう願ひたいね。——ふふん。」
　銓助は銀座の石疊をこつこつと杖の先で叩いた。



山徑

田中純

一

「お寢坊！」

亂暴にあけられた障子の外に、水色のタオルを抱えた春子が立つてゐた。

「何時？」

「九時よ。」

言ひながら、部屋に入つて來た春子は、この數日閉め切つてゐた庭向きの障子を、がらりとあけ放した。こんもりと茂つた柘榴の葉裏に踊る初夏らしい陽影を、暢三は珍らしげに仰いだ。

「大丈夫？」

「咲？　もうとつくに東京に行つちやつたわ。あんまり早く出かけて、日歸りでもされちや困ると思つて、ゆつくり行つても好いと言つたのだけれど………」

「ちやア、今晩歸つて來るか知れないね」

暢三は腹這ひになつて、初めて香氣さうに煙草に火をつけた。
「太丈夫よ。二日ゐても三日ゐても好いつて言つて置いたのだから」
「では、今日一日は、兎に角のんびり出來るわけだね」
「だから、寢坊してちや駄目。今日は大涌谷を見物して來るんだから」
「よし。ぢやア……」
暢三は、元氣よく床から跳ね出したが、とたんに、輕い眩暈を覺えた。
「どうなすつたの?」
起き上つたのを、また、ぺたりと坐りこんだ暢三を見て、春子が言つた。
「何だか少し。……昨夜のヂアールが多過ぎたのかも知れない」
「そんなにめしやがつたの?」
春子はもう一度暢三の顔を見て、それから、机の上の小さい五グラム壜を取上げた。鈍い光りを帶びた、何處か不氣味な白い粉末が、まだ七分目以上殘つてゐた。
「そんなでもなかつたのだが。………なに、大丈夫。もう好い」
「さう?」と言つた眼を、春子は小壜の上に移した。「死ぬのか知ら、これ、みんな飲んだら」
「先づ間違ひはないね」
「では、私、やつぱり毒を盛つたのだわね」
春子の眼が笑つてゐた。

「なに？」
「一昨日のこと」
「あゝ、あれか、無論殺人未遂だね」
「でも、私、さすがに手が震へちやつたことよ。人殺しする時も、こんなだらうと思つたわ」
「兎に角、何も知らないで、眠り薬なんぞ盛られる奴こそ、飛んだ災難さ」
「だつて、仕方がないぢやないの」
ちつと暢三の顔に据えた春子の眼は、「みんな共同責任よ」と言つてゐた。
「うむ、仕方がなくもなくもないかね」
暢三は、拙い言ひ方をして、こんな破目に自らを陥れた自分たちの、今度のこと全體に苦笑した。

二

「ちよつと東京まで送つて來る」
何時ものことなのに、女中たち總出の大袈裟な見送りを、腹の底で擽つたく感じながら、大森の宿を出たのは、半月ばかり前だつた。
萬年筆、原稿紙、歯ブラシ、パレエ――暢三には慣れ切つた小旅行用の持ちものが、無雑作に、小さい帛紗に包んであつた。それが、東京驛に着いて、そこの一時預けから、彼女の嵩張つたトランクを受取つた時に、變に勝手の違つた思ひがした。

「着物？」

非難するつもりはちつともない眼を、春子はすぐに見返した。

「だつて、何時までになるか解らないのに、着換えくらゐなくちや困るわ」

「まア、それはさうだが……」

到底尋常の手段では駄目なことは、二人が結婚を決心した當時から解つてゐた。それほどに、彼女の身邊の事情が錯綜してゐたし、彼女の生きて來た環境と、暢三のそれとが懸け離れ過ぎてゐた。

「だうするの？結局

終日、暢三の部屋に垂れこめてゐた末に、彼女が言ひ出すのが常だつた。

「萬策盡きたら、二人で逃げ出すさ」

「逃げ出すつて、しかし、何處へ逃げるの？日本の內地ではとても駄目よ。すぐ捕つちやつてよ」

「ぢやア、先づ上海へ行くんだね。あそこには、僕の親戚の店もあるし……」

いさとなれば、實行はさまで困難ではないやうに思へた。たゞ、その「いさ」を何處から始めるかゞ、暢三には問題だつた。いづれ一度は用ゐねばならない暴力だつたが、それを用ゐる時期や機會については、賢い選擇が必要であつた。

「しかし、そんなことを言つてた日には切がないわ。あなたはそれで好いかも知れないけれど、私はそれでは困るわ。こんな蛇の生殺しみたいな生活は、私はもう厭」

彼女がさう言ふのには、最近、彼女の家の老執事が、この頃の彼女の頻繁な外出や夜更しに對して、厭味つたらしい

忠言を與へた擧げ句、更に彼女の弟妹たちを彼女の前に平伏させて、芝居もどきの諫言を試みさせたことなどが原因になつてゐた。

「何も知らない子供たちに、そんなことを吹き込むなんて、不都合ぢないの」

春子は、むきになつて怒つてゐた。

「しかし、ちよつと古風で好いぢやないか」

「莫迦ア」

たうとう二人は笑ひ出したが、それ以來、彼女の家が居辛（ゐづら）いものになつたのは事實だつた。

「ぢやア、兎に角、やつつけるか」

暢三の調子は煮え切らなかつた。

「兎に角なんて、そんなのでは駄目」

「駄目つたつて、しかし……」

自分ながらもどかしくなるほど、暢三は不決斷だつた。それには、時期がまだ早いと云ふこと、事件の進行を自分から不利に導いてはならないと云ふこと——數年前にすでに三十の歳を越した男の世間並な分別が、相當根強く働いてゐたからでもあつたが、また、彼自身に取つてはさまで苦痛でない今の生活、考へやうではむしろ望ましい今の生活を、一日延ばしに延して置きたいぐうたらな氣持も、可なりに強く働いてゐた。勿論、春子が、それに氣附かない筈がなかつた。「あなたには、誠意なんかちつともないのね。私が家（うち）で苦しんでるのを、あなたはたゞ遠くから眺めてれば好いのでせう」

問答の末に、彼女はヒステリイ氣味に言ひ棄つた。

「誠意はあるさ。しかし、こんなことが誠意ばかりで……」

「嘘ツ、嘘ツ。誠意があるなら、今までこんな不徹底な生活はしてゐられない筈よ」

言はれれば、暢三はぐうの音も出なかつた。半年前、彼女と最初の外泊をした後の別れに偶然暢三が持ち合はせてゐた多量のアダリンを分け合つた時に比べれば、今の心の緩み方は、まるで問題にならなかつた。自分の誠意を恃んだり、手段の賢さを顧慮したりして居るうちに、何時か、誠意そのものを磨り耗してゐるのだつた。

「よし、ぢやア、行かう」

暢三が最後にさう言つたのは、家出の二日ばかり前だつた。

「ほんとう？」

それでも春子は、信じ難いやうに暢三の顏を見た。

「ほんとうさ。しかし、これア最後の手段のつもりではないよ」

「…………？」

「……つまり、此處で、あなたが、あなたの家に對する要求をはつきり切り出すのさ。西澤家からの籍を取り戻して呉れない限り、家に歸らないことを言つてやるのさ。そして、そのことの決りがつかない限り、幾ら連れ戻したつて、また家出してやる――まア、さう云つた意氣込を示してやるんだね」

「好いわ。さうしませう。全く、さうでもしない限り、籍なんか取れつこないんだから」

家出は簡單に行はれた。

これから、二三日、鎌倉の妹のところへ行つて來るから――彼女の家にあてた短い手紙をポストの底に殘して、愛慾の夢を載せた急行列車は、ざはめく宵の東京驛を離れたのであつた。

三

こつりと石のやうに默りこんで、暗い窓に顏をくつけてゐた春子が、すツと立ち上ると同時に、眼顏で、あとに續けと合圖して、後尾の方へ出て行つたのは、列車がまだ六郷を渡つて間のない頃だつた。

「あなた、見て？」

「なに？」

まだ人氣の薄い食堂の一隅に腰をおろすと、彼女は初めて冴え冴えとした笑顏を暢三を見た。

「今の。變な女を連れた人。見て？」

「變な女つて、向ふの端にゐた……」

「水色の洋裝の……」

「うん、あれは新橋の藝者ぢやないか。名前は忘れたが、川崎氏なんかの座敷で、二三度會つたことがある」

「さう？」春子はちらと、不愉快さうな笑ひを浮べた。「あの連れの男、兄のお友達で、私もちよつと知つてるのよ」

「なんだ。それであんなに顏を隱してたんだね」

「でも、向ふが藝者なんか連れてるのなら、私だつて何も引け目を感じる必要はなかつたのだわね」

「そんなことを言つたつて……」

暢三は、しかし、快く笑つた。こんな時にも、男に許される貞操の範圍と、女に許される貞操の範圍とを、同等に主張しようとするのが、ひどく彼女らしかつた。

ボオイがウヰスキイとベルモットを運んで來た。それから、輕い食べ物が持つて來られた。旅らしい快い落ち着きが、やがて暢三の心を充した。

「あの連中、何處へ行くのだらう」

醉ひと共に、この一年近く、殆んど足踏みしなくなつてゐる遊び場の記憶が暢三の頭に上つて來た。惚れた女と一緒に箱根行きを約束して置きながら、その日になつて、何うにも金の工面が出來なくてすつぼかした四五年前のことなどが思ひ出せた。

「さア」

「惡くすると箱根かも知れないな」

「さう？」

「何うも、さうらしいな。これで名古屋とか京阪だとかへ行くのならば、寢台を取らない筈はないし、鎌倉や大磯へ行くのならば、勿論急行では駄目だし……」

「それは困つたわね」

口ほどには困つたやうでもなく、馴れない手つきで、ウエストミンスタアに火をつけた。

「見られては、よつぽど工合の惡い人？」

よつぽどつて程でもないのだけれど、兎に角、兄のお友達だし。それに西洋とも多分顔が會つてると思ふの」

「困つたな」

「でも好いわ。降りる時に注意して、顔を見られないやうにするから」

「うむ、向ふは、兎に角、僕たちほどに、合ひ客に對して敏感じやないからね」

大船近くなつて、食堂車は可なりに込んで來た。すでに食事時間を過ぎてゐるので、どの卓子にも酒場が立つてゐた。氣が附いて見ると、遠州らしい男女の幾組かゞ、彼等の周圍にゐた。

「今日は土曜？」

「さう」

「道理で……こいつア少し込むかも知れないな。なにしろ箱根は新綠だし、時候は好いし……」

「大丈夫？　いきなり宿屋に行つても」

春子は、幾らかぽおツと來た顔を擧げた。

「多分大丈夫だらうと思ふが」

「心細いのね」

「幾ら土曜日だつて、まさか、今時分、一ぱいつてこともないだらう。こちらの望み通りの部屋が取れるか何うかはちよつと疑問だが」

「その家、知つてらつしやるの？」

「ああ。こつちでは知つてるんだが、向ふでは知らないだらう」

それは三四年前の初夏のことだ。暢三は、同じ仕事仲間、飲み仲間の須田や野村と一緒に、四月ばかり底拔けに飲み

歩いた末に、さすがにのめ〳〵と家には歸り憎く、醉つたあげくの別れ難なさも手傳つて、遮二無二塔の澤までのして、たうたう半月餘りを、其處の或る大きい旅館で過したことがあつた。或る日、三人で宮ノ下の富士屋に中食に出かけたついでに、偶然、その土地の或る旅館で仕事をしてゐた春草、春風の二先輩を訪ねたことがあつたが、妙な廻り合せで、その日は、小田原の山崎だの、雜誌仲間の山口だの、中川だの、新聞記者の大村、鎌田だのが、つぎ〳〵に登つて來た。

「こいつア珍らしい。一つ紀念寫眞を撮らうヂやないか」

落ち合つた時には、誰の顏にも、かすかな亢奮の色が浮んだほどだつたから、自然、その夜は、酒の廻りも早かつた。醉へばはしやぎ出す山口の尻馬に乘つて、暢三たちも、夜更けるまで、女中たちにからかつたりしたものだつた。

「やつぱり、若い人たちは元氣ですなア」

翌朝、春風老から言はれた時には、彼等の靜かな仕事場を騷がした氣がして、さすがにちよつとひやりとしたが、それ以來、この小さい旅館が、暢三の頭に殘つた。建物も調度も、すべて二三流どころの平俗さだつたが、それだけに、氣も張らず、人の出入りも少くて、隱れ家には向きさうな氣がしてゐた。

「なにしろ、莫迦げた騷ぎ方だつたから、あの頃の女中がゐれば、顏くらゐ憶えてゐるかも知れないが」

「ヂヤ、いよ〳〵心細いのね」

「兎に角、行つて見て都合が惡いやうなら、ほかの宿屋にするだけのことさ」

國府津では五六組の客が降りた。想像の通りに、先刻の二人づれも此處で降りたが、春子にはまるで氣附かないらしかつた。せか〳〵と急がしさうに改札口に出る合ひ客たちを遣り過してから、二人は最後の自働車に乘つた。

「みんな箱根ね」

「うむ」

車は、底寒い夜風を舐んで、早い速さで前車の尾燈を追ひ始めた。

四

しかし、案じたほどでなく、行つて見ると、春の家は殆んとがらあきだつた。ほかに一二組の客が居たやうではあつたが、遠くそのけはひを感じるだけで、廊下で擦れ違ふやうなこともなかつた。短い廊下で母屋を距てた土藏作りの一室に、彼等は案内されたのだつた。

「これア好いわ」

翌朝起きると、春子は、障子を明けはなして、晴れ〴〵とした顔で言つた。玩具のやうな、小さい白塗りの橋をへだてて、近く二三の山稜が見渡された。

「氣に入つた？」

「入つたわ。私、あなたの話しで、もつとひどい家かと思つてた」

「まア、手頃で、氣が樂な點が取り柄だね」

「それに、昨夜の女中たちも、みんな感じが好いぢやないの」

食後に彼等は散歩に出た。白い橋を渡ると、間もなく谿流のそばに出た。それに沿つて歩いて居るうちに、小廣い畑地が開けて來た。

「箱根山中にこんな畑があるなんて、ちよつと想像がつかないね」
「何と云ふところ？」
「さア」
彼等は、足の向くまゝに、小徑を拾つて歩いた。風もなく、閑な眞晝だつた。
午后、暢三は、東京の須田に手紙を書いた。何かにつけて、最も深く許し合つてるのは彼だつたし、春子とのいきさつを、最初から知つて居るのも彼だつた。彼にだけは、行先きを秘して置くわけに行かなかつた。
暢三は、疲れて居る春子を部屋に殘して、手紙を持つて町に出た。ついでに、必要な手廻りのものを買ひ整へた。
「あなた、駄目よ」
歸つて來ると、春子が、惡戯者らしい眼に笑ひを浮べて言つた。「あなたのことを、此處の家で知つてるらしいわよ」
「さうかい？」
暢三は昨夜、宿帳に僞名して置いたことを思ひ出した。
「先刻、女中が、夕御飯の伺ひに來た時、御客樣は以前太田さんとおつしやつてらした方ではございませんかつて言ふのでせう。私、困つちやつたわ」
「で、君は？」
「何うしてつて訊いてやつたの。さうしたら、以前、德山さんたちがゐらしてた頃に、一度、皆さんと御一緒にゐらしたことのある太田さんによく似てゐらつしやると言ふので、今、みんなで、あの時の寫眞を出して見てたつて言ふのよ。私、仕方がないから、さうだつて言つちやつたわ。以前は太田と言つたのだつて」

「へへえ」と、暢三も惡戯ッ兒らしく微笑した。「よく憶てやがるもんだなア」
「あんまりお眞迦さんなので、よつぽど印象が深かつたのよ」
「しかし、あの時の女中がまだゐるのか知ら」
「二人ゐるのですつて。あなたがたのお眞迦を、すつかり話して行つちやつたわ」
「へえ……」
このことは、しかし、暢三にも春子にも、惡い氣持ではなかつた。一夜泊りの、而も大一座の客を、三四年後の今日まで憶えて居ると云ふことの中に、商賣氣を離れた好意が感じられる氣さへした。
二人は、それ以來、すつかり安易な氣持になつた。これから先き、何かの面倒が起つた際に、宿の人たちの好意を期待出來ることは、彼等に取つて何よりの力强さだつた。暢三は、至急に仕上げねばならない仕事にも手が着かないで、毎日、湯疲れのからだを、綠陰の小徑に運んだ。

五

春子の後見人であり、岡崎一族の旦那寺である妙光寺の住職に、春子が長い手紙を書いたのは、此處へ來て四日ばかりの後だつた。
——この頃、ひどく頭の具合が惡いし、からだも疲れて居るから、鎌倉に行く予定を變へて、一人でこの土地に來た。すべての不健康の原因は、自分の位置の不安定な點にあると思はれる。事實上の離婚の後、すでに二年近くにもなるのに、いまだに籍が移されず、實家に歸つてゐながらその家の人でないやうな今の生活は、到抵堪えられない苦痛

だ。この際至急に、萬事の解決をつけていたゞきたい。その交渉に目鼻がつくまで、此處で靜養してゐたいから——

その日は蘆の湖の方へ出かけるつもりだつたので、朝のうち、疲れないうちに、彼女は暢三と相談しながら書いた。新らしい戀を打ち明けない點で、大根のところに嘘があるので、ひどく書き憎くはあつたが、兎に角、筋だけは通つた。その筋そのものは、全くの嘘でもないわけだつた。もし妙光寺の頭が好いならば、そこに何かの嘘を嗅ぎ出しさうな氣がしたが、そして、それほど頭の好い後見人ならば、また大いに頼もしいわけだつたが、彼女はてんで問題にしてゐなかつた。

「大丈夫。妙光寺ならばこれで澤山」

春子はから／＼と笑つて、無雜作に封筒に收めた。

中一日を置いて、妙光寺から返書が來た。字體のはつきりしない昔流の書風で、矢鱈に丁寧な語句が使つてあつたが、文章は、頭の惡さをむき出しに、辛と判讀出來るやうな、纏まらなさだつた。

——御手紙は拜見した。近頃久しく材木町樣にお伺ひしないので、あなた樣のお惱のことなど一向知らなかつたが

....

先づ普通の病氣見舞ひで、そこまでは行き屆いたものだつたが、それから先きはひどく晦澁をきはめた。だら／＼としたむづかしい言ひ廻しや、格の破れた文句などをつなぎ合せて見て、結局それは、萬事承知した、御本家とも相談の上、好いやうに取計らうから、折角靜養しろと云ふことに盡きた。

「……破鏡すでに玉をなさず、覆水盆に歸らざるものと思召され……これア何？まるで私が追ん出されて、もう一度歸りたがつてるやうな扱ひね」

ほツとしたところで、春子は晴れ晴れと笑ひ出したが、最後の追伸のところまで讀んで、二人はふツと顔を見合せた。お一人ではいろ〳〵御不自由だらうから、御手廻りの用足しに咲を遣はす——そこに、さう書いてあるのだつた。

「困つたわね」

春子は、手紙を投げ出して言つた。

「うむ」と、暢三は苦笑した。「そんなことになりさうな氣もしてたが」

「莫迦ね、妙光寺。莫迦丁寧にしさへすれば、人が喜ぶと思つてるのよ」

「ところが、存外、これがお目附役だつたつてね」

「ううん、そりや大丈夫。お目附役だつたら、咲なんか寄越さないで、屹度、露をよこしてよ。露が私たちの苦手なことは妙光寺もよく知つてるんだから」

露と云ふのは、今、鎌倉にゐて、彼女の妹に附添つて居る老婢だつた。早くから生母を失つた彼女たち兄弟は、つぎ〳〵にこの老婢の手で育てられたのであつた。

「兎に角、しかし、弱つたな」

「電報を打ちませうか。女中を寄越すに及ばないつて」

「しかし、それではすぐ疑はれるね。妙光寺は何も知らないから好いが、あなたの家の連中は、もうすでに幾らか感づいてるのだからな」

「それもさうだわね」

半日を不決斷に過した後、夕方、二人は、荷物をまとめてこの宿を出た。結局、二人は、宿を別にしなければならなかつた。別にするとすれば、女中たちの口から漏れるのを防ぐためにも、彼等の好奇的な眼を避けるためにも二人とも、まるで見知らない宿に移る方が好かつた。而も、それは、彼女の訪問にひどく不便でない程度で、互ひになるべく離れて居る方が安全な筈だつた。

「籍が取れてしまへば、もうこつちのものだからね。あとは、法定の半ケ年が過ぎてから自由結婚をすれば好いんだ。だから、それまでは、何とかして、尻尾を摑まれない工夫をしなくつちや」

別れたがらない春子を、暢三は、そんなふうに言ひすかした。

暮れがたの登山電車には、客もまばらだつた。二人は、別れ難い思ひで、人氣のない二等車の中で、からだをくつつけ合つてゐた。此處まで一緒に來てゐながら、今、別れねばならないことが、ひどく辛かつた。これつ切り、永久に會へないんぢやないかな、感傷的になつて居る暢三の頭を、そんな思ひもかすめた。

「では、御機嫌よう。」小涌谷の停留場で、窓外に立つて居る彼女の顏は、思ひなしか、靑ざめてゐた。「宿がきまつたら、すぐ御電話下さるわね」

「ああ。あなたは三河屋にするね」

「ええ。多分」

電車が動き出すと、暢三は、涙が出て仕方がなかつた。「どんなことがあつても離れない」さう確りと保證してやつてゐたものが、こんな些細な障碍の前に、一たまりもなく壞れる――暢三は、まざ〳〵と、自分の無力を見た氣がした。

強羅で、電車から吐き出された暢三は、しばらく、當てもなく、町の中を歩き廻つた。今度こそ、本氣で、彼女をつれて高飛びしてしまはうか――ちらりと、そんな慾望がひらめいたが、長くは續かなかつた。歩き疲れた暢三は、何時か或る見すぼらしい旅館の玄關に立つてゐた。

「ゐらつしやいまし」

何處へ連れ出したつて、安宿範の番頭としか踏めない筋肉質な小男が、じろりと暢三の風體を見おろしてから、すぐ案内に立つた。穴倉のやうな、暗い狹い廊下を拔けて、或る一室に連れこまれた。

「こちらでございますが」

廊下を障子一枚でへだてゝ、飴色の壁と、磨硝子の障子とで圍まれたこの部屋は、何う見ても、早稻田あたりの安下宿だつた。

「もつと靜な部屋はない?」

ばら〳〵ッと、蚤でもたかつて來さうな、赤茶けた疊の上に踏み入りかねて、暢三は番頭の顏を見た。

「へえ、只今のところ、ちよつと」

粗末な紬の背段着を着流した見すぼらしい暢三の姿を一瞥しただけで、番頭は取り合はうともしなかつた。

「ぢや、まア、此處でも好いや」

簡單に入浴を濟ませてから、暢三は、三河屋に電話をかけた。卓上電話に取りつぐらしく、しばらく待たせた後に、春子の聲が響いて來た。

「何う、落着いた?」

「え。あなたは？」
「ああ、まア。部屋がひどくて困るんだけど」
「何んて家？」
「登雲館。停車場のすぐそば。」
「私、これからお湯よ。淋しいのね」
「うむ。――春の家に電話をかけとかないと悪いよ。唉が來た時困るから」
「え。ヂヤア、明日、唉が來たら伺ふわ。それまで、一生懸命、御仕事してらしてね」
「ああ」
番頭や女中のごた〱して居る帳場では、言ひたいことも言へなくて、變に不機嫌に電話を切つた。
部屋に歸ると、襖一重の隣室で、食事が始まつてゐた。この土地で仕事をして居る請負師らしい男の、女中たちと下等にふざける聲が、この部屋には筒拔けだつた。
「困つたな」
暢三は、いら〱して、ぶよ〱の疊の上を歩き廻つた。
「お待ち遠さま」
そこへ、女中が、膳を運んで入つて來た。
「お酒、召し上りますか」
「いや」

珍しいことだが、彼は今、酒を飲む氣にもなれなかつた。

食後、暢三は、久しぶりに原稿紙に對して坐つた。暗い電燈。低い机。淫らな隣室の騒ぎ。とても仕事の出來る狀態ではなかつたが、强ゐて心を紙の上に集めやうとした。仕事より外に、心の遣り場がなかつたのだ。

一時間後、暢三はごろりと疊の上に寢そべつて、電燈の廻りに飛び交ふ二匹の蚊を、ぼんやりと眺めてゐた。笹の葉色の小蟲は、電力の弱い赤つぽい灯を中心に、疲れる樣もなく、小止みなくはたき廻る。

「徒勞だ、徒勞だ」

深い意味もなく、暢三は、心の中で呟いた。

低い唸り聲が、遠く、下の方から響いて來るのに、暢三は、ふと耳を止めた。「風かな」と思つてゐるうちに、音は搔き消えたが、しばらくすると、同じ音が、更に近く響いて來た。

「ピュツ、ピュツ」

警笛が、すぐ下の谷間に起つた。車は、ギアを切り換えて、喘ぎ喘ぎ急傾斜を登つて來るらしかつたが、やがて烈しくその溜息を吐き出すと共に、急に、鳴りを鎮めてしまつた。

「ギーツ」

扉の軌る音は、明かにこの宿の玄關で起つてゐた。

「ほゝう。こんな宿でも、自動車で乘りつける人があるんだな」

思つて居るところへ　ぼた〱と廊下に急がしさうな足音が近づいて來た。

こちらでございます」

女中の聲と一緒に、がらりと障子を開けたのは、珍らしく厚いお白粉をつけた春子だつた。
「やア。だうしたの？」
何かの異變を豫期して　暢三はすぐに半身を起した。
「ううん、なんでもないの」ちよつと、女中の去るのを待つた彼女は、黑いヴエールをかなぐり棄てた。
「あのね……」
言つた時には、春子のからだは、鞠のやうに、暢三の膝に飛びこんでゐた。
「駄目？」
ひとときの愛撫の後に、暢三は、幸福に和んだ眼で、彼女の顔に見入つた。
「とても」彼女は聲ははづんでゐた。「私もう、だうなつたつて好いと……」
暢三は目顔で遮つた。
「誰かゐるの？」
春子は、脅えたやうな眼を、襖の方へ向けた。
「……」
「ひどいのね」言ひながら、改めて部屋の中を見廻した。「御免なさいね、こんなところ。何所か　もつと好い部屋ないの？」
「ないつて言ふんだけどね、あとでもう一度聞いて見やう」
「でもね」と、春子は漸く、机のそばに坐り直つて　「私も、あなたとは反對の意味で、すつかり參つちやつたわ、三

河屋に行くとね、すぐ、宿帳を書かされたのでせう。喉が來るんだし、假名も出來ないものだから、私やつぱり、岡崎惣兵衛妹と書いちやつたの。すると、可笑しいぢやないの、がらりと待遇が變つちつたのよ。只今、靜かなお座敷が空きましたからつて言ふから、私此處で好いつて言つたの。いや、此處ではお女中さんがゐらしてから御不自由ですなんてつてね、連れて行かれたのが、六疊と二疊の廣間なの。そんな部屋に女一人で寢てられやしないぢやないの。それから間もなく御飯にしたの。ところが、これがまた大變、お太鼓に結んだ女中が、二ノ膳つきかなんかで、目八分に捧げて入つて來るんぢやないの。田舍者ぢやあるまいし、こんなことでおどかされて堪るものかと思つて、たうとう食べたくないものまで食べてすぐ自動車を呼べつて、出て來ちやつたの。道理で、强羅の登雲館にゐるお友達を訪ねるんだつて言つたら、變な顏してたわよ」

「ハ、ハ。そいつは驚いたらう。岡崎家のお嬢さんと登雲館ぢやちよつと變だからな」

「でも、私、可笑しかつたわ。兄なんかゞ、こんなところで、そんなにえらい人になつてるのかと思つて」

「そりやえらいさ、なにしろお金持ちだアね」

「厭ツ、また」低い聲で言つて優しみに睨んだが、すぐ話題を換えて「だうなさるの？こんな家に、續けてゐらつしやるつもり？」

「それよりも、君だうするの？三河屋の方は」

「勿論、歸らなくてよ。私もうだうなつたつて好いの」

「困つたお嬢さんだな」

冗談にして言つたが、いとしさは胸一ぱいだつた。暢三は、齒軋りするやうな思ひで、血色の好い彼女の頬に浮ぶ二

つの完全な暗に見入つた。
「では、また、あの春の家に引つ返すか」
忘れてゐた煙草に火をつけて、暢三はやがて言つた。
「さうね。私もそれが好いと思ふわ。あそこなら、すつかり氣ごゝろが知れてゐるのだし、こちらの事情だつて、大抵察しがついてるだらうと思ふから、相談すればまた何うにかうまく、工風がつくと思ふのだけど」
「知られても好いし悪いしだが、ぢやア、兎に角、明日歸つて見ることにしよう。あなたが春の家にゐて、僕は近所の何處かにゐても好いし」
相談が濟むと、二人は改めて酒にすることにした。食後間のない腹には、酒の渇きは殆んどなかつたが、明日からの別れ別れの生活を考へると、今宵こそ靜に酌み交したかつた。
「それにしても、この部屋は困つたわね。訊いて御覧ならない？」
「うむ」
呼鈴を押すと、用向きをほぼ察してゐたかのやうに、番頭がすぐ現れた。
「これから、ちよつと一杯やりたいのだが、何うかな、部屋はやつぱり駄目かな」
「へえ」と、番頭は、二人の様子を見比べて「離れの方が只今あいてるにはあいてるのでございますが、お客様も今夜お泊りでゐらつしやいますでせうか」
「うむ、泊るんだ。この部屋では、二人には少し狹過ぎるんでね」
「へえ、かしこまりました。では、早速、あちらを明けさせますでございますから」

先刻からの不愛想は、今、この番頭の何處にもなかつた。

「現金な奴だな。あなたの顔を見てから、すつかり態度を換えやがつた」

番頭が去ると、暢三は、笑ひながら言つた。

「三河屋が利いたのよ。屹度」

「うむ、それに、女連れの客と云ふものは、大抵大丈夫なんだね」

間もなく二人は、安普請ながら、まだ木の香の新らしい高い階段の奥に案内された。

六

寢不足で頭のふら〳〵する二人が、春の家に歸つて行つたのは、翌日の晝前だつた。

「おかみさん、また出戻つて來ましたよ」

てれかくした、そんなことを言ひながら入つて行つた二人を、女中たちから奥さんと呼ばれる若い宿主は、愛想の好い調子で迎へて呉れた。

「誰も訪ねて來ませんでしたか知ら――」

「はア、どなたもゐらつしやいませんでしたが」

「ちよつと、あなたに御相談があるのですが」

女主人は、ちよつとけげんな顔をしたが、すぐ、案内に立ち上つた。一夜をあけた部屋の中は、すつかり掃き出されて、長火鉢の灰が、綺麗に掻きならしてあつた。

「實は」急がしさうに座布團などを取り出してゐた女主人が落ち着くのを待つて、暢三は、輕い調子になることを努めながら言ひ出した。「僕たち、都合によつて、別々に宿を取らなくちやならなくなつたのです。今日にも、この人の女中が來る筈なのですが、僕たち二人がゐることを女中に知られるのは、ちよつと具合が惡いのです。それで、この人が出るか、僕が出るか、どちらかが此處を出なくちやならないのですが、この近所の宿屋で、何處か好い家はないでせうか。こちらから紹介でもしていたゞくと非常に都合が好いのですが」

東京の女學校出だと言はれる女主人は、すつかり飮みこんだ調子で聞いてゐたが、すぐには返事をしなかつた。

「紹介なしに、單獨で行つても好いのですが、此處にゐたことを知つてでもゐられると、ちよつと變なものになりますし」

「さようでございますね」と、主婦は、初めて、おだやかな笑顏を擧げた。「御紹介申すのは何でもございませんけれども、さア、如何でございませう。却つて、あちらの印象を惡くしやしませんでせうか。私もまだ素人ですから、その邊のところはよく解らないのでございますが」

「さう。それも問題ですね」

「あの」と、主婦は、春子と暢三の顏を等分に見分けながら、ゆつくりした調子で言つた。「何でございますか。何うしても、お二人が、別々の宿屋にゐらつしやらなきやいけないのでございますか」

「えゝ。ちよつと都合が惡いのです。二人が一緒のことを、女中に知らせたくないものですから」

「しかし、それだけのことでしたら、私どもで、お部屋を別々になすつたら、およろしいのではございませんでせうか。少し御注意なすつたら、なか〳〵解るものぢやないだらうと思ひますけれども」

「さう。それは一案だね」
暢三はすぐ、春子の顏を見た。
「さうね。さう出來たら一等好いぢやないの」
春子はすでに、喜色を現はしてゐた。
「御存じでございますか知ら。先年、德山春風先生がしばらくゐらしたお部屋がございますが」
「あゝ、知つてます。前に池のある、六疊か何かの離れでしたね」
「はア。あそこは如何でございませう。少し陰氣ですけれども、その代りには、何處からも隱れてますから、あそこにあなた樣がゐらして、奧樣が此處にゐらつしやれば、絕對に解りつこないと思ひますけれども」
「好いぢやないの、それ」
「うむ」
「それに私、ほかの宿屋になんぞ、のこ〳〵と訪ねて行くの、やつぱり厭だわ」
「どうしても、さういたしますと、向ふの旅館の人たちの眼にも立ちますすでございますから」
「さう、ぢやア、さうして貰ふかな。いろ〳〵御迷惑かも知れないけれども」
「いいえ〳〵」と、主婦は強く否定した。「私どもでも、いろ〳〵御察し申して居りますから、決して御遠慮なく」
しばらく、主婦は、話しこんで行つた。
「學校に居る時分、小說などを讀みますと、世の中にこんなことがあるものか知らなぞと思つたものでございますが、自分が世の中に出て見ると、どなた樣にも、いろ〳〵たことがあるものでございます」

主婦は、それとなく二人に同情してるらしい口吻をもらしたりした。
「兎に角、よろしく御願ひしますよ」
暢三はさう言つて、弱々しく微笑した

七

別れては會ひ、會つては別れる、短い逢ひ曳きの連續が、翌日から始まつた。切なく、遽しいその日その日だつたが、或る夜は徹夜して、文藝と實生活との關係を論ずる小文を草したりした。

十年前まで、近在の百姓の女房だつたと言はれる咲は、主人との窮屈な同室生活に、その頑丈なからだを持て扱ひ兼ねるらしかつた。

「咲、お前少し散歩に行つて來たら」
春子は、彼女を追ひ出すことに努めたが、咲は、十分もすると、つまらなさうな顏をして歸つて來た。春子は、別に必要でもない買ひ物などを考へ出して、咲を小田原までやつたりした。
好人物で、神經の鈍さうな咲だつたが、餘り長く春子の姿が見えないと、のそり〳〵と長い廊下を見て廻つた。
「奥さん、婆やさんが廊下を歩いてますから」
そんな時には、宿の女中がそつと來て、注意してくれた。
「仕樣のない咲だわ」
春子は苦笑しながら座を立つた。

「咲、何してるの？廊下をうろ〳〵してたりしちや見つともないじやないか」

時には、春子の甲高い聲が、暢三の部屋まで聞えて來たりした。

「咲ももう、多少感づいて來てやしたいかな」

二人で、富士屋に夕食を食べに行つた歸りには、そんなことを話した。

「さうか知ら」

「だん〳〵廊下歩きがはげしくなるやうぢやないか。あなたが僕の部屋に居る時間も、だん〳〵多くなつてはゐるんだが………」

「一時間も咲と顔を突き合せて居ると、氣持がくさ〳〵して來るんですもの」

「多少、家で、何か吹き込まれて來てるんぢやないかな」

「それアさうなの。だつてね、咲は家から、お金を預つて來てるのですつて。今夜のお金が欲しかつたから、それを私に渡せと云ふのに、何うしても渡さないの。私に渡したら、何に使ふか解らないからつて、金谷が言ひつけたのですつて。莫迦にしてるぢやないの」

「全く、それに違いないからなア」

梅雨の前觸れのやうな霧雨の中で、富士屋の貸して吳れた一本の雨傘の下で、二人は聲を低めて笑ひ出した。

春子が、咲のために取つた一椀の汁粉に、少量の眠り藥をひそめたのはその夜だつた。

「入れたの？」

「――――」

彼女は、笑へない顔で頷いて見せた。

二人は久しぶりに、深夜の雨の音を聞いたが、二人とも變にしよげてゐた。何も知らないで寢て居る咲のことを考へると、暢三は、自分たちの殘酷が胸にこたえた。

「やつぱり、こんな生活は不自然だわね」

春子の息づかいにも嗟嘆がひそんでゐた。

八

ちよつとした用事を作つて、咲を東京にやつた日には、二人は、豫定通りに、大涌谷の方へ見物に出かけた。一體に好奇心の弱い暢三は、黒褐色の灰と溶岩とから成る荒涼たる景色には殆んど興味を惹かれなかつたが、それでも、人並に、寫眞を撮つたり、ゆで玉子をむいたりして、小一時間を過した。

歸りに、二人は、一人の老翁と道づれになつた。

「あんた方、何處へ行くだア」

通りすがりに、突然、さう聲をかけられた時には、暢三はちよつと、或る心構へを感じたが、その皺くちやの、齒のない顔を見ると、すぐ或る親しさうに變つた。

「宮の下。お爺さんは？」

「仙石原さ歸るだ」

「お爺さんは隨分足が强さうだわね」

春子が聲をかけた。

「ハツ、ハツ。齡は取つても、五里や六里は歩けるだ」

老人が、近道だと教へる深い森の中の小徑を、三人はゆつくりと降りて行つた。陽ざしの弱い雨上りの山徑では、春子はしば〳〵足を取られさうになつた。

「あぶないよ」

暢三が手を借すのを、老人は、何の感じもなささうに眺めてゐた。

「お爺さん、お幾つ？」

森を抜けて、明るい山徑に出ると、春子は、聲を張つて、親しげに話しかけた。老人は幾分か耳が遠いらしかつた。

「七十三になるだ」

「まア。お達者ね。ぢやア、隨分澤山お孫さんがゐらつしやるのでせうね」

「孫けえ」と、老人は考へるやうにしたが、「みんなで十五六人もゐるづら」

「隨分お仕合せだわね」

「うむ。かうして湯治場さ來て居られるうちは仕合せだアね」

小田原在の農家だと云ふ老人は、息子たちがみなよく稼いで呉れること、毎年夏冬にはかうして箱根に來て居ることなどを自慢さうに話した。

「あんた方は、この道をまつすぐ行くと好えだ」

或る岐れ道まで來ると、老人は立ち止まつて、下の方を指した。幾重にも重つた波濤のやうな山の起伏が、一面に見

渡された。

「ああ、さう。いろ〳〵有難う」

暢三が歩き出さうとすると、

「パパ」と、春子が呼びとめた。「撮して」

彼女は、古びた石の道標をバックにして、老人に寄りそつて立つてゐた。

「二人で？」

「ええ。――――ね、お爺さん。二人で紀念に撮つて貰ひませうね」

「こんねな皺苦茶な爺ぢや仕様なかんべに」

老人は、歯のない口をあけて笑つたが、それでも眞面目くさつた顔になつて、暢三の差しむけるレンズの中に收つた。

「では、御機嫌よう。御達者でね」

老人は、好人物らしい笑顔で頷きながら、岩陰に消えた。

歩き出すと、しばらく、春子は、今の老翁の噂で夢中だつた。

「あなたもお爺さんになつたら、しよつちゆうお紋附きを着てゐらつしやいね」

老翁のくた〳〵の木綿羽織まで、彼女の氣に入つたらしかつた。

「しかし、ちよつと驚いた。君にあんな一面があるとは思はなかつた」

暢三は、なかば冷かすやうに言つた。

「あら、何うして、私これで老人は割りに好きなのよ」
「うむ。男の老人は好いものだな。お婆さんになると大抵感じが悪いものだが」
「まア。男の人でもやつぱりさう？　私は、自分が女だから、さう思ふのか知らと思つてたのだけれど」
「しかし、男の老人にも隨分感じの悪いのがあるな」と、暢三は、思ひかへして言つた。
「近い例で、君の家の執事……」
「ああ」と、春子は澁面を作つた。「まつぴら」
「しかし、金谷だつて、あなたと無關係な老人だつたら、何うとも言へないからな。例へば今の老人のやうに、かうした山の中の溫泉場か何かで會つたとすれば、金谷老人だつて好きになるだらうし」
「解らないわね。やつぱり」
「立場だね、要するに。お互ひの立場によつて、好きにもなり嫌ひにもなるのさ。唉だつて、立場が違へば、あんなひどい目に會はされる必要はなかつたどらうし」
「立場が違へば、私たち二人だつて、憎み合つたかも知れないし」
「宿命論の第一ペーヂさ」
平凡な結論にまで行つて、二人はたうとう聲を立てて笑ひ出した。
その日、二人は、强羅公園の茶店で壽司を食べたりして、日が全く暮れてから宿に歸つた。
唉はたうとう歸つて來なかつた。

九

「須田さんから御電話でございます」
女中が、障子の外から、遠慮さうに聲をかけたのは、翌日の午后三時頃だつた。二三日前、仕事のことで、從つてまた金のことで須田に手紙を出して置いた暢三は、勿論、その返事を豫期して電話口に走つたが、受話器の中の聲は、變にあはたゞしかつた。
「おい。ちよつと厄介なことが持ち上つてるのだが……」
瞬間に、暢三は、ちよつと口が利けないほどの、はげしい動悸を感じた。
「――何うしたのだ」
「今日、N――新聞の宮内が來て、今、歸つて行つたところだが、N――で、君たちのことをだいぶ嗅ぎ出してゐるらしいのだ。僕に眞相を話せと言ふから、下手に隱し立てするよりはと思つて、大體、話したのだ。君たちが關西方面へ逃げてると云ふ噂は否定して置いたが、新聞社では岡崎家などにも訊きに行つてるらしい。僕としては、何はともあれ、記事を伏せることが必要だと思つて、いろ〳〵宮内に話して見たのだ。宮内も、勿論、君とは知つてる仲だし、歸つて幹部を說いて見やうとは言つて呉れたのだが、なにしろ、今、種がない時だし、それに例の柳澤郁子の事件でA――新聞に特種を持つて行かれてるしするから、何うとも請合へないと言ふんだ。僕は、柳澤郁子の事件と、太田の今度のとでは、全然、事件の性質が違ふし、ニユウス・ヴリユウから言つてもまるで比較にならないのだからと、よく言つては置いたのだがね。兎に角、しかし、この上君たちが其處にゐることは危險だよ」

須田は、癇高い聲で、一氣にこれだけしやべつた。

「うむ、危險だな」

暢三は、莫迦のやうに、鸚鵡返しに答へた。

「何うだい、すぐ東京に歸へつて來たら」

「うむ、歸らう」

「新聞種の出所についても、宮内君が話してたが……」

須田は、また、早口にしやべり續けた。須田の話によると、それは、最初に春子を暢三に紹介した畫家の後藤の投書に依るものらしかつた。當時、後藤は、別に深い心の動きを示さなかつたが、彼女と暢三との接近を知るやうになつて、急に調子が變つて來たのであつた。

「投書には、後藤君自身と春子さんとの間にも何かあるやうなことがほのめかしてあるさうだからね、先生、よほどむしやくしやしてるんだね」

「へえ、さうかい。いや、最近、後藤から岡崎へあてて、春子への結婚申込み狀やら、鎌倉の妹への申込狀やらが舞ひ込んださうだからね、よほど何うかしてはゐるんだ」

「兎に角、ぢやア、すぐ歸つて來たまへ」

「ああ。いろ／＼有難う。これからすぐ出かけるから」

電話を切つて、外に出ると、そこに春子が立つてゐた。

「何うかなすつて？」

「うむ」と、暢三は、春子の部屋の方へ歩き出した。「すつかり、東京の方へ知れたらしい。須田のところへ、N新聞から訊きに行つたさうだから」

「では、ぐずぐずしてはゐられないわね」

「うむ。すぐ仕度をして、東京に出かけやう」

「荷物なんかは？」

「そのまゝで好い。萬事あとからだ」

春子が仕度にかゝるのを見て、暢三は、自分の部屋に降りて行つた。普段着のまゝの暢三には、別に手を下すやうなこともなかつたが、散らばつた原稿紙などを片づけると、しばらく机の前に端坐した。思つたよりも、心が落ち付いてゐた。

「よし。これなら大丈夫だ」

彼は自分で自分に言つてから、立つて呼び鈴を押した。

「急にお立ちでございますつて？」

すでに春子から聞いたらしく、女主人がさう言ひながら入つて來た。

「え。だいぶむつかしくなつて來てるのです。今にも、東京から、誰かやつて來さうですから」

「何うしたのでございませう。婆やさんが、東京に歸つて、何か申したのでございませうか」

「いや、さうぢやないのです。全く別の口から出てるんですが」

「困つたことになりましたわねえ」

「兎に角、一應、大急ぎで東京に歸らなきやなりませんから、お勘定も荷物も、このまゝにして行きますが……」

「ええ、え、何うぞ、御心配なく」

女主人は、快く引き受けて呉れた。

「何うも、いろ〳〵御迷惑ばかりかけちやつて……」

「何ういたしまして。みんなもう御緣でございますから」

「さう。緣と云へば、まア、緣ですが……」

言ひながら、暢三の心は、子供の頃から聞き馴れ言ひ馴れたこの平凡な言葉の上に、しんみりと落ちて行つた。この言葉が、これほどにいろ〳〵な意味を持つて、彼の心に觸れて來たことは、これ迄にかつてないことだつた。

「まア、何うぞ、御達者で、お二方の思ひがとどきますやうに、わたくし、陰ながら祈つて居りますから」

「有難う。――まア、そのうち、二人で御禮に來るやうなこともあるでせうから」

言つて居るところへ、すつかり化粧を直した春子が入つて來た。

「好いの？」

「――」

「ぢやア、自働車を言つて貰ひませうか」

そこへ、ばた〳〵と、廊下に、あはたゞしい足音が近づいて來た。

「何？」

女主人が、何事かを感じたやうに立ち上つた。

「あの、婆やさんと、もう一人、やつぱりお婆さんと……」
「歸つて來た？」
春子が立つて行つて、障子を細目にあけた。
「で、何うして？　部屋に上つて行つた？」
「はァ。婆やさんはお上りになりましたが、もう一人は外に立つてゐらつしやいました」
「お前、もう一度よく見ておいで」女主人は早口に言つた。「ついでに、奥様のお履物を、こつちに持つておいで」
「は」
女中は、足音を忍ばせて去つた。
「解よ。乾度」
春子が言つた。
「もう一足でございましたのに」と、女主人が言つた。
「しかし、途中でぶつかるよりも、まだよかつたです」
間もなく、女中が二人走つて來た。咲が二階の廊下を捜して居り、今一人が、表門を見張つて居るとのことだつた。
「困つたな」
二人は顔を見合せるだけだつたが、女主人の頭は、すばしこく働いてゐるらしかつた。
「ぢやァ、もう一人は、表門の往來のところにゐるんだね」
「はァ。きよろ〳〵見廻して、立つてゐらつしやいます」

では、こちらにいらつしやいませ」女主人は、輕く笑つて領いてから、ぽんと庭に飛び降りた。「裏傳ひに、上の洋食屋に出られますですから」

暢三たちにつゞいて、二人の女中も、裸足のまゝで從つた。

「あなたがたにも濟まないわね」

深い萩の植込みの間を拔けながら、春子は、感激のこもつた調子で言つた。

「全く濟まないね」暢三は、彼女たちに、祝儀さへ置けないことが、胸につかへてゐた。「いづれ、改めて、御禮に來るけれども」

植込みを拔けて、急な石段を上つた。上り切ると、そこに、二人が時々茶を飮みに寄つた洋食屋の土間があつた。

「お免なさい。ちよつと通り拔けさせて貰ひましたよ」

不意な侵入者にちよつとけげんな顏をした主人も、飮み込み顏に、すぐ領いた。

「へえ、へえ、何うぞ」

「まア、ちよつと、おかけなすつて」女主人は二人に言つて置いて、女中を、表通りから、見にやつた。

「やつぱり、表門のところに立つてゐらつしやいます」

女中は、走つて來て答へた。

「では、やつぱり、上にゐらつしやるより仕方がございませんですね」

「ちやア、兎に角、小涌谷まで行つて見ませう。まさか、夕方まで立ち番もしてゐないでせうから」

「では、お達者で」

「御機嫌好う」

春子が、女主人に、手を差し延べた。

「何は兎も角、御生命だけはお大事になさいましね」

「――」

暢三は、くるりに背を向けて、緩い傾斜を登り始めた。

十

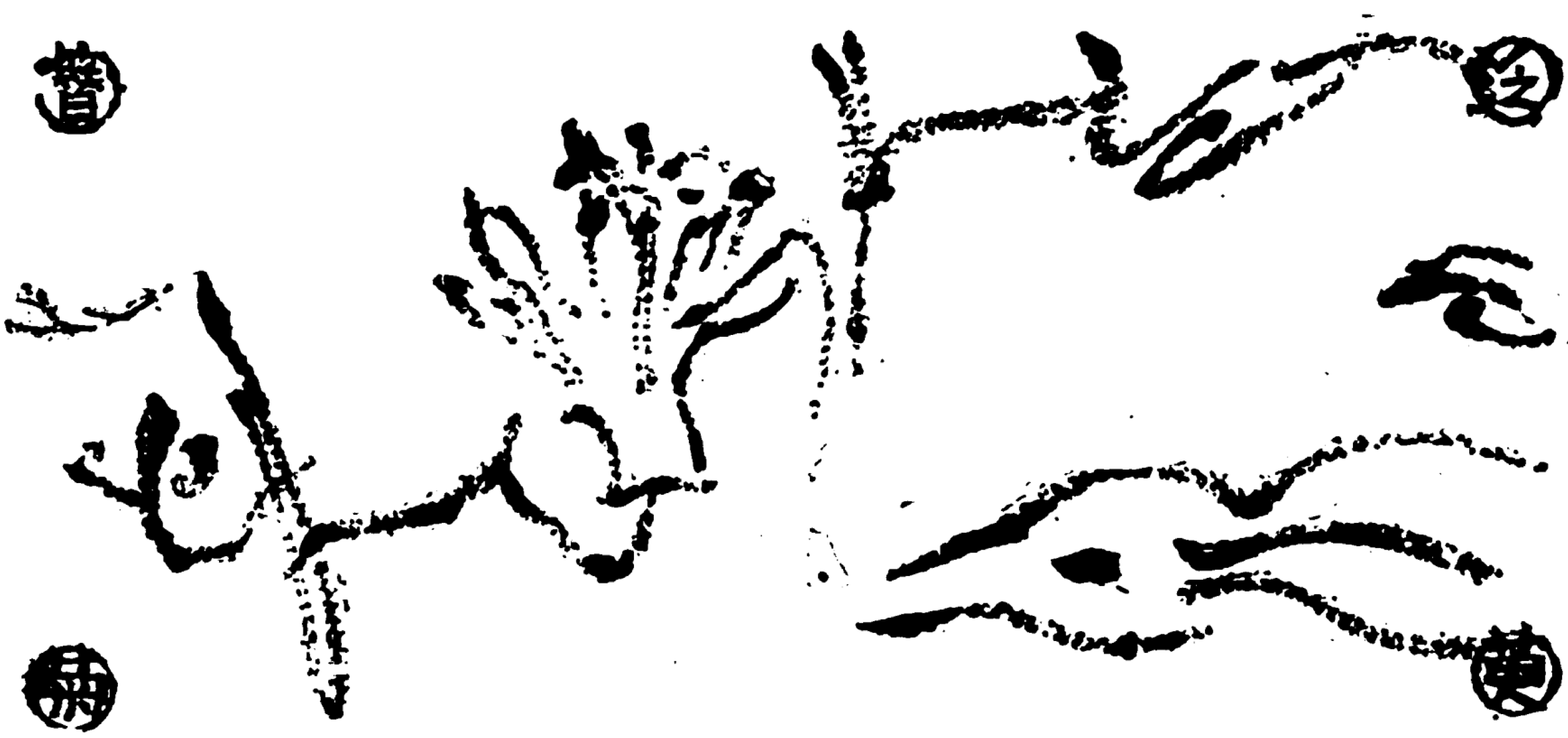
十分の後、二人は、轉ぶやうにして、細い間道を掻き分けてゐた。徑は、時々、溪流のほとりに出ては、また、深い杉木立の中に隱れた。

足ののろい暢三は、ともすれば彼女の後に立つたが、ふと氣附くと、彼女は、かつて見せたことのない友染の黒紋附を羽織つてゐた。何故ともなく、暢三には、それがひどく可笑しかつた。

「君、黒紋附かい？」

「何言つてらつしやるのよう」

彼女は、振り向きもしないで、登りつゞけた。



この三つのもの

佐藤春夫

十四

ひよつとしたらと思つた北村は、やつぱりたうたう來なかつた。赤木は四時になつたのでお八重と別れて、北村の家を出た。

田町驛で下りた赤木は灯のともり出した町を、麻布の弟の家の方へ歩いて行つた。弟の家はそこから三田の通りを拔ければ、近いところにあつた。そこには二番目の弟の安彦が妻を持つて住んでゐるところに、三番目の弟の愼吉も同居してゐた。あの事件以來、愼吉とは全く會はなくなつてしまつた淸吉はあまり氣の合ない安彦とは用事の時より外には滅多に往來しないので、その麻布の家へも以前にたつた一度行つたことがあるきりであつた。しかし、淸吉は三田あたりの町の樣子はよく知つてゐた。彼は數年前こゝに在る私立大學の學生だつたからである。案内を知つた馴染の多い夜の町を、淸吉は秋の深さを感じながら歩いた。淸吉は悲しいやうな樂しいやうなともかくも或る爽やかな氣持であつた。彼は足かけ三年の間打絶えてゐ

た弟の愼吉に今夜會はうとしてゐる。淸吉にとつては愼吉は兄弟のうちでの兄弟であつた。その名が似てゐるやうに氣質もそつくり同じものであつた。そのふたりがひとりの女の爲めにああいふ事になつてしまつたことを、淸吉はいつも運命の意地の惡さだと思つてゐた。さうしてこれが若し相手が安彥だつたら同じ兄弟でもいくらかは氣が樂だらうと思つた事もあつた。——しかし、何もかももう過ぎ去つた事だ。すべてを忘れて今日はもう愼吉に會ふことが出來る。さう思つた淸吉は、ふとさつきお八重が淸吉に言つた言葉を思ひ出した。お八重もたくさんある兄弟姉妹のなかでお雪を一番愛してゐたと言つてゐたからである。さうしてお八重も亦、そのお雪と今かういふ關係になつてお雪を恨まなければならないのを歎いてゐた。

——北村がお雪を彼の家へ引取らうと言ひ出した時、お八重はお雪を愛してゐただけに、北村に感謝した。お雪は姉の初子の家にゐたならば行末はやつぱり藝者か何かになるに違ひない。それよりもまだ十五かそこらだから今のうちここに引取つて何か相當な者に仕立ててやらうと、北村がお八重に言つた時には、北村にどんな下ごころがあらうかなどと知る筈もなかつたお八重は、一途に自分に對する愛の片破れがお雪にまで及ぶものだと思つてどれほど北村に感謝したかわからなかつたのに。あんなお雪だと知つたなら、それこそ早く藝者にでもしてやればよかつた……お八重はその時、さうも言つたが、北村を怨まずにお雪ばかりをお八重が非難してゐるところが女ごころだ。それにしてもたとひひとりでさう考へたにしろお八重をさういふふうに思はせて置いてお雪を引取りながら、今日のやうにしてしまつた北村を、もし今夜會つたならばお八重に代つて一つ詰つてやりたいものだ。お八重は何れそんな事などは何も北村に言ふことも出來なかつたに違ひないのだから……

赤木は愼吉の事からまたしても何時の間にかお八重の事を、北村の事を、さうしてお雪の事を思ひ出しながら足は自

づと安彦たちの家の近くに來てゐた。しかし路次を取違へたと見えて清吉はまごまごしてゐた。が、直ぐに搜してゐる家を見つけることが出來た。

清吉が稍途方にくれて偶然ふり向いて見上げた一つの窓に、ひとりの男が見えてゐて、うしろから燈を浴びた格好が愼吉だつた。心なしか、その愼吉もしよんぼりと見える。その家の表格子を早速に開けながら、清吉は

「今晩は」

と聲をかけながら這入つた。

「ハイ」

朗らかな聲でなかからは答へたが、彼女は台所で何か用事の手が放せないらしい。

「菊子。おれだよ。上るぜ」

「あら！兄さんなの！」

安彦の家内の菊子が慌てて障子を開けると、玄關の次が台所だつた。小さな家庭の夕餉の跡始末であつた。

「安彦はゐるかい」

「まだ歸りませんの。――わたし兄さんの聲を聞いて安彦さんだと思つてすましてゐたのよ。あの人時々、『今晩は』なんて歸つて來ますからね」

二階にゐた愼吉は訪問者のあるのを知つて階段のおどり場まで出て來てゐた。彼は階段を昇らうとする清吉と互に、階段の上と下とから認め合つた。

「やあ」

清吉は彼の氣持を愼吉に汲み傳へたいと思つたので、氣輕るにさう呼かけた。しかし愼吉は途方にくれたらしく部屋のなかへ引かへした。さうして清吉が部屋へ這入つた時にも、まだどこにも坐らうとはせずに立つてゐた。

「やれ〳〵。くたびれた。」

清吉はさう言ひながら、そこにあつた座布團の上へごろりと橫はつた。さういふ清吉にむかつて菊子も別に改つた挨拶のしようもなかつたし、元來さういふことを好きない兄を菊子は知つてゐた。菊子はその傍に座つて清吉の季節おくれな服裝とぐつたりと疲れたらしい樣子とを氣づいて言つた。

「兄さん、どこからいらしつたの？巢鴨？」

「いいや。――もつと遠く」

「今、着いたばかり？」

「さうだよ――北村のところからね」

「それぢや御飯はまだでせう」

「うん。――だが御飯は安彥がかへつた時でも」と言ひかけた清吉は、ふと氣がついて言ひなほした「やつぱり、何か食べるかな、今。天どんか何か注文して來てくれないか――遠いかい店は？、」

「いいわ、直ぐですわよ」

菊子が二階から下りて行つた。さうして表から出たらしく、その格子の鈴がまだ鳴つてゐるのを聞きながら、清吉は起き直つた。さうして彼の背後にあつた清吉の方へ向き直つた。

愼吉は緣側の手すりの上へ腰かけて、長く灰の溜つた卷煙草を手に持つたまま星空を見入つてゐた。

弟のその姿を見ながら兄は呼びかけた、

「おい」

「え？うん」

愼吉は曖昧な返答をしてふりかへつた。手の煙草の灰がその拍子に緣の上にくづれ落ちた。彼はその煙草を思ひ出したやうに一度吸つてから外へ投げ捨てると、兄の改まつた樣子を見て彼自身も部屋のなかへ來て座つた。彼は兄に話があることを直觀したのである。

満吉は煙草盆を引よせて、そのなかにあつたマッチをとつてそれで自分の煙草へ火をつけながら、目をおとして言つた。

「おれはね、愼吉、美代子とはたうとう別れることにしたよ。せつかくお前が、あの時ああ云つて賴んだけれども、どうもやつぱりいけない。どうも思ひ切つてしまつた方がいいらしい――それに近ごろまたどうやら新らしい事件もあつてね」

「ふむ」愼吉はやつとそれだけ答へた

「實は、おれはもうおとつ日の晩に美代子とはその相談をして來た。それより前にお前にも相談しようかとも思つたが、別にそれにも及ばない事だしね」

「ふむ」

「もう、何もかも濟んだのだよ。だから、おれはもう一ぺんお前と以前と同じようにつき合ひたいものだよ」

「ふむ」一たいに無口な愼吉は、それにわけでもどの場合ではありただ同じような返事ばかりを繰返してゐた。しかし

濟吉には彼の弟のこの無言に近い言葉のなかのたくさんの意味はよくわかつてゐた。さうして彼自身ももうそれ以上には言はなかつた。いふ必要を感じなかつた。さうして彼等はふたり互に默つてゐた。

「兄さん」突然、愼吉が顏を上げて言つた「おれはもうあの時以來、もう一生涯兄さんには逢へまい――逢つて貰へまいと思つてゐた……」

「………」

今度は兄が何も言はなかつた。ただ暫くしてから彼はごく親愛な口調で弟に話し出した「時におれはひよつとすると、北村のうちのお八重と結婚するやうな事になるかも知れないがね――尤も、これやまだお八重とは相談したわけぢやない。だからお八重の意嚮は一向わからないがね」

愼吉は兄の顏を見上げた。見つめた。驚愕してゐるやうな顏つきであつた。愼吉は弟のその顏つきを讀んで言つた「少し、まあ、へんな話なのだが……。北村はそれに贊成してゐるんだよ。――お前は知つてゐるかどうか知らないが、北村はお雪と關係があるんでね」

「北村はそれぢや」と愼吉は言つた「お雪と結婚するのかね」

「それは知らない。が、多分さうだらうと思ふな」

「ふむ」

表格子のベルが鳴つて菊子が歸つて來たのである。

菊子がお茶をわかしてゐる間に注文のものが來た。濟吉がそれを食べる間、菊子は彼のそばにゐた。

「愼吉さんはどこへ行つたのでせう」

「さう？」さう言はれて清吉も慎吉のゐなくなつた事に氣がついた「つひ今のさつきまで椽側にゐたのだがね」

「さう。それぢや散歩にでも行つたのでせう。わたしね、兄さん。慎吉さんには困るわ。ちつとも勉强はしないし、學校はいやだ、いやだと言つて滅多に行かないしね」

「それで何をしてゐるんだい——遊ぶのか」

「いいえ。それがね、をかしいの。一日中寢てばつかりゐるんです。時々眼を赤くして泣てゐるやうな事があつてよ。そうして聞いてもわけは言はないわ。兄さんなら言ふかも知れないわね。さう時々、散歩してはまつ赤になつて歸つて來ることもあつてよ——でも、お酒はあんまり飮めないのだわね。——どうしたらいいんでせう。そばでゐても困るわよ」

「放つて置け」清吉は思ひあたるままに言つた「今にどうにかなるだらう。そばから色々な事を言つてみても仕方がない。若い時にはいろんな事をしていろんな事を考へるものだよ。またいろんな事を考へていろんな事をするものだよ。ね。」

「御自分が年寄みたような事を言つてゐるわね、兄さんは」

「だからさ、おれもいろんな事をしたり、いろんな事を考へたりするさ」

清吉が案外眞面目な顔だつたので、菊子は默つてしまつた。

「安彦はどうだい。相變らず面白さうに生きてゐるかね」

「ほんとうよ。あの人は。何だか外が面白いのでせう。このごろ時々、歸りがおそいのよ」

「ふむ？それはいかんな」清吉は無雜作な答へで煙草を喫んだ。[illegible]

「兄さんは、いつ田舍から出て來たの。巣鴨へは今から行くのですか」
「田舍にはまだ行かないのだ。大坂から眞直ぐに來たのだ。四五日前から北村のところにゐてね。巣鴨へも一度行つた。が、もう一度行つたら二度とは行かないつもりだよ――おれはね、菊子、美代子と別れることにしてしまつた」
「あら、どうして？」
「どうしても何もないさ。いやになつたのでね」
「あら！　へ？　あつさりしてゐるのね、兄さんは」
「あ、あつさりしてゐるよ。至極、あつさり。……いや、御馳走」
清吉はさう言ひながら食べてしまつた箸を置きつつ、菊子にはまるで取合はない返事をした。しかし、氣がついてそれではあまり相手を輕んじすぎることになると思つたので淸吉は言ひ直した「いろいろとわけがあつて、いろいろと考へた揚句なのだよ。だがまあ、あんまり深く詮義立てしてくれない方がいいな」
「さう。それぢや聞いても仕方がないけれど」菊子は素直にさう答へてから改めて言つた「わたし、今だから言ふけれど本當は美代子さんは大きらひよ。二三度しか逢はないけれど。お雪ちやんよりはいくらかいいけれどさ」
「何、まあ同じようなものだよ。――お前、お雪をよく知つてゐるんだね」
「え、お雪ちやんよく知つてるわよ。しよちゆう遊びに來るのよ。北村とも來るし、ひとりでも來るわよ」
「さうか」
その時、表格子が手荒らに開けられてそのベルがけたたましく鳴つた。案内を呼ぶ聲を聞くと、噂の人物が、北村が來たのであつた。

北村は靴を脱ぐのが面倒だと言つて座敷に上らうとはしなかつた。さうして赤木がその夜もう一度巣鴨へ行くことを知つてゐる北村は、どうせ赤木が出る程ならば、一緒にぶら〳〵散歩しようといふのであつた。

北村と赤木とは肩を比べて、言ひ合すとなく自づと芝公園の方を目ざして歩いてゐた。北村は打見たところ疲れた人のやうな表情と動作とをしてゐた。けだるさうにステッキを地に曳いてゐる様はいつものきび〳〵した彼の精悍な擧動ではなかつた。

「どうだね」と赤木は問うた「その後の心持の經過は？」

「頗る良好だね。氣が輕くなつてさつぱりとしたよ。せい〳〵したよ！」

さういふ口調だけは、いつもの北村らしく生々としてゐた。赤木は北村が肉體的に疲勞してゐるだけだと知つた。

「昨夜からお雪と一緒かね」

「うむ。今もそこまで一緒に來たのだが、田町で別れたよ」

「で、お雪には話したらうが、何と言つたね」

「別にどうといふ意見も相談もしないがね、柄になく世間並みなやうなことも言つてゐたよ、それではわたし姉さんに悪いようだなんて。……で、何か。君は今日、お八重のところへ行つてみてくれたかい」

「あ。四時の汽車で歸つたが」

「向ふの方の經過はどうだね」

「うむ、案外に良好だね。もう少し重態かも知れないと思つたが」

「さうか。それは何より有難いな」

「今日はよかつたけれども、昨晩は相當に悲しかつたらしいね。」さう言へば今日の快活な樣子も多少病的かも知れないが」赤木は思ひ出すがままにお八重の今日の有樣を北村に傳へるのだつた「あ、さうさう。君はデスクの抽斗に何だか毒藥を持つてゐるつて?」

「あ。あるよ。持藥だ。どうして?」

「それをいつも君から取扱ひに注意するやうに言ひつかつてゐるんだつて? そいつを今日歸りがけに出して來てね」

「うむ」

「僕に預つてくれといふのだ。きのふの晩それのことを思ひ出したから、ひよつとしたはづみで間違ひがあつてはいけないから僕に預れといふのだよ」

「それで、どうした、君は」

「預つた。彼女が見てゐないうちに座敷の長押のうらへ置いて來たがね」

「さうか。まさかそんな事もあるまいけれども、僕もあの瓶のことはちよつときのふ家を出てから思ひ出したよ」

「君がお雪をうちに連れて來た時に、お八重はそれが自分に對する愛情の別の現はれだと思つて君に感謝したものだつたと言つてゐたよ。それからたくさんの兄弟のなかでお雪を一番愛してゐたのにとも言ふのだ。一たいに君のことはあまり何も言つてはゐなかつたが、お雪のことはひどく惡んでゐたつけ」

「さういふことはあるだらうな。お雪のせゐではない。僕のせゐだと昨日もよく言つて置いたのだけれどね」

「それから、僕は一番上の姉さんの話も言つたよ。序ではあり、この際だから何もかも知らせた方がいいと考へもしたしね。構はないだらう」

「いいさ、そんな事は。何と言つたい、さうしたら」

「別に――さうさう。姉さんもあんまりひどいといふやうな事を一言云つたけな。君はきのふお八重に『どうせお雪などは何をするかも知れないし、またこちらでも飽きるかも知れないが』と言ふとお八重は『そんなら自分はその時までひとりで待つてゐてもいい』と言つたつてね」

「あ。そんな事も言つてゐたやうだつたが」と北村は答へた「今日も君にそんな事でも言つたかね」

「いいや、今日は別の人と結婚して見る氣もあるやうな事を言つてゐた。君にはユリ子の父として末長くつき合つて貰ひたい、さうするためには獨身でない方がつき合ひやすいと君が言つたといふので　その君の意見もあるし、どうせ女一人では一生は送れないのだからなどとも言つてゐたよ。で僕はね、その時、それぢや僕と結婚する氣はないかと言ひたかつたけれども、それは言はないでしまつたよ。ただ美代子を離婚する事にした事實だけは、これも極く簡單に言つたよ。理由を聞きたがつたけれどまたそのうちに敎へると言つて答へなかつたが、お八重はしかし、僕を信用してゐてくれるやうだつた。理由は聞かないでもあなたが取計らつた事だからいづれ仕方のない事に違いないと言つてくれたよ。僕はちよつとうれしかつたね。その時。それからまた、お八重は自分が北村と別に家を持つたら、僕に部屋を借してやらうといふのだぜ。七分どほり眞顏でね。僕はその時もよつぽど結婚の話を持出したかつたよ。持出してもいい順序になつてゐる氣がしたよ。――どうだらうね、お八重はひよつとして僕のことを多少何とか思つてはしないだらうかね」

赤木はひとりで顏を赤くしながら、北村に一笑されるつもりでさう言つた。

「ふむ」北村はしかし笑はないで眞面目に受取つた「さ。はつきりとは意識しないまでも、さういふ心持の萠芽は確かにあるんだね。藥を君に預かつてくれなどといふ氣持だつて、やつぱり一種のコケツトリーといふものをかしいが、何か

そんなものだよ。それに君を非常に力に思つてゐることはこれは事實だね。僕にもさう言つた、『あなたと別かれてしまへば赤木さんだつてもうつき合つて下さるまい。わたしのやうな馬鹿な女だから、ただ北村の家内だからこそ赤木さんもつき合つてくれるだらうが、自分ひとりになつたら、とり合つて相談などはしてくれまい』と、僕にもさう言つたよ。僕はその點は十分に説明して、僕自身も永く交際するし、赤木もいつまでも今のとほりに力になつてくれるに違ひないと答へて置いたがね。その時にも、僕も、君との結婚のことまで言つてもいいとも思つたが、少しまだ早いとも考へたのでそこは言はなかつたがね。結婚の話はそのうちに時期を見て僕から話してやるよ。さうだ。お八重がそれほど君を力にしてゐるのだから、僕としては、君がこれからも都合のつくだけ多くお八重のところへ行つて話相手になつてやつて貰ひたいな」

「それにお八重は妙に悲しい事を言ふのだぜ。――日本橋のお父さんの家へ行つてゐる頃、夕方などによくあの邊の橋のところへ立つて舟の人を見てゐたさうだよ。どうしてかういふ川舟の女房にならなかつたらう。もし夫婦で舟に住んでゐるなら、どこへ行くにも何をするにもいつでも夫と一緒に居られるのに。とさう思つて、橋の近所などの泊ひ舟の生活を見てゐたといふのだが、これはお八重の口から聞くと僕はその實感に打たれたよ」

「フ　フ　フ、フ」北村は一種特有の笑い聲を上げた。それは低い忍び笑のやうで、また苦笑のやうで、しかし悲しみを帶びてゐた。

ふたりはいつか公園のなかへ這入つてゐて、そこは木立にとりかこまれた廣場の入口で、アアク燈の眞下であつた。遠くないところにベンチが幾つか列んであつたけれどもその一つには、若い男女がゐた。赤木たちは敢てその一組に遠慮をしたし、また彼等自身の話をも人に聞かせたくなかつた。北村と赤木とはそこに佇立したままふたりは煙草に火を

つけた。さうしてしばらく無言であつた。

街を歩いてゐる間は氣づかなかつたが、十五夜過ぎの月が出たと見えて、その形はそこからは見えなかつたけれども、光が廣場の大部分を明るく靜かにまた廣く滑らかに照し出してゐた。ベンチにゐた男女は打ちつれてベンチから立つて向ふの方へ歩いて行つた。彼等は月の光のなかで影を曳いて小さくくつきりと動いて行つた。

編輯後記

◇野黨は「怪」文書で内閣をつぶす計畫だそうな。この問題は民衆の生活にどれほどの關係がある、政界の投機師ほど民衆を愚にするものはない。

◇濱松の斥候戰案外の成績、勞働階級の團結は來春の普選で意外の好果を齎らすだらう。

◇九月增大號の評判は近年にない好評であつた。藤村の「嵐」に對しては全文壇擧つてその名作たるを賞讃した。德富蘇峯氏の如き未だ曾つて雜誌文藝の批評に觸れたことのなかつた人でさえ熱誠なる推讃の辭を惜まなかつた。此作品は文壇は勿論であるが、全社會から殘らず歡迎された。我々は雜誌編輯に十年近く當つているが文壇以外の社會人からかくの如く歡呼された小說は始めてであつた。

◇その因由は勿論作品の淡々として大正明治を通じて一番巨匠の俤ありと云ふ識者の批評その通りに相違はあるまい、而し藤村が子女のため八年の長い間娶らずして忍從の生活をなした同情すべき態度が大衆に感激を與へたにもよることであらう。

◇この「嵐」に限り三回讀んだと云ふ識者や讀者が數多いのは反省すべき現象である。それと反對の人生觀を描ける德田氏の「元の枝へ」も力作である。照應して一讀すればそこに兩大家の面目の相違が躍如たりである。此兩大作と共に武者小路氏の「或る畫室の主」も文壇最高の收獲として心ある人の尊敬を受けておる。こうした三大力作が揃つたことはあまり類例がない、加之、谷崎氏の神品の加はるありて九月號は燎亂として文壇を威壓した。

◇唯だ谷崎氏の連作を本月號に氏の都合で休載したのは遺憾千萬であつた。その代り十一月號には氏は一倍と力瘤をいれるといつている。

◇勞農ロシアの兄弟分の如く噂された廣東政府——廣東軍は破竹の勢ひで武昌を拔き、吳佩孚を逐ふた。今度の合戰は單純なる軍閥同志の勢力爭ひでない。日本は愼重に此間の事態を究明すべきである。今度の鬪爭を知るには第一現代支那の學生運動、勞働運動、革命運動、國際資本驅逐運動を知るべきだ。此點に於て夏季特輯「現代支那號」を我誌が出したことは確に意義あることであつた。

◇社會科學十月號は「唯物史觀研究號」とする。自然科學第三號も十月一日發行する。

大正拾五年九月十七日印刷納本
大正拾五年十月一日發行

([redacted])
定價壹圓

東京市芝區愛宕下町一ノ一
編輯兼發行兼印刷人　山本三生

東京牛込區市谷加賀町一ノ一二
印刷所　秀英舍

東京芝區愛宕下一ノ一
發行所　改造社
振替東京八四〇二
電話銀座四五五八

吉田絃二郎著

一人歩む

（改訂版）

四六判上製
定價壹圓八拾錢
送料二十二錢

人と生活と自然に、斯くまで一様の情懐を傾け、斯くまで自由鮮新の筆觸を致し、而かして斯くまで一作は更に一作毎に、生彩溢るゝ藝術境を展開して見せてくれるわが吉田氏の如きは寔に至寶といはねばならない。本書は氏の最も愛好せられた短篇十一を收められたもの、氏の全藝術を直截に理會し氏と共に人生の悠久を思ひ自然の情懐に浸らんとする者の必らず就かねばならぬ好書である。

内容＝草の上、夜船、徳さん、老來、愛執の川、少年、濱、紙幟、霧の中、雪の野邊、門。

吉田絃二郎著 **芭蕉**
價一・六〇
送料・一八

吉田絃二郎著 **父**
價一・九〇
◇送料・[illegible]

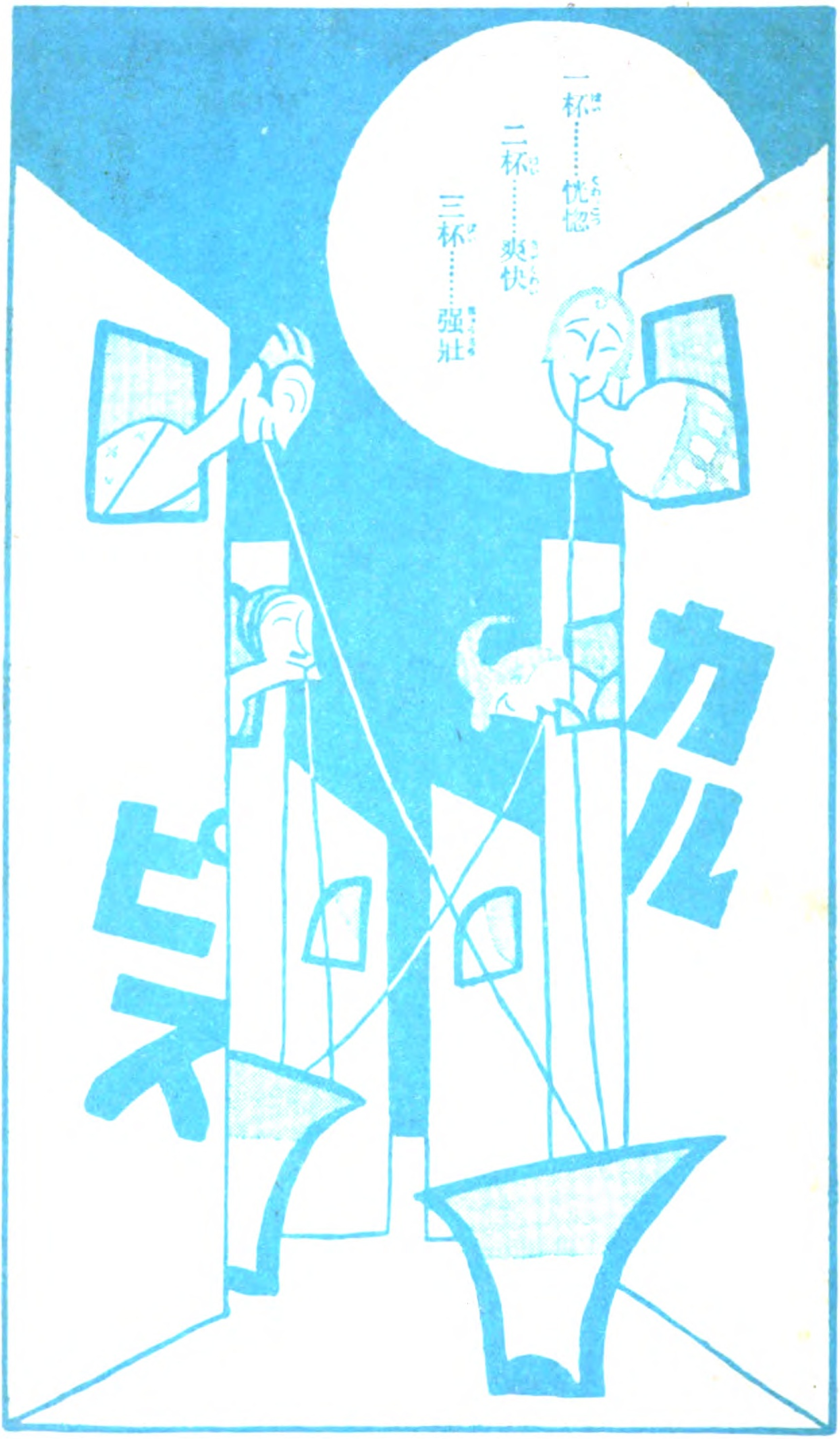
吉田絃二郎著 **運命の秋**
價二・〇〇
送料・二〇

吉田絃二郎著 **ダビデと子たち**
價一・八〇
送料・二〇

發行所 東京芝區愛宕下町 改造社 振替東京八四〇二

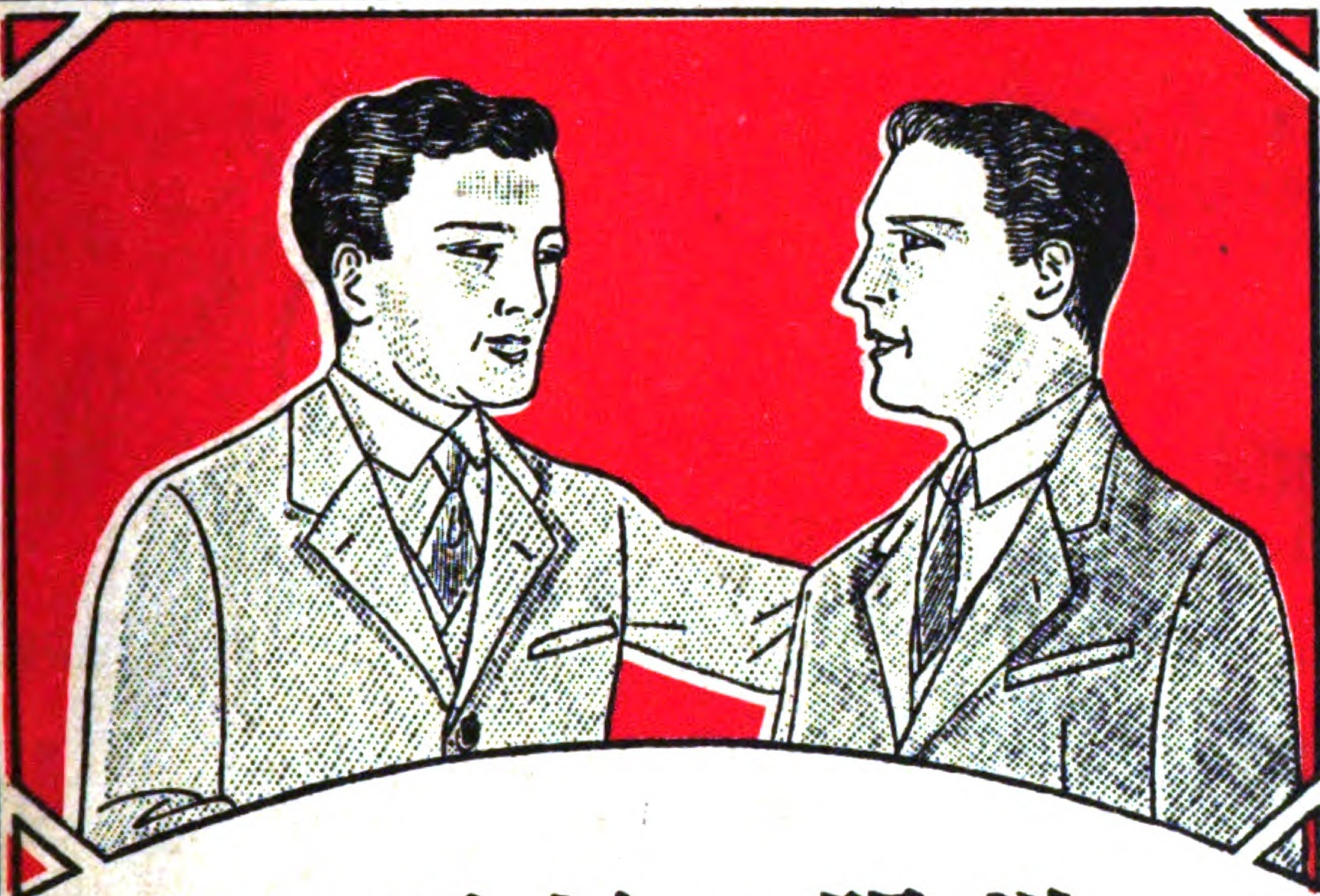
「自然科學」第三號目次

以上


一杯……恍惚
二杯……爽快
三杯……强壮
カルピス

THE KAIZO, A MONTHLY REVIEW OF POLITICS, LITERATURE, SOCIAL AFFAIRS, ETC.
PRICE: EIGHTY SEN A COPY, TWELVE YEN A YEAR
OFFICE: KAIZOSHA, 1 ATAGOSHITAMACHI SHIBA, TOKIO.

大正八年三月廿一日第三種郵便物認可
大正十五年十月一日發行（毎月一回一日發行）
大正十五年九月廿二日印刷納本
第八巻 第十一號 十月號



洋服は松屋で

◇歐米の新型
◇仕立の丁寧
◇柄行の斬新
◇生地の豊富

十月一日より十日迄
◇秋の松美會 ―（七階）―
慶長式新時代模樣圖案ご應用品陳列
◇慶長時代風俗展覽會
十月十五日より十一月十四日迄
◇結婚風俗展覽會 ―（七階）―
◇婚禮衣裳調度品陳列會

東京銀座

松屋呉服店

株式會社秀英舍印刷